H27-30 国営武蔵丘陵森林公園
運営維持管理業務

別紙資料

平成２６年〇月

国土交通省関東地方整備局

実施要項に関連する別紙・様式

分類	資料No	資料名	頁番号
業務の内容を示す書類	別紙1	主要公園施設一覧	別紙 1
	別紙2	主要建築物一覧	別紙 2
	別紙3	収益施設一覧	別紙 3
	別紙4	国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理基本方針	別紙 4
	別紙5	H27-30国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務 共通仕様書	別紙 13
	別紙6	H27-30国営武蔵丘陵森林公園　運営維持管理業務 個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案）	別紙 41
	別紙8	H27-30国営武蔵丘陵森林公園　運営維持管理業務 個別仕様書（施設・設備維持管理）	別紙 62
	別紙9	H27-30国営武蔵丘陵森林公園　運営維持管理業務 個別仕様書（植物管理）	別紙 86
	別紙10	H27-30国営武蔵丘陵森林公園収益施設等管理運営規定書	別紙 108
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙11	従来の実施状況に関する情報の開示	別紙 180
	別紙12	精算報告書	別紙 187
	別紙13	公園利用者数(団体、パスポート含む)	別紙 190
	別紙14	公園利用者アンケート	別紙 193
	別紙15	イベント実績	別紙 199
	別紙16	広報・報道実績	別紙 215
	別紙17	ホームページアクセス件数	別紙 217
	別紙18	開園時間延伸状況	別紙 218
	別紙19	混雑時の状況	別紙 220
	別紙19-2	提供施設一覧	別紙 228
	別紙20	提供物品一覧	別紙 230
	別紙21	購入備品一覧	別紙 234
	別紙22	備品以外の残存物品一覧	別紙 239
	別紙23	貸与車両の使用状況・維持管理状況	別紙 240
	別紙24	危機管理対応実績・報告①＜事故対応等＞	別紙 258
	別紙25	危機管理対応実績・報告②＜自然災害、火災＞	別紙 262
	別紙27	職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置	別紙 263
	別紙28	統括責任者による外部会議への出席	別紙 266
	別紙29	苦情、要望等対応処理	別紙 267
	別紙30	紙媒体（種類、発行部数）	別紙 306
	別紙31	記者投げ込み実績	別紙 308
	別紙32	公園利用者に無償で貸与している物品一覧	別紙 311
	別紙33	巡視計画書	別紙 312
	別紙34	都市緑化植物園年報	別紙 316

従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙35	インターン・地域活動	別紙	360
	別紙36	建物・工作物に係る修繕履歴（修繕箇所、費用等）	別紙	379
	別紙37	清掃場所、箇所、内容、方法及び頻度等	別紙	388
	別紙38	緑のリサイクル	別紙	393
	別紙39	産業廃棄物（排出量、経費）	別紙	405
	別紙40	農薬、肥料、土壌改良材リスト	別紙	406
	別紙41	農薬散布（位置、数量、時期、頻度等）	別紙	408
	別紙42	樹幹注入（実施回数等）	別紙	409
	別紙43	植物性廃棄物の取扱（発生・処理・活用量等）	別紙	410
	別紙44	収益施設利用者数、売り上げ等	別紙	411
	別紙45	臨時物販施設等一覧	別紙	427
	別紙46	公衆電話	別紙	429
その他	別紙47	業務評定	別紙	430
様式	様式1-1	競争参加資格確認申請書	別紙	431
	様式1-2	企業の業務実績	別紙	432
	様式1-3	業務責任者の業務実績	別紙	433
	様式1-4	守秘性に関する要件	別紙	434
	様式1-5	業務実施体制	別紙	435
	様式1-6	実施方針	別紙	440
	様式1-7	再委託または下請負の予定	別紙	442
	様式1-8	業務経験証明書	別紙	444
	様式1-9	収益施設運営実績書	別紙	445
	様式1-10	入札参加事業者等確認書	別紙	449
	様式2-1	表紙（企画書）	別紙	461
	様式2-2-1～11	企画提案	別紙	462
	様式2-2-12	改善提案	別紙	475
	様式3	収益施設運営計画書	別紙	478

別紙１

主要公園施設一覧

ゾーン名	名称	面積（㎡）	主要施設
南地区	南口広場	24,300	日本庭園、噴水、滝、流水、芝生広場（6,471m²）
	花木園	72,000	サクラ約 1,000 本、ウメ約 700 本、他四季の花木等
			芝生広場（9,368m²）、水生植物池（水面積 1,102m²）
			噴水、雅の休憩所、モニュメント
	展望広場	26,000	芝生広場（13,487m²）、展望レストラン
	林間広場	8,800	芝生広場（3,010m²）
	運動広場	64,400	芝生広場（12,508m²）、草地広場（38,554m²）、
			ぽんぽこマウンテン（大 995m²　小 34m²）
			花畑（10,118m²）雨天多目的施設（490m²）
	（旧）遊戯広場	8,400	芝生広場（1,035m²）
	疎林地帯	102,500	幅 100m、延長 1 ㎞、芝生広場（9,189m²）、滝・流れ、ディスクゴルフコース
	駐車場	32,681	南入口駐車場、中央入口第2駐車場
	その他	959,152	沼、園路、雑木林、他
中央地区	中央口広場	10,400	洋風庭園、噴水、花壇、池畔デッキ
	中央レストラン広場	6,000	芝生広場（1,723m²）、舗装広場、中央レストラン
	記念広場	9,300	芝生広場（6,386m²）、サークルテラス、日時計
	彫刻広場	28,300	彫刻9体、芝生広場（10,181m²）、池
	渓流広場	14,000	芝生広場（3,503m²）、渓流
	都市緑化植物園・見本園	26,000	見本園（針葉樹、カエデ）
	駐車場	25,485	中央入口第1駐車場、中央入口第 3 臨時駐車場
	その他	284,990	沼、園路、雑木林、他
北地区	わんぱく広場	53,000	水遊び場（10,000m²：内水面積 2,500m²）
			むさしキッズドーム（4,000m²）
			冒険コース（39,000m²：23 種）
	都市緑化植物園・見本園	177,500	見本園（紅黄葉樹、公園・庭園樹、街路樹、花木、ハーブガーデン、ロックガーデン、湿地性植物他） 苗圃（5箇所）
	北口広場	4,000	芝生広場、自然探勝路（延長 1.2km）
	ドッグラン	7,577	フリーエリア、小型犬エリア、休憩スペース、他
	北休憩広場	2,500	休憩所、花壇、芝生広場（701m²）
	西口広場	3,900	花壇（35.4 ㎡）、西口管理棟
	駐車場	28,873	西入口駐車場、北入口駐車場
	その他	1,023,830	沼、園路、雑木林、他
計		3,040,000	

別紙２

主要建築物一覧

種　類	数	設　置　箇　所
管理事務所	1	南口（1,113.74m^2）
管理棟	7	都市緑化植物園（683.10m^2）、西口（688.70m^2）、他5箇所
券売所（駐車場券売所含）	11	南口、南口自転車持込道、中央口、北口他7箇所
レストラン	2	展望レストラン（908.11m2）、中央レストラン（187.66m2）
レストハウス	1	花木園レストハウス（70.42m^2）（使用停止中）
サイクリングセンター	4	南（332.72m2）、中央（200.00m2）、西（248.80m2）、 北サイクリングセンター（97.15m2）
休憩所	7	南口、運動広場、彫刻広場、水遊び場、北自転車、疎林あずまや、 渓流広場
あずまや	18	日本庭園付近、ふれあい広場上、林間広場、運動広場、三叉路広場、 紅黄葉樹見本園他１２箇所
便所	39	南口、日本庭園付近、花木園、三叉路広場他 35 棟（内多目的トイレ設置 31 箇所）
記念塔	1	疎林地帯（高さ 33.725m）
展示棟	1	都市緑化植物園（327.00m^2）
資料館	1	都市緑化植物園（1,166.57m^2）
温室	2	ミスト温室・育苗温室
その他	39	野外ステージ、多目的ドーム、車庫、倉庫、ポンプ室、作業棟など

別紙３

収益施設一覧

公園施設の名称			許可面積（予定）（㎡）
駐車場	①	南入口駐車場	13,031
	②	中央入口駐車場	（第 1）4,194
			（第 2）8,514
			（第 3；臨時駐車場）19,957
	③	西入口駐車場	18,306
	④	北口駐車場	6,628
サイクリング施設	①	南入口自転車管理棟	246
	②	中央入口自転車管理棟	394
	③	西入口自転車管理棟	189
	④	北口サイクリングセンター	98
飲食施設	①	中央レストラン※	172
	②	展望休憩所レストラン※	490
物販施設	①	南入口休憩所売店	60
	②	花木園レストハウス売店（撤去予定）	35
	③	運動広場管理棟売店	26
	④	渓流広場売店	42
	⑤	水遊び場売店	21
	⑥	南入口自転車管理棟売店	44
	⑦	西入口管理棟内売店	88
	⑧	西入口自転車管理棟売店	41
	⑨	中央口管理棟売店	78
	⑩	植物園売店	70
園内交通施設	①	停留所	34
	②	車庫	252
野外炊飯広場※	①	屋内（管理棟）	14
	②	屋外（ストックヤード）	
自動販売機			
コインロッカー			
公衆電話			

※野外炊飯広場、中央レストラン及び展望休憩所レストラン付帯のバーベキューコーナーは、裁量施設。
※南入口駐車場については、上記面積以外に 2,233 ㎡は維持管理業務委託受託者駐車場として提供するが、繁忙日には臨時駐車場（収益施設）として使用することを妨げない。

別紙４

国営武蔵丘陵森林公園
運営維持管理基本方針

平成２６年〇月

目　　次

１．運営維持管理基本方針の目的・位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
１．１ 公園建設の基本理念及び基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
１．２ 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
１．３ 運営維持管理基本方針の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
１．４ 運営維持管理基本方針の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
２．運営維持管理の基本方針 ・・・ 3
２．１ 国営武蔵丘陵森林公園の公園づくりの基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
２．２ 今後の運営維持管理の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
３．運営維持管理の重点事項 ・・・ 7

１．運営維持管理基本方針の目的・位置づけ

１．１ 公園建設の基本理念及び基本方針

国営武蔵丘陵森林公園は、明治の偉業をたたえる記念事業の一環として、武蔵野の面影を残すロケーションを活かしつつ国土交通省（旧：建設省）が整備し、昭和 49 年 7 月に開園した全国で第１号の国営公園である。

昭和 41 年に閣議決定された「明治百年記念準備会議の設置」を経て、明治百年記念事業の一環として武蔵丘陵に国営森林公園を設置することが昭和 43 年に閣議決定されており、同時期に以下の基本理念及び基本方針が策定され、現在でも引き継がれているところである。

【国営武蔵丘陵森林公園建設の基本理念】

明治百年を迎え、この一世紀におけるわが国のめざましい発展の基礎を築いた「明治」の歴史的偉業をたたえ、その遺産から新たな創意と英知を学びとり、次の百年に望む抱負と決意とを表明して、国は、明治百年事業を全国民的規模において行うこととした。

この記念事業の一環として、自然を失いつつある都市の住民が緑を通じて人間性を回復する場を確保するため、国は明治百年を記念するにふさわしいものとして、国民の総意を込めて、首都近郊の武蔵丘陵に国営森林公園を設置して、ながく後世に伝えることとする。

【国営武蔵丘陵森林公園建設の基本方針】

１．基本的事項

１）国民各層が四季を通じて利用できる公園とする。

２）森林公園としてふさわしい環境を保持しながら、屋外レクリエーションの施設を考慮する。

３）現存の地形および植生を十分に考慮するとともに、池沼は原則として改造しない。

４）現存の文化財を原則として保存する。

５）来園者の自動車は園内を通さない形態とする。

６）公園施設については都市公園法に準拠する。

１．２ 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的

国営武蔵丘陵森林公園は、東京都心部から北西へ約 60km に位置し、東西約 1Km、南北約 4Km、面積約 304ｈａ（ヘクタール）の広さをもっている。武蔵丘陵特有の緩やかな傾斜面が連なる丘陵地であり、平成 24 年度は約 84 万人／年が来園している。

国営武蔵丘陵森林公園では、昭和 49 年 7 月に一般供用を開始して以来、昭和 55 年に計画面積約 304ha が概成し、平成 25 年に公表した「国営武蔵丘陵森林公園整備・管理運営プログラム」に基づき、老朽化に対応した改修と維持管理を進めているところである。

以上のような背景を踏まえ、今後の国営武蔵丘陵森林公園における維持管理の基本的な考え方を示す「運営維持管理基本方針」を策定した。

１．３ 運営維持管理基本方針の位置づけ

この運営維持管理基本方針は、日本で第１号の国営公園である国営武蔵丘陵森林公園が、その使命や役割を担うための運営維持管理のあり方を示したものであり、以下の内容で構成している。

①運営維持管理の基本方針

②運営維持管理の重点事項

１．４ 運営維持管理基本方針の対象

基本方針は、既に供用している全園を対象としたものである。

今後の維持管理においては、レストランや駐車場等の収益施設についても、互いに連携・調整を図りながら、効果的・効率的な維持管理に努めるものとする。

２．国営武蔵丘陵森林公園における運営維持管理の基本方針

２．１ 国営武蔵丘陵森林公園の公園づくりの基本理念

国営武蔵丘陵森林公園では、これまで、上述した基本理念・基本方針に基づく公園づくりを進めてきた。今後は、社会情勢の変化などを背景として整備及び運営維持管理を進めていくこととなるが、基本理念・基本方針については共通した考え方として今後も継承していく。

２．２ 今後の運営維持管理の基本方針

国営武蔵丘陵森林公園は、その存在価値や利用価値を、継承・連携・発信していくことにより、良好な自然的条件を有効利用し、多様なレクリエーションの需要に対応する都市公園としての役割を担う公園である。

公園の存在価値とは、社会資本である公園が公共の福祉の増進等に貢献する機能や施設を有していることであり、公園の存在自体に価値があることである。この存在価値は、市場原理になじみにくく、持続的に維持しなければならない根元的なものである。

一方、利用価値とは、存在価値を維持した上で、公園施設や機能を活用した様々な活動が豊かに展開される公園の利用環境を意味している。この利用価値は、多様な主体の知恵や工夫を活用して、安全、安心、快適な公園環境を創出していかなければならないものである。

この存在価値や利用価値を継承・連携・発信していくためには、国営武蔵丘陵森林公園を運営維持管理・利用する多様な主体（国、運営維持管理事業者、ＮＰＯ、ボランティア、利用者等）が、今後の国営武蔵丘陵森林公園のあるべき目標・将来像を共有し、国営武蔵丘陵森林公園のさらなる魅力向上に向けた取組を推進していく必要がある。

そのため、今後の国営武蔵丘陵森林公園における運営維持管理の基本的な方針として、以下に示す３つの基本方針を設定した。

基本方針１）森林・里山の広がりある空間を活かした、国民各層が四季を通じて利用する屋外レクリエーションの場とする。

- 国民各層が四季を通じて、広がりのある広場や遊具、水遊び場等を利用して、屋外レクリエーションを楽しむ場を提供
- 森林・里山の環境の中で、ウォーキングやジョギング、サイクリング等を楽しむ場の提供
- 収益施設の適切な運営と自主事業の推進
- 広がりある空間スケールや長い園路延長を活かして、ウォーキングやマラソン、自転車競技のイベント誘致を促進

[国営武蔵丘陵森林公園の実績]

- 広大な芝生広場、ぽんぽこマウンテン等の遊具、水遊び場等、子どもたちに人気の遊具・遊戯施設
- 園路や自転車道等を利用したウォーキング、ジョギング、サイクリング利用
- 日本スリーデーマーチや完走マラソン大会、自転車競技イベントを実施



【むさしキッズドーム】



【水遊び場】



【ウォーキング】



【サイクリングロード】



【完走マラソン大会】

基本方針２）都市住民が緑あふれる環境の中で都市緑化の意義や技術を学ぶ場とする。

- 都市緑化に関する知識や技術の普及・啓発
- 都市緑化に関する情報の収集・蓄積・発信
- 四季折々の花や紅葉等の演出

[国営武蔵丘陵森林公園の実績]

- 緑化相談や研修会･講習会を通じた都市緑化技術の普及･啓発
- 多様な花や新緑・紅葉など四季を感じさせる環境を提供
- 貴重植物の保存・栽培、記録と情報発信



＜ボーダー花壇＞



＜カエデ見本園＞

【花木見本園】



＜ヤマユリ＞



＜サクラソウ＞

【貴重植物】



【都市緑化植物園での活動】

基本方針３）森林・里山の自然・文化環境の維持・保全と環境学習の機会を充実する。

- 多様な生物の生育・生息環境の維持・保全により生物多様性確保へ貢献
- 各種ボランティアとの協働を図り、市民参加の森林・里山づくりを推進
- 教育機関を対象とした様々な環境学習プログラムの企画・提供

[国営武蔵丘陵森林公園の実績]

- 年間延べ約 1,500 人の公園ボランティア活動による、市民参加の森林・里山づくり
- ＮＰＯ、公園ボランティア等と連携した年間約 100 件の環境学習プログラムの実施
- 生態系に配慮した樹林の適切な維持管理



＜山野草ボランティア＞



＜雑木林ボランティア＞

【公園ボランティアと活動状況】







【森林公園における環境学習活動】



園内をエリア分けして樹林を管理



植生保全のための
刈り残しマーキング



昆虫等の隠れ家を刈
り残す（エコパッチング）



シュンラン
絶滅危惧種
林内照度の確保のため間伐、下草刈りによる育成環境の改善



クツワムシ
絶滅危惧種
保護のため最小限支障となるクズ等の除去による生育環境の保全

【生態系に配慮した管理】

３．運営維持管理の重点事項

２．で定めた基本方針を基に、今後の国営武蔵丘陵森林公園の運営維持管理にあたり重点的に取り組む事項を整理した。

（１）園内施肢の利便性・安全性の向上

園内施設の再整備にあわせて利用者の利便性・安全性を高めると共に、ライフサイクルコストの低減を意識した計画的な維持管理を行います。

（２）里山の自然環境の保全活用

園内の自然環境保全することで美しい里山の風景・景観を維持し、これからの日本の里山管理の在りようをリードすると共に、地域の工コロジカルネットワークの拠点としての生物多様性の確保、野生生物の生息・育成環境の確保に貢献していきます。

（３）学習・研究の場の提供

体験型の環境学習や自然観察会を開催し、多くの方が自然の大切さや役割、緑化技術を学ぶ場を提共します。

（４）少子高齢化に対応したサービスの提供

少子高齢化の進展や余暇活動のニーズの高まりに対応するため、ユニバーサルデザインの推進、休憩や移動等のサービス水準の高度化、健康増進のための施設整備を進めます。

（５）多様な主体及び地域との連携

多様な主体の参画・協働による公園の刻率的かつ刻果的な管理運営や、周辺也或と連携した観光客誘致などを進めます。

（６）四季折々の森や里山の楽しみ方の提供

国民各層の誰もが安心・便利に使える公園、起伏のある地形や管理された森林・里山ならではの季節感を味わい様々な楽しみ方が出来る公園として利用者の視点に立ったサービス向上を図ることで利用者満足度の向上、利用促進を図ります。

（７）防災拠点としての樹齢化

首都直下地震等大規模地震発生時の円滑な救援・復旧活動を支援するため、災害対策用車両本部として緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE)をはじめとした救援部隊が災害時に当公園を拠点に活動できるよう整備を進めます。

別紙５

H27-30 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務
共通仕様書

平成２６年〇月

国土交通省関東地方整備局

第１章 総則

第１条 目的

国営武蔵丘陵森林公園（以下「本公園」という。）は、明治百年記念事業の一環として、埼玉県比企郡滑川町及び熊谷市楊井にまたがる東西約１㎞、南北約４㎞、面積約 304ha の丘陵地に計画され、自然を失いつつある都市の住民が緑を通じて人間性を回復する場を確保するため、国土交通省（旧：建設省）が明治百年を記念するに相応しいものとして、国民の総意をこめて、首都近郊の武蔵丘陵に整備し、昭和 49 年７月に開園した全国で初めての国営公園（ロ号）である。（別添－１「国営武蔵丘陵森林公園平面図」参照）

本公園では、「緑を通じて人間性を回復する場の提供」をテーマに、以下の３つの基本方針のもとに総合的に整備、管理、運営を進めている。（別紙－４「国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理基本方針」参照）

基本方針１）森林・里山の広がりある空間を活かした、国民各層が四季を通じて利用する屋外レクリエーションの場とする。

基本方針２）都市住民が緑あふれる環境の中で都市緑化の意義や技術を学ぶ場とする。

基本方針３）森林・里山の自然・文化環境の維持・保全と環境学習の機会を充実する。

昭和 49 年の開園時から平成 25 年度までの公園利用者数累計は、約 3,885 万人であり、平成 25 年度には年間約 85 万人の方々に利用されている。

本業務は、本公園において、国の組織である国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所国営武蔵丘陵森林公園出張所との調整の下で、豊かな緑につつまれた広い公共空間と里山の自然環境保全に配慮した公園として、より多くの公園利用者が安全で快適に公園を利用できるよう、公園利用者サービスや利用指導を図るとともに、公園の質的水準を維持、向上させ、本公園全般にわたり、公園資産を保全、増進させることを目的とする。

第２条 適用及び用語の定義

本仕様書は、H27-30 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務のうち、「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本仕様書に用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりである。

１）「関東地方整備局」とは、国営公園の管理主体者であり、本業務の発注者のこと。

２）「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者の指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う発注者の指定する職員で、主任調査員及び調査職員を総称していう。

３）「検査担当者」とは、事業者の指定する本業務に関する作業完了の確認を行う職員をいう。

４）「事業者」とは、本公園の運営維持管理者として、本業務を受注した者のこと。

５）「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、本公園を利用する者のこと。

６）「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、関東地方整備局と事前に協議し、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第５条、第６条又は 12 条に基づく許可を得た上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設の運営や行催事を行う事業のこと。

７）「収益施設」とは、公園利用者サービスの向上を図るため、事業者が独立採算により運営管理

を行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。

8）「入園料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条第 2 項及び都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）第 11 条第 2 項に基づき、有料区域を利用する者から徴収する料金のこと。

9）「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、収益施設等を利用する者から徴収する料金のこと。

10）「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設運営者が関東地方整備局に納める公園の土地または建物の使用にかかる料金のこと。

11）「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地または建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき関東地方整備局から金額を通知し、事業者が関東地方整備局に納める料金のこと。

12）「業務責任者」とは、本共通仕様書第１３条に示す業務内容である本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備の維持管理、植物管理の個々の業務遂行を監理するもののこと。

13）「総括責任者」とは、本業務全体を監理するものであり、業務責任者のうち、本業務全体の計画立案及びマネジメントの業務責任者をもってそれにあてること。

14）「スタッフ」とは、事業者が業務を履行するための職員、アルバイト、その他関係従事者をいう。

15）「管理物件」とは、別添－１「国営武蔵丘陵森林公園平面図」に示す敷地及び附属設備を指す。なお、同敷地内であっても、第三者が持ち込み、または、管理許可を受け、もしくは占用している設備・機器、工作物等については、その対象から除外する。

16）「国事務所」とは、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所国営武蔵丘陵森林公園出張所のこと。

17）「管理事務所」とは、別添－３「管理事務所図」に示す建築物を指す。

18）「管理センター」とは、管理事務所を拠点として本業務を遂行する組織のこと。

19）「修繕」とは、施設の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。

20）「改修」とは、性能又は機能を従前より向上させるような措置を行うこと。

21）「保守」とは、機器等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。

22）「点検」とは、施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

23）「指示」とは、関東地方整備局又は調査職員が事業者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。また、関東地方整備局長が事業者に対し、業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときには、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。）第 27 条第 1 項に基づき、必要な措置をとらせることをいう。

24）「通知」とは、関東地方整備局若しくは調査職員が事業者に対し、又は事業者が関東地方整備

局若しくは調査職員に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

25)「報告」とは、事業者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

26)「承諾」とは、事業者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

27)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、関東地方整備局又は調査職員と事業者が対等の立場で合議することをいう。

28)「提出」とは、事業者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

29)「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。

30)「検査」とは、既済検査あるいは完了検査のことをいう。

31)「勧告」とは、関東地方整備局長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の行動をとるように説きすすめることをいう。

32)「命令」とは、関東地方整備局長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の一定の義務を課する具体的な処分をいう。

第３条 総則

１．本仕様書は、本業務を遂行するために必要な事項を定め、もって本公園の適正な運営維持管理を期するものである。

２．本業務の実施は、H27-30 国営武蔵丘陵森林公園運営業務委託契約書（以下「契約書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。

第４条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。

１）都市計画法

２）都市公園法

３）道路交通法

４）景観法、屋外広告物条例

５）建築物における衛生的環境の確保に関する法律
建築物環境衛生管理基準（厚生労働省）

６）消防法（消防庁）

７）建築基準法

８）労働基準法、労働安全衛生法

９）下水道法

10）水道法

11）水質汚濁防止法

12）浄化槽法

13）食品衛生法
14）廃棄物の処理及び清掃に関する法律
15）大気汚染防止法
16）騒音規制法
17）振動規制法
18）個人情報の保護に関する法律
19）高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
20）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
21）電気事業法及びこれに基づく政令等
22）電気設備に関する技術基準を定める省令
23）建築保全業務共通仕様書　（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
24）建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
25）公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
26）公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
27）公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
28）公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
29）公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
30）公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
31）プールの安全標準指針（文部科学省、国土交通省）
32）プール等取締条例及び施行規則（東京都）
33）プールの安全・衛生の管理（東京都福祉保険局）
34）移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
35）移動等円滑化の促進に関する基本方針（国家公安委員会、総務省、国土交通省）
36）都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
37）公園のユニバーサルデザインマニュアル
（財団法人　都市緑化技術開発機構　公園緑地バリアフリー共同研究会編）
38）都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）
（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課）
39）国土交通本省委託契約取扱要領（別添－２）
40）第４次レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）（環境省自然環境局）
41）埼玉県レッドデータブック
42）絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
43）特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
44）猛禽類保護の進め方(改定版)（環境庁自然保護局野生生物課編）

45）土木工事標準仕様書
46）土木工事施工管理基準
47）工事記録写真撮影基準
48）電気通信設備工事標準仕様書
49）機械設備工事標準仕様書
50）測量・調査・設計業務必携
51）土木工事必携
52）土木工事施工管理の手引き
53）河川法
54）建設業法
55）建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
56）国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
57）遺失物法
58）鉄道事業法
59）容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
60）原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）
（国土交通省住宅局住宅総合整備課）
61）その他、関係諸法令

第５条 事業者の義務

１．運営維持管理者となる事業者は、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。
２．本公園の設置の意義を踏まえて、その効用を最大限発揮させるよう、努力しなければならない。
３．本業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、第２章に示す多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
４．事業者は、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。
５．事業者は、本業務の実施にあたって、関東地方整備局又は調査職員と常に密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

第６条 関東地方整備局と事業者の責任分担

本公園の運営維持管理業務を実施するにあたり、事業者と関東地方整備局の責任分担を下表「責任分担一覧」のとおりとする。ただし、「責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担一覧」に定めのない事項については、関東地方整備局と事業者の間で十分に協議のうえ決定するものとする。

事業者と関東地方整備局の責任分担一覧

項目		関東地方整備局	事業者	
			運営維持管理	収益施設
	内　　容			
料金徴収業務	入園料等（収益施設運営に係るものを除く）の徴収業務（徴収料金は、関東地方整備局に納付）		○	
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第 5 条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○	
収益施設の管理	収益施設の管理			◎
物品の管理	関東地方整備局より提供のあった物品の管理		○	◎
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理		○	
苦情・要望対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	◎
	但し、30/1000 以上の物価変動が見込まれる場合	○		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	◎
運営日時の変更	開園日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減		○	
	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減			◎
許認可	都市公園法に基づく許認可	○		
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○	
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）		◎	◎
	修繕にかかる費用が 1 件あたり 100 万円を超えない場合かつ年間修繕費用○○○万円（税抜き）【平成 27～29 年度】、○○○万円（税抜き）【平成 30 年度分】※を超えない場合（上記①を除く。）。		○	
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用（上記①を除く。）。			◎
	上記３項目以外の場合 ※予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。	○		
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「②」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議するものとする。	○		
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等）		◎	◎
	共通仕様書第 27 条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○	◎
	上記２項目以外の場合	○		
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		◎	◎
	上記以外の場合	○		

※年間修繕費用は、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成 23～25 年の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙－３６「建物・工作物に係る修繕履歴」を参照のこと。

※事業者の責任分担にかかる項目のうち◎の項目については、委託費を充当することはできない。

第７条 公共サービス改革法第 27 条第 1 項に基づく指示

関東地方整備局長は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、公共サービス改革法第 27 条第 1 項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できるものとする。

第８条 契約の解除

関東地方整備局は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

１）公共サービス改革法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。

２）繰り返し法令違反を行ったとき。

３）暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。

４）暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

第２章 業務内容

第９条 運営維持管理基本方針

事業者は、国有財産としての適正な管理を保持しつつ、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、以下の運営維持管理の重点事項に則り、本業務の遂行に努めなければならない。

１）森林・里山の広がりある空間を活かした屋外レクリエーションの提供

２）都市住民に対する都市緑化の普及・啓発

３）四季折々の花や紅葉等の演出

４）森林・里山の多様な自然環境・景観の維持・保全

５）森林・里山を活かした環境学習機会の充実

第１０条　業務実施の基本的事項

１．事業者は、本業務の実施にあたっては、各業務間の総合調整を十分に図り、次に掲げる項目に留意するものとし、本共通仕様書第１条の３つの基本方針に沿った管理運営を行うものとする。

１）森林公園の貴重な自然資源である里山の自然環境保全に配慮した維持管理の実施及び環境学習や総合学習（総合的な学習の時間）への積極的な対応を行う。

２）安全で快適な利用がされるように利用指導及び利用者サービスを適切に行うとともに、利用の活性化を図るために公園利用者ニーズに的確に対応した利用促進策を展開する。

３）市民参加を推進するため、園内のボランティア活動への支援・指導に努める。

４）乳幼児連れの公園利用者、障害者、高齢者等への適切な対応等を図る。

５）地域との良好な関係を維持するため、地元公共団体、企業、市民等との連携を図る。

６）様々な管理技術の駆使や、効率的な管理運営等を通じて、常に経費の削減に配慮しながら高品質な維持管理を実施する。

７）災害や事故等における危機管理を徹底するとともに、発災時には避難地または、災害復旧活動拠点としても機能するよう、適切な対応を行う。

８）植物性発生材の堆肥化や塵芥のリサイクル等、園内での資源の有効活用に配慮する。

９）良好な景観の形成に努めた維持管理を実施する。

10）利用状況に応じ、適正に本業務を行い、利用に支障をきたさないように配慮する。

第１１条 履行場所及び履行期限

１．履行場所

施設名称　国営武蔵丘陵森林公園

所在地　　埼玉県比企郡滑川町、熊谷市

敷地面積　約 304ha

注）平成 26 年 6 月現在、敷地面積全て供用している。

※別添－１「公園平面図」を参照すること。

２．履行期限

平成２７年４月１日から平成３１年１月３１日までとする。

事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう過年度事業者から契約日以降業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、業務開始に備えなければならない。

第１２条 開園日時等

本業務の履行期間における本公園の開園日、開園時間、入園料については原則として官報告示に従う。

開園日・開園時間

期間	開園時間
4月1日～10月31日	9:30～17:00
11月1日～11月30日	9:30～16:30
12月1日～2月末日	9:30～16:00
3月1日～3月31日	9:30～17:00

※休園日は12月31日及び1月1日、1月の第3、第4月曜日
※開園時間は行催事等により変更する場合がある。（別紙－１８「開園時間延伸状況」参照）
※繁忙期、行催事開催時等においては、事業者が関東地方整備局に協議し、承諾を得た上で、開園時間の変更を行うことができる。
※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は事業者が関東地方整備局に協議し、承諾を得て休園とする。

なお、以下のとおり無料入園日を設けることとし、当該年度の日付は１ヶ月前までに通知する。

春の都市緑化推進運動／４月１日～６月３０日【期間中１日】
秋の都市緑化月間／１０月１日～１０月３１日【期間中２日】
みどりの日／５月４日【１日】
児童福祉週間／５月５日【１日】　※小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者のみ無料
敬老の日／９月第３月曜日【１日】　※満６５歳以上の者のみ無料

第１３条 業務内容及び業務対象

事業者は、本公園の供用区域内に位置する都市公園法第２条第２項で規定された各公園施設を対象として、個別仕様書に記載された管理水準の達成、業務内容を踏まえ、以下の各業務を行うものとする。（別紙－１「主要公園施設一覧」、別紙－２「主要建築物一覧」参照）

＜業務内容＞

１）公園施設維持管理業務（委託費により行う業務）

(1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務
- 本業務全体の計画立案及びマネジメント
- 入園料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務　等
- 企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）
- 公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視
- 発災時の利用者避難誘導（大規模災害等発生により国が公園を防災拠点として使用する場合に、入園者の避難誘導、備品及び展示装置等の移動等、国の円滑な活動を支援）　等

(2) 施設・設備維持管理業務
- 維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備）
- 清掃（園内清掃、園内建物清掃）　等

(3) 植物管理業務
- 高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等）

1）本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

(1) マネジメント

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、入園料等の徴収事務、地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。（詳細は別紙―６「個別仕様書（企画立案)」を参照のこと。）

(2) 企画運営管理

利用促進のための行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収するもの等を含む）や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う業務である。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行う。さらに、都市緑化植物園については、楽しみながら効果的に都市緑化について学べるよう管理運営を行うこと並びに都市緑化推進のための普及啓発に関する業務を行う。（詳細は別紙―６「個別仕様書（企画立案)」を参照のこと。）

2）施設・設備維持管理業務

(1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行うこと。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実に行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行う。さらに、貴重種が生息している水景施設については、生物多様性の観点から適切な水質保全を行う。（詳細は別紙－８「個別仕様書（施設・設備)」を参照のこと。）

(2) 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔に保つこと。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとること。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。（詳細は別紙－８「個別仕様書（施設・設備)」を参照のこと。）

3）植物管理業務

公園利用者に対して四季折々変化する里山の緑・花や紅葉等の観賞による人間性回復の場を提供するため、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、潅水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。さらに、都市緑化植物園内の資源等を活用した見本園や花壇等の植物管理（希少植物の育成、苗圃管理を含む）を行う。（詳細は別紙－９「個別仕様書（植物)」を参照のこと。）

第１４条 業務実施体制

１．国営公園の設置目的を達成し、公園利用者の安全・快適な利用サービスを提供するため、下記の資格要件を備えている職員を配置するなど本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。なお、資格証明書の写しを調査職員に提出するものとする。

＜事業者が保有する必要がある資格＞

・１級造園施工管理技士

２．日常管理業務に加え、公園利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。

３．本業務全体のマネジメント及び企画立案、企画運営管理、施設・設備維持管理、植物管理について業務別に業務責任者を配置することとする。なお、本業務全体のマネジメント及び企画立案の業務責任者を総括責任者とし、業務責任者による他業務責任者及び担当者の兼務を妨げない。ただし、収益施設等管理運営業務への委託費の支出は認めない。収益施設等管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。

４．開園期間中は、本共通仕様書第１３条１）～３）の業務責任者及び収益施設等管理運営業務の業務責任者のうち、少なくとも 2 名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本共通仕様書第１３条１）～３）が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお主な業務従事（勤務）場所は、管理事務所（別添－３）とすることを想定している。

５．この他、国庫に納入する入園料等の徴収業務を担当する経理担当者、及び救急対応を担当する者を配置するものとするが、経理担当者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第１５条 業務計画書

１．事業者は、契約締結日の 14 日前までに、企画書にもとづく積算根拠となる詳細な工種、数量、月次の工程計画、体制を記載した「業務計画書」を関東地方整備局に提出し、協議の上、承諾を得なければならない。

２．「業務計画書」の策定にあたっては、運営維持管理の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた業務計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みを構築し、「業務計画書」に記載する。

３．運営維持管理運営の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応について、年度内での変更が求められる場合は、「業務計画書」を随時修正する。

変更業務計画書の提出の必要の有無は内容に応じて調査職員と協議する。なお、次年度以降の実施内容に変更がある場合は、次年度の業務開始 14 日前までに変更業務計画書を提出し、承諾を得るものとする。ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。

４．四半期別必要経費内訳書には、「業務計画書」の変更がある場合は、その結果を反映した上で、数量、単価を記載し、積算根拠を明確にする。

＜業務計画書に記載が必要な項目＞
・年間管理運営計画（月別）
・年間行事計画書（月別）
・年間広報計画（月別）
・年間ボランティア活動計画（月別）
・企画提案された実施方針(月別)　（別紙様式１－６「実施方針」参照）
・業務実施体制（資格証明書の写しを含む）　（別紙様式１－５「実施体制」により作成）
・業務実施のための管理機構及び職務分担
・実施計画書（別添―５「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
・四半期別必要経費内訳書（別添―５「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
・再委託承諾申請書（別添―５「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
・施設管理作業（建物管理、工作物管理、清掃）
・植物管理作業
・収益施設運営計画　（別紙様式－３　「収益施設運営計画書」参照）
・公園内巡視作業
・入園料徴収及び公園利用者への利用指導
・安全管理、安全確保、救急救護、防災計画、消防計画、災害時・異常時対策
・公園利用促進への取り組み（広報、行催事等の開催）
・市民参加による公園運営（ボランティア）
・環境への配慮

第１６条 業務報告書

１．事業者は、運営維持管理の実施状況と包括的な質や管理水準等の達成状況のモニタリングが確実に行えるよう、報告書等を調査職員に毎月又は四半期ごとに提出する。

２．事業者は、各年度の業務を完了した時は、遅滞なく、当該年度の完了報告書、精算報告書及び委託費経費内訳報告書、残存物件報告書（以上、各正本１通、副本１通）に成果物（年度内に実施した運営維持管理実績を示す実施状況等の記録書一式）を添えて提出する。

３．経理状況に関する帳簿類は常に整理し、関東地方整備局からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応する。

４．本業務は電子納品（試行）対象業務とする。電子納品とは、上記業務報告書の最終成果のうち調査職員が指示するものを電子データで納品する。

＜毎月提出が必要な項目＞
1）「管理月報」（勤務実績簿を含む）（提出期限は翌月の 10 日 別添様式－１「管理月報」）
2）「事業連絡会議報告書」（毎月５日まで）
3）運営管理実施方針（毎月５日まで）
4）電気メーター集計表及び算定表（毎月初め）
5）水道メーター集計表及び算定表（毎月初め）
6）ガスメーター集計表及び算定表（毎月初め）
7）貸与車両の稼動実績、燃料使用実績報告（提供物品使用実績報告書）（毎月初め）
8）上記以外の発注者で指定した報告事項（適宜）

＜四半期ごとに提出が必要な項目＞
1）「管理四半期報」（提出期限、四半期翌月の 15 日　別添様式－２「管理四半期報」）

＜当該年度の完了報告で提出が必要な項目＞
1）「完了報告書」　（別添―５「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
2）「精算報告書」　（別添―５「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
3）「委託費経費内訳報告書」（別添―５「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
4）「残存物件報告書」（別添―５「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
5）「実施状況等の記録書」
＜実施状況等の記録書に添付が必要な項目＞　※事業者において記録・作成した原本を提示
1）作業日誌
2）保守点検の記録
3）作業実施数量の記録
4）作業記録者写真
5）安全衛生点検の記録
6）修繕等の記録
7）事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録
8）その他関東地方整備局が指定した報告事項の記録

＜電子納品＞
1）電子データとは、「電子納品等運用ガイドライン」、「現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」）及び関東地方整備局の「電子納品に関する手引き（案）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
2）最終年度の業務を完了した時には、別に定める様式（電子媒体納品書）に署名・捺印の上、「ガイドライン」に基づいて作成した電子データを CD-R で２部提出する。なお、書面における署名又は捺印の取扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。
3）受発注者相互に CD-R の内容を確認した上で CD-R を提出するとする。
4）「ガイドライン」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
5）上記によりがたい場合は、調査職員と協議するものとする。

第１７条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、関東地方整備局等の求めに応じて常に提出できるよう、事業者において業務完了後５年間保管する。なお、本業務の記録類については以下を最低限とする。

・作業日誌
・保守点検の記録
・作業実施数量等の記録
・作業記録写真
・安全衛生点検の記録
・修繕等の記録
・事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録

・その他、関東地方整備局が指定する記録

第１８条 モニタリング業務

１．事業者は、公園利用者からの意見要望を積極的に把握、評価し、業務に反映させるため、以下に掲げる調査を行うことができる。調査を行った場合、その結果について関東地方整備局に報告する。

１）利用実態調査

本公園において提供するサービスに対する公園利用者の評価について、アンケート等を実施するなど事業者の工夫により、確実に把握すること。また、事業者は、利用実態調査を行う場合、その方法について、あらかじめ関東地方整備局に提出した上で、調査を実施し、その結果は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析を実施する。

第１９条 関東地方整備局が行うモニタリング調査

１．関東地方整備局は、事業者で実施するモニタリング業務（本共通仕様書第１８条）とは別に、本業務の実績を評価する調査を実施する。（別紙－１４「利用者アンケート」参照）

２．事業者は、本業務等の実施内容の評価が確実に実施されるよう、前項の調査の実施に協力するものとする。

第３章 委託費の支払い

第２０条 委託費代金の支払い

１．事業者は、提出した業務計画書に基づいて、運営維持管理業務を実施することにより、包括的な質（「H27-30 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案）」（以下、「実施要項」という。）1.3.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（実施要項 1.3.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。

２．関東地方整備局は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（４月１日から翌年３月 31 日まで）を基準とし、委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して 30 日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。

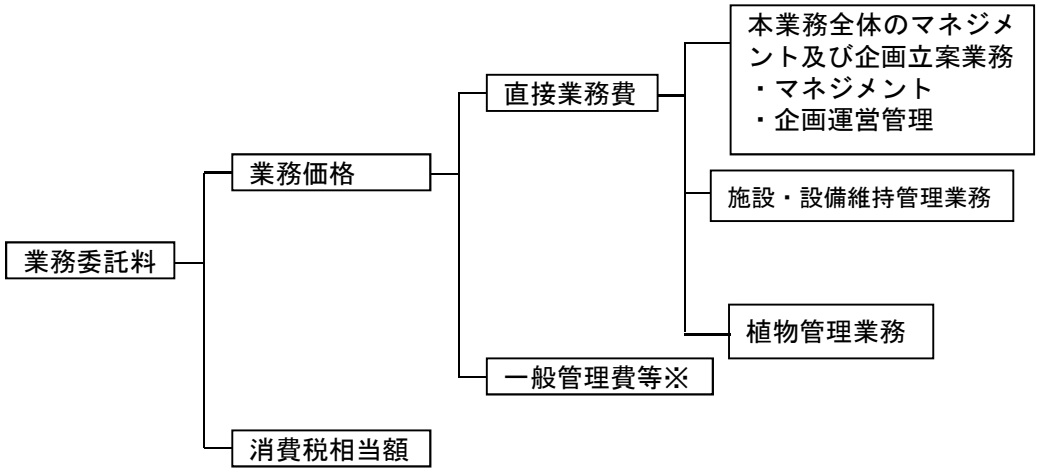
３．各年度の契約金額の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の契約金額の支払の限度額のいずれか低い額とする。

４．会計法第 22 条、予算決算及び会計令第 58 条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の使用状況について調査職員の確認を受けた上で、業務計画書及び各年度四半期別必要経費内訳書に基づいて、各年度四半期における所要額として委託費の概算払を四半期毎に請求できる。ただし、業務の改善指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。

５．事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。

６．各業務の積算体系は、以下のとおりである。

＜積算体系＞



※本社人件費（職員基本給、職員諸手当、退職手当等）、本社旅費（職員旅費）、本社庁費（職員厚生経費、備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、賃料及び損料、保険料、雑役務費等）、付加利益（法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他営業外費用等）

第４章 公園内の安全管理

第２１条 安全管理

１．本公園における公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、本業務の履行にあたり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、本公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行うなど、事業者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。なお、関東地方整備局が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図ること。

２．新型インフルエンザや鳥インフルエンザのように、重症化する恐れのある感染症等については、調査職員と協議の上、消毒液を設置するなど、適切な措置・対応を行うこと。

３．事業者は、本業務の履行にあたっては消防法に準拠するとともに、関東地方整備局が定める安全管理マニュアル等を遵守すること。

４．事業者は、関東地方整備局と協力し、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、別途消防計画を作成すること。なお、消防計画には、防火管理者等の担当者を明記することとする。作成した消防計画は調査職員へ提出し、承諾を得ること。（別添－２０「建物に係る消防計画」参照）

５．事業者は、施設を運営している期間中は毎月１回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員に報告するものとする。

６.異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告する。安全管理には十分注意し本業務を履行する。

第２２条 安全確保

１．本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。

２．本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じた後、調査職員に報告する。

３．設備に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を調査職員に提出の上、当該措置を講ずる。

４．万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。

５．その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、関東地方整備局が定める安全管理マニュアル等に則り、速やかに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、事故報告書様式（別添－８「利用サービス業務日誌等（事故情報記録）」参照）等により調査職員に報告するものとする。

１）事故発生日時
２）事故発生場所（図示）
３）事故発生の概要（受傷者の氏名・連絡先・受傷状況・事故原因など）
４）事故の程度
５）人身事故の場合は、医師の診断結果
６）事故処理の概略
７）再発防止策等

第２３条 救急対応

1.事業者は、救急活動及びその報告に関するマニュアルを作成し、調査職員に提出するものとする。
2．事業者は、調査職員が指定する箇所に救急施設を設置し、救急担当職員を配置する。そのうちの主たる箇所に開園中は看護師または救急技能認定証の交付を受けた救急担当者を配属し、救急活動に当たらなければならない。救急担当職員については、応急救護講習等を受けた者を配置すること。
3．救急担当者は、救急活動を要する事態を認めたときは、公園利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行うなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
4．事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに別途定める様式により調査職員に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。
5．重大事故についてはただちに調査職員に報告し、その指示に従うこととする。なお、重大事故とは公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れのある事故が起こった場合、又は３０日以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する 30 日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合とする。（別添８－４「事故報告様式」）
6．傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

第２４条 災害時、異常時等の対応

1．事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、「閉園判断基準」（別添－６）等に基づき、閉園等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ関東地方整備局と協議しなければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。なお、災害防止には、緊急災害派遣隊(TEC-FORCE)が防災拠点として本公園を使用する場合を含む。
2．前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を調査職員に速やかに報告する。
3．台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
4．台風、豪雨等の災害発生時に調査職員の指示した箇所の巡回、土のう等の設置等を行うものとする。
5．事業者は、夜間及び休園日において、異常を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講ずるとともに、調査職員に速やかに報告する。
6．調査職員は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
7．調査職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、事業者は、関東地方整備局が定める安全管理マニュアル等に則り、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。
8．事業者は、事故や災害発生時等への対応のため、事務所が定める危機管理マニュアル（別添－９参照）に基づき、事業者の役割・行動・体制（業務継続計画(BCP)を含む）等をとりまとめた危機管理マニュアルを作成し、調査職員に提出し、承諾を得るものとする。
9．事業者は、事故や災害発生時等には、前項において作成したマニュアルに基づき、公園の開園日、

開園時間に関わらず、適切な措置・対応を行うものとする。

１０．災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、調査職員に報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。

１１．大規模災害発生時に、本公園を広域避難所として開設する場合には、その開設・運営が円滑に実施されるよう、事業者は、第８項において作成したマニュアルに基づき、公園利用者の案内や備品の移動等を行う。なお、東海地震、東南海・南海地震等においては、国土交通省の災害対応に従うものとする。

第５章 協議・調整等

第２５条 関東地方整備局の要請への協力

１．調査職員から本公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行う。

２．その他、関東地方整備局が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。

３．事業者（総括責任者、各業務責任者）は、関東地方整備局が毎月１回開催する公園関係者の国営武蔵丘陵森林公園事業連絡会議及び安全パトロールに参加するものとする。国営武蔵丘陵森林公園事業連絡会議では、前月分の運営状況、公園利用者からの意見等を整理したものについて報告する。なお、国営武蔵丘陵森林公園事業連絡会議等で使用した書類は、電子データとして、調査職員へ提出する。

４．事業者は、管理業務を円滑に実施するため、必要に応じ調査職員及び管理運営に関係する者との情報交換や業務の調整を図る連絡会議を、定期又は不定期に開催するものとする。なお、連絡会議には、第三者を参加させることができるものとする。

５．関係機関の立会検査又は調査がある場合は、事業者は関東地方整備局の指示により立会等に協力する。

６．本業務の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析した結果と本業務に反映させるよう努めた事項について、調査職員に報告するよう、努めるものとする。

第２６条 別途工事等との調整

１．国事務所の発注する別途工事又は業務（法定点検業務等）がある場合には、事業者は必要に応じて工事又は業務内容及び計画（変更を含む）に対して、本業務に関連する助言ならびに公園利用及び動植物の保護育成に関する調整を行う。

２．国事務所が別途発注する施設保全業務等の実施に当たり、事業者は、点検等の実施時期の調整に協力する。電気設備の点検に伴う計画停電のときには、その対応については、調査職員と調整すること。

第２７条 関東地方整備局との協議等

１．事業者は、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、調査職員と協議する。

２．業務責任者又は業務担当者は、本業務の実施方法等について必要がある場合は、調査職員の指示を求めることができる。

３．施設の運営維持管理に係る各種規程・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に業務内容が変更する場合、さらには、その他新業務への対応が必要な場合は、関東地方整備局と事業者の間で協議を行う。

４．不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議する。

第２８条 その他の調整・報告等

事業者は、本公園の管理・運営等で必要な以下の調整を適切に行い、結果等については、必要に応じて報告する。

1）地元自治体、マスコミ等関係機関、ボランティア団体等との調整

2）その他園内施設の運営者との調整

3）持込みイベント等の利用調整

第２９条 官公署への連絡、届出

事業者は、官公署への連絡、届出手続きは関東地方整備局に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、事業者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となるときは事業者において行う。

第６章 雑則

第３０条 本業務の再委託

事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して、又は本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

＜本業務における主たる部分＞

本業務における総合的計画立案、業務遂行管理、入園料金の収受及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意志決定を行うための技術的判断等

１）事業者は業務の一部を第三者に委託させようとする場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。（別紙様式１－７「再委託または下請負の予定」参照）

２）事業者が関東地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、事業者は再委託先の事業者に対し、実施要項 8.4.及び 8.6.に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

３）事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

４）再委託等の承諾を行った際は、必要に応じて当該部分（再委託）に該当する経費についての領収書、明細書の写しの提出を求める場合がある。

５）契約書第３条第４項で規定する「軽微な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、和訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等及び小規模な業務をいうものとする。なお、小規模な業務とは、原則として契約金額 100 万円未満のものをいう。

６）なお、再委託の相手方は入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、国土交通省関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

７）暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者に再委託してはならない。

第３１条 保険の付保及び事故の補償

１．事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

２．事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。

３．事業者は、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。

第３２条 建築物及び機械器具の無償貸与等

１．建築物及び機械器具の無償貸与

本業務の遂行に必要な、関東地方整備局が保有する国の施設等を建築物及び機械器具等に限り、事業者に無償で貸与する。提供施設については事業者にて適正に管理すること。なお、その取扱

いについて、別添－１４「提供施設等取扱いについて」による。。

２．物品の管理及び修繕の取扱

本業務の遂行に必要な物品については適正に管理を行うこととし、損傷・盗難・亡失等が発生した場合は調査職員に報告すること。また、無償貸与された物品、備品（取得価格（消費税込み）が２万円以上のもの）及び運営維持管理業務委託費で取得した備品の取扱については、別添－１５「取得した備品の取り扱い」による。

３．残存する備品の取扱い

事業者は、本業務完了の際、残存する備品で関東地方整備局がその費用を負担したものについて当該備品を関東地方整備局に引き渡す。ただし、翌年度において当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品のうち、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が２万円以上のものをいう。また、関東地方整備局より提供された備品については、２万円未満のものであっても残数を報告する。

その他、残存する備品の取扱いについては、別添－１５「取得した備品の取扱い」による。

４．事業者は、国事務所の事務・事業に支障を来たさない範囲において、管理事務所内の施設の管理・運営業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

５．事業者が持ち込んだ機器・設備等については、国事務所の事務・事業に支障をきたすことのないよう適切な管理を行うこと。

６．機器・設備等を持ち込み、電気工事等の措置が必要な場合は、国事務所と協議のうえ承諾を得た上で実施することができる。なお、必要な措置をした場合、施設の使用を終了又は中止をした後、直ちに原状回復をおこない、国事務所の確認を得なければならない。

７．機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、事業者の負担とする。

８．施設等運営者が機器・設備等を持ち込む場合は、事前にリストを調査職員に提出するとともに、物品表示票を作成し持ち込む全ての機器・設備等に貼付し、常に管理すること。

第３３条 本業務の引き継ぎ

１．事業者は、契約が完了する場合、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者に対し、誠意をもって、円滑に業務の引き継ぎを行わなければならない。引き継ぎにあたっては、下記に示す必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。

１）運営・利用者サービスに関する事項

年間パスポートの登録情報、利用予約の受付、繁忙期対応、救護日誌、利用者の安全確保のための措置事項　等

２）施設・設備維持管理に関する事項

施設・設備の点検情報、設備・機器等の各種マニュアル、施設・設備の使用において留意が必要な事項、清掃記録　等

３）動植物管理に関する事項

芝生、草地等の管理区分図、希少種の生育場所、病虫害防除、老木、記念樹等の記録　等

４）収益施設運営に関する事項

運営に必要な物品等の引き継ぎ、その他運営上の課題事項　等

5）広報宣伝に関する事項

マスコミ等の連絡方法及び連絡先・取材記録、ホームページの更新方法　等

6）イベントに関する事項

主催、共催イベント、体験プログラム等の実施状況、持ち込みイベントの状況、継続的な地域連携イベント等における主催者や関係団体との連携、協力すべき事項

7）協働活動者、関係機関との連携に関する事項

ボランティアの登録情報、連絡方法及び連絡先、活動記録、ボランティア団体と連携して管理を行う箇所や指導を受けている有識者の情報　等

8）国への提出資料に関する事項

都市公園法第５条、６条、12 条に基づく申請及び許可の記録　等

9）その他

救急活動に関するマニュアル、近隣住民への配慮必要事項、苦情処理記録　等

２．不可抗力その他、関東地方整備局や事業者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、関東地方整備局と事業者は管理の継続の可否について協議すること。

３．事業者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、本公園の運営維持管理が円滑に実施されるよう業務実施体制（本共通仕様書第１４条記載）を維持すること。

４.履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は事業者が負担する。

５．新たな事業者に対し、平成 27 年１月から３月まで準備室（別添－３「管理事務所図」の引継期間貸与部分）を貸与する。準備室では、本業務に関する準備を行うものとし、準備室における光熱水費は関東地方整備局が負担する。

第３４条 情報公開

事業者は、文書の開示等の情報公開については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 21 年７月１日法律第 66 号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、調査職員と協議すること。

第３５条 調査等への対応

事業者は、関東地方整備局が実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

第３６条　会計検査への対応

事業者は、会計検査院法第２２条に該当するとき、または同法第２３条第１項第７号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第２５条及び第２６条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は関東地方整備局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

第３７条　愛称の使用

共同体で本事業を実施する場合、園内看板やチラシ等において、愛称を設定の上使用することができる。

第７章 コンプライアンス

第３８条 守秘

１．事業者は、業務上知りえた秘密については、第三者へ漏らしてはならない。

２．「H27-30 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務」における情報のセキュリティ（別添－８－２参照）に沿って、情報管理を適切に行うこと。

３．事業者、又はその職員その他の本業務に従事している者若しくは従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第５４条により罰則の適用がある。

第８章 個人情報の取扱いについて

第３９条 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）第６条第２項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第４０条 秘密の保持

事業者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第４１条 取得の制限

事業者は、本業務における事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第４２条 利用及び提供の制限

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第４３条 複写等の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第４４条 再委託の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第４５条 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員に報告し、調査職員の指示に従うものとする。本業務にかかる契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第４６条 資料等の返却等

事業者は、本業務における事務を処理するために発注者から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務にかかる契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、関東地方整備局又は調査職員が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

第４７条 管理の確認等

関東地方整備局は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、関東地方整備局が必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第４８条 管理体制の整備

事業者は、本業務における事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第４９条 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第５０条 罰則

事業者は、正当な理由無く、又は、不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり、盗用した場合は、法律に基づき罰則が科せられる。

別紙６

H27-30 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務

個別仕様書

【本業務全体のマネジメント及び企画立案】

平成２６年〇月

国土交通省関東地方整備局

第１編　本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

第１章 総則

第１条 適用

本仕様書は、H27-30 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務のうち、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に適用する。

第２条 基本事項

１．運営維持管理を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。

２．事業者は、本仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。

３．事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。

４．公園利用者に対する簡易な案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。

５．スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。

６．業務責任者を含めた全てのスタッフについて、調査職員の指定する名札を作成し着用すること。

７．取材、行催事、ボランティア活動、工事、納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する場合は、「業務入園について」（別添―１６参照）に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を確保するとともに、事故を未然に防止し公園施設の保全を図るように努めること。

８．持ち込み可能な車種及び車両の運行については、「国営武蔵丘陵森林公園 園内車両入園規則」（別添―１７参照）に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、国事務所発行の車両運行許可証を前面に提示し、「安全運転走行心得」及び「安全運転の心得」を遵守して走行するものとする。なお、園内の車両通行の際には管理用園路は 20km/h 以下、その他園路は 10km/h 以下とする。

９．作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。

１０．本公園内にある沼、かんがい用工作物（樋門、樋管等）及びかんがい用水を使用する場合には、関連する熊谷市、滑川町、又は水利権者と調整するものとする。

第２章 業務のマネジメント及び企画立案業務

第３条 管理水準

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、適切な進捗管理を行うとともに、入園料等の徴収事務、関東地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

また、公園の入園料等は、国の収入となることに留意し、事業者は、これらの徴収事務を別に定める手続き等に沿って適切に行うこと。

第４条 業務の計画立案

国営武蔵丘陵森林公園の業務全般について、公園利用者に対するサービス向上を目指し、多岐にわたる各業務を円滑かつ効率的に実施するため、総合的な視点から運営維持管理全般の目標をさだめるとともに計画立案を行うものとする。

第５条 マネジメント業務

１.「国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理基本方針」（別紙－４参照）をふまえ、統一的な方針のもと、公園利用者に対するサービス水準を維持向上するため、多岐にわたる各業務について業務全般を俯瞰的に監理するものとする。

業務全般の監理にあたっては、適宜、各業務における総合的な連携調整をはじめ、実施方法の決定、及び各業務の適切な進捗管理など、総合的な視点から国営武蔵丘陵森林公園の運営維持管理全般のマネジメントを行うものとする。

２．関東地方整備局が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。

３．収益施設等管理運営業務が、他の維持管理業務と連携しながら創意工夫やノウハウを発揮し、質の高いサービスの提供が行えるよう調整を行うこと。

４.「公園利用者数（団体、パスポート含む）」（別紙－１３参照）に基づき、毎日、公園利用者数を計測し、調査職員に「入園者数報告様式」（別添―２０－２参照）により報告すること。

第６条 入園料等の徴収

１.事業者は、中央口、南口、西口及び北口の各ゲート及びその他調査職員の指定する場所において、券売機を管理及び必要な消耗品の供給をし、自動販売に係る入園券の作成及び販売をするとともに、入場ゲートにて入園券の手売り、改札を行うことで、所定の入園料金を徴収するものとする。その際、つり銭、両替金を準備し、補充すること。

２．事業者は、別添－３１「パスポート発行」に基づき、調査職員の指定する場所において、年間パスポートの作成及び手売りを行い、所定の料金を徴収するものとする。また、発行に時間を要する場合は、引換券を渡す等、適切な措置を講じるものとする。なお、入園券を購入した公園利用者に対して、年間パスポートの販売を行う場合は、調査職員の指定する場所にて差額販売を行うこと。

３．年間パスポート購入者の登録情報は、関係法令及び別紙－５「共通仕様書」第８章に定める「個人情報の取扱いについて」に基づき、適切に管理すること。

４．年間パスポート購入者が、年間パスポートを不携帯の場合は、別途入園料の徴収は行わず、氏名等を登録情報と照合し、本人であることを確認した上で入園させる等、適切な措置を講じること。

５．シルバー券の利用者に対しては年齢を確認した上で入園させる等、適切な措置を講じること。

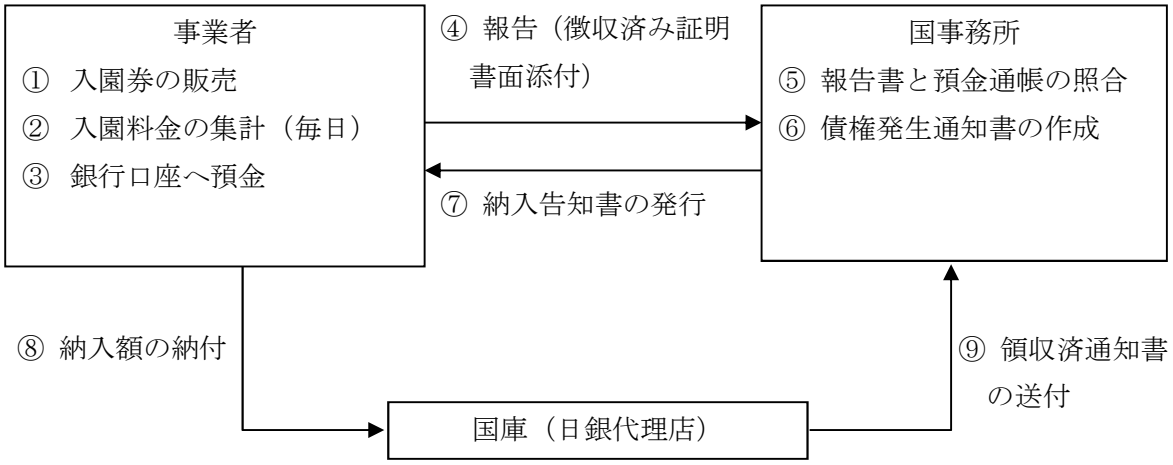
６．事業者は、手売り入園券を作成する場合は、国土交通省関東地方整備局長の承諾を得て作成し、国土交通省関東地方整備局長の確認を得た上でこれを販売するまでの間保管する。

７．事業者は、毎月 15 日及び月末日までの徴収済みの入園料を集計し、徴収済みを証する書類を添えて関東地方整備局長に書面により報告し、関東地方整備局長の所属歳入徴収官の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。

８．国庫に納入する入園料等は、事業者の他の口座とは別の口座（入園料等の専用口座）で管理を行うこととし、公園利用者数、日々の売り上げた券及び入園料は、毎日、集金及び集計し、他の経理区分と分けて帳簿等に記入し、管理すること（別添－１９「入園料徴収フロー」参照）。なお、入園料を徴収した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。

９．入園料と駐車料金等その他の料金を同時に徴収する場合、入園料については前項に掲げる事項に基づき適切に管理すること。

１０．身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保護福祉手帳を提示された方とその付き添いの方１名は無料入園ができるので、必要な書類の確認を行う等適切な措置をとること。



※事業者の銀行口座で発生する利息については、年 2 回事業者から国に報告し、⑤～⑨の手続きを行う。

第７条 その他国庫に納入する収入

事業者は、前条の入園料等の徴収に付随して発生する収入が発生したときに、その内容を証する書類を添えて調査職員に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。なお、その他の収入が発生した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。

第８条 保険の加入

万一の事故に備えて、動産総合保険（国内における保管・輸送を対象）に加入すること。

第９条 繁忙日対応

１．繁忙日において、クレーム等の発生がなく、利用者が安全、快適に利用できるよう、事前準備を十分に行い、適切な運営体制や臨時施設等の準備・管理を行う。

２．行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況の把握等から、事前に繁忙日や利用者数を予想し、繁忙日対応のための調査職員や関係者との調整、適切な人員配置及び各種施設の早期開場の検討等、事前準備を含めた対応を行う。（別紙－１９「混雑時の状況」、別紙―２７「職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置」参照）

１）入園ゲート周辺及び駐車場の巡回、公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導を行う巡視・警備員や入園料徴収等の人材を配置する。

２）利用者の安全確保に向けて、利用者間のトラブル、迷子等の対応、園内案内放送等に適切かつ迅速に対処するための情報伝達、対応方針決定手続き等の流れを作成し、その体制を整える。

３．不足が予想される駐車場やトイレ、ごみ箱等の設置と、開園中の適正運用と、清掃等を行う。

１）利用者数を想定し、臨時駐車場の開設準備を行うとともに、開園時間中の車両整理、案内・誘導員を増員、配置する。

２）トイレやごみ箱等の臨時設置を行うとともに、常に美観を保ち、公園利用者が快適に使えるよう、利用状況に応じて清掃や塵芥収集を行うとともに、仮設トイレ等においては、利用状況を確認の上、水の補給を行う。

第２編 企画広報

第１章 行催事企画運営

第１４条 目的

事業者は、公園利用の増進に加え、公共施設としての公園の目的・機能を発揮するために行われる利用プログラム（イベント・行事から構成される行催事含む）について、企画立案、開催・運営等の一連の作業をノウハウや創意工夫を発揮して行うものとする。ただし、本公園の設置趣旨を踏まえ、本公園の行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に係わるもので、社会通念上理解の得られる範囲での必要な経費に限り、委託費の支出を認めるものとする。

なお、本仕様書が対象とする行催事は関東地方整備局が主催又は共催により行うものである。このほか、関東地方整備局長の許可を受けて独立採算により開催する行催事については自主事業として取り扱う（別紙－１０「収益施設等管理運営規定書」参照）。

第１５条 管理水準

事業者は、別紙―１５「イベント実績」及び別添―２１「継続必要性の高いイベント対応」に示す行催事を適切に実施し、本公園の設置趣旨の達成及び利用の促進に寄与することとする。

第１６条 年間行事計画の作成

事業者は、現地及び企画内容を十分に検討し、年間行事計画を作成する（別紙－５「共通仕様書」第１５条参照）。年間行事計画は、調査職員に提出の上、承諾を得るものとする。

第１７条 行催事の企画立案

行催事を円滑に実施するために、開催目的、手順、内容、工程、実施体制、開催効果、予算書等について企画立案し、その内容について調査職員と密接に連絡調整の上、提出するものとする。（別添－２５「行催事実施計画書例」参照）

第１８条 行催事の開催・運営

行催事の目的に沿って、その効果が十分に発揮されるよう、入念な事前準備を行った上で、公園利用者のサービスや満足度の向上に寄与する行催事の開催・運営を行うものとする。

また、行催事の開催にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意すること。

１）官公署への連絡、届出

行催事の主催時には、必要に応じ、警察・消防等行政機関との調整のほか、許認可の必要な事項について手続きが欠落しないよう注意する。

２）事故防止対策

別紙－５「共通仕様書」第４章各条に掲げる園内の安全管理に留意するほか、参加者の誘導整理、救護、緊急連絡など、事故防止対策には特に注意する。

また、大型の行催事の主催時には、必要に応じて、物的措置及び専門の警備員の配置も含めた人的措置を講じ、安全確保に努めるものとする。

なお、けが人、病人などが発生した場合は、適切に対処し、調査職員に報告すること。

３）災害発生時の対応

台風、豪雨、雷等の災害発生時は、迅速に必要な人員を確保し、行催事の開催の可否の判断を

行うとともに、行催事の参加者を安全な場所に誘導する等、適切な措置・対応を行うこと。

4）保険の付保及び事故の補償

参加者の不慮の事故に備え、必要な場合には損害保険に加入する。

5）地域連携の継承

別添－２１「継続必要性の高いイベント対応」に示す大型イベント、地域連携イベント等について、地方公共団体等との地域連携を継承するものとする。

第１９条 提出書類

事業者は、調査職員が指定する主要な行催事について、別添－２２「許認可事務」に掲げる書類、その他指示する図書について、開園時間の延長を伴うものは２ヶ月前、伴わないものは１ヶ月前を目安に関係者と調整を行い、準備作業開始の１週間前までに調査職員に提出するものとする。

第２０条 行為の許可申請の調整等

主催・共催以外で、都市公園法第 12 条に基づき第三者が本公園内で実施を希望する行催事等（競技会、集会、ロケーション、展示会、その他。以下、「持込イベント」という。）の開催に際しては、別紙－５「共通仕様書」第２８条に示す調整を行うなど、調査職員の指示に従い、必要な調整を行うものとする。

1）事業者は、利用者からの持込イベントの相談窓口として、日時、規模、内容、繁忙日対策、建物使用料及び土地使用料が発生するかどうか等を確認・調整するものとするとともに、その概要を調査職員に報告すること（別添－２０「団体、持ち込みイベント、ロケーション、資料館利用の手続き」参照)。

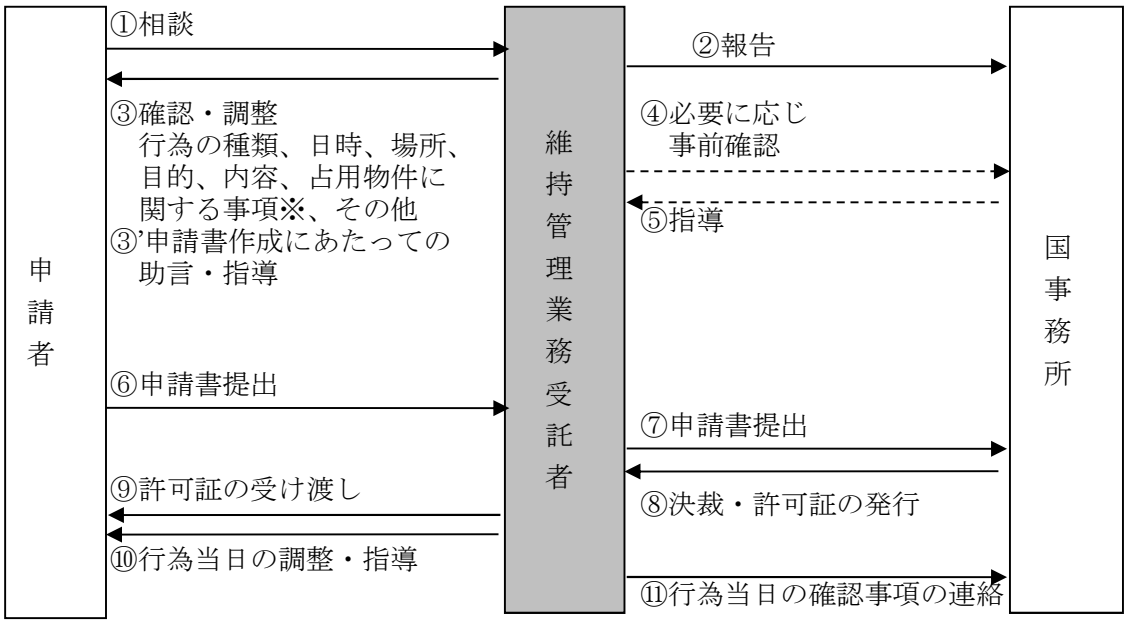
2）他の利用形態等との調整を経て、持込イベントについて事業者と関東地方整備局間で確認・調整するものとする。なお、必要に応じて、国事務所も入りイベント主催者と調整を行う。

3）イベント主催者側から、事業者を通じ国事務所に対し必要書類の提出を受けるものとする。(別添－２２「許認可事務」参照)

4）国事務所において都市公園法等に基づく許認可と、建物使用料及び土地使用料の徴収などを行う。

5）事業者は、イベント開催時に実際に占用が発生したかどうかを確認し、調査職員に連絡するものとする。

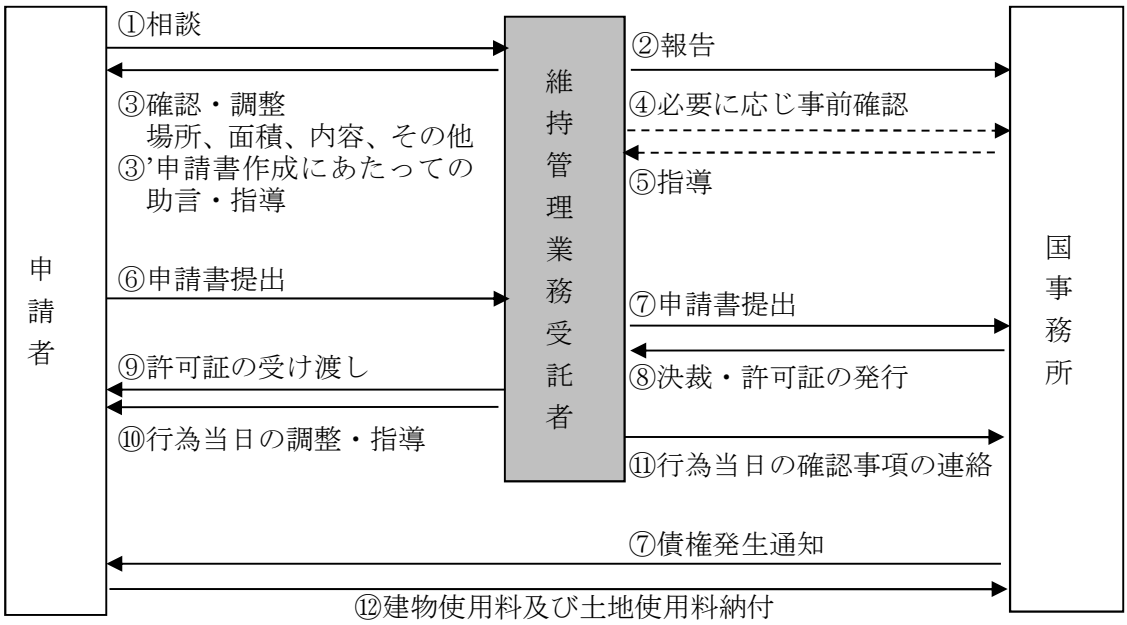
＜都市公園法第１２条に基づく行為の許可に関する手続きフロー＞



※占用物件が発生する場合は、別途都市公園法第６条に基づく許可申請と、建物使用料及び土地使用料の徴収が発生する。　（建物使用料及び土地使用料徴収事務は国事務所による）

※花みどり文化センター、歓楓亭の使用料の徴収については事業者の事務である。

＜都市公園法第６条に基づく占用の許可に関する手続きフロー＞



※原則として都市公園法第１２条に基づく行為に関する許可を前提とする

第２１条 その他

１．行催事開催の前に、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意し、公園内施設等に対する損傷や支障を与えないように養生を行うこと。また、行催事終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器、開催場所周辺を清掃すること。

２．行催事の実施中は、服装、言動等に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意する。

３．行催事の実施場所については、公園利用者の安全誘導、公園の美観確保の観点から、他の公園利用者の活動を阻害する恐れのある場所での実施を原則として認めない。

４．常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。なお、以上を確認した場合、速やかに調査職員に連絡し、その対処について報告する。

５．行催事の実施に必要な仮設物の準備、撤去等に当たっては、安全管理に十分注意し施工する。

６．公園利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。

７．行催事を開催する関係者については、アルバイト等を含むスタッフ全員が名札を着用すること。

８．本仕様書に定める行催事の実施に当たり、必要な原材料費等相当程度の参加費を参加者より徴収することは妨げない。ただし、実施に当たっては、調査職員に事前に承諾を得た上で、実施するものとし、その徴収額と経費については、本業務の会計とは別に帳簿等を取りまとめ、記録し保存する。

第２章 公園ボランティア活動の支援・調整

第２２条 管理水準

市民のボランティア活動（以下「活動」という。）を促進するため、事業者が既存のボランティア活動の実態を把握し、ボランティアとの連携を図り、ボランティアが円滑に活動できるよう側面的に支援するとともに、活動の調整を行うものとする。

第２３条 ボランティア活動の内容

ボランティアの活動の内容は以下の表のとおりである。（別添―２６「ボランティア活動」参照）

ボランティア名	活動内容
山野草ボランティア	・本公園の南地区の「野草コース」において、山野草をふやす作業（播種、育苗、定植など）及びそれらを育てるための環境整備（植栽地の除草や落ち葉かきなど）等を実施
雑木林ボランティア	・本公園に広がる雑木林の維持管理や育成 ・常緑樹や枯れ木、篠竹などの伐採、散策路の柵や落ち葉をため込む堆肥ボックスの設置 ・一般来園者を対象とした里山イベントのサポート　等
環境学習ボランティア	・里山の自然を活かして行われる環境学習の参加者への指導やサポート（クラフトの指導、自然観察の案内等）　等
植物園ボランティア	・3つの班(花壇班、展示班、イベント班)による活動 ＜花壇班＞ ・花壇（展示棟前・ハーブガーデン・ボーダー花壇）の管理 ＜展示班＞ ・展示棟でのハーブや木の実、枝などを材料とした作品の展示 ＜イベント班＞ ・ガイドツアー・企画展等、植物園で開催するイベントの企画、準備、実施　等

第２４条 新たなボランティア活動の実施に関わる規約案の作成

前条以外に新たにボランティア活動を行う場合には、事業者は、本公園において、活動を希望する個人または団体を対象とした公園ボランティア規約案を作成し、調査職員と協議する。（別添―２６ボランティア活動）

第２５条 調査職員との協議等

１．事業者は、公募により組織されたボランティア団体については、国営武蔵丘陵森林公園里山サポータークラブ規約（別添―２６「ボランティア活動」参照）に基づき、ボランティアの募集及び窓口等の業務を行うものとする。

２．事業者は、国営武蔵丘陵森林公園里山サポータークラブ規約に基づき、調査職員と協議の上、ボランティアの登録、個人情報の管理を行うこととする。年間活動計画については、業務計画書として提出し、承諾を得るものとする。また、各年度末にはの策定、当該年度のボランティア活動の報告を行う。

第２６条 ボランティア登録の抹消

関東地方整備局は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、登録を抹消することができる。その際、事業者は、ボランティア登録の抹消に関する窓口業務や連絡、調整等を行うものとする。

1）登録者より登録取消しの申出があったとき

2）登録者の所在が不明となり、連絡不能となったとき

3）登録者がボランティアとして不適格であると認められるとき

第２７条 関東地方整備局の支援内容

関東地方整備局は、状況に応じ、次の各号に掲げる支援を行うことができるものとする。

1）駐車料、入園料、及び園内交通施設料金の免除

2）その他、ボランティア活動の実施に必要であると考えられる支援

第３章 広報

第２８条 管理水準

公園の利用促進や適正な利用の確保のため、ホームページの維持・更新や園内マップの作成・配布等、各種広報を適切に行う。

第２９条 年間広報計画の作成

事業者は、ポスター、チラシ、パンフレット、園内マップ等の広報の展開に関する年間広報計画を調査職員と密接に連絡調整した上で策定、提出し、承諾を得ることとする。

第３０条 ポスター、チラシ等作成

事業者は、年間広報計画に基づき、ポスター、チラシ、パンフレット、園内マップ等を作成し、園内で配布や掲示等を行うものとする。一般を対象とした広報媒体の場合は、原稿作成時に調査職員に提出する。

第３１条 情報提供

事業者は、本公園の自然や施設等の資源や行催事等について、ダイレクトメールによる広報活動や、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等の各種媒体や記者クラブへの情報提供を行う。

第３２条　広報に係る素材等

１．事業者は、広報媒体を作成する際、本公園のロゴ（名称）及びホームページアドレス等を使用することができる。使用の際は、原稿作成時等事前に調査職員に提出することとする。

本公園のロゴ（名称）等は、別添－２７「グラフィックマニュアル」に従って使用するものとする。

なお、本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権の無体財産権については、関東地方整備局が承継するものとする。

２．事業者は、関東地方整備局から提供したパンフレット等の電子媒体について修正等を行う場合は、事前に調査職員に提出する。また、契約の終了後又は解除後、速やかに修正した電子媒体を調査職員に提出することとする。

第３３条　取材・視察等への対応

テレビ局・新聞社等からの取材等及び行政機関等からの視察について、対応・協力を行うものとし、その内容を調査職員に報告するものとする。（別添－２７－２「マスコミ取材報告様式」参照）

なお、行政機関等からの視察の申込みについては、調査職員に報告するものとする。

第３４条 公開場所

ホームページによる情報発信は、公園の公的名称を使用し、事業者が所有・管理するサーバー又はレンタルサーバーに格納して公開することとし、レンタルサーバー管理会社にサーバー維持管理費を支払うものとする。

第３５条 ホームページによる情報発信

1．事業者は、国営武蔵丘陵森林公園ホームページ上で発信する情報について別紙－５「共通仕様書」第８章に定める「個人情報の取扱いについて」及び関東地方整備局が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。また、ホームページアクセシビリティについても留意して作成する。
2．事業者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
3．他人の著作物を国営武蔵丘陵森林公園ホームページに掲載する場合には、事前に著作権者の許諾を得ることとする。
4．収益施設や行催事等で作成したホームページは、国営武蔵丘陵森林公園ホームページよりアクセスできるようリンクを貼るものとする。ただし、それによりがたい場合は、別途協議によるものとする。
5．セキュリティレベルを確保するため、ホームページの作成・更新等に用いるパソコンや、データを保存するサーバー等のセキュリティ対策について、業務開始前に受発注者間で協議するとともに、年度末に実施状況を報告するものとする。

第３６条 掲載情報の更新・修正・訂正・記録保存

1．事業者は、国営武蔵丘陵森林公園ホームページについて、施設情報や行催事・草花等、随時更新される公園情報についてホームページデータを作成し、サーバーデータの更新を行うものとする。なお、本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権の無体財産権については、関東地方整備局が承継するものとする。
2．事業者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3．事業者は、国営武蔵丘陵森林公園ホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、訂正等必要な措置を求めることとする。
4．事業者は、国営武蔵丘陵森林公園ホームページの作成・更新等を行った場合は、そのデータを記録・保存し、業務完了時に調査職員に提出するものとする。データ形式は HTML ファイル及びその付属ファイルを基本とするが、詳細は受発注者間で協議するものとする。

第３７条　アクセス解析

アクセス解析を行い、その結果を月１回調査職員に報告するものとする。

第３８条 その他

1．事業者やその関係者が私的に作成・開設するホームページ（及びブログ、プロフ、SNS を含む）は、国営武蔵丘陵森林公園ホームページであるとの誤解を与えないよう配慮するとともに、職務上知り得た情報を掲載しないこととする。
2．本仕様書によるもののほか、国営武蔵丘陵森林公園ホームページの運用に関し必要な事項は、事業者が調査職員と協議の上定めることとする。

第３編 利用サービス等

第１章 公園利用者への利用指導

第３９条 管理水準

事業者は、健全な公園利用の増進を図ることとともに、安全快適な利用のため、利用上の注意などの公園利用者への利用指導、また電話対応、園内放送、障害者・高齢者等の公園利用者の補助、各種掲示物の管理、見学者等の対応等、公園利用者への利用サービスに関する業務全般を行う。

第４０条 一般事項

１．公園利用者に受付であることが容易に理解されるよう必要な表示や案内を行うこと。

２．事業者は、公園利用者への利用指導及び利用サービスのために必要な人員数を各所に適宜配置すること。

３．遊具が正しく利用されているか、監視及び遊具周辺の巡視を行うこと。

４．自転車利用者がサイクリングコース外を走行していないか、また歩行者がサイクリングコース内に立ち入っていないか、監視及び利用指導を行うこと。

５．公園規則から逸脱している者、他の公園利用者に著しく迷惑をかける者等については、指導を行う。なお、指導に従わない者に対しては統括責任者が退園を命じることができるものとする。

６．ペット同伴者のマナー遵守や他の公園利用者とのトラブルが発生しないよう、ペット同伴者の注意事項の配布や適切な掲示、利用指導、ペット持込における同伴同意書への記入及び提出の手続を行うこと。（別添－２８「ペット対応」参照）

７．ぽんぽこマウンテン及び水遊び場、冒険コースにおいて、多くの利用者数が予想される場合は、監視員を配置し利用指導を行う等、利用者の安全を確保するとともに、事故を未然に防止するように努めること。

第２章 公園利用者等へのサービス業務

第４１条 管理水準

１．公園利用者等に直接接する業務であり、公園利用者等が快適に楽しめるよう心がけ、不快と感じさせるような行動、言動、身なりをしてはならない。

２．業務遂行に当たっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。

第４２条 公園利用者等への利用案内

１．園内の概要、見頃の花や開催するイベント等の基本情報を収集し、各ゲート、案内所等にて公園利用者の問い合わせに対応すること。また、電話及びメール等での問い合わせに対しても同様に対応すること。なお、必要に応じて各部署に確認又は引き継ぐこととする。

２．公園利用者等の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録すること。

３．園内での迷子、呼び出し、イベント告知等の園内放送を行うこと。

４．運営維持管理業務において作成する園内案内マップを希望する公園利用者等に配布すること。

５．園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。

６．障害者及び高齢者等の補助を行うこと。

７．公園利用者の利便性向上のために車椅子、ベビーカー、シルバーカー、手押し車、杖、リヤカー、老眼鏡の貸出しを行うこと。

第４３条 団体利用調整

１．団体での公園利用者の誘導、バス等車両の停車場所への誘導を行うものとする。(別添－１８「団体、持ち込みイベント、ロケーション、資料館利用の手続き」、別添－３０「団体下見対応」参照)

２．団体での広場使用について、調整を行うものとする。

３．雨天時には、団体利用の適切な誘導や集合、休憩場所の確保、利用内容やスケジュールの変更への助言等支援を行う。

第４４条 拾得物、残置物の処理

１．事業者は、公園内で遺失物を発見した場合は、遺失物法に従い適正に処理すること。

２．事業者と契約した者及び従業員等が、公園内において他人の紛失した物件を拾得した時は、速やかに事業者に届けるように指導すること。

３．事業者と契約した者及び従業員等は、遺失物法に規定する報労金は受け取る権利及び一切の権利を放棄すること。

４．拾得物に当たらない残置物を発見した場合には、その処分方法等について調査職員と協議すること。

第３章 園内巡視

第４５条 管理水準

公園利用者の安全利用の確保､公園利用者への利用サービス及び公園施設の点検確認を行うため定期的に園内巡視を実施する。また、災害事故等不慮の事態に備え、緊急の処置を取る。

第４６条 巡視業務の実施

１．適正な巡視業務を実施するため、事業者は巡視計画書を作成し、調査職員に事前に提出しの承諾を受けなければならない。(別紙－３３「巡視計画書」参照)

２．巡視業務には、通常巡視、繁忙日巡視、休園日警備、時間外巡視、異常時巡視、囲障巡視、水遊び場監視がある。

３．巡視員は、巡視計画書及び次の各号に掲げる要領にて巡視業務を行うものとする。

１）巡視ルートは、別添－３２「巡視ルート等」のとおりとし、これに従って１日２回巡視するものとする。なお、天候、利用状況、工事等その他状況に応じ、柔軟に園内を巡視するものとする。

２）巡視員は、公園利用者に対して不快感等を与えないよう常に親切丁寧に接するものとする。

３）巡視員は、小規模な修理用具を携帯し、必要に応じて処置するものとする。

４）巡視員は、都市公園法第 11 条に定める禁止行為を発見した場合、第 12 条に定める行為を許可を得ずに行っていることを発見した場合には適切な指導をするものとする。

第４７条 園内巡視

１．通常期、閑散期

園内巡視は､繁忙期及び異常時以外の状態において､次の各号に掲げる事項について､点検確認、利用指導及び作業を行うものとする。

１）公園の開園、閉園時における休憩所及びトイレ等施設の解錠または施錠。

２）園内における公園利用者（車輌等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導。

３）公園利用者の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導。

４）迷子、負傷者、病人等の発見又は届出を受けた場合には、緊急連絡体制に基づき速やかに適切な処置と報告。

５）事件、事故または災害等が発生した場合の適切な処置と報告。(別添－８「利用サービス日誌等」事故情報記録　参照)

６）園内不審物の有無の確認。

７）拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物を発見した場合、遺失物法に基づき適切に管理。

８）植物、施設及び清掃状況等の点検。

(1)樹木、芝生、草花等の生育状況及び流水等の修景施設の異常の有無。

(2) 園路、広場・サイクリングコースの路面、及びこれらの路側、法面、排水桝、橋梁、階段、建物その他構造物等の異常の有無。

(3)門、案内標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場、運動施設等等の異常の有無。

(4)電気、放送、給排水設備、塵芥処理施設等の異常の有無。

(5)清掃の状況。

(6)落石・災害・事故等不測の事態発生の有無。

(7)野犬、蛇、蜂等公園利用者に危険性、不快感を与える動物の駆除

9）緊急車両の誘導（救急車、消防車、パトカー等)。

10）迷子や近隣の行方不明者等に関する警察からの協力要請があった場合、その要請に対応した園内巡視と報告、関係者への連絡。

2．最繁忙期、繁忙期

繁忙日巡視は､行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況から事前に多くの公園利用者が予想される日において、適切な人員配置を行い、公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導等の巡視を行うものとする。

第４８条 休園日巡視

休園日巡視は、休園日において、園内全体の見回りを行い、不法侵入者の取締り、事故及び災害の予防並びに管理棟、売店等の施設内、器物の盗難防止の措置を行うものとする。

第４９条 時間外巡視

時間外巡視は、閉園後に不法侵入者の取締り、事故及び災害の予防並びに管理棟、売店等の施設、器物の破損の有無等の点検を行うとともに、盗難防止等についても注意し、巡視を行うものとする。

第５０条 異常時巡視

異常時巡視は､園内で災害が発生した場合又はその恐れがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して適切な措置を講じるため、次の各号に掲げる事項について、巡視を行うものとする。

1）園内の被害状況

2）利用障害等の状況

第５１条 囲障巡視

囲障巡視は、囲障（Ｌ＝17.7km)、仮門、仮柵等について、原則年に２回（２人１組で２日間）行うものとする。

第５２条 水遊び場監視

水遊び場等監視は、水遊び場機械運転期間（4 月下旬～10 月末）における利用指導、幼児・児童等の安全指導、機械設備の起動・停止及び運転状況の確認等を行うものとする。

なお、水遊び場等監視の対象は、水遊び場及び渓流広場とする。

水遊び場監視は、水遊び場機械運転期間（4 月下旬～10 月末）における利用指導、幼児・児童等の安全指導、機械設備の起動・停止及び運転状況の確認等を行うものとする。

なお、水遊び場監視の対象は、水遊び場及び渓流広場とする。

第５３条 管理事務所内警備

1．事業者は、警備装置が常に正常な機能を維持しているか確認すること。また、機械警備の異常を発見した場合には、調査職員に報告するものとする。なお、保守契約については、関東地方整備

局が別途行う。

２．事業者は、警備装置が異常を感知した場合は、該当場所の異常の有無を確認し、異常を発見したときは、調査職員に報告するものとする。

第５４条 報告等

巡視員は点検実施後、巡視の結果を毎日巡視業務日報（写真帳含む）及び巡回報告書（写真帳含む）に記録する。事業者は記録を保存するものとする。

また、重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、遅滞なく調査職員に報告し指示を受けるものとする。（別添－８「利用サービス業務日誌」事故情報記録　参照）

第５編 都市緑化植物園管理

第５５条 管理水準

都市緑化植物園においては、都市住民の都市緑化意識の高揚、植栽知識の普及等を図り、都市緑化の推進に資することを目的とし、緑や花に関する情報等の提供・普及や都市緑化植物の保存等の業務を適切に行う。

第５６条 年間活動計画の作成

事業者は、都市緑化植物園全体の年間活動計画を策定し、事前に調査職員に提出した上で承諾を得ること。

第５７条　講習会・実習・研修・講演会等の実施・受入

１．事業者は、インターンの受入期間を設定した上で募集を行い、博物館実習及びインターンシップ研修等を行うこと。

２．知的障害者更生施設の地域活動を受入れるとともに、園内活動については、ボランティアと連携し、指導等を行うこと。

３．学校等（小学校、中学校等）を対象とした環境学習については、必要に応じて補助を行うこと。

４．公園利用者を対象として、展示期間を中心に講演会を行うこと。

第５８条 展示

１．見本園及び展示棟において、本公園内の植物資源や最新の都市緑化技術の紹介等、本公園の利用促進及び都市緑化の普及を目的とした展示を行うこと。

２．展示にあわせた園内の案内、講演会等を行うこと。

第５９条 ガイドツアー

事業者は、園内の見頃の植物等を紹介・案内するガイドツアーを行うこと。（別添－２４「行催事について」参照）

第６０条 情報発信

１．事業者は、都市緑化植物園のマップや活動内容等を紹介するガイドマップを作成し、園内で配布すること。

２．事業者は、イベント・行事の開催等に併せて、見頃の植物を紹介するマップ等を作成し、配布すること。

第６１条 緑化相談窓口

１．事業者は、園内の植物に対する問い合わせに加えて、植栽知識の普及等に向けて、植栽樹種の選択、植栽方法、病虫害防除等、都市緑化全般に対する問い合わせにも対応するものとする。

２．回答が難しい問い合わせに対しては、全国各所の緑の相談所との連携や既往論文等の活用により、回答するよう努める。

３．問い合わせの内容は、記録することとする。

第６２条 植物分譲

１．事業者は、植物の分譲を希望する者に対して、植物分譲願及び使用目的等の資料の提出を求め、調査職員と協議の上、分譲の可否を判断すること。（別添－３３「植物分譲願」参照）

２．事業者は、分譲した植物を活用した論文等の成果物の提出を分譲先に求めること。

第６３条 ボランティア育成・管理

ボランティアの知識の向上等を目的とした講習会の開催や活動日調整等、ボランティアの育成・管理を行う。

第６４条 情報交換

事業者は、公益社団法人日本植物園協会の正会員としての活動を行うとともに、調査職員が要請する事業・会議（関東拠点園連絡会議、都市緑化植物園（緑の相談所）連絡会議等）への参加・協力・実施を行うものとする。

第６５条 園内植物の最新情報の把握

ホームページへの掲載を目的とした、サクラソウやヤマユリ等、本公園における植物の最新情報等の把握を行うこと。

第６６条 資料の収集・保存

１．都市緑化や里山関連の図書等の資料を収集するとともに、図書は分類規約に則った方法で分類し、適切に管理するものとする。なお、分類・収集した資料を処分する場合は、調査職員の指示により行うこと。

２．動植物のポジフィルム等の記録及び標本室において保存している植物、昆虫、哺乳類・鳥類標本等の資料については、現状の状態を維持するために、適切な管理を行うこと。

３．年度毎に「都市緑化植物園年報」（別紙－３４）を作成し提出すること。

第６７条 植物管理の補助

植物管理の中で、展示棟前広場、ボーダー花壇、ハーブガーデン、水性植物の池において、生息する動植物に配慮した管理が行われるよう補助すること。

第６８条 貴重植物管理の補助

１．ムラサキ（絶滅危惧 IB）について、ポット苗を用いた保存栽培や染色等に使用する木製のプランターを用いた栽培についての補助を行う。（別添―３５「ムラサキ管理マニュアル」参照）

２．本公園内において、希少かつ観賞価値の高いヤマユリ、リンドウ、ホタルカズラの管理の補助を行うこと。

３．伝統的な園芸植物であるサクラソウ、ツバキ、ウメについて、保存するよう努めること。なお、サクラソウについては、品種の保存を目的とした株分け等の管理の補助を行うこと。（別添－３４「サクラソウ管理マニュアル」参照）

第６９条 植物園調査

1．生物多様性に配慮した樹林地の景観管理技術に資するため、園内樹林地景観タイプ・構成要素の調査を実施すること。
2．園内のヤマユリの生育箇所のうち、特に修景効果が高いと考えられる区画において、今後植生管理を検討する際の基礎データとなるヤマユリの個体数調査を実施すること。
3．本公園をフィールドにした大学や各種団体の論文等に関わる調査研究、研究者・技術者の育成のための実習の受け入れを行うこと。

別紙８

H27-30 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務

個別仕様書

【施設・設備維持管理】

平成２６年〇月

国土交通省関東地方整備局

第１編　総則

第１条 適用

本編は、H27-30 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務のうち、施設・設備維持管理業務に適用する。

第２条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書（別紙―５参照)、国営武蔵丘陵森林公園の設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

第３条 事前協議等

事業者は、共通仕様書（別紙―５参照)、国営武蔵丘陵森林公園の設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に照査し、明示無きもの又は疑義の生じた場合は、関東地方整備局の指定する調査職員と事前に協議するものとする。

第４条 業務実施体制

事業者は、業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出し、承諾を得なければならない。また、業務実施体制に変更が生じた場合は、その都度、提出しなければならない。

第５条 業務実施体制の点検

事業者は「公共業務の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）第 13 条 2 項により関東地方整備局から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

第６条 基本事項

１．施設・設備維持管理を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
２．事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
３．事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
４．管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、弾力的に配置するものとする。
５．提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員に報告の上、事業者が行うこととする。（別紙―２０「提供物品一覧」、別添―１４「提供施設等の取扱いについて」参照）
６．設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。
７．業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員と協議し、承諾を受けた上で、事業者の負担にて行うこと。
８．作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。
９．作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメー

ジアップに心掛けるものとする。

１０．事業者は、管理する施設、設備及び備品等について、日々稼働状況を把握し、異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに調査職員に報告すること。

１１．作業の前に周囲の床、壁、機器などに損傷を与えないように養生を行うこと。

１２．作業終了後は養生材や工具類を撤去し、周囲の清掃を行うこと。

第７条 安全管理等

１．常に公園管理者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

２．車両の運転については、別添－１７「園内車両入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、別途発行する車両運行許可証を前面に提示し、事業者が定める「安全運転走行心得」及び「安全運転の心得」を遵守して走行するものとする。なお、園内の車両通行の際には管理用園路は 20km/h 以下、その他園路は 10km/h 以下とする。

３．作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。

４．持込可能な車種及び走行可能ルートについては、別添－１７「園内車両入園規則」に基づくものとする。

５．施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。

６．施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。

７．作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

第８条 作業時間

作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、業務責任者の判断により決定すること。なお、開園時間内に作業を行う場合には、必要に応じて公園利用調整を行うこと。また、閉園時間を過ぎて作業を行う場合には、あらかじめ調査職員に作業時間を提出することとする。

第９条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等

管理を許可した施設等に関して、事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに調査職員に報告すること。

第１０条 大規模な修繕

大規模な修繕は関東地方整備局において行うので、詳細は調査職員との協議によるものとする。

第２編 建物維持修繕等

第１１条 管理水準

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

第１２条 作成書類

１．作業計画書

事業者は、調査職員が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等については、別紙―５「共通仕様書」第１５条で示す書類のほか、作業計画書（工程表含む）を作業前に作成して調査職員に提出すること。

２．事業者は、次の各号に掲げる書類を作成すること。

１）作業打合簿

打合せ毎に終了後、速やかに作成すること。

２）施工図書

施工後、速やかに作成すること。

３）作業記録写真

施工後、速やかに作成。

４）その他調査職員が指示する書類

適宜作成。

第１３条 管理事務所修繕

都市緑化植物園管理棟、展示棟、資料館、管理事務所、南口・中央口・西口・北口管理棟等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うとともに、次の各号に掲げる修繕及び点検を行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、関東地方整備局が行う。（別添－３６「建物に係る点検整備（位置図）管理棟位置図」参照）

１）外観については、美観の維持に努め、塗装面等の防腐、防錆等の点検を行う。

２）自動ドアについては、原則年４回保守点検を実施するものとする。

３）冬期は、凍結防止措置（水抜き）を実施するものとする。

第１４条 休憩所等修繕

南口・西口・中央口北休憩所、シェルター、四阿等について、公園利用者が直接かかわる施設であることに留意し、日常、適宜目視、触診、打診等による巡回点検を実施し、破損箇所については小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、関東地方整備局が別途行う。（別添－３６「建物に係る点検整備（位置図）休憩所・車庫倉庫位置図」参照）

第１５条 車庫・倉庫等修繕

車庫、植物園作業棟、作業棟、倉庫について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、関東地方整備局が別

途行う。（別添－３６「建物に係る点検整備（位置図）休憩所・車庫倉庫位置図」参照）

第１６条 便所修繕

園内の便所について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。また、冬季は、凍結防止措置を実施し、配管・衛生器具の機能維持に努めること。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、関東地方整備局が別途行う。（別添－３６「建物に係る点検整備（位置図）便所位置図」参照）

第１７条 その他建物修繕

建物の維持修繕において、自動ドア等、本個別仕様書第１３条から第１６条までに該当しない項目については、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。

第３編 建物設備維持修繕

第１８条 管理水準

空調設備及び昇降機の機能を常に安全かつ良好に維持するため軽微な修繕及び点検を行うものとする。

第１９条 空調設備保守点検

園内の建物内に設置されている空調設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。また、夏前および冬前の年２回、専門技術者による点検を行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は関東地方整備局が別途行う。（別添－３７「工作物に係る点検整備（位置図）空調設備設置個所位置図」参照）

第２０条 昇降機等設備保守点検等

園内の建物内に設置されている昇降機等設備について、国土交通省が定めた「建築保全業務共通仕様書」に基づき点検を行い、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、関東地方整備局が別途行う。

第２１条 消防設備維持修繕等

園内の建物内に設置されている消防設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。（別添－３７「工作物に係る点検整備（位置図）消防設備位置図」参照）

第２２条 その他

建物設備の維持修繕において、本個別仕様書第１９条から第２１条までに該当しない項目については、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。

第４編 園路広場維持修繕工

第２３条 管理水準

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

第２４条 園路・広場維持修繕等

園路・階段、舗装、サイン・ファニチャー、手摺・柵等について、日常、適宜巡回点検し、腐敗・破損箇所の小規模な修繕を適切に行うこと。

第５編 遊具維持修繕工、その他修繕

第１章 遊具維持修繕工

第２５条 管理水準

遊具について、劣化や(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA－S:2008」の不適合によるハザードを早期に発見し、遊具による事故を予防するとともに、適切な運営維持管理業務につなげるよう点検を行うこと。

点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

なお、遊具の点検は幼児や児童が遊具の利用者であることから、次の各号に掲げる事項に配慮して行う。

１）安全性の確保

２）機能の保持

３）美観に配慮した形姿の維持

第２６条 用語の定義

１.「点検責任者」は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」あるいは、調査職員が同等と認めたものとする。なお、「点検責任者」は、「点検担当者」以上の経験、知識及び技能を有するものであること。

２.「点検担当者」は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品整備技士」あるいは、調査職員が同等と認めたものとする。

３.「同等と認めた者」とは、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」と比較して同等の学歴、経歴、実務経験、講習会の受講実績等から同等の知識と技術、管理能力等があると調査職員が認めた者をいう。

４.「作業」とは、遊具の点検をいう。

５.「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう。(ただし、地震、火災等の災害によるものを除く。)

６.「日常点検」とは、目視診断、触手診断、聴音診断等により、遊具の異常、劣化等の有無を調べるために日常的に行う点検をいう。

７.「定期点検」とは、公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士等が一定期間ごとに摩耗状況や変形ならびに経年変化等について点検する「劣化診断」と、「遊具の安全に関する規準 JPFA－S：2008」に基づき遊具の形状や安全領域等の規準に対する妥当性を評価する「規準診断」をいう。

８.「SP 表示認定企業」とは、(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA－S：2008」等に基づき製品の設計、製造、販売、施工、点検、修繕を行い、かつ、(社)日本公園施設業協会が定めた規格「S：2008QMS－SP 表示認定規格」を満たすマネジメントシステムを構築していると(社)日本公園施設業協会に認定された企業をいう。

９.「SP 点検済シール」とは、「SP マーク」を付された「点検済シール」で点検、修繕した遊具が、「遊具の安全に関する規準 JPFA－S：2008」に合致したと認められた時に、安全性の確保が維持されていることを示すために、SP 表示認定企業が貼付することができるシールをいう。

第２７条 点検の範囲

点検とは、遊具の形状を調査し、「遊具に関する安全規準 JPFA－S：2008」に基づく規準診断等を行い、報告書を作成するまでの一連の行為をいう。

第２８条 事業者の負担

点検業務に必要な工具、測定機器等は事業者の負担とする。

第２９条 点検の種類

点検には、「日常点検」「定期点検」がある。

事業者は各点検の内容とその必要性を正しく理解した上で業務計画書を立案し、調査職員に承諾を受けてから点検を実施しなければならない。

第３０条 診断の方法

遊具の点検は、点検表を作成し、診断することで安全性を確認すること。

診断方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

1）目視診断

遊具の外観・形状を観てその劣化状態を診断する方法

2）触手診断

遊具を素手で触ってその劣化状態を診断する方法

3）聴音診断

遊具の可動部を動かし、発生する音、ガタツキの状態の有無を判断し、劣化状態を診断する方法

4）打音診断

遊具を点検ハンマー等で軽打し、異音の有無を判断し、その劣化状態、亀裂、ボルトの緩み等を診断する方法

5）揺動診断

遊具本体を揺り動かし、仕様に対応できるかを診断する方法（複合系遊具の場合は単体ごとに行う）

6）JPFA 検査器具による判定

JPFA が開発した器具で遊具の規準（JPFA－S：2008）に適合しているかを調べる

7）ノギスによる測定（JIS 認定商品を使用する）

8）メジャーによる測定（JIS 認定商品を使用する）

9）傾斜計による測定

第３１条 作成書類

1．作業計画書

業務計画書に基づき作業実施日、作業内容、作業手順、作業範囲、点検責任者名、点検担当者名、安全管理者等を具体的に定めた定期点検に関する作業計画書を作業前に作成して調査職員に提出すること。作業計画書には、点検の作業中に利用を中止した方が良いと判断された遊具の取扱と処置方法、連絡手順について記載すること。

2．事業者は、次の各号に掲げる書類を作成すること。また、業務完了時には、実施状況等の記録書

として添付すること。

1）定期・精密点検記録簿

点検実施後、(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA－S：2008」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づき速やかに作成すること。

2）写真帳

客観的な判断材料として、必要に応じて遊具施設の劣化や破損状況を写真に記録すること。写真は、着手前、作業状況(規準点検状況・劣化点検状況)からなり、点検表と照合できるよう、点検実施後、速やかに写真帳に整理すること。

3）その他調査職員が指示する書類

適宜作成

第３２条 遊具日常点検等

1．日常点検を行う者は、遊具の外観を目視し、必要に応じて触診により部材の腐食、亀裂、変形、ボルトの脱落等の施設の変形や異常の有無を調べる。また、合わせて設置面や植栽等を含めた遊具周辺の確認も行う。

2．点検頻度は、遊具毎に日 1 回以上実施する。また、遊具維持修繕の担当職員による点検を月 1 回実施する。

3．点検対象遊具は、以下の通りとする。

名称
元気もりもり号
芝生のへそ
とりで
すべり台
ステップ階段
丸太つり橋
ロープ橋
三角橋
くさり橋
ターザン滑車
ネットマウンテン
へいきんだい
ピラミッドロープ
空中散歩
ぴょんぴょんとび
壁のぼり
グラグラ円盤
丸太ぶらんこ
ぶらさがりシーソー

ロープシーソー
斜面ジャンプ台
ゆらゆらうんてい
ブランコ滑車
くさり登り
ねっとくぐり
ローラー滑台
むさしキッズドーム

４．公園内巡視時に日常点検を行う者は、点検箇所や点検方法をよく理解したうえで、別添―３９－２「日常点検表」（国営武蔵丘陵森林公園わんぱく広場利用指導日誌）により日常点検を実施すること。
５．事業者は、対象となる遊具の経年変化に伴う劣化状況を把握するため、日常点検記録簿を精査したうえ、保管しておく。
６．点検履歴については、遊具履歴書を作成、追記、修正をすること。
７．台風や豪雨等の異常気象時や震度５以上の地震発生により、遊具に異常箇所が生じるおそれのある場合に、遊具及び遊具の周辺状況について、必要に応じて臨時的に点検を行うものとする。また、遊具の利用者が怪我をした場合や、他公園において類似遊具等で事故があった場合も点検を行うものとする。

第３３条 遊具詳細点検

１．定期点検を完了させるために、管理体制を確立し、品質、工程、安全、法令遵守等の業務管理を行う。
２．事業者は、点検責任者を定め調査職員に事前に提出することとする。また、点検責任者を変更した場合も同様とする。
３．点検を行う月日及び時間等は、作業計画書により実行する。
４．点検対象遊具は、日常点検に準ずる。
５．遊具の点検内容は、(社)日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づいて実施し、その結果について定期点検記録簿としてとりまとめ報告する。
６．点検作業の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(社)日本公園施設業協会認定の、JPFA 検査器具、JPFA 肉厚測定器、JPFA 落下衝撃測定器等を使用して行う。
７．点検作業と点検表に基づく判定は別の者がそれぞれ担当し、職務を兼ねることはできない。
８．点検責任者は、「劣化診断」による劣化判定と「基準診断」によるハザードレベルを組み合わせて総合的な機能判定を行うこと。その判定基準については、必要に応じ事前に調査職員と協議をしておくこと。
９．定期点検は、年１回実施すること。
１０．点検終了後、「合格」と判断された遊具は、調査職員に報告し、「SP 点検済みシール」を貼付出来る遊具には点検実施時期を明記して添付する。

第３４条 遊具維持修繕等

点検により確認された破損箇所については、小規模な修繕等を適切に行うこと。

第３５条 その他

１．点検作業においては、安全管理を徹底し、作業中であることを掲示して、公園利用者の遊具利用への影響が無いように十分な安全対策を講ずること。

２．定期点検等で不良と判断された場合は、速やかに調査職員へ報告すること。

３．点検で異常が発見された場合、もしくは、異常の可能性がある場合は、使用禁止が妥当と判断される遊具について、業務計画書等で事前に調査職員と打合せた手順に従い、ロープやネット等で使用できないように処置するとともに、使用禁止表示を行い、公園利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。併せて、調査職員に速やかに報告する。

４．点検作業は、作業に適した服装にて作業を実施し、「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」の携帯用認定証等がある場合は携帯して作業に従事する。

５．本仕様書に記載されていない事項については、(社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準 JPFA－S：2008」を参考にすること。

第２章 その他修繕

第３６条 管理水準

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

第３７条 工作物その他修繕等

園路広場及び遊具以外の工作物について、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所については、小規模な修繕等を適切に行うこと。（別添―３７「工作物に係る点検整備（位置図）」参照）

第６編 電気設備維持修繕

第３８条 管理水準

使用電力量を計測するとともに、別添―３７「工作物に係る点検整備（位置図）電気設備図」に示す電気設備（分電盤、照明設備、監視カメラ設備等）、変電所、非常用発電所、常用発電機等の電気設備について、関係法令を遵守し、機能を常に安全かつ良好に維持するため、適時巡回点検し、破損箇所については、小規模な修繕を適切に行うものとする。

第３９条 電気設備維持修繕等

１．事業者は、月１回、調査職員が指示する日に各電気メーターの確認を行うこと。調査職員の指示による負担金割合の算定方法に従い、電気メーター検針結果の集計表及び負担金額割合を算定した算定表を作成し、翌月の月初めまでに調査職員に提出すること。

２．分電盤・配電盤等や照明設備及び別添－３７「工作物に係る点検整備（位置図）電気設備位置図」に示す施設について、計器による設備の運転状況の把握や目視、触手、聴音による点検を行う。なお、分電盤については、年１回絶縁測定を行う。

３．点検の結果に応じ、清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、軽微な修繕等を適切に行うこと。

４．落雷があった場合には、翌日の開園までに電気設備の巡回点検を行うこととする。

５．休園日に電気設備において異常が発生した場合は、法定点検の受託者等と連携して、適切な措置を講じること。

第７編 汚水・排水施設維持修繕

第４０条 管理水準

園内の汚水・排水施設について、施設の機能を常に安全かつ良好に維持するため点検及び小規模修繕を行うものとする。（別添－３７「工作物に係る点検整備（位置図）汚水処理設備平面図」参照）

第４１条 汚水・排水施設維持修繕

１．日常、適宜巡回点検し、分電盤のブザー音の確認等を行い、異常があれば小規模な修繕又は補充を適切に行う。なお、法定点検は関東地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。

２．台風や大雨が予想される場合は、巡回点検を行うとともに、適切な対策を講じるものとする。

３．事業者は、繁忙期においては、汚水・排水施設の稼動状況を確認するとともに、法定点検の受託者等と連携し、汚水・排水施設の処理能力に沿った調整を行うこと。

４．事業者は、降雨時等に雨水ます等の状況及び土砂の堆積の有無を目視により確認し、必要に応じて堆積物の除去等を行う。

第８編 給水施設維持修繕

第４２条 管理水準

本公園の全施設の使用水量を計測するとともに、別添―３７「工作物に係る点検整備（位置図）水道設備位置図」に示す給水施設について、関係法令を遵守し、常に安全かつ良好に維持するため点検及び小規模な修繕を行うものとする。

第４３条 給水施設維持修繕等

１．日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。
ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、関東地方整備局が別途行う。

２．事業者は、１日２回（開園前１回、閉園後１回)、水道メーターの確認を行うこと。調査職員の指示による負担金割合の算定方法に従い、水道メーター検針結果の集計表及び負担金額割合を算定した算定表を作成し、翌月の月初めまでに調査職員に提出すること。

３．資料館の受水槽については、年１回、冬季に法定点検に準ずる点検を行うこと。

４．滅菌装置について、逆流止め玉弁およびサイホンブレーカーの動作や薬剤残量等の確認を行うこと。

５．点検の結果に応じ、清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、軽微な修繕等を行う。

６．冬季の園内給水施設凍結による断水及び器具の破損を防止するため、水抜き等の凍結防止作業や一部の水飲み・手洗いの閉栓作業を行うものとする。

７．繁忙期は、配水管の水圧が低下しないよう、適切な措置を講じること。

８.夏季及び冬季においては、使用水量を調整する等の適切な措置を講じ、機能の維持に努めること。

第９編 水景施設水質管理

第４４条 管理水準

本公園の水景施設について、関係法令を遵守し、常に安全かつ良好に維持するため点検を行うものとする。なお、水遊び場については、常に安全かつ良好に維持するため、関係法令を遵守するとともに、「遊泳用プールの衛生基準について」（平成 19 年 5 月 28 日健発第 0528003 号厚生労働省健康局長通知）に基づき、供用期間中は以下の水質を保つよう管理を行うこと。

項目	基準値	測定回数
水素イオン濃度	pH 値 5.8 以上 8.6 以下であること	毎年 1 回以上
濁度	2 度以下であること	
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L 以下であること	
大腸菌群	検出されないこと	
一般細菌	200CFU/ml 以下であること	
遊離残留塩素濃度	0.4 ㎎/l以上であること。また、1.0mg/L 以下であることが望ましい。塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は 0.1 ㎎/l以上 0.4 ㎎/l以下であること。また、亜塩素濃度は 1.2 ㎎/l以下であること。	毎日午前中1回以上 及び午後2回以上
総トリハロメタン	暫定目標値としておおむね 0.2 ㎎/l以下が望ましい	毎年1回以上

※利用者が多数である場合等汚染負荷量が大きい場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。

第４５条　作成書類

１．作業計画書（工程表含む）

事業者は、調査職員が指示する主要な水景施設については、業務計画書に基づき作業着手前までに作業計画書を作成し、調査職員に提出すること。別添―３７「工作物に係る点検整備（位置図）水循環設備位置図」参照）

２．実施状況の記録

事業者は、調査職員が指示する主要な水景施設については、下記の書類を作成すること。また、業務完了時には、実施状況等の記録書として添付すること。

１）作業記録写真－－－－－－－－－－－－ 作業終了後すみやかに作成

２）点検報告書－－－－－－－－－－－－－ 作業終了後すみやかに作成

３）適合確認検査簿－－－－－－－－－－－ 作業終了後 10 日以内に作成

４）作業打合簿－－－－－－－－－－－－－ 打合せ毎に終了後すみやかに作成

５）その他調査職員が指示する書類－－－ 適宜作成

第４６条 水景施設保守点検等

業務計画書に基づいて、次の各号に示す水景施設の巡視・点検を行う。

１）運転前及び運転中に毎時１回、電気系統、バルブの開閉、水位、異音の確認等の点検を行う。

２）巡視・点検結果は、点検報告書として作成し保存する。

３）水質検査の結果、残留塩素濃度が基準値を下回る場合は、固形塩素剤を投入するなど、必要

な措置を速やかに行うこと。

4）埼玉県東松山保健所の水質検査等が実施されるときは、協力すること。

5）その他、南入口噴水、中央入口噴水、雅の広場噴水、ハーブガーデン噴水、疎林滝流れのポンプ設備については、年１回、稼動時に専門技術者による点検を行い、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は関東地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。

6）疎林滝流れ及び渓流広場については、水遊びが行えないことを示すために、適宜水質検査を行い、「遊泳用プールの衛生基準について」に基づく水質基準を満たしていないことを確認すること。

第１０編 その他設備維持修繕等

第４７条 管理水準

本公園の水循環設備、放送設備、電話設備等について、関係法令を遵守し、機能を常に安全かつ良好に維持するため点検及び修繕を行うものとする。

第４８条 水循環設備維持修繕等

日常、園内の循環水ポンプ場、循環水配管等について、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、法定点検は関東地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。（別添―３７「工作物に係る点検整備（位置図）水循環設備位置図」参照）

第４９条 放送設備保守点検等

日常、園内の放送設備、スピーカー、配線等について、計器による設備の運転状況の把握や目視、触手、聴音による点検を年１回行い、破損箇所の小規模な修繕等を適切に行うこと。（別添―３７「工作物に係る点検整備（位置図）放送設備位置図」参照）

第５０条 電話設備維持修繕等

日常、園内の電話設備、配線等について、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕等を適切に行うこと。（別添―３７「工作物に係る点検整備（位置図）電話設備位置図」参照）

第１１編 園内清掃、公園内建物清掃

第１章 基本事項

第５１条 管理水準

公園施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要があり、本公園の利用状況に適切に対応するため、事業者は、作業内容、作業場所等について十分に検討するとともに、周辺地域に配慮した実施時期の調整を行うものとする。

第５２条 消耗品

本清掃作業に必要な消耗品については、支給しない。

第２章 清掃

第５３条 休憩所等清掃

１．日常清掃（建物清掃）

１）清掃箇所は、別紙－３７「清掃場所、箇所、内容、方法、頻度等」を参照すること。

２）壁、床、扉、窓、柱、ベンチ、机、イス、黒板等は、掃き掃除、拭き掃除を行い、公園利用者に不快感を与えないよう清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄するものとする。

３）くもの巣、ハチの巣、ガムのかす等がある場合は、速やかに取り除くものとする。

４）天井、照明器具、展示物等は、必要に応じ清掃するものとする。

５）清掃箇所及び実施頻度は下表の通りとし、各施設の汚れ具合等により適宜清掃回数を設定するものとする。

清掃箇所	実施頻度
四阿、南口休憩所、西口、中央口休憩所	日・祝日;1 回／日、平日;1 回／週
管理事務所	1 回／月

２．定期清掃

１）床面シートの清掃（ポリッシャーまたはスチーム洗浄後のスクイージーによる汚水除去、水モップによる拭き上げ、ワックス塗布、拭き上げ等）のほか、タイルやジュータン、窓、網戸等を対象とした室内清掃を行うこと。

２）屋根及び雨樋に堆積した落ち葉、枯れ枝、藻等による汚れ、夾雑物を除去すること。

３）建物の周りに堆積した落ち葉、枯れ枝を除去すること。

４）外壁、軒下、扉、窓等の汚れを除去すること。

５）清掃箇所及び実施頻度は下表の通りとする。（別紙－３７「清掃場所、箇所、内容、方法、頻度等」参照）

清掃箇所	実施頻度
管理事務所、南口休憩所、西口、中央口休憩所、四阿	1 回／年

第５４条 便所清掃

１．日常清掃

１）清掃箇所は、別紙－３７「清掃場所、箇所、内容、方法、頻度等」によるものとする。

２）清掃中は、便所の利用者の利便性に配慮すること。

３）衛生器具(便器、手洗い器等)、壁、天井、床、ブース、扉、窓、その他建具、鏡、照明器具等を適切な方法で清掃し、清潔に保つとともに、詰まり等はすぐに対応する。

４）トイレットペーパー及び石鹸水が常時あるように補充すること。

５）汚物入れの清掃等を行うこと。

６）実施頻度は下表の通りとする。

実施頻度	
最繁忙期(4 月～5月)	土･日･祝日;1 回／日、平日;2 回／週
繁忙期(10 月～11 月)	1 回／日
通常期(6 月)	土･日･祝日;1 回／日、平日;1 回／週
通常期(7 月、3 月)	【上･中旬】土･日･祝日;1 回／日、平日;2 回／週 【下旬】1 回／日
通常期(8 月)	1 回／日
通常期(9 月)	土･日･祝日;1 回／日、平日;2 回／週
閑散期(12 月～2 月)	土･日･祝日;1 回／日、平日;1 回／週

※状況により回数増減

２．定期清掃

１）屋根及び雨樋に堆積した落ち葉、枯れ枝、藻等による汚れ、夾雑物を除去すること。

２）建物の周りに堆積した落ち葉、枯れ枝を除去すること。

３）衛生器具(便器、手洗い器等)、壁、軒下、天井、床、ブース、扉、窓、鏡、照明器具等の汚れを除去すること。

４）清掃箇所は、別紙－３７「清掃場所、箇所、内容、方法、頻度等」を参照すること。実施頻度等は原則年１回とし、各便所の汚れ具合等により適宜回数を設定するものとする。

３．大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際には必要に応じて当該箇所を清掃するものとする。

第５５条 工作物清掃

１．日常清掃

１）対象区域は全園を区域とする。ただし、別紙－１０「管理運営規定書」の対象である収益施設は除く。

２）拾い清掃による紙くず、空き缶等の除去や掃き掃除による土ぼこり、落ち葉等の除去により、工作物をきれいな状態に保つこと。

３）園路、広場、排水枡、排水溝の土砂等を除去すること。

４）公園利用者が直接触れるベンチやテーブル等は、汚れやコケ、鳥の糞が無いよう水拭き等の清掃を行い、同時にささくれ、がたつき等による危険箇所の確認を行うこと。

５）くず籠や喫煙場所の吸殻等の清掃を随時行うこと。

６）池等の水面のごみや落ち葉等を網等で随時除去すること。

７）外灯、時計や温度計、駐車場管制、監視カメラ等の設備について、汚れがひどい場合には清掃を行うこと。

８）大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際に業務責任者の判断により当該箇所を清掃するものとする。

９）実施頻度は下表の通りとする。なお、清掃箇所は別紙－３７「清掃場所、箇所、内容、方法、頻度等」を参照すること。

実施頻度	
最繁忙期(4 月～5 月)	1 回／日
繁忙期(10 月～11 月)	
通常期(6～9 月、3 月)	
閑散期(12 月～2 月)	土・日・祝日;1 回／日、平日;1 回／週

2．定期清掃（池・水遊び場等の洗浄）

1）ポンプを停止し池部の排水を行った後、ごみ類や夾雑物、汚泥を除去し、池の底部、側面部、景石等の高圧洗浄機を使用した洗浄作業及びブラッシングを行うこと。

2）底部、側面部、景石等の汚れを所定箇所へ処理した後、池部への給水及びポンプを始動すること。

3）清掃箇所、実施内容及び実施頻度等は下表の通りとする。なお、水遊び広場では、夏休み期間中は週１回の頻度で行うこと。

清掃箇所	実施頻度
南入口噴水	6 回／年
中央入口噴水	8 回／年
雅の広場噴水	1 回／年
疎林滝流れ	1 回／年
渓流流れ	15回／年
日本庭園流れ	6 回／年
水遊び場	15 回／年

4）汚水ポンプ等の汚水・汚泥は、浄化槽法その他関係法令に従って汲み取るとともに清掃を行うこと。

5）作業時間は業務責任者の判断による。なお、閉園時間を過ぎて作業を行う場合には、あらかじめ調査職員に作業時間を提出することとする。

3．定期清掃（園路・広場の舗装部等の洗浄）

1）藻や土砂等による汚れが顕著な部分の高圧洗浄機を使用した洗浄作業を行うこと。

2）園路、広場、排水桝、排水溝の土砂等を除去すること。

3）腐食・破損したテーブル、ベンチ等を撤去すること。

4）清掃箇所、実施内容及び実施頻度等は下表の通りとする。

清掃内容等	実施頻度
路面清掃(路面清掃車)	120 回／年
高圧洗浄機清掃	30 回／年
カワウ清掃(高圧洗浄機)	8 回／年

4．大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際には必要に応じて当該箇所を清掃するものとする。

第５６条 ごみ回収運搬工

1．軽トラックにより、園内各所に存在するごみ箱から所定の集積箇所に運搬するものとするし、ごみは、市町の分別区分に従って分別を行うこと。なお、大型イベント、花見の時期等、大量のご

みの発生が予想される場合は、臨時ごみ箱を設置し、公園利用者に分別指導を行う等、適切な措置を講じること。

2．ここでいうごみとは園路上の落ち葉、枯れ枝も含むものとする。

3．ごみ運搬箇所については、別途指定するものとする。

4．生ごみについては、植物性の廃棄物と併せて、堆肥化を行うこと。

第５７条 除雪等

1．降雪時等に、本公園の機能を維持するために、玄関周り、出入口周り、園路等において、機械及び人力による除雪を行う。

2．事業者は、除雪作業を円滑に実施できるよう無積雪時の状態を確実に把握し、路面や縁石等各工作物に損傷を与えないようにしなければならない。

第５８条 産業廃棄物処理

事業者は、排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）及び関係法令に従って、適正に処理すること。（別紙―３９「産業廃棄物（排出量等）」）

別紙９

H27-30 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務

個別仕様書

【植物管理】

平成２６年○月

国土交通省関東地方整備局

第１章　総則

第１条 適用

本仕様書は、H27-30 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務のうち、植物管理業務に適用する。

第２条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書（別紙―５）、国営武蔵丘陵森林公園の設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、目標とする管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

第３条 事前協議等

事業者は、共通仕様書（別紙－５）、国営武蔵丘陵森林公園の設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に照査し、次の各号に掲げる事項のほか明示無きもの又は疑義の生じた場合は、関東地方整備局の指定する調査職員と事前に協議するものとする。

また、管理年度内にあっても、管理実態に合わせて、効率化に向けた管理施工上の工夫が可能な場合は、調査職員に提案し、協議の上、変更理由を明記の上、業務計画書の変更を行うことも可能である。

１）植物について補植を要する事態が生じたとき。

２）既存木の移植（又は伐採）を行う必要が生じたとき。

３）公園利用者サービスに供するために新規植栽の必要が生じたとき。

第４条 業務実施体制の点検

事業者は「公共業務の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）第 13 条 2 項により関東地方整備局から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

第５条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の試行業務であり、調査職員より指示のあった場合、別途通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行うこと。

調査票は、業務終了後速やかに調査職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

第６条 基本事項

１．植物管理業務を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。

２．事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。

３．事業者は、公園内の植物を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。

４．園内外に生息・生育する貴重種（別添－４６「貴重種一覧」参照）に影響を与えないように十分

に留意して実施するとともに、貴重種の生息・生育に適した環境を保全するものとする。

5．管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、植生状況に基づき弾力的に配置するものとする。

6．提供物品（別紙―２０参照）は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員に報告の上、事業者が行うこととする。

7．設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。

8．植生状況等に基づく業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員と協議の上、承諾を受けた上で、事業者の負担にて行うこと。

9．作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。

１０．ボランティアによる植物管理が円滑に活動できるように支援すること。

１１．植物管理と一体となった行催事では、企画運営管理及び施設・設備維持管理等と総合的な調整のもと、相互連携を保ち、公園利用者の安全確保に努めるものとする。

第７条 安全管理等

1．常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

2．車両の運転については、別紙－１７「国営武蔵丘陵森林公園園内車両通行規則（案）」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、別途発行する車両通行許可証を前面に提示し、事業者が定める「安全運転走行心得」及び「安全運転の心得」を遵守して走行するものとする。なお、園内の車両通行の際には管理用園路は 20km/h 以下、その他園路は 10km/h 以下とする。

3．作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。

4．持込可能な車種及び走行可能ルートについては、別添－１７「園内車両入園規則」に基づくものとする。

5．危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と枯枝の除去、及び、全ての作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。

6．施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するとともに、園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。

7．作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

第８条 利用サービス

1．作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、決定すること。なお、開園時間内に作業を行う場合は、必要に応じて公園利用調整を行うこと。

2．公園利用者に対する案内及び緊急対応等のサービスに努めること。

3．業務責任者を含めた全ての作業従事者は調査職員の指定する名札を作成し着用すること。

4．作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。

5．公園利用者に対して、管理作業内容の情報を提供する必要が生じた場合には、作業場所において

適切な説明看板類を掲示するものとする。

第２章 芝生管理

第９条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす芝生管理を行うこと。(別添－４０「芝生管理区域図」参照)

ランク	A		
管理目標	庭園内にある芝生地で、修景性が高く、芝生の美しさが重要な景観構成要素となっており、利用率も高い芝生地		
管理水準			
芝刈高	5cm以下に維持		
雑草混入	可能な限り混入なし		
茎葉密生度	高い		
標準実施回数	(単位；回/年)		
芝刈(標準刈込回数)	8	7	6
対象地	南入口A、南入口B、展望広場A、展望広場B、運動広場A、梅林A、記念塔周辺A、花木園A、花木園B、林間広場A、疎林広場A、公園庭園樹見本園A、針葉樹見本園A、かえで見本園A、渓流広場A、彫刻広場A、彫刻広場B、彫刻広場C、ハーブガーデンA、ボーダー花壇A、花木見本園A、テニスコート周辺A、北入口A、北入口B、西入口B、記念広場C	南入口C 公園庭園樹見本園B、中央入口B、生垣見本園A、北休憩広場A	西田沼A、南入口D、南入口E、展望広場C、疎林広場B、針葉樹見本園B、中央入口A、記念広場B、渓流広場B、ドックランA、西入口A、西入口C

ランク	B		
管理目標	広場内の芝生や施設周りの芝生地で、休憩やレクリエーション利用等、動的利用も多い芝生地		
管理水準			
芝刈高	7cm以下に維持		
雑草混入	一部混入容認		
茎葉密生度	高いが一部空隙あり		
標準実施回数	(単位；回/年)		
芝刈(標準刈込回数)	5	4	3
対象地	資料館A	記念広場A	中央入口C

※ 芝刈工以外の項目については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。

第１０条 芝刈工

１．芝生地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。

２．芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈むら刈残しのないよう均一に刈込む。

３．刈込み高は管理水準を目安とするが、大幅に変更する場合は、調査職員と協議する。

４．縁切りは、寄せ植え、施設等にほふく茎が侵入しないよう、寄植類にあたっては、樹冠の垂直投影線より10ｃｍ程度外側で垂直に切り込み、せん除する。

５．刈り取った芝は、調査職員の指示する場所に運搬・堆積するとともに、刈り跡はきれいに清掃する。

６.芝刈り回数及び頻度については、芝草の生育状況を確認した上で適切かつ効率的な数量を設定し、作業にあたるものとする。

7．NPO など関係者とのコミュニケーションを密にすることに留意する。

第１１条 芝生地除草工

1．芝生をいためないよう、除草器具等を用いて、根より丁寧に抜き取る。
2．抜き取った雑草は、収集し、調査職員の指示する箇所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。
3．除根後に穴を生じた場合は、必要に応じて目土（目砂）の充填を行う。

第１２条 芝生施肥工

1．過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。
2．施肥を施す場合は、原則として降雨直後等で葉面がぬれているときは行わない。
3．施肥の時期及び回数については、芝草の生育状況を確認すると共に、芝生の利用状況予測を考慮して適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたるものとする。

第１３条 芝生目土掛工

1．目土は植物の根、ガレキ等がなく必要に応じて、ふるい分けした目土用土又は砂材を用いる。土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した混入率となるよう入念に混合する。
2．目土は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した量をとんぼ等を用いて、むらなく均一に敷きならし、十分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は不陸整正を勘案しながら行う。
3．芝草の生育適期を選んで施工し、合わせて芝草の生育促進、芝生地表面の不陸整正の効果を最大限に発揮できるよう施工する。

第１４条 芝生エアレーション工

1．芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具または機械により土壌が膨軟となるよう効果的に行う。
2．施工区域の設定、穴及びカッティングの深さ、間隔等は業務責任者の判断による。

第１５条 芝生雑工

1．芝生雑工（普通作業員）については業務責任者の判断する作業（部分的な養生、芝生保護材設置等）を実施するものとする。
2．芝生雑工（軽作業員）については業務責任者の判断する作業（灌水補助、施肥散布補助、芝生保護材設置等）を実施するものとする。
3．芝の補植を行う際は、以下の項目に留意すること。
   1）張替え箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ 15cm 程度まで床土を交換又は耕耘したうえ、沈下防止のためよく転圧し、表面排水できるよう不陸整正を行うものとする。
   2）張芝は、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧し、目土を施し、必要に応じて適宜施肥、灌水するものとする。
   3）播種は、施工箇所を刈取・集草し、土壌改良材を散布の後、種子を散布の後、種子を均等に

播き付けるものとする。その後、目土散布を行ったのち、速やかに灌水を行う。

第３章 中低木管理

第１６条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす中低木管理を行うこと。（別添－４１「中低木管理区域図」参照）

管理目標	対象地の個々の中低木の目的（鑑賞、遮蔽・境界、緑陰）に留意した管理を行う		
	花やその樹形等を公園利用者に見せる役割を持ち、景観構成要素となっている中低木	芝生地と高木等他の植栽を補完する目的で植えられた中間植栽としての役割や、園路や広場等の境界植栽としての役割を持つ中低木	既存木及び法面等保全や緑を保持することが目的の中低木
	鑑賞	遮蔽・境界	緑陰
管理水準	良好な生育、景観等のため整形し、健全な個体を維持する	基本的に自然樹形であるが、樹種の特性等を考慮し、剪定工を設定する 枯損枝、支障枝等は撤去する	自然樹形とし、枯損枝、支障枝等は撤去する
標準実施回数	（単位；回/年）		
刈込み **（寄植剪定）**	１回／年		
対象地	南入口駐車場、南口広場、日本庭園、山田城跡、花木園（桜）、花木園（梅）、椿園、西田沼付近、南サイクリングセンター、展望広場、林間広場、運動広場、大野草園、遊戯広場、疎林地帯、野草コース、中央バッグヤード、中央口広場、中央レストラン、中央サイクリングセンター、山田大沼、記念広場、渓流広場、三叉路広場、ウォーターランド、西サイクリングセンター、水遊び場、キッズドーム、冒険コース、西口広場、西入口駐車場、大沼、資料館、カエデ見本園、針葉樹見本園、彫刻広場、紅黄葉樹見本園、公園庭園樹見本園、植物園展示棟、街路樹見本園、湿地性見本園、生垣見本園、花木見本園、ハーブ畑、ドッグラン、キャンプ場予定地、北展望所、リサイクルセンター、ネイチャートレイル、北サイクリングセンター、北口広場、北入口駐車場		

※　中低木剪定以外の項目については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。

第１７条 中低木剪定工

１．一般事項

１）枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原形を十分考慮しつつ、樹幹局縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込む。

２）裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。

３）花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と養生位置に注意する。

４）数年の期間をおいて刈込みを実施する場合は、第１回の刈込みの際に一度に刈込まず、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。

５）刈り取った枝葉は収集し、調査職員の指示する場所に運搬・堆積するとともに、枝葉が樹冠内に残らないようにきれいに取り去り、刈込んだ樹木、寄植等の周辺はきれいに清掃する。

６）剪定にあたっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。

７）公園の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員に報告するものとする。

２．寄植剪定

１）各樹種の生育状態に応じ、刈地原形を十分考慮しつつ刈込む。

２）刈り取った枝葉が樹冠内等に残らないよう速やかに処理するとともに、寄植の周辺をきれいに清掃すること。

３．生垣剪定(機械・人力)

1）枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて、両面を刈込み、天端をそろえる。

2）枝葉の空いた部分には、必要に応じて、枝葉の疎密をなくすよう、枝の誘引を行う。枝の結束には、しゅろ縄を用いる。

第１８条 中低木地除草工

1．抜根除草

1）既存植物をいためないよう除草器具などを用いて根ごと取り除く。

2）抜き取った雑草は収集し、調査職員の指示する箇所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

2．人力除草

1）既存植物をいためないよう鎌などを用いて根際より刈り取る。

2）抜き取った雑草は、収集し、調査職員の指示する箇所に運搬・堆積するともに、除草跡はきれいに清掃する。

第１９条 中低木施肥工

1．一般事項

1）施肥量は、過去の実績を踏まえ、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じてもっとも効果が期待できるよう、業務責任者が判断して行う。(別紙―４０　「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照)

2）溝及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意する。

2．寄植施肥

1）寒肥は生垣の両側に縦穴を 1 箇所ずつ計 2 箇所 1 本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ、覆土する。立て穴の深さは 20cm 程度とする。

2）追肥は、生垣の両側に平行に深さ 20cm 程度のみぞを掘り、みぞ底に所定の肥料を敷き込み覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減する。

3）縦穴、溝の位置は細根の密生部分よりやや外周とする。

3．低木施肥

1）１本立ち及び小規模な寄植えの場合、輪肥・壺肥を主体とし、使用する施肥の標準的な施肥量について、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じてもっとも効果が期待できるよう、業務責任者が判断して行う。

⑴輪肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ 20ｃｍ程度の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。溝掘りの際、とくに支根を傷めぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘る。

⑵壺肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に所定の肥料を入れ覆土する。竪穴の深さは 20cm 程度とする。

2）列植の場合、生垣施肥に準ずる。

3）群植、大規模な寄植えの場合、有機質肥料については、1 ㎡当たり 3 箇所の縦穴を掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。化成肥料については、植込内に均一に散布する。

第２０条 中低木防除工

１．剪定防除

１）アメリカシロヒトリ、チャドクガ等の幼令期に枝葉に集団で生活している虫の場合は、この部分の枝葉を幼虫が落下しないよう注意深く切り取り、調査職員の指定する場所に集め、速やかに焼却処分あるいは土中に埋める。

２）剪定方法は、中低木剪定工に準ずる。

２．薬剤散布

１）病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、農薬取締法等の農薬関連法規や都道府県の定める農薬安全使用指導指針等、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人や生き物の安全確保及び対象樹木の薬害に十分注意し、最小限の区域における農薬散布に留める。

２）病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに調査職員と協議のうえ、適切な処置を講ずる。

３）散布方法は、調査職員と協議のうえ、それぞれの病害虫の特性に応じてもっとも効果的な方法で行う。

４）散布日は、調査職員と協議のうえ、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施するが、開園時間内には、散布は実施しない。

５）散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを、病虫被害部分部を中心にむらなく散布する。

６）散布に際しては、風上に背を向けて風下から散布する。また、公園利用者をはじめ周囲の対象植物以外のものにかからないよう、十分注意して行う。

７）散布作業は、人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用する。

８）事業者は、履行期間中に行う可能性がある薬剤散布について、事前に１）～７）の事項を調査職員と協議することができる。調査職員が承諾した範囲内で薬剤散布を行う場合は、２）～４）中の「調査職員と協議」は「調査職員に事前に提出」に読み替えるものとする。

第２１条 中低木雑工・中低木巡回工

１．低木雑工については業務責任者の判断する作業（ササ刈等）を実施するものとする。

２．中低木巡回工（造園工）にて、植木手入れやその他業務責任者が判断する管理作業を行う。

３．中低木巡回工（普通作業員・軽作業員）にて、植木手入れ補助・支障木手入れやその他業務責任者が判断する管理作業を行う。

４．中低木補植を行う際は、以下の項目に留意すること。

１）樹高 300cm 未満の樹木を対象とする。

２）補植は、隣接樹木の枝葉根部を損傷しないよう注意して、なじみよく現状に復するものとする。

３）植栽を実施するにあたり、土壌改良材を投入する場合は、埋め戻し土壌とよく撹拌して混入するものとする。

４）補植後は、十分に潅水し、根元周辺を整正する。

５．マルチングを行う際は、以下の項目に留意すること。

１）マルチング材は所定量をむらなく均一に敷き均すものとする。

2）使用するマルチング材及び敷き均し量、厚さについては業務責任者が判断し、定めるものとする。

第４章 高木管理

第２２条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす高木管理を行うこと。(別添－４２「高木管理図区域図」参照)

ランク	A	B	C
管理目標	花やその樹形を公園利用者に見せる役割を持ち、景観構成要素となっている高木	園路や広場、敷地の境界、遮へい、防火帯となる植栽としての役割や景観木としての役割を持つ高木	既存木に近い高木
	鑑賞	鑑賞、緑陰、防災、遮へい	緑陰
管理水準	抑制管理を中心とし、個々の樹木に適した樹形を常に維持するためのきめ細かい管理を実施。 花木においては花つきがとくに良好な状態を保つ。	自然成長を前提としつつ、障害除去を行う程度の保護管理を実施	原則として自然樹形
標準実施回数	(単位；回/年)		
剪定	適宜	適宜	適宜
対象地	日本庭園、花木園、梅林、椿園、公園庭園見本園、花木見本園	展望広場、西口広場、ボーター花壇、ドックラン	A,B 以外の高木

※ 高木管理については、必要に応じて業務責任者が判断し、状況により適宜行うものとする。

第２３条 高木剪定工

１．一般事項

１)樹形の骨格づくり、樹形の整形、混み過ぎによる病害虫及び枯損枝の発生防止等を目的として、枝おろし、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等の剪定方法を、樹種、形状及び剪定の種類に応じてもっとも適切な方法により行う。

２）樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要がある場合を除き、自然形に仕立てる。

３）剪定に当たっては、下枝の枯死を防ぐために原則として上方を強く、下方は弱く、また、南側等の樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定する。

４）不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は原則として行わない。

５）花木は花芽の分化時期と養生位置に注意して剪定する。

６）剪定した枝葉は収集し、調査職員の指示する場所に運搬・堆積するとともに、樹木周辺をきれいに清掃する。

７）剪定にあたっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。

８）公園の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員に報告するものとする。(別添―４６「貴重種一覧」参照)

９）サイクリングロードや園路沿い等の公園利用者の動線上の高木については、支障枝・枯枝等を適切に除去し、落ち枝等によるけがなどないよう努めること。

10）調査職員の指示する景観上重要な樹木については、樹形の維持及び眺望の確保に努めること。

２．弱剪定

１）弱剪定とは枯枝、平行枝、徒長枝等樹木の生育上好ましくないものを樹木本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ切除することをいう。

2）主として剪定すべき枝は、1）枯枝、2）成長の止まった弱小の枝、3）著しく病害虫におかされている枝、4）通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝、5）折損によって危険をきたす恐れのある枝、6）樹冠、樹形及び生育上不必要な枝。

3）病害虫枝、障害枝は全体の樹形を考慮しつつ剪定する。

4）枝、弱小枝等はその枝の付け根から少し距離をおいて切りとる。

5）園路沿い等の並木については特に高さ、葉張り、下枝高さ等の樹形の統一を図りつつ剪定する。

3．強剪定

1）強剪定とは弱選定に加えて、樹形の整姿を目的として主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うことをいう。

2）芯は原則として止めない。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てる。

3）古枝の先端部が大きなこぶとなっているもの、また割れ、腐れ等がある場合は、古枝の途中に良い方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝と切返すものとする。

第２４条 ヤゴ取り工

ヤゴ取りは、やご（ひこばえ）、幹ぶき（胴ぶき）を剪定鋏、鋸等で剪定するものとする。

第２５条 高木施肥工

過去の実績を踏まえ、使用する施肥の標準的な施肥量の施肥量を肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じてもっとも効果が期待できるよう、施肥量について業務責任者が判断して行う。（別紙―４０「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照）

1）輪肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ 20ｃｍ程度の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。溝掘りの際、とくに支根を傷めぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘る。

2）車肥：樹木主幹から車輪の輻のように放射線状にみぞを掘る。溝は外側に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ深く掘り、溝底に肥料を平均に敷き込み覆土する。溝の深さは 15～20cm 程度、長さは葉張りの 3 分の 1 程度とし、溝の中心部分が葉張り外周線の下にくるように掘る。

3）壺肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に所定の肥料を入れ覆土する。竪穴の深さは 20cm 程度とする。

4）移植後 1 年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、葉張り外周線の不明の樹木については、溝及び穴の中心線が樹幹中心より根元直径の 5 倍にくるように掘る。

第２６条 高木雑工・高木巡回工

1．高木雑工については、業務責任者の判断する作業（サクラ伐採除根、資材運搬、堆肥切り返し等）を実施するものとする。

2．高木巡回工（造園工）については、植木手入れやその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

3．高木巡回工（普通作業員）にて、サクラの手入れ・生垣整理やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

第５章 林地管理

第２７条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす樹林地管理を行うこと。（別添－４３「林地管理区域図」参照）

区分		自然遷移林	庭園林	自然観察林	ローテーション管理林	竹林
樹林（間伐は国施工）	立木密度（本/100m）	―	3～5 本	5～20 本	20 本程度	30 本程度
	間伐施工時期	―	冬期/20 本毎	冬期/20 本毎	冬期/20 本毎	冬期/5 年
下草	下草高（標準最高草丈）	―	30cm 以下に維持	70cm 以下に維持	―	―
	施工時期	―	夏期１回	冬期１回		―
主な対象エリア		主に北地区、その他園内全域	日本庭園、疎林地帯､彫刻広場、わんぱく広場	園内全域	湿地性見本園北斜面、第５苗圃周辺、梅林北側等	園内全域

※　下草刈りについては、上記を標準に状況により適宜行うものとする。

第２８条 林地除草工

１．林地内にあるごみ、空き缶等障害物はあらかじめ取り除くものとする。
２．樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう刈り取るものとする。
３．樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げるものとする。また、それにからんでいるつる性の雑草もきれいに除去するものとする。
４．案内板、消火栓、電話ボックス等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈り取るものとする。
５．調査職員が残すよう指示した樹木、草花類は刈り取らないよう注意して施工するものとする。
６．水際のアシ、ヨシ、ガマ等を刈り込む時は、刈込みの範囲や留意事項等について調査職員の指示に従うこと。
７．刈草は、調査職員の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃するものとする。
８．施工にあたり、本公園の「樹林地管理基準（案）」に基づき施工することとするが、自生動植物の育成や繁殖に配慮するため､また景観や利用実態に配慮するため､施工時期や刈高･刈残し（エコパッチの設置）等の具体的な施工については、調査職員に報告することとする。
９．NPO など、関係者とのコミュニケーションを密にすることに留意する。

第２９条 林地病虫害防除工（薬剤投与）

１．薬剤投与は、マツ類のマツノザイセンチュウ等の予防のために行うものであり、対象樹木は主として景観的に重要なマツ類とし、まとめて調査職員に協議の上決定する。（別紙－４２「樹幹注入」参照）

２．対象樹木にマーキングを行い、薬剤を投与するものとする。
３．樹幹注入作業は、公園利用者の安全に支障のない日時に行うものとする。
４．薬剤の注入穴は、薬剤に合った穴をあけ、薬もれ、脱落等がないよう注意するものとする。
５．投与後は速やかに容器を回収し、関係法令に基づき、適正に処理すること。また、注入穴はコルク、癒合剤等で埋めるものとする。

第３０条 林地雑工・林地巡回工

１．林地雑工については業務責任者の判断する作業（園外支障木処理、枯枝除去等）を実施するものとする。
２．林地巡回工（普通作業員）にて、支障枝除去・若竹除去やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

第６章 草地管理

第３１条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす草地管理を行うこと。(別添－４４「草地管理区域図」参照)

ランク	A		B
草高(最高草丈)及び施工基準	20 ㎝以下に維持		50 ㎝以下に維持
標準実施回数	(単位；回/年)		
刈込（標準刈込回数）	3	2	2
主な対象エリア	第 1 運動場、第２運動場、運動広場 S1	北入口 S1､花木園、第 2 運動横、南入口、花木園斜面、西口管理用道路、彫刻 B、南駐車場入口脇、南倉庫周辺、梅林 A・B・C・D・E、中央入口 A・B・C、北入口駐車場周辺、公園庭園樹見本園 A・D・E・F・G・I・K、針葉樹見本園 A・B・C・D・E、生垣見本園 A・C、花木見本園 A・B・C、南大園路	林間広場、北休憩所、紅黄葉見本園 A・C・D・E、キッズドームトイレ浄化槽、日本庭園横、展望レストラン脇、展望汚水処理、サイク栗谷沼三角地、中央サイクルセンター、記念広場、記念広場入口、西口ひろば周辺 A・B、西入口 A、西入口周辺、西口駐車場周り、西口駐車場県道側、ドックラン入口、竹林四阿、ドックラン、北展望台、北四阿、北休憩広場、北サイクルセンター、北入口、北入口ゲート裏、彫刻 A・C・D・E、展示棟周辺、彫刻売店前、西口ひろば周辺、南入口 A・B・C・D・E、　　山田城北脇、南口トイレ付近、南サイク C・B、展望広場、中央入口 D、西入口 B、西入口 C、渓流広場 A、竹林 1 前サイク沿い、平成の森、栗林、栗林横、カエデ見本園 A・B・C・D・E・F・G、ボーダー花壇 A・B、ロックガーデン、花木見本園、街路樹見本園、中央第２駐車場周り、南入口 F、南中　　園路東側、南サイクｺｰｽ往路、南サイクコース復路、北中園路、北小園路北西地区、中央サイクｺｰｽ、西サイクｺｰｽ、北サイクｺｰｽ、囲障南地区、囲障北地区、

ランク	C
草高(最高草丈)及び施工基準	防火対策および境界沿いの点検が実施できる施工
標準実施回数	(単位；回/年)
刈込（標準刈込回数）	1
主な対象エリア	疎林地帯 A・B、日本庭園前、栗谷沼、栗谷沼周辺、栗谷沼前、栗谷沼沿い、中央バックヤード方面、中央バックヤード、山田大沼、山田大沼サイクｺｰｽ、サイクｺｰｽ 3.9km、サイクｺｰｽ 6.35km、中央橋付近、サイク第 2 折返しカーブ内側、リサイクルセンター、運動広場調整池脇、分山田トイレ浄化槽、ふれあい広場芝生地域、南口休憩所脇、中央レストラン周辺、北休憩所 B、彫刻広場向い、資料館 A・C、浄化槽周辺、西口管理用道路下 A、渓流広場 C、耐湿地性見本園、受水槽周辺、花畑横、南サイク A、ボーダー花壇 D、柳谷沼付近、記念広場芝生地脇、記念広場トイレ、山田城跡、西田沼、梅林横、梅林 F、ふれあい広場、椿園 A、大園路沿い（北地区)、大園路沿い（南地区)、展望広場 C・D、遊戯広場奥、運動広場展望四阿、運動広場、運動広場調整池、あざみくぼ沼、フライングディスクｺｰｽ 4、分山沼、後谷沼東側斜面、後谷沼廻り、中央入口 2、県道吹上、中央入口 1、中央サイクセンター裏、山田大沼上沼、中央入口 3、てべ沼、第 3 苗園、ドックラン下、北休憩広場横、北サイクリングセンター上、北サイクリングセンター横、サイクｺｰｽ 4.6km、サイクｺｰｽ 5.4km、追山沼、彫刻広場 1・2・6、西谷沼周辺、笹沼周辺、とんぼ沼、天神沼、南中園路西側、南小園路東側、南小園路西側、南サイクル持込道、北代園路、北園路彫刻広場、北園路オートキャンプ跡、中央臨時入口道、北小園路ネイチャートレイル、栗谷沼園路沿い、椿園 B、あざみくぼ園路沿い、記念広場入口 2、運動広場調整池跡沿い、栗谷沼園路沿い横、中央入口第 1 駐車場フェンス沿い、大沼園路脇、配電塔周辺、西田沼弁天島、中央サ

	イクセンター横、生垣見本園低木沼植地、山田大沼デッキまわり

※　草地管理については、上記を標準に状況により業務責任者が判断し、適宜行うものとする。

第３２条 草地除草工

１．施工にあたり、本公園の「樹林地等管理基準（案)」に基づき施工することとするが、自生動植物の育成や繁殖に配慮するため、また景観や利用実態に配慮するため、施工時期や刈高、刈残し（エコパッチの設置）等の具体的な施工については、調査職員に報告するものとする。

２．草地内にあるごみ、空き缶等障害物はあらかじめ取り除くものとする。

３．案内板、消火栓、電話ボックス等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈り取るものとする。

４．刈草は、調査職員の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃するものとする。

５．ＮＰＯなど関係者とのコミュニケーションを密にすることに留意する。

第７章 花壇管理

第３３条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす花壇管理を行うこと。（別添－４５「草花管理区域図（草花管理・花壇管理)」参照）

なお、花壇管理においては、行催事の開催時期等に十分留意すること。

ここで、花見頃期間とは、花壇において、七分咲きしている期間（毎週金曜日を基準とした一週間）をいう。

対象エリア名称	目的･目標	花見頃期間（週）
南口噴水前花壇、雅の広場花壇、南口周辺 FP、南口サイクリングセンター周辺 FP、展望レストラン FP、中央口花壇、渓流広場花壇、西口花壇、植物園前花壇、中央口 FP、中央サイクリングセンターFP、中央レストラン FP、渓流広場 FP、西口周辺 FP、水遊び場周辺 FP、北口 FP、ドッグラン FP	公園利用者を出迎えるシンボル空間であり、一年を通して、花見頃となるよう、留意すること。	いずれかの花壇で、1年のうち40週程度を確保すること。

第３４条 花苗材料一般

１.花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な型姿のものを使用する。

２．球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。

第３５条 花壇植栽工

１．植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除くこと。その後に、地ごしらえをし、植栽すること。

２．花苗の植えつけの際のデザインについては、調査職員と協議し、承諾を受けた上で決定し、花壇面にあらかじめヒモ又は石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数を密度にむらのないようしっかりと植えつける。

３．同じ花壇に植栽する場合、同じ種類の花苗は出来るだけ草丈、株立ちの均一なものを選び、開花期に咲き揃うように同じ高さに植えるものとする。

４．草花面は床土をシャベル等により 30 ㎝程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないよう一様にならす。

５．肥料は、指定の施肥量を、草花面に均一にまき、くわ、レーキ等により床土とよく混合する。

６．植えつけ後は、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がるなど、植え付けが確実でないものは植えなおしをする。

７．抜き取った草花は収集し、調査職員の指示する場所に運搬・堆積するものとする。

第３６条 花壇施肥工

１．元肥は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。

２．追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、もっとも効果的な方法により行う。（別紙－４０「農薬、肥料、土壌改良リスト」参照）

第３７条 花壇巡回工

１．花壇巡回工（普通作業員）にて、耕耘、病虫害防除やその他業務責任者の判断する管理作業を行

う。

2．花壇巡回工（軽作業員）にて、花がら摘み、ピンチ（切り戻し）、摘心、除草、誘因、枯葉除去やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

3．灌水は天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時期を失しないよう行う。

4．灌水は花苗を傷めないよう丁寧に行い、根に十分水がゆきわたるよう浸透させる。

第８章 草花管理

第３８条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす草花管理を行うこと。（別添－４５「草花管理区域図（草花管理・花壇管理）参照）

なお、草花管理においては、行催事の開催時期等に十分留意すること。

ここで、花見頃期間とは、草花地において、七分咲きしている期間（毎週金曜日を基準とした一週間）をいう。

対象エリア名称	目的･目標	花見頃期間(週)
花木園、運動広場花畑、ハーブ畑、公園庭園樹見本園、西口広場、南口、南口斜面、野草コース(北側)、梅林、野草園、運動広場斜面、運動草地斜面、運動広場スギの木立ゾーン、中央緑化ブロック、渓流広場、北休憩広場、針葉樹見本園、公園庭園樹見本園、花木園見本園、西口プール跡地、ボーダー花壇、ハーブガーデン、中央バックヤード、リサイクルセンター	季節ごとに咲く既存の花類について、鑑賞に耐えるレベルに維持管理を行うこと。	それぞれの花の適期に基づく。

第３９条 草花材料一般

１.花苗は発育良好で病害虫に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な型姿のものを使用する。

２．球根はよく充実し、傷がなく、病害虫に侵されていないものとする。

第４０条 草花耕耘工

１．古株雑草等は根より掘り起こし、土を払った後、指定場所に運搬処理する。

２．草花面は床土をシャベルまたはトラクター等により 20～30cm 程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないよう一様にならす。

第４１条 草花植栽工

１．花苗、球根の植えつけの際のデザインについては、調査職員と協議し、承諾を得た上で決定し、草花面にあらかじめヒモ又は石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数を密度にむらのないようしっかりと植えつける。

２．植えつけ後、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がるなど、植え付けが確実でないものは植えなおしする。

３．深さ・播種間隔、播種時期等については業務責任者の判断により決定し、播種を行い、必要に応じて覆土する。施工後十分な灌水及び養生を行う。

第４２条 草花除草工

１．人力による抜根除草とする。

２．抜き取った雑草は収集し、調査職員の指示する場所に運搬・堆積するとともに、除草後はきれいに清掃する。

３．根に付着した土を除いた後収集し、調査職員の指示する場所に運搬・堆積するものとする。

第４３条 草花刈込工

1．株の葉部のみ、あるいは地際から刈り取る。ただし、表土が流れる恐れがある箇所の刈込み及び施工時期については十分注意して決定する。
2．刈取った草花は、きれいに収集し、清掃した上で、調査職員の指示する場所に運搬・堆積する。

第４４条 草花施肥工

1．元肥は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。
2．追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、もっとも効果的な方法により行う。

第４５条 草花防除工

草花病虫害防除工は、中低木防除工（薬剤散布）に準ずる。

第４６条 草花雑工・草花巡回工

1．草花雑工については業務責任者の判断する作業（花がら摘み、ピンチ、摘心、誘引、ロープ柵設置・撤去等）を実施するものとする。
2．草花巡回工については業務責任者の判断により、通常の作業とは異なる巡回作業及び雑作業（育苗、掘上げ、補植、移植、株分け等）を実施するものとする。
3．草花巡回工にて、資材･発生材運搬及び灌水等に伴う車輌運転、耕耘、スプリンクラー設置・撤去、プランター（テラコッタ）設置・撤去、薬剤散布、株分け、花苗植付けに伴う割付、柵及び鉄ピンの設置・撤去やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
4．草花巡回工にて、花がら摘み、ピンチ、摘心、除草、誘因、支柱設置、枯葉除去、落ち葉撤去、土壌改良剤散布、地拵え、花苗植付けに伴う割付補助、花苗・球根植付、補植・移植、軽微な灌水、間引き、１年草抜取・刈取、球根掘上げ、資材･発生材運搬及び灌水等に伴う車輌運転補助、柵及び鉄ピンの設置・撤去補助、マルチングやその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

第９章 特殊管理

第４７条 対象

本章は、貴重植物管理及びリサイクル工について、適用する。

第４８条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす特殊管理を行うこと。

ムラサキ（絶滅危惧 IB）等の貴重種について、適切に管理を行い、保存すること。

また、リサイクル工のうち堆肥づくりについては、植物管理で発生する枝葉や刈り草等を植栽地の土壌改良等を目的として堆肥化を行い、植栽地の土壌改良に使用できる品質を確保すること。

第４９条 貴重植物管理

１．ムラサキ（絶滅危惧 IB）について、ポット苗を用いた保存栽培を行う。なお、染色等に根を使用する場合は、取り外し可能な木製のプランターを用いるなど、別途栽培すること。（別添－３５「ムラサキ管理マニュアル」参照）

２．本公園内において、希少かつ観賞価値の高いヤマユリ、リンドウ、ホタルカズラ他調査職員が指示する植物について、保存するよう努めること。（別添－４６「貴重種一覧」参照）

３．伝統的な園芸植物であるサクラソウ、ツバキ、ウメ他調査職員が指示する植物について、保存するよう努めること。なお、サクラソウについては、株分けを行い、品種の保存を行うこととする。（別添－３４「サクラソウ管理マニュアル」参照）

第５０条 リサイクル工

１．園内で発生した全ての植物性発生材については、リサイクルするものとする。製造したリサイクル品については、原則として全て園内で使用する。（別紙－４３「植物性廃棄物の取扱」参照）

２．堆肥づくりは、落葉や芝刈屑、チップ等を原材料として植栽地の土壌改良等を目的として行うものとし、堆肥製造過程における温度管理や水分管理、熟成期間等に留意し、適切に行うものとする。

３．チップづくりは植栽地のマルチング材、園路、遊び場のクッション材、堆肥化の原材料等として使用するために行うものとし、粒度や形状等の品質基準や使用目的、使用機械、チップ化を実施する場所等については、業務責任者の判断により行うものとする。

実施に先立ち、マルチング材やクッション材等、公園利用者が直接触れるチップについては、粒度や形状の安全性に留意する。

別紙１０

H27-30 国営武蔵丘陵森林公園
収益施設等管理運営規定書

平成２６年〇月

目次

はじめに

第１編　国営武蔵丘陵森林公園収益施設等管理運営共通規定書

第１章　総則 ····· 1
第２章　マネジメント（運営管理） ····· 16
第３章　ホスピタリティ（施設利用者対応） ····· 21
第４章　安全衛生管理 ····· 23
第５章　施設管理 ····· 32
第６章　財産管理 ····· 34

第２編　国営武蔵丘陵森林公園収益施設等管理運営個別規定書

第１章　駐車場 ····· 36
第２章　レンタサイクル施設 ····· 42
第３章　飲食・物販施設 ····· 48
第４章　園内交通施設 ····· 54
第５章　野外炊飯広場 ····· 60
第６章　自動販売機 ····· 64
第７章　コインロッカー ····· 66
第８章　公衆電話 ····· 68
第９章　自主事業等における行催事 ····· 69

はじめに

本規定書は、国営武蔵丘陵森林公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である駐車場、レンタサイクル施設、飲食・物販施設、園内交通施設、野外炊飯広場、自動販売機、コインロッカー、公衆電話の管理運営業務及び自主事業において、遵守すべき法令類や規範等の基本事項を取り纏めたものである。

国営武蔵丘陵森林公園の運営維持管理業務を実施する事業者が独立採算で行う収益施設等管理運営業務の指針として、また許可申請時における管理運営要領の作成に際して、本規定書を参考にされたい。

第１編　国営武蔵丘陵森林公園収益施設等管理運営共通規定書

第１章 総則

第１条 履行場所及び履行期限

１．履行場所

施設名称　国営武蔵丘陵森林公園

所在地　　〒３５５－０８０２　埼玉県比企郡滑川町山田１９２０

敷地面積　　304ha 注）

注）対象敷地は国営武蔵丘陵森林公園（以下「本公園」という。）の供用区域であり、その面積は、平成２６年６月現在 304ha である。

うち収益施設許可面積　73,010 ㎡（予定）

■対象となる収益施設（別紙－３「収益施設一覧」、別添－４７「収益施設運営対象区域図」参照）

公園施設の名称				許可面積(予定)(㎡)	備考
1	駐車場	①	南入口駐車場	13,031	左記面積以外に、2,233 ㎡は維持管理業務受託者駐車場として提供するが、繁忙日には臨時駐車場(収益施設)として使用することを妨げない。
		②	中央入口駐車場	(第1)4,194	
				(第2)8,514	
				(第3;臨時)19,957	臨時駐車場
		⑤	西入口駐車場	18,306	
		⑥	北口駐車場	6,628	
2	サイクリング施設	①	南入口自転車管理棟	246	
		②	中央入口自転車管理棟	394	
		③	西入口自転車管理棟	189	
		④	北口サイクリングセンター	98	
3	飲食施設	①	中央レストラン※	172	
		②	展望休憩所レストラン※	490	
4	物販施設	①	南入口休憩所売店	60	
		②	花木園レストハウス売店(撤去予定)	35	
		③	運動広場管理棟売店	26	
		④	渓流広場売店	42	
		⑤	水遊び場売店	21	
		⑥	南入口自転車管理棟売店	44	
		⑦	西入口管理棟内売店	88	
		⑧	西入口自転車管理棟売店	41	
		⑨	中央口管理棟売店	78	
		⑩	植物園売店	70	
5	園内交通施設	①	停留所	34	
		②	車庫	252	
		③	パークトレイン(2両編成2台)		
6	野外炊飯広場※	①	屋内(管理棟)	14	
		②	屋外(ストックヤード)		
7	自動販売機				
8	コインロッカー				
9	公衆電話				

※野外炊飯広場、中央レストラン及び展望休憩所レストラン付帯のバーベキューコーナーの運営については、義務付けを行わない。

※パークトレインについては、原則として上記車両を使用することとするが、施設等運営者が上記車両に替えて若しくは追加して持ち込む車両を使用することを妨げない。但し、持ち込みの車両を使用する場合は、別途関東地方整備

局と協議するものとする。

２．履行期限

管理運営期間は、平成２７年４月１日から平成３１年１月３１日までとするが、収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期施設等運営者への引継ぎに際し、期間を変更することがある。ただし、期間の変更により発生する売上額の減少等損失について、関東地方整備局は補償しない。また、利用者の利便性の確保及び公園全体のマネジメントの観点から、期間変更時に収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期現任施設等運営者の指示を受けることがある。

施設等運営者は、収益施設等運営業務（以下「本業務」という。）が適正かつ円滑に実施できるよう収益施設の現任施設等運営者から業務開始日までに必要な引継ぎを受け、開業に備えなければならない。

第２条 基本事項

本公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である駐車場、レンタサイクル施設、飲食・物販施設、園内交通施設、野外炊飯広場、自動販売機、コインロッカー、公衆電話の管理運営業務及び自主事業からなる本業務は、都市公園法第 5 条、第６条または第 12 条の手続きを行った上で実施しなければならない。

第３条 本業務の目的

１．本業務は、本公園内に設定された許可区域内の収益施設の管理運営を行うこと、また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことを目的とする。なお、本業務の実施に際して施設等運営者は、以下に掲げる本公園の設置目的や基本テーマ、運営維持管理基本方針、本公園全体のゾーン構成を十分に理解した上で、本公園内で実施される他の維持管理業務と連携しながら、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、公園利用者及び施設利用者が求める多様なニーズに対して質の高いサービスの提供で応えることで、本業務の遂行に努めなければならない。

本公園の設置目的、基本テーマ、基本方針、公園全体のゾーン構成

１）基本理念

国営武蔵丘陵森林公園では、以下の３つの基本方針のもとに総合的に整備、管理、運営を進めている。（別紙－４「国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理方針」参照）

２）運営維持管理基本方針

基本方針１）森林・里山の広がりある空間を活かした、国民各層が四季を通じて利用する屋外レクリエーションの場とする。

基本方針２）都市住民が緑あふれる環境の中で都市緑化の意義や技術を学ぶ場とする。

基本方針３）森林・里山の自然・文化環境の維持・保全と環境学習の機会を充実する。

３）構成ゾーン

南地区ゾーン、中央地区ゾーン、北地区ゾーン

第４条 用語の定義

本規定書にて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

１）「関東地方整備局」とは、国営公園の管理主体者である関東地方整備局長または国営公園昭和記念事務所長のこと。

２）「収益施設」とは、公園利用者サービスの向上を図るため、事業者が独立採算により運営管理を行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。

３）「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、関東地方整備局と事前に協議し、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第５条、第６条又は 12 条に基づく許可を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設の運営や行催事を行う事業のこと。

４）「施設等運営者」とは、収益施設の管理運営及び自主事業に関する許可を受けた事業者のこと。

５）「調査職員」とは、H27-30 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務において、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者が指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う発注者の指定する職員で、総括調査員、主任調査員、調査員を総称していう。

６）「維持管理業務受託者」とは、H27-30 国営武蔵丘陵森林公園の運営維持管理業務を受託した事業者のこと。

７）「収益施設等管理運営業務責任者」とは、施設等運営者として本規定書第 2 編「国営武蔵丘陵森林公園収益施設等管理運営個別規定書」に記載されている本業務全体を監理する者のこと。

８）「施設担当責任者」とは、施設等運営者として各収益施設を個別に監理する者であり、主に各収益施設の利用指導や事故報告等を担当する業務従事者のこと。

９）「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、公園を利用する者のこと。

10）「施設利用者」とは、収益施設を利用する者のこと。

11）「裁量施設」とは、公園の開園日時内で運営日時を事業者が設定し営業する施設のこと。

12）「許可区域」とは、本業務の管理運営を許可された範囲内のこと。

13）「管理施設」とは、許可区域内にある建築躯体及び建築設備等施設のこと。

14）「管理備品」とは、本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内もしくは建築施設内に設置されているもののこと。

15）「特定備品」とは、本業務の実施に必要な厨房器具、什器及び運営に必要な設備等機器備品類で、施設等運営者が持ち込んだもののこと。

16）「指示」とは、本規定書の定めに基づき、関東地方整備局が施設等運営者に対し、本業務の実施上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。また、関東地方整備局長が維持管理業務受託者に対し、業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認められるときに、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法

律第 51 号）第 27 条第１項に基づき、必要な措置をとらせること。

17)「承諾」とは、施設等運営者が関東地方整備局に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、関東整備局が書面により同意すること。

18)「協議」とは、本規定書の協議事項及び関東地方整備局が指示する事項について、関東地方整備局と施設等運営者が対等な立場で合議すること。

19)「確認」とは、本規定書に示された事項について、臨場若しくは関係資料によりその内容について本規定書との適合を判断すること。

20)「提出」とは、施設等運営者が関東地方整備局に対し、業務に係る事項について書面またはその他資料を説明し、差し出すこと。

21)「報告」とは、施設等運営者が関東地方整備局に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせること。

22)「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差替えるものとする。

23)「利用料金」とは、収益施設の使用やそれに伴うサービスの対価として、施設利用者から徴収する料金のこと。

24)「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、公園の土地または建物の使用にかかる料金を施設等運営者が関東地方整備局に納める料金のこと。

25)「建物使用料及び土地使用料」とは、前項「施設使用料」のうち使用料金の定めのない公園の土地または建物を使用する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第１号）に基づき関東地方整備局から金額を通知し、施設等運営者が関東地方整備局に納める料金のこと。

26)「修繕」とは、施設、設備又は備品等の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。

27)「軽微な修繕」とは、電球等の交換や壁紙の一部補修等、市販の交換品や補修材を使用して専門の業者に委託することなく対応可能な修繕行為のこと。

28)「改修」とは、施設、設備又は備品等の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。

29)「保守」とは、施設、設備又は備品等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。

30)「点検」とは、施設、設備又は備品等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常または劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

第５条 許認可申請等

１．施設等運営者は、関東地方整備局に都市公園法第５条、第６条又は 12 条に基づく許可申請を行うものとする。基本的には、「H27-30 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項　４．入札に参加する者の募集に関する事項」に基づき提案される「収益

施設運営計画書」（様式－３）及び本規定書に記載されている条件によるものとする。ただし、申請された事業内容が本公園の利用にふさわしくない場合等、その実施を許可しない場合がある。

なお、臨時売店については、本規定書第２編第３章第３５条「繁忙期の対応」」において関東地方整備局が指定する設置場所、設置期間に限り、営業を許可するものとする。（別紙－４５「臨時物販施設等一覧」参照）

２．間取りの変更や増築等面積の変更、建物躯体に影響を及ぼす造作等大規模な改修等、許可の変更を要する場合は、関東地方整備局と協議の上、管理許可の変更申請を行う。さらに、業務を完了する場合は廃止に係る手続きを行うものとする。

３．施設等運営者は、実施する事業に係る許認可等各種法令で必要な許可の取得や届出については、所定の期日までに施設等運営者の責任で行うものとする。また、業務を完了する場合は、廃止に係る手続きを行うものとする。

第６条 法令等の遵守

施設等運営者は、業務の履行に当たり本規定書及び関東地方整備局の指示に従うほか、法令の規定を遵守しなければならない。

第７条 準拠規定

本業務の遂行にあたっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。

１）都市公園法
２）建築基準法
３）消防法
４）建築物における衛生的環境の確保に関する法律、建築物環境衛生管理基準（厚生労働省）
５）水道法
６）電気事業法
７）高圧ガス保安法
８）ボイラー及び圧力容器安全規則
９）食品衛生法
10）官公法
11）下水道法
12）浄化槽法
13）環境基本法
14）大気汚染防止法
15）水質汚濁防止法
16）騒音規制法
17）振動規制法
18）悪臭防止法
19）廃棄物の処理及び清掃に関する法律
20）地球温暖化対策の推進に関する法律

21）リサイクル法（容器包装リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法）
22）エネルギー使用の合理化に関する法律
23）温泉法
24）公衆浴場法
25）旅館業法
26）風俗営業法
27）鉄道法
28）建設業法
29）労働基準法
30）高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
31）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
32）移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
33）移動等円滑化の促進に関する基本方針
34）都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン
35）公園のユニバーサルデザインマニュアル
36）原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）
37）建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
38）個人情報の保護に関する法律
39）遺失物法
40）国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
41）都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）
42）その他、関係諸法令

第８条 施設等運営者の義務

１．施設等運営者は、常に公園利用者及び施設利用者の安全に配慮するとともに、施設等運営者の責任において常に施設を含む周囲の観察を行い、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに関東地方整備局に報告しその指示に従うものとする。
２．施設等運営者は、施設が国営公園内にあることを鑑み、その公共性に十分配慮すると共に、国営武蔵丘陵森林公園設置の意義を踏まえて行動すること。
３．収益施設の適正な管理を保持しつつ、施設の管理運営に際して創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、本業務の遂行に努めなければならない。
４．繁忙日には、臨時駐車場の確保や早期開場、行催事開催時には、園内交通施設の運行休止やルート・運行時間の変更等を行わなければならない。
５．施設等運営者は、関東地方整備局が行う安全管理行為（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練等）への参加・協力・実施等、関東地方整備局の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
６．施設等運営者は、関東地方整備局が行う各種会議等（例：公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力、行催事開催時に営業時間の変更、要人案内等に対して、

関東地方整備局や維持管理業務受託者の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。

7．施設等運営者は、関東地方整備局から公園に関する調査、または作業の指示等があった場合には、誠実かつ積極的な対応を行うこと。

8．管理運営要領の策定及び管理運営に際して、同じ国営公園内において異なる施設を管理する施設等運営者や維持管理業務受託者と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。

9．別添－4「持込み禁止物品」を参考に、収益施設の運営にあたること。

10．施設等運営者は、本業務の実施にあたって、常に関東地方整備局と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

第9条 景観への配慮

施設等運営者は、収益施設の運営、特に飲食施設や物販施設の運営においては、施設周辺の景観を阻害することのないよう、景観への配慮に努めなければならない。

第10条 関東地方整備局と施設等運営者の責任分担

本業務を実施するにあたり、関東地方整備局と施設等運営者の責任分担を下表「責任分担一覧」のとおりとする。ただし、「責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担一覧」に定めのない事項については、関東地方整備局と施設等運営者の間で十分に協議のうえ決定するものとする。

関東地方整備局と施設等運営者の責任分担一覧

項目	内容	関東地方整備局	施設等運営者
収益業務管理	収益行為全般		○
収益施設管理	供用区域内の管理施設、管理備品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理運営業務内容に対する施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	管理運営要領に記載された業務内容による対応		○
	施設等運営者の責めに帰する事由により発生した事故責任とその対応	○※1	○
	上記2項目以外の場合	○	
運営日時の変更	施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		○
施設・物品等の修繕	施設等運営者の責めに帰すべき事由による場合（施設等運営者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）		○
	収益施設の建物及び国所有園内交通施設の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用		○
	上記2項目以外の場合	○	
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により著しい損害を受けた場合に、施設を一時休止するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等	○	○※2
	大規模な自然災害等に起因して施設の営業を一時休止する場合に発生する営業損失		○

公園利用者及び施設利用者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、公園利用者及び施設利用者に損害を与えた場合（施設等運営者の不適切な施設管理による公園利用者及び施設利用者の怪我等）		○
	共通仕様書第３２条の保険の付保に係る場合		○
	上記以外の場合	○	
関東地方整備局又は第三者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、関東地方整備局又は第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
第三者との紛争	施設等運営者と第三者との間で生じた紛争の解決		○
	上記以外の場合	○	

※1　事故の処理にあたり、必要のあるときは、関東地方整備局は施設等運営者に協力する。

※2　収益施設に関する備品を対象とする。

第１１条 公租公課

１．施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置等により賦課される不動産取得税、固定資産税、都市計画税、償却資産税その他の公租公課について全て施設等運営者の負担とする。

２．施設等運営者は、地方税法第 73 条第７項（不動産取得税の納税義務者等）に定める手続き等、施設等運営者の賦課資産に係る公租公課の分離手続について関東地方整備局に協力するものとする。

第１２条 運営日時等

１．収益施設の運営日時に関しては、本公園の開園日、開園時間に合わせ、個別施設の各章で定める運営日時を基に別に定めることを原則とするが、運営方法の内容によっては関東地方整備局との協議の上、当該運営日時を変更して運営することができる。（下記を参照）。

開園期間及び開園時間

期間	開園時間
4 月 1 日～10 月 31 日	9:30～17:00
11 月 1 日～11 月 30 日	9:30～16:30
12 月 1 日～2 月末日	9:30～16:00
3 月 1 日～3 月 31 日	9:30～17:00

※休園日は 12 月 31 日及び 1 月 1 日、1 月の第 3、第 4 月曜日
※開園日はイベント等により変更する場合がある。（別紙－１８「開園時間延伸状況」参照）
※施設等運営者は、関東地方整備局からの臨時休園・時間短縮延長の通知に従うこと。

なお、以下のとおり無料入園日を設けることとし、当該年度の日付は１ヶ月前までに通知する。

春の都市緑化推進運動／４月１日～６月３０日【期間中１日】
秋の都市緑化月間／１０月１日～１０月３１日【期間中２日】
みどりの日／５月４日【１日】
児童福祉週間／５月５日【１日】　※小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者のみ無料
敬老の日／９月第３月曜日【１日】　※満６５歳以上の者のみ無料

２．関東地方整備局が、天変地異、社会的状況の著しい変化及び公園管理上の理由その他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更

を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできないものとする。

3．関東地方整備局は、前項の規定により施設等運営者が一時休業若しくは営業廃止または営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任は負わないものとする。

4．施設等運営者の都合により施設を運営する日時等を変更する場合は、あらかじめ関東地方整備局と協議を行った上で、協議の結果を記載した文書にて申請しなければならない。

第１３条 提供品目及び利用料金

1．飲食施設や物販施設において提供・販売しようとする品目を定めるに当たっては公園利用者の要望等配慮して定めるものとする。

2．各施設の利用料金については、駐車場は、関東地方整備局長の指定する料金を上限とし、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とする。その他収益施設の利用料金等については、関東地方整備局長と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。

なお、施設等運営者は管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更を希望する場合は、事前に関東地方整備局と協議を行い、その結果に基づき変更した管理運営要領を関東地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。

3．施設等運営者が、本規定書に基づき収益施設の管理運営を行うに当たっては、利用料金を施設利用者の見やすいところに表示しなければならない。ただし、利用料金が既に販売商品等に表示されていて、その価格が一般的に知られているものについては、この表示を省略することができる。

第１４条 国有財産の施設使用料

1．施設使用料の定めがある施設について

毎月の施設使用料については、歳入徴収官関東地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、当月分を指定期日までに納入しなければならない。

指定期日までに施設使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年５％の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

関東地方整備局長は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、施設使用料を改定することができる。

■施設使用料（現時点の目安）

公園施設の名称	税込み施設使用料（円／月）
国営武蔵丘陵森林公園収益施設　1式	約 560 万

※面積等条件の変更により金額は増減する可能性がある。

【参考：個別施設毎の施設使用料の現時点の目安】

公園施設の名称				税込み施設使用料（千円／月）
1	駐車場	①	南入口駐車場	約 650(3月約 652)
		②	中央入口第 1 駐車場	約 209(3月約 211)
		③	中央入口第 2 駐車場	約 380(3月約 377)
		④	中央入口第 3 駐車場(臨時)	約 786(3月約 783)
		⑤	西入口駐車場	約 913(3月約 909)
		⑥	北口駐車場	約 261(3月約 258)

2	サイクリング施設	①	南入口自転車管理棟	約 210
		②	中央入口自転車管理棟	約 347
		③	西入口自転車管理棟	約 152
		④	北口サイクリングセンター	約 81
3	飲食施設	①	中央レストラン	約 175
		②	展望休憩所レストラン	約 505
4	物販施設	①	南入口休憩所売店	約 79
		②	花木園レストハウス売店	約 33
		③	運動広場管理棟売店	約 25
		④	渓流広場売店	約 40
		⑤	水遊び場売店	約 22
		⑥	南入口自転車管理棟売店	約 45
		⑦	西入口管理棟内売店	約 111
		⑧	西入口自転車管理棟売店	約 42
		⑨	中央口管理棟売店	約 102
		⑩	植物園売店	約 60
5	園内交通施設	①	停留所	約 11
		②	車庫	約 150
		③	パークトレイン(2両編成2台)	約 142
6	野外炊飯広場			―
7	自動販売機			―
8	コインロッカー			―
9	公衆電話			―

※1　施設使用料は「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7 蔵管第１号)に基づき算定し、毎年４月１日に前年次使用料との調整を行い改定する予定である。

※2　パークトレインについては、原則として上記車両を使用することとするが、施設等運営者が上記車両に替えて若しくは追加して持ち込む車両を使用することを妨げない。但し、持ち込みの車両を使用する場合は、別途関東地方整備局と協議するものとする。

※3　施設使用料全体額と個別施設毎の施設使用料合計額が合致しないのは、端数調整によるものである。

※4　施設等運営者の企画提案等により収益施設の運営日時を変更した場合でも、施設使用料の減額は行わない

２．許可申請毎に納入すべき施設

施設等運営者は、施設使用料の定めのない土地または建物を使用する場合は、許可申請毎に占用面積及び期間に応じ告知する建物使用料又は土地使用料を歳入徴収官関東地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、納入告知の日から２０日以内に納入しなければならない。

期日までに建物使用料又は土地使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年５％の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

関東地方整備局長は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、建物使用料及び土地使用料を改定することができる。

【参考：個別施設毎の建物使用料及び土地使用料について】

	公園施設	税抜き施設使用料（円／回）
1	臨時売店	(都度告知)
2	自動販売機	(都度告知)
3	コインロッカー	(都度告知)
4	野外炊飯広場	(都度告知)

5	中央レストラン付帯 バーベキュー施設	（都度告知）
6	展望レストラン付帯 バーベキュー施設	（都度告知）

※１平成２５年の土地使用料は最大３円／月・㎡、建物使用料は最大５５円／日・㎡であった。

※２［建物の占用］及び［土地の占用で占用期間が１ヶ月に満たない場合］は、別途消費税が課される。

※３建物使用料及び土地使用料は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7 蔵管第１号)に基づき算定し、毎年９月１日に前年次使用料との調整を行い改定する予定である。

第１５条 経費等の負担

１．施設等運営者の負担範囲

１）通常の飲食・物販施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等)、運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関る建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、管理備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修または改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。なお、委託費で購入した設備、備品及び消耗品等を本業務に使用することはできない。

２）施設等運営者が管理する収益施設に係る法定点検については原則施設等運営者が点検を行うものとし、関東地方整備局が実施する法定点検との役割分担について協議の上、実施時期を関東地方整備局に報告すること。点検結果については遅滞なく関東地方整備局に書面により報告すること。

３）上記以外に定めのない費用については、関東地方整備局と協議を行い、協議録を保管するとともに書面をもって負担等を定めるものとする。

２．光熱水費納付

１）基本料金

基本料金については、サービス拠点施設全体の従量料金に対する収益施設の従量料金で関東地方整備局の指示のもと維持管理業務受託者が負担金額計算を行い、施設等運営者が負担するものとする。

２）従量料金

水道及び電気料金については、個別にメーターを設置するなど、各施設の使用料が切り分けられるようにし、その計量により負担するものとする。ガス、その他メーターが設置できない場合は関東地方整備局と協議するものとする。なお、計算方法については変更する場合がある。

３．ごみ処分費用

ごみ処分費用については、施設等運営者と維持管理業務受託者との間で、発生量に応じて、応分の負担を行うこと。発生量等が不明確な場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

４．費用分担における確認

光熱水費やごみ処分、さらにはこれら以外に関東地方整備局または維持管理業務受託者と施設等運営者との間で費用分担を行う場合にあっては、関東地方整備局と費用分担ルール

及び費用分担結果の関東地方整備局との確認方法、並びに支払方法について協議すること。また、協議結果を書面にして残すこと。

第１６条 コンプライアンス

１．守秘義務

１）施設等運営者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、または盗用した場合には、公共サービス法第 54 条により罰則の適用がある。

２）関東地方整備局が定める情報のセキュリティに関する規定等がある場合は、それに沿って、情報管理を適切に行うこと。（別添－８-２「国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務における情報セキュリティについて」参照）

２．個人情報保護

１）施設等運営者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）第６条第２項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２）施設等運営者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

第１７条 業務の再委託の禁止

１．施設等運営者は、業務を他の者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を他の者に再委託する場合、あらかじめ書面により関東地方整備局の承諾を得たときは、この限りではない。（提案書様式１－７「再委託または下請負の予定」参照）

２．再委託を行う場合、書面により施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、施設等運営者に対し、業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。

３．再委託を受けた業務受託者は、入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこととする。

４．暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を、再委託を行う業務受託者としてはならない。

５．施設等運営者は、前項の規定により関東地方整備局が承諾した業務受託者が、その責めにより関東地方整備局に損害を及ぼしたときは、関東地方整備局に対して、その損害を賠償するものとする。

６．施設等運営者は、前項の規定により関東地方整備局が承諾した業務受託者が、その責めにより第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに関東地方整備局に報告するとともに、第三者に対して、その損害を賠償するものとする。また、その結果については、書面により関東地方整備局に報告するものとする。

第１８条 許可した目的以外の利用及び施設の転貸等の禁止

１．収益施設を運営するにあたっては、許可した目的以外の利用は禁止する。

２．施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。

３．施設管理者は、施設の全部若しくは一部を第三者に貸与し、または担保に供してはならない。ただし、関東地方整備局に書面により承諾を得たときは、この限りではない。

４．施設等運営者は、本業務によって生じる一切の権利義務を他の者に譲渡し、または継承させてはならない。

第１９条 業務の履行

１．管理許可条件に定める運営時間内での運用を休止させてはならない。ただし、関東地方整備局の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

２．施設等運営者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除されるまでは、施設利用者に利便性を図るために本規定書及び管理運営要領を維持することとする。

第２０条 業務の解除

施設等運営者の責めに帰すべき事由により適正な収益施設の管理運営が困難となった場合またはその恐れが生じた場合は、関東地方整備局は施設等運営者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、施設等運営者が当該期間内に改善することができなかったときには、関東地方整備局は都市公園法第５条２項の許可を取り消すことがある。

第２１条 業務の完了・引継、原状回復等

１．施設等運営者は、施設等運営者の責めに帰すべき事由により、施設を汚損・破損若しくは滅失したとき、または関東地方整備局に無断で施設の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

２．施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）または、契約が解除された場合は、関東地方整備局または新たな施設等運営者と十分に協議の上、書面をもって下記事項について事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。この際、施設等運営者が設置した特定備品を撤去し速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適当若しくは関東地方整備局が特定物品の残置を希望した場合、施設等運営者及び関東地方整備局間で事前に協議を行った上で、関東地方整備局の書面による承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。

１）建物や関連設備の鍵の場所等、建物の管理に関する事項。

２）設備等設置における建物躯体や構造物への影響等に関して留意が必要な事項。

３）建物や設備等の老朽化等により、それら使用において、維持修繕上、留意が必要な事項。

４）継続的な地域連携イベント等において、運営日時の調整や臨時売店の設置、販売品目の

変更、提供等を行うなど、主催者と連携、協力すべき事項。

3．前項ただし書きの適用がない場合において、施設等運営者が前項本文の原状回復を履行しないときは、関東地方整備局は施設等運営者が自ら整備した内装・設備等を放棄したものとみなし、現状を維持するかまたは施設等運営者の費用をもって原状回復を行うことができる。

4．不可抗力その他、関東地方整備局や施設等運営者の責めに帰することが出来ない事由により管理の継続が困難となった場合は、関東地方整備局と施設等運営者は管理の継続の可否について協議し、関東地方整備局が書面により指示することとする。

第２２条 立退料等の不請求

施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）または、契約が解除された場合、または不可抗力の場合は、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取または立退料等の請求若しくは施設等運営者が支出した有益費等を請求することができない。

第２３条 保険の付保及び事故の補償

1．施設等運営者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2．施設等運営者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。

3．施設等運営者は、火災保険、自動車任意保険、施設賠償責任保険（貸し自転車の運営に関するものも含む)、動産総合保険、生産物賠償責任保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。

4．１～３項に規定する保険料、補償費は、施設等運営者の負担とする。

第２４条 情報公開

1．施設等運営者は、文書の開示等の情報公開については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、関東地方整備局の書面による指示に従うこと。

2．施設等運営者は、関東地方整備局が会計法令に基づき実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

第２５条 その他留意事項

本規定書に定めていない事項または疑義を生じた事項に関しては、必要に応じて、関東地方整備局のと協議の上、決定することとする。

第２章 マネジメント（運営管理）

第２６条 基本事項

１．提出書類

１）収益施設等管理運営業務責任者は許可を受けた後に、関東地方整備局が指定した様式による関係書類を関東地方整備局に遅滞なく提出しなければならない。

２）施設等運営者が関東地方整備局に提出する書類で様式が定められていないものは、様式を作成後関東地方整備局に了解を得て提出するものとする。

３）報告書及び経理状況に関する帳簿類等の提出した書類は、関東地方整備局の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受けた施設ごとに整理・保管し、業務成果として施設等運営者において業務完了後５年間保存する。

２．連絡、協議

１）収益施設等管理運営業務責任者は、必要に応じて関東地方整備局と連絡、協議等を行うこと。またその結果について、書面に記録し相互に確認しなければならない。

２）関東地方整備局長と収益施設等管理運営業務責任者は業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については相互に確認しなければならない。

３）施設の運営維持管理に係る各種規定・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に管理運営内容が変更する場合、さらにはその他新業務への対応が必要な場合は、関東地方整備局と施設等運営者の間で書面により調整または協議を行う。

４）不測の事態または疑問等が生じた場合は、速やかに関東地方整備局と協議する。

３．報告事項

１）施設等運営者は、次の各号に掲げる事項について、関東地方整備局に書面により報告するものとする。

① 管理運営要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・許可日より 14 日以内に提出

② 管理運営報告書（月毎の売上高、施設利用者数等）・・翌月の 10 日迄に提出

③ 業務打合せ簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・打合せ毎に終了後速やかに提出

④ 施設保守定期点検等の実施結果報告 ・・・・・・点検後速やかに提出

⑤ その他関東地方整備局が指示する書類 ・・・・・・・適宜提出

第２７条 業務実施体制

１．施設利用者に対して、安全・快適な利用サービスを提供するために、必要な資格等専門技術・知識を有する職員を配置するなど本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。

２．本業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、管理体制を構築しなければならない。

３．本業務の計画立案及びマネジメントを担当する収益施設等管理運営業務責任者を配置しなければならない。

４．収益施設等管理運営業務責任者は、維持管理業務受託者が配置する総括責任者と兼務する場合、収益施設等運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等管理運営業務への委託費の支出は認めない。

５．開園期間中は、維持管理業務の業務責任者及び収益施設等管理運営業務責任者のうち、少なくとも２名以上が勤務する体制とすること。さらに収益施設等管理運営業務責任者が勤務しない場合については、業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。

６．収益施設等管理運営業務責任者は、維持管理業務受託者と常に調整し、業務を遂行する。

１）収益施設等管理運営業務責任者について

① 施設等運営者は、業務における収益施設等管理運営業務責任者を定め、関東地方整備局に通知するものとする。

② 収益施設等管理運営業務責任者は、本業務について業務従事者が適切に管理運営を行うよう、指揮監督しなければならない。

２）適切な業務従事者の配置について

① 収益施設等管理運営業務責任者は、施設担当責任者及び業務従事者の手持ちの手持ち業務量が適切となるよう配慮すること。

②関東地方整備局は、必要に応じて収益施設等管理運営業務責任者、施設担当責任者及び業務従事者の経歴・職歴に関する事項について書面により報告を求めることができる。

第２８条 許可、承諾等を要する事項

１．管理運営要領

１）施設等運営者は、別に定めがある場合を除き、許可日より 14 日以内に企画書に基づく下記の項目を記載した管理運営要領を関東地方整備局に提出し、承諾を得るものとする。その際、管理運営要領は許可を受ける施設ごとに作成すること。

① 業務内容（商品、価格及びサービス内容、イベント企画等）

② 業務の実施方針

③ 業務の実施工程（業務の順序及び手順）

④ 業務の実施体制

⑤ 連絡体制(緊急時含む)

⑥ その他（業務実施上必要と思われる事項）

２）管理運営要領の策定にあたっては、維持管理運営の実務に通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた運営計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みについて記載すること。

３）施設等運営者は、収益施設の維持管理運営業務を通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応による修正が必要と判断した場合は、監督職員と協議の上関東地方整備局に変更した管理運営要領を提出し、許可を得ること。

２．管理運営報告書

１）施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、関東地方整備局に決算に関する報告書を提出すること。その際、報告書は施設毎に作成し、運営維持管理業務と明確に区分して整理すること。(別添－４７－３「収益施設収支状況報告」参照)

２）施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況を翌月 10 日までに書面により関東地方整備局に報告すること。

3）経理状況に関する帳簿類は常に整理し、関東地方整備局からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに関東地方整備局の指示に従い、誠実に対応すること。

4）関東地方整備局は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができる。

3．施設の修繕等

1）施設等運営者が、収益施設の修繕等を実施する場合は、その内容、時期等の情報について事前に関東地方整備局に書面により報告するものとする。ただし、施設利用者の安全確保などの観点から緊急を要する修繕については、この限りではない。

2）施設等運営者が、必要に応じて管理施設の建築構造躯体に対して穿孔、開口、留め付け等を伴う設備工事や電気を使用するもの等を実施する場合は、事前に関東地方整備局と書面により協議し、承諾を得なければならない。変更の際も同様である。

3）施設等運営者が、施設の管理運営上必要に応じて厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置する場合には、関東地方整備局と事前に書面により協議し、承諾を得なければならない。

4）施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置することに伴い関東地方整備局または第三者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

5）施設等運営者は、関東地方整備局の承諾を得て施設に付加した機械等の設備、間仕切り、建具その他の造作等について、買取請求を行わないものとする。

4．価格・サービス内容の決定・変更

施設等運営者は、管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更を希望する場合は、事前に関東地方整備局と協議を行い、その結果に基づき変更した管理運営要領を関東地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。

5．施設等運営者の変更

1）新たな施設等運営者の追加等による管理運営要領の変更を行う場合、書面により同施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、同施設等運営者に対し業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。

6．広告物の掲出

施設等運営者は、広告物を掲出しようとするときは、広告物の内容についてあらかじめ関東地方整備局に提示し書面により承諾を得るものとし、掲出物については許可区域内とする。

なお、施設等運営者が、許可区域外への広告物の掲出を希望する場合は、関東地方整備局と書面により協議を行うこと。

① 収益施設の運営に関して、通常業務の運営や店舗位置への案内誘導、企画商品等の販売促進を目的とする張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等を設置する場合は、公園の美観を損なわず、また他の本公園に関する看板類等に比して目立ちすぎないよう、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。あわせて、国営武蔵丘陵森林公園の施設であることを明示すること。

さらに、企画商品等の企画名称に国営武蔵丘陵森林公園の名称を冠したものとし、そ

の名称を企画商品名称と同程度以上の大きさとする。（別添－２７「グラフィックマニュアル」参照）

② 収益施設の運営に関して、協賛企業から協賛金を募って企画商品の販売や協賛での行催事等を実施する際、その販売促進を目的とする協賛企業の名称等を張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等に表示することはできるが、前項同様、公園の美観を損なわす、また本公園に関する広報物に比して目立ちすぎないよう、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。

③ 施設等運営者は、事前に関東地方整備局の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができるが、本公園に関する広報物はもちろんのこと、協賛する国営武蔵丘陵森林公園の名称を冠した企画商品や協賛での行催事等の広告物より目立ちすぎないよう、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。

④ 施設等運営者は、事前に関東地方整備局の承諾を得た上で、自らが作成する企画商品や協賛での行催事等に関するポスター、パンフレット、スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示することができるが、併記される国営武蔵丘陵森林公園の名称より小さく表示すること。

７．施設等運営者のその他提出義務

施設等運営者は、下記の項目の一に該当するときは、直ちにその旨を関東地方整備局に書面により提出しなければならない。

①施設等運営者が、主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき。

②施設が損傷、破損又は滅失したとき。

③施設内で事故等が発生したときまたはそのおそれがあるとき。

④施設等運営者が、強制執行・仮差押え・仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき。

⑤施設等運営者に対して破産の申立て、または更生手続き開始の申立て若しくは民事再生手続き開始の申立てがあったとき。

第２９条 その他の協議・報告等

施設等運営者は、公園の管理運営等で必要な協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく書面により報告しなければなければならない。

１）関係機関等との協議。

２）その他施設の運営者との協議。

第３０条 官公署への連絡、届出

施設等運営者は、官公署への連絡、届出手続きは関東地方整備局に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、施設等運営者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となるときは施設等運営者において行う。

第３１条 別途工事等との調整

国が別途発注する工事または別途業務（法定点検業務等）の実施にあたり、施設等運営者は、調整等に協力する。また計画停電を伴う工事や点検を実施する際には、その対応については、

関東地方整備局と調整すること。

第３２条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、関東地方整備局の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受ける収益施設ごとに整理・保管し、施設等運営者において業務完了後５年間保存する。

第３３条 再調査等の依頼

関東地方整備局は、施設等運営者からの報告等に疑義を生じた場合、再調査を依頼しより詳細な報告等を求めることができる。

第３章 ホスピタリティ（施設利用者対応）

第３４条 基本事項

１．本業務は、施設利用者に直接接する業務であり、施設利用者が快適に楽しめるよう心がけ、不快と感じさせるような身だしなみ、行動、言動とならないよう心がけるものとする。

２．業務遂行にあたっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。

３．業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。

４．全ての業務従事者について、名札を作成し着用すること。

５．作業にかかる車両や商品納入車両の乗り入れは最小限にとどめ、また開園時間の中の乗り入れも最小限に留めること。車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の安全確保を第一として必要に応じ誘導員を配置するとともに、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。（別添－１７「園内車両入園規則」参照）

第３５条 施設利用者対応

１．園内の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、公園利用者及び施設利用者の問い合わせに対応すること。問い合わせの内容に関して必要に応じて維持管理業務受託者等に確認または引き継ぐこと。

２．公園利用者及び施設利用者の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録するとともに書面をもって報告すること。

３．園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。

４．障害者及び高齢者等から施設利用上の援助を求められた場合には、適切に対処すること。

５．団体での施設利用者の誘導、バス等車両の停車場所への誘導を行うものとする。

第３６条 拾得物、残置物の処理

施設等運営者が、施設内で遺失物を発見した場合は、速やかに維持管理業務受託者へ届け出ること。

第３７条 広報・広聴

１．施設等運営者は、収益施設において提供する商品やサービスに対する施設利用者の評価や注文書等意見などの聴取や記録に取り組まなければならない。

２．施設等運営者は、聴取や記録した施設利用者の評価や注文などの意見を集約し、関東地方整備局に書面により報告しなければならない。

３．施設等運営者は、施設の利用促進を目的としたホームページやポスター、チラシ等の広報の展開に関する計画を、媒体毎に策定し、事前に関東地方整備局の承諾を得た上で広報活動を行う。

４．施設等運営者がホームページによる情報発信を行う際、維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに設置管理許可書で許可を受けた運営業務の運営日時、基本提供サービス等基本的な運営業務内容については維持管理業務受託者が管理する本公園のホームペ

ージに掲載することは可能である。

但し、その他企画商品や行催事等販売促進に係る内容については、ホームページとは別に設置することとし、そのホームページを維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページにリンクすることは可能である。

なお、データを収納するサーバ及びリンクする他のホームページについて、事前に関東地方整備局と協議を行う。

5．施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、国営武蔵丘陵森林公園ホームページ上で発信する情報について、別に定める「個人情報の取扱いについて」及び関東地方整備局が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。

6．施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。

7．施設に関するリンク先のホームページは原則として一つとする。ただし、それによりがたい場合は、別途協議によるものとする。

8．セキュリティレベルを確保するため、ホームページの作成・更新等に用いるパソコンや、データを保存するサーバー等のセキュリティ対策について、業務開始前に関東地方整備局と協議するとともに、年度末に実施状況を報告するものとする。

第３８条 掲載情報の更新・修正・訂正

1．施設のホームページやポスター、チラシ等の広報の掲載情報については、常に新しい情報を掲載し更新に努めることとする。

2．施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、個人に関する掲載情報について、本人または保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。

3．施設等運営者は、施設のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、関東地方整備局に報告をした上で、当該ホームページ管理者に対し訂正等必要な措置を求めることとする。

第４章 安全衛生管理

第３９条 基本事項

１．安全管理

１）施設等運営者は、収益施設における施設利用者の安全確保並びに快適な利用を図る。

２）本業務の履行にあたり、適切な措置・対応を行うなど、施設等運営者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。なお、関東地方整備局が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図ること。

３）施設等運営者は、消防法等関係法令に準拠するほか、関東地方整備局が別途定める計画・規定等を遵守する。

４）施設等運営者は、施設を運営している期間中は毎月１回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、関東地方整備局に報告するものとする。

５）異常を確認した場合、速やかに関東地方整備局に報告しその指示に従う。安全管理には十分注意し本業務を履行する。

６）施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、事前に関東地方整備局と協議を行い、必要に応じて業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに関東地方整備局に提出するものとする。また、業務実施体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。

７）作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

２．安全確保

１）本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故を防止しなければならない。

２）施設若しくは許可区域内において、公園利用者及び施設利用者に危険が及ぶ恐れのある障害が発生した場合は、危険防止に必要な措置を関東地方整備局に書面により報告の上講じ、事故の発生を防止しなければならない。

３）工事車両の運転については関東地方整備局発行の許可書を前面に掲示し、許可書裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、園内の車両移動の際には速度標示のある幹線園路以外は、２０km/h 以下を遵守するものとする。また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。(別添－１７「園内車両入園規則」参照)

４）公園利用者や施設利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、作業実施中は安全管理を徹底し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分確保するものとする。

５）作業実施中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しないように注意するものとする。

３．救急救護

１）施設等運営者は、管理運営要領の「救急救護」において救急時の対応方法を定める。

２）施設等運営者は、開園時間中は救急活動に当たらなければならない。

３）施設等運営者は、救急活動を要する事態を認めたときは、施設利用者の急病や負傷には

応急処置をとり、事故や怪我等の状態により、消防車や救急車を要請するなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。

4）施設等運営者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに関東地方整備局に報告する。

5）傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

4．災害時、異常時等の対応

1）施設等運営者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、施設利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、施設休止等の必要があると認めるときは、施設等運営者はあらかじめ関東地方整備局の書面による承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2）前項の場合においては、施設等運営者は、そのとった措置の内容を関東地方整備局に速やかに書面により報告する。

3）台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。

4）台風、豪雨等の災害発生時に関東地方整備局の指示した箇所の巡回、土のう等の設置等を行うものとする。

5）関東地方整備局は、災害防止上特に必要と認めるときは、施設等運営者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。

6）関東地方整備局の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、施設等運営者は、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。なお、関東地方整備局が策定した災害発生等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。

7）災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、関東地方整備局に書面により報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。

8）施設等運営者は、天変地異等により、運営を一時中止・変更、または休止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。異常を確認した場合は、本規定書第１編第６条にもとづき適切な措置・対応を行うこと。

9）関係機関の立会検査または調査がある場合は、施設等運営者は関東地方整備局の指示により立会等に協力する。

第４０条 点検等

1．安全衛生管理計画

1）施設等運営者は、食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき設定した法定点検及び自主点検計画を記載した安全衛生管理計画書を関東地方整備局に提出の上、書面により承認を受けること。

2）安全衛生管理計画書に記載した、法定点検及び自主点検については、特段の事情がない限り予め設定したスケジュールに沿って実施すること。

3）上記法定点検等の結果については、遅滞なく関東地方整備局に書面により報告すること。

2．定期点検

1）施設等運営者は、施設利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとする。

2）下記の表に掲げる施設の定期点検項目について、原則として施設等運営者が行うが、別途関東地方整備局が行う点検との役割分担について協議の上実施し、両者が不可分のものについては費用を按分する。協議内容については関東地方整備局が書面により残すものとする。

3）法定点検項目以外の定期点検は、施設等運営者が自ら設定するものとする。

■施設の定期点検項目（1）

中項目	小項目	法定点検	留意事項
外部	屋根	○	・周期は別に定める。
	外壁	○	・周期は別に定める。
	ひさし（車寄せ）・とい	○	・周期は別に定める。
	軒天井・ひさし下端	○	・周期は別に定める。
	外部床	○	・周期は別に定める。
	屋外階段	○	・周期は別に定める。
	バルコニー	○	・周期は別に定める。
	外部建具	○	・周期は別に定める。
	外部用自動ドア	○	・周期は別に定める。
	エキスパンションジョイント金物	○	・周期は別に定める。
内部	内壁・柱・はり	○	・周期は別に定める。
	内部天井	○	・周期は別に定める。
	内部床	○	・周期は別に定める。
	内部階段	○	・周期は別に定める。
	内部建具	○	・周期は別に定める。
	内部用自動ドア	○	・周期は別に定める。
構造部	構造体・基礎	○	・周期は別に定める。
電灯・動力設備	照明器具（蛍光灯）	○	
	分電盤・開閉器箱	○	
	制御盤	○	
	幹線	○	
受変電設備	配電盤等（内部機器を除く。）	○	
	変圧器	○	
	交流遮断機	○	
	断路器	○	
	計器用変成器	○	
	避雷器	○	
	高圧負荷開閉器	○	
	高圧カットアウト	○	
	高圧電磁接触器	○	
	力率改善装置	○	
	指示計器・保護継電器	○	
	低圧開閉器類	○	
	特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（GIS、C－GIS）	○	
	その他の特別高圧関連機器	○	

■施設の定期点検項目（２）

中項目	小項目	法定点検	留意事項
自家発電設備	自家発電設備	○	
直流電源設備	共通事項	○	
	整流装置	○	
	蓄電池	○	
交流無停電電源設備	共通事項	○	
	交流無停電電源設備（簡易型を除く。）	○	
	交流無停電電源設備（簡易型）	○	
太陽光発電設備	太陽光発電設備	○	・周期は別に定める。
風力発電設備	風力発電設備	○	
通信・情報設備	構内情報通信網設備	○	
	構内交換設備	○	
	拡声設備	○	
	誘導支援設備	○	
	映像・音響設備	○	
	情報表示設備	○	
	テレビ共同受信設備	○	
	テレビ電波障害防除設備	○	
	監視カメラ設備	○	
	駐車上管制設備	○	
	入退室管理設備	○	
外灯	外灯	○	
航空障害灯	航空障害灯	○	
雷保護設備	雷保護設備	○	
構内配電線路・構内通信線路	構内配電線路・構内通信線路	○	
温熱源機器	鋳鉄製ボイラー・鋳鉄製簡易ボイラー	○	
	鋼製ボイラー・鋼製簡易ボイラー	○	
	無圧式温水発生機・真空式温水発生機	○	・加圧能力が 174kW（150,000kcal/h）以上：6M
	温風暖房機	○	・【周期 1M（運転期間中）】点検の実施如何は別に定める。
冷熱源機器	チリングユニット	○	
	空気熱源ヒートポンプユニット	○	
	遠心冷凍機	○	
	吸収冷凍機	○	
	直だき吸収冷温水器	○	
	小型吸収冷温水機ユニット	○	
	パッケージ形空気調和機	○	
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	○	
	氷蓄熱ユニット	○	
空気調和等関連機器	オイルタンク	○	
	熱交換器・ヘッダー・密閉型隔膜式膨張タンク	○	・【周期 1M（小型及び第 2 種圧力容器）】点検の実施如何は別に定める。
	還水タンク・開放型膨張タンク	○	

■施設の定期点検項目（３）

中項目	小項目	法定点検	留意事項
空気調和等関連機器	冷却塔	○	・周期は別に定める。
	ユニット形空気調和機・コンパクト型空気調和機	○	
	ファンコイルユニット・ファンコンベクター	○	
	空気清浄装置	○	・ろ材の交換は別に定める。 ・【周期 1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。
	ポンプ	○	・【周期 1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。
	送風機	○	・【周期 1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。
	天井扇・有圧換気扇	○	
	全熱交換器	○	・【周期 1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。
給排水衛生機器	受水タンク･高置タンク（高架タンク）	○	・【大地震時想定】長期点検の実施如何別に定める。
	受水タンク･高置タンク（高架タンク）の清掃	○	・周期は別に定める。
	貯湯タンク	○	
	貯湯タンクの清掃	○	
	汚水槽・雑排水槽	○	
	汚水槽・雑排水槽の清掃	○	
	ポンプ	○	・【周期 1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。
	ガス湯沸器	○	・周期は別に定める。
	電気温水器	○	・周期は別に定める。
	循環ろ過装置	○	・周期は別に定める。（水質検査を除く）
	衛生器具	○	・周期は別に定める。
ダクト及び配管	ダクト	○	・周期は別に定める。
	配管	○	・【大地震時想定】長期点検の実施如何は別に定める。
水質管理	空調機器用水	○	
	ボイラー用水	○	
	飲料水（給水設備）	○	
浄化槽	点検・保守	○	
	清掃	○	
	水質に関する検査	○	
井戸	井戸	○	
雨水利用システム	雨水利用システム	○	
中央監視制御装置	中央監視制御装置		
	自動制御装置		
消防用設備等		○	・機器点検：6M
建築基準法関係防災設備	非常用照明装置	○	
	防火戸・防火シャッター	○	
	防火ダンパー	○	
	排煙設備	○	

■施設の定期点検項目（4）

中項目	小項目	法定点検	留意事項
エレベーター	点検共通事項	○	・稼動頻度に応じて、「高稼働」の周期を選択して別に定める。(油圧式、非常用を除く) ・【遠隔監視装置、遠隔点検装置】適用は別に定める。
	ロープ式エレベーター	○	
	油圧式エレベーター	○	
	機械室なしエレベーター	○	
	非常用エレベーター	○	
エスカレーター	エスカレーター	○	
小荷物専用昇降機	小荷物専用昇降機	○	
工作物	鉄塔	○	
	設備架台・囲障（ルーバー等）	○	
	煙突	○	
外構	敷地	○	・周期は別に定める。
	へい		・周期は別に定める。
	門		・周期は別に定める。
	排水枡・マンホール・側溝・街きょ	○	・周期は別に定める。
植栽・緑地	植栽・緑地		
執務環境測定	空気環境測定	○	
ねずみ・昆虫等の防除		○	

■関係法令

法令名	参照条項	条件の有無	条件に関わる参照条項
建築基準法	第十二条	○	第六条、別表第一 【令】 第十四条の二、第十六条
官公庁施設の建設等に関する法律	第十一条、第十二条	○	官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令
消防法	第十四条の三の二	○	【危険物の規制に関する政令】 第七条の三、第八条の五
	第十七条、第十七条の三の二、第十七条の三の三	× (公共建築)	【令】 第六条、第七条、第三十五条、第三十六条、別表第一
人事院規則 10-4	第十五条、第三十二条、第三十四条	×	別表第七、別表第八
事務所衛生基準規則	第九条、第十条	×	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第四条	○	第二条 【令】 第一条
高圧ガス保安法	第三十五条、第三十五条の二	○	【一般高圧ガス保安規則】 第七十九条、第八十三条 【冷凍保安規則】 第四十条、第四十四条

水道法	第三十四条の二	○	第三条 【令】 第二条
電気事業法	第三十九条、第四十二条	○	第三十八条 【令】 第五十条
ガス事業法	第四十条の二	×	第二条 【則】 第百七条
浄化槽法	第七条、第八条、第九条、第十条、第十一条	×	第二条
ボイラー及び圧力容器安全規則	第三十二条、第六十七条	○	第一条 【労働安全衛生法施行令】 第一条

※［条件の有無］○：義務付けする施設、設備等について、規模等の条件が付されているもの

3．自主点検

1）自主点検は、下記の表に掲げる項目のうち該当するものについて、施設等運営者が建築保全業務共通仕様書に準じて行う。

■施設の自主点検項目

大項目	中項目	小項目
建築	建築	建築
電気設備	電灯・動力設備	電灯・動力設備
	受変電設備	受変電設備
	自家発電設備	自家発電設備
	直流電源設備	直流電源設備
	交流無停電電源設備	交流無停電電源設備
機械設備	温熱源機器	運転・監視記録
		鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラー
		真空式温水発生機・無圧式温水発生機
		温風暖房機
	冷熱源機器	運転・監視記録
		冷熱源機器
	空気調和等関連機器	空気調和等関連機器
	給排水衛生機器	給排水衛生機器
		循環ろ過装置
監視制御設備	中央監視制御設備	中央監視制御装置
搬送設備	昇降機	昇降機

4．日常点検

1）施設等運営者は始業点検、終業点検、巡回パトロール等を実施し、適切な管理を行うこ

と。

2）建築物等について、目視等の簡易な方法により建築物の劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持するための軽微な修繕を行い、事故・故障等の未然の防止に資するよう管理すること。

3）施設等運営者は、施設、設備等が損傷、破損または滅失したとき及びそれを発見したときは、直ちに関東地方整備局に報告するものとする。

5．スタッフ管理・研修

1）日常管理業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害時非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。

2）運営体制人員は、円滑な管理運営を行うため、施設利用者数の動向に基づき弾力的に配置するものとする。

3）施設等運営者は、関東地方整備局が実施または要請するスタッフ管理・研修、公園全体での調整連携等への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うこと。

4）施設等運営者は、施設が有する機能を最大限に活用するとともに、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。

5）建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図るため、除塵、拭き、清浄、ごみの収集等の作業により汚れを除去することによって、快適な環境を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資するよう管理すること。

6）車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置するとともに当公園事務所発行の許可証を前面に提示、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。（別添－１７「園内車両入園規則」参照）

第４１条 危機管理

1．事故・災害

1）緊急時連絡体制構築

施設等運営者は、緊急連絡体制表を作成し、関東地方整備局に提出すること。また、施設内に掲示をすること。

2）予防対策

①施設等運営者は、施設を運営している期間中は毎月１回、施設の消防設備等の自主点検を実施し、異常を発見した場合は関東地方整備局に書面により報告するものとする。

②本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合または立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を関東地方整備局に報告の上、当該措置を講じ事故の発生を防止する。

3）初期対応

①施設等運営者は、関東地方整備局の指示に従い、公園利用者及び施設利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。

②万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運

転を一時停止または運転制限をする等の措置をした上、直ちに関東地方整備局に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。

③その他事故等が発生したとき、またはその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、施設等運営者が作成した緊急連絡体制に基づき関係機関へ連絡し、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により関東地方整備局に報告するものとする。なお、関東地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。

一 事故発生日時。

二 事故発生場所。

三 事故発生の原因。

四 事故の程度。

五 人身事故の場合は、医師の診断結果。

六 事故処理の概略。

七 再発防止など改善策等。

④重大事故についてはただちに関東地方整備局に報告し、その指示に従うこととする。

２．異常事態対策

１）施設等運営者は、関東地方整備局が実施又は要請する異常事態対策への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。

２）施設等運営者は、異常な事案が発生した場合、その内容・初期対応状況等を、速やかに関東地方整備局へ報告するとともに、警察、消防署等関連部局に連絡する。

第５章 施設管理

第４２条 基本事項

１．施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、許可を受けた施設内及びその周辺の環境を良好に維持することを心掛けなければならない。

２．施設等運営者は、収益施設内及び許可範囲内を常に良好な状態で維持し、公園内で実施されている他業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。

３．設備及び管理備品は施設等運営者の注意義務で管理すること。

第４３条 清掃等

１．施設等運営者は、許可を受けた範囲内ならびにその周辺の環境について、常に清潔かつ快適な環境を保持するために、計画的な清掃管理を実施するものとする。

２．施設等運営者が、清掃を実施する際には、施設利用者ならびに公園利用者の安全確保に十分注意するものとする。

３．施設等運営者は、自らが実施する清掃と維持管理業務受託者が実施する清掃について、その清掃範囲及び夾雑物が混合しないように注意するものとする。

第４４条 工事等

１．施設等運営者は、消耗品の交換や施設等運営者が自ら実施する修繕工事の実施に際して、事前に関東地方整備局と協議を行ない、必要に応じて業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに関東地方整備局に提出するものとする。また業務実施体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。

２．施設等運営者が、消耗品の交換や施設等運営者が自ら実施する修繕工事を実施する際には、施設利用者ならびに公園利用者の安全確保に十分注意するとともに、施設等運営者の責任において常に公園の観察を行ない、善良なる管理を行うものとする。

３．施設等運営者は、自らが実施する修繕工事について、その工事実施範囲及び構造物が、許可を受けた範囲及び許可を受けた構造物であることを注意するものとする。

第４５条 安全管理

１．施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、事前に関東地方整備局と協議を行い、必要に応じて業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに関東地方整備局に提出するものとする。また、業務実施体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。

２．常に施設利用者の安全確保に十分注意するとともに、施設等運営者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

３．工事車両の運転については当公園事務所発行の許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、園内の車両移動の際には速度標示のある幹線園路以外は、20km/h 以下を遵守するものとする。また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。（別添－１７「園内車両入園規則」参照）

４．施設利用者や公園利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、作業実施中は安全管理を徹底し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分確保するものとする。
５．作業実施中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
６．作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

第６章 財産管理

第４６条 台帳管理

１．施設等運営者が施行した固定資産（償却資産）については、「固定資産税における家屋と償却資産の分離申出書」を所轄の税務事務所に提出するものとする。

２．運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（消耗品の購入、貸与した備品類の修理等）は、施設等運営者の負担とする。

第４７条 備品の取り扱い

１．管理備品の取扱い

許可を受けた収益施設の運営に必要な備品は、施設等運営者が全て準備するものとする。ただし、業務開始時に関東地方整備局が費用を負担した備品の引き継ぎを受けた場合は、施設等運営者は、本業務完了の際、残存する備品で関東地方整備局がその費用を負担したものについて当該備品を関東地方整備局に引き渡す。ただし、翌年度以降において当該契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が２万円以上のものをいう。なお、その取扱いについては、関東地方整備局が定める規定等による。

２．特定備品の取扱い

施設等運営者は、施設の管理・運営に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

ただし、「本章　第２１条 業務の完了・引継、原状回復等」に記載があるとおり、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）または、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、「本章　第２２条 立退料等の不請求」にあるとおり、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。

ただし、下記引継方針に従い、次期施設等運営者に資産を引き渡す場合は、原状回復を行わなくてもよいものとする。なお、資産の処分については、施設等運営者が責任を負うものとする。

＜特定備品に関する方針＞

１）自転車に関する方針

①自転車引継に関する方針

現施設等運営者より、現在使用している自転車を全台有償で引継ぐものとする。また、次期施設等運営者に対しても同様に、自転車全台を有償で引継ぐものとする。

②自転車購入に関する方針

計画的に自転車の更新を行うため、契約期間内に保有自転車の４０％以上を新車で揃えるものとする。ただし、更新する自転車は自転車の品質を保証する公的機関の認定を受けたものでなければならない。また、ＴＳマーク認定（後述）から外れた自転車、故障や事故で安全性の確保が保てない自転車については随時更新をするものとする。

なお、特殊自転車（二人乗り自転車等）については、公的機関認定の対象外、及びＴＳマーク認定の整備対象外であることから、関東地方整備局の許可を得た上で購入をするものとする。

ＴＳマークとは：公益財団法人日本交通管理技術協会発行、年１回自転車安全整備士が点検・整備をすることで自転車の安全性が認定されるもの。１年間の付帯保険付。

③自転車の安全管理に関する方針

貸出自転車は、毎年自転車安全整備士による点検・整備を行い、ＴＳマーク認定を受けなければならない。

④自転車管理台帳に関する方針

施設等運営者は、一台ごとの購入日、修繕履歴等を記載した自転車管理台帳を作成し管理を行うこととする。なお、自転車管理台帳は次期施設等運営者に引継ぐものとする。

３．機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、施設等運営者の負担とする。

第４８条 本業務の引継

１．施設等運営者は、業務の履行が満了するとき（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除された場合は、関東地方整備局又は新たな施設等運営者と十分に事務引き継ぎを行い、施設の管理運営に支障が生じないようにする。この際、速やかに施設を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適当である場合、関東地方整備局の承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。

２．不可抗力その他、関東地方整備局や施設等運営者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、関東地方整備局と施設等運営者は管理の継続の可否について協議すること。

３．施設等運営者は、本業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除されるまでは、施設の管理運営が円滑に実施されるよう業務実施体制（第２７条記載）を維持すること。

４．履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は施設等運営者が負担する。

第２編　国営武蔵丘陵森林公園収益施設等管理運営個別規定書

第１章　駐車場

第１条 総則

施設等運営者は、駐車場の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は関東地方整備局と協議するものとする。

第２条 施設の利用目的

駐車場及び臨時駐車場は、公園利用者の国営武蔵丘陵森林公園への来園手段である車両等を、公園利用時間内に限り保管する場所を提供することを施設の目的とする。

第３条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。なお、許可範囲に関しては別途提示する。

■運営対象施設一覧（常設駐車場）

施設名称	大　　型	普　　通	原付・自動二輪
南入口駐車場※	10 台	437 台	6 台
中央入口駐車場第一 〃　第二	5 台 0 台	115 台 212 台	10 台
西入口駐車場第一 〃　第二	0 台 11 台	235 台 342 台	0 台
北口駐車場	11 台	260 台	15 台

■運営対象施設一覧（臨時駐車場）

区域	施設名称	確保規模（普通車相当の最大数）	備　　考
園内	中央入口第三駐車場	406 台	公園利用者の安全確保を配慮

※南入口駐車場：上に示す台数以外に 106 台（普通）を維持管理業務受託者駐車場として提供するが、繁忙日には臨時駐車場（収益施設）として使用することを妨げない。

第４条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任したうえで駐車場の管理運営にあたらせるものとする。

第５条 運営日時

１．施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。

２．施設等運営者は、原則として開園時間に合わせた営業時間とし、発券時間は本公園の開園時間から閉園時間の１時間前までとし、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行うこと。

３．繁忙日等対応、及びイベント等開催のため、運営時間を延長または変更する場合は、関東地方整備局と事前に協議を行い、書面により提出することとする。

４．行催事の開催等により、必要が認められるときは、関東地方整備局より営業日時の変更の指示を行うことがある。

第６条 利用料金

利用料金は、以下に定める額を上限とする。臨時駐車場についても同様である。ただし、施設等運営者の提案により施設利用者の利便性向上の観点からその料金を下げる場合は、関東地方整備局長と協議の上定めるものとする。なお、消費税率が 10%に改定された場合の利用料金は、下表の括弧書きのとおりとする。

■利用料金一覧＜関東地方整備局長の指定する上限料金＞

車種	利用料金		備考
	一般	パスポート提示	
大型（１回）	1,650 円 （○○円）	－	車体総重量８トン以上、最大積載量５トン以上、又は乗車定員が 30 人以上の自動車。
普通（１回）	620 円 （○○円）	500 円 （○○円）	上記以外の自動車。
原付・自動二輪（1 回）	260 円 （○○円）	200 円 （○○円）	自動二輪車及び原付自転車。
身障者等	無料	無料	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健手帳の交付を受けている心身障害者の方もしくは同乗者の方の手帳提示。

■夜間開園時の利用料金一覧＜関東地方整備局長の指定する上限料金＞

車種	利用料金		備考
	平日	休日	
大型（１回）	400 円 （○○円）	500 円 （○○円）	車体総重量８トン以上、最大積載量５トン以上、又は乗車定員が 30 人以上の自動車。
普通（１回）	200 円 （○○円）	300 円 （○○円）	上記以外の自動車。
原付・自動二輪（1 回）	無料	無料	自動二輪車及び原付自転車。
身障者等	無料	無料	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健手帳の交付を受けている心身障害者の方もしくは同乗者の方の手帳提示。

夜間開園時のパスポート掲示による割引は特に設けていない。

第７条 業務の内容

１．施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

１）駐車場の運営に関すること。

２）駐車場の維持管理に関すること。

３）駐車場の安全管理に関すること。

４）前各号に掲げる業務に付随するもの。

第８条 施設の運営

1. 駐車場の運営

１）施設等運営者は、南入口駐車場、中央入口駐車場（第２、第３；臨時)、西入口駐車場及び北口駐車場においては、料金ブースに必要人員を配置し、駐車場利用料金の徴収及び領収書の発行、回数券の販売及び領収書の発行等を行う。

２）施設等運営者は、駐車場管理機器等の施設・設備のある中央入口第１駐車場においては、駐車場利用料金の徴収を駐車場管理機器の精算機において１日１回以上行うものとし、

回収にあたっては十分注意を払い行うものとする。その際、つり銭を補充するなどの金銭管理を行うこと。ただし、繁忙期においては、南入口駐車場、中央入口駐車場（第２、第３；臨時)、西入口駐車場及び北口駐車場と同様の徴収を行う。

３）原則として、施設利用者が全て退出することを確認し閉場することとするが、著しく退出が遅延し、施設利用者を確認することができない場合は、残車両を確認し、記録すること。なお、残車両所有の施設利用者から、退出の申し出があった場合は、適切に対処すること。

４）駐車場の混雑具合に応じて誘導員等を配置する等、適切な運営を行うこと。

５）運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて関東地方整備局と協議することとする。

２．繁忙期の対応

１）駐車場が満車になることが予測される場合は、あらかじめその対策をたて、本公園内外に臨時駐車場を確保するとともに、警備、案内・誘導員を増員するなど、事前に必要な措置を講じるものとする。

２）施設等運営者は、繁忙期の混雑状況に応じて、誘導員数、配置を工夫する等円滑な誘導に努める。

３．臨時駐車場の確保

１）繁忙期においては、関東地方整備局の指定する園内の中央入口第３駐車場を臨時駐車場とし、確実に施設利用者の駐車スペースを確保しなければならない。
なお、臨時駐車場の確保日については、関東地方整備局と協議の上、決定する。

２）臨時駐車場の使用は、常設駐車場が満車となる状態を見計らって、開始する。

３）臨時駐車場への案内は、臨時駐車場の使用時に限定して、看板を設置し、利用者の指導を行う。特に歩行者や入園者の安全確保には細心の注意を行う。

４）臨時駐車場の安全管理として、臨時駐車場の出入口部及び駐車スペース（駐車行為）に安全誘導員を適宜配備する。

５）臨時駐車場の使用時は、一般園地との範囲区分が明確となるよう、移動看板及び簡易柵等を設置する。また、特に公園利用の混雑が予想されるときは、ハンドマイクによる誘導も行うものとする。

６）維持管理業務受託者駐車場として提供する南入口駐車場 2,233 ㎡は、繁忙日において臨時駐車場として使用することを妨げないが、当該箇所を臨時駐車場（収益施設）として使用する場合は、都市公園法５条２項の許可申請を行うこと。なお、収益施設として使用する場合の使用料については日割りとする。

４．利用制限等

１）次の各号に該当する場合は、駐車場の利用を拒否することができるものとする。
①駐車場利用者が遵守事項を守らない場合又は業務従事者の指示に従わない場合。
②危険物を積載している車両、その他駐車場の管理上支障のある車両が駐車しようとしている場合。

第９条 施設・設備等の維持管理

1．施設等運営者は、南入口駐車場、中央入口駐車場（第２、第３；臨時)、西入口駐車場及び北口駐車場においては、以下の施設・設備等の維持管理等を行う。また、中央入口第１駐車場における繁忙期における対応も以下のとおりとする。

1）施設等運営者は、南入口駐車場、中央入口駐車場（第２、第３；臨時)、西入口駐車場及び北口駐車場においては、施設が有する機能を最大限に活用するとともに、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。

2）施設等運営者は、駐車場施設・設備の機能を保持し、日常の円滑な運用に支障が生じないよう、消防法等の関係法令を遵守し、日常的な保守・点検や必要な備品等の管理、調達を行うことで適切な維持管理を行うこと。

2．施設等運営者は、駐車場管理機器等の施設・設備のある中央入口第１駐車場においては、以下の施設・設備等の維持管理等を行う。

1）駐車場管理機器については、関東地方整備局が施設等運営者に貸与するが、施設等運営者は、日常的な保守・点検を行うことで適切な維持管理を行うこと。なお、当該施設・設備の保守・点検については、関東地方整備局が別途実施する。

2）営業開始前に、駐車場管理機器の電源を入れ、機器に故障・損傷等がないか、正常に作動するかを確認するとともに、営業中は、駐車場管理機器の運転の作動状況を確認・監視し、業務終了時には、駐車場機器の電源を確実に切る。

3）機器の故障について連絡や表示がある場合は、機器に付属するマニュアル等に従い、適切に処理し、完全な状態に回復する。

4）駐車場機器について万一故障が発生し、ただちに回復する見込のないときは、回復までの間、車両の入出場は手動で行う。このとき、料金計算は料金計算機を使用するなどの方法により、迅速かつ確実に行い、入出場車両に支障をきたさないようにする。

5）その他の駐車場の施設・設備についても、施設等運営者は、施設が有する機能を最大限に活用するとともに、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。

6）施設等運営者は，その他の駐車場施設・設備の機能を保持し、日常の円滑な運用に支障が生じないよう、消防法等の関係法令を遵守し、日常的な保守・点検や必要な備品等の管理、調達を行うことで適切な維持管理を行うこと。

3．駐車場内にある植栽地の植物管理を行うこと。なお、実施に当たっては、別紙－９「個別仕様書（植物管理)」に準じて実施すること。

第１０条 安全管理

1．施設等運営者は、施設利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行うものとする。

2．補修、その他管理上やむを得ない理由があるときは、駐車場の全部又は一部を休止することができるものとする。

3．管理上必要があると認められるときは、駐車場の出入口の全部又は一部を閉鎖することができるものとする。

4．駐車場内において、災害や事故が発生し、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措

置を取ることとする。

5．やむを得ず、駐車場の全部又は一部を休止・閉鎖・変更する際は公園利用者及び施設利用者に的確に告知すると共に関東地方整備局に報告するものとする。

6．緊急車両等の入出場については適宜協力をすること。

7．施設等運営者は、施設利用者の安全確保、施設状況の把握、及び施設利用案内等を行うため、定期的に巡視を実施するものとする。また、事件、事故または災害等緊急時対応、不審物の有無確認や拾得物への対処、清掃状況の点検等も併せて行うものとする。

第１１条 緊急時の対応

災害や事件、事故等が発生した際には、本規定書第１編第４章「安全衛生管理」を参照し対応することとする。

第１２条 費用負担

1．駐車場運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等等)、運営に関する備品等（建物除く）の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。

2．駐車場の満車表示など施設利用者の利便に資する移動式看板（既設の看板の更新も含む）他、本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。

3．施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、管理備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

4．関東地方整備局の職員や業務等で入園する業務入園者からは、駐車料を徴収することはできない。（別添－１６「業務入園について」参照）

第１３条 責任の範囲

1．次の各号に該当する場合は、関東地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。

1）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた車両及び施設利用者の損害。

2）車両に残された貴重品、その他物品及び取付物に関する損害。

2．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者は車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償すること。

3．施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損

害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第１４条 施設利用上の注意

１．施設利用者に対し、以下の各号について看板等において注意を促すものとする。

１）場内での車両通行速度は、時速 20km/h を超えないこと。

２）場内での追い越しをしないこと。

３）喫煙又は火気の取り扱いをしないこと。

４）標識又は係員の指示に従うこと。

５）車両を離れるときは、エンジンを停止し、ドア及びトランクには施錠し、盗難に備えること。

６）公害防止の為、エンジンを空ぶかししないこと。

７）施設、他の車両及びその取付物等への損害、又はその他の事故を目撃した時は施設等運営者へ速やかに連絡すること。

８）施設利用者及びその関係者（同乗者含む。）が故意又は過失により駐車場の施設並びに他の車両に損害を与えたときは、当事者がその損害賠償を行うこと。

９）「車いす使用者用駐車スペース」は該当車両がいつでも利用できるよう、一般施設利用者は利用を控えること。

10）その他、施設等運営者の業務又は他の施設利用者の妨げになるような行為はしないこと。

第２章　レンタサイクル施設

第１５条 総則

施設等運営者は、レンタサイクル施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は関東地方整備局と協議するものとする。

第１６条 施設の目的

レンタサイクル施設は、国営武蔵丘陵森林公園において施設利用者への自転車等の貸出しを行うことを施設の目的とする。また、自動二輪車等を持ち込むなど施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。

第１７条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

施設名称	現行運営台数（参考）	備考
南口サイクリングセンター	３０５台	普通車、前かご・後かご付、子供用、ＭＴＢ
西口サイクリングセンター	４５６台	普通車、前かご・後かご付、子供用、ＭＴＢ
中央口サイクリングセンター	４２０台	普通車、前かご・後かご付、子供用、ＭＴＢ
北サイクリングセンター	７６台	普通車、前かご・後かご付、子供用、ＭＴＢ

第１８条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任したうえでレンタサイクル施設の管理運営にあたらせるものとする。

第１９条 運営日時

１．施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。
２．施設等運営者は、原則として開園時間に合わせた営業時間とし、発券時間は本公園の開園時間から閉園時間の１時間前までとし、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行うこと。
３．繁忙日等対応、及びイベント等開催のため、運営時間を延長または変更する場合は、関東地方整備局と事前に協議を行い、書面により提出することとする。
４．行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、関東地方整備局より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第２０条 利用料金

１．施設利用者へ提供する自転車貸出の利用料金は、以下に定める額を上限とし、３時間料金

及び超過料金の設定は必須とするが、1 日料金の設定の有無は施設等運営者の裁量とする。ただし、施設等運営者の提案により施設利用者の利便性向上の観点からその料金を下げる場合は、関東地方整備局長と協議の上定めるものとする。なお、消費税率が 10%に改定された場合の利用料金の上限額は、下表の括弧書きのとおりとする。、

■現行利用料金一覧

区分	利用料金	備考
大人（15 歳以上）	3 時間…410 円（420 円）、超過 30 分ごとに 70 円（70 円） 1 日…520 円（530 円）	
小人（小・中学生）	3 時間…260 円（260 円）、超過 30 分ごとに 30 円（30 円） 1 日…310 円（320 円）	

第２１条 業務内容

1．施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

1）自転車の貸出に関すること。

2）サイクリング施設の維持管理に関すること。

3）自転車の利用に伴う苦情処理に関すること。

4）前各号に掲げる業務に付随するもの。

2．日常の管理上で必要があると認められたときは、自転車の貸出の全部又は一部を中止することができるものとする。

3．自転車の貸出を中止することが、施設利用者へ影響が与えると考えられる場合は、関東地方整備局と協議を行う。

第２２条 施設の運営

1．サイクリングセンターの運営

1）施設等運営者は、各サイクリングセンターに必要人員を配置し、自転車貸出に伴う利用料金の徴収及び領収書の発行、自転車の貸出、自転車の整備等を行う。

2）施設等運営者は、別紙－６「個別仕様書（企画立案)」第３編第３章園内巡視の結果、もしくはその他の手段により、自転車の貸出開始前にサイクリングコースに異常がないか確認を行うこととする。

3）施設等運営者は、貸出自転車について第２４条に基づく点検を行い、異常のないことを確認した上で貸し出すものとする。

4）施設等運営者は、閉園後全ての自転車が返却されているか台数確認を行い、不足している場合はサイクリングコース等の探索を行い、未返却車両がないか確認をするものとする。

5）施設等運営者は、待ち時間が長時間になることが予測される場合は、あらかじめその対策をたて、待機場所を設置する等、事前に必要な措置を講じるものとする。

6）施設等運営者は、施設の混雑状況に応じて、導線を工夫する等円滑な誘導に努めること。

7）運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて関東地方整備局と協議すること。

２．利用制限等

１）次の各号に該当する場合は、利用を禁止するものとする。

①危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し風俗を害する恐れのある者。

②関東地方整備局が定める制限事項に違反する者。

③自転車に乗れない者。

第２３条 施設・設備等の維持管理

１．施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持するため、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

１）施設及び施設周辺の清掃及び塵芥処理。

２）施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。

３）その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第２４条 安全管理

１．施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に自転車を利用されるよう心がけ、常に自転車を正常な状態で維持するため、日常点検、定期点検、一斉点検を行う。

２．日常点検、定期点検、一斉点検については、下記頻度等により実施する。

１）日常点検：自転車貸出し時、及び返却時に毎回、車両及びその周辺等の点検を行い、良好な環境維持に努めること。

２）定期点検：概ね四半期ごとに１回、繁忙期前後で全保有車両を順次点検し、安全な環境整備に努めること。

３）一斉点検：年１回、自転車安全整備士の資格者によりＴＳマークの点検を、全保有車両を対象に行い、有効期限が切れないよう注意すること。

３．施設等運営者は、日常点検として、自転車を貸出し時及び自転車返却時に次の各号をはじめ安全に関する項目について、点検を行うこととする。

１）貸出し時

①目視による車両の汚れの点検。

②目視・触検によるタイヤの空気圧、スポークの不具合、ブレーキの動作確認、ハンドルの歪み、チェーンの緩み等の点検。

③自転車の注意事項や操作方法等の説明を行う。特に、超過料金、ヘルメット着用及びスピード出しすぎ注意の安全走行についての案内は確実に伝えること。

④サドルの高さ調整を行うこと。

⑤施設利用者に不都合がないかを確認後、貸出しを行うこと。

２）返却時

①施設利用者から走行中に不都合がなかったかを確認すること。

②施設利用者から指摘があった場合は、その部分及び関連部分を点検すること。

③「自転車業務日報」を定め、点検結果を転記すること。

４．施設等運営者は、定期点検として、全保有車両を順次、次の各号に示す点検項目に従い点検を行うこととする。なお、点検の実施は、平日及び閑散期とする。

1）フレーム・前ホーク　：目視・打検による点検。
2）ハンドル　　：目視・触検・作動による点検。
3）タイヤ・スポーク　：目視・触検による点検。
4）ギヤクランク　　：目視・触検による点検。
5）ペダル　　：目視・触検・作動による点検。
6）ブレーキ　　：目視・触検・作動による点検。
7）チェーン　　：目視・触検・作動による点検。
8）サドル　　：目視・触検・作動による点検。
9）スタンド　　：目視・触検・作動による点検。
10）鍵　　：目視・触検・作動による点検。
11）子供乗せ用かご　：目視・触検・作動による点検。
12）ボルト　　：目視・触検による点検。
13）変速機　　：作動による点検。
14）その他　　：その他、異常個所があった場合に、異常箇所を追加点検。

5．点検後は以下の各号に示す処理を行う。
1）点検時に異常があった場合、自転車修理カードを添付し貸出し禁止とする。また、異常のある車両は他の車両と分けて１箇所にまとめておく。
2）異常箇所等の修繕については、軽微なものは担当者が行い、専門技術を要するものは自転車安全整備士の資格者が行うこと。
3）修理終了後、確認を行った後、貸出し禁止を解除すること。

6．点検の結果は、「自転車業務日報」を定めた上で、転記する。

7．その他、繁忙期においても、前項までに示す点検等項目を確実に行うものとし、日常点検を担当する者の技術力向上のため、自転車安全整備士による点検講習を受講する。

第２５条 緊急時の対応

1．次の各号の時は、施設等運営者は、貸出を一時中止・変更又は休止するものとし、関東地方整備局に報告するものとする。貸出を一時中止・変更又は休止するときは、駐車場、ゲート及びサイクルセンター前に営業休止の掲示を行うなど公園利用者及び施設利用者に適切に告知するものとする。
1）地震、台風、大雨、大雪等悪天候または自然災害のため、走行に危険が予想されるとき。
2）事故などの不測の事態が生じたとき。
3）緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき。
4）関東地方整備局又は維持管理業務事業者の総括責任者の指示のあったとき。

2．施設等運営者は、前項の規定により自転車貸出を中止したときは、再開の前にサイクリングコースに異常のないことを確認しなければならない。

3．サイクリングコース等において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を行うものとする。

第２６条 費用負担

１．貸出に供する自転車及び一輪車の購入費用。
なお、準備する台数は施設利用者が快適に利用できる台数（最大約５万人／日が来園）とする。その際、自転車等については、原則として台数の構成（普通車５０％、子ども同乗機能つき自転車２０％、子供用自転車２０％、マウンテンバイク１０％）の比率を保つこと。台数の構成比率に関しては、施設利用の増進の観点から、施設等運営者と関東地方整備局の協議により変更可能である。
また、貸出に供する自転車は、自転車の品質を保証する公的機関の認定を受けたものでなければならない。また、購入後にＴＳマーク（財団法人日本交通管理技術協会）の取得をした自転車は、ＴＳマーク取得基準に適合しなくなった時点で新車に更新を行うものとする。なお、ＴＳマーク対象外の自転車については、購入後５年を経過した段階で随時新車に更新をするものとする。なお、タンデム車（二人乗り自転車）等の特殊自転車は、自転車の品質を保証する公的機関の認定対象外であることから、関東地方整備局の許可を得た上で購入をするものとする。
２．レンタサイクル施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等)、券売機を始めとする運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関る建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
３．その他、ヘルメット、修理に必要な備品類（タイヤチューブ等)、空気入れ等本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で必要な数を準備すること。
但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復すること。
４．前項までに記載の設備・備品に関する修理や劣化等による交換費用についても、施設等運営者の負担とする。
５．施設利用者の不適切な使用により、レンタル自転車を破損（パンクを含む）または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。
６．施設等運営者は、業務終了時には本規定書第１編第６章「財産管理」第４７条に記載のとおり、保有する自転車を次期施設等運営者に引き継ぐものとする。

第２７条 責任の範囲
１．次の各号に該当する場合は、関東地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
１）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
２）施設等運営者の過失あるいは貸出自転車の整備不良等に依らない損害。
２．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。
３．施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損

害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第２８条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

１）自転車を使用しようとするときは、あらかじめ試乗し、ハンドル・ブレーキ・その他の装置が確実に操作でき整備が良好であることを確認すること。

２）乗車中又は使用中に自転車の装置について不良箇所が発生したときは、直ちに乗車を停止すること。

３）安全運転をすること。

４）備え付けのヘルメットを着用すること。

５）乗車又は使用中に故意又は過失の有無にかかわらずその発生した傷害物件損害その他の事故による補償の請求を関東地方整備局に対して行わないこと。

６）自転車の使用を終了したときは、簡単な掃除を行い所定の場所に返還すること。

７）無謀運転、酒気帯び運転、その他施設利用者及び公園利用者等に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

８）危険箇所、不適当な場所での使用をしないこと。

９）公園利用者等の通行障害となるような行為をしないこと。

10）自転車の構造・装置等の改造及び変更をしないこと。

第３章　飲食・物販施設

第２９条 総則

施設等運営者は、飲食・物販施設の管理運営（自主事業として行う臨時の飲食・物販施設の運営を含む）に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は関東地方整備局と協議するものとする。

第３０条 施設の利用目的

飲食･物販施設は､国営武蔵丘陵森林公園において飲食及び物販サービスを提供することを、施設の利用目的とする。

第３１条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

＜飲食施設＞

施設名称	営業場所
中央レストラン※	武蔵丘陵森林公園内中央地区ゾーン
展望休憩所レストラン※	武蔵丘陵森林公園内南地区ゾーン

＜物販施設＞

施設名称	営業場所
南入口休憩所売店	武蔵丘陵森林公園内南地区ゾーン
花木園レストハウス売店(撤去予定)	武蔵丘陵森林公園内南地区ゾーン
運動広場管理棟売店	武蔵丘陵森林公園内南地区ゾーン
渓流広場売店	武蔵丘陵森林公園内中央地区ゾーン
水遊び場売店	武蔵丘陵森林公園内北地区ゾーン
南入口自転車管理棟売店	武蔵丘陵森林公園内南地区ゾーン
西入口管理棟内売店	武蔵丘陵森林公園内北地区ゾーン
西入口自転車管理棟売店	武蔵丘陵森林公園内北地区ゾーン
中央口管理棟売店	武蔵丘陵森林公園内中央地区ゾーン
植物園売店	武蔵丘陵森林公園内北地区ゾーン

※中央レストラン及び展望休憩所レストラン付帯のバーベキューコーナーの運営については、義務付けを行わない。

＜臨時施設＞

設置時期	営業場所	売店設置可能箇所数
春 (ゴールデンウィーク)		
	武蔵丘陵森林公園内中央地区ゾーン	2箇所
	武蔵丘陵森林公園内南地区ゾーン	1箇所
夏(夏休み)	武蔵丘陵森林公園内西地区ゾーン	2箇所
秋(紅葉見ナイト)	武蔵丘陵森林公園内中央地区ゾーン	2箇所
冬(早春)	武蔵丘陵森林公園内南地区ゾーン	1箇所

第３２条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、防火管理者、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、飲食施設及び物販施設の管理運営にあたらせるものとする。

第３３条 運営日時

１．施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。ただし、飲食施設については２日／月を目安として定休日の設定ができるものとするが、必ず１店舗以上は運営すること。さらに、定休日が祝日及び繁忙期にあたる場合については原則全店舗運営とする。

■飲食施設の定休日一覧

施設名称	定休日
中央レストラン	毎月２日程度
展望休憩所レストラン	毎月２日程度

■物販施設の休業期間一覧

施設名称	休業期間
南入口休憩所売店	特に設けない
花木園レストハウス売店（撤去予定）	７月、８月、３月の平日及び 12 月～２月は休業
運動広場管理棟売店	特に設けない
渓流広場売店	夏季（６月～８月）及び冬季（12 月～３月上旬）の平日は休業
水遊び場売店	12 月～２月は休業
南入口自転車管理棟売店	冬季（12 月～３月上旬）の平日は休業
西入口管理棟内売店	特に設けない
西入口自転車管理棟売店	冬季（12 月～３月上旬）の平日は休業
中央口管理棟売店	特に設けない
植物園売店	特に設けない

２．臨時施設については、関東地方整備局と協議の上、決定すること。

３．定休日以外に休業する場合や運営期間を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は関東地方整備局と事前に協議を行い、書面により提出するものとする。

４．施設等運営者は、以下の営業時間を原則とする。ただし、施設利用者へのサービス提供を安定的に行うことを前提に、施設利用者の状況に応じて営業時間の短縮又は延長する場合は、関東地方整備局と協議をすることとする。

５．行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、関東地方整備局より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

■営業時間

＜飲食施設＞

１０：３０～閉園時間１時間前（オーダーストップ営業終了３０分前）

ただし、春休み・ゴールデンウィーク・夏休み・イベント実施期間の営業時間延長の場合は、飲食施設毎に協議するものとする。

＜物販施設＞

（年間常設売店）

９：３０～閉園時間３０分前（各ゲート売店は閉園時間まで）

ただし、春休み・ゴールデンウィーク・夏休み・イベント実施期間の営業時間延長の場合は、協議するものとする。

第３４条 利用料金

１．施設利用者へ提供する商品は提案された内容とするが、販売価格は関東地方整備局長と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。なお、販売品目等は施設利用者のニーズを把握し、その見直しを図るなど、満足度の向上に努めること。見直しを行う際は、関東地方整備局と事前に協議すること。

■サービス内容等一覧

＜飲食施設＞

施設名称	現行販売品目（参考）
中央レストラン （野外炊飯施設付帯）	飲食 麺類（うどん、そば、ラーメン等）、お子様セット、ご飯類（カレーライス、カツカレー等）、パスタ類、アイスクリーム、酒類、ソフトドリンク等 バーベキュー バーベキュー用食材の提供（肉、野菜、味噌汁、ご飯等）
展望休憩所レストラン （野外炊飯施設付帯）	飲食 麺類（うどん、そば、ラーメン等、パスタ類）、ご飯類（季節弁当、カレーライス、カツカレー等）、アイスクリーム、酒類、ソフトドリンク等 バーベキュー バーベキュー用食材の提供（肉、野菜、味噌汁、ご飯等）

＜物販施設＞（参考）

①物販；飲物、パン、弁当、菓子、雑貨、玩具、氷菓、お土産、加工食品等

②飲食；焼きそば、ピラフ、おにぎり、アメリカンドッグ、アイスクリーム等

第３５条 繁忙期の対応

繁忙期の管理運営にあたっては、飲食施設の供給機能を補完し施設利用者へのサービス提供を強化するため、関東地方整備局が指定した場所及び期間に臨時売店の開設を許可するものとする。なお、開設にあたっては、事前に開設時間及び販売品目について関東地方整備局と協議し、書面により提出するものとする。

■ 臨時売店設置場所及び設置期間一覧　参考；平成 25 年度実績

施設名称	設置場所	設置期間
南口広場売店	南口	平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（通年）
渓流広場売店	渓流広場	平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（通年）
ドッグラン休憩所売店	ドッグラン休憩所	平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（通年）
OL マップ等販売所	各入園口 4 箇所	平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（通年）
GW 臨時売店(南口)	南口	平成 25 年 4 月 27 日～平成 25 年 5 月 6 日（ゴールデンウィーク）
GW 臨時売店(西サイク)	西口サイクリングセンター	平成 25 年 4 月 27 日～平成 25 年 5 月 6 日（ゴールデンウィーク）
夏休み臨時売店	水遊び場	平成 25 年 7 月 13 日～平成 25 年 9 月 23 日(夏休み)
紅葉見ナイト臨時売店①	旧彫刻広場売店	平成 25 年 11 月 1 日～平成 25 年 12 月 1 日（紅葉）
早春フェスタ臨時売店	雅の広場	平成 26 年 2 月 1 日～平成 26 年 2 月 28 日（早春）

第３６条 業務の内容

１．施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

１）飲食・物販施設の運営に関すること。
２）飲食・物販施設の維持管理に関すること。
３）飲食・物販施設利用に伴う苦情処理に関すること。
４）前各号に掲げる業務に付随するもの。

第３７条 施設・設備の維持管理

施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

１）施設に係る清掃及び塵芥処理。
２）施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
３）その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第３８条 安全衛生管理

１．衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
２．食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、関東地方整備局に提出すること。また、安全衛生管理計画書作成にあたっては、以下に示す項目のほか、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努めるものとする。
１）運営に当たる全職員を対象として、年１回の健康診断を実施し、検査の結果、異常ある者は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。
その他、下痢を起こしているなど体調不良者は出勤させてはならない。
２）消防法に基づき、消火器点検を年２回実施し、不備なものは随時取り替えること。
３）消防法に基づき、避難訓練、消火器訓練等を年２回実施すること。
３．上記法定点検等の結果については、遅滞なく関東地方整備局に報告すること。
４．飲食施設は、施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するものとする。そのため、以下の管理を実施する。
１）始業及び終業時には、ガス、電気等を使う火災につながる器具の点検を行うとともに、清掃状態や施設の不具合についても点検を行うこと。
２）毎日の始業時に、服装、髪型、アクセサリー、爪、健康状態、頭髪について点検を行い、安全衛生や施設利用者の利用満足度の向上に努めること。
３）毎日、害虫の発生状況を点検し、必要に応じ適切な害虫駆除を行うこと。
４）清掃点検項目を定めた上で、これに基づき清掃を行い、テーブルや厨房内、カウンター、排水溝、厨房機器、ごみ箱の点検を行うこと。
５）毎日、売店商品の保管状況点検を行い、賞味期限切れ製品等を供することのないよう、賞味期限、腐敗、変色、異味、異臭などを確認すること。
６）毎日、冷蔵庫、冷凍庫等の温度点検を行うこと。
７）緊急時には、緊急連絡事項の取り扱いに関する規約と緊急連絡体制に基づいて、関東地方整備局、維持管理業務事業者をはじめ、関係機関に対し迅速に連絡・対応すること。

８）納品を行う業者に対して、書面及び日常的な安全運転の指導を行うこと。

９）運営に当たる全職員を対象として、腸内細菌検査のための検便検査を年２回実施し、検査の結果、異常がある者は、二次検査で異常の有無を確認し正常であることが確認されない限り、就業を認めないこととするなど、二次感染の防止に努めること。

５．食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により関東地方整備局に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、関東地方整備局がマスコミ対応等を行うが、その際、関東地方整備局の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、関東地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。

６．食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。

第３９条 費用負担

１．飲食施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等)、運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関る建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。

２．その他、本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。

但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこと。

３．施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第４０条 責任の範囲

１．次の各号に該当する場合は、関東地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。

１）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。

２）施設等運営者の過失に依らない損害。

２．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

３．施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第４１条 施設利用上の注意

1．次の各号に該当する場合は、原則として施設の利用を禁止するものとする。

1）危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある者。

2）公園で定める制限事項に違反する者。

3）ペット等の動物。ただし、身体障害者補助犬となる盲導犬、介助犬、聴導犬については除く。

4）その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる者。

第４章　園内交通施設

第４２条 総則

施設等運営者は、園内交通施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分に確保した上で、園内交通施設の運営・運行管理について、その責任体制を明確にし、適正な運営と運行の安全を図るものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は関東地方整備局と協議するものとする。

第４３条 施設の利用目的

園内交通施設は、別図に示す所定のルートにおいて、高齢者や身体の不自由な方等公園利用者の公園内の移動を補助するための園内交通施設の運行を目的とする。（別添－４７-２「園内交通施設基本ルート図」参照）

第４４条 運営対象施設

運営対象施設の仕様は次のとおりである。

■運営対象施設一覧

施設名称	営業場所
園内交通施設（車庫、バス停留所、パークトレイン（2両編成2台））	武蔵丘陵森林公園内

※パークトレインについては、原則として上記車両を使用することとするが、施設等運営者が上記車両に替えて若しくは追加して持ち込む車両を使用することを妨げない。但し、持ち込みの車両を使用する場合は、別途関東地方整備局と協議するものとする。また、持ち込んだ車両についても本章の規定を適用するものとする。

第４５条 責任者の選任

施設等運営者は、園内交通施設の運行にあたり、施設担当責任者及び運行管理者を選任した上で、園内交通施設の運行にあたらせるものとする。

第４６条 運営日時

１．施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。ただし、以下の運休日を除くものとする。

■運休日

公園の休園日及び車輌定期点検日、荒天その他管理上の観点から適当でないと判断できる場合。

２．園内の運行は、原則として開園時間に合わせた営業時間とする。

３．繁忙日等対応、及びイベント等開催のため、運営時間を延長または変更する場合は、関東地方整備局と事前に協議を行い、書面により提出することとする。

４．行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、関東地方整備局より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第４７条 利用料金

１．施設利用者へ提供する園内交通施設の利用料金は、障害者や高齢者の園内移動施設であるため、施設利用者の負担軽減の観点から、以下に定める額を上限とするが、施設等運営者の提案により、その料金を下げる場合、関東地方整備局長と協議の上、定めるものとする。なお、消費税率が 10%に改定された場合の利用料金の上限額は、下表の括弧書きのとおりとする。

■利用料金一覧

種類	区分	利用料金	備考
一般券(1回)	大人（１５歳以上）	210 円 (●●円)	
	小人（３歳以上１５歳未満）	100 円 (●●円)	
1日フリーパス券	３歳以上	400 円 (●●円)	当日限り有効

第４８条 業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行うものとする。

１）園内交通施設の運行及び利用料金の徴収、領収書の発行に関すること

２）園内交通施設の維持管理に関すること

３）園内交通施設の安全管理に関すること

４）園内交通施設の利用に伴う苦情処理に関すること

５）前各号に掲げる業務に付随すること

第４９条 施設の運営

１．施設等運営者は、園内交通施設の運営を行うにあたり、あらかじめ定めた期間において運行ルートを変更するものとする。

２．園内交通施設の運行ルート・停留所は以下のうち、通年では「通常」コースで運行する。ただし、行催事等による運行への影響等管理上必要があるときは、運行ルート・停留所を変更することができるが、その場合、施設等運営者は、その旨を関東地方整備局に事前に届け出るものとする。

■ルート運行の期間区分

期間	期間の内容	停留所の案内表示
通常期間	臨時期間以外	
(臨時) 繁忙期間		・停留所に変更ルート表示を行う。 ・使用しない停留所は、カバーをかけた上、通常期間以外のルート運行中の掲示を行う。 ・追加が必要になる停留所は仮設とし、あわせて利用者の利便性を高めるため仮設誘導案内板を設置する。

※繁忙期間については、具体の日付について、施設等運営者から関東地方整備局へ届出を行う。

※イベント期間においては、運行コース・停留所について、施設等運営者から関東地方整備局へ届出を行う。

■運行コース・停留所

コース	停留所	コース図

南口→西口→中央口	南口→展望広場下→野草コース入口→中央橋→西口→渓流広場上→植物園前→中央口	別途提示する。
中央口→南口→西口	中央口→植物園前→渓流広場上→西口→中央橋→野草コース入口→展望広場下→南口	別途提示する。

3．運行コースにおいて、管理用園路は１５ｋｍ/ｈ以内、園路は１０ｋｍ/ｈ以内で走行する。繁忙期等施設利用者数に応じて、弾力的な変更を行い施設利用者の利便を確保しなければならない。また、行催事等に応じて運行間隔及び時刻表を変更することができるが、その場合、関東地方整備局と事前に運行間隔等について協議するものとする。また、公園の利用状況によっては、公園利用者の安全に万全を期するよう、さらに減速して運行することとする。

第５０条 施設・設備等の維持管理

1．施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に施設を良好な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

1）施設に係る清掃

2）施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理

3）その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等

第５１条 安全管理

1．衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。

2．営業開始前の準備

1）園内交通施設の安全な管理運営を行うために、施設等運営者は安全衛生管理計画書を定めて関東地方整備局に提出するものとする。なお、作成にあたっては関係法令を遵守すること。

2）施設等運営者は、園内交通施設安全衛生管理計画書に従い、管理体制の構築、業務従事者の教育、車両の点検を行うこと。

3．営業期間中の管理運営

1）施設等運営者は、園内交通施設安全衛生管理計画書に従い、利用者への指導、車両の点検、緊急時の対応、利用者への情報提供、衛生管理を行うこと。

4．営業終了後の対応

1）施設等運営者は、営業期間中の管理日誌、点検チェックシート等の記録について、営業終了の翌日から５年間保存すること。

5．運行管理者は、以下に示す点検検査等を行い、園内交通施設が正常であるか確認し、機械的な事故の防止並びに安全かつ快適な運行を図るよう努めるものとする。

1）始業終業点検。

2）身だしなみチェック。

3）清掃チェック。

4）１ケ月点検。

5）納品業者への指導管理。
6）定期点検（1年次)。
7）消防避難訓練。

6.点検検査に当たっては､次の各号に掲げる注意事項を守り安全作業に心がけることとする。ただし、毎日点検については安全作業に十分心がけ、下記にはよらない。
1）作業服及び安全帽を必ず着用すること。
2）靴は必要に応じ安全靴、又はこれと同等以上のものを着用のこと。

7．施設等運営者は点検表（または運行日誌）の様式を作成し、運行予定日には、運転者及び車掌は毎日園内交通施設の運行開始前に試運転を行うとともに､点検表(または運行日誌)により始業終業点検を行い、異常のないことを確認する。また、実施の記録を点検表（または運行日誌）に記載する。点検の上、異常が発見された場合は速やかに運行管理者に報告の上、異常の処置を行う。なお、点検項目は以下のとおりである。
1）乗降口扉に破損はないか。座席、床、ボディー等に破損はないか。
2）エンジン音に異常はないか。
3）ブレーキの効きは十分か。
4）ハンドルのあそびに異常はないか。
5）タイヤの摩耗は正常範囲か。
6）バンパー等車体に損傷はないか。
7）ミラーその他機器に異常はないか。
8）放送設備は正常に働くか。

8．身だしなみチェックリストを作成した上で、これに基づいて、当日従事する者全員を対象として、身だしなみのチェックを行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めること。

9．運転者及び車掌は、始業前に乗車する車両の清掃を行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めるものとする。また、実施の記録を点検表（または運行日誌）に記載する。

10．運行管理者は標準検査項目及び1ヶ月点検表を作成し、それに基づいて1ヶ月点検を行い安全運行に努める。また、1ヶ月点検表に実施の記録を記載する。なお、点検の上、異常が発見された場合は速やかに関東地方整備局に報告し、異常の処置を行う。

11．納品業者（修理業者含む）へ公園諸規則遵守の指導を行い、許可証の有無、許可証番号、氏名、納品経路の確認を適時行う。

12．年1回、下記検査項目に基づき検査項目1ヶ年検査表を作成の上、これにより定期検査（1年次）を行う。また、1ヶ年検査表に実施の記録を記載する。なお、点検の上、異常が発見された場合は速やかに関東地方整備局に報告し、異常の処置を行う。

■1ヶ年検査の内容一覧

検 査 項 目	検 査 内 容	備　考
構造物	1. シャーシー等のリベット､ボルトの弛み等の良否 2. 各取付部の摩耗､欠損等の有無 3. 消火器､報知機等作動の良否	
放送設備	1. 電線の腐食､支持物等の損傷の有無及び取付状態の良否	

信号･通信		
車体･搬器	1. 軸取付部の各組立ボルトの弛み及び外部の状態、異常の有無 2. タイヤの摩耗、欠損の有無、作動の良否 3. 各車軸、取付部等の給油状態の良否	
駆動装置 制御装置	1. エンジン･プラグの異常の有無 2. 各軸受組立部の摩耗及び異常の有無 3. 制御片の摩耗及び制動片と制動輪の間隔等の良否 4. 接続部の摩耗作用の良否	必要により油の取替
制御回路	1. バッテリーの接続状態、バッテリー液の状態、各端子の取付等異常の有無 2. 各計器類の作用の良否	

１３．公園利用者及び施設利用者の安全な誘導とともに迅速に消化活動が行えるよう本業務に従事するスタッフ全員を対象に年１回、消防避難訓練を行う。

１４．次の各事項に該当する場合は、設備の一部、又は全般にわたりその状態及び作用について、臨時検査を行う。

１）製作又は購入したとき。

２）一時休止後仕様を再開したとき。

３）災害その他運転事故が生じたとき。

４）重要な改造又は、修理をしたとき。

５）その他必要があるとき。

１５．次の各事項に該当する場合は、試運転を行う。

１）始業前。

２）諸点検をしたとき。

３）その他必要があるとき。

１６．第６項に規定する点検検査等の実施の記録は、１ヶ月毎に取りまとめ関東地方整備局に提出し、確認を得るものとする。

１７．施設等運営者は、前項に規定する点検検査等の記録を３年以上保存するものとする。

１８．施設等運営者は、車輌ごとに運行日誌を備え、運転回数、利用状況、天候状態その他運行管理上必要な事項を運行日誌に記載し、これを１年以上保存するものとする。

第５２条 研修

施設等運営者は、運行に従事する者に対して、当該業務遂行上必要な知識及び技能を習得させるため研修を年１回以上行うものとする。研修は次の項目について行うこと。

１）園内交通施設に関する一般知識。

２）園内交通施設の運行及び点検の方法。

３）悪天候時、地震発生時に講ずべき措置。

４）故障時に講ずべき措置。

５）人身事故発生時に必要な応急措置、救急方法等に関する知識及びその訓練。

６）緊急時における関係部署への連絡方法及びその訓練。

７）国営武蔵丘陵森林公園についての一般知識。

８）園内交通施設及びその利用者等の安全を確保するために必要な事項。

９）関係法令その他必要な事項。

第５３条 緊急時の対応

１．施設等運営者は次の各号に該当するときは運行を一時中止・変更、又は休止するものとし、関東地方整備局に報告するものとする。また、施設等運営者は、園内交通施設の運行を一時中止したときは、運転再開の前に各部の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。なお、運行の一時中止・変更又は休止する際には公園利用者及び施設利用者に的確に告知することとする。

１）地震、台風、大雨、大雪等大規模な自然災害や悪天候のため、運行に危険が予想されるとき。

２）公園利用者が多く、運行コースにおいて運行が困難と認められるとき。

３）事故又は故障等により運転不能のとき。

４）緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき。

５）その他関東地方整備局の指示があったとき。

第５４条 費用負担

１．園内交通施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等)、園内交通施設への車両（但し、施設等運営者が持ち込む車両）の導入、交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用を始めとする運営に関する設備・備品等（建物及び国所有園内交通施設の構造に関わる部分を除く）の費用、園内交通施設の安全対策に要する費用、管理区域に関る建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等)及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。

２．その他、本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。

但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。

３．施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第５５条施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

１）運転手等の安全指示に従うこと。

２）運転に支障を及ぼす恐れのある行為を行わないこと。

３）他の公園利用者及び施設利用者に迷惑を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。

４）強度の酒気を帯びていると判断できる状態で乗車しないこと。

５）子供（6 歳未満）が単独で乗車しないこと。

６）手回り品・危険物（別添４「持込み禁止物品」参照）を所持して乗車しないこと。

第５章　野外炊飯広場

第５６条 総則

野外炊飯広場の運営については義務付けを行わない。ただし、運営を行う際には施設等運営者は、野外炊飯広場の管理運営に際して、本章及び関係法令等を遵守し、利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定に記載のない事項又は本規定に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は関東地方整備局と協議するものとする。

第５７条 施設の目的

野外炊飯広場は、国営武蔵丘陵森林公園において施設利用者へのバーベキュー器具の貸出し及び食材等飲食物の提供を施設の目的とする。

第５８条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

■運営対象施設一覧

施設名称	営業場所
野外炊飯広場	武蔵丘陵森林公園内南地区ゾーン

第５９条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、野外炊飯広場の管理運営にあたらせるものとする。

第６０条 運営日時

運営日時は提案された内容とする。なお、運営日時を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は、事前に関東地方整備局と協議し、書面により提出するものとする。

＜参考＞現行の運営日時

■営業日

３月１日～１１月末日までの土、日、祝日

なお、定休日以外に休業する場合は、事前に関東地方整備局と協議するものとする。

■営業時間

１１：００～１６：００

施設の利用については事前予約制とし、１回の利用時間は４時間以内とする。

第６１条 利用料金

1．施設利用者へ提供する器具貸出品目及び価格、飲食品目は提案された内容とするが、価格は、関東地方整備局長と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。

2．施設利用者が、バーナー、木炭、すべての火気類、大型テント、タープを公園内に持ち込むことは不可とする。ただし、調理用器具類及び食材の持ち込みは可能とする。

■＜参考＞サービス内容等一覧

施設名称	販売・貸出品目（参考）
野外炊飯広場	器具貸出 鉄板、炭火焼き用バーベキューグリル、フライ返し・トングセット、包丁・まな板セット、ザル・ボールセット、折りたたみテーブル、タープ（小）、炭等 飲食提供 バーベキュー用食材（牛肉、豚肉、肉加工品、カット野菜、ライス、お新香、調味料等）、酒類、ソフトドリンク等

第６２条 業務内容

１．施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

１）利用に伴う受付・調整に関すること。

２）バーベキュー器具の貸出に関すること。

３）バーベキュー用食材の提供に関すること。

４）野外炊飯広場の利用に伴う苦情処理に関すること。

５）前各号に掲げる業務に付随するもの。

２．日常の管理上で必要があると認められたときは、野外炊飯広場の全部又は一部の利用を中止することができるものとする。

３．野外炊飯広場の利用を中止することが、施設利用者へ影響が与えると考えられる場合は、関東地方整備局と協議を行う。

第６３条 施設の運営

１．予約受付

１）施設等運営者は、野外炊飯広場の利用について、予約を受け付け、先着順で予約調整を行うこと。

２）施設等運営者は、予約受付のための専用の電話、FAX を用意すること。

２．器材貸出、食材販売

１）施設等運営者は、野外炊飯広場利用者のために、器材貸出及び食材の販売を行うこと。

２）天候の変化に対応するため、雨よけテント等を準備しておくこと。なお、テントの貸出は無償で行うものとする。

３．運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて関東地方整備局と協議すること。

４．利用制限等

１）次の各号に該当する場合は、利用を禁止するものとする。

①危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある者

②公園で定める制限事項に違反する者

③付添者を伴わない中学生未満の者

④その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる者。

第６４条 施設・設備等の維持管理

１．施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に施設を良好な状態に維

持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

1）施設に係る清掃及び塵芥処理（掃き掃除は毎日、舗装面洗浄は月１回実施）

2）施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理

3）その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等

第６５条 安全衛生管理

1．衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。

2．食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、関東地方整備局に提出すること。また、安全衛生管理計画書作成にあたっては、以下に示す項目のほか、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努めるものとする。

1）運営に当たる全職員を対象として、年１回の健康診断を実施し、検査の結果、異常ある者は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。
その他、下痢を起こしているなど体調不良者は出勤させてはならない。

2）消防法に基づき、消火器点検を年２回実施し、不備なものは随時取り替えること。

3）消防法に基づき、避難訓練、消火器訓練等を年２回実施すること。

3．上記法定点検等の結果については、遅滞なく関東地方整備局に報告すること。

4．飲食施設は、施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、業務従事者の身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するものとする。そのため、以下の管理を実施する。

1）始業及び終業時には、ガス、電気等を使う火災につながる器具の点検を行うとともに、清掃状態や施設の不具合についても点検を行うこと。

2）毎日の始業時に、服装、髪型、アクセサリー、爪、健康状態、頭髪について点検を行い、安全衛生や施設利用者の利用満足度の向上に努めること。

3）毎日、害虫の発生状況を点検し、必要に応じ適切な害虫駆除を行うこと。

4）清掃点検項目を定めた上で、これに基づき清掃を行い、テーブルや厨房内、カウンター、排水溝、厨房機器、ごみ箱の点検を行うこと。

5）毎日、売店商品の保管状況点検を行い、賞味期限切れ製品等を供することのないよう、賞味期限、腐敗、変色、異味、異臭などを確認すること。

6）毎日、冷蔵庫、冷凍庫等の温度点検を行うこと。

7）緊急時には、緊急連絡事項の取り扱いに関する規約と緊急連絡体制に基づいて、関東地方整備局、維持管理業務事業者をはじめ、関係機関に対し迅速に連絡・対応すること。

8）納品を行う業者に対して、書面及び日常的な安全運転の指導を行うこと。

9）運営に当たる全職員を対象として、腸内細菌検査のための検便検査を年２回実施し、検査の結果、異常がある者は、二次検査で異常の有無を確認し正常であることが確認されない限り、就業を認めないこととするなど、二次感染の防止に努めること。

5．食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により関東

地方整備局に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、関東地方整備局がマスコミ対応等を行うが、その際、関東地方整備局の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、関東地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。

6．食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。

第６６条 費用負担

1．野外炊飯広場運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等)、貸出に供するバーベキュー器具を始めとする運営に関する備品等(建物除く)の費用、許可区域に関る建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。

2．その他、本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。

但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復すること。

3．施設利用者の不適切な使用により、バーベキュー器具を破損等した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第６７条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

1）指定された場所以外では、バーベキューを行わないこと。また、直火での利用は行わないこと。

2）穴、溝等を勝手に掘らないこと。

3）バーベキュー終了後は、利用した場所及び器具を清掃の上、園外から持ち込んだごみについては持ち帰ること。

第６章　自動販売機

第６８条 設置箇所、販売内容・料金等

１．自動販売機での販売は、缶、ペットボトル、紙パック又は紙コップの飲料品（乳飲料を含む)、ヌードル等を想定している。

２．自動販売機で酒類の販売は行わないこと。

３．自動販売機の大きさについては、指定の範囲内に設置できるものであること。

４．施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。

５．設置箇所及び設置台数は施設等運営者の提案によるものとする。

■設置箇所一覧　参考；平成 21 年度実績

設置箇所	設置する自動販売機の種別
管理事務所	飲料（缶及びペットボトル）
南口	飲料（缶及びペットボトル）
南サイク	飲料（缶及びペットボトル）
疎林	飲料（缶及びペットボトル）
運動広場	飲料（缶及びペットボトル）
旧中央サイク	飲料（缶及びペットボトル）
渓流広場	飲料（缶及びペットボトル）
三叉路	飲料（缶及びペットボトル）
西サイク	飲料（缶及びペットボトル）
冒険コース	飲料（缶及びペットボトル）
キッズドーム	飲料（缶及びペットボトル）
水遊び場	飲料（缶及びペットボトル）
西口	飲料（缶及びペットボトル）
植物園	飲料（缶及びペットボトル）
中央口	飲料（缶及びペットボトル）
北休憩所	飲料（缶及びペットボトル）
北口	飲料（缶及びペットボトル）
ドッグラン	飲料（缶及びペットボトル）
花木園	飲料（缶及びペットボトル）
展望広場休憩所	飲料（缶及びペットボトル）
南口休憩所	飲料（缶及びペットボトル）
中央レストラン	飲料（缶及びペットボトル）

第６９条 費用負担

１．自動販売機運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等等)、自動販売機の購入、設置、機械の交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用、自動販売機に装着する漏電・漏水等安全対策に要する費用、その他運営に関する備品等（建物除く）の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。

２．自動販売機の商品の補充、売上金回収等に要する経費、自動販売機周辺に設置する回収ボックスの設置及び空き容器回収に要する費用は、施設等運営者の負担とする。

その他園内のごみ箱についても、空き容器等の発生量に応じて、維持管理業務受託者との間で、応分の費用負担を行う。その際、事前に関東地方整備局と協議の上、費用分担ルール及び費用分担結果の関東地方整備局との確認方法について協議し、決定すること。なお、費用分担の確認方法に基づき、関東地方整備局及び維持管理業務受託者と確認を行った上

で、費用分担を行うこと。

3．自動販売機の設置に伴う電気・排水工事の追加工事を必要とする場合はそれに要する経費は、施設等運営者の負担とする。

4．その他、本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。

但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。

5．施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第７０条 自動販売機の維持管理

1．商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、施設等運営者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

2．自動販売機に併設して、原則として自動販売機１台に１個の割合で、選別回収タイプの回収ボックスを設置するとともに、施設等運営者の責任で適切に空き容器を回収・処分すること。

3．自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。

4．自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで「安全設置」すること。

第７１条 責任者の選任

施設等運営者は、担当責任者を選任した上で、自動販売機の管理運営にあたらせるものとする。

第７２条 その他留意事項

1．自動販売機の設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行うこと。

2．自動販売機の設置にあたっては、事前に関東地方整備局と協議し、必要な手続きを実施したうえで設置すること。

3．販売商品等については事前に関東地方整備局と協議し、決定すること。

4．自動販売機を第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。

5．販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、関東地方整備局の指示に従うこと。

第７章　コインロッカー

第７３条 設置箇所等

１．施設等運営者は、コインロッカーを下記の箇所に設置し、管理すること。

■運営対象施設一覧

施設名称	コインロッカー
運動広場休憩所	6 台
水遊び場休憩所	5 台

※1 台あたり 10 口

２．施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。

３．利用料金は、関東地方整備局長と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。

■＜参考＞現行利用料金一覧

施設名称	利用料金	備考
コインロッカー	100 円	1 回、1 日

第７４条 費用の負担

１．コインロッカー運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等)、コインロッカーの購入、設置、交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用、コインロッカーの安全対策に要する費用、その他運営に関する備品等（建物除く）の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。

２．コインロッカーの売上金回収等に要する経費は、施設等運営者の負担とする。

３．その他、本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。

但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。

４．施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第７５条 コインロッカーの維持管理

１．商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、施設等運営者が行うこと。

２．コインロッカーの清掃を実施するとともに、衛生管理については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。

３．コインロッカーを設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで「安全設置」す

ること。

第７６条 担当責任者の選任

施設等運営者は、担当責任者を選任した上で、コインロッカーの運営管理にあたらせるものとする。

第７７条 その他留意事項

１．コインロッカーの設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行うこと。
２．コインロッカーの設置にあたっては、事前に関東地方整備局と協議し、必要な手続きを実施したうえで設置すること。
３．コインロッカーを第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。
４．忘れ物等残存物の発見をしたときは、所定の手続きを行い、できる限りの便宜をはかること。

第８章　公衆電話

第７６条 管理箇所

施設等運営者は、下記の箇所に設置してある公衆電話以外を新たに設置する場合は、本章の規定に基づいて管理すること。

■現設置公衆電話一覧（別紙－４６「公衆電話」参照）

施設名称
南口（１台）
西口（１台）
北口（１台）

第７７条 通話料金の集金及び納付

施設等運営者は、毎月１回公衆電話の料金を集金し、金額を確認した上で所定の納付書により、指定金融機関等で納入すること。なお、回収時には、硬貨回収用の袋を用意し、必ず２名で行うこと。

納入後は、領収書を整理・保管すること。

第７８条 費用の負担

１．公衆電話運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等)、公衆電話の設置、交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用、公衆電話の安全対策に要する費用、その他運営に関する備品等（建物除く）の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。

２．通話料金の集金及び納付に要する経費は、施設等運営者の負担とする。

３．その他、本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。

但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。

４．施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第９章　自主事業における行催事等

第７９条 自主事業における行催事等

１．施設等運営者は、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により、自主事業（広報も含む）を行うことが出来る。

２．行催事を開催する場合は、本公園の利用増につながる各種行催事の主催、共催等も可能とする。

３．自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため事業者は、事前に調査職員と協議を行うこと。

４．調査職員と事業者は、本公園の利用促進等のために自主事業の実施について協議すること。

５．事業者は、自主事業による公園施設の利用が他の公園利用者による利用や安全に支障が生じないよう、十分に調整を図って対応すること。

６．事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第５条、第６条又は 12 条に基づく許可を得る必要がある場合、開園時間の延長を伴うものは２ヶ月前、伴わないものは１ヶ月前を目安に関係者と調整を行い、準備作業開始の１週間前までには申請書を関東地方整備局に提出して許可を受けなければならない。

７．事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。

８．事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令第 20 条に基づく都市公園法第５条又は第６条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用（水道、電気料金を含む）を負担するものとする。

９．事業者は、自主事業の実施にあたり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。

１）事業者は、事前に関東地方整備局長の承諾を得た上で、自主事業の実施場所及び各ゲートに協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示。）。この場合、埼玉県の屋外広告物に関する規制等、関係法令等を遵守すること。なお、協賛企業の名称、ロゴマーク又はブランド名称等は表示できるが、商品の名称等は一切表示出来ない。

２）事業者は、事前に発注者の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。

３）事業者は、事前に発注者の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。

１０．事業者は、調査職員が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じなければならない。

別紙１１

従来の実施状況に関する情報の開示

１　従来の実施に要した経費　（単位：千円）

			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	人件費	常勤職員			
		非常勤職員			
	物件費				
	委託費等	委託費定額部分	631,014	407,610	407,610
		成果報酬等			
		旅費その他			
計（ａ）					
参考値（ｂ）	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
（ａ）＋（ｂ）					

（注意事項）
委託費定額部分の内訳は以下のとおりである。

（単位：千円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
植物管理	148,601	96,771	96,771
建物管理	30,360	6,852	6,852
工作物管理	54,504	19,621	19,621
清掃	50,867	44,701	44,701
運営管理	86,696	79,560	79,560
公園管理	164,826	105,503	105,503
一般管理費	54,604	35,192	35,192
消費税	30,076	19,410	19,410
小計	631,614	407,610	407,610

２　従来の実施に要した人員　（単位：人）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0

（平成 27 年度の業務従事者に求められる知識・経験等）

１．知識、経験に関する要件

同種、類似業務の実務経験

２．技術力に関する要件

〇植物管理業務

・1級造園施工管理技士

（過去の業務従事者に求められる知識・経験等）

・入札の対象となる業務は全て外部委託として実施していた。業務実施の際、従事者に求められる知識・経験等は以下の通りであった。（平成24年）

１．知識、経験に関する要件

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>①本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の業務責任者(総括責任者)</td><td>②企画運営管理業務の業務責任者</td><td>③施設・設備維持管理業務の業務責任者</td><td>④植物管理業務の業務責任者</td><td>⑤収益施設等運営業務の業務責任者</td></tr>
<tr><td rowspan="5">業務の経験</td><td colspan="6">下記に示す同種又は類似業務の経験を有すること</td></tr>
<tr><td rowspan="3">同種業務の経験</td><td>下記の1)～2)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する計画立案及びマネジメント業務の実績を有し、かつ、下記のｱ)～ｳ)のいずれかの経験を有すること</td><td>下記の1)～2)のいずれかを対象とした企画運営管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のI)またはｵ)のいずれかの経験を有すること</td><td>下記の1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のI)またはｵ)のいずれかの経験を有すること</td><td>下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のI)またはｵ)のいずれかの経験を有すること</td><td>下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設等運営業務に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、下記のI)またはｵ)のいずれかの経験を有すること</td></tr>
<tr><td colspan="5">1)都市公園の種別として、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園)
2)レクリエーション施設または観光・商業施設で、花や遊具等を含む2ha以上の園地管理を行っている施設
平成13年度以降に完了した延べ12ヶ月以上の業務または、申請書類提出時において延べ12ヶ月継続する予定の業務において実績を有していること。</td></tr>
<tr><td>ｱ)延べ2年以上の総括責任者の経験
ｲ)延べ3年以上の業務責任者の経験
ｳ)総括責任者または業務責任者の経験を有し、かつ技術士(建設部門:都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有する者</td><td colspan="4">I)延べ2年以上の業務責任者の経験
ｵ)延べ3年以上の業務経験</td></tr>
<tr><td rowspan="3">類似業務の経験</td><td>下記の3)～4)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する計画立案及びマネジメント業務の実績を有し、かつ、下記のｱ)～ｳ)のいずれかの経験を有すること</td><td>下記の3)～4)のいずれかを対象とした企画運営管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のI)またはｵ)のいずれかの経験を有すること</td><td>下記の3)～4)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のI)またはｵ)のいずれかの経験を有すること</td><td>下記の3)～4)のいずれかを対象とした植物管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のI)またはｵ)のいずれかの経験を有すること</td><td>下記の3)～4)のいずれかを対象とした収益施設等運営業務に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、下記のI)またはｵ)のいずれかの経験を有すること</td></tr>
<tr><td colspan="5">3)都市公園の種別として、地区公園又は特殊公園
4)レクリエーション施設または観光・商業施設で、花を含む園地管理を行っている施設
平成13年度以降に完了した延べ12ヶ月以上の業務または、申請書類提出時において延べ12ヶ月継続する予定の業務において実績を有していること。</td></tr>
<tr><td>ｱ)延べ3年以上の総括責任者の経験
ｲ)延べ4年以上の業務責任者の経験
ｳ)延べ1年以上の総括責任者または延べ2年以上の業務責任者の経験を有し、かつ技術士(建設部門:都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有する者</td><td colspan="4">I)延べ3年以上の業務責任者の経験
ｵ)延べ4年以上の業務経験</td></tr>
<tr><td colspan="2">資格</td><td></td><td></td><td></td><td>1級造園施工管理技士</td><td></td></tr>
</table>

２．技術力に関する要件

・1級造園施工管理技士　1名以上

（業務の繁閑の状況とその対応）

なし

（注記事項）

- 運営維持管理業務の人員のみ（収益施設はのぞく）
- 平成 23 年度では委託企業の職員 21 名、非常勤 2 名、臨時職員 13 名、平成 24 年度～平成 25 年度では委託企業の職員 21 名、非常勤 2 名、臨時職員 16 名、アルバイト 2 名が従事していた。
- 従事者に求める知識や技術は、平成 24 年時の資格要件である。

３　従来の実施に要した施設及び設備（委託事業者に対して供与した施設・設備）
・　主要公園施設一覧(別紙－1)及び主要建築物一覧(別紙－2)、提供物品一覧(別紙－20) 及び建物・工作物に係る修繕履歴（修繕箇所、費用等）（別紙－36）を参照
（注記事項） ・　運営維持管理業務の費用のみ(収益施設等監理運営業務に係る施設･設備はのぞく)。

４　従来の実施における目的の達成の程度

■年間指標

		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績
年間公園利用者数※1　（人）（うち、３ＤＡＹマーチ）			824､195 人 (28, 141)		837, 825 人 (77, 560)		845, 202 人 (49, 186)
「非常に満足」または「満足」の回答比率　（%）	公園の運営「満足」※2		52. 7%		59. 3%		49. 6%
	都市緑化植物園「非常に満足」※3		41. 2%		39. 9%		39. 5%
	収益施設「非常に満足」※4		41. 5%		44. 4%		43. 6%
マスコミによる報道件数※5　（件）					425 件		757 件
ホームページの総アクセス件数　（件）			949, 087 件		1, 077, 722 件		1, 250, 581 件
利用プログラムの開催（開催回数及び延べ参加人数）					174 回		134 回
					9, 108 人		6, 492 人

■四半期指標

		平成 23 年度							
		4～6 月		7～9 月		10～12 月		1～3 月	
		目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績
年間公園利用者数※1（人）（うち、３ＤＡＹマーチ）			293, 010		157, 781		286, 989 (28, 141)		86,415
「非常に満足」または「満足」の回答比率（%）	公園の運営「満足」※2		52. 6%		51. 3%		53. 4%		53. 1%
	都市緑化植物園「非常に満足」※3		53. 2%		31. 2%		41. 7%		34. 5%
	収益施設「非常に満足」※4		40. 4%		44. 0%		40. 3%		41. 8%
		平成 24 年度							
		4～6 月		7～9 月		10～12 月		1～3 月	
		目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績
年間公園利用者数※1（人）（うち、３ＤＡＹマーチ）			273, 130		144, 384		302, 709 (77, 560)		117, 602
「非常に満足」または「満足」の回答比率（%）	公園の運営「満足」※2		60. 4%		56. 9%		60. 2%		59. 4%
	都市緑化植物園「非常に満足」※3		43. 3%		43. 6%		40. 8%		23. 3%
	収益施設「非常に満足」※4		45. 4%		42. 6%		46. 2%		42. 0%
		平成 25 年度							
		4～6 月		7～9 月		10～12 月		1～3 月	
		目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績
年間公園利用者数※1（人）（うち、３ＤＡＹマーチ）			338, 709		152, 470		262, 455 (49, 186)		91, 568
「非常に満足」または「満足」の回答比率（%）	公園の運営「満足」※2		49. 6%		46. 8%		51. 7%		50. 0%
	都市緑化植物園「非常に満足」※3		41. 1%		45. 6%		30. 3%		46. 6%
	収益施設「非常に満足」※4		46. 3%		44. 4%		39. 4%		42. 9%

（注記事項）

1．（指標の意義、選定根拠）

運営管理の基本方針に基づいた公園の管理運営による効果を客観的に評価するための指標。

運営管理の重点事項を選定している。

2．（目標値・計画値の設定根拠）

現在は設定しない。

3．（実績の計算・把握の方法）

実施要項1.3.4.モニタリング方法による。

受託者からの管理月報及び公園の利用に関するアンケート調査より。

4．表中の注記は以下のとおり。

※１；公園利用者数の集計方法は、別紙－13 による。

※２；年間及び四半期毎の「公園の利用に関するアンケート調査」(別紙－１４)のQ11 で公園の環境質及び収益施設に関する項目を除く関東地方整備局が指定する設問。
具体的には、「⑥小さな子供連れ利用への配慮の良さ」、「⑦公園内の清潔さ、清掃状態の良さ」、「⑨スタッフの対応・サービスの良さ」の回答者のうち、「満足」とした人の割合の平均値。

※３；年間及び四半期毎の都市緑化植物園での「公園の利用に関するアンケート調査」のＱ７の回答者のうち、「非常に満足」とした人の割合。

※４；年間及び四半期毎のレストラン、サイクルセンターの 2 種の収益施設での「公園の利用に関するアンケート調査」のＱ７の回答者のうち、「非常に満足」とした人の割合の平均値。

※５；マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。
委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による広報はカウントできるものとする。
・テレビ（NHK・民放）・ラジオ（AM、FM）の放送件数で、１番組につき１カウントとする。
・財団法人日本新聞協会加盟の新聞・販売や配布エリアが滑川町及び熊谷市域を超える範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については１紙／回につき１カウントとし、雑誌・情報誌については、１冊／回につき１カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。

５　従来の実施方法等
従来の実施方法 ・業務区分表参照
（事業の目的を達成する観点から重視している事項） ・公園特性を生かした植物管理、多様な利用プログラムの提供、情報の受発信の充実を一元的に検討し、利用者数及び満足度の向上を目標としている。
（注記事項） ・公園利用者アンケート(別紙－14)、公園利用者数（団体、パスポート含む）(別紙－13)、イベント実績(別紙－15)、広報・報道実績(別紙－16)、ホームページアクセス件数(別紙－17)

【業務区分表】

	業務内容	業務細目	現状(24-26 年度)			民間競争入札(27 年度以降)			備考
			国土交通省	A(受託者)	A 以外の業者	国土交通省	B(受託者)	B 以外の業者	(作業時期・頻度・条件等)
国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務	①マネジメント及び企画立案業務	マネジメント		○			○		通年
		企画運営管理		○			○		通年
	②施設・設備維持管理業務	維持修繕・保守点検等		○			○		通年
		清掃		○			○		通年
	③植物管理業務	植物管理		○			○		通年
	④収益施設等運営業務	収益施設運営		○			○		通年
		自主事業		○			○		通年

別紙１２

精算報告書

【H23】

精算報告書

【国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務】　　（単位：円）

項	目	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (C)=(A)−(B)	増減率 (D)=(C)／(A)
植物管理		127,972,000	148,601,431	▲ 20,629,431	
建物管理		28,722,000	30,360,771	▲ 1,638,771	
工作物管理		46,691,000	54,504,134	▲ 7,813,134	
清掃		44,985,000	50,867,740	▲ 5,882,740	
諸掛		113,534,000	97,200,163	16,333,837	
	利用者指導	78,216,000	62,533,435	15,682,565	
	自動車維持	4,318,000	4,777,258	▲ 459,258	
	広報宣伝	31,000,000	29,889,470	1,110,530	
運営管理		186,696,000	164,826,254	21,869,746	
	人件費	168,688,000	152,102,188	16,585,812	
	旅費	811,000	459,102	351,898	
	庁費	17,197,000	12,264,964	4,932,036	
小計		548,600,000	546,360,493	2,239,507	
一般管理費		54,828,572	54,604,749	223,823	
消費税		30,171,428	30,048,262	123,166	
合計		633,600,000	631,013,504	2,586,496	

【H24】

精算報告書

【H24-H26 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務】　（単位:円）

経費区分	予定経費(A)	支出額(B)	過不足額 (A)－(B)	摘要
直 接 経 費				
植物管理	27,633,423	30,391,135	−2,757,712	
林 地 管 理	17,565,080	20,015,326	−2,450,246	
草 地 管 理	19,698,700	25,171,106	−5,472,406	
草 花 管 理	31,873,520	35,803,157	−3,929,637	
建 物 管 理	6,852,000	4,417,098	2,434,902	
工作物管理	19,621,000	12,624,214	6,996,786	
清掃　運営	44,703,000	46,064,296	−1,361,296	
管理　公園	79,560,577	93,468,800	−13,908,223	
管理	105,500,300	142,110,193	−36,609,893	
	353,007,600	410,065,325	−57,057,725	
	35,192,400	35,863,357	−670,957	
合計	407,610,000	468,225,116	−60,615,116	

【H25】

精算報告書

【H24-H26 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務】　（単位:円）

精算報告書

平成25年度　国営武蔵丘陵森林公園　（単位:円）

経費区分	予定経費(A)	支出額(B)	過不足額 (A)－(B)	実行比率 (B)/(A)
直接経費				
植物管理、林地管理 草地管理、草花管理	96,770,723	92,304,137	4,466,586	95.4%
建物管理	6,852,000	5,340,249	1,511,751	77.9%
工作物管理	19,621,000	22,485,462	-2,864,462	114.6%
清掃	44,700,767	47,397,113	-2,696,346	106.0%
運営管理	79,560,577	86,427,558	-6,866,981	108.6%
公園管理	105,502,533	129,047,429	-23,544,896	122.3%
直接業務費計	353,007,600	383,001,948	-29,994,348	108.5%
一般管理費等	35,192,400	36,037,886	-845,486	
消費税相当額	19,410,000	20,951,991	-1,541,991	
業務費計	407,610,000	439,991,825	-32,381,825	107.9%
				過不足額(公園管理及一般管理費) -24,390,382

別紙１３

公園利用者数（団体・パスポート含む）

【H23】

入園者数(人)		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	累計
有料	南口	22,401	22,432	8,731	8,456	7,223	11,230	15,201	27,932	5,456	3,802	12,980	14,449	160,293
	中央口	16,559	19,922	7,392	7,795	8,083	11,624	14,150	52,928	10,799	4,118	4,660	8,705	166,735
	西口	18,145	25,560	9,839	14,574	24,438	16,460	16,216	16,388	3,860	4,181	3,536	8,842	162,039
	北口	1,626	2,155	948	385	557	1,540	1,492	1,351	723	579	638	1,060	13,054
有料 計		**58,731**	**70,069**	**26,910**	**31,210**	**40,301**	**40,854**	**47,059**	**98,599**	**20,838**	**12,680**	**21,814**	**33,056**	**502,121**
無料		48,013	81,851	7,436	13,002	17,245	15,169	37,509	48,557	6,286	4,108	4,860	9,897	293,933
(うち 3DAY マーチ) (うち身障者)		1,710	1,439	858	894	811	1,117	1,513	28,141 2,262	728	531	653	1,168	28,141 13,684
合計		**106744**	**151920**	**34346**	**44212**	**57546**	**56023**	**84568**	**175297**	**27124**	**16788**	**26674**	**42953**	**824195**
有料内訳														
	一般大人	34,635	39,139	13,277	17,866	23,548	23,736	25,501	55,785	12,176	6,993	8,117	18,199	278,972
	一般小人	12,403	11,337	3,824	5,850	11,187	8,262	7,886	14,686	3,123	2,466	2,129	5,941	89,094
	一般シルバー	5,366	4,642	1,707	2,808	2,284	2,201	3,558	9,829	1,676	688	1,746	4,925	41,430
	団体大人	1,537	5,747	2,284	1,642	705	2,026	1,939	7,655	2,164	844	6,733	1,129	34,405
	団体小人	2,928	7,120	4,231	1,028	1,447	2,956	6,209	7,153	421	460	1,535	843	36,331
	団体シルバー	6	413	101	448	23	321	214	1,283	123	53	188	278	3,451
	パスポート大人	1,166	1,076	985	1,049	725	914	1,123	1,385	801	785	867	1,137	12,013
	パスポート小人	62	32	29	45	20	30	48	39	21	33	32	30	421
	パスポートシルバー	628	563	472	474	362	408	581	784	333	358	467	574	6,004

【H24】

入園者数(人)		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	累計
有料	南口	21,100	22,370	8,401	7,296	6,956	6,939	14,776	25,112	4,605	5,116	14,567	19,646	156,884
	中央口	16,523	17,483	8,922	7,165	7,612	7,888	15,154	39,796	17,142	4,445	5,619	12,445	160,194
	西口	19,450	24,751	12,891	13,027	25,389	13,532	18,132	13,635	3,315	5,440	5,136	12,486	167,184
	北口	1,717	2,271	655	600	496	792	1,558	1,235	456	599	633	972	11,984
有料 計		**58,790**	**66,875**	**30,869**	**28,088**	**40,453**	**29,151**	**49,620**	**79,778**	**25,518**	**15,600**	**25,955**	**45,549**	**496,246**
無料		53,075	51,099	12,422	12,459	21,220	13,013	32,437	107,219	8,137	5,416	7,273	17,809	341,579
(うち3DAYマーチ)									77,560					77,560
(うち身障者)		1,457	1,529	964	812	866	737	1,355	1,935	706	572	744	1,646	13,323
合計		**111,865**	**117,974**	**43,291**	**40,547**	**61,673**	**42,164**	**82,057**	**186,997**	**33,655**	**21,016**	**33,228**	**63,358**	**837,825**
	一般大人	34,358	39,237	16,994	16,209	23,353	16,315	.25,894	43,833	16,238	8,403	9,981	25,350	276,165
	一般小人	13,040	7,955	4,619	5,146	10,392	5,028	7,887	11,132	4,124	2,674	2,906	7,602	82,505
	一般シルバー	5,799	4,586	3,059	2,785	2,258	1,782	4,856	8,293	2,096	918	2,505	6,681	45,618
	団体大人	1,263	7,544	1,596	1,062	1,145	2,323	1,762	7,462	1,003	1,541	6,647	2,067	35,415
	団体小人	2,341	5,688	2,993	663	2,048	2,290	6,844	6,199	527	465	1,699	1,073	32,830
	団体シルバー	113	170	112	878	11	85	507	826	72	59	437	362	3,632
	パスポート大人	1,153	1,082.	984	768	790	789	1,084	1,274	944	963	1,089	1,510	12,430
	パスポート小人	66	27	33	36	39	24	30	76	55	49	56	40	531
	パスポートシルバー	657	586	479	541	417	515	756	683	459	528	635	864	7,120

【H25】

入園者数(人)		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	累計
有料	南口	16,514	23,678	9,051	7,393	6,088	10,033	9,651	29,946	5,270	5,796	8,027	16,256	147,703
	中央口	16,083	20,032	9,492	5,835	6,642	10,591	9,641	39,776	14,062	5,327	2,089	10,728	150,298
	西口	18,600	31,894	15,575	13,599	22,556	16,433	10,802	15,926	5,954	5,692	1,184	13,043	171,258
	北口	1,395	2,482	681	420	419	1,334	1,040	1,496	623	691	183	949	11,713
有料 計		**52,592**	**78,086**	**34,799**	**27,247**	**35,705**	**38,391**	**31,134**	**87,144**	**25,909**	**17,506**	**11,483**	**40,976**	**480,972**
無料		53,464	105,501	14,267	13,362	21,677	16,088	35,577	72,732	9,959	5,686	2,035	13,882	364,230
(うち3DAYマーチ)									49,186					49,186
(うち身障者)		1,486	2,039	1,166	822	932	972	1,141	1,992	881	550	316	1,222	13,519
合計		**106,056**	**183,587**	**49,066**	**40,609**	**57,382**	**54,479**	**66,711**	**159,876**	**35,868**	**23,192**	**13,518**	**54,858**	**845,202**
	一般大人	28,461	45,238	20,311	15,440	20,496	22,474	15,535	46,085	15,836	9,053	2,955	22,115	263,999
	一般小人	11,844	11,263	6,152	4,554	9,129	7,718	4,849	10,784	4,904	3,111	558	7,085	81,951
	一般シルバー	5,391	6,121	3,130	2,937	2,274	2,626	2,793	10,230	2,267	1,295	1,189	6,124	46,377
	団体大人	2,017	7,129	1,482	1,193	998	1,511	1,273	8,598	626	1,623	4,842	2,309	33,601
	団体小人	2,291	5,315	1,487	995	1,261	2,159	4,924	8,105	521	785	822	826	29,491
	団体シルバー	331	483	214	371	40	160	207	704	90	87	191	441	3,319
	パスポート大人	1,311	1,545	1,173	975	908	1,034	879	1,423	1,000	899	509	1,116	12,772
	パスポート小人	116	89	156	109	156	135	98	247	145	46	34	149	1,480
	パスポートシルバー	830	903	694	673	443	574	576	968	520	607	383	811	7,982

＊公園利用者数カウント方法

開園状況	カウント方法
通常開園日	自動改札機の券売数。 障害者の場合は改札口の係りがカウンターで集計。
入園無料日	改札口の係りが利用者別にカウンターで集計。

別紙１４

3月　　日　南・中央・西口　No.

国営武蔵丘陵森林公園 公園の利用に関するアンケート調査票

今後のより良い公園づくりに反映するためのアンケート調査にご協力をお願いします。

今回の調査で知り得た個人情報等は、調査の目的以外には使用いたしません。回答いただいた調査票やデータについても適切に処分・管理し、調査の目的以外に利用することはありません。

国営武蔵丘陵森林公園出張所

Q１．あなたのお住まいを教えてください(ご記入下さい)。

都・県	市・区・郡	区・町・村

Q２．あなたの性別を教えてください(該当するものに○をつけて下さい)。

1．男性　　2．女性

Q３．あなたの年齢を教えてください(該当するものに○をつけて下さい)。

1．小学生　2．中学生　3．15～18 歳　4．19～29 歳　5．30～39歳
6．40～49歳　7．50～59 歳　8．60～64 歳　9．65～69 歳　10．70 歳以上

Q４．本日はどなたと来園されましたか(該当するものに○をつけて下さい)。

1，一人　2．友人・知人　3．カップル　4．ご夫婦　5．ご家族
6．学校の団体　7．地域の団体　8．職場の団体　9．その他(　　)

Q５．主に利用した交通機関を教えてください(該当するものに○をつけて下さい)。

1．鉄道　2．路線バス　3．貸切バス　4．自家用車　5．バイク
6．自転車　7．タクシー　8．徒歩　9．その他(　　)

Q６．ご来園までの所要時間を教えてください(該当するものに○をつけて下さい)。

1．30分以内　2．30分～1時間　3．1～1.5時間　4．1.5～2時間　5．2 時間以上

Q７．公園の滞在時間(滞在予定時間)を教えてください(該当するものに○をつけて下さい)。

1．0～1 時間　2．1～2 時間　3．2～3 時間　4．3～4 時間　5．4～5 時間
6．5～6 時間　7．6～7 時間　8．7～8 時間　9．8～9 時間　10．9 時間以上

Q８．この公園には度々いらっしゃいますか(該当するものに○をつけて下さい)。

1．ほぼ毎日　2.週に2～3 回程度　3.週に1 回程度　4．月に2～3 回程度　5．月に1 回程度
6．年に数回(だいたい 回)　7．年に1 回程度　8．数年に1 回程度　9．今回がはじめて

Q９．今日、この公園に来たきっかけを教えてください(３つまで選んで○をつけて下さい)。

1．イベントをやっているから　2．景色がいいから　3．料金が安いから
4．広々としているから　5．花がきれいだから　6．一日中遊べるから
7．バーベキューができるから　8．近くに来たから　9．友人・家族に誘われたから
10．子供を安心して遊ばせられるから　11．楽しい遊具があるから　12．スポーツができるから
13．自然観察ができるから　14．サイクリングができるから
15．ドッグランがあるから　16．その他(　　)

Q10-1．この公園に満足されましたか(該当するものに○をつけて下さい)。

1．非常に満足　2．まあまあ満足　3．やや不満　4．非常に不満

Q10-2．入園された際に支払った料金タイプを教えて下さい(該当するものに○をつけて下さい)。

【料金タイプ】	1．一般料金(大人400 円、小人80 円、65 歳以上200 円) 2．団体料金(大人280 円、小人50 円、65 歳以上200 円) 3．年間ﾊﾟｽﾎﾟｰﾄ：大人4,000 円、小人800 円、65 歳以上2,000 円 4．無料(入園料免除)

Q10-3．入園料は満足いく金額でしたか。
(該当するものに○をつけて下さい。不満の場合は納得できる金額をご記入下さい)

入園料に対して　1．満足　．2 不満（　　円くらいならば納得)

裏面にもお答えください。

Q11．この公園を利用される前の期待の程度と利用された後の感想(満足度)をお尋ねします。(該当するものに○をつけて下さい)

期待度・満足度 / 項目	来園前の期待				利用後の感想(満足度)			
	大いに期待した	少し期待した	あまり期待しなかった	期待しなかった	満足だった	まあまあ満足だった	やや不満だった	非常に不満だった
①自然や緑の豊かさ	4	3	2	1	4	3	2	1
②芝生や樹木の手入れの良さ	4	3	2	1	4	3	2	1
③季節を彩る花の演出、手入れの良さ	4	3	2	1	4	3	2	1
④子供の遊び場としての安心感、安全性	4	3	2	1	4	3	2	1
⑤高齢者・障害者の利用への配慮の良さ	4	3	2	1	4	3	2	1
⑥小さな子供連れ利用への配慮の良さ	4	3	2	1	4	3	2	1
⑦公園内の清潔さ、清掃状態の良さ	4	3	2	1	4	3	2	1
⑧イベントの楽しさ	4	3	2	1	4	3	2	1
⑨スタッフの対応・サービスの良さ	4	3	2	1	4	3	2	1
⑩レストラン・売店の良さ	4	3	2	1	4	3	2	1
⑪全般的な管理の状態の良さ	4	3	2	1	4	3	2	1

Q12-1．今日、この公園でご利用になった施設は何ですか。またその施設を利用して満足できましたか(利用した全ての施設を対象に、満足、不満いずれかに○をつけてください)。

1.花木園（満足、不満）	10.水遊び場（満足、不満）	19.レストラン・売店（満足、不満）
2.展望広場（満足、不満）	11.野外炊飯広場（満足、不満）	20.ぽんぽこマウンテン(満足、不満）
3.野草コース（満足、不満）	12 渓流広場（満足、不満）	21. むさしキッズドーム(満足、不満）
4.運動広場（満足、不満）	13.彫刻広場（満足、不満）	22 南口広場（満足、不満）
5.ふれあい広場（満足、不満）	14.都市緑化植物園（満足、不満）	23.中央口広場（満足、不満）
6.運動広場 花畑（満足、不満）	15.ドッグラン（満足、不満）	24.西口ひろば（満足、不満）
7.公園・庭園樹見本園（満足、不満）	16.サイクリングコース(満足、不満）	25.パークトレイン（満足、不満）
8.疎林地帯（満足、不満）	17.マラソンコース（満足、不満）	26.その他（ ）(満足、不満）
9.冒険コース（満足、不満）	18.クロスカントリーコース(満足、不満）	

Q12-2．不満だった施設について、その理由を教えて下さい。

施設番号		理由	

Q13．園内が混雑していてご不満だったことがありますか(該当するものに○をつけて下さい)。

1.トイレ(混雑して待たされた)　2.駐車場(混雑して待たされた)　3.遊具(混雑して利用できなかった)
4.レストラン・売店(混雑して利用できなかった、待たされた)　5.サイクルセンター(混雑して利用できなかった)
6.その他(対象施設：　どんなこと：　)
7.特になし(混雑していなかった、不満には思わなかった)　8.パークトレイン(混雑して利用できなかった、待たされた)

Q14-1．梅林のウメは観賞されましたか(該当するものに○をつけて下さい)。

1 観賞した　2 観賞していない・知らない

Q14-2．梅林のウメを観賞された方にお聞きします。満足されましたか。(該当するものに○をつけて下さい。不満の場合はその理由もご記入ください)。

1.非常に満足　2.まあまあ満足　3 やや不満　4 非常に不満
※やや不満、非常に不満の理由(　)

Q15．今回来園にあたって、公園の情報を何でお知りになりましたか(3つまで選んで○をつけて下さい)。

1.新聞記事　2.テレビ　3.ラジオ　4.雑誌・情報誌(雑誌：　)
5.チラシ　6.ポスター　7.公園ホームページ　8.公園メールマガジン
9.道路の看板　10.駅の看板・情報板　11.市町村の広報誌
12.知人に聞いて　13.キャンペーン(会場名　)　14.その他(　)

Q16．この公園へまた来たいと思いますか(該当するものに○をつけて下さい)。

1.定期的に来たい　2.たまには来たい　3.イベント等があれば来たい
4.ついでの機会があれば来たい　5.もう来たくない

Q17．公園を利用されて、お気づきの点がありましたらご記入ください。(要望等のご意見は、出来るだけ場所なども具体的にご記入いただければ幸いです。)

ご協力ありがとうございました。

3月　　日　中央レストラン　No.

国営武蔵丘陵森林公園　レストランに関するアンケート調査票

今後のより良い公園づくりに反映するためのアンケート調査にご協力をお願いします。

今回の調査で知り得た個人情報等は、調査の目的以外には使用いたしません。回答いただいた調査票やデータについても適切に処分・管理し、調査の目的以外に利用することはありません。

国営武蔵丘陵森林公園出張所

Q1．あなたのお住まいを教えてください(ご記入下さい)。

都・県　　市・区・郡　　区・町・村

Q2．あなたの性別を教えてください(該当するものに○をつけて下さい)。

1．男性　　2．女性

Q3．あなたの年齢を教えてください(該当するものに○をつけて下さい)。

1．小学生　2．中学生　3．15～18 歳　4．19～29 歳　5．30～39歳
6．40～49歳　7．50～59 歳　8．60～64 歳　9．65～69 歳　10．70 歳以上

Q4．本日はどなたと来園されましたか(該当するものに○をつけて下さい)。

1，一人　2．友人・知人　3．カップル　4．ご夫婦　5．ご家族
6．学校の団体　7．地域の団体　8．職場の団体　9．その他(　　)

Q5．この公園には度々いらっしゃいますか(該当するものに○をつけて下さい)。

1.週に1 回程度　2．月に2～3 回程度　3.月に1 回程度　4.年に数回
5．年に1 回程度　8．数年に1 回程度　9．今回がはじめて

Q6．このレストランを利用した理由は何ですか(１つ選んで○をつけて下さい)。

1.以前に利用して、気に入ったから　2.雰囲気がよい、落ち着けそうだから
3.飲食したいメニューがあったから　4.便利な場所(近く)にあったから
5.なんとなく(明確な理由は無い)　6.その他(　　)

Q7．このレストランに満足されましたか(該当するものに○をつけて下さい)。

1．非常に満足　2．まあまあ満足　3．やや不満　4．非常に不満

Q8．実際に食べられた、飲まれたメニューを教えてください(メニュー表をもとに全てご記入ください)。

Q9．以下の点について満足されましたか(該当するものを選んで○をつけて下さい。不満の場合は理由もご記入ください)。

	非常に満足	まあまあ満足	やや不満	非常に不満	「やや不満」「非常に不満」の理由
【味・量】おいしかったですか。量が少なすぎ(多すぎ)ではなかったですか。	4	3	2	1	
【金 額】内容に見合った値段でしたか。	4	3	2	1	
【スタッフの対応】挨拶、言葉づかい、身だしなみ、接客は満足できましたか	4	3	2	1	
【施設・メニュー】メニューの種類は満足できましたか。調味料や食器等は充実していましたか。	4	3	2	1	
【清潔感】汚れているなど衛生面で不愉快な思いはしませんでしたか	4	3	2	1	
【その他】注文してからお待たせしませんでしたか。落ち着けましたか。	4	3	2	1	

Q10．このレストランをまた利用したいと思いますか(１つ選んで○をつけて下さい)。

1.また利用したい　2．たまには利用したい　3.もう利用したくない　4.わからない

Q11．お気づきの点がありましたらご記入下さい。(できるだけ場所など具体的に記入いただければ幸いです)

ご協力ありがとうございました。

3月　　日　南・中央・(西)NO.

国営武蔵丘陵森林公園　サイクルセンターに関するアンケート調査票

今後のより良い公園づくりに反映するためのアンケート調査にご協力をお願いします。

今回の調査で知り得た個人情報等は、調査の目的以外には使用いたしません。回答いただいた調査票やデータについても適切に処分・管理し、調査の目的以外に利用することはありません。

国営武蔵丘陵森林公園出張所

Q1．あなたのお住まいを教えてください(ご記入下さい)。

都・県　　市・区・郡　　区・町・村

Q2．あなたの性別を教えてください(該当するものに○をつけて下さい)。

1．男性　　2．女性

Q3．あなたの年齢を教えてください(該当するものに○をつけて下さい)。

1．小学生　2．中学生　3．15～18 歳　4．19～29 歳　5．30～39歳
6．40～49歳　7．50～59 歳　8．60～64 歳　9．65～69 歳　10．70 歳以上

Q4．本日はどなたと来園されましたか(該当するものに○をつけて下さい)。

1，一人　2．友人・知人　3．カップル　4．ご夫婦　5．ご家族
6．学校の団体　7．地域の団体　8．職場の団体　9．その他(　　)

Q5．この公園には度々いらっしゃいますか(該当するものに○をつけて下さい)。

1.週に1 回程度　2．月に2～3 回程度　3.月に1 回程度　4.年に数回
5．年に1 回程度　8．数年に1 回程度　9．今回がはじめて

Q6．今日は何を借りられましたか。(該当する自転車を一つ選んで○をつけてください)

1.大人用自転車(普通車　マウンテンバイク　タンデム)　2.子供用自転車　3.一輪車
4.その他(　　)

Q7．公園内のレンタサイクル、サイクルセンター、サイクリングコースは満足できましたか。(一つ選んで○をつけてください)

1．非常に満足　2．まあまあ満足　3．やや不満　4．非常に不満

Q8．以下の点について満足されましたか(該当するものを選んで○をつけて下さい。不満の場合は理由もご記入ください)。

	非常に満足	まあまあ満足	やや不満	非常に不満	「やや不満」「非常に不満」の理由
【自転車・施設】自転車やヘルメット等の質・量は充実していましたか。使いたい自転車はありましたか。	4	3	2	1	
【金 額】内容に見合った値段でしたか。 大人3時間で400円(30分ごとに70円超過料金) 小人3時間で250円(30分ごとに70円超過料金)	4	3	2	1	
【スタッフの対応】挨拶、言葉づかい、身だしなみ、接客は満足できましたか	4	3	2	1	
【安全・安心】コース上の安全柵、誘導案内や注意喚起の看板等の説明は満足できましたか。	4	3	2	1	
【その他】貸出・返却時にお待たせしましたか。	4	3	2	1	

Q9．公園内のレンタサイクル、サイクルセンターをまた利用したいと思いますか(１つ選んで○をつけて下さい)。

1.また利用したい　2．たまには利用したい　3.もう利用したくない　4.わからない

Q10．お気づきの点がありましたらご記入下さい。(できるだけ場所など具体的に記入いただければ幸いです)

ご協力ありがとうございました。

ご協力ありがとうございました。

c. 都市緑化植物園

国営武蔵丘陵森林公園　都市緑化植物園に関するアンケート調査票

今後のより良い公園づくりに反映するためのアンケート調査にご協力をお願いします。

今回の調査で知り得た個人情報等は、調査の目的以外には使用いたしません。回答いただいた調査票やデータについても適切に処分・管理し、調査の目的以外に利用することはありません。

国営武蔵丘陵森林公園出張所

Q１．あなたのお住まいを教えてください(ご記入下さい)。

都・県　　市・区・郡　　区・町・村

Q２．あなたの性別を教えてください(該当するものに○をつけて下さい)。

1．男性　　2．女性

Q３．あなたの年齢を教えてください(該当するものに○をつけて下さい)。

1．小学生　2．中学生　3．15～18 歳　4．19～29 歳　5．30～39歳
6．40～49歳　7．50～59 歳　8．60～64 歳　9．65～69 歳　10．70 歳以上

Q４．本日はどなたと来園されましたか(該当するものに○をつけて下さい)。

1, 一人　2．友人・知人　3．カップル　4．ご夫婦　5．ご家族
6．学校の団体　7．地域の団体　8．職場の団体　9．その他(　　)

Q５．この都市緑化植物園には度々いらっしゃいますか(該当するものに○をつけて下さい)。

1.週に1 回程度　2．月に2～3 回程度　3.月に1 回程度　4.年に数回
5．年に1 回程度　8．数年に1 回程度　9．今回がはじめて

Q６．この都市緑化植物園を利用した理由は何ですか(１つ選んで○をつけて下さい)。

1.花や緑を監守するため・写真撮影のため
2.展示棟内のイベントや工作等に参加するため・展示会を鑑賞するため
3.展示棟内のショップを利用するため　4.休憩するため(トイレ利用等)
5.なんとなく(明確な理由は無い)　6.その他(　　)

Q７．この都市緑化植物園に満足されましたか(該当するものに○をつけて下さい)。

1．非常に満足　2．まあまあ満足　3．やや不満　4．非常に不満

Q８．この都市緑化植物園展示棟内の展示に満足されましたか(該当するものに○をつけて下さい)。

1．非常に満足　2．まあまあ満足　3．やや不満　4．非常に不満

Q９．以下の点について満足されましたか(該当するものを選んで○をつけて下さい。不満の場合は理由もご記入ください)。

	非常に満足	まあまあ満足	やや不満	非常に不満	「やや不満」「非常に不満」の理由
【手入れの良さ】花やみどりの手入れが良く、きれいだったか。	4	3	2	1	
【花やみどりの充実度・演出】花やみどりが充実し、きれいに演出していて楽しめたか。	4	3	2	1	
【スタッフの対応】挨拶、言葉づかい、身だしなみ、接客は満足できましたか	4	3	2	1	
【清潔感】汚れているなど衛生面で不愉快な思いはしませんでしたか	4	3	2	1	
【その他】混雑して見られなかった、使えなかったことはあったか。	4	3	2	1	

Q10．この都市緑化植物園をまた利用したいと思いますか(１つ選んで○をつけて下さい)。

1.また利用したい　2．たまには利用したい　3.もう利用したくない　4.わからない

Q11．お気づきの点がありましたらご記入下さい。(できるだけ場所など具体的に記入いただければ幸いです)

ご協力ありがとうございました。

d. 水遊び場

国営武蔵丘陵森林公園　水遊び場に関するアンケート調査票

今後のより良い公園づくりに反映するためのアンケート調査にご協力をお願いします。

今回の調査で知り得た個人情報等は、調査の目的以外には使用いたしません。回答いただいた調査票やデータについても適切に処分・管理し、調査の目的以外に利用することはありません。

国営武蔵丘陵森林公園出張所

Q１．あなたのお住まいを教えてください(ご記入下さい)。

都・県　　市・区・郡　　区・町・村

Q２．あなたの性別を教えてください(該当するものに○をつけて下さい)。

1．男性　　2．女性

Q３．あなたの年齢を教えてください(該当するものに○をつけて下さい)。

1．小学生　2．中学生　3． 15～18 歳　4．19～29 歳　5． 30～39歳
6．40～49歳　7．50～59 歳　8． 60～64 歳　9． 65～69 歳　10． 70 歳以上

Q４．本日はどなたと来園されましたか(該当するものに○をつけて下さい)。

1, 一人　2．友人・知人　3．カップル　4．ご夫婦　5． ご家族
6．学校の団体　7．地域の団体　8．職場の団体　9．その他(　　)

Q５．この公園には度々いらっしゃいますか(該当するものに○をつけて下さい)。

1.週に1 回程度　2．月に2～3 回程度　3.月に1 回程度　4.年に数回
5．年に1 回程度　8．数年に1 回程度　9．今回がはじめて

Q６．この水遊び場には度々いらっしゃいますか(該当するものに○をつけて下さい)。

1.週に1 回程度　2．月に2～3 回程度　3.月に1 回程度　4.年に数回
5．年に1 回程度　8．数年に1 回程度　9．今回がはじめて

Q７．この水遊び場を利用した理由は何ですか(１つ選んで○をつけて下さい)。

1.施設やイベントが充実しているから　2.一日中遊べるから(公園でも遊べるから)
3.家の近くだから　4.無料だから
5.なんとなく(明確な理由はない)　6.その他(　　)

Q８．この水遊び場に満足されましたか(該当するものに○をつけて下さい)。

1．非常に満足　2．まあまあ満足　3．やや不満　4．非常に不満

Q９．以下の点について満足されましたか(該当するものを選んで○をつけて下さい。不満の場合は理由もご記入ください)。

	非常に満足	まあまあ満足	やや不満	非常に不満	「やや不満」「非常に不満」の理由
【水遊び】施設は楽しく遊べましたか。施設は充実していましたか	4	3	2	1	
【安全面】安全に利用できましたか。危険な場面に遭遇しませんでしたか。	4	3	2	1	
【スタッフの対応】言葉づかい、身だしなみ、案内・指導、接客は満足できましたか	4	3	2	1	
【衛生面】汚れているなど衛生面で不愉快な思いはしませんでしたか	4	3	2	1	
【その他】混雑して利用できなかった。待たされた場面がありましたか。	4	3	2	1	

Q10．この水遊び場をまた利用したいと思いますか(１つ選んで○をつけて下さい)。

1.また利用したい　2．たまには利用したい　3.もう利用したくない　4.わからない

Q11．お気づきの点がありましたらご記入下さい。(できるだけ場所など具体的に記入いただければ幸いです)

別紙15

イベント実績

平成24年度　イベント一覧（環境学習プログラム・都市緑化植物園ガイドツアー除く）

①委託費のみで行ったもの

開始日	終了日	行　事　名	対象	内　　容	参加人数	参加人数計上根拠	備　　考
4月1日	4月1日	緑啓発イベント モリゾー･キッコロがやってくる	来園者	・モリゾー・キッコロ（2005年日本国際博覧会（「愛知万博」）の公式キャラクター。地元滑川町のPRイメージキャラクター「ターナちゃん」、当公園マスコットキャラクターの「しんくん・りんちゃん」のそれぞれのマスコットとの記念写真。	約125名	参加者数	中央口
4月7日	4月8日	桜と和太鼓・春の競演	来園者	花木園にある500本の桜の開花に合わせて、滑川町、東松山市で活動している愛好団体による演奏会を実施。	約400名	鑑賞者数	雅の広場
4月15日	4月15日	快適ウォーキング教室	一般希望者	（社）日本ウォーキング協会専門講師から歩幅、足の運び方、姿勢などウォーキングの基礎を学び、その基礎を踏まえて季節のの見頃をめぐるウォーキング教室を行った。	18名	参加者数	南口～運動広場～園内
4月21日	5月6日	江戸の花 さくらそう展	来園者	サクラソウの花の特徴などについてパネル解説を行ったほか、圃場で栽培しているサクラソウ280品種約400鉢の展示、ガイドツアーや寄せ植え教室などを行なった。 （協力：さくらそう協会、埼玉さくらそう会）	－	－	植物園展示棟、展示棟前広場
4月23日	4月23日	みどりの月間イベント 「チューリップの掘り取りプレゼント」	一般希望者	みどりの月間の趣旨にあわせ、公園内の廃棄予定の植物資源を有効活用し、家庭でのみどりの普及を図る催しとして実施。植替をする花壇のチューリップ等を、参加者に抜き取ってお持ち帰りいただいた。	107 人	参加者数	植物園前花壇
4月28日	5月13日	春薫るガーデン展	来園者	香りや実を楽しめる新樹種を中心としたミニガーデンのしつらえと、パネル展示を行なった。 ※屋外展示は6/30まで継続実施 （協力：社団法人日本植木協会）	－	－	植物園展示棟、展示棟前花壇
4月29日	4月29日	さくらそう講演会	一般希望者	埼玉さくらそう会から講師をお迎えし、さくらそうの栽培や歴史などお話いただいた。	43 人	参加者数	植物園研修室
4月30日	4月30日	オリエンテーリングを楽しもう！	一般希望者	埼玉県オリエンテーリング協会の協力のもと、西口エリアにてオリエンテーリングを実施。	951名	参加者数	西口エリア
8月5日	8月5日	オリエンテーリングを楽しもう！	一般希望者	埼玉県オリエンテーリング協会の協力のもと、西口エリアにてオリエンテーリングを実施。	293名	参加者数	西口エリア
9月17日	9月17日	身体にやさしいゆる体操	一般希望者	運動科学研究所の協力により、激しい運動ではなく、体の力を抜いてリラックスしながらたらだをうごかス体操を実施。	15名	参加者数	植物園研修室
9月22日	10月21日	里山の暮らしと恵み展	来園者	昔ながらの暮らしを感じさせる農具や写真による紹介、昔あそびの体験コーナー、伝統野菜のパネル紹介などを行った。	－	－	植物園展示棟
10月1日	10月1日	文化の森パネル展	一般希望者	彩の国・文化の森連絡協議会の共催による展示参加。	―	―	埼玉県平和資料館
10月14日	10月14日	文化の森・PR展	一般希望者	彩の国・文化の森連絡協議会の共催によるイベントのPR展示を実施。	―	―	南口広場
10月6日	10月6日	環境みらいフェア	一般希望者	環境みらいフェアへの展示参加	―	―	東松山市市民文化センター
10月7日	10月7日	フォレストライフアコースティックコンサート	来園者	環境にやさしいアコースティックミュージシャンによるミニコンサート	―	―	植物園前
10月8日	12月9日	アートフェスタ	来園者	アートフェスタ実行委員会の協力により、学生や芸術家が制作したアート作品を展示。	―	―	妖精の広場
10月26日	12月9日	草月流インスタレーション	来園者	草月流金田グループによる木材・竹材を使用したアート作品の展示。	―	―	カエデ園
11月1日	11月11日	第36回菊花展	来園者	地元を中心とした近隣の菊栽培家達による菊の展示。	―	―	南口広場
11月3日	12月9日	カエデ、その魅力展	来園者	カエデ園を主会場として開催されるライトアップイベント「紅葉見ナイト」にあわせ、カエデに関する展示、解説を行った。また、植物画家山田道恵氏のボタニカルアートも期間中展示したほか、カエデ園紅葉セルフガイドマップを配布した。	－	－	植物園展示棟、カエデ園
11月17日	11月17日	フォレストライフアコースティックコンサート	来園者	環境にやさしいアコースティックミュージシャンによるミニコンサート	―	―	中央口噴水前
11月17日	12月2日	フォレストライフ尺八コンサート	来園者	カエデ園のライトアップの中で、尺八の演奏をお楽しみいただく。	―	―	カエデ園内あづまや
11月3日	12月25日	みんなで作るクリスマスツリー	一般希望者	オブジェに自由に飾り付けをしていただく。	―	―	中央口
12月15日	12月25日	ジャンクアート展	来園者	田中梅夫氏による廃品を使用したアート作品の展示	―	―	中央口
12月15日	12月24日	星と森のクリスマス音楽会	来園者	地元音楽団体を中心としたコンサートを実施。	―	―	中央口噴水前
12月23日	12月23日	快適ウォーキング教室	一般希望者	（社）日本ウォーキング協会専門講師から歩幅、足の運び方、姿勢などウォーキングの基礎を学び、その基礎を踏まえて季節のの見頃をめぐるウォーキング教室を行った。	7名	参加者数	南口～運動広場～園内
1月12日	2月17日	ミニ展示 野鳥＆木の実何の実　展	来園者	森林公園の冬の散策をより楽しめるよう、園内で観察可能な鳥や木の実についてパネルや実物などで紹介した。あわせて五感で自然を感じる手助けとして、集音器の展示・貸し出しも行った。	－	－	植物園展示棟ほか
1月12日	2月17日	地球に優しい緑化植物展	来園者	都市緑化技術および緑化植物についての普及・啓蒙を目的として、屋上・壁面・特殊緑化コンクール等の紹介や緑化植物壁面植栽システムの実物展示、緑のカーテン向けの植物紹介コーナーなどをもうけた。 協力：（財）都市緑化機構、（公益社）日本家庭園芸普及協会	－	－	植物園展示棟ほか
1月20日	1月20日	快適ウォーキング教室	一般希望者	（社）日本ウォーキング協会専門講師から歩幅、足の運び方、姿勢などウォーキングの基礎を学び、その基礎を踏まえて季節のの見頃をめぐるウォーキング教室を行った。	7名	参加者数	南口～運動広場～園内

開始日	終了日	行 事 名	対象	内　　容	参加人数	参加人数計上根拠	備　　考
2月3日	2月3日	わんだふるホリデー （愛犬マナー教室）	一般希望者	午前中は愛犬のマナー講習会を開催し、午後は飼い主との愛犬とのふれあいイベントを開催した。	45名	参加者数	ドッグラン
2月9日	2月10日	梅の枝プレゼント	一般希望者	梅林の梅の枝をプレゼント	200名	参加者数	南口
2月17日	2月17日	快適ウォーキング教室	一般希望者	（社）日本ウォーキング協会専門講師から歩幅、足の運び方、姿勢などウォーキングの基礎を学び、その基礎を踏まえて季節のの見頃をめぐるウォーキング教室を行った。	13名	参加者数	南口～運動広場～園内
2月23日	3月3日	雪国の妖精　雪割草展	来園者	越後路の早春を飾る雪割草について、栽培鉢や自然盆栽、押し花絵などを展示した。また、雪割草苗の販売も行った他、雪割草クイズを実施した。 協力：国際雪割草協会、長岡観光コンベンション協会ほか	－	－	植物園展示棟
3月9日	3月20日	足湯コーナー	来園者	公園散策の休憩時にご利用いただく足湯をご用意。	―	―	植物園展示棟
3月16日	4月14日	椿、その魅力展	来園者	椿の解説パネルや、江戸時代の椿についての図譜（復刻版）などを展示した。開花時期に合わせ、バックヤードの椿の一般公開（4/21まで）および展示棟からバックヤードをまわるクイズラリーも実施した。	－	－	植物園展示棟 第二苗圃
3月17日	3月17日	身体にやさしいゆる体操	一般希望者	運動科学研究所の協力により、激しい運動ではなく、体の力を抜いてリラックスしながらたらだをうごかス体操を実施。	15名	参加者数	植物園研修室
3月9日	3月20日	和楽器の野外演奏会	来園者	大正琴、琴、尺八の演奏会	―	―	花木園雅の広場能舞台
3月10日	3月10日	パレード&ミニコンサート	来園者	桜の開花時期に、警備会社でお馴染みのALSOKのマーチングバンドによるパレード&演奏会。	―	―	南口～花木園
3月20日	3月20日	快適ウォーキング教室	一般希望者	（社）日本ウォーキング協会専門講師から歩幅、足の運び方、姿勢などウォーキングの基礎を学び、その基礎を踏まえて季節のの見頃をめぐるウォーキング教室を行った。	9名	参加者数	南口～運動広場～園内

件数合計	38 件
参加人数合計	150 人

平成24年度　イベント一覧（環境学習プログラム・都市緑化植物園ガイドツアー除く）

②委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収した等のもの

開始日	終了日	行 事 名	対象	内　　容	参加人数	参加人数計上根拠	備　　考
4月21日	4月21日	里山体験塾　たけのこ掘り	申込み参加者	園内の竹林管理の一環として、タケノコ掘りを体験していただいた。	39名	参加者数	リサイクルセンター入口竹林
5月3日	5月3日	ミニ講座 さくらそうを育てよう	一般希望者	さくらそうの育て方などのレクチャー後、寄せ植えづくりを行い、お持ち帰りいただいた。	10 人	参加者数	植物園研修室
2012/5/13 (4/22雨天の代替)	2012/5/13 (4/22雨天の代替)	SATOYAMA もえぎフェスタ ロープで木登りしてみよう！～ツリーイング～	一般希望者	講師に教わり、高さ10mぐらいまでロープを使って木に登る「ツリーイング」を体験するイベントを行った。	68名	参加者数	南口広場
5月19日	5月19日	SATOYAMA もえぎフェスタ グラススキーに挑戦	一般希望者	運動広場の斜面で（社）日本グラススキー協会公認インストラクターによるグラススキー教室を実施した。グラススキーの特徴、グラススキーと冬スキーの違いなどを説明し、1、2ターン程度できるように練習した。	55名	参加者数	運動広場脇の芝生斜面
5月20日	5月20日	SATOYAMA もえぎフェスタ グラススキーに挑戦	一般希望者	運動広場の斜面で（社）日本グラススキー協会公認インストラクターによるグラススキー教室を実施した。グラススキーの特徴、グラススキーと冬スキーの違いなどを説明し、1、2ターン程度できるように練習した。	60名	参加者数	運動広場脇の芝生斜面
5月26日	5月26日	SATOYAMA もえぎフェスタ グラススキーに挑戦	一般希望者	運動広場の斜面で（社）日本グラススキー協会公認インストラクターによるグラススキー教室を実施した。グラススキーの特徴、グラススキーと冬スキーの違いなどを説明し、1、2ターン程度できるように練習した。	61名	参加者数	運動広場脇の芝生斜面
5月27日	5月27日	SATOYAMA もえぎフェスタ グラススキーに挑戦	一般希望者	運動広場の斜面で（社）日本グラススキー協会公認インストラクターによるグラススキー教室を実施した。グラススキーの特徴、グラススキーと冬スキーの違いなどを説明し、1、2ターン程度できるように練習した。	60名	参加者数	運動広場脇の芝生斜面
4月28日	4月29日	ポピー畑　乗馬トレッキング	一般希望者	光前牧場の協力のもと、一面に柵ポピー畑を眺めながら、乗馬のトレッキング体験をお楽しみいただく。	532名	参加者数	運動広場花畑
12月1日	12月1日	森のハーバルライフ教室 「ガーデンズエンジェルのガイドツアー＆グリーンが香るクリスマスリース作り」	申込み参加者	ガーデンズエンジェルを講師にむかえ、針葉樹園のガイドと、針葉樹やハーブをつかったクリスマスリースづくりを行った。	18 人	参加者数	針葉樹園、植物園研修室
12月8日	12月8日	里山体験塾　森のクリスマスリースを作ろう	一般希望者	つる性植物を使用して、リースを作る。土台となるリースに自分の好きな飾りを付けていただく。	8名	参加者数	植物園研修室
12月15日	12月25日	星空キット作り	一般希望者	星空観察に必要なアイテムである簡易望遠鏡を制作し、星空早見盤を使って星空観察を行う。	226名	参加者数	中央口
12月20日	12月25日	星空観察会	一般希望者	冬の星空観測や望遠鏡を使用して、月や木星を観測。秩父ミューズパークの天体観測インストラクターや天文宇宙検定銀河博士を講師として招聘。	105名	参加者数	中央口デッキ
12月22日	12月22日	里山体験塾　ミニ門松を作ろう	一般希望者	竹をのこぎりで切り、わらを巻いて小さな門松を作る。	21名	参加者数	植物園研修室
2月11日	2月11日	完走マラソン大会	一般希望者	時間制限を設定しないマラソン大会として毎年実施している恒例行事。	3,856名	参加者数	運動広場～園内
2月17日	2月17日	野鳥観察会	一般希望者	専門家とともに園内を散策し、冬の野鳥の生態を観察。講師に埼玉生態系保護協会から先生を招聘。	26名	参加者数	植物園
2月23日	2月23日	香りのしおり作り体験	一般希望者	薄型お香を使用して、短時間でオリジナルしおりを作る。終日ブースを設けるため、どなたでも自由に参加出来るプログラム。	38名	参加者数	植物園
2月23日	2月23日	小山飾りづくりと雪割草講演会	申込み参加者	園芸研究家の講師により、雪割草や山野草の写真をみながらの講演会と、雪割草や富士桜を「小山飾り」に仕立てる寄せ植えづくりを行った。	9 人	参加者数	植物園研修室
3月16日	3月17日	ツリーイング教室	一般希望者	講師に教わり、高さ10mぐらいまでロープを使って木に登る「ツリーイング」を体験するイベントを行った。	134名	参加者数	南口広場
3月23日	3月24日	ツリーイング教室	一般希望者	講師に教わり、高さ10mぐらいまでロープを使って木に登る「ツリーイング」を体験するイベントを行った。	48名	参加者数	南口広場
3月23日	3月23日	椿の花びら染め体験	一般希望者	つばきの花びらをつかって絹のストールまたはコースターを染める、もみ染め体験を行った。	31 人	参加者数	植物園前広場
3月17日	3月17日	早春の星空観察会	一般希望者	早春の星空観測や望遠鏡を使用して、月や木星を観測。秩父ミューズパークの天体観測インストラクターや天文宇宙検定銀河博士を講師として招聘。	34名	参加者数	南口広場
3月16日	3月16日	里山体験塾　オリジナルピザを作ろう	一般希望者	生地作りから挑戦するピザ作り体験。石釜に薪をくべてピザを焼く。	42名	参加者数	植物園

件数合計	22 件
参加人数合計	68 人

平成25年度　イベント一覧（環境学習プログラム・都市緑化植物園ガイドツアー除く）

②委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収した等のもの

開始日	終了日	行 事 名	対象	内　　容	参加人数	参加人数計上根拠	備　　考
4月29日	4月29日	さくらそう頒布会＆育て方講座	一般希望者	埼玉さくらそう会の協力により、植替えのデモンストレーションを含めたさくらそう育て方講座と、桜草の頒布を行った。	21 人	参加者数	植物園前広場
5月18日	5月18日	森のハーバルライフ教室 「ガーデンズエンジェルのガイドツアー＆ハーバルレシピ」	一般希望者	ガーデンズエンジェルによるみごろのハーブガーデンのガイドを行った。またハーブを取り入れた暮らしに興味をもっていただけるよう、ハーブをつかったパンやスイーツの試食も実施した。	16 人	参加者数	ハーブガーデン・ボーダー花壇
6月5日	6月5日	森のハーバルライフ教室 「ガーデンズエンジェルのガイドツアー＆ハーバルレシピ②」	一般希望者	ガーデンズエンジェルによるみごろのハーブガーデンのガイドを行った。またハーブを取り入れた暮らしに興味をもっていただけるよう、ハーブをつかったパスタなどの試食も実施した。	12 人	参加者数	ハーブガーデン・ボーダー花壇
5月26日	5月26日	専門家ガイドツアー「はじめての植物画体験ハーブ＆バラ」	申込み参加者	植物画家の講師によるハーブガーデンのガイドツアーと、ハーブ類（ラベンダー、ワイルドストロベリーなどから選択）を描く植物画の体験教室を実施した。	14 人	参加者数	ハーブガーデン、 植物園手作り工房
6月29日	6月29日	森のハーバルライフ教室 「ラベンダースティック作り」	一般希望者	ハーブガーデンのラベンダーを使用したスティックづくりを行った。ハーブ薫るガーデン内のあずまやで実施し、リラックスしたひと時をお過ごしいただいた。またラベンダーのアロマ蒸留もデモンストレーションとして実施し、来園者の興味を引いていた。	35 人	参加者数	ハーブガーデン
8月3日	8月3日	森のハーバルライフ教室「親子でチャレンジ！藍染め体験」	一般希望者	藍染め体験として、絹のハンカチの生葉染めと、希望者にはご持参いただいた布に叩き染めも体験いただいた。 力が必要な藍のもみだしでは、親子で協力して交代で奮闘する姿が見られた。	18 組	参加者数	植物園研修室
9月14日	9月14日	森のハーバルライフ教室 「敬老の日に贈ろう！ウォーターブーケづくり」	申込み参加者	敬老の日のプレゼントとして、お子様を対象としたアレンジメント教室を実施。秋の草花を花束にし、セロファンにつつんで水をいれて飾る「ウォーターブーケ」づくりを行った。	17 組	参加者数	植物園研修室
9月16日	9月16日	森のハーバルライフ教室 「ハーブの美魔女講座　若返りのハンガリーウォーターづくり」	一般希望者	台風により中止	0 人	参加者数	植物園手作り工房
8月10日	8月10日	夏の星空観察会	予約者	夏の星空観察会	31人	参加者数	
8月4日	8月4日	写真教室「やまゆり」	予約者	写真教室	7人	参加者数	
8月4日	8月4日	ロープで木登りをしてみよう ツリーイング教室	当日希望者	ツリーイング教室	27人	参加者数	
8月18日	8月18日	里山体験塾　昆虫工作教室	当日希望者	公園の廃材を使用	34人	参加者数	
8月25日	8月25日	里山体験塾　昆虫工作教室	当日希望者	公園の廃材を使用	15人	参加者数	
8月29日	8月30日	里山体験塾　昆虫工作教室	当日希望者	公園の廃材を使用	21人	参加者数	
9月20日	9月20日	写真教室「コリウス」	予約者	写真教室	6人	参加者数	
9月23日	9月23日	グラススキー教室	当日希望者	グラススキー体験	55人	参加者数	
9月28日	9月28日	グラススキー教室	当日希望者	グラススキー体験	41人	参加者数	
9月29日	9月29日	グラススキー教室	当日希望者	グラススキー体験	59人	参加者数	
9月28日	9月28日	森林ヨーガ教室	予約者	屋外でのヨーガ教室	9人	参加者数	
10月3日	10月3日	森林ヨーガ教室	予約者	屋外でのヨーガ教室	13人	参加者数	
11月17日	11月17日	おひさま熱気球を飛ばそう	予約者	太陽の熱を利用した気球作り	31人	参加者数	
11月7日	11月7日	森林ヨーガ教室	予約者	屋外でのヨーガ教室	3人	参加者数	
11月16日	11月16日	森林ヨーガ教室	予約者	屋外でのヨーガ教室	11人	参加者数	
11月23日	11月24日	もみじエコキャンドル作り	予約者	レストランの廃油を使用し紅葉の落ち葉でシェード作り	89人	参加者数	
11月22日	11月22日	写真教室	予約者	写真教室	9人	参加者数	
12月8日	12月8日	はじめての自然育児教育	予約者	モンテッソーリ教育	10組	参加者数	
12月21日	12月25日	冬の星空観察会	予約者	冬の星空観察	115人	参加者数	
12月7日	12月7日	森のクリスマスリース作り教室	予約者	クリスマスリース作り	22人	参加者数	
12月21日	12月21日	ミニ門松作り教室	予約者	ミニ門松作り	27人	参加者数	
1月25日	1月25日	森林ヨーガ教室	予約者	屋外でのヨーガ教室	3人	参加者数	
1月25日	1月25日	里山体験塾　焼き芋作り	予約者	焼き芋作り	8人	参加者数	

開始日	終了日	行 事 名	対象	内　　容	参加人数	参加人数計上根拠	備　　考
2月2日	2月2日	はじめての自然育児教育	予約者	モンテッソーリ教育	7組	参加者数	
2月11日	2月11日	完走マラソン大会	予約者	完走マラソン大会	3848人	参加者数	
3月2日	3月2日	はじめての自然育児教育	予約者	モンテッソーリ教育	8組	参加者数	
3月15日	3月15日	凧作り教室	当日希望者	凧作り教室	16人	参加者数	
3月16日	3月16日	滑川うどん作りに挑戦	予約者	滑川うどん作り	21人	参加者数	
3月22日	3月22日	里山体験塾　オリジナルピザ作り	予約者	ピザ作り	40人	参加者数	

件数合計	37 件
参加人数合計	133 人

平成24年度　環境学習プログラム実施状況

イベント種別　①委託費のみで行ったもの
②委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収した等のもの

NO	実施日	プログラム名	カテゴリー		有料/無料	団体名	団体区分	参加人数	運営体制		方法・調整事項
									公園職員	ボランティア	
1	2012/4/17	自然観察ビンゴ、植物の不思議　、葉っぱのカルタ、ネイチャーハントを選択で実施	B			瑞穂町立瑞穂第二小学校	小学校	104	2	9	自然観察ビンゴ、植物の不思議　、葉っぱのカルタ、ネイチャーハントを選択で実施をした。
2	2012/4/18	ネイチャーハント	B			行田市立桜ヶ丘小学校	小学校	97	2	97	・記念広場、渓流広場でネイチャーハントを実施した。
3	2012/4/27	ネイチャーハント	B			行田市立西小学校	小学校				雨天中止
4	2012/5/1	竹細工と葉っぱのカルタ、動物の親子	A	C		上尾市立西小学校	小学校	72	2	5	・竹細工と葉っぱのカルタ、動物の親子を実施した。
5	2012/5/8	ネイチャーハント	B			狭山市立御狩場小学校	小学校	47	2	7	・ハント表を学年に併せて内容を変更して作成する。
6	2012/5/12	竹ご飯	D		有料	向旭子供会	その他	56	3	5	・竹ご飯を親子で実施した。
7	2012/5/14	ネイチャーハント	B			滑川町立福田小学校	小学校	51	2	7	・記念広場、渓流広場でネイチャーハントを実施した。
8	2012/5/16	ネイチャーハント	B			桶川市立桶川小学校	小学校	127	2	8	・記念広場、渓流広場でネイチャーハントを実施した。
30	2012/6/21	ネイチャーハント	B			朝霞市立朝霞第二小学校	小学校	128	2	11	・ネイチャーハントを実施した。
31	2012/6/24	ネイチャーハント	B			北区青少年赤羽地区委員会	その他	108	1	5	・ネイチャーハントを実施した。
32	2012/6/25					畑中吉かね子ども会	その他				雨天中止
33	2012/6/26	ネイチャーハント	B			川口市立柳崎小学校	小学校	107	2	12	・ネイチャーハントを実施した。
34	2012/7/6	コースター作り	A			東松山法人会女性部交流会	その他	46	1	7	・コースター作りを実施した。
35	2012/7/8	うどん作り	D		有料	後楽園スイミングスクールひばりが丘	その他	22	1	3	・うどん作りと器作りを実施した。
36	2012/7/22	自然観察ビンゴ	B			広谷学童保育室	その他	96	2	6	・自然観察ビンゴを実施した。
37	2012/7/29					新宿学童	その他				キャンセル
38	2012/7/31	コースター作り	A			群馬県太田市休泊児童館	その他	62	2	2	・コースター作りを実施した。
39	2012/8/1	竹細工	A			飯能市原市場地区行政センター	その他	23	2	2	・竹細工を実施した。
40	2012/8/4	ナイトハイク	B			チャレンジキッズなめがわ	その他	66	2	11	・夜間に園内で活動するセミの羽化などの昆虫を観察した。
41	2012/8/8	ネイチャーハントとクラフト	B	A		三芳町探検隊	その他	38	2	4	・ネイチャーハントとコースター作りを実施した。
42	2012/8/9	ネイチャーハント	B			南羽生学童クラブ	その他	75	2	4	・ネイチャーハントを実施した。
43	2012/8/18	うどん作り	D		有料	上滝子供会	その他	35	2	5	・うどん作りと器作りを実施した。
44	2012/8/23	コースター作り	A			ウィルキッズフィールド戸田	その他	18	2	5	・コースター作りを実施した。
45	2012/8/25					やはた北学童会					キャンセル
46	2012/8/30	うどん作り	D		有料	坂戸市中央地区子ども会	その他	80	2	4	・うどん作りと器作りを実施した。
47	2012/9/2	うどん作り	D		有料	なかよし保育園同窓会	その他	39	2	4	・うどん作りと器作りを実施した。
48	2012/9/8	うどん作り	D		有料	前橋市役所	その他	37	3	4	・うどん作りと器作りを実施した。
49	2012/9/9	うどん作り	D		有料	チームヤギサワ	その他	32	3	2	・うどん作りと器作りを実施した。
50	2012/9/12	自然観察ビンゴ	B			志木市立志木第二小学校	小学校	86	2	7	・自然観察ビンゴを実施した。
51	2012/9/19	クラフトと植物の不思議	A	B		志木市立志木第三小学校	小学校	99	3	7	・コースター作りと植物の不思議を実施した。
52	2012/9/25	ネイチャーハント	B			さいたま市立上小小学校	小学校	79	3	8	ネイチャーハントを実施した。
53	2012/9/26	虫さがし	B			行田市立南河原小学校	小学校	72	2	5	虫を捕まえてルーペや実態顕微鏡などで観察。虫は元へ戻す。
54	2012/9/27	コースターのキーホルダー作り	A			鴻巣市立北小学校	小学校	139	2	9	雑木林の管理作業で生じた小枝などを使用して、キーホルダーを作る。
55	2012/9/28	竹細工・虫さがし	A	B		川口市立芝小学校	小学校	69	2	6	竹林の管理で伐採した竹を利用してコップやお皿を作る。虫を捕まえてルーペや実態顕微鏡などで観察。虫は元へ戻す。
56	2012/9/28	コースターのキーホルダー作り・竹細工	A	A		野田市立関宿中央小学校	小学校	64	2	5	雑木林の管理作業で生じた小枝などを使用して、キーホルダーを作る。竹林の管理で伐採した竹を利用してコップやお皿を作る。
57	2012/9/29	竹細工、環境ゲーム	A	B		滑川町教育委員会チャレンジキッズ	小学校	64	2	5	・竹細工と動物の親子を実施した。、
58	2012/10/2	コースターのキーホルダー作り・虫さがし	A	B		志木市立宗岡第二小学校	小学校	69	1	8	・記念広場で雑木林の管理作業で発生した小枝を利用して、キーホルダーやペンダントを作る。虫を捕まえてルーペなどで観察する。
59	2012/10/3	竹細工・虫さがし	A	B		鴻巣市立箕田小学校	小学校	64	2	5	竹を利用してコップやお皿を作る。虫を捕まえてルーペで観察する。
60	2012/10/4	竹細工・虫さがし	A	B		北本市立北小学校	小学校	73	2	7	竹を利用してコップやお皿を作る。虫を捕まえてルーペで観察する。
61	2012/10/9	ネイチャーハント	B			志木市立志木小学校	小学校	121	1	7	ネイチャーハントを実施

平成24年度　環境学習プログラム実施状況

イベント種別　①委託費のみで行ったもの
②委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収した等のもの

NO	実施日	プログラム名	カテゴリー		有料/無料	団体名	団体区分	参加人数	運営体制		方法・調整事項
									公園職員	ボランティア	
62	2012/10/10	小枝のキーホルダー・虫さがし・葉っぱのカルタ	A	B		鴻巣市立田間宮小学校	小学校	103	2	6	小枝のキーホルダー、虫さがし、葉っぱのカルタを実施
63	2012/10/11	小枝のキーホルダー・虫さがし	A	B		桶川市立加納小学校	小学校	72	2	4	小枝のキーホルダー、虫さがしを実施
64	2012/10/12	竹細工・虫さがし	A	B		北本市立北本南小学校	小学校	70	2	5	竹細工と虫さがしを実施
65	2012/10/13	竹パン・森のうさぎ	D	C	有料	滑川町教育委員会チャレンジキッズ	小学校	43	2	5	竹パン作りと森のうさぎを実施
66	2012/10/15	竹細工	A			北本市立東小学校	小学校	98	2	7	竹細工を実施
67	2012/10/16	ネイチャーハント	B			本庄市立本庄東小学校	小学校	127	2	7	ネイチャーハントを実施
68	2012/10/18	小枝のキーホルダー	A			鴻巣市立小谷小学校	小学校	60	2	3	小枝のキーホルダー作りを実施
69	2012/10/18	竹細工・葉っぱのカルタ	A	B		鴻巣市立下忍小学校	小学校	72	2	4	竹細工と葉っぱのカルタを実施
70	2012/10/19	竹細工・虫さがし	A	B		さいたま市立馬宮東小学校	小学校	58	2	6	竹細工と虫さがしを実施
71	2012/10/21	小枝のキーホルダー	A			こども工作クラブ	小学校	34			小枝のキーホルダーを実施
72	2012/10/25	ネイチャーハント	B			美女木小学校	小学校	76	2	8	ネイチャーハントを実施
73	2012/10/28	ピザ作り	D		有料	くまがやネイチャーゲーム	その他	33	2	6	ピザ作りを実施
74	2012/10/29	ピザ作り・環境ゲーム・動物の親子	D	C	有料	畑中吉かね子ども会	その他	30	3		ピザ作り、環境ゲーム、動物の親子を実施
75	2012/10/30	ネイチャービンゴ	B			北本市立中丸小学校	小学校	79	2	5	ネイチャービンゴを実施
76	2012/11/1	ネイチャーハント	B			朝霞市立朝霞第六小学校	小学校	130	2	4	ネイチャーハントを実施
77	2012/11/2	コースター作り・動物の親子	A	C		行田市立太田東小学校	小学校	36	2	6	コースター作り、動物の親子を実施
78	2012/11/6	コースター作り・葉っぱのカルタ	A	B		北本市立北本西小学校	小学校	97	2	7	コースター作り、葉っぱのカルタを実施
79	2012/11/8	小枝のキーホルダー作り・葉っぱのカルタ	A	B		滑川町立福田小学校	小学校	24	1	5	小枝のキーホルダー作り、葉っぱのカルタを実施。
80	2012/11/9	ネイチャーハント・竹細工	B	A		朝霞市立朝霞第四小学校	小学校	95	3	7	ネイチャーハント、竹細工を実施
81	2012/11/13	ネイチャーハント	B			北本市立丸中東小学校	小学校	63	2	7	ネイチャーハントを実施
82	2012/11/15					小川町立竹沢小学校	小学校	29			キャンセル、入園のみ
83	2012/11/16	竹細工・動物の親子	A	C		新座市立野寺小学校	小学校	100	2	8	竹細工、動物の親子を実施
84	2012/11/17	竹パン・動物の親子	D	C	有料	滑川町教育委員会チャレンジキッズ	小学校	66	2	4	竹パン作り、動物の親子を実施
85	2012/11/18	ピザ作り	D		有料	吉見町青少年相談員	その他	23	2	4	ピザ作りを実施
86	2012/11/21	コースターのキーホルダー作り	A			東村山市立東村山第一中学校	特別支援学校	31	3	6	コースターのキーホルダー作りを実施
87	2012/11/27	竹細工	A			志木市立宗岡第三小学校	小学校	58	3	7	竹細工を実施
88	2012/11/30	ネイチャーハント	B			戸田市立新曽小学校	小学校	112	3	9	ネイチャーハントを実施
89	2012/12/15	竹細工	A			滑川町教育委員会チャレンジキッズなめがわ	小学校	43	3	4	竹細工を実施
90	2013/1/10	焼き芋・アースアート	D	A		環境学習　ボランティア研修会	その他	0	2	11	焼き芋、アースアートを実施
91	2013/1/12	焼き芋・アースアート	D	A	有料	滑川町教育委員会チャレンジキッズ	小学校	67	3	8	焼き芋、アースアートを実施
92	2013/2/4	ふゆのいきものさがし	B			滑川町立福田小学校	小学校	23	3	9	冬の生き物さがしを実施
93	2013/2/5	コースターのペンダント作り・植物の不思議・環境ゲーム死のつながり	A	B		鶴ヶ島市立南中学校	中学校	111	2	9	コースターのペンダント作り、植物の不思議、環境ゲーム死のつながりを実施
94	2013/2/9	ピザ作り・動物の親子	D	C	有料	リベルタサッカースクール	その他	59	3	6	ピザ作り、動物の親子を実施
95	2013/3/8	コースター作り・動物の親子	A	C		まりあ幼稚園	その他	83	2	11	コースター作り、動物の親子を実施
96	2013/3/23	コースターのキーホルダー作り	A			渋谷区青少年対策上原地区委員会	その他	35	1	7	コースターのキーホルダー作りを実施
97	2013/3/30	竹パン・葉っぱのカルタ	A	B	有料	NPO法人きっずくらぶ・エンゼル	小学校	40	3	5	竹パン、葉っぱのカルタを実施
98	2013/3/31	コースター作り・動物の親子	A	C		本沢子ども会	その他	16	3	4	コースター作り、動物の親子を実施
								4,861	151	522	

クラフト系	A	38
自然観察系	B	32
環境教育ゲーム	C	9
食べ物系	D	15
セルフガイド	E	1
		95

	件数	参加人数
小学校	48	3,607
中学校	1	111
その他	26	1,112
計	75	4,830

平成25年度　環境学習プログラム実施状況

イベント種別　①委託費のみで行ったもの
②委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収した等のもの

NO	実施日	プログラム名	カテゴリー		有料/無料	団体名	団体区分	参加人数	運営体制		方法・調整事項
									公園職員	ボランティア	
1	2013/4/2	ピザ作り	D			東松山北中　テニス部	中学校				雨天中止
2	2013/4/3	植物の不思議	B			たねっこクラブ	その他				雨天中止
3	2013/4/5	竹パン作りと竹細工	D	A	有料	親子クラブ学童保育	小学校	38	2	8	・「竹パン作り」と「竹細工」を実施した。
4	2013/4/22	自然観察ビンゴ、植物の不思議、葉っぱのカルタ、ネイチャーハントを選択性で実施	B			瑞穂町立瑞穂第二小学校	小学校	97	2	10	・自然観察ビンゴ、植物の不思議、葉っぱのカルタ、ネイチャーハントを選択性で実施した。
5	2013/4/26	コースターのキーホルダー作りと動物の親子	A	C		鴻巣市立笠原小学校	小学校	38	2	7	・「コースターのキーホルダー作り」と「動物の親子」を実施した。
6	2013/5/1	竹細工、コースター作り	A			上尾市立西小学校	小学校	53	2	8	・竹細工、コースター作りを実施した。
7	2013/5/10	自然観察ビンゴ	E			文京区金富小学校	小学校	55	0	0	・セルフプログラムにて自然観察ビンゴを実施した。
8	2013/5/11	ピザ作り	D			水戸啓明高等学校	その他	29	2	4	・ピザ作りを実施した。
30	2013/7/23	コースター作りと動物の親子	A			坂戸市入西公民館	その他	19	2	7	・コースター作りと動物の親子を実施した。
31	2013/7/25	うどん作り	D		有料	小川町角山上子供会	その他	47	2	8	・うどん作りを実施した。
32	2013/7/26	うどん作り	D		有料	熊谷市立荒川児童館	その他	46	2	8	・うどん作りを実施した。
33	2013/8/3	ナイトハイク	B			チャレンジキッズなめがわ	小学校	54	2	5	・ナイトハイクを実施した。
34	2013/8/5	竹細工	A			春日部市高砂バスケットボールクラブ	その他	43	2	5	・竹細工を実施した。
35	2013/8/6	里山ネイチャーオリエンテーリング	E			青少年赤十字比企地区協議会	その他	80	1	0	・セルフプログラムとして里山ネイチャーオリエンテーリングを実施した。
36	2013/8/11	夏休み工作教室研修	A			ボランティア研修会	その他	0	2	11	・夏休み工作教室実施に向けての研修会を実施した。
37	2013/8/22	葉っぱのカルタと動物の親子	B	C		キャンドゥキッズ英語教室	その他	22	2	8	・葉っぱのカルタと動物の親子を実施した。
38	2013/9/6	竹細工・虫さがし	A	B		戸田市立芦原小学校	小学校				・竹細工・虫さがしを体験予定だったが、雨天中止となってしまった。
39	2013/9/10	コースターのキーホルダー作りと動物の親子	A	C		上尾市立上尾小学校	小学校	91	2	8	・コースターのキーホルダー作りと動物の親子を実施した。
40	2013/9/18	ネイチャーハント	B			行田市立行田西小学校	小学校	92	2	6	・ネイチャーハントを実施した。
41	2013/9/24	竹細工・動物の親子	A	C		志木市立志木第3小学校	小学校				・雨天中止
42	2013/9/26	コースターのキーホルダー作りと動物の親子	A	C		鴻巣市立馬室小学校	小学校	92	2	6	・コースターのキーホルダー作りと動物の親子を実施した。
43	2013/9/27	コースターのキーホルダー作りと動物の親子	A	C		鴻巣市立常光小学校	小学校	72	2	8	・コースターのキーホルダー作りと動物の親子を実施した。
44	2013/9/28	コースターのキーホルダー作りと葉っぱのカルタ	A	B		チャレンジキッズなめがわ	その他	64	2	2	・コースターのキーホルダー作りと葉っぱのカルタを実施した。
45	2013/10/2	竹細工・虫さがし	A	B		鴻巣市立箕田小学校	小学校				雨天中止
46	2013/10/3	ネイチャーハント	B			鴻巣市立田間宮小学校	小学校	109	2	5	・ネイチャーハントを実施した。
47	2013/10/4	ネイチャーハント	B			上尾市立尾山台小学校	小学校	53	2	6	・ネイチャーハントを実施した。
48	2013/10/8	竹細工・虫さがし	A	B		北本市南小学校	小学校	90	2	6	・竹細工・虫さがしを実施した。
49	2013/10/10	ネイチャーハント	B			桶川市立加納小学校	小学校	56	2	7	・ネイチャーハントを実施した。
50	2013/10/17	コースターのキーホルダー作りと動物の親子	A	C		鴻巣市立赤見台第一小学校	小学校	53	2	8	・コースターのキーホルダー作りと動物の親子を実施した。
51	2013/10/18	コースターのキーホルダー作りと葉っぱのカルタ	A	B		鴻巣市下忍小学校	小学校	78	2	7	・コースターのキーホルダー作りと葉っぱのカルタを実施した。
52	2013/10/19	竹細工を実施した。	A			チャレンジキッズなめがわ	その他	38	2	5	・竹細工を実施した。
53	2013/10/22	コースターのキーホルダー作りと動物の親子	A	C		行田市立南河原小学校	小学校	53	2	8	・コースターのキーホルダー作りと動物の親子を実施した。
54	2013/10/24	竹細工・虫さがし	A			さいたま市立馬宮東小学校	小学校	68	2	5	・竹細工・虫さがしを実施した。
55	2013/10/25	竹細工・虫さがし	A	B		北本市立北本北小学校	小学校	91	2	8	・竹細工・虫さがしを実施した。
56	2013/10/28	ネイチャーハント	B			志木市立志木小学校	小学校	100	2	8	・ネイチャーハントを実施した。
57	2013/10/29	コースターのキーホルダー作りと虫さがし	A	B		桶川市立桶川西小学校	小学校	111	3	8	・コースターのキーホルダー作りと虫さがしを実施した。
58	2013/10/30	コースターのキーホルダー作りと植物の不思議	A	B		北本市立東小学校	小学校	94	1	9	・コースターのキーホルダー作りと植物の不思議を実施した。
59	2013/10/31	コースターのキーホルダー作りと虫さがし	A	B		志木市立宗岡第二小学校	小学校	75	2	7	・コースターのキーホルダー作りと虫さがしを実施した。
60	2013/11/7	コースターのキーホルダー作りと動物の親子	A	C		鴻巣市立松原小学校	小学校	119	2	9	・コースターのキーホルダー作りと動物の親子を実施した。

61	2013/11/9	竹パン作りと動物の親子	D	C	有料	チャレンジキッズ滑川	その他	62	2	2	・竹パン作りと動物の親子を実施した。
62	2013/11/11	コースターのキーホルダー作りと動物の親子	A	C		川島町立中山小学校	小学校	63	1	3	・コースターのキーホルダー作りと動物の親子を実施した。
63	2013/11/12	ネイチャーハント	B			鴻巣市立松原小学校	小学校	56	1	8	・ネイチャーハントを実施した。
64	2013/11/13	ネイチャーハント	B			川口市立差間小学校	小学校	107	3	4	・ネイチャーハントを実施した。
65	2013/11/15	コースターのキーホルダー作りと葉っぱのカルタ	A	B		北本市立石戸小学校	小学校	51	1	3	・コースターのキーホルダー作りと葉っぱのカルタを実施した。
66	2013/11/16					くまがやネイチャーゲーム	その他				キャンセル
67	2013/11/18	コースターのキーホルダー作りと自然観察ビンゴ	A	B		新座市立野寺小学校	小学校	96	2	5	・コースターのキーホルダー作りと自然観察ビンゴを実施した。
68	2013/11/19	ネイチャーハント	B			戸田市立美女木小学校	小学校	89	2	4	・ネイチャーハントを実施した。
69	2013/11/21	ネイチャーハント	B			川口市立鳩ヶ谷小学校	小学校	72	2	4	・ネイチャーハントを実施した。
70	2013/11/22	ネイチャーハント	B			北本市立北本西小学校	小学校	107	2	6	・ネイチャーハントを実施した。
71	2013/11/23	ピザ作り	D		有料	チャレンジキッズ滑川	その他	45	2	5	・ピザ作りを実施した。
72	2013/11/26	コースターのキーホルダー作りと葉っぱのカルタ、動物の親子	A	C		新座市立第四小学校	小学校	124	2	8	・コースターのキーホルダー作りと葉っぱのカルタ、動物の親子を実施した。
73	2013/11/29	竹細工と葉っぱのカルタ	A	B		行田市立太田東小学校	小学校	40	1	7	・竹細工と葉っぱのカルタを実施した。
74	2013/11/30	落ち葉ボックスの観察とコースター作り	B	A		川越市北公民館	その他	20	2	2	・落ち葉ボックスの観察とコースター作りを実施した。
75	2013/12/1	ピザ作りと動物の親子	D	C	有料	群馬国際アカデミー	その他	53	2	4	・ピザ作りと動物の親子を実施した。
76	2013/12/4	「森のリース作り」研修会	A			ボランティア研修会	その他	0	2	7	・「森のリース作り」研修会を実施した
77	2013/12/14	焼き芋作りとアースアート	D	A	有料	チャレンジキッズ滑川	その他	58	2	7	・焼き芋作りとアースアートを実施した。
78	2013/12/18	「ミニ門松作り」研修会	A			ボランティア研修会	その他	0	2	7	・「ミニ門松作り」研修会を実施した
79	2014/1/15	「焼き芋作り」研修会	D			ボランティア研修会	その他	0	2	10	・「焼き芋作り」研修会を実施した
80	2014/1/18	ピザ作り	D		有料	くまがやネイチャーゲームの会	その他	13	2	6	・ピザ作りを実施した。
81	2014/2/1	ピザ作り	D		有料	リベルタサッカースクール	その他	56	3	5	・ピザ作りを実施した。
82	2014/2/4	コースターのキーホルダー、小枝の写真立て、森のうさぎ	A	C		鶴ヶ島中学校	中学校	99	2	8	・コースターのキーホルダー、小枝の写真立て、森のうさぎを実施した。
83	2014/2/8		D			リベルタ野球スクール	その他				雪のため中止となった。 4月に延期。
84	2014/3/15	うどん作り、動物の親子	D	C	有料	カワイ英語教室	その他	42	3	4	・うどん作り、動物の親子を実施した。
								3,473	108	344	

クラフト系	A	34
自然観察系	B	13
環境教育ゲーム	C	10
食べ物系	D	14
セルフガイド	E	2
		73

	件数	参加人数
小学校	37	2,637
中学校	2	99
その他	24	737
計	63	3,473

H24　専門家ガイドツアー

	月日	講師名	参加者数	テーマ	コース
1	10/6	園芸研究家 鳥居　恒夫氏	31	秋の木の実と花あるきツアー	ボーダー花壇ほか
2	10/20	NHK趣味の園芸講師 小黒　晃氏	26	夏の暑さにまけない ペレニアルガーデン講座	ボーダー花壇ほか
3	11/3	樹木医 福島　公雄氏	13	Drフクシマの 樹木の病害と樹勢回復講座	生垣園・花木園ほか
4	11/4	ガーデンデザイナー 加庭　理恵氏	31	色使いで差がつく 庭の花あしらい講座	ボーダー花壇ほか
5	11/17	植物画家 山田　道恵氏	13	絵ごころ紅葉ガイドツアー ＆はじめての植物画体験	カエデ園
6	11/18	管理センター長・樹木医 金児維知郎	51	Dr.カネコの 紅葉の不思議	カエデ園
7	11/25	NHK趣味の園芸講師 川原田　邦彦氏	35	カエデの魅力	カエデ園
8	3/2	国際雪割草協会　幹事 飯塚　克身氏	15	雪割草	展示棟、カエデ園
9	3/3	国際雪割草協会　幹事 飯塚　克身氏	9	雪割草	展示棟、カエデ園

H25　専門家ガイドツアー

	月日	講師名	参加者数	テーマ	コース
1	5/26	植物画家 山田　道恵氏	14	専門家ガイドツアー 「はじめての植物画体験　ハーブ＆バラ」	ハーブガーデン
2	6/15	ムラサキ栽培担当 岡田　豊国（公園スタッフ）	28	専門家ガイドツアー 「特別公開！ムラサキバックヤードツアー」	第二苗圃
3	7/20	千葉大学大学院　永留 真雄	36	専門家ガイドツアー 「ヤマユリ　その魅力」	生垣園・カエデ園・ ボーダー花壇
4	8/16	(公財)埼玉県生態系保護協会会員 大久保　茂徳氏	27	専門家ガイドツアー 「里山の夏の虫たち」	展示棟・渓流広場・ 水生植物の池ほか
5	9/22	キノコ入門講座代表 大舘　一夫氏	40	専門家ガイドツアー 「植物のめぐみ①　キノコ観察会」	カエデ園
6	10/6	星薬科大学名誉教授 南雲　清二氏	21	専門家ガイドツアー 「植物のめぐみ②　薬草をめぐる」	ボーダー花壇・ 花木見本園
7	10/19	NHK趣味の園芸講師 小黒　晃氏	18	専門家ガイドツアー 「ペレニアル（宿根草）ガーデン講座」	ハーブガーデン・ ボーダー花壇
8	11/16	管理センター長・樹木医 金児維知郎	26	専門家ガイドツアー 「カエデの不思議」	カエデ園
9	11/24	NHK趣味の園芸講師 川原田　邦彦氏	52	専門家ガイドツアー 「カエデ、その魅力」講演会	展示棟、カエデ園

平成24年度　自主イベント　一覧

実施日	行為の種類	参加人数	概要	運営体制・調整記録
2012/4/15 ～ 2012/4/15	ワンダーグローブ号 熱気球係留体験搭乗	169	熱気球の体験搭乗	―
2012/8/12 ～ 2012/8/26	光と影のゆらゆらファンタジー	3,837	色とりどりにライトアップされたモビールとそのシルエットが作り出す幻想的で新感覚の体験をお楽しみいただくミステリアスな夜間イベント。	―
2012/11/3 ～ 2012/12/9	しんくんの宝箱を探そう	2,102	サイクリングロード内に設置されたクイズに挑戦しながら、謎を解いていく。全問正解者には宝箱のプレゼントがある。	―
2012/12/15 ～ 2012/12/15	スターライトクリスマス 点灯式&オープニングセレモニー	―	スターライトクリスマス実施に伴い、西武ライオンズの選手2名を招聘し、点灯式並びにトークショーを実施。	―
2012/11/3 ～ 2012/12/9	早春サイクリングクイズラリー しんくんの宝箱を探そう	2,102	サイクリングロード内に設置されたクイズに挑戦しながら、謎を解いていく。全問正解者には宝箱のプレゼントがある。	―
2013/2/2 2013/2/2	スノーアートコンテスト	39	苗場プリンスホテルゲレンデの雪を運搬し、その雪を使って雪像を制作していただく。	実施内容は別紙の通りである。実施準備に関しては施設管理課にも工事業者への対応をしてもらい、安全管理を徹底し、入園者に迷惑をかけることの無い様にする。管理センターからも適宜確認を行うことで、実施にあたり特に問題はないと考える。また、冬季の公園の利用促進につながるものである。
2013/2/22 2013/2/23	馬との出会い体験	61	ブラッシングや餌やり、乗馬を通して馬とのふれあいをお楽しみいただくイベント。	実施内容は別紙の通りである。園内の利用にあたっては、安全管理を徹底し、実施日についても管理センターが指導し、他の入園者に迷惑をかけることのないよう実施する。 昨年の紅葉見ナイトにて、馬のイベント実施の実績があり、今回のイベントについても公園利用促進の一環として有効であると考える。また管理センターと十分な協議のもとにイベントを実施すること、管理センターからも適宜確認することで、特に問題はないと考える。
2013/2/24 ～ 2013/2/24	親子でケーキのデコレーション	67	品川プリンスホテルのシェフパティシエを招聘してのケーキ作り教室。	―
2013/2/9 ～ 2013/3/20	早春サイクリングクイズラリー しんくんの宝箱を探そう	2,102	サイクリングロード内に設置されたクイズに挑戦しながら、謎を解いていく。全問正解者には宝箱のプレゼントがある。	―

平成25年度　自主イベント　一覧

実施日	行為の種類	参加人数	概要	運営体制・調整記録
2013/4/6 ～ 2013/4/6	手絞り椿油入り！ 手作りミニ石鹸を作ろう	40	椿の実から油を絞る実演と、素地に色づけして好きな形を作るせっけん作りを行った。	－
2013/7/13 2013/9/1	涼風まつり	130,000	夜間開園を実施。	－
2013/7/13 ～ 2013/7/15	水遊び場 ジャンプゾーン＆パドルボート	199	逆バンジーのアトラクションとパドルボート	－
2013/8/9 ～ 2013/8/18	水遊び場 ジャンプゾーン＆パドルボート	617	逆バンジーのアトラクションとパドルボート	－
2013/8/11 ～ 2013/8/11	ワンコイン納涼寄席	19	納涼寄席、講談と落語	－
2013/7/20 ～ 2013/9/1	人力カキ氷	167	発電自転車でカキ氷作り	－
2013/8/1 ～ 2013/8/31	お化け屋敷	1,795	お化け屋敷	－
2013/7/20 ～ 2013/9/31	仮面ライダー サイクリングクイズラリー	265	サイクコースに仮面ライダークイズを設置、景品と交換	－
2013/8/29 2013/9/1	気仙沼・東松島物産市	250	東北復興支援も兼ねて、気仙沼、東松島より物産市を開催。 売上げはすべて出展者に帰属させる。	－

平成24年度　持込イベント　一覧

実施日	行為の種類	申請者	参加人数	概要	運営体制・調整記録
2012/11/7 ～　2012/12/7	セグウェイナイトツアー	NPO法人 インフォメーションセンター	21	紅葉見ナイト実施に伴い、近未来型の乗り物「セグウェイ」に乗りながら、カエデ園をはじめとする夜間の園内の魅力をお楽しみいただく。	園内の利用にあたっては、安全管理を徹底し、他の入園者に迷惑をかけることのないよう指導する。より安全に実施するためにイベント主催者との事前調整を重ね、センター職員による当日の確認を行うことにより、実施にあたり特に問題はないと思われる。
2012/7/21	音楽イベントの実施	㈱本田技術研究所 研友会　音楽部	15	運動広場野外ステージにおいて、「㈱本田技術研究所音楽サークル発表会」を実施。	園内の利用にあたっては、安全管理を徹底し、他の入園者に迷惑をかけることのないよう指導する。
2012/9/1	自転車を利用したイベントの実施	株式会社 シクリズムジャポン	100	平成24年9月1日(土)7:30～18:00(準備・片付けを含む)に自転車を利用したイベントを実施。 使用エリアは、北サイクリングコース及び北サイクリングセンター前広場となっている。 また、前日8月31日(金)11:00～17:00に準備作業を行い、テント等を設置する。	園内の利用にあたっては、安全管理を徹底するため、各コース上の要所に監視・誘導員を配置し、他の入園者に迷惑をかけることのないよう指導する。当日の混乱を避けるため、公園ホームページ・各ゲート・各サイクリングセンター等にて、イベント実施についての告知を来園者へ行い、周知を図る。
2012/9/30	親睦ウォーキング大会の実施	埼玉県印刷工業組合	230	平成２４年９月３０日（日）に親睦ウォーキング大会を実施するため、コース上に案内標識を１５ケ所を設置。 参加者は２３０名程度を予定している。	朝の集合時に２３０名が一同に集う際および自転車で園内を走る際に、他の入園者に迷惑をかけることのないよう、また安全管理を徹底するよう指導する。
2012/10/12	アマチュア無線コンテスト　第２５回フォックスハンティング大会の実施	埼玉県高等学校 アマチュア無線連盟	85	平成２４年１０月１２日（金）10:30～16:30に、アマチュア無線コンテスト「第２５回フォックスハンティング大会」を実施。 大会本部を展望レストランに設置し、園内全域を利用する。	園内の利用にあたっては、安全管理を徹底し、他の入園者に迷惑をかけることのないよう指導する。
2012/9/23	自転車を利用したイベントの実施	東京都自転車競技連盟	100	平成24年9月23日(日)9:30～17:30(準備・片付けを含む)に自転車を利用したイベントを実施。 使用エリアは、北サイクリングコース、及び北サイクリングセンター前広場となっている。	園内の利用にあたっては、安全管理を徹底するため、各コース上の要所に監視・誘導員を配置し、他の入園者に迷惑をかけることのないよう指導する。当日の混乱を避けるため、公園ホームページ・各ゲート・各サイクリングセンター等にて、イベント実施についての告知を来園者へ行い、周知を図る。
2012/10/27 ～　2012/10/28	自転車を利用したイベントの実施	東日本学生サイクリング連盟	100	平成24年10月27日(土)、10月28日（日）9:00～16:30(準備・片付けを含む)に自転車を利用したイベントを実施。 使用エリアは、北サイクリングコース及び北サイクリングセンター前広場となっている。	園内の利用にあたっては、安全管理を徹底するため、各コース上の要所に監視・誘導員を配置し、他の入園者に迷惑をかけることのないよう指導する。当日の混乱を避けるため、公園ホームページ・各ゲート・各サイクリングセンター等にて、イベント実施についての告知を来園者へ行い、周知を図る。
2012/10/20 ～　2012/10/21	第13回歩いて学ぶ糖尿病ウォークラリーの実施	ノボ　ノルディスク ファーマ株式会社	460	平成24年10月20日（土）17:00～19:00（準備）、10月21日（日）8:00～18:00（準備･撤去を含む）において、「第14回歩いて学ぶ糖尿病ウォークラリー」を実施。 園内に持込テント3基、簡易テント3基（貸出）を設置希望である。	スケジュールについては管理センターと要連絡。10/20（土）は閉園後の準備だが一般来園者がいないこと、管理センターが取材と同様に帯同することから夜間開園する必要はないと思われる。
2012/10/28	第23回埼歯健康ウォーキングの実施	社団法人 埼玉県歯科医師会	300	平成24年10月28日（日）8:30～13:00（準備時間等含む）に、同会員及びその家族などを対象としたウォーキングイベントを実施。中央口～運動広場を歩いた後、運動広場ステージ付近においてストラックアウト大会や丸太切り競争等のイベントを実施する。	園内の利用にあたっては、安全管理を徹底し、他の入園者に迷惑をかけることのないよう指導する。
2010/10/16 ～　2010/10/23	平成22年度「花とみどりの楽校」の実施		60	平成22年10月16日（土）、10月23日（土）花とみどりの楽校を実施したい旨の許可申請である。参加予定人数は各回30名である。	花とみどりの楽校の内容およびスケジュール、予算書は別紙の通りである。研修室の利用にあたっては、安全管理を徹底すること、園内では他の入園者に迷惑をかけることのないよう指導する。 実施については、ボランティアが主体となって進めるほか、植物園スタッフが監視監督しているので、実施に当たり問題はないと考えられる。

平成25年度　持込イベント　一覧

実施日	行為の種類	申請者	参加人数	概要	運営体制・調整記録
2013/4/1 ～ 2014/3/31	セグウェイによる自然体験イベントの実施	NPO法人 インフォメーションセンター	700	許可日～平成26年3月31日(月)に、セグウェイによる自然体験イベントを実施。セグウェイツアーについては、大園路沿いを主要ルートとして実施し、季節や利用状況に応じてルートを設定する。期間中、セグウェイについては管理センターで保管する。	園内の利用にあたっては、安全管理を徹底し、セグウェイの運行ルートおよび実施日についても、管理センターが指導し、他の入園者に迷惑をかけることのないよう実施する。
2013/4/1 ～ 2014/3/31	園内に生息する動植物の調査、自然観察会の開催	NPO法人 武蔵丘陵森林公園の自然を考える会	－	平成25年4月1日（月）～平成26年3月31日（月）の期間において、園内の動植物の調査、及び自然観察会（毎月1～2回）を実施。	園内においては安全管理を徹底し、他の入園者に迷惑をかけることのないよう指導する。 調査は開園時間内を基本とし、開園時間外の調査が必要な場合は、事前に管理センターと協議することとする。
2013/4/13 2013/4/14	ツリーケアプロダクツテクニカルセミナー	㈱ケーイーエム	70	ツリーケア(樹木作業)に従事する方々へ安全性を向上させるためのロープワーク、リスクマネジメントの技術講習会。	園内においては安全管理を徹底し、他の入園者に迷惑をかけることのないよう指導する。 調査は開園時間内を基本とし、開園時間外の調査が必要な場合は、事前に管理センターと協議することとする。
2013/4/27 ～ 2013/5/6	みんなのふれあい移動動物園	㈲島田動物舎	9,237	移動動物園、ポニーの乗馬体験	園内の利用にあたっては、安全管理を徹底し、他の入園者に迷惑をかけることのないよう指導する。
2013/4/27 ～ 2013/5/6	わくわく青空縁日	サウンドキー㈱	5,882	ふわふわ、ポップコーン、輪投げ、宝探し、キーホルダー作りの5アイテム	園内の利用にあたっては、安全管理を徹底し、他の入園者に迷惑をかけることのないよう指導する。
2013/5/11	社内レクリエーション	東和銀行従業員組合	500	展望広場をスタートして各チェックポイントを回り、運動競技やクイズを実施するウォークラリー。	園内においては安全管理を徹底し、他の入園者に迷惑をかけることのないよう指導する。 調査は開園時間内を基本とし、開園時間外の調査が必要な場合は、事前に管理センターと協議することとする。
2013/9/14	自転車を利用したイベントの実施	株式会社シクリズムジャポン	100	平成25年9月14日7:30～18:00(準備・片付けを含む)に自転車を利用したイベントを実施。 使用エリアは、北サイクリングコース及び北サイクリングセンター前広場となっている。 また、前日11:00～17:00に準備作業を行い、テント等を設置する。	園内の利用にあたっては、安全管理を徹底するため、各コース上の要所に監視・誘導員を配置し、他の入園者に迷惑をかけることのないよう指導する。当日の混乱を避けるため、公園ホームページ・各ゲート・各サイクリングセンター等にて、イベント実施についての告知を来園者へ行い、周知を図る。
2013/9/21 2013/9/22	秋のハーブフェア	Herbal MOMO	140	植物園のハーブや花壇が充実する時期に、ハーブに関するイベントを実施。ワークショップや商品販売、ハーブオイル作り、身にハーブガーデン作りなどを実施。	園内の利用にあたっては、安全管理を徹底し、他の入園者に迷惑をかけることのないよう指導する。
2013/9/29	第14回歩いて学ぶ糖尿病ウォークラリーの実施	ノボ　ノルディスクファーマ株式会社	460	平成25年9月29日　8:00～9:50（準備）、9:50～15:00(実施)、15:00～16:00(撤去)において、「第14回歩いて学ぶ糖尿病ウォークラリー」を実施。 園内に持込テント3基、簡易テント3基（貸出）を設置希望である。	園内においては安全管理を徹底し、他の入園者に迷惑をかけることのないよう指導する。 調査は開園時間内を基本とし、開園時間外の調査が必要な場合は、事前に管理センターと協議することとする。
2010/10/16 ～ 2010/10/23	平成22年度「花とみどりの楽校」の実施		60	平成22年10月16日（土）、10月23日（土）花とみどりの楽校を実施したい旨の許可申請である。参加予定人数は各回30名である。	花とみどりの楽校の内容およびスケジュール、予算書は別紙の通りである。研修室の利用にあたっては、安全管理を徹底すること、園内では他の入園者に迷惑をかけることのないよう指導する。 実施については、ボランティアが主体となって進めるほか、植物園スタッフが監視監督しているので、実施に当たり問題はないと考えられる。

別紙１６

広報・報道実績

月	平成 23 年度　報道件数				計
	テレビ	ラジオ	新聞	雑誌	
4 月	15	0	4	36	55
5 月	27	1	4	19	51
6 月	2	0	4	24	30
7 月	1	1	4	31	37
8 月	9	0	3	20	32
9 月	3	0	13	36	52
10 月	30	2	6	24	62
11 月	15	2	9	30	56
12 月	1	0	1	25	27
1 月	15	0	3	18	36
2 月	3	0	4	34	41
3 月	4	1	4	32	41
計	125	7	59	329	520

月	平成 24 年度　報道件数				計
	テレビ	ラジオ	新聞	雑誌	
4 月	1	0	3	8	12
5 月	4	0	1	8	13
6 月	3	0	6	12	21
7 月	1	0	8	13	22
8 月	34	1	4	9	48
9 月	8	0	5	17	30
10 月	7	1	3	8	19
11 月	38	0	7	12	57
12 月	50	0	2	13	65
1 月	32	0	0	10	42
2 月	23	0	2	17	42
3 月	30	1	4	19	54
計	231	3	45	146	425

月	平成 25 年度　報道件数				計
	テレビ	ラジオ	新聞	雑誌	
4 月	20	0	2	16	38
5 月	50	1	5	12	68
6 月	14	0	4	13	31
7 月	40	0	6	22	68
8 月	48	0	4	16	68
9 月	48	0	3	21	72
10 月	39	1	8	26	74
11 月	32	0	5	22	59
12 月	42	1	3	29	75
1 月	25	1	3	29	75
2 月	32	0	4	36	72
3 月	56	0	8	24	88
計	446	3	55	253	757

主な報道先

・テレビ： NHK、テレビ埼玉
・ラジオ： FM NACK5、TBS ラジオ
・新聞：　埼玉新聞、讀賣新聞
・雑誌：　シティリビング、埼北よみうり新聞、ぱど、NHK 出版

別紙１７

ホームページアクセス件数

月	平成 23 年度 HPアクセス件数	平成 24 年度 HPアクセス件数	平成 25 年度 HPアクセス件数
4 月	114,353	125,604	184,317
5 月	118,075	117,946	180,676
6 月	58,765	66,980	85,495
7 月	73,007	76,878	85,875
8 月	79,914	85,231	72,122
9 月	76,614	76,601	58,600
10 月	87,578	107,194	105,220
11 月	124,888	133,503	154,144
12 月	48,628	59,452	77,920
1 月	43,185	53,040	65,599
2 月	53,504	67,000	75,550
3 月	75,350	108,343	105,063
計	953,861	1,077,772	1,250,581

別紙１８

開園時間延伸状況

【H23】

エリア	期間	延伸理由	開園時間
供用区域 （中央口～カエデ園～植物園）	平成 23 年 11 月 5 日～11 月 30 日 平成 23 年 12 月 1 日～12 月 4 日	紅葉見ナイト開催	16:30～20:30
特設マラソンコース及び運動広場	平成 24 年 2 月 11 日	完走マラソン大会	7:30～9:30

【H24】

エリア	期間	延伸理由	開園時間
西口広場	平成 24 年 4 月 15 日	熱気球イベント	8:30～9:30
南口エリア	平成 24 年 7 月 28 日	夜間観察会（里山体験塾）	17:00～20:00
南口エリア	平成 24 年 8 月 25 日	夜間観察会（NPO 自然を考	17:00～20:30
中央口広場	平成 24 年 8 月 12 日～8 月 26 日	光と影のゆらゆらファンタジー開催	17:00～21:00
供用区域 （中央口～カエデ園～植物園）	平成 24 年 11 月 3 日～11 月 30 日 平成 24 年 12 月 1 日～12 月 9 日	紅葉見ナイト開催	16:30～20:30 16:00～20:30
供用区域 （中央口～針葉樹園）	平成 24 年 12 月 15 日～12 月 25 日	スターライトクリスマス開催	16:00～20:30
特設マラソンコース及び運動広場	平成 25 年 2 月 11 日	完走マラソン大会	7:30～9:30
特設マラソンコース及び運動広場	平成 25 年 2 月 17 日	第 12 回キッズクロスカントリーリレー大会	8:30～9:30

別紙１８

【H25】

エリア	期間	延伸理由	開園時間
中央口広場	平成 25 年 7 月 27 日～8 月 31 日	涼風まつり開催	17:00～21:00
南口エリア	平成 25 年 7 月 27 日･28 日	夜間観察会（里山体験塾）	17:00～21:00
南口エリア	平成 25 年 8 月 24 日	夜の鳴く虫観察会	17:00～21:00
供用区域 （中央口～カエデ園～植物園）	平成 25 年 11 月 1 日～11 月 30 日 平成 25 年 12 月 1 日	紅葉見ナイト開催	16:30～20:30 16:00～20:30
供用区域 （中央口～針葉樹園）	平成 25 年 12 月 13 日～12 月 25 日	スターライトクリスマス開催	16:00～20:00
供用区域 （中央口～針葉樹園）	平成 26 年 2 月 1･2･7 日 (2 月 8 日以降は、積雪のため中止。)	スターライトイルミネーション開催	16:00～20:00
特設マラソンコース及び運動広場	平成 26 年 2 月 11 日	完走マラソン大会	7:30～9:30
特設マラソンコース及び西口広場	平成 26 年 3 月 21 日	ベジタブル森林公園マラソン大会	7:30～9:30

別紙１９

混雑時の状況

平成 24 年度ＧＷ報告

1　入園者数・駐車台数・貸自転車比較

h23		h24		入園者数		駐車台数		貸自転車	
				h23	h24	h23	h24	h23	h24
4月27日	水			1,611		216		73	
4月28日	木			3,325		325		39	
4月29日	金			29,526		2,311		2,215	
4月30日	土	4月28日	土	14,355	5,367	1,897	871	2,224	1,047
5月1日	日	4月29日	日	3,156	35,623	538	2,825	807	2,495
5月2日	月	4月30日	月	2,897	14,061	509	1,854	564	2,173
5月3日	火	5月1日	火	16,441	2,015	2,179	260	2,334	291
5月4日	水	5月2日	水	53,836	53	3,290	7	2,636	1
5月5日	木	5月3日	木	16,537	16	1,823	1	2,263	0
		5月4日	金		14,400		1,275		1,755
		5月5日	土		33,222		3,180		2,707
		5月6日	日		6,122		907		1,174
計		計		141,684	110,879	14,408	5,818	13,155	6,007
増減					−30,805		−8,590		−7,148
4/28～5/6の9日間の計				141,684	110,879	12,798	10,650	12,798	10,819
増減					−30,805		−2,148		−1,979

＊駐車場満車、サイクリング自転車貸出時刻について

4月29日 来園者数:35，623名

場所	時間	南	中央1	中央2	中央3(臨時)	西	北
駐車場	開場時間	8:10	8:20	8:20	10:15	8:20	9:15
	満車時間	12:32	9:20	10:25	12:35	10:55(閉鎖)	
	解除時間	15:10	15:30	15:30	15:00	15:15	
サイクル	貸出し終了	10:55	10:25			10:00	11:00
	待ち時間	(120分待)	(120分待)			(120分待)	(120分待)

4月30日 来園者数:14，061名

場所	時間	南	中央1	中央2	中央3(臨時)	西	北
駐車場	開場時間	8:20	8:20	8:20		8:20	8:20
	満車時間		10:20	10:48		10:20	
	解除時間		14:15	14:15		13:50	
サイクル	貸出し終了	10:30	10:13			10:17	
	待ち時間	(90分待)	(150分待)			(120分待)	

5月1日　来園者数:2，015名

5月2日　来園者数:53名

5月3日　来園者数:16名

5月4日　来園者数:14，400名

場所	時間	南	中央1	中央2	中央3(臨時)	西	北
駐車場	開場時間	8:30	8:30	8:30		8:30	8:30
	満車時間		10:30				
	解除時間						
サイクル	貸出し終了		11:45			10:50	
	待ち時間		(60分待)			(90分待)	

5月5日　来園者数:33，222名

場所	時間	南	中央1	中央2	中央3(臨時)	西	北
駐車場	開場時間	8:00	8:00	8:00	10:30	8:00	8:00
	満車時間	11:15	8:30	9:35	11:45	9:30	11:30
	解除時間	14:50	16:00	16:00	15:40	16:00	14:20
サイクル	貸出し終了	9:45	9:20			9:30	10:00
	待ち時間	(120分待)	(150分待)			(120分待)	(120分待)

2　主なイベント実施状況

イベント名	実施日	参加人数
フィールドビンゴで自然を感じよう	4/28～5/6	2,250 名
しんくんりんちゃんと記念撮影	4/28～30、5/3～6	3,523 名
オリエンテーリング教室	4/30	951 名
昔懐かし昭和あそび	4/29	906 名
ポピー畑乗馬トレッキング	4/28～29	530 名
ポピー摘み取り体験	5/6	542 名
さくらそう講演会	4/29、5/4	93 名



しんくん、りんちゃん記念撮影



さくらそう講演会



昔懐かし昭和あそび



フィールドビンゴ



乗馬トレッキング



おもしろ自転車

3　スタッフの配置

●職員（管理センター、植物園）　平均 25 名/日（全員出勤体制）

●常勤パートアルバイト　平均 51 名/日

●臨時応援アルバイト　平均 37 名/日

●社員応援　平均　7 名/日

合計 120 名/日

●券売所・レストラン関係

券売所はスタッフ（アルバイト含む）を増員し、お客様対応の充実を図った。

発券は券売機を主体に対応した。南持込道入口は手売券販売を行った。

レストランは、アルバイト等人数を増員するとともに券売機を増設し、お客様がスムーズ注文できるように対応した。

●駐車場関係

当日の状況により、駐車場の開場を８：００～８：３０間で臨機応変に対応した。

警備員を南（２～４名）、西（３～４名）、中央駐車場（３～7 名）に配置し整理誘導にあたるとともに、ピーク時には、センターの職員が場内の縦列駐車の誘導を行うなどできる限り混雑が緩和されるように努めた。

さらに、通行車両や駐車場間の県道を横断する歩行者の誘導を行なうことにより入口周辺の渋滞緩和、利用者の安全確保に努めた。特に、中央第１、２駐車場入口付近の県道においては、駐車場の空き待ち車両で道路が混雑し、直進車両の走行スペースを確保するため「満車看板」「公園駐車場左へ寄れ」の案内を適時実施し直進車両の誘導にあたった。

５月５日は、５月４日（無料開園日）の雨天の影響もあり、来園者が集中したため全駐車場満車状態の混雑となり、各駐車場にも入場待ちの車列が発生した。

●ポンポコマウンテン

ポンポコマウンテンには、期間中３名の巡視員（利用安全サービス保員適時巡回、警備員 1、アルバイト１）を配置し、園内放送・看板での注意喚起に加えて、巡視員・警備員による利用指導を行った。また、期間中は終日大人（高校生以上）の利用制限を行い安全管理の徹底を図った。

（制限については、園内放送・公園ＨＰ掲載・園内掲示にて事前案内を実施）

●わんぱく広場

わんぱく広場内には期間中４名の巡視員を配置（利用サービス保員１、警備員２、アルバイト１名を配置）し、迅速な怪我人対応など救護体制の拡充を図った。

なお、平成 24 年度４月から新しくなった遊具「元気もりもり号」には、利用が集中すると予想し監視員を常駐させ監視強化を図った。



ぽんぽこマウンテン



冒険広場「元気もりもり号」

●サイクリングコース

朝、昼、夕の定期巡回に加え、コース内で最も混雑するＰ２（ぽんぽこマウンテン駐輪場）へ、利用安全サービスから１名を適時配置し自転車整理･園内案内・自転車乗り間違いの注意喚起等をおこない、飛び出しや接触等による事故防止に努めた。

●園内バス

通常は２台編成でダイヤ運行しているところを期間中は臨時園内バス２台を加え４台編成で随時運行とし、利用者の輸送に努めたが、園路を通行するお客様が多く、バスの通行が困難な状況となるため、全体的にはかなりの遅れが発生し１時間程度の待ち時間が出ていました。

また、西口経由の園内バスが満員状態となってしまったので、中間の停留所の山野草コース停留所、中央橋停留所で多くお客様の積み残しが発生したため、園内臨時バスの運行調整、係員による案内、対応、園内放送による利用案内を実施した。



サイクルロードＰ２付近（4 月 29 日）



園内バス待ち状況（5 月 4 日）

4　管理運営上の課題

①駐車場整理

4 月 29 日：西駐車場満車、中央と南がほぼ満車のため第３駐車場を開場し駐車した。一時的に公道に車列ができた。（一般市民からの２件の苦情電話があった）

4 月 30 日：中央、西駐車場満車となったが南口駐車場に余裕があるため、南駐車場へ誘導。

5 月　3 日：大雨と停電による開園時間の遅れなど発生し、来園者 16 名であった。

5 月　4 日：中央、西駐車場満車となったが南口駐車場に余裕があるため、南駐車場へ誘導。

5 月　5 日：全ての駐車場が満車、南、中央、西は駐車待ちの車列が 12：00～14：00 頃まで発生した。職員応援による交通整理や園内放送で来園者に注意喚起を図った。警察からの苦情等は発生していない。

②レンタサイクル

各サイクリングセンターとも平均して２時間程度の待ち状況であった。

③その他

5 月 3 日は、2 日夜から発生した停電及び大雨により開園時間が 11:30 分となった。

５　ご意見箱

期間中のご意見の概要は「良かった 10 件」「気づいた点 10 件」（詳細は下記のとおり）

H23　GWご意見集計（4/28～5/6）					
	内　　容	件数		内　　容	件数
良かった点	職員がやさしく接してくれた。	1	気づいた点	球根、花、苗の配布を希望します。	1
	むらさきのアネモネが素敵でした。	1		わんぱく広場のターザンロープのひもが短くてタイヤに当たるので検討してください。	1
	自然が綺麗で楽しい１日でした。	1		ＧＷ期間中は 9:00 入園にしてほしい。	1
	いつ来ても綺麗な花をありがとう。退院して一週間目うれしかった。	1		ポンポコマウンテンは乳児を連れての入場を規制すべき、子どもの脳への影響が心配です。	1
	来園者がみんな花を見て笑顔でした。	1		園内バスはとても便利で広い園内を移動するのに良いと思うのですが電気動力のものを検討してください。	1
	無料開園日がありがたい。	1		順路などたて看板が少ない。	1
	各所設備の整理など驚くほど綺麗に気持ちよかった。すばらしい時間をすごすことが出来た。	1		園内表示を多く大きく見やすくしてほしい。	1
	さくらそうのスタンプコーナーが楽しかった。	1		自転車やトイレが不足していると感じた。	2
	鳥の鳴き声聞こえて感動した。	1		ビンゴシートの中身を探すのが少し大変だった。	1
	森の中を歩くと、いろいろな発見できていいなと感じました。	1			

６　事故、迷子等

事故、迷子等

- 事故記録

  セグウエーによるバギー車との接触事故（車輪の破損）

  スタッフがお客の犬にスラックスの上から咬まれる（軽症）

- ぽんぽこマウンテン

  ７歳男子着地をミスして転倒右肘骨折の疑い　　（昨年　軽症２件）

- サイクリングコース

  ０件　　（昨年　軽症３件）

- わんぱく広場

  むさしキッズドーム／２歳女子の目に砂が入った。　　（昨年　重症１件）

  水遊び場／０件　　（昨年　０件）

  冒険コース／０件　　（昨年　２件）

  西口広場／６５歳男性サッカー遊びにて左膝骨折か　　（昨年　軽症２件）

- 迷子件数　　総数１１２件　　（１昨年９１件）

  利用サービス室取り扱い：４４件

  水遊び案内所取り扱い　：６８件

駐車場付近混雑状況（5月5日撮影）

南口駐車場









中央口駐車場









西口駐車場





北口駐車場





その他エリアの混雑状況

サイクルロードパーキング状況



園内バス停留所状況



南持ち込み口開場状況



中央口開園時状況



園内バス停留所状況



南口開園状況



しんくんりんちゃん撮影会（南口）



キッズドーム

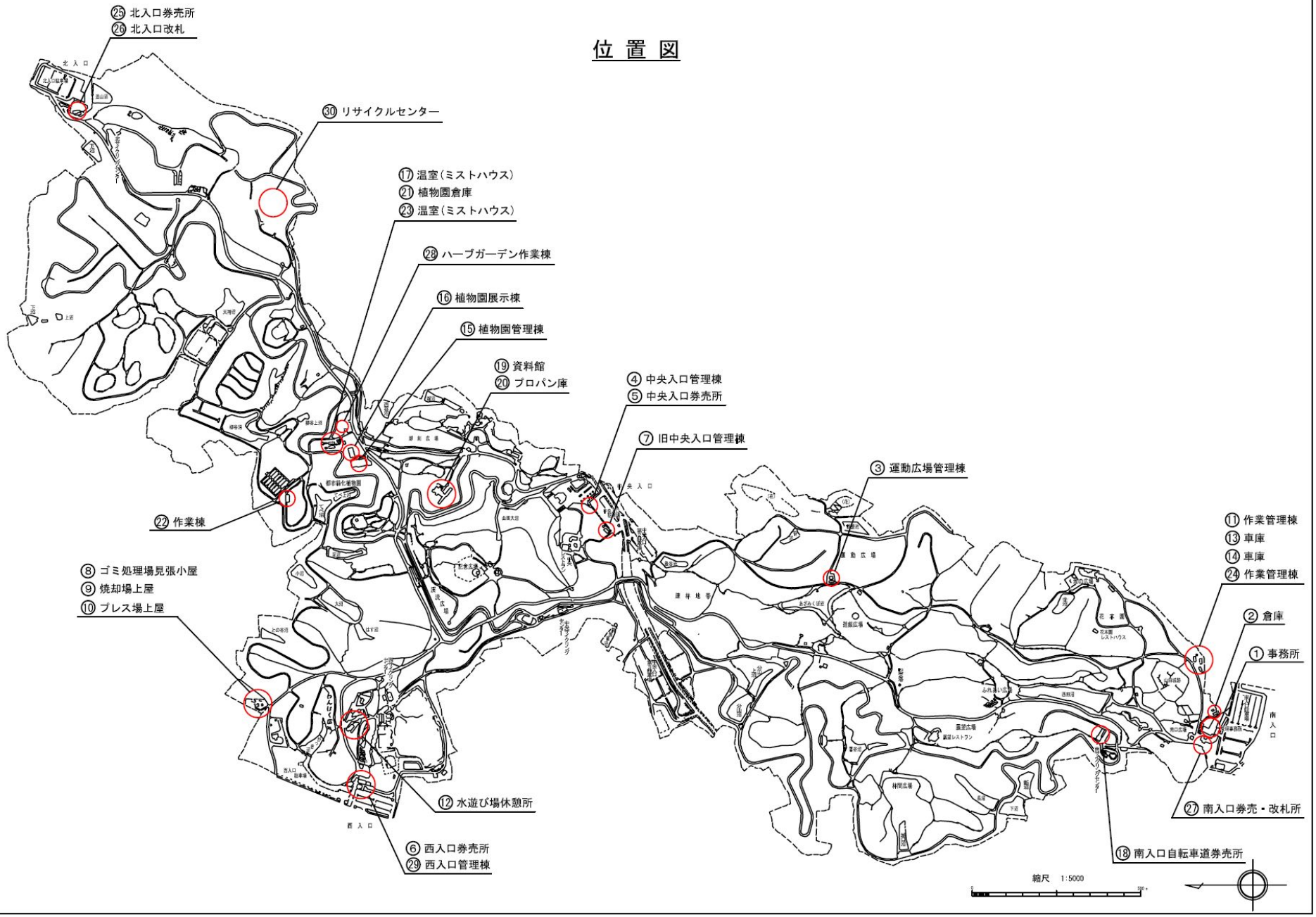


別紙19-2

提供施設一覧表（建築物）

施設名	建築番号	用 途	構 造	単位	数量	面積(㎡)	備 考
管理施設	1	事務所	鉄筋コンクリート	棟	1(一部)	420	
管理施設	2	倉庫	軽量鉄骨	棟	1	88	
管理施設	3	運動広場管理棟	コンクリートブロック	棟	1(一部)	23	
管理施設	4	中央入口管理棟	木造二階建	棟	1	226	
管理施設	5	中央入口券売所	アルミサンドイッチパネル	棟	1	12	
管理施設	6	西入口券売所	アルミサンドイッチパネル	棟	1	5	
管理施設	7	旧中央入口管理棟	補強コンクリートブロック	棟	1	74	
管理施設	8	ゴミ処理場見張小屋	プレハブ	棟	1	20	
管理施設	9	焼却場上屋	鉄骨	棟	1	21	
管理施設	10	プレス場上屋	鉄骨	棟	1	29	
管理施設	11	作業管理棟	軽量鉄骨パイプ	棟	1(一部)	72	
休養施設	12	水遊び場休憩所	軽量鉄骨パイプ	棟	1(一部)	8	
管理施設	13	車庫	軽量鉄骨	棟	1(一部)	87	
管理施設	14	車庫	軽量鉄骨	棟	1	48	
教養施設	15	植物園管理棟	鉄筋コンクリート	棟	1	683	
教養施設	16	植物園展示棟	鉄筋コンクリート	棟	1	317	
教養施設	17	温室(ミストハウス)	耐食アルミ合金型材	棟	1	108	
管理施設	18	南入口自転車道券売所	アルミサンドイッチパネル	棟	1	5	
教養施設	19	資料館	鉄筋コンクリート	棟	1	1,166	
管理施設	20	プロパン庫	コンクリートブロック	棟	1	6	
管理施設	21	植物園倉庫	プレハブ	棟	1	33	
管理施設	22	作業棟	軽量鉄骨プレハブ	棟	1	224	
教養施設	23	温室(ミストハウス)	耐食アルミ合金型材	棟	1	108	
管理施設	24	作業管理棟	プレハブ	棟	1	25	
管理施設	25	北入口券売所	鉄骨プレハブ	棟	1(一部)	58	
管理施設	26	北入口改札	鉄骨プレハブ	棟	1	3	
管理施設	27	南入口券売・改札所	木造平屋建	棟	1	63	
管理施設	28	ハーブガーデン作業棟	木造平屋建	棟	1	23	
管理施設	29	西入口管理棟	鉄筋コンクリート	棟	1(一部)	46	
管理施設	30	リサイクルセンター	軽量鉄骨プレハブ	棟	1	368	

位置図


㉕ 北入口券売所
㉖ 北入口改札
㉚ リサイクルセンター
⑰ 温室（ミストハウス）
㉑ 植物園倉庫
㉓ 温室（ミストハウス）
㉘ ハーブガーデン作業棟
⑯ 植物園展示棟
⑮ 植物園管理棟
⑲ 資料館
⑳ プロパン庫
④ 中央入口管理棟
⑤ 中央入口券売所
⑦ 旧中央入口管理棟
③ 運動広場管理棟
㉒ 作業棟
⑧ ゴミ処理場見張小屋
⑨ 焼却場上屋
⑩ プレス場上屋
⑪ 作業管理棟
⑬ 車庫
⑭ 車庫
㉔ 作業管理棟
② 倉庫
① 事務所
⑫ 水遊び場休憩所
⑥ 西入口券売所
㉙ 西入口管理棟
㉗ 南入口券売・改札所
⑱ 南入口自転車道券売所
縮尺　1:5000

別紙２０

提供物品一覧

番号	品目	規格	単位	数量	購入年月日	設置場所
1	運搬車	KHGE 24DF 10人乗り	台	1	H4.5.29	事務所敷地内駐車場
2	運搬車	ﾆｯｻﾝｷｬﾗﾊﾞﾝCBA-SGE25 10人乗り	台	1	H19.11.9	事務所敷地内駐車場
3	軽自動車	660CCﾀﾞﾝﾌﾟ4×2G2人乗り	台	1	H6.9.22	事務所敷地内駐車場
4	軽自動車	ｽｽﾞｷｴﾌﾞﾘｨ 4WD 3A/T	台	1	H14.3.8	事務所敷地内駐車場
5	軽自動車	ｽｽﾞｷｷｬﾘｲ三転ﾀﾞﾝﾌﾟ LE-DA63T	台	1	H17.1.21	事務所敷地内駐車場
6	軽自動車	ﾆｯｻﾝGBD-72V660(ｷｬﾘｱ付)	台	1	H18.12.26	事務所敷地内駐車場
7	軽自動車	ﾆｯｻﾝGBD-72V660	台	1	H18.12.26	事務所敷地内駐車場
8	軽自動車	ﾎﾝﾀﾞﾊﾞﾓｽﾎﾋﾞｵGBD-HJ1	台	1	H21.2.18	事務所敷地内駐車場
9	軽自動車	ﾆｯｻﾝｸﾘｯﾊﾟｰﾊﾞﾝGBD-U72V	台	1	H21.2.18	事務所敷地内駐車場
10	小型特殊用途自動車バキューム車	いすゞエルフPDG-NPR75Nﾊﾞｷｭｰﾑ車	台	1	H20.3.11	塵芥処理場
11	小型トラック	ｾﾚﾅﾊﾞﾝ 1600CC	台	1	H6.1.11	利用サービス車庫
12	小型トラック	ｾﾚﾅﾊﾞﾝ 1600CC	台	1	H6.5.31	事務所敷地内駐車場
13	都市路面清掃車	KC-NKR66E2N	台	1	H11.3.30	塵芥処理場
14	トラック	いすゞエルフ2t 2．6tc付	台	1	H15.2.12	事務所敷地内駐車場
15	トラック	ﾐﾂﾋﾞｼｷｬﾝﾀｰｶﾞｯﾂ1.5t積CBF-FB-700A	台	1	H18.2.3	事務所敷地内駐車場
16	原付自転車	ｽｰﾊﾟｰｶﾌﾞｶｽﾀﾑ	台	1	H20.3.19	食堂前駐輪場
17	原付自転車	ｱﾄﾞﾚｽV50G	台	1	H20.3.19	食堂前駐輪場
18	原動機付自転車	ﾎﾝﾀﾞｽｰﾊﾟｰｶﾌﾞ	台	2	H11.8.4	食堂前駐輪場
19	原動機付自転車	ﾎﾝﾀﾞｽｰﾊﾟｰｶﾌﾞｶｽﾀﾑ	台	1	H21.2.23	食堂前駐輪場
20	原動機付自転車	ｽｽﾞｷｱﾄﾞﾚｽV50G	台	3	H21.2.23	利用サービス車庫
21	自転車(電動アシスト車)	ﾌﾞﾘｼﾞｽﾄﾝAF62	台	7	H13.3.30	利用サービス車庫他各改札
22	自転車(電動アシスト車)	ﾌﾞﾘｼﾞｽﾄﾝSQTech	台	5	H15.3.7	利用サービス車庫他各改札
23	EF-Sレンズ	EF-S10-22mm F3.5-4.5 USM	台	1	H19.3.16	事務所内1階事務室
24	EF-Sレンズ	EF-S60mm F2.8 マクロ USM	台	1	H19.3.16	事務所内1階事務室
25	移動式バリケード	FAP-48.6φ ﾍﾞｰｽ式H800*W1500	基	20	H17.3.7	園内各所
26	移動用ｴﾝｼﾞﾝ発電機	ﾎﾝﾀﾞ EU28is型	台	3	H20.3.31	事務所車庫倉庫
27	映写機	ｴﾙﾓ16m/mAA	台	1	S52.12.2	資料館
28	映写台	ｴﾙﾓ16m/m 格納式	台	1	S52.12.2	植物園研修室
29	LED水中ライト		台	5	H21.3.18	西口エレベータ裏倉庫
30	LEDスポットライト25°	LBC11-WW-S25-30	個	8	H21.3.18	西口エレベータ裏倉庫
31	LEDスポットライト45°	LBC11-WW-S45-30	個	8	H21.3.18	西口エレベータ裏倉庫
32	LED電光表示板	LE20	基	2	H19.2.23	作業棟
33	LED投光器		台	10	H21.3.18	西口エレベータ裏倉庫
34	オーガー		台	1	H17.1.12	事務所横倉庫

番号	品目	規格	単位	数量	購入年月日	設置場所
35	折りたたみテーブル	アルミ製	台	20	H19.3.26	作業棟
36	カタログスタンド	A4判3列10段	台	1	H20.3.21	事務所車庫倉庫
37	刈払機	小松ｾﾞﾉｱHA340E	台	2	H7.3.15	作業棟
38	看板	A2609-250K	基	10	H21.3.19	事務所車庫倉庫
39	缶プレス機	YP-3L型	台	1	H2.4.1	塵芥処理場
40	急速充電器	JBC-210-A	個	3	H19.3.30	事務所内1階事務室
41	空中線（ｱﾝﾃﾅ）	150MHZ帯　　八木型3素子	基	1	H10.2.25	事務所建物
42	空中線（ｱﾝﾃﾅ）	150MHZ帯　　ﾙｰﾌｻｲﾄﾞ	基	3	H20.2.25	利用サービス車庫
43	草刈機	HA340E	台	1	S63.3.22	作業棟
44	車椅子	ｶﾜﾑﾗｻｲｸﾙ KA-22-40DX	台	18	H13.3.16	南（5）中央（5）西（5）北（3）
45	恒温恒湿装置	植物幼苗栽培保温庫	台	1	H15.3.20	植物園管理棟実験室
46	恒温恒湿装置	インキュベーター	台	1	H15.3.20	植物園管理棟実験室
47	硬貨計算機		台	3	H20.3.25	事務所内集計室（1）中央口
48	硬貨選別収納機		台	1	H20.2.8	事務所内集計室
49	サインメーカー	ローランド	台	1	H16.3.22	事務所内集計室
50	作業車	フォークリフトFG30	台	1	H17.3.3	西口倉庫
51	自主放送主装置		台	1	H10.3.25	事務所内1階倉庫
52	自動券売機	BMI－５	台	3	H16.1.7	南（1）中央（1）西（1）
53	自動体外式除細動器	AED-9200	台	5	H18.3.24	救護室、中央口、水遊び場
54	集草機		台	1	H10.3.25	リサイクルセンター
55	充電器	100Y/12V	個	2	H10.2.25	事務所内1階事務室、集計
56	浄化槽ポンプ（中央口駐車場）		台	1	H15.3.18	中央口第1駐車場
57	焼却炉	炭がま　1900型	台	1	H15.3.3	リサイクルセンター
58	焼却炉（リサイクルセンター）	炭がま　700型	台	1	H15.3.20	リサイクルセンター
59	消防ポンプ	ｼﾊﾞﾜﾗTF30MFS34PS	台	1	H2.4.1	植物園第二苗圃
60	消防ポンプ	ｼﾊﾞｳﾗTF-35MES	台	1	H4.2.5	作業棟
61	照明器具	小型投光器（250W）	個	40	H10.2.25	西口倉庫
62	水中ポンプ		台	1	H14.3.27	事務所横倉庫
63	ズームレンズ	50-500mm	個	1	H20.3.21	事務所内1階事務室
64	据置き式背無しベンチ	桧材	基	10	H20.3.26	西口車庫倉庫
65	スピーカーマイク	290326-1D	個	1	H19.3.30	事務所内集計室
66	専用スタンド		台	1	H17.2.28	事務所内1階事務室
67	専用トランス（LED水中ライト）		台	1	H21.3.18	西口エレベータ裏倉庫
68	ソフト吸水管	75m/m×6m　ﾊﾝﾄﾞﾙ金具付	本	1	H4.2.5	作業棟
69	耐火庫	1780×880×657	個	1	S54.3.22	事務所内集計室
70	タイピンワイヤレスマイク	WX-4300B	個	1	H19.3.23	植物園管理棟

番号	品目	規格	単位	数量	購入年月日	設置場所
71	チェンソー	G405AVS18吋	台	1	S63.3.22	事務所横倉庫
72	チェンソー	小松ｾﾞﾉｱG340AV	台	2	H7.3.15	事務所横倉庫
73	チェンソー	G2500T	台	1	H17.2.14	事務所横倉庫
74	チェンソー	G2500EZ	台	1	H17.2.14	事務所横倉庫
75	チェンソー	G4500	台	1	H17.2.14	事務所横倉庫
76	超短波無線電話移動局装置	携帯型	台	24	H19.3.30	事務所内1階事務室
77	直流電源	100V/12V	個	1	H10.2.25	事務所内1階事務室
78	DVDレコーダー	東芝RD－XV44	台	2	H17.3.22	事務所内応接室、植物園研
79	テープシーダー（播種機）		台	1	H17.2.4	作業棟
80	デジタルカメラ	キャノン　EOS Kissデジタル X　Wズーム	台	1	H19.3.16	事務所内1階事務室
81	デジタルカメラ	ニコン　COOLPIX　P5000	台	1	H19.3.16	事務所内1階事務室
82	展示ケース		個	1	H20.3.14	植物園
83	テント	ワンタッチテント1818型	基	1	H21.3.17	事務所横倉庫
84	テント	ワンタッチテント2436型	基	1	H21.3.17	事務所横倉庫
85	テント	ワンタッチテント3030型	基	5	H21.3.17	事務所横倉庫
86	電熱加工装置	H320K5	台	1	H18.3.20	事務所内1階事務室
87	透水性測定器	7点ｾｯﾄDIR-430型	式	1	S55.4.7	植物園管理棟実験室
88	動力噴霧器		台	1	H17.3.10	事務所横倉庫
89	トラクターショベル	ｸﾎﾞﾀﾄﾗｸﾀｰGB130BARF1（13馬力）	台	1	H14.3.27	植物園第二苗圃
90	ネイチャースコープ	ニコン　ファーブルフォト	台	1	H19.3.16	事務所内1階事務室
91	ネイチャースコープ	ニコン　ファーブル	台	1	H19.3.16	事務所内1階事務室
92	根切機		台	1	H17.2.14	事務所横倉庫
93	破砕機	L型2.2KW	台	1	H2.4.1	リサイクルセンター
94	発電機	ﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙﾀｲﾌﾟ　EP900-IS	台	1	H17.3.4	植物園第一苗圃物置内
95	発電機	DCA13SPK	台	1	H18.3.31	西口倉庫
96	パネル	4W56AC-FM89	枚	15	H21.3.19	南口休憩所
97	バルーン型照明機	LB1140B-G	台	1	H18.3.31	西口倉庫
98	バルーン投光機	LB1130-FBG-F　G2400S5LE	台	4	H19.2.1 H19.3.1	西口倉庫
99	パンフレットスタンド	マイティ3	台	4	H19.3.19	各入口
100	パンフレットスタンド	COT－F3	台	4	H19.3.19	各入口
101	ブルドーザー		台	1	H14.3.12	リサイクルセンター
102	プログラム制御器（LED水中ライト）		台	1	H21.3.18	事務所内1階事務室
103	プログラム制御器（LED投光器）		台	1	H21.3.18	事務所内1階事務室
104	プロジェクター	ｴﾌﾟｿﾝ　EMP-1715SP	台	1	H20.3.28	事務所内1階事務室
105	分岐ボックス（LED水中ライト）		台	1	H21.3.18	西口エレベータ裏倉庫
106	ヘッジトリマー	ｺﾏﾂｾﾞﾉｱHT751Hpro	台	1	H16.11.17	作業棟

番号	品目	規格	単位	数量	購入年月日	設置場所
107	ベンチグラインダー	オレゴン	台	1	H16.12.10	事務所横倉庫
108	ボート	ｼﾞｮﾝF1236（12FT）	台	1	S62.3.19	植物園第二苗圃
109	ボート	LOWE　L1032	隻	1	H20.3.31	植物園第二苗圃
110	ポンプ	ﾂﾙﾐ製水中ﾎﾟﾝﾌﾟ型式LB-400	台	1	S55.4.7	事務所横倉庫
111	マガジンラック	A4判3列1段	台	1	H20.3.21	昭和記念・緑花文化センター
112	薪割り機	ｾﾞﾉｱLS080	台	1	H16.3.22	リサイクルセンター
113	無線電話装置	150MHZ帯単信携帯型	台	7	H10.2.25	事務所内1階事務室
114	無線電話装置	150MHZ帯単信車載型	台	4	H10.2.25	事務所内1階事務室、巡視
115	モニター		台	1	H17.2.4	植物園展示棟
116	ラミネートマシーン	LPV-6507	台	1	H17.2.28	事務所内1階事務室
117	リヤカー	アルミ製HC-1208A	台	1	H19.3.19	疎林広場便所横倉庫
118	ルームエアコン（金庫室）	S50DTSV-W	台	1	H15.3.25	事務所内集計室
119	冷蔵庫	冷凍冷蔵庫　HRF-180S3	台	1	H11.11.19	資料館
120	ワイヤレスアンプ	WX-281CA	台	1	H19.3.23	植物園管理棟
121	ワンタッチアーチテント	2k×3k：3550×5310	台	2	H19.3.20	作業棟

別紙２１

購入備品一覧

番号	品目	規格	単位	数量	購入年月日	設置場所
1	流し台	1000×550×800mm サンウェーブB5 S-1200右	基	1	S49.7.10	事務所食堂
2	戸棚	WS-323	台	1	S49.7.20	事務所内救護室
3	机	6号幕付 AM-261M	基	1	S49.7.30	事務所内救護室
4	冷蔵庫	R-196TD 日立156L	台	1	S50.10.4	事務所内救護室
5	流し台	サンウェーブ B5 S-1200左	基	1	S50.12.1	事務所食堂
6	図書	日本植物誌	冊	1	S51.5.20	植物園
7	流し台	L-120	基	1	S51.6.17	水遊び場案内所
8	応接セット	F3型5点セット	組	1	S52.3.8	植物園
9	最新園芸大辞典	全8冊	組	1	S52.8.11	植物園
10	総説芝生と芝草		冊	1	S52.9.6	植物園
11	樹木の設計 緑の創造		冊	1	S53.1.19	植物園
12	冷蔵庫	日立-R 208TS	台	1	S53.1.31	植物園管理棟給湯室
13	調剤天秤	木屋1020A 秤量50g	基	1	S53.9.1	植物園管理棟実験室
14	図書	汚泥の緑農地還元肥料化対策資料集	冊	1	S53.12.22	植物園
15	リターンカルチ	MR-V3	台	1	S54.2.2	植物園第二苗圃作業棟
16	ミクロトーム	小型回転式	基	1	S54.2.3	植物園管理棟実験室
17	滅菌器	オート高圧（HA-24型）	基	1	S54.3.16	植物園管理棟実験室
18	コピースタンド（撮影台）	SFC-1300型	台	1	S54.6.8	植物園管理棟実験室
19	顕微鏡	ニコンSCB-1	台	1	S55.1.22	植物園管理棟実験室
20	カードケース	15引出セット	台	1	S55.3.12	植物園資料室
21	映画フィルム	16mmカラー 緑の世界	枚	1	S55.3.12	植物園
22	映画フィルム	16mmカラー 緑の都市計画	枚	1	S55.3.12	植物園
23	さく葉箱		台	2	S55.7.3	植物園第3研修室
24	耐火庫	ライオン No.303 880×657×1380	台	1	S56.1.28	事務所内集計室
25	映画フィルム	雑木林の四季 親と子の散歩道	枚	1	S56.12.25	植物園
26	映画フィルム	ふる里の森づくり パート2	枚	1	S56.12.25	植物園
27	図書	日本植生誌3四国	組	1	S57.9.3	植物園
28	図書	日本産鳥類図鑑	冊	1	S57.9.3	植物園
29	図書	原色日本産ﾂﾂｼﾞ・ｼｬｸﾅｹﾞ大辞典	冊	1	S57.9.3	植物園
30	フィールドスコープ	ニコン 20倍	基	1	S57.9.16	植物園
31	映画フィルム	ここがぼくらの森になる	枚	1	S57.12.9	植物園
32	図書	都市樹木大図鑑	冊	1	S58.1.7	植物園
33	映画フィルム	森と水と太陽の国	枚	1	S58.2.1	植物園
34	映画フィルム	海と緑と憩いの広場	枚	1	S58.2.19	植物園
35	図書	日本の野性ラン	冊	1	S58.2.17	植物園
36	図書	原色日本のラン	冊	1	S58.2.17	植物園
37	図書	日本植生誌4中国	冊	1	S58.3.25	植物園
38	保管庫（引戸）	イトーキ HS-3920	台	1	S58.3.30	植物園第二苗圃作業棟
39	保管庫（引戸）	イトーキ HS-2920	台	1	S58.3.30	植物園第二苗圃作業棟
40	映画フィルム	こどもたちは甦る	枚	1	S58.8.20	植物園
41	物置	MBT-70 窓両サイド付	台	1	S58.12.24	事務所外
42	中量ラック（物品棚）	プラス 1856M 1500×600×1800	台	2	S59.2.7	事務所外
43	硬貨計算機台		台	1	S59.10.2	事務所内集計室
44	日本植生誌	近畿第5巻	組	1	S59.10.2	植物園
45	さく葉箱		台	1	S59.11.20	植物園
46	さく葉箱		台	1	S59.12.19	植物園
47	昆虫採集標本押入棚		台	1	S59.12.19	植物園
48	図書	日本植生誌（中部）	組	1	S60.8.2	植物園

番号	品目	規格	単位	数量	購入年月日	設置場所
49	図書	日本植生誌関東編	組	1	S61.6.27	植物園
50	採集標本押入棚		台	1	S61.12.14	植物園管理棟資料室
51	図書	図説熱帯植物集成	冊	1	S62.3.26	植物園
52	図書	ホータス、サード HORUS THIRD	冊	1	S62.5.14	植物園
53	標本押入棚		台	1	S62.9.1	植物園
54	図書	日本園芸植物標準色票	冊	1	S63.2.19	植物園
55	耐火金庫	D66-DX	台	1	S63.3.9	事務所内1階事務室
56	日本植生誌	東北編	組	1	S63.6.24	植物園
57	日本植生誌	北海道編	組	1	S63.6.24	植物園
58	社会教育映画「森林浴」	16mmフィルム	枚	1	S63.12.9	植物園
59	廻診車	SK-123型	台	1	H1.1.18	事務所内救護室
60	ウォールキャビネット	UW40B UW100B UW100H	台	9	H1.1.28	事務所内1階事務室
61	ローキャビネット	SK-1260	台	7	H1.1.28	事務所内1階事務室
62	換気扇	VD-18ZS	基	1	H1.2.7	事務所内1階事務室
63	キャビネット	08-331 CB-6	台	5	H1.2.23	事務所内1階事務室
64	ファイリングキャビネット	05-736 A4-3	台	2	H1.2.23	事務所内1階事務室
65	ホワイトボード	SW-36SY	個	1	H1.2.23	事務所内1階センター長室
66	ローカウンター	SK-662L	台	1	H1.2.23	事務所内1階事務室
67	ローカウンター	SK-632L	台	1	H1.2.23	事務所内打合せ室
68	ローキャビネット	SK-1240	台	3	H1.2.23	事務所内1階事務室
69	椅子	LS-603N	脚	1	H1.2.23	事務所食堂
70	引き違い書庫	SC-353R SS353R	台	1	H1.2.23	事務所内1階センター長室
71	踏台	09-849 2型	脚	1	H1.2.23	事務所内1階事務室
72	放送台	22-331 WI-450	台	1	H1.2.23	事務所内1階事務室
73	日本植生誌	沖縄、小笠原	組	1	H1.4.28	植物園
74	昆虫採集標本押入棚	両開	台	1	H1.9.26	植物園
75	昆虫採集標本押入棚	片開	台	1	H1.9.26	植物園
76	造園学雑誌	1号～4号	組	1	H1.12.19	植物園
77	フィールドスコープ	ニコン20X レンズ付	基	5	H2.1.13	植物園管理棟
78	硬貨計算機	TSAE	基	1	H2.2.1	事務所内集計室
79	硬貨計算機	TSAE	基	1	H2.5.16	事務所内集計室
80	机	5号	台	1	H2.5.22	北口管理棟
81	緑のデザイン		冊	1	H2.9.1	植物園
82	フィールドスコープ		基	1	H3.1.5	事務所内1階事務室
83	特注木製大型戸棚	引戸	台	1	H3.1.25	植物園
84	スチールキャビネット	CB-6	台	1	H3.3.1	植物園
85	円形テーブル	プラスRT-20	台	1	H3.3.1	植物園
86	机	DS-2号	台	1	H3.3.1	植物園
87	更衣ロッカー	L-12	台	1	H3.3.1	植物園
88	更衣ロッカー	L-13	台	1	H3.3.1	植物園
89	椅子	CR-G153K B3W	脚	4	H4.3.7	事務所内1階事務室
90	応接椅子	CE-340KS	脚	5	H4.3.7	事務所内1階応接室
91	応接椅子	CE-346KS	脚	1	H4.3.7	事務所内1階応接室
92	応接椅子	CE-347KS	脚	1	H4.3.7	事務所内1階応接室
93	机	SD-BN168D AYM	台	4	H4.3.7	事務所内1階事務室
94	机	SD-BN12S3 AYM	台	4	H4.3.7	事務所内1階事務室
95	長テーブル	AT-60M	台	4	H4.3.7	事務所食堂
96	軽量棚	7段(1800×1800×600)	台	2	H4.3.13	植物園
97	軽量棚	6段(2400×1200×450)	台	2	H4.3.13	植物園
98	日本カエル図鑑		冊	1	H4.3.13	植物園
99	椅子	CR-G153 KB3W	脚	1	H4.4.9	植物園

番号	品目	規格	単位	数量	購入年月日	設置場所
100	机	SD-BN168 DAYM	台	1	H4.4.9	植物園
101	サイドボード	MG-105 SIDKN	台	1	H4.11.17	事務所内1階応接室
102	ロッカー(スチール)	プラス LK-22 グレー	台	1	H4.11.17	植物園第二苗圃作業棟
103	ロッカー(スチール)	プラス LK-13	台	1	H4.12.1	事務所内1階男子更衣室
104	食器棚	BK-W11 アイボリー	台	1	H4.12.8	事務所内1階事務室
105	椅子	CR-G341D	脚	1	H5.2.2	事務所内センター長室
106	机	SD-BN168 D33AY	台	3	H5.2.2	植物園
107	机	SD-BN128 S3P	台	3	H5.2.2	事務所内1階事務室
108	机	SD-BN128 3AY	台	11	H5.2.2	事務所1階事務室(8台)、
109	机	MG-104D1	台	1	H5.2.2	事務所1階センター長室
110	脇机	SD-BN48 E3AY	台	8	H5.2.2	事務所1階事務室
111	フラワーランド スケーピング		冊	1	H5.2.27	植物園
112	改訂版 新日本植物誌	顕花編	冊	1	H5.2.27	植物園
113	改訂版 新日本植物誌	シダ編	冊	1	H5.2.27	植物園
114	外装仕上げ及び防水の補修 改修技術シリーズ	1～10編	組	1	H5.3.4	事務所内1階事務室
115	円形テーブル	プラス RT-20	台	2	H5.3.16	植物園
116	フラワーランド スケーピング	花葉会編	冊	1	H5.8.2	事務所内1階事務室
117	椅子	CR-G153KB3-W	脚	2	H6.3.19	事務所内1階事務室
118	片袖机	SD-BN128S3AY	台	3	H6.3.19	事務所内1階事務室
119	両袖机	SD-BN168D33AY	台	2	H6.3.19	事務所内1階事務室
120	脇机	SD-BN48E3AY	台	5	H6.3.19	事務所内1階事務室(4
121	椅子	CK-G153K	脚	1	H6.4.1	植物園
122	両袖机	SD-BN168DAYM	台	1	H6.4.1	植物園
123	洗濯機	NA-F50A2	基	1	H6.6.25	事務所内浴室
124	8ミリビデオ	CCD-TR2000	個	1	H7.3.17	事務所内1階事務室
125	ロッカー	LK-12	台	2	H7.4.20	植物園(1)、事務所内1階
126	机	SD-BN128S3P	台	1	H7.4.20	植物園
127	グリラー	RGP-62A	基	1	H8.2.16	事務所食堂
128	コンロ	マルゼン MG260B	基	2	H8.2.16	事務所食堂
129	和船用船外機	マーキュリー 5ML	基	1	H8.2.29	作業棟
130	組立式テント	パピヨン R	組	2	H8.3.5	作業棟
131	ワンタッチグランドテント		組	1	H8.3.22	作業棟
132	ニコンフィールドスコープ	11A30倍接眼レンズ付	基	1	H8.7.4	事務所内1階事務室
133	双眼鏡	8×16×40CFズーム	基	1	H8.7.4	事務所内1階事務室
134	双眼鏡	エスパシオ 10×40DCF	基	1	H8.7.4	事務所内1階事務室
135	ネイチャースコープ ファーブル	ニコン	基	2	H9.1.21	事務所内1階事務室
136	PHメータ	マイラーAC-15	基	1	H9.3.12	植物園管理棟実験室
137	カッティングマシン	マックスLC-200C	台	1	H9.3.26	事務所内1階事務室
138	キーボード	マックスLC-100KⅡ	台	1	H9.3.26	事務所内利用サービス室
139	プリンテイングマシン	マックスLC-100P	台	1	H9.3.26	事務所内利用サービス室
140	蒸留水製造装置	PW-6	台	1	H9.6.25	植物園管理棟実験室
141	電子天秤	サルトリウス BP210S型	台	1	H9.8.6	植物園管理棟実験室
142	洗濯機	2槽式VHM45	台	1	H9.8.10	資料館
143	耐火金庫	T-24型 030-0240	台	1	H9.8.10	事務所内集計室
144	パンフレット台	マガジンスタンド CR-MD340	台	1	H9.12.5	中央口
145	照明付インキュベーダー	組立式	台	1	H10.2.19	植物園管理棟実験室
146	テント	組立式	基	2	H10.3.17	作業棟
147	実験機器購入一式		式	1	H10.6.12	植物園管理棟実験室
148	日本で育つ「熱帯花木植栽辞典」		冊	1	H10.7.31	植物園
149	萬葉植物辞典		冊	1	H10.9.5	植物園
150	エッセンシャルオイル抽出装置	300グラム用一式	台	1	H11.1.26	植物園

番号	品目	規格	単位	数量	購入年月日	設置場所
151	園芸用棚	2段-67	台	20	H11.2.25	植物園
152	ラミネーター	H320Z	基	1	H11.3.27	事務所内1階事務室
153	椅子	プラス651-434	脚	1	H11.5.20	事務所内利用サービス室
154	照明培養棚	PSL-A50	台	1	H11.5.28	植物園管理棟実験室
155	振盪器	スプリング式振　台付　MMS-3000	基	1	H11.5.28	植物園管理棟実験室
156	花卉園芸の事典		冊	1	H11.9.22	植物園
157	はしご（三脚脚立）	グリーンステップGK-360	脚	1	H12.1.8	植物園第二苗圃作業棟
158	日本産蝶類幼虫成虫図鑑		冊	1	H12.2.1	植物園
159	刈払機	ゼノアBC340FW	台	2	H12.3.25	植物園第二苗圃作業棟
160	ポケットコンパス　レベルトラコン	LS-25	台	1	H12.3.28	植物園管理棟実験室
161	椅子	CR-GM129KAB5	脚	2	H12.10.5	事務所内1階事務室（1）、
162	机	両袖机　コクヨSD-168D	台	1	H12.10.5	事務所内1階事務室
163	カメラ	ニコンF60D	基	1	H13.2.1	事務所内1階事務室
164	カートリッジ純水器	G-20B(29L)	基	1	H13.3.24	植物園
165	椅子	CR-MP22KW-D	脚	1	H13.10.1	事務所内1階事務室
166	パンフレットスタンド（ラック）	PR-53型	基	1	H14.3.1	中央口
167	パンフレットスタンド（ラック）	PR-53型	基	2	H14.3.1	南口（1）、北口（1）
168	タイピンマイク	WM-3100 KB-026	個	1	H14.3.6	運動広場倉庫
169	拡声器	130M KB-019	個	1	H14.3.6	事務所内1階倉庫
170	リヤカー	750×1050　ソリットタイヤ	台	4	H14.3.23	事務所内利用サービス室
171	コールドライト	PL-075W　2分岐	基	1	H14.3.27	植物園管理棟実験室
172	パソリナホットスターター	CT-5H　GK-0231-02	台	1	H14.3.27	植物園
173	ピペタスアキュ	CLASSIC 990800（充電用アダプタ付）	基	1	H14.3.27	植物園管理棟実験室
174	プログラムインキュベーター	IC-450PA	台	2	H14.3.27	植物園
175	片袖机	SD-BSE127LC3F11	台	2	H14.7.1	事務所内利用サービス室
176	保管庫	S-316F1N	台	1	H14.7.1	事務所内利用サービス室
177	脇机	SD-BSE47EC3F11N	台	2	H14.7.1	事務所内利用サービス室
178	灌水ホース（スーパーケミカルホース）	¢40mm×L30mm	基	5	H14.7.12	事務所横倉庫
179	蜂防護服	アンチホーネット　靴26.0cm	個	1	H14.7.18	事務所横倉庫
180	クォーツ精密自記式温湿度計	3-3122-01 いすず	基	1	H15.1.15	植物園第一苗圃ミスト室内
181	光環境測定器一式（データロガー）	LI-1400	基	2	H15.1.15	植物園
182	光環境測定器一式（データ解析装置）	パソコン　他	基	1	H15.1.15	植物園
183	光環境測定器一式（光量子センサー）	LI-190SA	基	2	H15.1.15	植物園
184	光環境測定器一式（照度センサー）	LI-210SA	基	2	H15.1.15	植物園
185	書籍「緑の環境設計」		冊	1	H15.2.8	植物園資料室
186	デジタルカメラ	SONY Cyber-shot F717	基	1	H15.2.17	事務所内1階事務室
187	書籍「アーバンガーデニング」		冊	1	H15.3.19	植物園資料室
188	長谷川式簡易現場透水試験器	2基1セットキャリングケース付	基	1	H15.4.9	事務所横倉庫
189	長谷川式土壌観入計分割携帯式	携帯時890*120*120mm 最大測定深100cm	基	1	H15.4.9	事務所横倉庫
190	発電機	ホンダHP1600SV-A1	基	1	H15.4.19	事務所横倉庫
191	蜂防護服	アンチホーネット　靴26.0cm	個	1	H15.10.15	事務所横倉庫
192	ポータブルアンプ	スピーカー　KZ-25ダイバーシティチューナーユニット WTU-1820	基	1	H16.1.17	事務所内1階倉庫
193	デジタルカメラ	Canon EOS KissDigital 18-50レンズセット	基	1	H16.1.23	植物園
194	エンジンブロワ	ゼノアEBZ4800	基	2	H16.2.9	事務所横倉庫
195	サニタリーロッカー	SA-80P	台	1	H16.3.30	事務所1階女子トイレ
196	デジタルビデオムービー	NV-GS100K	基	1	H16.3.30	事務所内1階事務室
197	フラットヘッドスキャナー	EPSON ES-8500	台	1	H16.3.30	事務所内1階事務室
198	折りたたみテーブル用台車	TD-600	台	4	H17.1.15	運動広場倉庫
199	折りたたみ椅子用台車	SCW-30CT	台	2	H17.1.15	運動広場倉庫
200	両袖机	SD-MXC147DV3F11	台	2	H17.3.16	植物園
201	脇机	SD-MXC46EV3F11	台	2	H17.3.16	植物園

番号	品目	規格	単位	数量	購入年月日	設置場所
202	1眼レフデジタルカメラ	EOSkissダブルズームキット	基	1	H17.4.18	事務所内1階事務室
203	エンジンブロワ	コマツゼノア HB2311EZ型	基	2	H18.1.12	植物園第二苗圃作業棟
204	テント	KW/3W(2.4m×2.4m)	基	3	H18.2.20	事務所内1階倉庫
205	テーブルベンチ	中村製作所 GFPT-112	基	10	H18.5.3	植物園展示棟前他
206	パンフレットスタンド	UCHIDA α-100型・2列6段 1-357-7010 W740×D495×H1394	台	1	H18.9.6	水遊び場案内所
207	ムラサキ樹脂封入標本	17cm×30cm×3.5cm	個	1	H18.9.30	植物園展示棟
208	両開き書庫	コクヨ S-D3305F1NN	台	1	H19.1.30	事務所内1階事務室
209	ゴミ集積箱	三甲 ダストボックス ＃7OO	台	2	H19.3.14	リサイクルセンター
210	フィールドスコープ	ビクセン ジオマ65Sセット	台	2	H19.3.15	事務所内1階事務室
211	椅子	コクヨ SD-BSN127LC3	脚	1	H19.3.19	事務所内1階事務室
212	片袖机	コクヨ SD-BSN127LC3	台	1	H19.3.19	事務所内1階事務室
213	書籍	FLORA OF JAPAN全6巻 講談社刊	組	1	H19.3.20	植物園資料室
214	書籍	日本のユリ 誠文堂新光社刊	冊	1	H19.3.26	植物園資料室
215	書籍	宮内庁蔵版 椿花図譜 講談社刊	冊	1	H19.3.26	植物園資料室
216	書籍	日本の森林 林野庁出版	冊	1	H19.3.26	植物園資料室
217	3連ロッカー	コクヨ LK-3F1	台	1	H19.5.18	植物園管理棟
218	引き違い書庫(ガラス扉)	コクヨ S-D5355GF1N	台	1	H19.5.18	植物園管理棟
219	引き違い書庫(スチール扉)	コクヨ S-D3355F1N	台	1	H19.5.18	植物園管理棟
220	両開き保管庫	コクヨ S-D3305F1NN	台	1	H19.5.18	植物園管理棟
221	吸殻入れ	(置き式)・AW-W10(改)	基	5	H19.5.31	園内各所
222	カーナビゲーション(携帯型)	サンヨー ゴリラ NV-SB250DT	個	1	H19.10.27	事務所内1階事務室
223	担架	ANS24	基	2	H20.3.16	水遊び場(1)、巡視車
224	カウンター型書庫	プラス ハイカウンター SK-3560	台	2	H20.3.26	事務所内1階事務室
225	両開き書庫	コクヨ S-D3305F1NN	台	1	H20.3.26	事務所内1階事務室
226	脇机	コクヨ SD-BSN47EC3	台	1	H20.3.31	事務所内1階事務室
227	ビデオカメラ	Canon iVIS FS10	台	2	H20.11.19	事務所内1階事務室
228	引き違い書庫(ガラス扉)	コクヨ S-D3355GF1N	台	1	H21.3.13	植物園資料室
229	引き違い書庫(スチール扉)	コクヨ S-D3355F1N	台	1	H21.3.13	植物園資料室
230	ブルーレイレコーダー	シャープ BDHD22	台	1	H21.3.29	事務所内1階事務室
231	液晶テレビ	シャープ LC32DX1(B)	台	1	H21.3.29	事務所内1階事務室
232	収納庫	カインズオリジナル収納庫 S-115H	台	1	H21.12.17	植物園展示棟横
233	コクヨMSシュレッダー	MS-V2310CL T02476	台	1	H22.2.22	事務所内1階事務室
234	タカショー 竹垣二段雲	FKP-18Y	基	2	H22.2.22	植物園
235	サンワ 診察台	レザーカバー ピンク 14-5004	台	1	H22.4.27	中央口管理棟
236	タカショー バタムベンチ	PFS-B1T	台	2	H23.2.16	植物園
237	タカショー コスタソーレカフェテーブル	HU-1065T	台	3	H23.2.16	植物園

別紙２２

備品以外の残存物品一覧

名　称	数　量	備　考
サクラソウ用正規鉢	1,200	植物園
駄温鉢（４号）	500	植物園
駄温鉢（５号）	2,500	植物園
駄温鉢（６号）	140	植物園
駄温鉢（平・８号）	150	植物園
駄温鉢（10 号）	350	植物園
ハロゲンライト（２５０W）	120	企画課
スポットライト（４０W）	250	企画課
ＬＥＤストリングス	300	企画課
ＬＥＤライト	150	企画課
パイプイス	100	企画課
ニトリランプシェード（２種）	各 50	企画課
４０W電球	100	企画課
ムカデコード（５口）	100	企画課
カラーコーン	100	企画課
コーンバー	100	企画課

貸与車両の使用状況・維持管理状況【H23】

提　供　施　設　等　使　用　報　告　書

23年4月分　（自 1日）（至30日）

借受人　管理センター長

（H23.4月分）　作成者

現場監督員の認印

	提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 稼動回数	運転日数	運転時間	維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適要 総走行キロ数	22年度 総走行キロ数
車両	日産・キャラバン	TA-1902	熊谷300ま 55	総務	連絡用	818	90	30	58.7			26,609	818
	日産・キャラバン	TA- 402	熊谷58ち5500			84	9	8	7.5			91,445	84
	日産・クリッパー	TK-1802	熊谷480う4465	利用サ	園内巡視等	848	53	27	64			53,479	848
	日産・バレットセレナ	TT-564	熊谷44ま2606			486	32	30	33.5			147,855	486
	スズキ・エブリイ	KT-1301	熊谷40る2889			1,261	60	29	78.5			158,440	1,261
	三菱・キャンターガッツ	TT-1754	熊谷400そ4635	広報催事	雑管理	296	25	18	32.5			31,177	296
	日産・クリッパー	TK-1801	熊谷480う4464	管理	雑管理	553	51	26	65.5			28,875	553
	スズキ・軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ3183			479	43	24	56.5			46,190	479
	日産・クリッパー	KT-2004	熊谷480か9398	施設	雑管理	770	37	27	38.5			17,975	770
	イスズ・エルフ（ユニック）	TT-1461	熊谷100さ5381		運搬	186	10	8	14.5			26,513	186
	イスズ・エルフトラック	TT-1939	熊谷800す1544		バキューム	16	2	2	8			3,033	16
	イスズ・エルフトラック	CU-1003	熊谷88す5176		園路清掃	201	5	5	17			18,902	201
	スバル・サンバー	KT- 602	熊谷40ほ2773	環境学習	雑管理	0	0	0	1			100,422	0
	日産・バレットセレナ	TT- 604	熊谷44ま5892	植物園	連絡用	395	63	24	19.8			142,192	395
	ホンダ・ホビオ	KT-2003	熊谷480か9522			403	84	29	20.2			15,840	403
	三菱・ミニキャブ	KT- 601	熊谷40ほ1632		雑管理	227	31	24	15.6			103,591	227
原付バイク	スズキ・アドレス		滑川町あ7478	総務	連絡用	216	14	13	18.5			5,776	216
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5630			482	17	12	29.5			47,190	482
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5628	利用サ	園内巡視等	72	6	5	5.5			41,741	72
	スズキ・アドレス		滑川町あ7350			397	29	22	33.5			4,306	397
	スズキ・アドレス		滑川町あ7480	管理	雑管理	0	0	0	0			4,260	0
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7351			32	2	2	3.5			4,394	32
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7477	施設	雑管理	25	3	3	4			871	25
	スズキ・アドレス		滑川町あ7481	植物園	連絡用	147	13	11	7.4			2,634	147

提　供　施　設　等　使　用　報　告　書

23年5月分　（自 1日）（至31日）

借受人　管理センター長

（H23.5月分）　作成者

現場監督員の認印

	提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 稼動回数	運転日数	運転時間	維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適要 総走行キロ数	23年度 総走行キロ数
車両	日産・キャラバン	TA-1902	熊谷300ま 55	総務	連絡用	849	93	31	58.9	3,150	夏用タイヤ交換	27,458	1,667
	日産・キャラバン	TA- 402	熊谷58ち5500			148	13	13	13	3,150	夏用タイヤ交換	91,593	232
	日産・クリッパー	TK-1802	熊谷480う4465	利用サ	園内巡視等	892	58	29	66.5			54,371	1,740
	日産・バレットセレナ	TT-564	熊谷44ま2606			384	26	26	27			148,239	870
	スズキ・エブリイ	KT-1301	熊谷40る2889			1,215	62	28	69			159,655	2,476
	三菱・キャンターガッツ	TT-1754	熊谷400そ4635	広報催事	雑管理	360	28	23	34	5,040	夏用タイヤ交換	31,537	656
	日産・クリッパー	TK-1801	熊谷480う4464	管理	雑管理	640	59	30	67.5			29,515	1,193
	スズキ・軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ3183			531	41	23	51.5			46,721	1,010
	日産・クリッパー	KT-2004	熊谷480か9398	施設	雑管理	699	30	25	35			18,674	1,469
	イスズ・エルフ（ユニック）	TT-1461	熊谷100さ5381		運搬	130	7	7	13.5			26,643	316
	イスズ・エルフトラック	TT-1939	熊谷800す1544		バキューム	11	4	4	1			3,044	27
	イスズ・エルフトラック	CU-1003	熊谷88す5176		園路清掃	293	12	12	20			19,195	494
	スバル・サンバー	KT- 602	熊谷40ほ2773	環境学習	雑管理	12	1	1	1			100,434	12
	日産・バレットセレナ	TT- 604	熊谷44ま5892	植物園	連絡用	297	68	28	15	2,100	夏用タイヤ交換	142,489	692
	ホンダ・ホビオ	KT-2003	熊谷480か9522			421	91	31	21.5	2,100	夏用タイヤ交換	16,261	824
	三菱・ミニキャブ	KT- 601	熊谷40ほ1632		雑管理	232	31	25	15.8			103,823	459
原付バイク	スズキ・アドレス		滑川町あ7478	総務	連絡用	189	14	13	14.5			5,965	405
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5630			344	19	13	22.5			47,534	826
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5628	利用サ	園内巡視等	165	9	8	11			41,906	237
	スズキ・アドレス		滑川町あ7350			428	26	19	34			4,734	825
	スズキ・アドレス		滑川町あ7480	管理	雑管理	0	0	0	0			4,260	0
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7351			15	2	2	4			4,409	47
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7477	施設	雑管理	141	9	9	10			1,012	166
	スズキ・アドレス		滑川町あ7481	植物園	連絡用	191	12	11	13			2,825	338

提　供　施　設　等　使　用　報　告　書

23年6月分　（自 1日）（至30日）

借受人　管理センター長

（H23.6月分）　作成者

現場監督員の認印

	提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 稼動回数	運転日数	運転時間	維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適要 総走行キロ数	22年度 総走行キロ数
車両	日産・キャラバン	TA-1902	熊谷300ま 55	総務	連絡用	959	92	30	62.5			28,417	2,626
	日産・キャラバン	TA- 402	熊谷58ち5500			157	11	11	9.5			91,750	389
	日産・クリッパー	TK-1802	熊谷480う4465	利用サ	園内巡視等	547	31	17	39			54,918	2,287
	日産・バレットセレナ	TT-564	熊谷44ま2606			398	28	28	28			148,637	1,268
	スズキ・エブリイ	KT-1301	熊谷40る2889			1,131	60	26	72.5	23,260	タイヤ交換	160,786	3,607
	三菱・キャンターガッツ	TT-1754	熊谷400そ4635	広報催事	雑管理	347	24	17	34.5			31,884	1,003
	日産・クリッパー	TK-1801	熊谷480う4464	管理	雑管理	701	58	28	82.5			30,216	1,894
	スズキ・軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ3183			572	37	21	57			47,293	1,582
	日産・クリッパー	KT-2004	熊谷480か9398	施設	雑管理	616	37	25	31			19,290	2,085
	イスズ・エルフ（ユニック）	TT-1461	熊谷100さ5381		運搬	207	14	11	22			26,850	523
	イスズ・エルフトラック	TT-1939	熊谷800す1544		バキューム	10	2	2	7			3,054	37
	イスズ・エルフトラック	CU-1003	熊谷88す5176		園路清掃	102	3	3	8			19,297	596
	スバル・サンバー	KT- 602	熊谷40ほ2773	環境学習	雑管理	8	1	1	1			100,442	20
	日産・バレットセレナ	TT- 604	熊谷44ま5892	植物園	連絡用	268	67	29	14			142,757	960
	ホンダ・ホビオ	KT-2003	熊谷480か9522			635	104	30	32			16,896	1,459
	三菱・ミニキャブ	KT- 601	熊谷40ほ1632		雑管理	269	30	27	18	1,575	タイヤパンク修理	104,092	728
原付バイク	スズキ・アドレス		滑川町あ7478	総務	連絡用	485	27	14	38			6,450	890
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5630			450	24	15	29.5			47,984	1,276
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5628	利用サ	園内巡視等	167	11	6	11.5			42,073	404
	スズキ・アドレス		滑川町あ7350			418	27	18	30.5			5,152	1,243
	スズキ・アドレス		滑川町あ7480	管理	雑管理	0	0	0	0			4,260	0
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7351			39	4	3	4			4,448	86
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7477	施設	雑管理	36	3	3	2.5			1,048	202
	スズキ・アドレス		滑川町あ7481	植物園	連絡用	98	13	12	6			2,923	436

提　供　施　設　等　使　用　報　告　書

23年7月分　（自 1日）（至31日）

借受人　管理センター長

（H23.7月分）　作成者

現場監督員の認印

	提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 稼動回数	運転日数	運転時間	維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適要 総走行キロ数	23年度 総走行キロ数
車両	日産・キャラバン	TA-1902	熊谷300ま 55	総務	連絡用	956	89	31	55.7			29,373	3,582
	日産・キャラバン	TA- 402	熊谷58ち5500			98	13	11	9.5	65,100	運転席シート修理	91,848	487
	日産・クリッパー	TK-1802	熊谷480う4465	利用サ	園内巡視等	793	47	24	54.5			55,711	3,080
	日産・バレットセレナ	TT-564	熊谷44ま2606			401	24	19	25			149,038	1,669
	スズキ・エブリイ	KT-1301	熊谷40る2889			737	39	26	44			161,523	4,344
	三菱・キャンターガッツ	TT-1754	熊谷400そ4635	広報催事	雑管理	364	29	21	45.5			32,248	1,367
	日産・クリッパー	TK-1801	熊谷480う4464	管理	雑管理	737	61	29	74.2			30,953	2,631
	スズキ・軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ3183			631	41	22	58.2			47,924	2,213
	日産・クリッパー	KT-2004	熊谷480か9398	施設	雑管理	598	38	28	30			19,888	2,683
	イスズ・エルフ（ユニック）	TT-1461	熊谷100さ5381		運搬	101	8	8	13			26,951	624
	イスズ・エルフトラック	TT-1939	熊谷800す1544		バキューム	16	2	2	9			3,070	53
	イスズ・エルフトラック	CU-1003	熊谷88す5176		園路清掃	0	0	0	0			19,297	596
	スバル・サンバー	KT- 602	熊谷40ほ2773	環境学習	雑管理	248	15	11	20			100,690	268
	日産・バレットセレナ	TT- 604	熊谷44ま5892	植物園	連絡用	351	78	31	18			143,108	1,311
	ホンダ・ホビオ	KT-2003	熊谷480か9522			610	124	31	30.5			17,506	2,069
	三菱・ミニキャブ	KT- 601	熊谷40ほ1632		雑管理	266	26	25	17.7			104,358	994
原付バイク	スズキ・アドレス		滑川町あ7478	総務	連絡用	514	30	15	39			6,964	1,404
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5630			407	20	13	24.5			48,391	1,683
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5628	利用サ	園内巡視等	407	23	15	27			42,480	811
	スズキ・アドレス		滑川町あ7350			499	31	23	37			5,651	1,742
	スズキ・アドレス		滑川町あ7480	管理	雑管理	1	1	1	0.5			4,261	1
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7351			65	7	7	7.5			4,513	151
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7477	施設	雑管理	110	11	6	8			1,158	312
	スズキ・アドレス		滑川町あ7481	植物園	連絡用	105	18	15	13			3,028	541

提　供　施　設　等　使　用　報　告　書

23年8月分　（自 1日）（至31日）

借受人　管理センター長

（Ｈ23.8月分）

作成者

現場監督員の認印

	提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 稼動回数	運転日数	運転時間	維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適要 総走行キロ数	23年度 総走行キロ数
車両	日産・キャラバン	TA-1902	熊谷300ま 55	総務	連絡用	841	89	29	57			30,214	4,423
	日産・キャラバン	TA- 402	熊谷58ち5500			191	19	15	18			92,039	678
	日産・クリッパー	TK-1802	熊谷480う4465	利用サ	園内巡視等	770	49	27	53			56,481	3,850
	日産・バレットセレナ	TT-564	熊谷44ま2606			642	34	21	38.5	46,830	オルタネーター、バッテリー購入	149,680	2,311
	スズキ・エブリイ	KT-1301	熊谷40る2889			482	32	31	32			162,005	4,826
	三菱・キャンターガッツ	TT-1754	熊谷400そ4635	広報催事	雑管理	580	31	22	48.5			32,828	1,947
	日産・クリッパー	TK-1801	熊谷480う4464	管理	雑管理	586	50	25	71.5			31,539	3,217
	スズキ・軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ3183			663	38	25	56.5			48,587	2,876
	日産・クリッパー	KT-2004	熊谷480か9398	施設	雑管理	722	34	29	37			20,610	3,405
	イスズ・エルフ（ユニック）	TT-1461	熊谷100さ5381		運搬	114	6	6	8			27,065	738
	イスズ・エルフトラック	TT-1939	熊谷800す1544		バキューム	13	2	2	8.5			3,083	66
	イスズ・エルフトラック	CU-1003	熊谷88す5176		園路清掃	333	5	5	10			19,630	929
	スバル・サンバー	KT- 602	熊谷40ほ2773	環境学習	雑管理	98	7	5	5			100,788	366
	日産・バレットセレナ	TT- 604	熊谷44ま5892	植物園	連絡用	328	74	29	17			143,436	1,639
	ホンダ・ホビオ	KT-2003	熊谷480か9522			561	102	31	29			18,067	2,630
	三菱・ミニキャブ	KT- 601	熊谷40ほ1632		雑管理	242	24	24	15.3			104,600	1,236
原付バイク	スズキ・アドレス		滑川町あ7478	総務	連絡用	568	31	16	44.5	6,300	後タイヤ交換交換	7,532	1,972
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5630			416	19	14	28.5			48,807	2,099
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5628	利用サ	園内巡視等	279	14	9	18			42,759	1,090
	スズキ・アドレス		滑川町あ7350			586	34	24	41			6,237	2,328
	スズキ・アドレス		滑川町あ7480	管理	雑管理	66	6	5	8			4,327	67
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7351			93	6	6	8.5	3,150	後チューブ交換交換	4,606	244
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7477	施設	雑管理	93	8	5	7			1,251	405
	スズキ・アドレス		滑川町あ7481	植物園	連絡用	129	16	14	9			3,157	670

提　供　施　設　等　使　用　報　告　書

23年9月分　（自 1日）（至30日）

借受人　管理センター長

（Ｈ23.9月分）

作成者

現場監督員の認印

	提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 稼動回数	運転日数	運転時間	維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適要 総走行キロ数	23年度 総走行キロ数
車両	日産・キャラバン	TA-1902	熊谷300ま 55	総務	連絡用	930	90	30	60			31,144	5,353
	日産・キャラバン	TA- 402	熊谷58ち5500			182	17	13	17			92,221	860
	日産・クリッパー	TK-1802	熊谷480う4465	利用サ	園内巡視等	641	38	21	45.5			57,122	4,491
	日産・バレットセレナ	TT-564	熊谷44ま2606			411	28	21	27			150,091	2,722
	スズキ・エブリイ	KT-1301	熊谷40る2889			958	47	24	60.5			162,963	5,784
	三菱・キャンターガッツ	TT-1754	熊谷400そ4635	広報催事	雑管理	384	26	19	32.5			33,212	2,331
	日産・クリッパー	TK-1801	熊谷480う4464	管理	雑管理	563	44	18	55			32,102	3,780
	スズキ・軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ3183			617	44	25	56			49,204	3,493
	日産・クリッパー	KT-2004	熊谷480か9398	施設	雑管理	778	42	27	39			21,388	4,183
	イスズ・エルフ（ユニック）	TT-1461	熊谷100さ5381		運搬	220	14	10	16.5			27,285	958
	イスズ・エルフトラック	TT-1939	熊谷800す1544		バキューム	2	1	1	1			3,085	68
	イスズ・エルフトラック	CU-1003	熊谷88す5176		園路清掃	299	6	6	16.8			19,929	1,228
	スバル・サンバー	KT- 602	熊谷40ほ2773	環境学習	雑管理	42	5	5	3			100,830	408
	日産・バレットセレナ	TT- 604	熊谷44ま5892	植物園	連絡用	273	65	27	14	4,095	ヘッドライトバルブ交換	143,709	1,912
	ホンダ・ホビオ	KT-2003	熊谷480か9522			479	99	30	24			18,546	3,109
	三菱・ミニキャブ	KT- 601	熊谷40ほ1632		雑管理	211	25	25	14.6			104,811	1,447
原付バイク	スズキ・アドレス		滑川町あ7478	総務	連絡用	413	20	13	30.5			7,945	2,385
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5630			405	17	10	25			49,212	2,504
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5628	利用サ	園内巡視等	332	16	10	6.07			43,091	1,422
	スズキ・アドレス		滑川町あ7350			583	31	17	41			6,820	2,911
	スズキ・アドレス		滑川町あ7480	管理	雑管理	28	2	2	4			4,355	95
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7351			94	5	5	6			4,700	338
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7477	施設	雑管理	147	11	8	10			1,398	552
	スズキ・アドレス		滑川町あ7481	植物園	連絡用	51	7	6	4			3,208	721

提　供　施　設　等　使　用　報　告　書

23年10月分　（自 1日）（至31日）

借受人　管理センター長

（Ｈ23.10月分）

作成者

現場監督員の認印

	提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 稼動回数	運転日数	運転時間	維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適要 総走行キロ数	23年度 総走行キロ数
車両	日産・キャラバン	TA-1902	熊谷300ま 55	総務	連絡用	946	91	31	39.4	315	電球購入	32,090	6,299
	日産・キャラバン	TA- 402	熊谷58ち5500			271	29	24	22.5			92,492	1,131
	日産・クリッパー	TK-1802	熊谷480う4465	利用サ	園内巡視等	801	42	25	56.1			57,923	5,292
	日産・バレットセレナ	TT-564	熊谷44ま2606			278	18	17	17.5			150,369	3,000
	スズキ・エブリイ	KT-1301	熊谷40る2889			908	40	21	55			163,871	6,692
	三菱・キャンターガッツ	TT-1754	熊谷400そ4635	広報催事	雑管理	429	29	21	41			33,641	2,760
	日産・クリッパー	TK-1801	熊谷480う4464	管理	雑管理	679	56	26	59.5	14,700	回転灯購入	32,781	4,459
	スズキ・軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ3183			515	43	25	49	14,700	回転灯購入	49,719	4,008
	日産・クリッパー	KT-2004	熊谷480か9398	施設	雑管理	626	32	26	31.3			22,014	4,809
	イスズ・エルフ（ユニック）	TT-1461	熊谷100さ5381		運搬	146	10	10	10.5	14,700	回転灯購入	27,431	1,104
	イスズ・エルフトラック	TT-1939	熊谷800す1544		バキューム	21	3	3	16			3,106	89
	イスズ・エルフトラック	CU-1003	熊谷88す5176		園路清掃	203	5	5	12.5			20,132	1,431
	スバル・サンバー	KT- 602	熊谷40ほ2773	環境学習	雑管理	235	24	18	12			101,065	643
	日産・バレットセレナ	TT- 604	熊谷44ま5892	植物園	連絡用	311	73	29	23.5			144,020	2,223
	ホンダ・ホビオ	KT-2003	熊谷480か9522			502	95	31	25.1			19,048	3,611
	三菱・ミニキャブ	KT- 601	熊谷40ほ1632		雑管理	248	23	20	12.4			105,059	1,695
原付バイク	スズキ・アドレス		滑川町あ7478	総務	連絡用	433	24	13	32.5			8,378	2,818
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5630			393	16	12	24			49,605	2,897
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5628	利用サ	園内巡視等	0	0	0	0			43,091	1,422
	スズキ・アドレス		滑川町あ7350			621	30	16	39.5			7,441	3,532
	スズキ・アドレス		滑川町あ7480	管理	雑管理	74	8	6	8			4,429	169
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7351			26	5	5	4			4,726	364
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7477	施設	雑管理	112	8	5	8			1,510	664
	スズキ・アドレス		滑川町あ7481	植物園	連絡用	64	10	9	5			3,272	785

提　供　施　設　等　使　用　報　告　書

23年11月分　（自 1日）（至30日）

借受人　管理センター長

（Ｈ23.11月分）

作成者

現場監督員の認印

	提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 稼動回数	運転日数	運転時間	維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適要 総走行キロ数	23年度 総走行キロ数
車両	日産・キャラバン	TA-1902	熊谷300ま 55	総務	連絡用	881	85	30	56	84,627	ﾀｲﾔ交換、ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙｵｲﾙｴﾚﾒﾝﾄ交換、ﾜｲﾊﾟｰﾌﾞﾚｰﾄﾞ交換	32,971	7,180
	日産・キャラバン	TA- 402	熊谷58ち5500			236	25	20	21			92,728	1,367
	日産・クリッパー	TK-1802	熊谷480う4465	利用サ	園内巡視等	908	44	28	62			58,831	6,200
	日産・バレットセレナ	TT-564	熊谷44ま2606			282	16	16	16.5			150,651	3,282
	スズキ・エブリイ	KT-1301	熊谷40る2889			1,121	55	28	70			164,992	7,813
	三菱・キャンターガッツ	TT-1754	熊谷400そ4635	広報催事	雑管理	433	26	21	35.5			34,074	3,193
	日産・クリッパー	TK-1801	熊谷480う4464	管理	雑管理	633	50	26	60.5	34,440	ﾀｲﾔ交換	33,414	5,092
	スズキ・軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ3183			536	61	28	51.9	39,060	ﾀｲﾔ交換	50,255	4,544
	日産・クリッパー	KT-2004	熊谷480か9398	施設	雑管理	603	29	29	30.2			22,617	5,412
	イスズ・エルフ（ユニック）	TT-1461	熊谷100さ5381		運搬	129	6	5	11			27,560	1,233
	イスズ・エルフトラック	TT-1939	熊谷800す1544		バキューム	7	2	2	5.5			3,113	96
	イスズ・エルフトラック	CU-1003	熊谷88す5176		園路清掃	214	6	6	13.5			20,346	1,645
	スバル・サンバー	KT- 602	熊谷40ほ2773	環境学習	雑管理	278	22	18	14			101,343	921
	日産・バレットセレナ	TT- 604	熊谷44ま5892	植物園	連絡用	248	66	27	12.4			144,268	2,471
	ホンダ・ホビオ	KT-2003	熊谷480か9522			468	87	29				19,516	4,079
	三菱・ミニキャブ	KT- 601	熊谷40ほ1632		雑管理	245	27	24	14.3	35,437	ﾏｰｼｬﾏﾌﾗｰ交換、ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ、ｵｲﾙｴﾚﾒﾝﾄ交換	105,304	1,940
原付バイク	スズキ・アドレス		滑川町あ7478	総務	連絡用	237	13	10	18			8,615	3,055
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5630			285	13	10	18.5			49,890	3,182
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5628	利用サ	園内巡視等	149	5	4	8.5			43,240	1,571
	スズキ・アドレス		滑川町あ7350			590	29	17	41	6,300	後ﾀｲﾔ交換	8,031	4,122
	スズキ・アドレス		滑川町あ7480	管理	雑管理	61	6	5	8			4,490	230
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7351			7	1	1	1			4,733	371
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7477	施設	雑管理	102	8	7	7			1,612	766
	スズキ・アドレス		滑川町あ7481	植物園	連絡用	64	12	10	4.3			3,336	849

提　供　施　設　等　使　用　報　告　書

23年12月分　（自 1日）（至31日）

借受人　管理センター長

（Ｈ23.12月分）

作成者

現場監督員の認印

	提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 稼動回数	運転日数	運転時間	維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適要 総走行キロ数	23年度 総走行キロ数
車両	日産・キャラバン	TA-1902	熊谷300ま 55	総務	連絡用	944	85	28	55	11,277	リモコンキー購入	33,915	8,124
	日産・キャラバン	TA- 402	熊谷58ち5500			139	11	11	12			92,867	1,506
	日産・クリッパー	TK-1802	熊谷480う4465	利用サ	園内巡視等	753	42	26	54.5			59,584	6,953
	日産・バレットセレナ	TT-564	熊谷44ま2606			339	19	18	22			150,990	3,621
	スズキ・エブリイ	KT-1301	熊谷40る2889			1,343	56	30	82			166,335	9,156
	三菱・キャンターガッツ	TT-1754	熊谷400そ4635	広報催事	雑管理	635	21	19	42	29,925	○２センサー交換	34,709	3,828
	日産・クリッパー	TK-1801	熊谷480う4464	管理	雑管理	526	43	25	56.5			33,940	5,618
	スズキ・軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ3183			518	36	23	52			50,773	5,062
	日産・クリッパー	KT-2004	熊谷480か9398	施設	雑管理	717	32	29	48.5			23,334	6,129
	イスズ・エルフ（ユニック）	TT-1461	熊谷100さ5381		運搬	198	10	10	14.5			27,758	1,431
	イスズ・エルフトラック	TT-1939	熊谷800す1544		バキューム	15	2	2	9			3,128	111
	イスズ・エルフトラック	CU-1003	熊谷88す5176		園路清掃	297	9	9	23			20,643	1,942
	スバル・サンバー	KT- 602	熊谷40ほ2773	環境学習	雑管理	179	14	12	9	2,520	エンジンオイル交換	101,522	1,100
	日産・バレットセレナ	TT- 604	熊谷44ま5892	植物園	連絡用	308	83	29	15.4			144,576	2,779
	ホンダ・ホビオ	KT-2003	熊谷480か9522			577	114	29	29			20,093	4,656
	三菱・ミニキャブ	KT- 601	熊谷40ほ1632		雑管理	217	22	21	14			105,521	2,157
原付バイク	スズキ・アドレス		滑川町あ7478	総務	連絡用	163	9	8	10.5			8,778	3,218
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5630			270	11	10	16.5			50,160	3,452
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5628	利用サ	園内巡視等	61	1	1	2.5			43,301	1,632
	スズキ・アドレス		滑川町あ7350			407	18	9	27.5			8,438	4,529
	スズキ・アドレス		滑川町あ7480	管理	雑管理	3	1	1	0.5			4,493	233
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7351			0	0	0	0			4,733	371
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7477	施設	雑管理	8	1	1	1			1,620	774
	スズキ・アドレス		滑川町あ7481	植物園	連絡用	9	3	2	1			3,345	858

提　供　施　設　等　使　用　報　告　書

24年1月分　（自 1日）（至31日）

借受人　管理センター長

（Ｈ24.1月分）

作成者

現場監督員の認印

	提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 稼動回数	運転日数	運転時間	維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適要 総走行キロ数	23年度 総走行キロ数
車両	日産・キャラバン	TA-1902	熊谷300ま 55	総務	連絡用	851	78	27	53.5			34,766	8,975
	日産・キャラバン	TA- 402	熊谷58ち5500			115	9	8	8.5			92,982	1,621
	日産・クリッパー	TK-1802	熊谷480う4465	利用サ	園内巡視等	972	52	26	71.5	32,513	エンジオイル、オイルエレメント交換、タイヤ購入、タイヤ取付、タイヤ廃棄	60,556	7,925
	日産・バレットセレナ	TT-564	熊谷44ま2606			350	17	15	23	36,082	エンジオイル、オイルエレメント交換、タイヤ購入、タイヤ取付、タイヤ廃棄	151,340	3,971
	スズキ・エブリイ	KT-1301	熊谷40る2889			1,424	55	29	82.5	61,220	タイヤ購入、タイヤ取付、タイヤ廃棄	167,759	10,580
	三菱・キャンターガッツ	TT-1754	熊谷400そ4635	広報催事	雑管理	211	11	11	15.5			34,920	4,039
	日産・クリッパー	TK-1801	熊谷480う4464	管理	雑管理	594	44	25	52	4,053	エンジノイル、オイルエレメント交換	34,534	6,212
	スズキ・軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ3183			391	40	24	52			51,164	5,453
	日産・クリッパー	KT-2004	熊谷480か9398	施設	雑管理	758	30	28	38	69,300	タイヤ及びスタットレスタイヤ交換	24,092	6,887
	イスズ・エルフ（ユニック）	TT-1461	熊谷100さ5381		運搬	61	2	2	4			27,819	1,492
	イスズ・エルフトラック	TT-1939	熊谷800す1544		バキューム	4	1	1	1			3,132	115
	イスズ・エルフトラック	CU-1003	熊谷88す5176		園路清掃	177	6	6	10.9			20,820	2,119
	スバル・サンバー	KT- 602	熊谷40ほ2773	環境学習	雑管理	121	13	13	61			101,643	1,221
	日産・バレットセレナ	TT- 604	熊谷44ま5892	植物園	連絡用	243	60	24	12.2			144,819	3,022
	ホンダ・ホビオ	KT-2003	熊谷480か9522			512	102	29	25.6			20,605	5,168
	三菱・ミニキャブ	KT- 601	熊谷40ほ1632		雑管理	228	15	18	13.9			105,749	2,385
原付バイク	スズキ・アドレス		滑川町あ7478	総務	連絡用	143	7	7	8			8,921	3,361
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5630			186	9	9	12			50,346	3,638
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5628	利用サ	園内巡視等	0	0	0	0			43,301	1,632
	スズキ・アドレス		滑川町あ7350			329	18	9	21.5			8,767	4,858
	スズキ・アドレス		滑川町あ7480	管理	雑管理	7	1	1	1			4,500	240
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7351			0	0	0	0			4,733	371
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7477	施設	雑管理	8	1	1	1			1,628	782
	スズキ・アドレス		滑川町あ7481	植物園	連絡用	0	0	0	0			3,345	858

提　供　施　設　等　使　用　報　告　書

24年2月分　（自 1日）（至29日）

借受人　管理センター長

（Ｈ24．2月分）

作成者

現場監督員の認印

	提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 稼動回数	運転日数	運転時間	維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適要 総走行キロ数	23年度 総走行キロ数
車両	日産・キャラバン	TA-1902	熊谷300ま 55	総務	連絡用	889	83	29	57.5			35,655	9,864
	日産・キャラバン	TA- 402	熊谷58ち5500			134	13	12	13.5			93,116	1,755
	日産・クリッパー	TK-1802	熊谷480う4465	利用サ	園内巡視等	1,017	54	29	76			61,573	8,942
	日産・バレットセレナ	TT-564	熊谷44ま2606			354	17	14	22.5			151,694	4,325
	スズキ・エブリイ	KT-1301	熊谷40る2889			1,110	48	29	67			168,869	11,690
	三菱・キャンターガッツ	TT-1754	熊谷400そ4635	広報催事	雑管理	240	18	15	18.5	6,300	ﾀｲﾔ交換	35,160	4,279
	日産・クリッパー	TK-1801	熊谷480う4464	管理	雑管理	623	47	25	31.2			35,157	6,835
	スズキ・軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ3183			536	44	26	59.4	3,570	ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ・ｴﾚﾒﾝﾄ交換	51,700	5,989
	日産・クリッパー	KT-2004	熊谷480か9398	施設	雑管理	703	31	28	35.2	4,053	ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ・ｴﾚﾒﾝﾄ交換	24,795	7,590
	イスズ・エルフ（ユニック）	TT-1461	熊谷100さ5381		運搬	78	5	4	6	9,618	ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ・ｴﾚﾒﾝﾄ交換	27,897	1,570
	イスズ・エルフトラック	TT-1939	熊谷800す1544		バキューム	40	1	1	2	10,930	ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ・ｴﾚﾒﾝﾄ交換	3,172	155
	イスズ・エルフトラック	CU-1003	熊谷88す5176		園路清掃	68	3	3	5.1	20,989	ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ・ｴﾚﾒﾝﾄ交換	20,888	2,187
	スバル・サンバー	KT- 602	熊谷40ほ2773	環境学習	雑管理	150	16	16	10.7			101,793	1,371
	日産・バレットセレナ	TT- 604	熊谷44ま5892	植物園	連絡用	343	75	28	17.2			145,162	3,365
	ホンダ・ホビオ	KT-2003	熊谷480か9522			565	118	28	28.3			21,170	5,733
	三菱・ミニキャブ	KT- 601	熊谷40ほ1632		雑管理	327	26	23	19.5			106,076	2,712
原付バイク	スズキ・アドレス		滑川町あ7478	総務	連絡用	188	8	8	12.5			9,109	3,549
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5630			117	4	4	6.5			50,463	3,755
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5628	利用サ	園内巡視等	66	2	2	3.5			43,367	1,698
	スズキ・アドレス		滑川町あ7350			296	13	11	19.5			9,063	5,154
	スズキ・アドレス		滑川町あ7480	管理	雑管理	0	0	0	0			4,500	240
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7351			0	0	0	0			4,733	371
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7477	施設	雑管理	0	0	0	0			1,628	782
	スズキ・アドレス		滑川町あ7481	植物園	連絡用	75	2	2	4	22,050	点検及びﾊﾞｯﾃﾘｰ・ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ交換	3,420	933

提　供　施　設　等　使　用　報　告　書

24年3月分　（自 1日）（至31日）

借受人　管理センター長

（Ｈ24．3月分）

作成者

現場監督員の認印

	提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 稼動回数	運転日数	運転時間	維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適要 総走行キロ数	23年度 総走行キロ数
車両	日産・キャラバン	TA-1902	熊谷300ま 55	総務	連絡用	904	58	31	59.5	2,100	夏用タイヤ交換	36,559	10,768
	日産・キャラバン	TA- 402	熊谷58ち5500			112	10	8	21	2,100	夏用タイヤ交換	93,228	1,867
	日産・クリッパー	TK-1802	熊谷480う4465	利用サ	園内巡視等	1138	65	30	87.5			62,711	10,080
	日産・バレットセレナ	TT-564	熊谷44ま2606			453	25	23	29			152,147	4,778
	スズキ・エブリイ	KT-1301	熊谷40る2889			1317	28	30	76.5			170,186	13,007
	三菱・キャンターガッツ	TT-1754	熊谷400そ4635	広報催事	雑管理	125	7	4	9			35,285	4,404
	日産・クリッパー	TK-1801	熊谷480う4464	管理	雑管理	674	53	25	64.5			35,831	7,509
	スズキ・軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ3183			705	53	26	87			52,405	6,694
	日産・クリッパー	KT-2004	熊谷480か9398	施設	雑管理	653	30	30	45.5			25,448	8,243
	イスズ・エルフ（ユニック）	TT-1461	熊谷100さ5381		運搬	90	4	4	7.5			27,987	1,660
	イスズ・エルフトラック	TT-1939	熊谷800す1544		バキューム	5	1	1	1			3,177	160
	イスズ・エルフトラック	CU-1003	熊谷88す5176		園路清掃	254	7	7	15			21,142	2,441
	スバル・サンバー	KT- 602	熊谷40ほ2773	環境学習	雑管理	150	13	13	45.5			101,943	1,521
	日産・バレットセレナ	TT- 604	熊谷44ま5892	植物園	連絡用	311	69	27	15.6	2,100	夏用タイヤ交換	145,473	3,676
	ホンダ・ホビオ	KT-2003	熊谷480か9522			540	105	31	27			21,710	6,273
	三菱・ミニキャブ	KT- 601	熊谷40ほ1632		雑管理	289	22	22	16.1			106,365	3,001
原付バイク	スズキ・アドレス		滑川町あ7478	総務	連絡用	143	8	8	10.5			9,252	3,692
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5630			182	8	7	10.5			50,645	3,937
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ5628	利用サ	園内巡視等	0	0	0	0			43,367	1,698
	スズキ・アドレス		滑川町あ7350			248	12	11	17.5			9,311	5,402
	スズキ・アドレス		滑川町あ7480	管理	雑管理	0	0	0	0			4,500	240
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7351			0	0	0	0			4,733	371
	ホンダ・スーパーカブ		滑川町あ7477	施設	雑管理	0	0	0	0			1,628	782
	スズキ・アドレス		滑川町あ7481	植物園	連絡用	1	1	1	0.5			3,421	934

【H24】

貸 与 車 輌 の 稼 動 実 績 、 燃 料 使 用 実 績 報 告 書

H24年4月分　　（自 1日）
（至30日）

借受人　　管理センター長

（H24. 4月分）　　作成者

現場監督員の認印

	提供物品名		提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H24年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	(L)	(円)		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	390	31	29	79.5	68.8			36,960	390
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			314	32	21	23.5	29.0			93,542	314
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,160	29	29	269.5	74.9			63,885	1160
	日産	バネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			470	22	22	189.0	59.2			152,617	470
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			1,133	29	29	289.0	98.1			171,352	1133
	三菱	キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	232	19	14	35.5	62.0			35,526	232
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73											
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	180	12	13	25.5	122.9			28,167	180
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	645	68	30	88.0	61.3			26,119	645
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			869	57	29	99.0	62.9			36,747	869
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			765	65	27	106.0	54.5			53,175	765
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	54	7	7	17.8	0.0			3,231	54
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	433	13	13	38.9	72.1			21,624	433
	日産	バネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	279	70	30	41.0	75.2			145,751	279
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			386	84	26	18.1	33.5			22,086	386
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	240	32	22	83.1	20.3			106,605	240
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	158	15	15	32.5	4.6			9,410	158
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			220	10	10	21.0	6.3			50,865	220
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			97	6	6	9.0	1.0			43,464	97
	スズキ	アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			219	8	5	34.5	5.2			9,532	219
	スズキ	アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	132	13	12	10.0	3.9			4,632	132
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			146	9	6	21.2	3.7			4,920	146
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			179	16	9	27.0	3.5			1,841	179
	スズキ	アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	38	3	3	6.5	0.0			3,459	38

貸 与 車 輌 の 稼 動 実 績 、 燃 料 使 用 実 績 報 告 書

H24年5月分　　（自 1日）
（至31日）

借受人　　管理センター長

（H24. 5月分）　　作成者

現場監督員の認印

	提供物品名		提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H24年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	(L)	(円)		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	196	16	9	26.5	0.0			37,156	586
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			378	24	18	58.5	102.8			93,920	692
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,249	30	30	298.5	101.8			65,134	2,409
	日産	バネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			498	24	24	214.3	87.4			153,115	968
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			1,100	30	30	241.0	101.9			172,452	2,233
	三菱	キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	245	24	16	80.0	75.8			35,771	477
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73											
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	216	14	13	32.5	61.7			28,383	396
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	559	56	25	25.0	21.6			26,678	1,204
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			872	62	25	64.8	86.6			37,619	1,741
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			686	58	25	63.2	61.5			53,861	1,451
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	24	20	20	9.7	0.0			3,255	78
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	601	20	20	53.5	401.3			22,225	1,034
	日産	バネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	251	68	28	20.8	0.0			146,002	530
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			334	72	30	24.5	28.2			22,420	720
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	187	25	22	59.5	21.1			106,792	427
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	192	22	22	33.5	7.5			9,602	350
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			127	5	5	9.0	0.0			50,992	347
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			120	5	5	13.3	0.0			43,584	217
	スズキ	アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			273	8	8	54.2	6.9			9,805	492
	スズキ	アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	108	13	11	14.5	2.8			4,740	240
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			103	13	11	12.8	2.0			5,023	249
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			366	31	21	50.0	4.9			2,207	545
	スズキ	アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	78	8	7	20.0	3.9			3,537	116

貸　与　車　輌　の　稼　動　実　績　、　燃　料　使　用　実　績　報　告　書

H24年6月分　　（自　1日）
（至30日）

借受人　　管理センター長
作成者

（H24. 6月分）
現場監督員の認印

	提供物品名		提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H24年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	（L）	（円）		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	62	10	8	39.0	46.1			37,218	648
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			233	16	15	67.3	0.0			94,153	925
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,257	30	29	268.8	106.9			66,391	3,666
	日産	バネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			568	26	26	222.5	114.0			153,683	1,536
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			1,064	29	29	190.5	84.4			173,516	3,297
	三菱	キャンター　ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	272	21	15	48.0	43.3	9,450	夏タイヤ交換	36,043	749
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73											
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	87	7	7	12.0	0.0	9,450	夏タイヤ交換	28,470	483
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	681	67	29	95.0	63.7			27,359	1,885
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			512	35	23	51.0	30.0			38,131	2,253
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			676	55	26	64.0	118.8			54,537	2,127
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	7	1	1	60.0	0.0			3,262	85
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	295	9	8	24.5	240.5			22,520	1,329
	日産	バネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	240	55	26	14.1	44.9	3,570	エンジンオイル交換・エレメント	146,242	770
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			572	105	30	48.6	41.6			22,992	1,292
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	245	22	22	93.2	23.0			107,037	672
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園　8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	168	9	9	22.8	4.2			9,770	518
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園　2	滑川町あ5630			215	7	7	24.0	5.2			51,207	562
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園　1	滑川町あ5628			209	7	7	35.2	5.6			43,793	426
	スズキ	アドレス	森林公園　6	滑川町あ7350			410	14	14	40.0	7.0			10,215	902
	スズキ	アドレス	森林公園　7	滑川町あ7480	施設	雑管理	114	11	9	11.5	1.5			4,854	354
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園　3	滑川町あ7351			88	6	6	19.4	1.7	9,607	リヤタイヤ交換	5,111	337
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園　4	滑川町あ7477			216	18	16	34.5	1.9	3,318	ステップラバー左右交換	2,423	761
	スズキ	アドレス	森林公園　5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	36	7	5	8.3	0.0			3,573	152

貸　与　車　輌　の　稼　動　実　績　、　燃　料　使　用　実　績　報　告　書

H24年7月分　　（自　1日）
（至31日）

借受人　　管理センター長
作成者

（H24. 7月分）
現場監督員の認印

	提供物品名		提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H24年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	（L）	（円）		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	157	19	13	11.8	0.0			37,375	805
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			289	23	17	184.5	0.0			94,442	1,214
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,341	31	31	237.5	137.9			67,732	5,007
	日産	バネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			626	29	29	250.3	87.2			154,309	2,162
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			862	27	27	158.6	76.9			174,378	4,159
	三菱	キャンター　ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	574	42	20	70.0	85.3			36,617	1,323
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73											
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	64	4	3	7.5	0.0			28,534	547
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	573	55	23	30.0	64.6			27,932	2,458
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			669	59	29	76.3	59.2			38,800	2,922
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			754	63	28	85.5	56.5			55,291	2,881
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	28	3	3	10.5	0.0			3,290	113
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	242	7	7	20.6	129.6			22,762	1,571
	日産	バネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	244	57	28	17.5	47.1	46,231	運転席シート張替え・ドアノブ取替え	146,486	1,014
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			475	99	29	217.5	55.2			23,467	1,767
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	217	28	23	114.8	22.3			107,254	889
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園　8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	334	20	20	154.3	3.5			10,104	852
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園　2	滑川町あ5630			383	11	11	57.5	8.9			51,590	945
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園　1	滑川町あ5628			540	12	12	68.1	8.7			44,333	966
	スズキ	アドレス	森林公園　6	滑川町あ7350			354	10	10	33.9	7.5			10,569	1,256
	スズキ	アドレス	森林公園　7	滑川町あ7480	施設	雑管理	221	18	12	22.2	8.3			5,075	575
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園　3	滑川町あ7351			334	21	16	49.7	5.4			5,445	671
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園　4	滑川町あ7477			345	16	13	30.7	7.2			2,768	1,106
	スズキ	アドレス	森林公園　5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	28	6	4	9.5	0.0			3,601	180

貸　与　車　輌　の　稼　動　実　績　、　燃　料　使　用　実　績　報　告　書

H24年8月分　　（自　1日）
（至31日）

借受人　　管理センター長
作成者

（H24. 8月分）
現場監督員の認印

提供物品名			提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H24年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	(L)	(円)		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	314	29	20	23.7	51.4			37,689	1,119
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			341	33	19	49.4	51.1			94,783	1,555
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,491	29	29	258.9	154.5			69,223	6,498
	日産	パネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			609	29	29	255.8	132.2			154,918	2,771
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			1,045	25	25	203.8	83.7			175,423	5,204
	三菱	キャンター　ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	736	57	28	136.3	108.8			37,353	2,059
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73											
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	158	13	11	19.5	0.0			28,692	705
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	741	40	29	55.7	109.6			28,673	3,199
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			776	44	28	84.6	77.0			39,576	3,698
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			856	66	26	130.1	96.3			56,147	3,737
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	0	0	0	0.0	0.0			3,290	113
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	308	10	10	23.1	184.7			23,070	1,879
	日産	パネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	306	78	31	29.8	36.0			146,792	1,320
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			437	101	30	43.7	27.4			23,904	2,204
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	256	25	24	61.0	24.1			107,510	1,145
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	258	16	16	48.6	8.5			10,362	1,110
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			499	16	16	105.4	10.5			52,089	1,444
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			570	19	19	56.2	6.4			44,903	1,536
	スズキ	アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			0	0	0	0.0	0.0	7,791	プラグ交換	10,569	1,256
	スズキ	アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	156	9	8	12.9	3.9			5,231	731
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			211	7	6	22.5	1.8			5,656	882
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			79	6	6	17.0	0.0			2,847	1,185
	スズキ	アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	6	2	2	0.7	0.0			3,607	186

貸　与　車　輌　の　稼　動　実　績　、　燃　料　使　用　実　績　報　告　書

H24年9月分　　（自　1日）
（至30日）

借受人　　管理センター長
作成者

（H24. 9月分）
現場監督員の認印

提供物品名			提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H24年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	(L)	(円)		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	550	49	29	57.8	45.1			38,239	1,669
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			229	18	14	24.0	50.9			95,012	1,784
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	686	23	23	170.9	85.0			69,909	7,184
	日産	パネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			489	27	27	52.9	81.7			155,407	3,260
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			243	29	29	228.1	105.3			175,666	5,447
	三菱	キャンター　ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	187	19	15	44.0	43.0			37,540	2,246
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73											
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	0	0	0	0.0	0.0			28,692	705
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	606	60	27	33.9	60.8			29,279	3,805
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			415	22	18	36.0	30.0			39,991	4,113
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			451	40	21	59.7	70.6			56,598	4,188
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	1	1	1	3.0	0.0			3,291	114
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	543	16	16	43.8	332.6	24,612	作動油及びエレメント交換	23,613	2,422
	日産	パネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	370	72	28	30.5	60.3			147,162	1,690
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			488	95	30	21.9	26.7			24,392	2,692
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	202	25	21	117.0	23.7			107,712	1,347
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	40	3	3	4.0	0.0			10,402	1,150
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			404	11	11	63.4	7.8			52,493	1,848
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			452	13	13	70.2	8.6			45,355	1,988
	スズキ	アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			458	9	9	55.2	10.6			11,027	1,714
	スズキ	アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	189	17	13	25.4	2.9			5,420	920
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			236	14	11	32.3	3.7			5,892	1,118
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			120	8	7	17.8	1.4			2,967	1,305
	スズキ	アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	1	2	2	0.2	0.0			3,608	187

貸 与 車 輌 の 稼 動 実 績 、 燃 料 使 用 実 績 報 告 書

H24年10月分　　（自　1日）
（至31日）

借受人　　管理センター長
作成者

（H24. 10月分）
現場監督員の認印

提供物品名			提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H24年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	(L)	(円)		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	296	24	12	10.1	0.0	7,098	ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ交換他	38,535	1,965
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			540	26	22	97.5	45.5			95,552	2,324
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,285	29	29	251.8	111.2			71,194	8,469
	日産	バネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			514	25	25	221.0	74.6			155,921	3,774
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			2,007	27	27	193.7	79.8			177,673	7,454
	三菱	キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	642	55	26	98.7	127.0			38,182	2,888
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73											
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	280	19	14	24.4	87.3			28,972	985
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	624	55	29	43.5	62.0			29,903	4,429
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			734	57	2.6	36.3	85.4			40,725	4,847
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			565	35	23	60.4	30.0			57,163	4,753
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	9	2	2	1.8	0.0			3,300	123
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	461	13	13	46.0	288.2			24,074	2,883
	日産	バネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	308	69	29	37.2	39.5			147,470	1,998
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			520	92	31	39.0	57.3			24,912	3,212
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	429	24	24	107.0	20.0	5,471	ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ交換他	108,141	1,776
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	687	15	15	25.0	19.5		ｻｽﾍﾟｼｮｸｱﾌﾞｿｰﾊﾞｰ(ﾘﾔｰﾙ)	11,089	1,837
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			0	0	0	0.0	0.0	7,161	ﾌﾞﾚｰｷｹｰﾌﾞﾙ取替他	52,493	1,848
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			393	9	9	67.2	7.0	11,991	ｵｲﾙｼｰﾙ取替他	45,748	2,381
	スズキ	アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			149	4	4	13.8	4.1			11,176	1,863
	スズキ	アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	148	14	10	10.2	3.6		ｻｽﾍﾟｼｮｸｱﾌﾞｿｰﾊﾞｰ(ﾘﾔｰﾙ)	5,568	1,068
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			313	30	21	55.6	5.5			6,205	1,431
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			198	15	12	16.0	2.1			3,165	1,503
	スズキ	アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	113	17	14	15.1	3.6		ｻｽﾍﾟｼｮｸｱﾌﾞｿｰﾊﾞｰ(ﾘﾔｰﾙ)	3,721	300

貸 与 車 輌 の 稼 動 実 績 、 燃 料 使 用 実 績 報 告 書

H24年11月分　　（自　1日）
（至30日）

借受人　　管理センター長
作成者

（H24. 11月分）
現場監督員の認印

提供物品名			提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H24年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	(L)	(円)		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	163	19	12	16.0	53.5			38,698	2,128
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			511	32	18	61.5	59.1			96,063	2,835
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,066	30	30	266.0	110.9			72,260	9,535
	日産	バネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			795	29	29	219.5	130.8			156,716	4,569
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			1,034	30	30	262.1	109.1			178,707	8,488
	三菱	キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	434	47	26	132.8	71.4			38,616	3,322
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73											
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	148	12	8	12.2	0.0			29,120	1,133
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	725	68	28	45.3	94.0			30,628	5,154
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			762	50	28	18.4	60.0			41,487	5,609
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			613	41	22	93.5	65.6			57,776	5,366
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	0	0	0	0.0	0.0			3,300	123
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	774	21	21	67.2	521.4	150,612	ﾊﾞﾊﾟﾜｰｳｲﾝﾄﾞｳﾓｰﾀｰ交換他	24,848	3,657
	日産	バネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	248	64	29	30.0	36.0			147,718	2,246
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			481	92	30	47.2	22.1			25,393	3,693
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	220	23	22	95.5	28.0			108,361	1,996
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	624	15	15	72.8	11.2			11,713	2,461
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			377	13	13	56.6	9.2			52,870	2,225
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			129	4	4	13.2	2.9			45,877	2,510
	スズキ	アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			176	6	6	32.4	3.5	22,732	バッテリー交換他	11,352	2,039
	スズキ	アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	115	10	8	22.3	4.0			5,683	1,183
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			60	7	7	12.0	0.0			6,265	1,491
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			113	11	8	22.2	2.2			3,278	1,616
	スズキ	アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	17	3	3	4.2	0.0			3,738	317

貸　与　車　輌　の　稼　動　実　績　、　燃　料　使　用　実　績　報　告　書

H24年12月分　　（自　1日）
（至31日）

借受人　　管理センター長
作成者

（H24．12月分）
現場監督員の認印

提供物品名			提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H24年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	（L）	（円）		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	108	13	8	17.3	0.0	2,100	冬タイヤ交換	38,806	2,236
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			238	11	10	43.5	60.3	2,100	冬タイヤ交換	96,301	3,073
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1164	29	29	256.0	103.2	10,878	ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ・ｴﾚﾒﾝﾄ他交換	73,424	10,699
	日産	パネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			864	26	26	221.7	177.4			157,580	5,433
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			1231	29	29	243.1	115.8			179,938	9,719
	三菱	キャンター　ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	850	59	27	175.9	103.1	3,150	冬タイヤ交換	39,466	4,172
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73											
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	326	14	11	42.4	34.0	4,410	冬タイヤ交換	29,446	1,459
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	638	62	27	51.8	60.0			31,266	5,792
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			809	42	21	39.1	83.5	10,878	ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ・ｴﾚﾒﾝﾄ他交換	42,296	6,418
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			583	55	24	64.7	61.9			58,359	5,949
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	0	0	0	0.0	0.0			3,300	123
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	893	29	29	90.6	540.0			25,741	4,550
	日産	パネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	342	82	30	35.2	45.1			148,060	2,588
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			585	124	28	53.4	59.4			25,978	4,278
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	276	27	26	121.1	43.8	2,100	ﾀｲﾔﾊﾟﾝｸ修理	108,637	2,272
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園　8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	473	19	19	42.7	11.9			12,186	2,934
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園　2	滑川町あ5630			346	13	13	48.8	6.5			53,216	2,571
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園　1	滑川町あ5628			0	0	0	0.0	0.0			45,877	2,510
	スズキ	アドレス	森林公園　6	滑川町あ7350			122	7	7	7.9	2.9			11,474	2,161
	スズキ	アドレス	森林公園　7	滑川町あ7480	施設	雑管理	12	3	3	2.5	0.0			5,695	1,195
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園　3	滑川町あ7351			9	2	2	0.7	0.0			6,274	1,500
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園　4	滑川町あ7477			49	5	4	2.5	0.0			3,327	1,665
	スズキ	アドレス	森林公園　5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	1	1	1	2.0	0.0			3,739	318

貸　与　車　輌　の　稼　動　実　績　、　燃　料　使　用　実　績　報　告　書

H25年1月分　　（自　1日）
（至31日）

借受人　　管理センター長
作成者

（H25．1月分）
現場監督員の認印

提供物品名			提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H24年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	（L）	（円）		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	43	5	5	6.5	0.0			38,849	2,279
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			41	3	3	13.5	0.0			96,342	3,114
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,355	73	30	112.9	138.3			74,779	12,054
	日産	パネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			479	50	19	28.6	51.3	6,877	ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ交換他	158,059	5,912
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			1,304	85	29	196.1	112.5			181,242	11,023
	三菱	キャンター　ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	534	50	23	76.4	87.7			40,000	4,706
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73											
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	64	6	5	8.0	65.8			29,510	1,523
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	508	50	25	36.3	58.0			31,774	6,300
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			642	30	23	30.3	62.0			42,938	7,060
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			582	51	21	52.7	28.0			58,941	6,531
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	0	0	0	0.0	0.0			3,300	123
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	423	15	15	40.2	308.1	72,912	ﾀｲﾔ・作動油交換他	26,164	4,973
	日産	パネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	342	69	29	29.2	76.0			148,402	2,930
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			576	128	30	53.8	53.0			26,554	4,854
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	146	17	15	42.0	0.0			108,783	2,418
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園　8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	263	14	13	14.1	4.0			12,449	3,197
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園　2	滑川町あ5630			0	0	0	0.0	0.0			53,216	2,571
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園　1	滑川町あ5628			205	10	10	18.2	0.0			46,082	2,715
	スズキ	アドレス	森林公園　6	滑川町あ7350			157	16	9	16.0	3.6			11,631	2,318
	スズキ	アドレス	森林公園　7	滑川町あ7480	施設	雑管理	2	1	1	0.5	0.0	14,395	ﾘﾔﾀｲﾔ交換	5,697	1,197
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園　3	滑川町あ7351			0	0	0	0.0	0.0			6,274	1,500
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園　4	滑川町あ7477			13	1	1	0.7	0.0			3,340	1,678
	スズキ	アドレス	森林公園　5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	36	7	6	8.0	0.0			3,775	354

貸 与 車 輌 の 稼 動 実 績 、 燃 料 使 用 実 績 報 告 書

H25年2月分　　（自 1日）
（至28日）

借受人　　管理センター長
作成者

（H25. 2月分）
現場監督員の認印

提供物品名			提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H24年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	(L)	(円)		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	33	7	4	9.2	33.6			38,882	2,312
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			86	8	5	30.9	40.0			96,428	3,200
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,316	61	26	86.9	113.9			76,095	13,370
	日産	パネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			585	58	21	41.0	128.1			158,644	6,497
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			1,074	68	26	81.3	85.4	18,627	ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ他交換	182,316	12,097
	三菱	キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	548	45	21	90.0	81.9	15,897	ﾛﾝｸﾞﾗｲﾌｸｰﾗﾝﾄ他交換	40,548	5,254
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73											
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	136	11	8	11.5	0.0	41,160	ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ他交換	29,646	1,659
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	405	39	20	27.4	30.0	9,513	ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ他交換	32,179	6,705
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			550	27	20	23.7	60.1			43,488	7,610
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			586	43	22	40.1	63.2	22,512	ﾄﾗﾝｽﾐｯｼｮﾝ他交換	59,527	7,117
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	36	1	1	60.0	65.0	12,820	ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ他交換	3,336	159
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	313	12	11	25.8	178.0	50,337	ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ他交換	26,477	5,286
	日産	パネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	397	77	28	41.0	39.2			148,799	3,327
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			541	108	28	41.4	55.3	6,100	ﾜｲﾊﾟｰﾗﾊﾞｰ他交換	27,095	5,395
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	336	26	22	86.0	52.5			109,119	2,754
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	349	21	18	33.9	10.9			12,798	3,546
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			29	3	3	4.3	0.0	9,607	後タイヤ交換	53,245	2,600
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			192	10	10	14.8	3.4			46,274	2,907
	スズキ	アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			262	31	20	50.0	3.3			11,893	2,580
	スズキ	アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	80	2	2	4.0	2.7			5,777	1,277
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			17	1	1	0.5	2.0			6,291	1,517
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			24	4	3	1.8	2.1			3,364	1,702
	スズキ	アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	60	4	4	11.0	2.8			3,835	414

貸 与 車 輌 の 稼 動 実 績 、 燃 料 使 用 実 績 報 告 書

H25年3月分　　（自 1日）
（至31日）

借受人　　管理センター長
作成者

（H25. 3月分）
現場監督員の認印

提供物品名			提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H24年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	(L)	(円)		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	34	5	4	9.3	0.0			38,916	2,346
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			99	8	6	24.2	0.0			96,527	3,299
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,408	74	30	80.8	113.5			77,503	14,778
	日産	パネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			637	132	24	47.5	84.8			159,281	7,134
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			1,036	67	29	75.5	85.6			183,352	13,133
	三菱	キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	416	39	22	78.1	71.1			40,964	5,670
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73											
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	48	4	4	5.0	0.0			29,694	1,707
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	319	39	20	23.5	30.0			32,498	7,024
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			808	39	24	32.2	78.0			44,296	8,418
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			646	54	25	57.5	60.3			60,173	7,763
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	0	0	0	0.0	0.0			3,336	159
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	404	14	14	38.2	231.0			26,881	5,690
	日産	パネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	273	71	30	20.2	44.9			149,072	3,600
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			495	93	31	37.8	27.0			27,590	5,890
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	206	23	23	74.2	17.0			109,325	2,960
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	530	31	21	44.3	7.2			13,328	4,076
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			238	14	9	20.1	3.4			53,483	2,838
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			120	10	6	11.1	3.5			46,394	3,027
	スズキ	アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			306	30	21	34.5	6.8			12,199	2,886
	スズキ	アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	48	4	3	7.6	0.0			5,825	1,325
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			16	2	2	1.2	0.0			6,307	1,533
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			27	4	3	1.3	0.0			3,391	1,729
	スズキ	アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	32	6	6	4.8	0.0			3,867	446

貸 与 車 輌 の 稼 動 実 績 、 燃 料 使 用 実 績 報 告 書

H25年4月分　　（自 1日）
（至30日）

借受人　　管理センター長
作成者

（H25. 4月分）
現場監督員の認印

	提供物品名		提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H25年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	(L)	(円)		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	217	11	10	28.0		0		39,133	217
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			152	13	9	47.4	38.46	0		96,679	152
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,110	73	28	67.8	104.22	0		78,613	1,110
	日産	バネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			722	73	27	55.7	129.53	0		160,003	722
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			936	59	24	63.9	84.66	0		184,279	936
	三菱	キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	440	29	21	100.0	82.11	0		41,404	440
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73											0
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	130	8	7	13.0	58.22	0		29,824	130
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	464	48	22	32.3	30.00	0		32,962	464
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			680	43	26	30.3	45.01	0		44,976	680
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			688	60	25	51.9	32.34	0		60,861	688
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	6	1	1	1.0		0		3,342	6
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	394	12	12	38.5	0.00	0		27,275	394
	日産	バネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	325	80	30	68.3	48.00	0		149,397	325
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			400	87	30	75.7	30.51	0		27,990	400
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	229	27	26	34.8	24.00	0		109,554	229
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	886	49	28	70.8	20.16	0		14,214	886
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			37	2	2	2.1	3.45	0		53,520	37
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			0	0	0	0.0		9,712	ドライブチェーン取替	46,394	0
	スズキ	アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			253	18	16	37.5	3.66	0		12,452	253
	スズキ	アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	64	9	7	8.3		0		5,889	64
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			42	2	2	7.5		0		6,349	42
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			137	7	6	7.0	1.89	0		3,528	137
	スズキ	アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	24	3	3	3.0	3.12	0		3,891	24

貸 与 車 輌 の 稼 動 実 績 、 燃 料 使 用 実 績 報 告 書

H25年5月分　　（自 1日）
（至31日）

借受人　　管理センター長
作成者

（H25. 5月分）
現場監督員の認印

	提供物品名		提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H25年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	(L)	(円)		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	223	10	9	18.8	52.43			39,356	440
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			184	11	11	56.2	39.20			96,863	336
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,100	77	26	61.4	78.19			79,713	2,210
	日産	バネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			668	65	30	39.1	114.63			160,671	1,390
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			800	48	23	285.3	74.59			185,079	1,736
	三菱	キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	385	28	18	110.0	69.24			41,789	825
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73										0	
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	120	9	8	11.5	0.00			29,944	250
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	348	41	23	27.5	60.00			33,310	812
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			612	41	23	21.5	57.00			45,588	1,292
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			870	69	23	48.5	83.00			61,731	1,558
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	9	1	1	1.5				3,351	15
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	468	18	16	39.8	55.01	44,678	ストップモータ等	27,743	862
	日産	バネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	258	65	29	21.5	47.13			149,655	583
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			487	98	31	30.0	28.40			28,477	887
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	249	24	24	14.5	16.55			109,803	478
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	804	39	21	59.3	15.90	21,231	タイヤ バルブ等	15,018	1,690
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			38	3	2	3.4				53,558	75
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			314	16	9	27.5	3.35			46,708	314
	スズキ	アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			513	36	25	69.6	10.45			12,965	766
	スズキ	アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	75	8	6	8.5				5,964	139
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			111	5	5	4.1	1.87			6,460	153
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			121	10	9	8.4	2.40			3,649	258
	スズキ	アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	67	11	10	16.8				3,958	91

貸 与 車 輌 の 稼 動 実 績 、 燃 料 使 用 実 績 報 告 書

H25年6月分　　（自 1日）
（至30日）

借受人　　管理センター長
作成者

（H25. 6月分）
現場監督員の認印

提供物品名			提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H25年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	(L)	(円税込み)		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	131	10	7	19.3	49.42	2,100	タイヤ交換など	39,487	571
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			136	10	8	34.8	0.00	20,234	タイヤ交換など	96,999	472
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	895	63	21	54.9	54.00			80,608	3,105
	日産	バネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			640	66	30	34.3	114.80			161,311	2,030
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			987	61	23	70.8	81.62			186,066	2,723
	三菱	キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	358	34	20	63.8	42.76	3,150	タイヤ交換など	42,147	1,183
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73										0	
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	9	1	1	1.7	0.00			29,953	259
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	345	38	19	27.3	29.05			33,655	1,157
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			586	48	22	26.3	53.24			46,174	1,878
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			767	61	22	50.3	49.17	#REF!		62,498	2,325
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	18	1	1	0.7				3,369	33
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	336	10	10	26.5	180.00			28,079	1,198
	日産	バネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	258	65	29	15.8	32.87	26,450	オートマチックオイル等	149,913	841
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			423	63	29	23.8	28.82			28,900	1,310
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	186	20	20	9.5	19.41			109,989	664
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	841	41	20	63.1	19.72			15,859	2,531
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			189	13	6	17.8	3.52			53,747	264
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			196	11	5	18.0	3.12			46,904	510
	スズキ	アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			392	24	20	69.7	10.78			13,357	1,158
	スズキ	アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	44	4	4	3.5	0.00			6,008	183
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			39	4	2	3.5	0.00			6,499	192
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			86	7	7	5.5	0.00			3,735	344
	スズキ	アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	43	9	6	9.8	3.10			4,001	134

貸 与 車 輌 の 稼 動 実 績 、 燃 料 使 用 実 績 報 告 書

H25年7月分　　（自 1日）
（至31日）

借受人　　管理センター長
作成者

（H25. 7月分）
現場監督員の認印

提供物品名			提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H25年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	(L)	(円)		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	103	15	10	13.5	0.0			39,590	674
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			224	23	18	47.0	37.00			97,223	696
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	840	69	26	54.0	82.01			81,448	3,945
	日産	バネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			659	62	30	35.5	84.47			161,970	2,689
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			494	39	18	36.4	49.00			186,560	3,217
	三菱	キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	674	54	28	107.0	122.21			42,821	1,857
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73										0	
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	54	5	4	5.0				30,007	313
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	465	52	21	33.1	59.50			34,120	1,622
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			840	60	28	40.1	97.38			47,014	2,718
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			1,004	64	27	54.6	86.33			63,502	3,329
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	0	0	0	0.0				3,369	33
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	323	9	9	25.0	181.50	9,608	エンジンオイル取替等	28,402	1,521
	日産	バネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	253	68	30	15.2	40.00			150,166	1,094
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			397	98	30	22.7	54.97			29,297	1,707
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	197	23	23	10.9	23.23			110,186	861
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	1,150	52	20	78.3	24.02			17,009	3,681
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			340	17	8	28.5	5.97			54,087	604
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			388	24	10	32.1	5.94			47,292	898
	スズキ	アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			396	29	27	52.1	10.83			13,753	1,554
	スズキ	アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	46	8	7	5.3	4.26			6,054	229
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			223	15	11	21.3	5.10			6,722	415
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			110	5	4	4.1	2.38			3,845	454
	スズキ	アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	82	15	11	14.0				4,083	216

貸 与 車 輌 の 稼 動 実 績 、 燃 料 使 用 実 績 報 告 書

H25年8月分　　(自 1日)
(至31日)

借受人　　管理センター長
作成者

(H25. 8月分)
現場監督員の認印

提供物品名			提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H25年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	(L)	(円)		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	434	43	20	27.3	100.74			40,024	1,108
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			65	9	7	5.8	43.50			97,288	761
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	542	59	28	44.9	48.70			81,990	4,487
	日産	パネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			544	36	18	25.6	129.00			162,514	3,233
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			809	50	24	41.7	81.18			187,369	4,026
	三菱	キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	1,041	77	31	40.0	200.91			43,862	2,898
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73										0	
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	156	14	11	10.8	50.35			30,163	469
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	513	55	25	37.5	59.90			34,633	2,135
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			700	50	22	27.2	53.00			47,714	3,418
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			902	51	22	34.0	94.21			64,404	4,231
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	0	0	0	0.0	0.00			3,369	33
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	525	16	16	42.0	344.51			28,927	2,046
	日産	パネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	304	75	31	15.8	47.02			150,470	1,398
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			429	89	31	20.4	26.53			29,726	2,136
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	292	24	24	14.0	23.68			110,478	1,153
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	1,596	78	25	117.5	31.36			18,605	5,277
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			135	8	4	11.0	3.38			54,222	739
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			416	28	16	38.0	9.07			47,708	1,314
	スズキ	アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			226	16	10	21.9	3.38			13,979	1,780
	スズキ	アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	272	12	9	12.8	7.50			6,326	501
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			230	17	12	11.0	1.80			6,952	645
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			205	17	12	10.0	4.00			4,050	659
	スズキ	アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	40	8	7	5.0	3.32			4,123	256

貸 与 車 輌 の 稼 動 実 績 、 燃 料 使 用 実 績 報 告 書

H25年9月分　　(自 1日)
(至30日)

借受人　　管理センター長
作成者

(H25. 9月分)
現場監督員の認印

提供物品名			提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H25年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	(L)	(円)		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	245	19	15	22.3	45.00			40,024	1,353
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			65	9	7	8.6	0.00			97,288	826
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	347	38	21	38.0	48.00			81,990	4,834
	日産	パネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			941	62	30	54.6	162.38			162,514	4,174
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			904	51	24	63.9	76.00			187,369	4,930
	三菱	キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	594	35	21	24.0	86.23			43,862	3,492
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73										0	
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	108	9	7	9.5	0.00			30,163	577
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	346	38	19	30.1	30.00			34,633	2,481
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			614	47	22	29.8	81.00			47,714	4,032
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			493	40	20	26.3	54.40			64,404	4,724
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	0	0	0	0.0	0.00			3,369	33
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	586	18	18	51.5	339.90			28,927	2,632
	日産	パネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	279	74	29	14.0	44.13			150,470	1,677
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			449	96	30	22.0	28.45			29,726	2,585
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	200	25	25	9.0	17.07			110,478	1,353
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	1,399	62	27	103.5	31.27			18,605	6,676
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			84	5	4	7.1	0.00			54,222	823
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			3	1	1	0.3	3.08			47,708	1,317
	スズキ	アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			400	29	22	46.7	10.08			13,979	2,180
	スズキ	アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	637	26	18	23.0	11.88			6,326	1,138
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			98	11	9	6.5	3.72			6,952	743
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			161	16	11	13.7	1.92			4,050	820
	スズキ	アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	56	10	10	8.0	0.00			4,123	312

貸 与 車 輌 の 稼 動 実 績 、 燃 料 使 用 実 績 報 告 書

H25年10月分　　（自 1日）
（至31日）

借受人　　管理センター長
作成者

（H25. 10月分）
現場監督員の認印

提供物品名			提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H25年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	(L)	(円)		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	351	32	20	20.8	94.40			40,024	1,704
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			186	11	11	7.5	48.25			97,288	1,012
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	597	48	23	53.3	54.00			81,990	5,431
	日産	バネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			1,166	91	31		206.60			162,514	5,340
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			1,200	65	26	84.8	82.42			187,369	6,130
	三菱	キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	682	44	31	33.0	117.54	5,145	タイヤ修理	43,862	4,174
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73										0	
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	123	11	7	7.6	0.00			30,163	700
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	659	65	23	42.1	60.00			34,633	3,140
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			741	58	28	31.0	53.70			47,714	4,773
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			586	43	21	25.6	60.67			64,404	5,310
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	0	0	0	0.0	0.00			3,369	33
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	501	15	15	45.0	204.70	39,932	マフラーステイ溶接(17,535円) 作業装置エンジンオイル交換(14,417円) シャシグリス(7,980円)	28,927	3,133
	日産	バネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	313	76	31	16.0	39.00			150,470	1,990
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			473	92	31	22.2	28.00			29,726	3,058
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	278	23	23	13.8	24.00			110,478	1,631
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	643	32	14	50.2	12.42			18,605	7,319
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			50	2	2	2.5	2.81			54,222	873
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			184	8	6	12.6	3.25			47,708	1,501
	スズキ	アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			433	29	24	49.6	10.39	52,605	エンジンO・H	13,979	2,613
	スズキ	アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	0	0	0	0.0	0.00			6,326	1,138
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			209	20	15	11.1	3.97			6,952	952
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			405	23	10	17.0	4.00			4,050	1,225
	スズキ	アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	65	13	9	9.0	3.72			4,123	377

貸 与 車 輌 の 稼 動 実 績 、 燃 料 使 用 実 績 報 告 書

H25年11月分　　（自 1日）
（至30日）

借受人　　管理センター長
作成者

（H25. 11月分）
現場監督員の認印

提供物品名			提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H25年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	(L)	(円)		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	856	59	26	88.9	153.91			40,880	2,560
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			187	17	11	10.1	0			97,475	1,199
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	711	67	25	74.3	78			82,701	6,142
	日産	バネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			1,307	85	25	97.3	212.97			163,821	6,647
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			1,558	97	29	137.8	140.62	51,847	燃耗によるタイヤ交換	188,927	7,688
	三菱	キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	578	49	26	27.0	111.33			44,440	4,752
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73										0	
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	182	18	15	14.3	80			30,345	882
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	447	48	20	34.1	59.14			35,080	3,587
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			618	53	24	25.5	55.81			48,332	5,391
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			645	40	20	27.5	31			65,049	5,955
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	0	0	0	0.0	0			3,369	33
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	596	18	18	47.0	335.22			29,523	3,729
	日産	バネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	281	72	30	14.0	45.86			150,751	2,271
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			577	94	30	28.5	56.6			30,303	3,635
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	289	21	21	12.2	22.97			110,767	1,920
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	0	0	0	0.0	0			18,605	7,319
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			553	28	20	42.5	12.21			54,775	1,426
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			180	7	5	10.0	3.34			47,888	1,681
	スズキ	アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			346	26	22	42.2	10.87			14,325	2,959
	スズキ	アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	25	1	1	0.5	0			6,351	1,163
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			177	14	10	11.3	1.86			7,129	1,129
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			325	23	15	14.8	4.34			4,375	1,550
	スズキ	アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	48	9	9	4.0	0			4,171	425

貸 与 車 輌 の 稼 動 実 績 、 燃 料 使 用 実 績 報 告 書

H25年12月分　　（自 1日）
（至31日）

借受人　　管理センター長
作成者

（H25. 12月分）
現場監督員の認印

	提供物品名		提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H25年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	(L)	(円)		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	363	43	21	23.5	55	0		40,880	2,923
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			0	0	0	0.0	0	0		97,475	1,199
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	163	11	7	17.2	0	0		82,701	6,305
	日産	バネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			1566	109	30	109.3	262.06	0		163,821	8,213
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			1531	86	30	118.8	158.75	0		188,927	9,219
	三菱	キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	482	34	23	23.7	43.66	0		44,440	5,234
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73										0	
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	54	7	7	8.0	0	0		30,345	936
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	343	42	18	25.5	30	0		35,080	3,930
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			684	62	25	25.5	86.1	0		48,332	6,075
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			839	60	23	38.6	89.76	0		65,049	6,794
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	0	0	0	0.0	0	0		3,369	33
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	664	23	23	82.0	460.39	0		29,523	4,393
	日産	バネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	285	78	29	16.0	44.86	0		150,751	2,556
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			548	124	29	35.3	56.25	0		30,303	4,183
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	277	24	24	15.7	32.04	0		110,767	2,197
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	303	19	12	21.5	7.69	0		18,605	7,622
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			325	16	13	20.3	7.55	0		54,775	1,751
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			0	0	0	0.0	0	2,100	パンク修理	47,888	1,681
	スズキ	アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			337	24	22	47.8	7.56	0		14,325	3,296
	スズキ	アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	88	5	5	2.8	3.7	0		6,351	1,251
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			47	6	6	3.6	1.93	0		7,129	1,176
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			186	20	15	11.2	4.16	0		4,375	1,736
	スズキ	アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	40	10	8	5.8	0	0		4,171	465
											1351.46				

貸 与 車 輌 の 稼 動 実 績 、 燃 料 使 用 実 績 報 告 書

H26年1月分　　（自 1日）
（至31日）

借受人　　管理センター長
作成者

（H26. 1月分）
現場監督員の認印

	提供物品名		提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量		稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H25年度
						内容	走行キロ数		稼動回数	運転日数	運転時間	(L)	(円)		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	181		19	16	15.6	53.38			41,061	3,104
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			0		0	0	0.0	0			97,475	1,199
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	314		16	10	18.4	27.56			83,015	6,619
	日産	バネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			1,202		87	26	84.3	207.06			165,023	9,415
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			1,430		72	29	107.6	109.52			190,357	10,649
	三菱	キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	283		17	30	16.2	68.74			44,723	5,517
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73											0	
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	40		4	3	3.0	0			30,385	976
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	435		42	20	24.6	28			35,515	4,365
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			625		53	23	24.6	49.25			48,957	6,700
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			901		59	25	45.5	63.94			65,950	7,695
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	4		1	1	1.5	0			3,373	37
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	453		18	18	47.0	300.69			29,976	4,846
	日産	バネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	237		65	27	12.0	47.69			150,988	2,793
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			467		130	30	37.8	47.79			30,770	4,650
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	184		18	18	9.0	19.61			110,951	2,381
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	470		21	17	32.5	12.08			19,075	8,092
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			250		14	12	17.5	3.2			55,025	2,001
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			3		1	1	0.2	0			47,891	1,684
	スズキ	アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			162		11	11	27.1	3.4			14,487	3,458
	スズキ	アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	122		7	7	5.6	3.5			6,473	1,373
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			8		1	1	0.3	0			7,137	1,184
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			202		22	14	16.0	3.56			4,577	1,938
	スズキ	アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	47		7	7	4.3	3.14			4,218	512
												1052.11				

貸 与 車 輌 の 稼 動 実 績 、 燃 料 使 用 実 績 報 告 書

H26年2月分　　（自 1日）
（至28日）

借受人　　管理センター長
作成者

（H26. 2月分）
現場監督員の認印

	提供物品名		提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H25年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	(L)	(円)		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	318	21	15	13.2	0			41,379	3,422
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			0	0	0	0.0	0			97,475	1,199
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	220	17	14	21.3	30	2,520	オイル交換	83,235	6,839
	日産	バネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			397	28	16	33.9	71	3,570	オイル交換	165,420	9,812
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			1,126	74	27	100.5	114.81			191,483	11,775
	三菱	キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	232	19	11	16.8	37.32			44,955	5,749
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73										0	
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	62	8	5	6.6	0			30,447	1,038
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	750	54	23	31.0	78			36,265	5,115
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			669	62	46	20.2	81.8	2,520	オイル交換	49,626	7,369
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			1,045	50	26	53.8	118.89	3,570	オイル交換	66,995	8,740
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	22	1	1	1.0	0	10,930	オイル交換	3,395	59
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	27	1	1	2.0	0			30,003	4,873
	日産	バネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	209	63	25	18.6	51.64			151,197	3,002
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			447	110	25	34.2	27.49			31,217	5,097
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	153	13	13	7.4	21.62			111,104	2,534
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	34	2	2	3.5	0			19,109	8,126
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			57	3	3	3.8	2.69			55,082	2,058
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			4	1	1	0.5	0			47,895	1,688
	スズキ	アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			34	1	1	3.1	0			14,521	3,492
	スズキ	アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	85	3	2	3.6	0			6,558	1,458
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			64	4	2	3.6	1.79			7,201	1,248
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			57	5	5	4.5	0			4,634	1,995
	スズキ	アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	49	3	3	8.0	0			4,267	561

貸 与 車 輌 の 稼 動 実 績 、 燃 料 使 用 実 績 報 告 書

H26年3月分　　（自 1日）
（至31日）

借受人　　管理センター長
作成者

（H26. 3月分）
現場監督員の認印

	提供物品名		提供物品番号	登録番号	所属	主な作業	作業量	稼動状況			使用燃料	維持修理費	主な修理箇所及び取替え部品名	摘要	H25年度
						内容	走行キロ数	稼動回数	運転日数	運転時間	(L)	(円)		総走行キロ数	総走行キロ数
車輌	日産	キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55	総務	連絡用	436	37	21	23.9	87.45			41,815	3,858
	日産	キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			60	6	6	4.6	0			97,535	1,259
	日産	クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	570	48	21	51.0	51.2			83,805	7,409
	日産	バネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			607	55	28	38.0	116.58			166,027	10,419
	スズキ	エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			1,109	71	26	97.4	103.7	17,240	オイル等交換	192,592	12,884
	三菱	キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	695	31	20	17.6	104.09	6,440	オイル等交換	45,650	6,444
	スバル	サンバー	KT-602	熊谷40-ほ27-73										0	0
	いすゞ	エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	138	7	6	7.6	76.86	19,660	クレーン点検・オイル等交換	30,585	1,176
	日産	クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	734	58	25	30.0	53	3,860	オイル等交換	36,999	5,849
	日産	クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			763	56	23	27.3	54.41			50,389	8,132
	スズキ	軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			728	26	21	35.0	49.57			67,723	9,468
	いすゞ	エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	19	3	3	3.5	0			3,414	78
	いすゞ	エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	290	7	7	24.8	0	24,450	ファンベルト・オイル等交換	30,293	5,163
	日産	バネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	397	79	31	19.3	54.64			151,594	3,399
	ホンダ	バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			513	114	31	27.8	48.28	3,260	オイル等交換	31,730	5,610
	三菱	ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	256	21	21	13.0	18.02			111,360	2,790
原付バイク	スズキ	アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	367	21	11	23.4	3			19,476	8,493
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			0	0	0	0.0	0			55,082	2,058
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			48	8	8	6.3	0			47,943	1,736
	スズキ	アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			319	20	12	27.6				14,840	3,811
	スズキ	アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	140	6	6	8.6	4.21			6,698	1,598
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			222	15	8	11.8	3.06			7,423	1,470
	ホンダ	スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			161	18	10	9.0	3.45			4,795	2,156
	スズキ	アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	12	4	4	12.0	0			4,279	573

別紙２４

危機管理対応実績・報告①＜事故対応等＞

【H23】

件

	事故	事件	病気（急性症状）	病気（既往症悪化）	車両事故	その他	計
4月							0
5月	1		2				3
6月							0
7月							0
8月	1	1	2				4
9月	1		1				2
10月							0
11月	1						1
12月							0
1月			1				1
2月							0
3月	1						1
計	5	1	6	0	0	0	12

【H24】

件

	事故	事件	病気（急性症状）	病気（既往症悪化）	車両事故	その他	計
4月	2				1		3
5月							0
6月							0
7月							0
8月	1						1
9月							0
10月							0
11月	1	1					2
12月							0
1月							0
2月							0
3月							0
計	4	1	0	0	1	0	6

【H25】

件

	事故	事件	病気（急性症状）	病気（既往症悪化）	車両事故	その他	計
4月	1						1
5月	2						2
6月					1		1
7月		1	1				2
8月	4						4
9月	2					1	3
10月	1						1
11月	2		2				4
12月		1					1
1月							0
2月			1		1		2
3月	1	1			2		4
計	13	3	4	0	4	1	25

平成23年度

●事故

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方の分類	○相手方年齢	○相手方性別
2011/5/4 15:30	事故	負傷	1歳男児　鼻内部切傷	冒険コース斜面（草地）で保護者とゴロゴロ寝転んで遊んでいたところ、鼻穴に草が入り込んで切った模様。血は止まったが保護者の希望で救急車要請とした。	冒険コース斜面草地	お客様	1	男			
2011/8/16 13:55	事故	負傷	10歳女児　自転車転倒による顔面打撲他	親子でサイクリングコースを利用し、西サイクルセンター付近の平坦な直線コースで転倒し、顔面を地面に打った。額にコブと前歯を1本折る。自転車は公園で借りたもので、自転車の不備やコース上の落下物等はなかった。保護者は子供の前を走っていたため転倒した原因は不明。	サイクリングコース	お客様	10	女			
2011/9/26 10:50	事故	負傷	スズメバチに刺される	左手をスズメ蜂に刺される。	公園内西口車庫前	財団スタッフ	47	男			
2011/11/13 16:00	事故	負傷	13歳男児左側頭部擦過傷	持ち込み自転車でサイクリングコースを走行中、下り坂カーブを曲がりきれず転倒し負傷。看護師の応急処置後、保護者の希望で救急車要請。（療育手帳保持者）意識はしっかりしている。	サイクリンコース7.3k	お客様	13	男			
2012/3/19 15:20	事故	負傷	サイクリングコースで転倒し、右足脛打撲（骨折の疑い）	サイクリングコースを親子で走行中、彫刻広場駐輪場（P7）を過ぎたところでスピードを出しすぎ転倒。右足脛を打った。自転車は財団の貸自転車。自転車本体に異常は認められなかった。	サイクリングコース第7駐輪場	お客様	9	男			

●事件

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方の分類	○相手方年齢	○相手方性別
2011/8/18 8:50	事件	施設等破損	「南入口休憩所売店」建造物侵入（盗難未遂）	南入口休憩所売店のテナント（東武食品サービス）アルバイトスタッフが発見。店内の備品や商品盗難の被害等はない模様。	南入口休憩所売店						

●病気（急性症状）

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方の分類	○相手方年齢	○相手方性別
2011/5/1 11:45	病気（急性症状）	発症	気分不良（障害者）	父親と来園し、突然気分が悪くなってうずくまり、顔面蒼白になっていたため、父親の希望もあり救急車要請とした。時間の経過とともに気分も回復してきた様子であった。	南口付近	お客様	39	男			
2011/5/14 14:00	病気（急性症状）	発症	13歳男児　気分不良	友達同士で来園し、ぽんぽこマウンテンで遊び終わったとたん気分が悪くなり救護室を訪れた。看護師観察のもと救護室でしばらく休んでいたが、吐き気がおさまらないため、迎えに来た母親の希望で救急車要請とした。尚、本人は昼食も摂らず夢中で遊んでいたとの事。意識はしかっりしている。	運動広場	お客様	13	男			
2011/8/13 16:50	病気（急性症状）	発症	急性アルコール中毒（脱水症状）	グループで野外炊飯広場を利用し、帰ろうとしたところ急に具合が悪くなって倒れこみ、救護要請となった。暑かったため脱水症状の疑いも有り。意識は有り、受け答えにも応じた。（ビール4杯飲酒）	野外炊飯広場	お客様	23	女			
2011/8/17 12:55	病気（急性症状）	発症	31歳女性　熱中症	家族、友人で水遊び場を利用し、子供が遊んでいるところを木陰で見ていたが、だんだん具合が悪くなり立てなくなったので巡回中の監視アルバイトに救護要請を行なった。すぐに臨時売店スタッフ・巡視員による応急処置（冷却）を施し、本人の希望もあり救急車要請とした。意識はしっかりしており元気を取り戻したが、手足が若干しびれる様子。救急隊によると水分補給が足りなかったとのこと。	水遊び場	お客様	31	女			
2011/9/17 14:45	病気（急性症状）	発症	11歳女児腹痛	家族で来園し、冒険コースで遊んでいたところ、急に腹痛をおこし、痛みがひどいため、保護者の希望で救急車要請とした。	冒険コース	お客様	11	女			
2012/1/14 12:30	病気（急性症状）	発症	16歳男児　腹痛	学校のマラソンで来園し、朝から調子が悪かったがマラソンを決行。15km走った時点で腹痛のため動けなくなり、先生と保護者の希望で救急車要請とした。意識あり。	運動広場		16	男			

平成24年度

●事故

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方の分類	○相手方年齢	○相手方性別
2012/4/15 12:20	事故	破損	遮断機が感知せずバーが車の屋根にあたり傷を付けた	第一駐車場	お客様	35	男			
2012/4/29 0:00	事故	負傷	犬に噛まれ足首狡猾傷	西口改札口	従業員	54	女	お客様		男
2012/8/23 0:00	事故	負傷	転倒し頭部打撲	ジャブジャブ池通路	お客様	6	男			
2012/11/25 15:00	事故	負傷	7歳女児自転車右足がスポークに挟まり右ひ骨遠位端不全骨折	サイクリングコースP3駐輪場付近	お客様	7	女	従業員	53	男

●事件

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方の分類	○相手方年齢	○相手方性別
2012/11/23 8:50	事件	盗難	自動販売機荒らし	西口ロータリー、水遊び場、西サイクリングセンター等3箇所7台						

●車両事故

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方の分類	○相手方年齢	○相手方性別
2012/4/28 15:40	車両事故	破損	セグウェーとバギー車が接触し破損	お花畑（ポピー園）付近						

平成25年度　危機管理対応実績･報告

●事故

◎発生日時	◎事故		◎件名・被害の程度	◎発生場所	◎被害者			◎加害者		
	大分類	種類			分類	年齢	性別	分類	年齢	性別
2013/4/14 15:00	事故	負傷	第3者が揚げた凧が左前方から左目に当った	運動広場	お客様	3	男	お客様	―	―
2013/5/25 12:50	事故	負傷	前頭部裂傷	冒険ｺｰｽ	お客様	5	女	―	―	―
2013/5/27 14:40	事故	負傷	足の踏み外しによる左ひじ打撲	冒険ｺｰｽNO.11	お客様	11	男	―	―	―
2013/8/3 12:55	事故	負傷	ｻｲｸﾘﾝｸﾞ中のﾊﾝﾄﾞﾙ操作の誤り/左肩、左腕負傷、左側頭部打撲	ｻｲｸｺｰｽ中央橋先2.2KP付近	お客様	28	男	―	―	―
2013/8/8 15:20	事故	負傷	転倒により前頭部の打撲、擦過傷による出血	冒険ｺｰｽNO.24	お客様	5	男	―	―	―
2013/8/25 15:35	事故	負傷	自転車でﾊﾞﾗﾝｽを崩して転倒/右目下部打撲、裂傷	ｻｲｸｺｰｽ北休憩所先7.2KP付近	お客様	72	女	―	―	―
2013/8/27 10:50	事故	負傷	草刈作業中ｽｽﾞﾒﾊﾞﾁに刺された/左足、背中、右腕の3箇所	彫刻広場付近	作業員	51	男	―	―	―
2013/9/22 10:37	事故	負傷	駐輪中の自転車にぶつかり転倒/左腕打撲、骨折の疑い	ｻｲｸｺｰｽ分山沼分岐点10.8KP付近	お客様	6	男	―	―	―
2013/9/24 14:35	事故	負傷	構造物下部に舞え頭部強打し出血	ｷｯｽﾞﾄﾞｰﾑ	お客様	10	男	―	―	―
2013/10/8 11:00	事故	負傷	遊具から落下/右足脛部擦過傷	冒険ｺｰｽNO.1	お客様	8	男	―	―	―
2013/11/3 17:35	事故	負傷	転んで顎下部の傷	中央口噴水付近	お客様	5	男	―	―	―
2013/11/11 13:30	事故	負傷	自転車でｶｰﾌﾞを曲り切れずにﾏｯﾄに激突、転倒/左手首打撲	ｻｲｸｺｰｽP2手前1.4KP付近	お客様	11	男	―	―	―
2014/3/28 13:55	事故	負傷	斜面にて探し物をしていて転倒/口角裂傷、左頬打撲、左胸部打撲	花木園斜面	お客様	79	男	―	―	―

●事件

◎発生日時	◎事故		◎件名・被害の程度	◎発生場所	◎被害者			◎加害者		
	大分類	種類			分類	年齢	性別	分類	年齢	性別
2013/7/20 10:30	事件	盗撮	着替え中を撮影	水遊び場	お客様	―	―	お客様	―	男
2013/12/1 12:45	―	口論	被害者が加害者に謝れと言い、その言い方が気にいらなかったため口論/警察介入/和解	ﾄﾞｯｸﾞﾗﾝﾛｰﾀﾘｰ付近	お客様	50	男	お客様	―	男
2014/3/23 12:24	事件	窃盗	お客様がﾄｲﾚにﾊﾞｯｸﾞを忘れて取りに戻ったが財布から現金が抜かれていた	ｷｯｽﾞﾄﾞｰﾑ女子ﾄｲﾚ	お客様	―	女	―	―	―

●病気（急性症状）

◎発生日時	◎事故		◎件名・被害の程度	◎発生場所	◎被害者			◎加害者		
	大分類	種類			分類	年齢	性別	分類	年齢	性別
2013/7/21 14:50	病気（急性症状）	痙攣	原因不明の痙攣が起こった	運動広場売店	お客様	3	男	―	―	―
2013/11/8 10:30	病気（急性症状）	麻痺	左半身麻痺で緊急輸送	西口駐車場	お客様	55	男	―	―	―
2013/11/28 11:40	病気（急性症状）	脱水症	ﾏﾗｿﾝ完走後左半身麻痺で緊急輸送	西口駐車場	お客様	56	男	―	―	―
2014/2/11 13:45	病気（急性症状）	痙攣外	ﾏﾗｿﾝ中太腿に張り症状があり、体調を崩した/全身、低体温症の疑い	水遊び場東側大園路	お客様	25	男	―	―	―

●車両

◎発生日時	◎事故		◎件名・被害の程度	◎発生場所	◎被害者			◎加害者		
	大分類	種類			分類	年齢	性別	分類	年齢	性別
2013/6/22 17:00	事件	損傷	車両の当て逃げ事故にてガードレール損傷	中央口第二駐車場						
2014/2/5 9:15	施設	破損	入口設置のﾊﾞﾘｶｰが2本倒されていた/当逃げ	北口ｹﾞｰﾄ付近	公園	―	―	車両	―	―
2014/3/22 13:30	施設	破損	お客様の車が自動精算機の開閉ﾊﾞｰを折損させた	中央口第1駐車場	公園	―	―	車両	56	男
2014/3/31　11:20～14:50	車両	破損	お客様が帰宅しようとした際、車両に擦り傷/当て逃げ	西口駐車場	お客様	37	女	車両	―	―

●迷子

◎発生日時	◎事故		◎件名・被害の程度	◎発生場所	◎被害者			◎加害者		
	大分類	種類			分類	年齢	性別	分類	年齢	性別
2013/9/7 16:15	迷子	迷子	挙動不審の児童を保護	北口改札付近	お客様	10	男	―	―	―

別紙２５

危機管理対応実績・報告②＜自然災害、火災＞

【H23】

◎災害発生日時	◎災害種別	◎地震震度	◎災害件名	◎入園利用規制	◎施設の営業時間の変更等の概要
2011/9/21 12:13			台風15号による臨時閉園	有	
2012/1/20 9:02	降雪		降雪によるサイクリングコース閉鎖	有	
2012/2/29 8:30	降雪		降雪によるサイクリングコース・園内バスの運行中止	有	

【H24】

危機管理対応実績・報告書②（自然災害、火災）

災害発生日	時間	災害種別	地震震度	災害件名	入園・利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
2012/5/3	8:00	大雨		前日の大雨による浸水によるサイクリングコース利用中	有	終日使用禁止
2012/5/3	8:00	大雨		停電により開園時間変更	有	11:30開園
2012/7/16	4:31	地震	震度3	地震発生	無	
2012/10/1	7:00	台風		台風17号発生	有	10:25開園
2013/1/14	8:35	降雪		降雪によりサイクリングコースの使用禁止	有	12:00以降
2013/2/6	8:45	降雪		降雪によりサイクリングコースの使用禁止	有	終日

【H25】

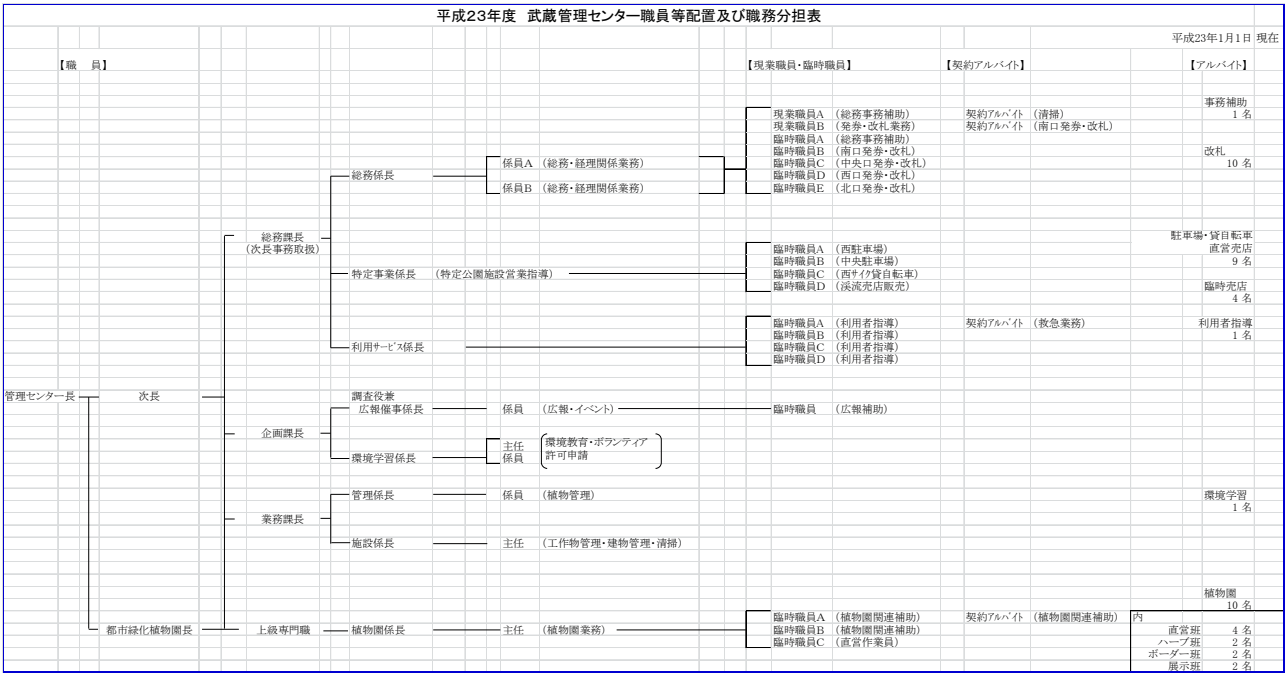
危機管理対応実績・報告書②（自然災害、火災）

災害発生日	時間	災害種別	地震震度	災害件名	入園・利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
2013/9/16	6:50	台風		台風18号発生	有	終日臨時休園
2013/10/16	7:30	台風		台風26号発生	有	終日臨時休園
2014/2/8	8:56	積雪		ぼんぼこﾏｳﾝﾃﾝの利用中止	有	終日
～	9:10	積雪		冒険ｺｰｽの利用中止	有	終日
	9:10	積雪		ｻｲｸﾘﾝｸﾞｺｰｽの利用中止	有	終日
2014/2/14	－					
2014/2/15	9:00	積雪		大雪	有	終日臨時休園
2014/2/16	9:00	積雪		中央橋から北地区の利用中止	有	終日
～	9:10	積雪		ぼんぼこﾏｳﾝﾃﾝの利用中止	有	終日
	9:10	積雪		ｻｲｸﾘﾝｸﾞｺｰｽの利用中止	有	終日
2014/3/1						

別紙２７

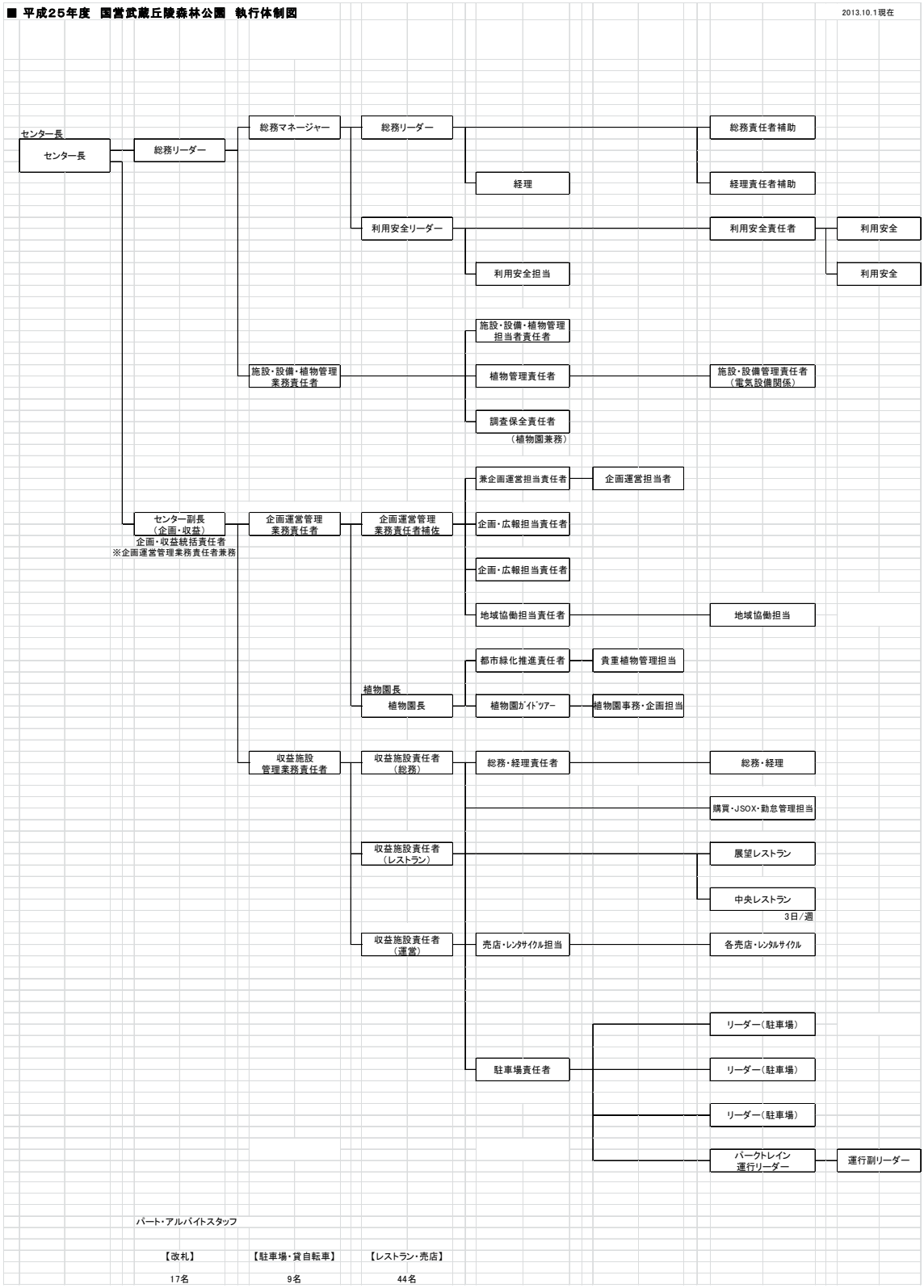
公職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置

【H23】



別紙２７

【H24･H25】


■ 平成25年度 国営武蔵丘陵森林公園 執行体制図
2013.10.1現在
センター長
センター長
総務リーダー
総務マネージャー
総務リーダー
総務責任者補助
経理
経理責任者補助
利用安全リーダー
利用安全責任者
利用安全
利用安全担当
利用安全
施設・設備・植物管理担当者責任者
施設・設備・植物管理業務責任者
植物管理責任者
施設・設備管理責任者（電気設備関係）
調査保全責任者
（植物園兼務）
兼企画運営担当責任者
企画運営担当者
センター副長（企画・収益）
企画・収益統括責任者
※企画運営管理業務責任者兼務
企画運営管理業務責任者
企画運営管理業務責任者補佐
企画・広報担当責任者
企画・広報担当責任者
地域協働担当責任者
地域協働担当
都市緑化推進責任者
貴重植物管理担当
植物園長
植物園長
植物園ｶﾞｲﾄﾞﾂｱｰ
植物園事務・企画担当
収益施設管理業務責任者
収益施設責任者（総務）
総務・経理責任者
総務・経理
購買・JSOX・勤怠管理担当
収益施設責任者（レストラン）
展望レストラン
中央レストラン
3日／週
収益施設責任者（運営）
売店・ﾚﾝﾀｻｲｸﾙ担当
各売店・ﾚﾝﾀﾙｻｲｸﾙ
リーダー（駐車場）
駐車場責任者
リーダー（駐車場）
リーダー（駐車場）
パークトレイン運行リーダー
運行副リーダー
パート・アルバイトスタッフ
【改札】
17名
【駐車場・貸自転車】
9名
【レストラン・売店】
44名

■配置人数基準表

（人）

		平日	土	日祝	繁忙日	雨天時
南口	改札	2	2	3	3	1
	駐車場	1	1	1	2	1
中央口	改札	1	3	3	4	1
	駐車場	1	1	1	3	1
	貸自転車	1	2	3	4	
西口	改札	1	3	3	3	1
	駐車場	1	1	1	3	1
北口	改札	1	1	1	2	1
	駐車場		1	1	1	
南サイク	貸自転車	1	1	2	3	1
	売店		1	1	1	
西サイク	貸自転車	1	2	3	4	1
	売店		1	2	2	
北サイクリングセンター		0	0	0	2	0
渓流売店		1	2	3	3	1
植物園売店		1	2	2	3	1
ドッグラン売店		0	1	1	2	0

※繁忙日：GW、その他連休、無料開園日等

※日祝：繁忙日以外の日曜・祝日

※人数は臨時職員、アルバイト等の総数

別紙２８

統括責任者による外部会議への出席

管理センター長が関わる会議など

（１）事業連絡会議　毎月第３木曜日　　国、管理センターの連絡会議
出席必須

（２）安全衛生協議会　不定期　毎月 1 回　　国、国工事受注者、管理センター、管理センター再委託業者（工事関係者は現場代理人）
出席必須

（３）動植物検討会　毎月第４水曜日　　国、管理センター、NPO との業務・工事等連絡会
出席必須

（４）菊花展関係　　6 月　　実行委員会　　国、滑川町、各出品団体、管理センター
（イベント）　　11 月　　菊花展審査会　国、審査員、管理センター
11 月頃　　菊花展表彰式　国、滑川町、管理センター
出席必須

（５）総合防災訓練　　９月　　関東地方整備局の防災訓練の現地支部
出席必須

（６）沼まつり　　10 月　　国（スターター、挨拶）、滑川町、管理センター（イベント）

（７）賀詞交換会　　1 月　　滑川町、地域関係者、管理センター

（８）持ち込みイベント　　2 月　　キッズクロスカントリー大会
管理センター（挨拶）
出席必須

（９）完走マラソン大会　2 月 11 日　　国、管理センター（スターター、各挨拶）
出席必須

別紙２９

苦情、要望等対応処理

【H23】

期間	件数
4 月	20 件
5 月	25 件
6 月	14 件
7 月	21 件
8 月	21 件
9 月	13 件
10 月	27 件
11 月	27 件
12 月	11 件
1 月	10 件
2 月	4 件
3 月	9 件

4月　ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
料金													0	0	0
駐車場													0	0	0
施設	1	1		2	2		1	1	2				4	4	2
遊具施設	1	1							1				1	1	1
案内図・標識等									1				0	0	1
園路													0	0	0
清掃													0	0	0
動植物管理	1	1	4						4				1	1	8
行催事			1				1	1	2				1	1	3
植物園													0	0	0
売店	1	1	1				1	1					2	2	1
自動販売機							1	1					1	1	0
サイクリング	1	1	1						3				1	1	4
レストラン							1	1					1	1	0
園内バス等							1	1					1	1	0
職員※													0	0	0
開園時間													0	0	0
ドックラン				1	1								1	1	0
券売・改札													0	0	0
その他	5	5					1	1				5	6	6	5
計	10	10	7	3	3	0	7	7	13	0	0	5	20	20	25

特記事項

5月　　ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
料金									1				0	0	1
駐車場				1	1	1			2			1	1	1	4
施設		1	2	1	3	1	1	2	7				2	6	10
遊具施設		1		1	1		2	2	3				3	4	3
案内図・標識等									2				0	0	2
園路													0	0	0
清掃									1				0	0	1
動植物管理	1	2	6				1	1	4			1	2	3	11
行催事	2	2	1					1	2				2	3	3
植物園	1	1	1										1	1	1
売店	1	2	1	1	1	1	2	3	1			1	4	6	4
自動販売機								1					0	1	0
サイクリング		1	1	1	1		1	1	3	1	1	1	3	4	5
レストラン								1	1				0	1	1
園内バス等				1	1	1	1	2					2	3	1
職員※				1	1								1	1	0
開園時間									1				0	0	1
ドックラン					1								0	1	0
券売・改札													0	0	0
その他	3	8	3				1	2	7			5	4	10	15
計	8	18	15	7	10	4	9	16	35	1	1	9	25	45	63

特記事項

6月　ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
料金									2				0	0	2
駐車場					1	1			2			1	0	1	4
施設		1	3		3	1		2	12				0	6	16
遊具施設	1	2			1			2	4				1	5	5
案内図・標識等						2	1	1	5				1	1	7
園路													0	0	0
清掃	1	1							1				1	1	1
動植物管理	2	4	7				2	3	6	1	1	1	5	8	14
行催事		2	1					1	2				0	3	3
植物園		1	1				1	1					1	2	1
売店		2	1		1	1	1	4	1			1	1	7	4
自動販売機								1					0	1	0
サイクリング		1	1		1			1	3		1	1	0	4	5
レストラン	1	1						1	1				1	2	1
園内バス等					1	1		2					0	3	1
職員※	1	1	1		1								1	2	1
開園時間									1				0	0	1
ドックラン					1								0	1	0
券売・改札													0	0	0
その他	1	9	5					2	7	1	1	5	2	12	17
計	7	25	20	0	10	6	5	21	47	2	3	9	14	59	83

特記事項

7月　ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
料金									2				0	0	2
駐車場					1	1			2			1	0	1	4
施設	1	2	3		3	1		2	13				1	7	17
遊具施設	3	5	2		1		1	3	6	1	1		5	10	9
案内図・標識等				1	1	2	3	4	6				4	5	8
園路													0	0	0
清掃		1							1				0	1	1
動植物管理	2	6	7					3	7		1	1	2	10	15
行催事	2	4	1			1	1	2	2				3	6	4
植物園		1	1					1					0	2	1
売店		2	1		1	1	1	5	1			1	1	8	4
自動販売機								1					0	1	0
サイクリング	1	2	2		1			1	3		1	1	1	5	6
レストラン		1						1	1			1	0	2	2
園内バス等					1	1		2					0	3	1
職員※	1	2	1		1								1	3	1
開園時間							1	1	1				1	1	1
ドックラン					1								0	1	0
券売・改札													0	0	0
その他		9	6				2	4	9		1	5	2	14	20
計	10	35	24	1	11	7	9	30	54	1	4	10	21	80	96

特記事項

8月　ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
料金	1	1		1	1				2				2	2	2
駐車場					1	1			3			1	0	1	5
施設	1	3	5		3	3	3	5	13				4	11	21
遊具施設	1	6	3		1		2	5	8		1		3	13	12
案内図・標識等					1	2		4	6				0	5	8
園路													0	0	0
清掃	1	2							1				1	2	1
動植物管理	1	7	7	1	1	1	1	4	10		1	2	3	13	20
行催事		4	2			1	2	4	2				2	8	5
植物園		1	1					1					0	2	1
売店		2	1		1	1		5	1			1	0	8	4
自動販売機								1					0	1	0
サイクリング	1	3	3		1			1	3		1	1	1	6	7
レストラン	1	2						1	1			1	1	3	2
園内バス等	1	1			1	1		2					1	4	1
職員※	1	3	4		1								1	4	4
開園時間								1	1				0	1	1
ドックラン					1								0	1	0
券売・改札													0	0	0
その他	1	10	8			1	1	5	12		1	5	2	16	26
計	10	45	34	2	13	11	9	39	63	0	4	11	21	101	120

特記事項

9月　ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
料金		1			1				3				0	2	3
駐車場					1	1			3			1	0	1	5
施設		3	5		3	3		5	14			1	0	11	23
遊具施設	1	7	4		1		3	8	9		1		4	17	14
案内図・標識等					1	2	1	5	6				1	6	8
園路													0	0	0
清掃		2							1				0	2	1
動植物管理		7	7		1	1		4	10		1	2	0	13	20
行催事		4	2			2	1	5	3				1	9	7
植物園		1	1					1					0	2	1
売店		2	1		1	1	2	7	1			1	2	10	4
自動販売機								1					0	1	0
サイクリング		3	4		1		3	4	3		1	1	3	9	8
レストラン		2						1	1			1	0	3	2
園内バス等		1			1	1		2					0	4	1
職員※		3	5		1								0	4	5
開園時間								1	1				0	1	1
ドックラン					1								0	1	0
券売・改札													0	0	0
その他		10	8	1	1	2	1	6	14		1	5	2	18	29
計	1	46	37	1	14	13	11	50	69	0	4	12	13	114	132

特記事項

10 月　　ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
料金		1			1				3				0	2	3
駐車場				1	2	1	1	1	3			1	2	3	5
施設		3	5		3	3		5	15			1	0	11	24
遊具施設	2	9	4	1	2			8	10		1		3	20	15
案内図・標識等					1	2		5	7				0	6	9
園路													0	0	0
清掃		2					2	2	1				2	4	1
動植物管理	4	11	8		1	1	3	7	13		1	2	7	20	24
行催事		4	2			2		5	3				0	9	7
植物園	1	2	1					1					1	3	1
売店	1	3	1		1	1	1	8	1			1	2	12	4
自動販売機								1					0	1	0
サイクリング	1	4	4		1		1	5	3		1	1	2	11	8
レストラン		2		1	1	1		1	1			1	1	4	3
園内バス等		1		1	2	1	1	3	1				2	6	2
職員※		3	5		1								0	4	5
開園時間							1	2	1				1	2	1
ドックラン					1		1						1	1	0
券売・改札													0	0	0
その他	1	11	11		1	2	1	7	18	1	2	5	3	21	36
計	10	56	41	4	18	14	12	61	80	1	5	12	27	140	148

特記事項

11月　ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
料金		1			1				3				0	2	3
駐車場					2	1	1	2	3			1	1	4	5
施設		3	5	1	4	3	2	7	16			2	3	14	26
遊具施設	2	11	5	1	3			8	12		1		3	23	18
案内図・標識等					1	2		5	7				0	6	9
園路							1	1					1	1	0
清掃		2						2	1				0	4	1
動植物管理	2	13	9	1	2	1		7	15		1	3	3	23	28
行催事	2	6	3	2	2	2	1	6	3				5	14	8
植物園	1	3	1					1					1	4	1
売店		3	3		1	2		8	2			1	0	12	8
自動販売機								1					0	1	0
サイクリング	1	5	4		1	1	1	6	4		1	1	2	13	10
レストラン		2			1	1		1	2			1	0	4	4
園内バス等		1			2	1		3	1				0	6	2
職員※	2	5	5		1	1							2	6	6
開園時間								2	1				0	2	1
ドックラン					1				2				0	1	2
券売・改札													0	0	0
その他	2	13	12		1	4	3	10	19	1	3	6	6	27	41
計	12	68	47	5	23	19	9	70	91	1	6	15	27	167	173

特記事項

12 月　　ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
料金		1			1				3				0	2	3
駐車場					2	1		2	3			1	0	4	5
施設		3	5		4	3	1	8	17			2	1	15	27
遊具施設	1	12	5		3		1	9	13		1		2	25	19
案内図・標識等					1	2		5	8				0	6	10
園路							1	2					1	2	0
清掃		2						2	1				0	4	1
動植物管理	1	14	10		2	1		7	17		1	3	1	24	30
行催事	1	7	5		2	2	1	7	4				2	16	11
植物園		3	1	1	1			1		1	1		2	6	1
売店		3	3		1	2		8	2			1	0	12	8
自動販売機								1					0	1	0
サイクリング		5	4		1	1		6	4		1	1	0	13	10
レストラン		2			1	1		1	2			1	0	4	4
園内バス等		1			2	1		3	1				0	6	2
職員※		5	5		1	1							0	6	6
開園時間								2	1				0	2	1
ドックラン					1				2				0	1	2
券売・改札													0	0	0
その他	1	14	13		1	4		10	20	1	4	6	2	29	43
計	4	72	51	1	24	19	4	74	98	2	8	15	11	178	183

特記事項

１月　　ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
料金		1			1		1	1	3				1	3	3
駐車場					2	1	1	3	3			1	1	5	5
施設	1	4	5		4	3		8	19			2	1	16	29
遊具施設		12	6		3			9	15		1		0	25	22
案内図・標識等					1	2		5	8				0	6	10
園路	1	1						2					1	3	0
清掃		2				1		2	1				0	4	2
動植物管理	1	15	10	1	3	1		7	21		1	3	2	26	34
行催事		7	5		2	2		7	5				0	16	12
植物園		3	2		1			1			1		0	6	2
売店		3	3		1	2		8	4			1	0	12	10
自動販売機								1					0	1	0
サイクリング		5	4		1	1		6	4		1	1	0	13	10
レストラン	1	3			1	1		1	3			1	1	5	5
園内バス等		1		1	3	1		3	1				1	7	2
職員※		5	5		1	1							0	6	6
開園時間								2	1				0	2	1
ドックラン					1				3				0	1	3
券売・改札													0	0	0
その他	1	15	14	1	2	4		10	23		4	6	2	31	47
計	5	77	54	3	27	20	2	76	114	0	8	15	10	188	203

特記事項

2月　ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
料金		1			1			1	3				0	3	3
駐車場					2	1		3	3			1	0	5	5
施設		4	7		4	3	1	9	20			2	1	17	32
遊具施設		12	6		3			9	15		1		0	25	22
案内図・標識等					1	2		5	8				0	6	10
園路		1					1	3					1	4	0
清掃		2				1		2	1				0	4	2
動植物管理		15	11		3	1		7	21		1	3	0	26	35
行催事		7	5		2	2	2	9	6				2	18	13
植物園		3	2		1			1			1		0	6	2
売店		3	3		1	2		8	4			1	0	12	10
自動販売機								1					0	1	0
サイクリング		5	4		1	1		6	5		1	1	0	13	11
レストラン		3			1	1		1	4			1	0	5	6
園内バス等		1			3	1		3	1				0	7	2
職員※		5	6		1	1							0	6	7
開園時間								2	1				0	2	1
ドックラン					1	1			3				0	1	4
券売・改札													0	0	0
その他		15	14		2	4		10	24		4	6	0	31	48
計	0	77	58	0	27	21	4	80	119	0	8	15	4	192	213

特記事項

3月　ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22	H23		H22
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
料金		1			1			1	3				0	3	3
駐車場					2	1	1	4	3			1	1	6	5
施設		4	7		4	3	1	10	20			2	1	18	32
遊具施設	1	13	6		3		1	10	16		1		2	27	23
案内図・標識等					1	3		5	8				0	6	11
園路		1						3					0	4	0
清掃		2				1		2	1				0	4	2
動植物管理	1	16	11		3	1		7	22		1	3	1	27	36
行催事		7	5		2	2	1	10	6				1	19	13
植物園		3	2		1			1			1		0	6	2
売店	1	4	3		1	3		8	4			1	1	13	11
自動販売機								1					0	1	0
サイクリング		5	5		1	2	1	7	5		1	1	1	14	13
レストラン		3			1	1		1	4			1	0	5	6
園内バス等		1			3	1		3	1				0	7	2
職員※		5	6		1	1							0	6	7
開園時間								2	1				0	2	1
ドックラン					1	1			4				0	1	5
券売・改札													0	0	0
その他		15	14		2	4		10	27	1	5	6	1	32	51
計	3	80	59	0	27	24	5	85	125	1	9	15	9	201	223

特記事項

【H24】

期間	件数
4 月	40 件
5 月	22 件
6 月	13 件
7 月	18 件
8 月	12 件
9 月	12 件
10 月	26 件
11 月	22 件
12 月	16 件
1 月	7 件
2 月	10 件
3 月	23 件

4月　ご意見集計一覧

	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H24		H23	H24		H23	H24		H23	H24		H23	H24		H23
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金							2	2					2	2	0
駐車場							1	1					1	1	0
施設			1	1	1	2			1				1	1	4
遊具施設	3	3	1	1	1		1	1					5	5	1
案内図・標識等				1	1								1	1	0
園路							1	1					1	1	0
清掃													0	0	0
動植物管理	4	4	1				1	1					5	5	1
行催事				1	1		1	1	1				2	2	1
植物園	1	1											1	1	0
売店	1	1	1	3	3		2	2	1				6	6	2
自動販売機									1				0	0	1
サイクリング	2	2	1										2	2	1
レストラン	1	1		1	1				1				2	2	1
園内バス							3	3	1				3	3	1
職員	1	1											1	1	0
開園時間							1	1					1	1	0
ドッグラン						1							0	0	1
券売・改札													0	0	0
その他	2	2	5				4	4	1				6	6	6
計	15	15	10	8	8	3	17	17	7	0	0	0	40	40	20

特記事項

5月　ご意見集計一覧

	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H24		H23	H24		H23	H24		H23	H24		H23	H24		H23
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金							1	3					1	3	0
駐車場								1					0	1	0
施設			1	1	2	2	2	2	1				3	4	8
遊具施設	1	4	1		1		1	1					2	7	2
案内図・標識等					1		1	1					1	2	0
園路								1					0	4	0
清掃													0	0	0
動植物管理		4	1					1					0	5	2
行催事					1			1	1				0	2	2
植物園		1					1	1					1	2	0
売店		1	1		3		2	4	1				2	8	4
自動販売機									1				0	0	2
サイクリング	1	3	1				1	1					2	4	2
レストラン		1			1				1				0	2	2
園内バス							2	5	1				2	5	2
職員	1	2		1	1								2	3	0
開園時間								1					0	1	0
ドッグラン						1							1	1	2
券売・改札													0	0	0
その他		2	5				5	9	1				5	11	12
計	4	19	10	2	10	3	16	33	7				22	62	40

特記事項

6月　ご意見集計一覧

	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H24		H23	H24		H23	H24		H23	H24		H23	H24		H23
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金								3					0	3	0
駐車場								1					0	1	0
施設					2		2	4					2	6	8
遊具施設	2	6	1		1		1	3					3	10	3
案内図・標識等					1		2	3	1				2	4	1
園路								1					0	1	0
清掃			1										0	0	1
動植物管理		4	2				1	2	2				1	6	6
行催事					1			1					0	2	2
植物園	1	2						1	1				1	3	1
売店		1			3			4	1				0	8	5
自動販売機													0	0	2
サイクリング	1	4						1					1	5	2
レストラン	1	2	1		1		1	1					2	4	3
園内バス							1	6					1	6	2
職員		2	1		1								0	3	1
開園時間								1					0	1	0
ドッグラン		1				1							0	1	3
券売・改札													0	0	0
その他		2	1					9				1	0	11	13
計	5	24	7	0	10	1	8	41	5			2	13	75	53

特記事項

7月　ご意見集計一覧

	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H24		H23	H24		H23	H24		H23	H24		H23	H24		H23
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金								3					0	3	0
駐車場								1					0	1	0
施設					2		2	6	1				2	8	9
遊具施設		6	2		1			3	3				0	10	8
案内図・標識等					1	1	1	4	3				1	5	5
園路								1					0	1	0
清掃													0	0	1
動植物管理		4	1	4	4	1	2	4					6	12	8
行催事					1			1	3				0	2	5
植物園		2						1					0	3	1
売店		1		1	4		1	5	1				2	10	6
自動販売機													0	0	2
サイクリング	1	5		1	1			1	1				2	7	3
レストラン		2			1		2	3					2	6	3
園内バス	1	1						6					1	7	2
職員		2	1		1								0	3	2
開園時間							1	2	1				1	2	1
ドッグラン		1											0	1	3
券売・改札													0	0	0
その他		2		1	1			9	2				1	12	15
計	2	26	4	7	17	2	9	50	15			0	18	93	74

特記事項

8月　ご意見集計一覧

	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H24		H23	H24		H23	H24		H23	H24		H23	H24		H23
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金			1					3					0	3	2
駐車場								1					0	1	0
施設			1		2			6	3				0	8	13
遊具施設	3	9	1		1			3	2				3	13	11
案内図・標識等				4	5			4					4	9	5
園路								1					0	1	0
清掃			1										0	0	2
動植物管理		4	1		4		1	5	1				1	13	11
行催事				1	2			1	2				1	3	7
植物園		2						1					0	3	1
売店		1			4		1	6					1	11	6
自動販売機													0	0	2
サイクリング		5	1	1	2			1					1	8	4
レストラン	1	3	1		1			3					1	7	4
園内バス		1	1					6					0	7	3
職員		2	1		1								0	3	3
開園時間								2					0	2	1
ドッグラン		1											0	1	3
券売・改札													0	0	0
その他		2	1		1	1		9	1				0	12	17
計	4	30	10	6	23	1	2	52	9			0	12	105	95

特記事項

9月　ご意見集計一覧

	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H24		H23	H24		H23	H24		H23	H24		H23	H24		H23
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金								3					0	3	2
駐車場								1					0	1	0
施設					2		1	7					1	9	13
遊具施設		9	1		1			3	3				0	13	15
案内図・標識等					5			4	1				0	9	6
園路							1	2					1	2	0
清掃	1	1											1	1	2
動植物管理	1	5		1	5			5					2	15	11
行催事					2			1	1				0	3	8
植物園		2						1					0	3	1
売店		1			4			6	2				0	11	8
自動販売機													0	0	2
サイクリング		5			2		2	3	3				2	10	7
レストラン		3			1			3					0	7	4
園内バス	1	2					1	7					2	9	3
職員		2			1								0	3	3
開園時間							1	3					1	3	1
ドッグラン		1		1	1								1	2	3
券売・改札				1	1								1	1	0
その他		2			1	1		9	1				0	12	19
計	3	33	1	3	26	1	6	58	11	0	0	0	12	117	108

特記事項

10月　ご意見集計一覧

	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H24		H23	H24		H23	H24		H23	H24		H23	H24		H23
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金				1	1			3					1	4	2
駐車場				1	1	1		1	1				1	2	2
施設				1	3		1	8					2	11	13
遊具施設	1	10	2		1	1	1	4					2	15	18
案内図・標識等				2	7		1	5					3	12	6
園路				1	1			2					1	3	0
清掃		1							2				0	1	4
動植物管理	3	8	4	1	6			5	3				4	19	18
行催事					2		2	3					2	5	8
植物園		2	1				1	2					1	4	2
売店		1	1		4		1	7	1				1	12	10
自動販売機													0	0	2
サイクリング	2	7	1		2			3	1				2	12	9
レストラン		3			1	1	1	4					1	8	5
園内バス		2				1		7	1				0	9	5
職員		2		1	2								1	4	3
開園時間								3	1				0	3	2
ドッグラン		1		1	2				1				1	3	4
券売・改札				1	2		1	1					2	3	0
その他		2	1	1	2			9	2				1	13	22
計	6	39	10	11	37	4	9	67	13	0	0	0	26	143	135

特記事項

11月 ご意見集計一覧

	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H24		H23	H24		H23	H24		H23	H24		H23	H24		H23
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金					1			3					0	4	2
駐車場					1			1	1				0	2	3
施設					3	1	2	10	2				2	13	16
遊具施設		10	2	1	2	1		4					1	16	21
案内図・標識等					7			5					0	12	6
園路					1			2	1				0	3	1
清掃		1											0	1	4
動植物管理		8	2		6	1		5					0	19	21
行催事	5	5	2	5	7	2	2	5	1				12	17	13
植物園	2	4	1					2					2	6	3
売店		1		1	5			7					1	13	10
自動販売機													0	0	2
サイクリング		7	1		2			3	1				0	12	11
レストラン		3			1		1	5					1	9	5
園内バス		2						7					0	9	5
職員	2	4	2		2								2	6	5
開園時間								3					0	3	2
ドッグラン		1			2								0	3	4
券売・改札					2			1					0	3	0
その他	1	3	2		2			9	4				1	14	28
計	10	49	12	7	44	5	5	72	10	0	0	0	22	165	162

特記事項

12月　ご意見集計一覧

	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H24		H23	H24		H23	H24		H23	H24		H23	H24		H23
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金					1			3					0	4	2
駐車場					1			1					0	2	3
施設	1	1			4		1	10	1				2	15	17
遊具施設		10	1		2			4	1				0	16	23
案内図・標識等					7			5					0	12	6
園路					1			2	1				0	3	2
清掃		1											0	1	4
動植物管理	1	9	1		6			5					1	20	22
行催事	2	7	1	7	14		1	6	1				10	27	15
植物園		4				1		2	1				0	6	5
売店		1			5			7					0	13	10
自動販売機													0	0	2
サイクリング		7			2			3					0	12	11
レストラン	2	5			1			5					2	11	5
園内バス		2						7					0	9	5
職員		4			2								0	6	5
開園時間								3					0	3	2
ドッグラン		1			2								0	3	4
券売・改札					2			1					0	3	0
その他		3	1		2		1	10	1				1	15	30
計	6	55	4	7	52	1	3	74	6	0	0	0	16	181	173

特記事項

1月 ご意見集計一覧

	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H24		H23	H24		H23	H24		H23	H24		H23	H24		H23
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金					1		1	4	1				1	5	3
駐車場					1		1	2	1				1	3	4
施設		1	1		4		2	12					2	17	18
遊具施設		10			2			4					0	16	23
案内図・標識等					7			5					0	12	6
園路			1		1			2					0	3	3
清掃		1											0	1	4
動植物管理		9	1		6	1		5					0	20	24
行催事		7			14		1	7					1	28	15
植物園		4						2					0	6	5
売店		1			5			7					0	13	10
自動販売機													0	0	2
サイクリング		7			2			3					0	12	11
レストラン		5	1	2	3			5					2	13	6
園内バス		2				1		7					0	9	6
職員		4			2								0	6	5
開園時間								3					0	3	2
ドッグラン		1			2								0	3	4
券売・改札					2			1					0	3	0
その他		3	1		2	1		10					0	15	32
計	0	55	5	2	54	3	5	79	2	0	0	0	7	188	183

特記事項

2月　ご意見集計一覧

	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H24		H23	H24		H23	H24		H23	H24		H23	H24		H23
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金					1		1	4					0	5	3
駐車場					1		1	2					0	3	4
施設		1			4		2	12	1				0	17	19
遊具施設		10			2			4					0	16	23
案内図・標識等					7			5					0	12	6
園路					1		1	3	1				1	4	4
清掃		1											0	1	4
動植物管理	1	10		3	9			5					4	24	24
行催事		7			14		1	7	2				0	28	17
植物園	1	5						2					1	7	5
売店		1		1	6			7					1	14	10
自動販売機													0	0	2
サイクリング		7			2			3					0	12	11
レストラン	1	6		1	4			5					2	15	6
園内バス		2		1	1			7					1	10	6
職員		4			2								0	6	5
開園時間								3					0	3	2
ドッグラン		1			2								0	3	4
券売・改札					2			1					0	3	0
その他		3			2			10					0	15	32
計	3	58	0	6	60	0	1	80	4	0	0	0	10	198	187

特記事項

3月　ご意見集計一覧

	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H24年度		H23	H24年度		H23	H24年度		H23	H24年度		H23	H24年度		H23
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金					1			4					0	5	3
駐車場				1	2			2					1	4	5
施設		1		1	5			12					1	18	17
遊具施設		10		1	3			4					1	17	25
案内図・標識等					7			5					0	12	6
園路					1			3					0	4	4
清掃		1											0	1	4
動植物管理	1	11		1	10			5					2	26	26
行催事	1	8		2	16			7					3	31	18
植物園		5						2					0	7	6
売店		1			6			7					0	14	12
自動販売機							1	1					1	1	1
サイクリング		7		1	3			3					1	13	13
レストラン	1	7		3	7			5					4	19	5
園内バス		2			1			7					0	10	7
職員		4		2	4								2	8	6
開園時間								3					0	3	2
ドッグラン		1			2								0	3	1
券売・改札					2			1					0	3	0
その他		3		7	9			10					7	23	31
計	3	61		19	78		1	81		0	0		23	222	192

特記事項

【H25】

期間	件数
4 月	34 件
5 月	44 件
6 月	28 件
7 月	30 件
8 月	22 件
9 月	21 件
10 月	25 件
11 月	33 件
12 月	9 件
1 月	11 件
2 月	13 件
3 月	16 件

H25

4月　ご意見集計一覧

	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金									2						2
駐車場									1						1
施設	1	1				1	6	6					7	7	1
遊具施設	6	6	3			1	1	1	1				7	7	5
案内図・標識等				1	1	1	1	1					2	2	1
園路									1						1
清掃															
動植物管理	2	2	4	1	1		3	3	1	1	1		7	7	5
行催事						1	1	1	1				1	1	2
植物園			1												1
売店			1	1	1	3	1	1	2				2	2	6
自動販売機															
サイクリング			2												2
レストラン			1	2	2	1							2	2	2
園内バス				1	1				3				1	1	3
職員			1	2	2								2	2	1
開園時間									1						1
ドッグラン															
券売・改札															
その他			2						4	3	3		3	3	6
計	9	**9**	15	8	**8**	8	13	**13**	17	4	**4**		34	34	40

特記事項

5月　ご意見集計一覧

	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金									1						3
駐車場				1	1		1	1		1	1		3	3	1
施設		1		2	2	1		6	2				2	9	4
遊具施設	2	8	1	1	1		1	2	1				4	11	7
案内図・標識等					1			1	1					2	2
園路															1
清掃				1	1								1	1	
動植物管理		2		3	4		1	4			1		4	11	5
行催事	2	2		2	2			1					4	5	2
植物園									1						2
売店	1	1		2	3		2	3	2				5	7	8
自動販売機															
サイクリング	5	5	1	1	1				1				6	6	4
レストラン	1	1		6	8								7	9	2
園内バス					1				2					1	5
職員	1	1	1	3	5	1							4	6	3
開園時間															1
ドッグラン															
券売・改札															
その他	2	2					1	1	5	1	4		4	7	11
計	14	**23**	3	22	**30**	2	6	**19**	16	2	**6**		44	78	61

特記事項

6月　ご意見集計一覧

	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金															3
駐車場				1	2		1	2			1		2	5	1
施設	1	2		2	4			6	2				3	12	6
遊具施設	4	12	2		1		2	4	1				6	17	10
案内図・標識等					1			1	2					2	4
園路															1
清掃					1									1	
動植物管理		2		4	8			4	1		1		4	15	6
行催事		2			2		1	2					1	6	2
植物園			1												3
売店		1			3			3						7	8
自動販売機															
サイクリング		5	1		1									6	5
レストラン	3	4	1	3	11				1	2	2		8	17	4
園内バス				1	2				1				1	2	6
職員		1		1	6								1	7	3
開園時間															1
ドッグラン															
券売・改札															
その他	2	4						1			4		2	9	11
計	10	**33**	5	12	**42**		4	**23**	8	2	**8**		28	106	74

特記事項

園内バス特定監察実施（7/11～7/14）

7月 ご意見集計一覧

	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金															3
駐車場					2			2			1			5	1
施設	1	3		3	7		1	7	2				5	17	8
遊具施設	3	15		1	2		2	6					6	23	10
案内図・標識等					1		1	2	1				1	3	5
園路															1
清掃				1	2								1	2	
動植物管理	2	4		1	9	4	2	6	2		1		5	20	12
行催事		2		2	4			2					2	8	2
植物園															3
売店	1	2		2	5	1		3	1				3	10	10
自動販売機															
サイクリング	2	7	1		1	1							2	8	7
レストラン	2	6		1	12				2		2		3	20	6
園内バス			1		2									2	7
職員		1			6									7	3
開園時間				1	1				1				1	1	2
ドッグラン															
券売・改札															
その他		4				1		1		1	5		1	10	12
計	11	**44**	2	12	**54**	7	6	**29**	9	1	**9**		30	136	92

特記事項

8月　ご意見集計一覧

	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金															3
駐車場					2			2			1			5	1
施設	2	5		1	8		1	8					4	21	8
遊具施設		15	3	1	3		1	7					2	25	13
案内図・標識等					1	4		2						3	9
園路															1
清掃					2									2	
動植物管理	1	5		1	10			6	1		1		2	22	13
行催事		2		1	5	1	1	3					2	10	3
植物園															3
売店	2	4		1	6			3	1				3	13	11
自動販売機															
サイクリング		7		1	2	1							1	9	8
レストラン		6	1		12						2			20	7
園内バス				1	3								1	3	7
職員	2	3		1	7								3	10	3
開園時間					1									1	2
ドッグラン															
券売・改札															
その他		4						1		4	9		4	14	12
計	7	**51**	4	8	**62**	6	3	**32**	2	4	**13**		22	158	104

特記事項

9月 ご意見集計一覧

	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金															3
駐車場				1	3			2			1		1	6	1
施設		5		2	10			8	1				2	23	9
遊具施設		15			3			7						25	13
案内図・標識等				4	5			2					4	7	9
園路									1						2
清掃			1		2									2	1
動植物管理		5	1		10	1	1	7		1	1		2	23	15
行催事		2		3	8			3					3	13	3
植物園															3
売店		4			6			3						13	11
自動販売機															
サイクリング	2	9		1	3				2				3	12	10
レストラン	1	7		1	13						2		2	22	7
園内バス			1		3				1					3	9
職員		3			7									10	3
開園時間					1				1					1	3
ドッグラン						1									1
券売・改札						1									1
その他		4		3	3		1	2			9		4	18	12
計	3	**54**	3	15	**77**	3	2	**34**	6	1	**13**		21	178	116

特記事項

10月　ご意見集計一覧

	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金				1	1	1	1	1					2	2	4
駐車場					3	1		2			1			6	2
施設		5		1	11	1	1	9	1	1	1		3	26	11
遊具施設	1	16	1		3		1	8	1	1	1		3	28	15
案内図・標識等					5	2	1	3	1				1	8	12
園路						1									3
清掃					2									2	1
動植物管理		5	3		10	1		7			1			23	19
行催事		2			8		2	5	2				2	15	5
植物園				1	1				1				1	1	4
売店		4			6		1	4	1				1	14	12
自動販売機															
サイクリング		9	2		3									12	12
レストラン	1	8		5	18				1		2		6	28	8
園内バス					3									3	9
職員	1	4			7	1							1	11	4
開園時間					1									1	3
ドッグラン				1	1	1							1	1	2
券売・改札						1			1						3
その他	2	6		2	5	1		2			9		4	22	13
計	5	**59**	6	11	**88**	11	7	**41**	9	2	**15**		25	203	142

特記事項

11月 ご意見集計一覧

	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金					1			1						2	4
駐車場					3			2			1			6	2
施設		5		1	12		1	10	2		1		2	28	13
遊具施設	4	20			3	1	3	11		1	2		8	36	16
案内図・標識等					5			3						8	12
園路				1	1								1	1	3
清掃					2									2	1
動植物管理		5			10			7			1			23	19
行催事	3	5	5	4	12	5	2	7	2				9	24	17
植物園			2		1									1	6
売店	1	5			6	1		4					1	15	13
自動販売機															
サイクリング		9			3		2	2					2	14	12
レストラン		8			18		1	1	1		2		1	29	9
園内バス				1	4								1	4	9
職員		4	2		7									11	6
開園時間					1									1	3
ドッグラン					1									1	2
券売・改札															3
その他	3	9	1	1	6		4	6			9		8	30	14
計	11	70	10	8	96	7	13	54	5	1	16		33	236	164

特記事項

12月　ご意見集計一覧

評価/年度集計 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金					1			1						2	4
駐車場					3			2			1			6	2
施設		5	1	1	13		1	11	1		1		2	30	15
遊具施設	2	22			3		1	12			2		3	39	16
案内図・標識等					5			3						8	12
園路					1									1	3
清掃					2									2	1
動植物管理		5	1		10			7			1			23	20
行催事		5	2	1	13	7	1	8	1				2	26	27
植物園					1									1	6
売店		5			6			4						15	13
自動販売機															
サイクリング		9			3			2						14	12
レストラン		8	2		18			1			2			29	11
園内バス					4									4	9
職員	1	5			7								1	12	6
開園時間					1									1	3
ドッグラン					1									1	2
券売・改札															3
その他		9			6		1	7	1		9		1	31	15
計	3	73	6	2	98	7	4	58	3		16		9	245	180

特記事項

1月 ご意見集計一覧

評価/年度集計 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金					1			1	1					2	5
駐車場					3			2	1		1			6	3
施設		5			13			11	2		1			30	17
遊具施設	1	23			3			12			2		1	40	16
案内図・標識等					5			3						8	12
園路					1									1	3
清掃					2									2	1
動植物管理		5			10			7			1			23	20
行催事		5		2	15		2	10	1				4	30	28
植物園					1									1	6
売店		5			6			4						15	13
自動販売機															
サイクリング		9			3		1	3					1	15	12
レストラン		8			18	2		1			2			29	13
園内バス					4		1	1					1	5	9
職員	1	6			7								1	13	6
開園時間					1									1	3
ドッグラン					1									1	2
券売・改札															3
その他		9		3	9			7			9		3	34	15
計	2	75		5	103	2	4	62	5		16		11	256	187

特記事項

2月　ご意見集計一覧

評価/年度集計 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金					1			1	1					2	6
駐車場					3			2	1		1			6	4
施設		5			13			11	2		1			30	19
遊具施設		23			3			12			2			40	16
案内図・標識等					5		1	4					1	9	12
園路				1	2				1				1	2	4
清掃					2									2	1
動植物管理		5	1	1	11	3		7			1		1	24	24
行催事		5		2	17		3	13	1	2	2		7	37	29
植物園			1		1									1	7
売店		5			6	1		4						15	14
自動販売機															
サイクリング		9			3			3						15	12
レストラン	1	9	1		18	1		1			2		1	30	15
園内バス					4	1		1						5	10
職員		6			7									13	6
開園時間					1									1	3
ドッグラン				1	2								1	2	2
券売・改札															3
その他		9			9			7		1	10		1	35	15
計	1	76	3	5	108	6	4	66	6	3	19		13	269	202

特記事項

3月　ご意見集計一覧

評価/年度集計 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24	H25年度		H24
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金					1			1						2	6
駐車場					3	1		2			1			6	5
施設	1	6			13	1	1	12			1		2	32	20
遊具施設		23		1	4	1		12		1	3		2	42	17
案内図・標識等					5		2	6					2	11	12
園路				1	3								1	3	4
清掃					2		1	1					1	3	1
動植物管理		5	1		11	1		7		1	2		1	25	26
行催事		5	1	1	18	2		13			2		1	38	32
植物園					1									1	7
売店		5			6			4						15	14
自動販売機									1						1
サイクリング		9			3	1		3						15	13
レストラン		9	1	1	19	3		1			2		1	31	19
園内バス				1	5		1	2					2	7	10
職員	1	7			7	2							1	14	8
開園時間					1									1	3
ドッグラン					2									2	2
券売・改札															3
その他		9			9	7	2	9			10		2	37	22
計	2	78	3	5	113	19	7	73	1	2	21		16	285	225

特記事項

別紙３０

紙媒体（種類、発行部数）

月	平成 23 年度発行部数	
	ポスター	チラシ
4 月	−	678,000
5 月		
6 月	2,775	70,000
7 月	2,762	665,000
8 月		
9 月	2,762	663,000
10 月	2,970	1,425,000
11 月		
12 月	−	−
1 月	2,820	516,000
2 月		
3 月	−	−
計	14,089	4,017,000

別紙３０

月	平成 24 年度発行部数			平成 25 年度発行部数		
	内容	ポスター（枚）	チラシ（部）	内容	ポスター（枚）	チラシ（部）
4 月	もえぎフェスタ	－	650,000	わかばフェスタ	2,530	350,000
5 月	－	－	－	植物園告知（5 月）	20	1,000
6 月	夏彩フェスタ	229	651,500	植物園告知（6 月）	20	500
7 月	ゆらゆら ファンタジー	－	90,000	涼風まつり	2,550	360,000
8 月	メイプルフェスタ	229	650,980	－	－	－
9 月	－	－	－	みのりフェスタ	2,550	360,000
10 月	紅葉見ナイト＆ スターライト クリスマス	2,859	985,580	紅葉見ナイト＆ スターライト クリスマス	2,550	800,000
11 月	スターライト クリスマス カエデ園紅葉 ガイドマップ	100 －	340,000 12,000	スターライト クリスマス カエデ園紅葉 ガイドマップ	5,100 －	5,000 12,000
12 月	－	－	－	－	－	－
1 月	－	－	－	お花見フェスタ	2,550	360,000
2 月	早春フェスタ	100	300,000	－	－	－
3 月	桜まつり＆食まつり	2,500	350,000	－	－	－
計		6,017	4,030,060		17,870	2,248,500

別紙３１

記者投げ込み実績

【H23】

月	件数	内容
4 月	2	・FAXによるイベント・草花情報 4、5 月分（4/02） ・「GW アイスランドポピー、チューリップ見ごろ」（4/20）
5 月	4	・FAXによるイベント・草花情報 5/9-6 月分（5/9） ・「シライトソウ見ごろ」（5/9） ・「花とみどりの楽校　ﾊｰﾌﾞｶﾞｰﾃﾞﾝ見学と窯焼きピザづくり」（5/18） ・「シャーレーポピー、ルピナス見ごろ。ハーブ展」（5/23）
6 月	2	・FAXによるイベント・草花情報 6-7 月分（6/9） ・FAXによるイベント・草花情報 7-8 月分（6/17）
7 月	4	・「やまゆり咲き始め」（7/15） ・「虫フェスタ開催中」（7/25） ・「やまゆり見ごろ」（7/25） ・FAXによるイベント・草花情報 8-9 月分（7/31）
8 月	2	・FAXによるイベント・草花情報 9-10 月分（8/22） ・「秋の七草“オミナエシ”開花中」（8/22）
9 月	2	・FAXによるイベント・草花情報 10-11 月分（9/21） ・「メイプルフェスタ開催中」（9/26）
10 月	3	・「コスモス見ごろ」（10/17） ・FAXによるイベント・草花情報 11-12 月分（10/23） ・「紅葉見ナイトはじまり」（10/31）
11 月	2	・「紅葉見ごろ」（11/14） ・FAXによるイベント・草花情報 12-1 月分（11/25）
12 月	2	・「11 月&紅葉見ナイト入園者数過去最高」（12/11） ・FAXによるイベント・草花情報 1-3 月分(12/26)
1 月	1	・FAXによるイベント・草花情報 2-3 月分(1/27)
2 月	2	・「梅と福寿草咲き始め」(2/17) ・「雪割草展開催&梅と福寿草」(2/24)
3 月	1	・FAXによるイベント・草花情報 3 月分・ご挨拶(3/22)
計	27	

【H24】

月	件数	内容
4 月	1	・「桜 開花」(4/19)
5 月	1	・「ポピー、ルピナス、ハーブ展」(5/10)
6 月	1	・「アジサイ、ギンリョウソウ」(6/20)
7 月	2	・「ヤマユリ」(7/15) ・「レストラン新メニュー」(7/25)
8 月	2	・「光と影のゆらゆらファンタジー①」(8/11) ・「光と影のゆらゆらファンタジー②」(8/31)
9 月	1	・「メイプルフェスタ」(9/15)
10 月	2	・「コスモス見ごろ」(10/17) ・「紅葉見ナイト」(10/30)
11 月	1	・「紅葉見ナイト 開催中」(11/13)
12 月	2	・「スターライトクリスマス 点灯式」(12/13) ・「スターライトクリスマス 開催中」(12/14)
1 月	2	・「スノーアートコンテスト」(1/13) ・「パオ設置 あったか鍋」(1/13)
2 月	2	・「スノーアート開催しました」(2/7) ・「早春フェスタ」(2/24)
3 月	3	・「食まつり」(3/1) ・「桜 開花」(3/13) ・「桜 見頃」(3/15)
計	20	

【H25】

月	件数	内容
4 月	1	・「アイスランドポピー」(4/24)
5 月	3	・「GW 来園者数昨年上回る」(5/6) ・「シライトソウ見頃」(5/20) ・「シャーレーポピー見頃」(5/28)
6 月	2	・「ルピナス咲き始め」(6/1) ・「ギンリョウソウ咲き始め」(6/27)
7 月	2	・「ヤマユリ咲きはじめ」(7/17) ・「ヤマユリ見頃」(7/24)
8 月	3	・「昭和レトロなお化け屋敷」(8/2) ・「コリウス見頃」(8/13)
9 月	1	・「みのりフェスタ」(9/19)
10 月	2	・「コスモス見ごろ」(10/16) ・「紅葉見ナイト開始」(10/23)
11 月	1	・「紅葉見頃を迎えました」
12 月	1	・「スターライトクリスマス開催」
1 月	2	・「滑川産ころ柿を無料配布」 ・「スターライトクリスマス開催」
2 月	3	・「バレンタイン　ホットチョコレート振る舞い」 ・「牡蠣小屋試食会のご案内」 ・「初めてのノルディックウォーキング」
3 月	2	・「梅　見ごろを迎えました」 ・「桜　咲き始めました」
計	23	

別紙３２

公園利用者に無償で貸与している物品一覧

■各入口所有数

（台）

入口	乳母車	車椅子	手押し車
南口	12	2	5
中央口	15	5	6
西口	11	4	6
北口	2	3	1

別紙３３

巡視計画書

国営武蔵丘陵森林公園利用指導及び巡視計画書

1.利用者指導及び巡視の目的

国営公園維持管理実施要領にもとづき、入園者の安全利用の確保と公園施設の維持を効果的かつ能率的に行うため、定期的に巡視を実施し利用者への指導及び利用者サービスを行うとともに災害事故等不測の緊急事態に備えた措置をとることを目的とする。

2.体　制

公園内の具体的な利用指導及び巡視は、利用サービス係長指揮のもと、管理センターの係員又は、管理センターの指定した巡視員によって行うものとする。また巡視の際は入園者が一目瞭然、パトロール車及び巡視員であることがわかるような所定の服装及び名札を着用するものとする。

3.巡視時における点検事項

イ.巡視は次の事項について調査、点検、指導、措置を行い、巡視時間は原則として開園前・開園中・閉園後とする。また、天候や利用状況等、現状に適応するよう柔軟な体制の下に全園くまなく巡視するものとする。

(1) 園路広場の路面等及びこれらの路肩、路側、法面等の維持状況、特に排水機能の状況調査並びに橋梁、擁壁、階段、その他構造物の維持状況確認。

(2) 樹木、芝生、草花等植物の成育状況及び流水等の修景施設の異常の有無確認。

(3) 休憩所、ベンチ等休憩施設、運動施設の維持状況確認。

(4) 駐車場、便所、水飲場等便益施設の維持状況確認。

(5) 門扉、柵、案内板、標識、くずかご等管理施設の異常の有無確認。

(6) 清掃の状況確認。

(7) 維持修繕等の実施状況確認。

(8) 電気、放送、給排水設備、塵芥処理施設等の維持状況確認。

(9) 災害事故等不測の事態発生の有無確認。

(10) サイクリングコースの路面状況の安全確認。

(11) 遊具施設の維持状況確認。

(12) 巡視中に気付いた簡易な事項等についての措置及び処理するものとする。

(13) 閉園後及び休園日巡視において、事故又は不測の災害等を認知した場合は、別紙「緊急連絡網」に従い、緊急の連絡を行うものとする。

ロ.以上の各項の調査点検は定期的に行い必要に応じて随時巡視を行うものとする。なお、簡易な措置等については、事後報告とする。

4.利用指導及び利用者サービスにおける実施要領

イ.各業務と連携し次の事項について積極的に実施するものとし、その際は入園者に対して、不快の念を与えないように常に親切丁寧に接するものとする。

(1) 発券及び改札業務における混雑時状況等の情報伝達の実施。

(2) 来園者に対する利用案内、利用指導及びクレーム対応を行うほか、トラブルの防止に努めるものとする。

(3) 園内における病人、負傷者等の応急処置及び、迷子等の収容を行うほか、原因の究明及び、二次災害の防止に努めるものとする。

(4) 災害時の応急対策及び緊急事案発生時の連絡の実施。

(5) 園内巡回点検時における危険個所等の発見及び、安全対策の実施。

(6) 園内の動植物の突発的な事案発生における状況観察及び連絡。

(7) 多客時における園内の清掃状況の観察、及び状況報告。

(8) 園内施設の損傷及び老朽化にともなう来園者への安全確保及び状況報告。

(9) 遊具施設における危険行為等の利用指導の実施。

(10) 来園者の持ち込み禁止物及び禁止事項等における利用者指導の実施。

(11) 来園者の危険個所への立入り及び危険行為に対する制止及び安全指導の実施。

(12) 巡視員は、都市公園法 11 条の 2、3 及び都市公園法施行令 18 条−19 条に定める違反行為を認知した場合は、制止しなければならない。又制止に応じない場合は、退園を求めるものとする。

(13) その他、来園者の安全及び利便に資するための利用サービスの実施。

5.救急活動及び事故、災害等の緊急時における実施要領

(1) 巡視の際、常に点検用具、消火用具及び小規模な修理用具並びに救急箱を携帯し必要に応じ直ちに処理するものとする。

(2) 病人、迷子、負傷者、災害等の発見又は届出を受けた場合は、速やかに措置及び報告等を行い、必要に応じて救急車両の要請を行う。又、病人や負傷者の状態に応じて心肺蘇生及び自動体除細動器（AED）の実施を行うものとする。

(3) 周辺病院等と連携し、負傷者の状態に応じて病院の紹介及び病院への搬送、報告を行うものとする。

(4) 事故及び救護等が発生した場合は原因の究明及び二時災害の防止に努めるものとする。

(5) 原則、繁忙期及び土日祝日は看護師を配置し、救護活動に当たる。救護措置の際、巡視員は救護活動の補助を行い、当日の救護措置内容については救護日誌に記録し報告するものとする。

6.報告書の提出

イ.巡視点検の結果は、毎日利用サービス日誌に記録するものとし、翌朝速やかに管理センターを経由して調査職員に報告するとともに、必要に応じて措置を受けるものとする。

7.日常及び休日等の巡視要領

(1) 日常巡視

日常巡視は、「国営武蔵丘陵森林公園利用指導及び巡視計画書」に基づいて実施する。(以下、休園日巡視、囲障巡視、混雑時巡視についても同様) また、ゴールデンウィーク等繁忙期間は利用者が多く、混雑することが予想されるため特に入園者の安全利用の確保と、災害事故等不測の事態に備えて適切な対処を行うものとする。

(2) 休園日巡視

休園日巡視は、休園日について、園内全般の見回りを行い、不法侵入者の取締り、事故及び災害の予防並びに器物、施設内(管理棟、売店等)の盗難防止の措置を行うものとする。

(3) 時間外巡視

閉園後は、不法侵入者の取締り、事故及び災害の予防並びに器物、施設(管　理棟、売店等)の破損の有無等を点検するとともに盗難防止等についても充分な注意を払うものとする。なお、必要に応じて臨時巡視をおこなう場合がある。

(4) 囲障巡視

囲障巡視は、基本的に年に２回（２人１組で２日間）行うものとし、囲障(L=17.7km)、仮門、仮柵等の巡視及び保守を行うものとする。

(5) その他

巡視員は公園管理事務所利用サービス室に常時待機するものとする。

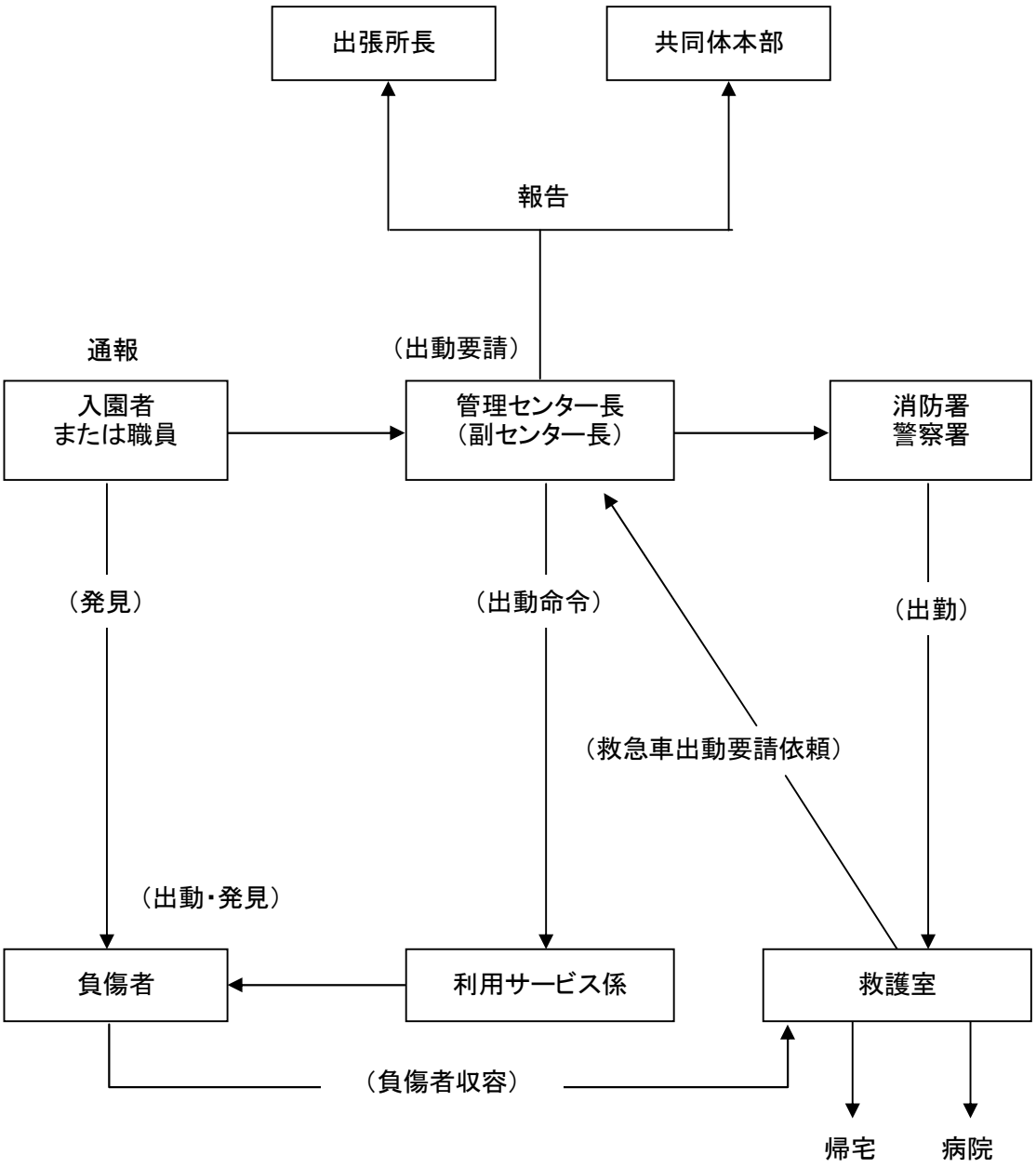
巡視時間については別紙巡視時間表参照。

なお、日報には巡視内容（コース、時間)、措置事項等を記録すること。

また、パトロール車、園内構造物及び、各出入口の鍵は、確実に保管し盗難防止に努め、その保管場所は同利用サービス室とする。

救急時連絡体制組織図

附表3



国営武蔵丘陵森林公園

都市緑化植物園　年報

（平成 25 年度）





西武造園（株）・（株）プリンスホテル共同体

森林公園管理センター　都市緑化植物園

目次

Ⅰ．概要
Ａ．概要 ・・・

４．緑化相談業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
５．地域連携活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
ａ．ボランティア活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
（１）植物園ボランティアの活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
（２）里山マイスター講座 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
ｂ．知的障がい者更生施設の地域活動の受け入れ ・・・・・・・・・・・・・32
６．原稿執筆・寄稿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

Ｂ．調査・研究分野 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
１．自然資源管理業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
ａ．域外保全業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
（１）ムラサキ（環境省絶滅危惧ＩＢ類） ・・・・・・・・・・・・・・・・34
ｂ．自生動植物の保全業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
（１）ヤマユリの保全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
（２）自然資源保全管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
２．他研究機関との共同活動、ネットワーク ・・・・・・・・・・・・・・・35
ａ．緑の相談所事業への参加 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
ｂ．（社）日本植物園協会との活動協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・35
ｃ．全国やまゆりサミット会への参加 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

Ｃ．収集・保存分野 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
１．都市緑化植物の収集・保存 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
２．苗圃・温室管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
３．資料の収集･保存 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

Ｄ．その他の業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
１．国への申請の手続き業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
ａ．学術研究における入園に関する手続き（視察等依頼） ・・・・・・・・・39
ｂ．植物分譲の手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
２．情報発信業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
ａ．ホームページ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
ｂ．植物園花あるきＭＡＰの発行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
ｃ．植物園情報等の掲載 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

Ⅰ．概要

Ａ．概要

明治百年記念事業の１つとして計画され、昭和４９年７月に開園した国営武蔵丘陵森林公園は、埼玉県のほぼ中央に位置する比企丘陵にあり、東西約１㎞、南北約４㎞、面積３０４haの規模を誇る全国で始めての国営公園である。

比企丘陵は従来アカマツ林をはじめ、コナラ林等の人と自然が共生する豊かな二次林に覆われていたが、近年周辺地域では離農等による放置のため二次林本来の姿が失われるばかりか、約半分の水田や畑が利用されないままとなっている。しかし、自治体の事業として「谷戸の里づくり事業」が進められるなど、二次林が地域づくりのキーワードとなっており、森林公園は人と自然が共生する場として、貴重な空間となっている。

都市緑化植物園は、この森林公園のほぼ中央に約４５haの区域をもって整備され、展示棟を中心にカエデ園など９つの樹木見本園、４つの圃場、ハーブガーデン、ボーダー花壇、資料館（研修宿泊施設）から構成されている。

図１．都市緑化植物園 施設配置図

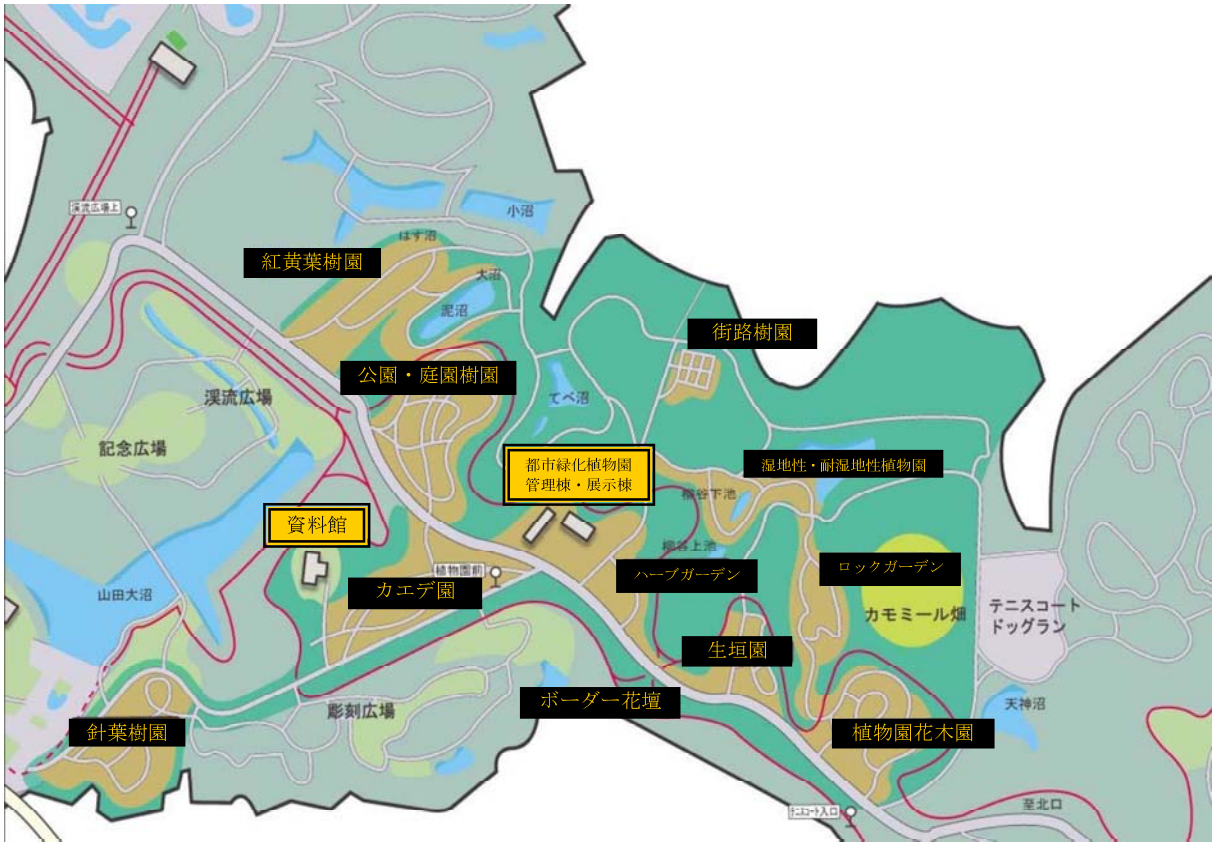


表１．都市緑化植物園　施設一覧

名称	規模（㎡）	特徴	備考
見本園	120,460	用途別・種類別	９箇所
展示棟前広場	13,000	一年草の花壇あり。ピザ釜などもあり、イベントのスペースとしても利用。	各種企画展示、ミニガーデン展示等
ボーダー花壇	1,960	関東地方で生育可能な宿根草本類等の展示	
ハーブガーデン	2,500	花や葉色別・用途別等の展示解説	
苗圃	30,000	収集保存・育苗	４箇所
都市緑化植物園管理棟	683.1	ＲＣ平屋建	
閲覧室	25	応接室として使用	
第１執務室	50	事務室として使用	
第２執務室	50	スタッフルームとして使用	
標本室	50	標本・資材収蔵	
資料室	50	雑誌・図書等資料収蔵	
実験室	50		
会議室	25	ボランティアルームとして使用	
研修棟		ＲＣ平屋建	
第１研修室	100	５０名	間仕切りを外して100名同時使用可能
第２研修室	100	５０名	
展示棟	250	ＲＣ平屋建	
展示室 ボタニカルショップ	200	テーマ展示、軽食・物販	18㎡（ボタニカルショップ）
手作り工房	40	お絵かき・クラフトコーナー	来園者が自由に製作可能
サンルーム	100	ガラス張り・レンガ舗装の軒先	休憩所、展示にも使用
資料館（研修宿泊施設）	1,166.7		
宿泊室		６帖２２部屋	予備室（講師用）１部屋
集会室	60		
第１談話室	60		
第２談話室	28		
食堂	60		
浴室		男女２箇所	
作業棟	224.53	ＲＣ軽量鉄骨建	
作業室	40.7	屋内作業	
資材置き場	113.3	機械・資材	
倉庫	56.6	道具類	
育苗温室	108	鉄骨アルミニウム造	スチームボイラー暖房
ミストハウス	108	〃	ミスト、温風暖房
作業管理棟（ハーブガーデン）	23.7	鉄骨造平屋建	
四阿（生垣園）	25	木造	
〃（紅黄葉樹園）	25	〃	
〃（公園・庭園樹園）	25	〃	
〃（街路樹園）	32	〃	
〃（カエデ園）	25	〃	
〃（ハーブガーデン）	12	〃	
便所（展示棟前広場）	34.49	ＣＢ	
〃（植物園花木園）	27.62	〃	

Ｂ．沿革

昭和 50 年 9 月、建設省（現国土交通省）都市局長通達「緑の相談所－都市緑化植物園－の設置及び運営について」に基づき、都市住民の都市緑化意識の高揚、植栽知識の普及等を図ることを目的に、全国に整備される都市緑化植物園の中枢施設として、昭和 50 年度より建設省によって調査・設計が進められ、昭和 54 年度に概成した。

管理運営は昭和 52 年度より平成 23 年度まで財団法人公園緑地管理財団武蔵管理センターに委託された。市場化テストの実施により、平成 24 年度から 3 年間の管理運営業務には西武造園（株）・（株）プリンスホテル共同体が特定され、植物園の管理にあたっている。

昭和 50 年　「緑の相談所―都市緑化植物園―の設置および運営について」都市局長通達
緑の相談所の調査・設計業務開始

昭和 51 年　都市緑化植物園建設着手

昭和 52 年　都市緑化植物園主要施設完成
財団法人　公園緑地管理財団に管理業務委託を開始
管理センターに調査役（植物園担当）を配置
発行：「国営武蔵丘陵森林公園の植物」100 科 450 種（初版）

昭和 53 年　ウメ園整備開始
全国緑の相談所連絡会議開催
都市緑化技術（初級）講習会開講
展示棟の展示活動開始
蔵書資料の整理開始
催事：植物に親しむ会開催
導入：導入植物の決定（ツバキ、カエデ、ウメ）同定開始（ラベル付け作業開始）
発行：都市緑化植物園の概要初版発行

昭和 54 年　全国緑の相談所連絡会議開催
社団法人　日本植物園協会　入会
導入：導入植物（ツバキ、カエデ、ウメの園芸品種）梅林品種植栽
腊葉標本作成開始
調査：緑化樹木の挿し木に関する研究開始
発行：蔵書目録初版発行
発行：「植物目録」（都市緑化植物園）初版

昭和 55 年　全国緑の相談所連絡会議開催
公園設計実務（初級）講習会開講
見本園樹木同定作業及びラベル設置
ウメの品種同定作業ラベル設置
ＮＨＫ－ＥＴＶ情報提供及び番組作成協力
外部委員委嘱（ＮＨＫ　ＥＴＶ番組テキスト委員会（理科教室小学校 2 年生　～S58 まで）
調査：動物相（鳥類）調査開始
調査：下水汚泥の都市緑化への応用調査開始（5 ヵ年調査）
発行：緑化樹木の挿し木に関する研究報告書
発行：ガイドブック「林の観察」
発行：「植物目録」（都市緑化植物園）再版

昭和 56 年　展示棟オートスライドプロジェクター設置
調査：昆虫・鳥類季節変化調査開始
調査：植物相調査開始（公益 3 ヵ年調査）
発行：蔵書目録（増加分）発行
発行：ガイドブック「四季の野鳥」発行

昭和 57 年　調査：ツバキ園構想調査開始
導入：ツバキ園芸品種　500 品種導入
発行：ガイドブック「木の実・草の実」「草木遊び」発行
発行：「植物目録」（都市緑化植物園）第 3 版

昭和 58 年　業務課植物園係設置　（係長 1―主任 1ー係員 1　計 3 名）
夏休み野外学習会（1 泊 2 日）開始
園芸教室開始及び材料生産開始
公園管理運営講習会開講
調査：都市緑化植物園管理運営計画調査（2 ヶ年調査）
発行：ガイドブック「昆虫」「街路樹」発行

昭和 59 年　アゲハチョウ類生態飼育展示
育苗温室期間限定一般開放
昆虫及び野鳥観察調査８目６０科１８１種　１５１種の標本作成
１４目３２科１０４種確認（概要で報告）
導入：欧州の樹木導入育成調査（日本庭園協会小形研三氏より寄贈５１種）
調査：樹木の特性調査（ヤマツツジの変異）
調査：マツノマダラカミキリ密度分布調査
調査：ジャカランダ導入育成調査（インドネシア大使館より）
発行：ガイドブック「林の野草」
発行：「植物園エリアマップ」

昭和 60 年　第 3 講習室を標本室に変更
見本園サイン設置
サンルーム設置
サルスベリ街路樹整備
ご意見箱設置及びご意見掲示開始
緑化推進（緑の相談所）講習会開講
調査：全国緑化樹木開花展葉調査開始（土木研究所と共催）
調査：都市緑化植物園運営調査（公益２ヵ年調査）
日曜観察会開催、毎月植物に親しむ会開催
導入：ムラサキ導入育成調査開始
発行：「国営武蔵丘陵森林公園の植物」109 科 611 種（再販）
発行：「野生植物目録」「展示植物目録」

昭和 61 年　東武東上業務部共催「森林公園の昆虫展」東武百貨店で開催（夏休み期間中）
埼玉県共催「森林公園ツバキ百選展」大宮公園緑の相談所
導入：ツツジ類導入 103 種 400 本
導入：ツバキ園芸品種導入及び同定調査 568 品種 2,100 本
導入：ロックガーデンにシャクナゲ 63 品種 250 本追加植栽
導入：カエデ園に 67 品種 106 本追加植栽
導入：針葉樹見本園に 22 種 106 本導入追加植栽
発行：蔵書目録（増加その 2）発行

昭和 62 年　展示棟内相談所常設開始
社団法人　日本植物園協会第 1 回技術講習会開講
展示棟オートスライドプロジェクターソフト「草木遊び」制作上映
博物館学実習生受け入れ開始
ＮＨＫＴＶ（趣味の園芸等）放映 22 件
調査：植物情報活性化調査（公益調査３ヵ年）

昭和 63 年　埼玉県緑化相談機関等連絡協議会発足
展示棟オートスライドプロジェクターソフト「夏の昆虫たち」制作上映
ＮＨＫ（趣味の園芸等）ＴＶ放映 32 件
導入：花木園ツツジ類導入１０３種４００本植栽
発行：「野生生物チェックリスト」発行

平成元年　野鳥観察舎設置
ＮＨＫ（他文化放送）ＴＶ放映 15 件
催事：ムラサキ出展（国際花と緑の博覧会）
催事：春・秋都市緑化月間（手作り教室）毎日開催
催事：水鳥観察会（定点ガイド）開催
調査：緑化樹木及び導入樹木の展葉、開花調査
調査：植物園展示棟等利用状況調査

平成 2 年　導入：導入樹木セイヨウシャクナゲ　４５品種　２６３本　（ロックガーデンに植栽）
ツツジ　１９品種　６４本　（カエデ見本園に植栽）
カエデ　９５品種　１４６本　（カエデ見本園に植栽）
標本　剥製 1 体、昆虫 27 種作成、写真 2740 点、野草ドライフラワー37 点
展示棟オートスライドプロジェクターソフト「鳥を探そう」制作上映
ＮＨＫ（他文化放送）ＴＶ放映 19 件

平成 3 年　都市緑化植物園園長（課）設置　（園長 1―係長 1－係員 4―臨職 1　計 7 名）
カエデ解説板設置（2 箇所）
調査：温室植物開花調査 30 科 73 種（概要で報告）
調査：見本園の樹木開花調査 46 科 241 種（概要で報告）
調査：公園で見える野鳥調査 15 目 35 科 126 種（概要で報告）
調査：公園で見られる昆虫調査 9 目 95 科 375 種（概要で報告）
調査：公園のキノコ調査 10 目 23 科 52 属 107 種　（概要で報告）
調査：樹林管理の体系化に関する調査（公益調査 3 ヵ年）

平成 4 年　調査研究係設置　（園長 1―係長 2－係員 5―臨職 2　計 10 名）
調査：展示樹木生育調査及び固体番号設置、植物ラベル更新
調査：コナラ属、夏咲く花木導入植物の検討（中国植物園調査団報告書）
導入：花木の導入 38 種 312 本

平成 5 年　社団法人　日本植物園協会国公立園運営会議開催
導入：ツバキ園の新設（ツバキ 114 品種サザンカ 24 品種 253 本他 10 種 314 本）
導入：ボーダー花壇の新設（184 品種 11, 407 株）
調査：樹林地管理技術調査（公益調査 3 ヵ年）
発行：「樹林管理の体系化に関する調査（その２）」

平成 6 年　公園緑地における環境学習講習会開講
催事：自然と友達クラブ開催
発行：「都市緑化植物に関する研究」
発行：「樹林地管理技術調査」

平成 7 年　調査研究係増員　（園長 1―係長 2－係員 6―臨職 2　計 11 名）
発行：見本園植物目録改訂版発行（73 科 346 種 106 品種、総数 536 種）

平成 8 年　ハーブ園新設（83 種導入展示）
社会福祉法人むさしの郷「むさしの青年寮」の活動受け入れ
催事：植物に親しむ会廃止
調査：国営武蔵丘陵森林公園ビオトープ創出のための基礎研究（公益調査 3 ヵ年）
発行：「調査研究報ＶＯＬ．１」発行

平成 9 年　発行：自然資源保全リスト発行
発行：「調査研究報ＶＯＬ．２」発行

平成 10 年　展示棟内に植物園売店を開設
植物園ボランティア新設
催事：「遊びの学校」新設（700 名応募のため抽選）
催事：自然と友達クラブ廃止
導入：導入植物種の追加（コナラ属 69 種 182 本）導入
発行：「調査研究報ＶＯＬ．３」

平成 11 年　発行：「調査研究報ＶＯＬ．４」
発行：「ハーブ園ボーダー花壇植物図鑑」（200 種）

平成 12 年　調査研究係減員　（園長 1―係長 2―係員 6―臨職 1　計 10 名）
催事：森の教室　企画係より移譲
発行：「調査研究報ＶＯＬ．５」
サクラソウの導入
植物園ボランティア発足

平成 13 年　コリウスガーデン開設（庭園公園樹見本園）
カモミール畑開設（第 4 圃場）
調査：希少植物の増殖・栽培に関する調査（公益調査 3 ヵ年）

平成 14 年　東京近県植物園技術交流会開催
催事：コンテナガーデンコンテスト開催（夢プラン：小さな小さな花博）
発行：「希少植物の増殖・栽培に関する調査報告書」発行
サクラソウの導入（鳥居氏）

平成 15 年　植物園係減員　（園長 1―係長 2―係員 6　計 9 名）
都市緑化・地域連携研究会発足
導入：ボーダー花壇改植（116 種 219 品種）

平成 16 年　財団法人　東京都公園協会・東京パークフレンド植物観察会開始
クラブツーリズム「園長と行くガイドツアー」開始
生垣見本園のティーガーデン、花木園のサルビアガーデン廃止
ＴＶ放映（ＮＨＫ　生中継）2 件
導入：希少植物の保全・活用に関する調査（公益調査 2 ヵ年）
導入：シクラメン 4 種 5410 株　（針葉樹見本園）
催事：「植物園ガイドツアー」開始（毎週土曜日）
催事：「遊びの学校」、「森の教室」廃止

平成 17 年　日本ツバキ協会、日本植木協会との交流
テクノ・ホルティ園芸専門学校実習受け入れ
調査：希少植物の保全・活用に関する調査（公益調査 2 ヵ年）

平成 18 年　針葉樹・生垣見本園再整備
「都市緑化・地域連携研究会」を「地域連携協議会」へ
催事：地球温暖化防止野外展示
催事：コンテナガーデンコンテストを「都市緑化・地域連携研究会」の行事として実施
催事：国営越後丘陵公園と共催で「雪国の妖精　雪割草展」開始
発行：都市緑化植物園リーフレット改訂版（8,000 部）
催事：紅葉期のカエデ見本園ライトアップ「紅葉見ナイト」開始（公園全体のイベント）

平成 19 年　地域との連携キャンペーン「比企やまゆり浪漫街道」開始、バスツアー誘致（公園全体）
発行：「調査研究報ＶＯＬ．６」
出版：農文協「新特産シリーズ　ヤマユリ」共同執筆（調査研究係　永留氏）
催事：「植物園ガイドツアー」毎週土曜日開催から各月第 2・第 4 土曜日開催に移行

平成 20 年　催事：「第 43 回（社）日本植物園協会大会・総会」主催（深谷市共催）
展示：「都市緑化植物園 30 周年記念展」
発行：「平成 19 年度　都市緑化植物園年報」を 30 週年記念号として発行
発行：新版都市緑化植物園リーフレット
都市緑化のための植栽管理講習会開講（都市緑化技術講習会からの名称・内容変更）

調査：生物多様性に配慮した樹林地景観管理計画に関する調査（公益調査３ヵ年）開始
さくらそう展において埼玉さくらそう会との交流
武蔵丘陵森林公園ＨＰリニューアル、都市緑化植物園ＨＰはブログ形式に移行

平成 21 年　調査研究係廃止、植物園係に統合　（園長 1―係長 1－係員 2－臨時職員 3　計 7 名）
展示：「最新緑化植物展」（協力：（社）日本植木協会）
展示：「最新都市緑化技術展」（協力：（財）都市緑化技術開発機構）
展示：「里山ルネッサンス　森のゼロ年展」
展示：ハンギングバスケット展（夢プラン）（日本ハンギングバスケット協会）
公園緑地リニューアル－再生備－講習会開始
公園施設製品整備士特別認定審査講習会（（社）日本公園施設業協会）受け入れ
緑の相談所ネットワーク、メーリングリスト立ち上げ
日本植物園協会　植物多様性保全拠点園　関東拠点園活動への参加
（種子採取活動、シンポジウム等）
企画イベント：　「花とみどりの楽校」実施。

平成 22 年　植物園係員減員　上級専門職増員　（園長 1―上級専門職 1－係長 1－係員 1－臨時職員 3　計 7 名）
見本園名称変更。
企画展示：「ハーブ展」開催
企画展示：「昆虫展」をＣＯＰ１０パートナーシップ事業として開催。
企画展示：「野菜展」開催（協力：株式会社 NHK 出版）
企画展示：「木の実何の実？展」開催
企画展示：「干支展」開催　　（協力：熊谷凧同好会）
企画展示：「鳥展」開催
企画展示：「早春里山展」開催
企画イベント：「ミニ講座」実施
常設展示：「みんなの生き物マップ」設置。
図書コーナー開設。
IFPRA ジャパン　グッドプラクティス事例の優良実践事例に認定
（※やまゆり、里山管理について）
東日本大震災（3/11）により、一時休園。3 月下旬のイベントが中止。

平成 23 年　ハーブ・ボーダー花壇みどころスタンプラリーの実施
第 59 回公園設計実務講習会の中止
第 30 回公園管理運営講習会の中止
第 4 回都市緑化のための植栽管理講習会の中止
花とみどりの楽校　6 回連続講座の実施
「花をとどける夢の折鶴」プロジェクトへの参加
マヤラン（*Cymbidium nipponicum* 、絶滅危惧Ⅱ類）の発見
緑の相談所メーリングリストの終了

平成 24 年　西武造園（株）・（株）プリンスホテル共同体が公園管理者に
催事：「専門家ガイドツアー」（全 11 回）、「著名ガーデナーによるガイドツアー」（全５回）、「森のハーバルライフ教室」（全３回）の実施
催事：夏季ライトアップイベント「ゆらゆらファンタジー」実施（公園全体のイベント）
水生植物の池オニバス・ミズオオバコの初開花
植物園ボランティア・ガーデンコンシェルジュ班の新設

平成 25 年　催事：「専門家ガイドツアー」（全 13 回）、「著名ガーデナーによるガイドツアー」（全５回）、「森のハーバルライフ教室」（全 9 回）の実施
催事：秋季ライトアップイベント「紅葉見ナイト」実施（公園全体のイベント）

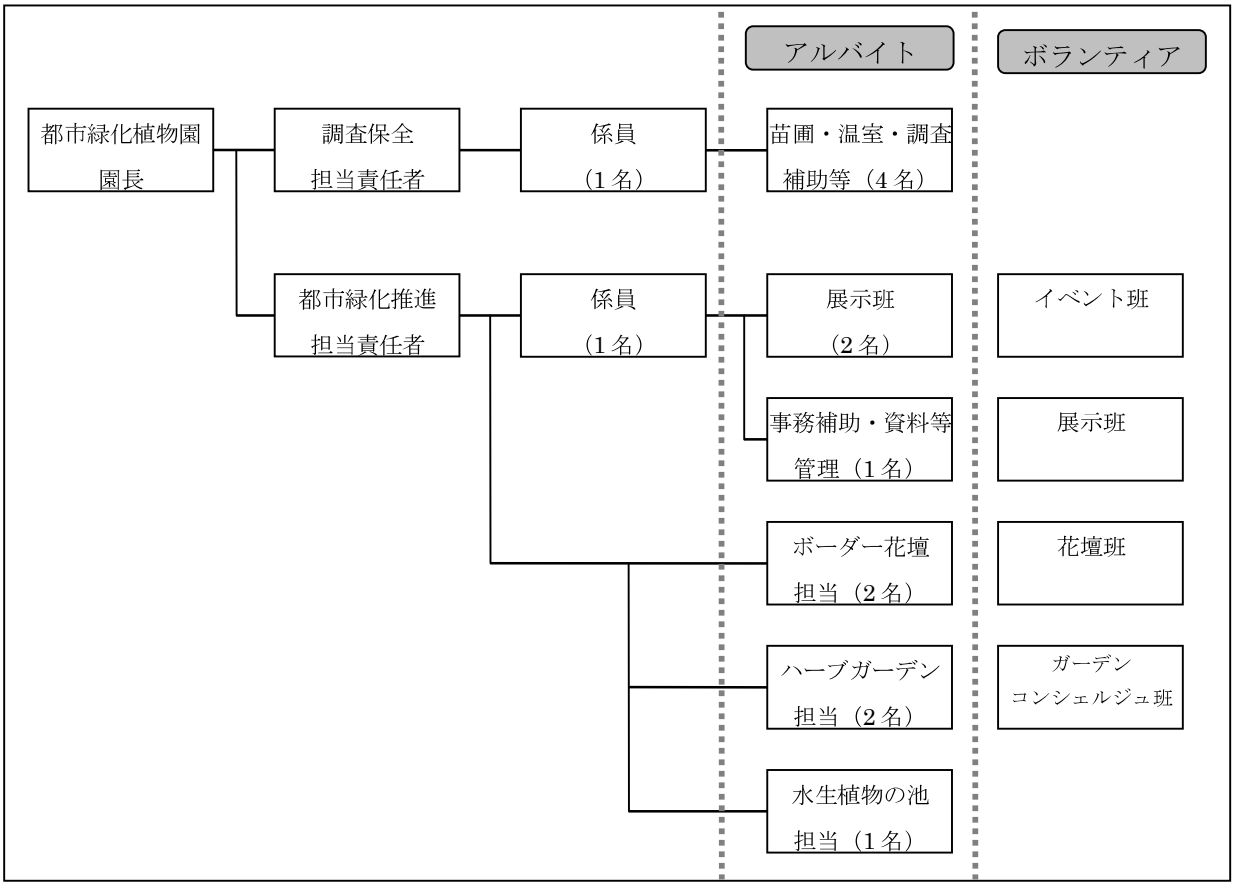
植物園ボランティア・ガーデンコンシェルジュ班が活動を開始
記録的積雪（2/14）により、一時休園、植物園エリア封鎖。2 月下旬のイベントが中止。

C．組織体制

1．森林公園管理センター　管理運営組織図



2．都市緑化植物園　組織図



II. 業務実施の記録

都市緑化植物園は、都市公園や庭園等に植栽される都市緑化植物の「収集・保存」、「調査研究」、緑や花に関する文化的資料など都市緑化に関する情報等の「教育・普及」の大きな３つの柱に「レクリエーション」を加えた４つの機能を有する施設である。

また、全国の緑の相談所や植物園施設との情報交換を図るため、都市緑化植物園（緑の相談所）連絡会議に関わるとともに、社団法人日本植物園協会等の活動にも積極的に参加し、都市緑化に関わる情報の収集や発信を行なっている。

A. 教育・普及分野

１. 展示業務

都市緑化及び園芸に関する新しい話題、公園内の動植物資源の紹介や調査研究の成果に関する展示・解説を見本園や展示棟において実施した。

a. 常設展示

（１）都市緑化植物の展示（収集・保存）

用途別・種類別に植栽した公園・庭園樹見本園等の９つの見本園と４つの苗圃において、都市緑化植物等の収集･保存を行い、展示を行っている。

展示エリアおよび展示植物の概要

展示エリア	面積（ha）	植物		内容
		品種数	本数	
見本園				
針葉樹園	1.10	51	187	緑化樹として用いられる代表的針葉樹やマンサク類を展示
紅黄葉樹園	2.00	71	299	秋の紅葉、春の芽吹き等、葉の色彩変化の美しい樹木を中心に展示
公園･庭園樹園	2.20	186	701	緑化樹に用いられる樹木を科ごとにまとめて展示 その他、春、秋の花修景を行う
生垣園	0.60	75	145	生垣に適した樹木を高生垣･混垣等実際に仕立てて展示
植物園花木園	1.40	108	552	庭木として使われる花の美しい樹木を展示
街路樹園（分散式）	0.60	24	219	園路沿いに、景観を考慮し列植展示
街路樹園（集中式）	0.80	89	139	一般的に街路樹として用いられる樹種の展示
カエデ園	1.50	59	695	カエデ 22 種（変種含む）のほか園芸品種 50 品種を展示
ロックガーデン	0.40	29	128	西洋シャクナゲ類を中心に、比較的水はけの良い土に適した植物を展示
湿地性植物園	1.00	53	190	土中の水分が比較的多いところに生育する植物のほか、谷間に自生する野生の植物群を展示
その他の花壇				
展示棟前広場	1.30	季節展示		入手の容易な植物を利用した修景花壇の展示、 また、野草花壇にて園内の自生植物を展示
ボーダー花壇	0.20	50 科		宿根草類を中心に展示

		255 種類*	
ハーブガーデン	0.25	52 科 466 種類*	野菜なども含めた広義のハーブ類を用途別テーマ別に展示
水生植物の池		13 種	園内及び近隣地域において見られる水生植物 13 種を保護増殖し、栽培展示。

*種、品種、園芸品種を含む総種類数

常設展示（ボーダー花壇）の展示状況



野草の保存・育成状況（シロヨメナ開花）



（２）その他の常設展示

お客様が一年を通じて植物園及び公園を楽しめるよう、園内の自然情報の提供、ボランティアが作成したクラフトの展示、最新の園芸情報や展示に関連した書籍の展示等を行った。

その他の常設展示の概要

名称	場所	内容
みんなの生き物マップ	植物園展示棟	来園者から提供された情報をもとに、森林公園で観察できる生物について、大型の園内マップに観察ポイントを掲示した。またその情報を元に月に一回レポートの作成と掲示を行った。
クラフト展示	植物園展示棟 手作り工房	植物園で活動されているボランティアが作成した染物やクラフト等を展示した。
お絵かきコーナー	植物園展示棟 手作り工房	「春」や「動物」など季節ごとのテーマで公園利用者に自由に絵を描いていただき、作品を展示した。（用紙約 3,150 枚使用）。
図書コーナー	植物園展示棟 サンルーム	利用者の休憩と、資料の利活用の観点から、図書コーナーを開設。企画展示の内容に合わせて、関連書籍・雑誌類を読めるスペースを提供した。

その他の常設展示（図書コーナー）の展示状況



ｂ．企画展示

森林公園の魅力や、都市緑化植物園のコレクション、身近な園芸の話題について、あるいは最新の緑化技術や伝統園芸についての情報発信を目的として、14 件の企画展を実施した。

企画展示の実施概要

名称	期間	内容
森林公園ｺﾚｸｼｮﾝｼﾘｰｽﾞ 江戸の花 さくらそう展	平成25年 4月18日（木） ～5月6日（月）	サクラソウの花の特徴などについてパネル解説を行ったほか、圃場で栽培しているサクラソウ280品種約400鉢の展示、ガイドツアーや寄せ植え教室などを行なった。 （協力：さくらそう協会、埼玉さくらそう会）
春薫るガーデン展	平成25年 4月27日（土） ～6月30日（日）	香りや実を楽しめる新樹種を中心としたミニガーデンのしつらえと、パネル展示を行なった。 （協力：一般社団法人日本植木協会）
ハーブ展	平成24年 5月15日（水） ～6月30日（日）	ハーブガーデンの見ごろにあわせ、ハーブのある暮らしをテーマに、おすすめの使い方のパネル紹介、ドライハーブやクラフトなどの展示、ハーブガーデンなどのみどころを巡るハーブスタンプラリーを行った。
やまゆりミニ展示 ＆セルフガイド	平成25年 7月6日（土） ～7月28日（日）	ヤマユリの見ごろにあわせ解説パネル等のミニ展示と、みどころをまわるセルフガイドマップの配布を行った。
（昆虫展） 虫ュランスタンプラリー	平成25年 7月6日（土） ～9月1日（日）	森林公園の多様な環境に生きる昆虫について、室内での昆虫クイズやクラフト展示、屋外でのフィールドラリーなど楽しく学べる展示を行った。
里山の暮らしと めぐみ展	平成25年 9月14日（土） ～10月20日（日）	昔ながらの暮らしを感じさせる農具や写真による紹介、昔あそびの体験コーナー、伝統野菜のパネル紹介などを行った。 石臼体験コーナーでは、実際にソバや大豆を挽ける体験展示を行った。
森林公園ｺﾚｸｼｮﾝｼﾘｰｽﾞ カエデ、その魅力展	平成25年 11月1日（金） ～12月1日（日）	カエデ園を主会場として開催されるライトアップイベント「紅葉見ナイト」にあわせ、カエデに関する展示、解説を行った。また、植物画家山田道恵氏のボタニカルアートも期間中展示したほか、カエデ園紅葉セルフガイドマップを配布した（配布数約1万部）。
鳥＆木の実展	平成25年 12月14日（土） ～2月9日（日）	森林公園の冬の散策をより楽しめるよう、園内で観察可能な鳥や木の実についてパネルや実物、鳥を呼び寄せる仕掛けを園内各所で紹介した。あわせて五感で自然を感じる手助けとして、集音器の展示・貸し出しも行った。
ﾐﾆ展示 明治時代展1 ～滑川町 明治時代の 産業（転柿）～	平成26年 ①1月11日（土） ～2月2日（日） ②2月8日（土） ～2月16日（日）	本公園周辺地域の明治時代の様子を伝えるミニ展示第1弾として、滑川地域で生産されていた「転柿（干し柿）」についてのパネル展示を実施した。 また、滑川町より提供いただいた「転柿」100個を来園者に振る舞った（1月11日）。 ※展示は中央口休憩所および西口休憩所の2か所、2期間で実施した。 （協力：滑川町 産業振興課ほか）
（新） 森林公園巨木100選展 ＆早春里山展	平成26年 2月15日（土） ～3月16日（日）	本公園に自生している巨木についての解説パネルを展示するとともに、園内全域にわたる巨木巡りマップを配布し、園内の巨木の魅力を紹介した。 また、早春に楽しめる植物について紹介するパネル展示も同時開催した。
ﾐﾆ展示 明治時代展2 ～滑川町 明治時代の 産業（経木）～	平成26年 ①2月8日（土） ～2月16日（日） ②2月22日（土） ～3月9日（日）	本公園周辺地域の明治時代の様子を伝えるミニ展示第2弾として、「経木」についてのパネル展示を、中央口休憩所および西口休憩所の2か所、2期間で実施した。 （協力：埼玉県立嵐山史跡の博物館）

ﾐﾆ展示 明治時代展３ ～明治時代の風景～ ～昔あそび～	平成 26 年 ①2 月 22 日（土） ～3 月 9 日（日） ②3 月 16 日（日） ～3 月 30 日（日）	本公園周辺地域の明治時代の様子を伝えるパネル展示を、中央口休憩所および西口休憩所の 2 か所、2 期間で実施した。 また開催期間中、西口休憩所において、明治時代から親しまれていた「昔あそび」を体験できる体験コーナーを併設した。 （協力：埼玉県立浦和図書館）
地球にやさしい 緑化植物展	平成 26 年 2 月 22 日（土） ～3 月 16 日（日）	都市緑化技術および緑化植物についての普及･啓蒙を目的として、屋上・壁面・特殊緑化コンクール等の紹介や緑化植物壁面植栽システムの実物展示、緑のカーテン向けの植物紹介コーナーなどを設けた。 （協力：（財）都市緑化機構）
森林公園ｺﾚｸｼｮﾝｼﾘｰｽﾞ 椿、その魅力展	平成 26 年 3 月 21 日（金） ～4 月 13 日（日）	椿の解説パネルや、江戸時代の椿についての図譜（復刻版「椿花図譜」）などを展示した。開花時期に合わせ、バックヤードの椿を一般公開（4/13 まで）し、展示棟からバックヤードをまわるクイズラリーを実施した。 （協力：板橋区立熱帯環境植物館ほか）

企画展「里山の暮らしと恵み展」　実施状況



企画展「鳥＆木の実展」　実施状況



２．イベント業務

ａ．定期イベント

（１）都市緑化植物園ガイドツアー

毎月第２・第４土曜日の定例イベントとして、都市緑化及び緑と花の文化への理解を深めるために、都市緑化植物園スタッフによるガイドツアーを実施し、季節の園芸植物、雑木林などに息づく自生植物の生態など、お客様に楽しんでいただきながらわかりやすく案内を行った。

都市緑化植物園ガイドツアー（中級）の実施記録

実施日			テーマ	参加者数（人）	
回	月	日		一般	ボランティア
1	4	13	ヤマザクラ	28	0
2	4	27	ジロボウエンゴサク	24	2
3	5	11	キンラン	23	2
4	5	25	エゴノキ	25	4
5	6	8	ウエメガサソウ	34	0
6	6	22	ギンリョウソウ	23	1
7	7	13	ヤマユリ・リョウブ	27	0
8	7	27	オニユリ・ヌマトラノオ	17	2
9	8	10	マヤラン	13	1
10	8	24	ナンバンギセル	29	0
11	9	14	ワレモコウ	22	1
12	9	28	ツリフネソウ	31	1
13	10	12	オケラ	20	3
14	11	9	シロヨメナ	19	1
15	11	23	ヒイラギ・サザンカ	39	1
16	12	14	コウシンバラ	20	1
17	12	28	クレマチス	13	1
18	1	11	ツバキ	33	2
19	1	25	スイセン	29	2
20	2	22	ウメ	10	2
21	3	8	原種シクラメン・コウム	25	3
22	3	22	アマナ	29	4
合計				533	48

都市緑化植物園ガイドツアーの実施状況推移

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
実施回数（回）	48	64	61	40	45	40	40	38	29	22

参加人数（人）	694	1,182	1,113	866	819	824	693	483	568	533
満足度（%）	83.7	89.3	90.4	90.1	89.7	90.4	93.8	97.0	94.0	90.4

※満足度はガイドツアー参加者アンケートより、「満足」、「やや満足」の回答があったものを集計。

※H16～18年度は毎週土曜日に実施、H19年度より月2回実施。

※H23年度までは講演会等も都市緑化植物園ガイドツアーのカウントに含める。

※H24年度以降は植物園ガイドツアー（中級）のみを計上。講演会、専門家ガイドツアー、ガーデナーガイドツアーは別途集計。

なお、ガイドツアーで平成25年度の一年間に集まったアンケート429枚のうち、10回以上参加されているリピーターの方の票が235枚（68.1%, H24年度は78.1%）、新規参加者の方の票が119枚（34.5%, H24年度は15.1%）であった。

都市緑化植物園ガイドツアーの実施状況



（2）外部依頼ガイドツアー

地方自治体や福祉団体、ツアー会社、一般利用者等の参加するレクリエーション旅行への案内サービスを実施した。

植物園ガイドツアー（初級）の実施記録

	実施日	団体名	参加者（人）	テーマ	コース
1	4月2日（火）	富士宮市椿同好会	46	椿園	南口−日本庭園−椿園
2	4月15日（月）	クラブツーリズム㈱花倶楽部	39	野草ガイド	中央口−野草コース−記念広場−中央口
3	4月19日（金）	身障者団体	15	野草ガイド	野草コース入口−疎林広場−運動広場
4	6月1日（土）	㈱農協観光栃木　ＪＡなすの	25	季節の花	中央口−針葉樹園−カエデ園−植物園
5	6月8日（土）	㈱農協観光栃木　ＪＡなすの	40	季節の花	中央口−針葉樹園−公園庭園−カエデ園
6	6月11日（火）	川越市公民館	20	季節の花	中央口−カエデ園、公園庭園−湿地性園
7	6月19日（水）	健康を守る会（東松山市）	15	季節の花	南口−雅の広場−野草コース
8	6月23日（日）	ＪＡなすの　黒羽地区みどり会	31	季節の花	中央口−カエデ園−植物園
9	6月30日（日）	ＪＡなすのみどり会	26	季節の花	中央口−カエデ園−植物園−湿地性園−中央口
10	7月23日（火）	坂戸市　町内会	32	季節の花	南口−日本庭園−鎌倉街道−梅林−運動広場
11	7月24日（水）	深谷市	61	ヤマユリ	南口−鎌倉街道−梅林−野草コース−ヤマユリの小径
12	8月8日（木）	比企郡教育委員会（5年経験者研修）	24	里山の自然と人間の歴史	植物園−記念広場−山田大沼−植物園
13	8月24日（土）	ひたちなか花の会	19	季節の花	中央口−水生植物池−植物園−湿地性園
14	9月8日（日）	熊谷山草会	24	季節の野草	南口−とんぼ池−あざみくぼ沼−栗谷沼−展望広場
15	9月12日（水）	生きがい大学東松山校	35	森林の案内	南口−鎌倉街道−あざみくぼ沼−西田沼
16	10月5日（土）	子供大学	60	森の案内	南口−西田沼−とんぼ池−南口
17	10月8日（火）	東松山市　地域活動支援課	121	花いっぱい研修	植物園−ハーブ園、ボーダー花壇
18	10月19日（火）	足立区あるこう会	17	秋の花	中央口−コリウスガ−デン、湿地性園−植物園
19	11月3日（日）	第36回日本スリーデーマーチ 観歩ガイドウォーク	30	紅葉など	中央口−針葉樹−カエデ園
20	11月6日（日）	東京農業大学グリーンアカデミー	10	樹木	渓流広場−紅黄葉樹園、カエデ園
21	11月13日（日）	深谷市市民	61	紅葉など	中央口−カエデ園−植物園
22	11月20日（日）	東京保険生協	19	カエデ園	植物園−カエデ園
23	1月24日（金）	全国町村会（滑川町依頼）	20	森林公園全域、椿園	南口−椿園−西口−北口−中央口
24	3月4日（火）	立教大学ＯＧ会 （レディースクラブ梅の会）	8	梅園	南口−梅園−展望広場
25	3月8日（土）	ＮＰＯ川越	11	梅園	南口−梅園−椿園
合計			809	-	

植物園ガイドツアー（上級）の実施記録

	実施日	団体名	参加者（人）	テーマ	コース
1	11月20日（水）	東松山市役所 （みどり公園課、文化スポーツ課、健康福祉部）	3	・花いっぱい研修公園ガイド（市長特命） ・ボタン園の改修（年間開放・展開計画）	中央口−カエデ園−植物園
合計			3	-	

※初級、上級とも講師・視察依頼をうけて実施した回も含む

（3）専門家ガイドツアー

植物に携わる各分野の専門家を講師に迎えたガイドツアーを、今年度より新規に実施した。

専門家ガイドツアーの実施記録

	実施日	講師	参加者（人）	テーマ
1	5月26日（日）	山田道惠 氏（植物画家）	14	はじめての植物画体験（ハーブ＆バラ）
2	6月15日（土）	当植物園職員 岡田豊国（栽培担当）	28	（特別公開）ムラサキバックヤードツアー
3	7月20日（土）	永留真雄 氏（千葉大学大学院）	36	ヤマユリ その魅力
4	8月16日（金）	大久保茂徳 氏（(公財)埼玉県生態系ほぼ協会）	27	里山の夏の虫たち
5	9月22日（日）	大舘一夫 氏（キノコ入門講座 代表）	40	植物のめぐみ①（キノコ観察会）
6	10月5日（土）	南雲清二 氏（星薬科大学 名誉教授）	21	植物のめぐみ②（薬草をめぐる）
7	10月19日（土）	小黒晃 氏（NHK趣味の園芸 講師）	18	ペレニアル（宿根草）ガーデン講座
8	11月16日（土）	管理センター長 金児維知郎（樹木医）	26	カエデの不思議
9	11月24日（日）	川原田邦彦 氏（NHK趣味の園芸 講師）	52	カエデ、その魅力（講演会同時開催）
10	11月30日（土）	山田道惠 氏（植物画家）	10	絵ごころ紅葉ガイドツアー＆植物画体験
11	2月1日（土）	管理センター長 金児維知郎（樹木医）	9	新芽探し
12	3月1日（土）	大坪孝之 氏（日本梅の会 会長）	9	ウメ
13	3月29日（土）	高野末男 氏（一般社団法人日本ツバキ協会）	31	ツバキ
合計			321	-

専門家ガイドツアーの実施状況（11月17日）



（４）ガーデナーガイドツアー

ＴＶ出演等の実績のある著名ガーデナーを講師に迎え、ガイドツアーを実施した。

ガーデナーガイドツアーの実施記録

	実施日	講師	参加者（人）	テーマ
1	5月18日（土）	永江晴子 氏（NHK趣味の園芸 ｶﾞｰﾃﾞﾝｽﾞｴﾝｼﾞｪﾙ）	16	ｶﾞｰﾃﾞﾝｽﾞｴﾝｼﾞｪﾙのｶﾞｲﾄﾞﾂｱｰ&ﾊｰﾊﾞﾙﾚｼﾋﾟ①
2	6月5日（水）	永江晴子 氏（NHK趣味の園芸 ｶﾞｰﾃﾞﾝｽﾞｴﾝｼﾞｪﾙ）	12	ｶﾞｰﾃﾞﾝｽﾞｴﾝｼﾞｪﾙのｶﾞｲﾄﾞﾂｱｰ&ﾊｰﾊﾞﾙﾚｼﾋﾟ②
3	10月2日（水）	永江晴子 氏（NHK趣味の園芸 ｶﾞｰﾃﾞﾝｽﾞｴﾝｼﾞｪﾙ）	15	夏の疲れ取り ハーブのリラックスアイピローづくり
4	12月15日（日）	保立美智子 氏（NHK趣味の園芸 ｶﾞｰﾃﾞﾝｽﾞｴﾝｼﾞｪﾙ	18	ｶﾞｰﾃﾞﾝｽﾞｴﾝｼﾞｪﾙの ｺﾆﾌｧｰｶﾞｲﾄﾞﾂｱｰ&ｸﾘｽﾏｽﾘｰｽ作り
5	3月10日（水）	永江晴子 氏（NHK趣味の園芸 ｶﾞｰﾃﾞﾝｽﾞｴﾝｼﾞｪﾙ）	2	ウィンターガーデンの愉しみ方
合計			63	-

※４は専門家ガイドツアーとしても実施

ガーデナーガイドツアーの実施状況（12月 15日）



（５）セルフガイド

数多くの人がセルフで楽しめるようコースの設定と、見所を解説したガイドマップの配布を行った。

ⅰ）やまゆりセルフガイド

ヤマユリの開花期間に合わせ、利用者へのマップ配布とヤマユリの見所ごとに掲示した解説・誘導看板により、公園内のヤマユリの見所を見て回れるセルフガイドを設置した。南口コース、中央口コースに分け、マップにはそれぞれの見所ポイントなどを記載した。

やまゆりセルフガイド　ガイド用紙の配布状況

コース	配布場所	配布枚数
南コース	南口、西口、水遊び場	1,200枚
中央コース	中央口、植物園、西口、水遊び場	1,000枚
合計		2,200枚

ⅱ）さくらそうスタンプラリー

「江戸の花 さくらそう展」に併せてスタンプラリーを実施し、およそ1,000人に参加いただいた。

ⅱ）ハーブ＆ボーダー花壇スタンプラリー

「ハーブ展」の期間中、ハーブガーデンおよびボーダー花壇において、見頃の花をめぐるスタンプラリーを実施した。

参加者にはオリジナルサシェやハーブの種などをプレゼントし､期間中の参加者数は合計481名であった。

ⅲ）虫ュランスタンプラリー

「昆虫展」の一環として、園内の昆虫観察ポイントを巡るスタンプラリーを実施した。開催期間中の参加者は合計256名であった。

スタンプラリー　実施状況



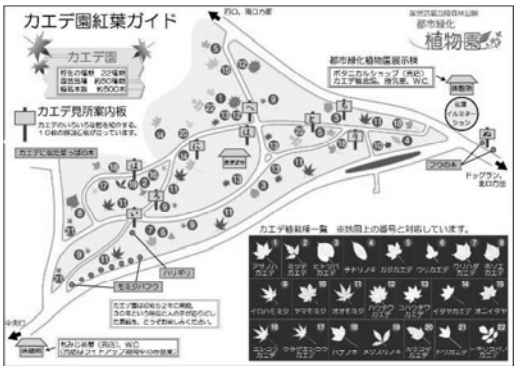
ⅲ）カエデ園紅葉セルフガイド

カエデ展の期間に合わせ、カエデ園内のカエデの位置などが記載されたマップ配布とカエデ園内に掲示した解説看板により、様々な種類のカエデに関する話題を楽しめるセルフガイドを実施した。

紅葉セルフガイド　ガイドマップ配布状況

コース	配布場所	配布枚数
カエデ園	カエデ園入口、展示棟、中央口	10,000枚

カエデ園セルフガイド　ガイドマップ





ⅳ）鳥みっけ BINGO

鳥＆木の実展の開催期間に併せて、園内で鳥を観察するセルフガイド「鳥みっけ BINGO」を実施した。BINGO を達成した参加者には、参加賞としてオリジナルサシェやチューリップ球根などをプレゼントした。

鳥みっけ BINGO　実施状況

コース	配布場所	配布枚数
植物園周辺	展示棟	39人

ⅴ）巨木めぐりマップ

森林公園巨木 100 選展の期間に合わせ、園内の巨木を巡るセルフガイドマップを配布した。

巨木めぐりマップ　配布状況

コース	配布場所	配布枚数
園内全域	展示棟	100枚

vi）TSUBAKI クイズラリー

椿展開催期間中の第二苗圃特別公開に併せて、ツバキ栽培場を巡るクイズラリーを実施した。参加者には、参加賞としてオリジナルサシェや花苗をプレゼントした。

TSUBAKI クイズラリー　配布状況

コース	配布場所	参加者
園内全域	展示棟	40人

b．企画イベント

（1）企画展関連イベント

企画展示等にあわせたクラフトなどを、来園者にお楽しみいただくイベントを実施した。

ⅰ）手絞り椿油入り！手作りミニ石鹸をつくろう

ツバキの実から油を搾り、石鹸をつくるイベントを実施した。

（場所：植物園展示棟 手づくり工房、参加費：100円）

手絞り椿油入り！手作りミニ石鹸をつくろう　実施記録

日時	参加人数
4月6日（日）	40名

ⅱ）チューリップの掘り取りプレゼント

都市緑化月間にちなんで、展示棟前花壇の植え替え前に、チューリップを掘り取って持ち帰りいただいた。（場所：植物園展示棟前花壇）

チューリップの掘り取りプレゼント　実施記録

日時	参加人数
4月21日（日）	40名

チューリップの掘り取りプレゼント　実施状況



ⅲ）さくらそう頒布会＆育て方講座

サクラソウ展の期間中、県花であるサクラソウの歴史や飾り方、栽培方法についての講座を行い、終了後、サクラソウ鉢を頒布した。（場所：管理棟研修室およびさくらそう展示小屋、参加費：600円）

さくらそうを育てよう　実施記録

日時	参加人数
4月29日（祝）	21名

ⅳ）2級造園技能士実技講習会

伝統的な造園技術の伝承を図るイベントとして、造園技能士試験受験予定者を対象にした実技講習会を実施した。

2級造園技能士実技講習会　実施記録

日時	参加人数
7月10日（水）、11日（木）	11名

ⅴ）もみじ万華鏡をつくろう

気軽にクラフトが楽しめるよう、カエデ展の期間中、開園時間内に随時実施できる万華鏡づくりのコーナーを設けた。

（場所：植物園展示棟、参加費：300円）

もみじ万華鏡をつくろう　実施記録

日時	参加人数
11月1日（金） ～12月1日（日）	650名

vi）オリジナル・マイポットでカエデを育てよう

「カエデ、その魅力展」の開催中、カエデの実生を紙ポットに植えるイベントを行った。ポットには絵付けをしていただき、オリジナルの作品となった。（場所：管理棟研修室、参加費：200円）

オリジナル・マイポットでカエデを育てよう　実施記録

日時	参加人数
11月4日（日）	34名

オリジナル・マイポットでカエデを育てよう　実施状況



vii）椿の花びら染め体験

ツバキ展の開催時期に、花びらとお酢を使った簡単な揉み染めによる染物体験を行った。（場所：展示棟前広場、参加費：500円）

椿の花びら染め体験　実施記録

日時	参加人数
4月5日（日）	42名

（２）講演会

ｉ）さくらそう講演会

江戸の花 さくらそう展に併せて、サクラソウの歴史や育て方についての講演会を埼玉さくらそう協会の協力で実施した。(場所：管理棟研修室およびさくらそう展示小屋)

さくらそう講演会　実施記録

日時	参加人数
5月4日（祝）	57名

ⅱ）家庭サイエンス講演会

㈱サカタのタネの協力により、花弁開発やサンパチェンスプログラムによる環境問題への取組、環境浄化などについての講演会を実施した。会場では、バイオエタノール発電の実演を行った。

家庭サイエンス講演会　実施記録

日時	参加人数
6月16日（日）	21名

（３）森のハーバルライフ教室

ハーブガーデンやハーブのある暮らしの楽しみ方を紹介するハーバルライフ教室を年間9回実施した（※ⅰ、ⅱ、ⅵ、ⅷ、ⅸは著名ガーデナーによるガイドツアーとして実施）。

ⅰ）ガーデンズエンジェルのガイドツアー＆ハーバルレシピ①

ガーデンズエンジェル永江晴子氏のガイドでハーブガーデンのみどころをめぐった後、フォカッチャなど、ハーブを使った料理の試食を行った。会場では、ハーブの育て方や使い方などについて、レクチャーが行われた。

（場所：ハーブガーデン他、参加費：各回 500 円、事前申込制）

ⅱ）ガーデンズエンジェルのガイドツアー＆ハーバルレシピ②

ハーブガーデンのみどころをめぐるガイドツアーの後、摘みたての爽やかな香りのフレッシュハーブ（ミント）を使ったハーブ料理の試食を行った。会場ではアロマ蒸留の実演も行い、香りを体験すると共に、精油についてのレクチャーを行った。講師はガーデンズエンジェル永江晴子氏。

（場所：ハーブガーデンほか、参加費：各回 500 円、事前申込制）

ⅲ）ラベンダースティックづくり

ハーブガーデンで見頃を迎えたラベンダーを使い、ラベンダースティックを作るイベントを実施した。

（場所：植物園展示棟、参加費：各回 200 円、事前申込制）

ⅳ）親子で挑戦！藍染体験

夏ならではの染物・藍染の体験会を実施した。参加者には、爽やかな空色の藍生葉染めや、葉の模様を写し取る叩き染めを体験していただいた。

（場所：植物園展示棟、参加費：各回 500 円、事前申込制）

ⅴ）敬老の日に送ろう！ウォーターブーケづくり

園内のボーダー花壇などの草花を利用し、透明セロファンで水ごとブーケを包む「ウォーターブーケ」づくりを行った。

（場所：植物園展示棟、参加費：各回 500 円、事前申込制）

ⅵ）ガーデンズエンジェルのガイドツアー＆

夏の疲れ取りハーブのリラックスアイピローづくり

ガーデンズエンジェル永江晴子氏によるハーブガーデンのガイドツアーの後、ドライハーブ（ラベンダー）と小豆を使ったアイピロー作りを行った。

（場所：植物園展示棟、参加費：各回 500 円、事前申込制）

ⅶ）アロマフレグランスづくり

精油を調合してオリジナルのアロマスプレー（トワレ、ルームフレグランス）づく

りを行った。会場ではアロマ蒸留の実演も行い、香りを体験しながら精油についてのレクチャーをが行われた。季節（冬）の香りなどについての説明もあり、季節感を反映したイベントとなった。

（場所：植物園展示棟、参加費：各回 600 円、事前申込制）

viii）ガーデンズエンジェルのコニファーガイドツアー＆クリスマスリース作り

クリスマス気分を盛り上げる、針葉樹園のガイドツアーと針葉樹やハーブを使ったクリスマスリース作りを行った。

（場所：植物園展示棟、参加費：各回 1500 円、事前申込制）

ix）ウィンターガーデンの愉しみかた

冬ならではの庭の愉しみ方を見つける、ガーデンズエンジェル永江晴子氏のガイドツアーを実施した。前半は外国の庭園などの実例を元に、冬に見栄えのする「ウィンターガーデン」についての講演を行い、その後、雪が残る園内を散策し、冬の庭や花壇を実際に堪能した。（場所：植物園研修室ほか）

森のハーバルライフ教室　実施記録

	実施日	講師	参加者（人）	テーマ
1	5月18日（土）	ｶﾞｰﾃﾞﾝｽﾞｴﾝｼﾞｪﾙのｶﾞｲﾄﾞﾂｱｰ&ﾊｰﾊﾞﾙﾚｼﾋﾟ①	16	永江晴子 氏（NHK趣味の園芸 ｶﾞｰﾃﾞﾝｽﾞｴﾝｼﾞｪﾙ）
2	6月5日（水）	ｶﾞｰﾃﾞﾝｽﾞｴﾝｼﾞｪﾙのｶﾞｲﾄﾞﾂｱｰ&ﾊｰﾊﾞﾙﾚｼﾋﾟ②	12	
3	6月29日（土）	ラベンダースティックづくり	35	植物園ボランティア
4	8月3日（土）	親子で挑戦！藍染体験	21	
5	9月14日（土）	敬老の日に送ろう！ウォーターブーケづくり	25	
6	10月2日（水）	ｶﾞｰﾃﾞﾝｽﾞｴﾝｼﾞｪﾙのｶﾞｲﾄﾞﾂｱｰ&夏の疲れ取り ハーブのリラックスアイピローづくり	15	永江晴子 氏（NHK趣味の園芸 ｶﾞｰﾃﾞﾝｽﾞｴﾝｼﾞｪﾙ）
7	11月13日（水）	アロマフレグランスづくり	12	植物園ボランティア
8	12月15日（日）	ｶﾞｰﾃﾞﾝｽﾞｴﾝｼﾞｪﾙの ｺﾆﾌｧｰｶﾞｲﾄﾞﾂｱｰ&ｸﾘｽﾏｽﾘｰｽ作り	18	保立美智子 氏 （NHK趣味の園芸 ｶﾞｰﾃﾞﾝｽﾞｴﾝｼﾞｪﾙ、Garden & Life style designer）
9	3月5日（水）	ウィンターガーデンの愉しみ方	2	永江晴子 氏（NHK趣味の園芸 ｶﾞｰﾃﾞﾝｽﾞｴﾝｼﾞｪﾙ）
合計			156	-

森のハーバルライフ教室　実施状況

ガーデンズエンジェルのガイドツアー＆ハーバルレシピ②（6月 5 日）



敬老の日に送ろう！ウォーターブーケづくり（9月 14 日）



３．教育業務

ａ．博物館実習・インターンシップ

夏休み期間中において、博物館学芸員養成課程の学生の受け入れ及びインターンシップの受け入れと合わせて、博物館実習を実施した。

期間：　平成 25 年 8 月 17 日（土）～8 月 27 日（火）　　10 日間（※22 日は休み）

受入実習生：　10 名

大学	所属学科など	人数
東京農業大学	応用生物学部　造園科学科	1名
立正大学	地球環境学部	1名
駿河台大学	メディア情報学部	1名
テクノホルティ園芸専門学校	造園・環境緑化コース	1名
帝京科学大学	生命環境学部	1名
武蔵野美術大学	造形学部油絵学科	1名
法政大学	生命科学学部植物医科学専修	1名
日本大学	生物資源学部	3名

博物館実習・インターンシップ　カリキュラム

月	8月										
日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
午前	ガイダンス・都市緑化植物園ガイド	企画イベント実習	生物保全実習	花壇管理実習	資料管理実習	休日	見本園管理実習	見本園管理実習	企画イベント実習	企画展示演習	ボランティア共同作業
午後	植物園学講義（園内見学）	企画イベント実習	生物保全実習	資料管理実習	福祉施設共同作業		見本園管理実習	見本園管理実習	企画イベント実習	企画展示演習	まとめ・発表

博物館実習・インターンシップ　実施状況





ｂ．その他実習等の受け入れ

中学生・高校生の社会体験や、専門学校生のインターンシップなど、研修・実習の受入を行った。

その他実習等の受け入れ記録

日付	対象	活動内容	人数
7月 4日	滑川町立滑川中学校	・花壇の手入れ作業 （ボーダー花壇、ハーブガーデン）	7名
7月 10日	東松山市立北中学校	・花壇の手入れ作業 （ボーダー花壇、ハーブガーデン）	5名
11月 21日 11月 22日	川越特別支援学校	・花壇の手入れ作業 （ハーブガーデン・ボーダー花壇）	1名
11月 25日～29日、 12月 7日	テクノホルティー園芸専門学校	・花壇の冬越し作業 （ハーブガーデン・ボーダー花壇）	1名

※坂戸ろう学校をのぞく社会体験学習は公園全体で対応

その他実習等の受け入れ状況（滑川中学校）



４．緑化相談業務

平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までに都市緑化植物園に寄せられた相談件数は 102 件であった。なお、公園内の開花状況や園内植物の名前等の問い合わせについては、公園スタッフが日常的に対応している事項であり、集計には含んでいない。

月	件数
4月	9
5月	11
6月	13
7月	6
8月	7
9月	9
10月	8
11月	13
12月	4
1月	7
2月	4
3月	11
計	102

分類項目	件数	割合(%)
庭木・花木	27	26.5
草花	20	19.6
山野草	11	10.8
野生木本	7	6.9
その他	4	3.9
鉢花	14	13.7
ハーブ・野菜	1	1.0
観葉植物	2	2.0
並木・公園植栽	0	0.0
植物学一般	2	2.0
果樹	9	8.8
ラン	1	1.0
サボテン・多肉	2	2.0
盆栽	2	2.0
キノコ	0	0.0
壁面・屋上緑化	0	0.0
計	102	100.0

相談内容	件数	割合(%)
管理一般	63	61.8
その他	8	7.8
植栽移植	3	2.9
名称・分類	1	1.0
自生・生態	4	3.9
繁殖	7	6.9
土壌・肥料	4	3.9
同定依頼	4	3.9
病虫害	5	4.9
剪定	2	2.0
中毒・かぶれ	0	0.0
入手方法	1	1.0
計	102	100.0

お問い合わせ元別相談件数の推移（過去 9 年間）

問い合わせ元の属性	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
一般の方	50	61	49	76	110	143	116	75	102
先生など教育関係者	1	1	0	0	2	2	0	0	0
テレビ、新聞、雑誌社等	8	5	7	19	25	22	16	3	0
マスコミ以外の企業	4	4	3	4	5	7	4	0	0
行政・公共機関等	2	0	0	5	3	4	1	0	0
計	65	71	59	104	145	178	137	78	102

５．地域連携活動

a. ボランティア活動

（１）植物園ボランティアの活動

都市緑化植物園では、植物園ボランティアが植物園のサポート活動を行っている。今年度は、植物園エリアのご案内を目的として平成 24 年度に新設した「ガーデンコンシェルジュ」班が本格的に活動開始を開始した。

2014 年 3 月末時点での登録者数は 58 名、年間活動日数は 183 日、延べ活動人数は 1,037 名であった。月 1 回のミーティングの実施とボランティア便りの配布を行っている。主な活動内容は下記の通りである。（※H24 年度実績：活動日数 125 日、延べ活動人数 707 名）

主な活動内容

・植物園イベント（ガイドツアー、企画展等）運営サポート
・展示棟内展示物企画制作
・ハーブガーデン、ボーダー花壇維持管理サポート
・展示棟周辺花壇維持管理サポート
・ボランティア研修旅行　年 1 回（赤城自然園）
・里山マイスター講座　毎月 1 ～2 回（貴重な植物群落環境改善作業）
・全体ミーティング　毎月 1 回

植物園ボランティアの活動状況
（ボランティアオープンデー　ハーブ染めワークショップ）





（２）里山マイスター講座

本公園の各ボランティアグループが属する「里山サポータークラブ」の共通の活動として、毎月 1～2 回「里山マイスター講座」を開催した。

植物園スタッフが講師となり、貴重植物の分布調査や生育環境改善、解説板の設置などを行った。

ｂ．知的障がい者更生施設の地域活動の受け入れ

国営武蔵丘陵森林公園に隣接した知的障がい者更生施設の寮生を地域活動の一環として受け入れ、毎週水曜日と金曜日に植物園スタッフやボランティアと協働で、花壇の管理、堆肥作り等の園芸作業を行っている。なお、今年度の活動日数は 70 日、延べ活動人数は 624 名であった。

（H24 年度実績：活動日数 72 日、延べ活動人数 721 名）

主な活動内容

・ハーブガーデン維持管理作業
・堆肥作り
・苗圃内維持管理作業

むさしの青年寮の活動状況



６．原稿執筆・寄稿

雑誌・新聞への寄稿、各種メディアの取材の受入等を行った。

原稿執筆・寄稿の記録

掲載	出版元	掲載内容	発行日
読売新聞	（株）読売新聞	季節に応じた植物コラム	10回/年 （月１回）

Ｂ．調査・研究分野

調査・研究分野としてムラサキの域外保全業務、ヤマユリを中心とした森林公園の自生動植物の保全業務、緑の相談所連絡会議および（社）日本植物園協会の関東拠点園会議への参加等、他の研究機関との連携業務を行った。

１．自然資源管理業務

ａ．域外保全業務

（１）ムラサキ（絶滅危惧ＩＢ類）

植物園で保全しているムラサキは長野県菅平産の栽培種をもらいうけたもので、現在（社）日本植物園協会の植物多様性保全事業と連携し保全を継続している。８月から９月にかけて採種を行い、今年度の採種量は 102ｇ（約 12,750 粒）であった（1.6g／200 粒換算）。　この内、大型育苗床に 1,800 粒、５号鉢に 400 粒の播種を行った。また同じく５号鉢に、2011 年採種分 400 粒を播種した。

ｂ．自生動植物の保全業務

（１）ヤマユリの保全

ヤマユリの生育箇所の中で、特に修景効果が高いと考えられる区画（ヤマユリの小径）における開花個体数調査、および種子による更新が行われやすいよう、落ち葉かきを行った。

抽だい個体数：524 株（着花個体 350 株、未着花個体 174 株）

（２）自然資源保全管理

公園内の貴重動植物を中心として、生息地等について調査を行い記録した。平成 25 年度はアカネ科のハシカグサ（*Hedyotis lindleyana*）がふれあい広場において園内ではじめて自生が確認された。

また個体数や生育地の維持・増加を図るため、生態系に配慮した適切な環境整備（ササ刈り等）を行った。

自然資源保全管理の記録

月	対象	内容
4	アマナ、ヒメニラ, ウラシマソウ、エビネ、コオニユリ等	選択的ササ刈り、生育群落確認等
5	リンドウ、キキョウ、シロヨメナ、ツリフネソウ、ヌマトラノオ等	選択的ササ刈り、生育群落確認
6	シロヨメナ、ヌマトラタノオ、ウメガサソウ、キツリフネ、キキョウ、ギンリョウソウ等	選択的ササ刈り、帰化植物除去等
7	ニガグサ、オオバノトンボソウ、ヌマトラノオ、センブリ、クララ、ケナツノタムラソウ等	選択的ササ刈り、開花調査
8	コヤブマオ、ミズタマソウ、ツリフネソウ、ヤマユリ等	選択的ササ刈り、除草、個体数調査、つる取り等

9	キキョウ、センブリ、ナンバンギセル、サイハイラン、キバナアキギリ、アイナエ等	選択的ササ刈り、除草、個体数調査等
10	シロヨメナ、ノジギク、ウメガサソウ、センブリ、オケラ等	選択的ササ刈り、除草、個体数調査等
11	センブリ、オケラ、ウメガサソウ、シロヨメナ等	草刈、刈り払い等
12	アマナ、サイハイラン、サクラスミレ等	選択的ササ刈り、落ち葉かき、除草等
1	アマナ、サイハイラン等	選択的ササ刈り、落ち葉かき、除草等
2	センブリ、オケラ等	選択的ササ刈り、除草等
3	アマナ、センブリ、オケラ等	選択的ササ刈り、除草等

2．他研究機関との共同活動、ネットワーク

a．緑の相談所事業への参加

都市緑化植物園（緑の相談所）事業への参加・活動記録

日付	活動内容	場所
10月17日	第36回都市緑化植物園（緑の相談所）連絡会議	とりぎん文化会館ほか



b．（社）日本植物園協会との活動協力

会員として地域拠点園（関東）および特定植物保全拠点園（ムラサキ）として植物多様性保全拠点園ネットワークに参加し、生育特性情報の作成等に関わった。

（社）日本植物園協会事業への参加・活動記録

日付	活動内容	場所
5月30日 ～6月1日	（公社）日本植物園協会　第48回大会・総会	国立科学博物館 筑波研究施設

ｃ．全国やまゆりサミット会への参加

やまゆりおよび里山の管理における技術交流を目的として、全国やまゆりサミット会総会に参加した。

全国やまゆりサミット会　参加活動記録

日付	活動内容	場所
8月20日	2013年全国やまゆりサミット会総会	滑川町役場 （埼玉県滑川町）

C．収集・保存分野

１．都市緑化植物の収集・保存

用途別・種類別に植栽した公園・庭園樹見本園等の９つの見本園と４つの苗圃において、都市緑化植物等の収集･保存を行い、展示を行っている。

※　（１）教育・普及分野　　A．展示業務　（ａ）常設展示　の頁参照。

２．苗圃・温室管理

苗圃と温室において、見本園植栽樹木の育成や花壇修景用植物の播種・挿し穂・株分け等による栽培、系統保存栽培の対象としている自生植物の増殖等を行っている。

苗圃・温室管理植物

場所	栽培種	育成株数	活用用途	備考
第２苗圃	ツバキ属 園芸品種	987本	園芸植物の系統保存、展示 開花期には一般公開	462品種
	サクラソウ 園芸品種	290品種 839鉢	園芸植物の系統保存 企画展にて展示実施	282品種 野生８系統
	ムラサキ	643鉢	絶滅危惧種の系統保存、展示 イベント等材料用栽培	伝長野県内 自生地由来
	ヤマユリ	20ケース 18鉢	園内自生系統保存、増殖実験	他約2000株 を第一苗圃 で育成
	ノハナショウブ	150ポット	園内自生系統保存、修景材料	
	リンドウ	35鉢	園内自生系統保存、修景材料	
	ホタルカズラ	315ポット	園内自生系統保存、修景材料	
	リュウノウギク	37ポット 3鉢	園内自生系統保存、修景材料	
	キンミズヒキ	135ポット	園内自生系統保存、修景材料	
	タツナミソウ	42鉢	園内自生系統保存、修景材料	
第４苗圃	コナラ類	50種 7品種８本	系統保存、展示用材料育成	

３．資料の収集･保存

都市緑化植物園の管理棟内にある資料室では、都市緑化や造園、園芸、植物等に関する書籍や雑誌、調査研究文献の収集・保存を行っている。

また標本室において植物・動物・昆虫標本を収集・保存している。写真データについては公園内の動植物についてポジフィルムとデジタルデータを保管している。

収集・保存資料

項目	内容	
資料室管理	植物や都市緑化等に関する資料の収集	図書の収集整理 ・図書 3,314 冊 ・雑誌 92 種 ※１　発行・購読廃止の既存資料も含む ※２　サンルームにて一般閲覧に供する雑誌は含まない ・資料 2,261 冊
標本室管理	動植物の記録・標本の整理保存	標本等の個体整理及び動植物の観察記録 ・ポジフィルム（植栽植物、野生生物等）6606 点 デジタル写真データ化ＣＤに編集 6606 点 ・植物標本（錯葉・種子）1391 点 ・昆虫標本 2076 点　・哺乳類、鳥類標本 59 点

D．その他の業務

1．国への申請の手続き業務

a．学術研究における入園に関する手続き（視察等依頼）

国営武蔵丘陵森林公園をフィールドとする調査研究について６件の手続きを行った。

学術研究における入園に関する手続き（視察等依頼）の記録

	テーマ	申請期間	所属
1	武蔵丘陵森林公園におけるヤマユリの生活史と植生、林床植生管理、方位及び光の関係	4/ 1～3/ 31	千葉大学大学院園芸学研究科
2	国営武蔵丘陵森林公園 都市緑化植物園における植物病害相に関する調査研究	4/ 1～3/ 31	法政大学生命科学部 植物医科学専修
3	国営武蔵丘陵森林公園　街路樹見本園 標本調査実施計画書	6/ 10	明治大学農学部 緑地工学研究室
4	森林公園内変形菌調査	6/ 13～3/ 31	埼玉県立不動岡高等学校
5	国営武蔵丘陵森林公園におけるキンランの結実調査	6/ 15　～ 11/ 30	ラン・ネットワーク
6	国営武蔵丘陵森林公園の菌類調査	7/ 14, 9/ 1	キノコ入門講座

b．植物分譲の手続き

各種機関、団体等から園芸植物および希少植物等の分譲の依頼が１件あり、国への手続きを行った。

植物分譲の手続き記録

	分譲日	植物名	分譲量	目的	依頼機関・団体
1	6月 5日	ムラサキ	栽培鉢 種子	ムラサキ染めの普及活動のため	環境省新宿御苑
2	6月 25日	ツバキ	枝葉	葉脈標本作成のため	秋田大学
3	8月 2日	ツバキ	枝葉 軽トラック荷台２台分	ムラサキ染めの普及活動のため	紫草を愛でる会
4	1月 29日	ムラサキ	種子（500粒相当）	ムラサキ染め普及活動及びムラサキ研究のため	千葉大学大学院園芸学研究科

２．情報発信業務

ａ．ホームページ

毎週１回（概ね金曜日）、イベントの更新、見頃の花の案内等の情報発信を行うため、ホームページの更新を行った。

ｂ．植物園花あるきＭＡＰの発行（新規）

植物園エリアのみどころ紹介のため、概ね月２回の頻度で写真・コメント入りのマップを作成し、園内各所に掲示した。

植物園花あるきＭＡＰ　（10/20号）



別紙３５

インターン・地域活動

【H23】

インターン・地域活動

平成 23 年度　知的障害者施設「むさしの青年寮」地域活動受け入れ実施計画書

1. 目的

社会福祉法人むさしの郷・知的障害者更生施設「むさしの青年寮」より、当公園（都市緑化植物園）においての活動の要望があり、「施設という狭く小さい中ではなく、地域社会に積極的に参加していこう」「地域に出て多くの人と共に活動し地域に溶け込んでいこう」「一人の人間として社会に貢献していきたい」という趣旨を踏まえ、都市緑化植物園において職員やスタッフ、ボランティアとの相互交流を図ることにより、社会復帰への取り組みをサポートし、ハーブガーデンを中心とした様々な作業を通して同施設へ国営公園における活動の場の提供を行う。

また現在、知的障害者の社会的活動を継続的に受け入れている国営公園は他に例がないことから、当公園で受け入れの実績を積むことにより、他の国営公園等における知的障害者の活動の在り方の先駆的事例として積極的に情報の蓄積・発信を図るものである。

2. 実施内容

1）　ハーブガーデンなどの維持管理補助
2）　花壇の除草作業
3）　落ち葉の清掃作業
4）　植物性廃材のリサイクルへの取り組み
5）　緑化普及に関わる公園行事、作業の補助
6）　植物園ボランティアとの共同作業

3. 実施期間

平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

4. 実施場所

都市緑化植物園ハーブガーデンを中心とした園内

5. 受け入れ対象者

むさしの青年寮　活動寮生

6. その他

・活動は別紙「むさしの青年寮　活動要領」に基づき実施する。
・活動に必要な道具類は公園側で準備する。
・本活動は都市緑化植物園の維持管理運営に資するものであるため業務扱いとし、業務入園証及び車輌入園許可証を発行する。
・入退園口は原則として北口とする。

むさしの青年寮　活動要領

1. 本活動要領は、国営武蔵丘陵森林公園　都市緑化植物園において、社会福祉法人むさしの郷知的障害者更生施設「むさしの青年寮」が活動を行う際に適用する。

2. 都市緑化植物園及びむさしの青年寮の活動担当者は、相互の連携を緊密に行って円滑な運営を図る。

3. 活動細目

活動範囲・・・都市緑化植物園ハーブガーデンを中心とした園内

活動人員・・・むさしの青年寮より活動者名簿を提出（変更の場合も同様）

活動曜日・・・原則として毎週水曜日、金曜日

活動時間・・・10:00～12:00、13:00～15:00

4. 入退園

入園する際は、（財）公園緑地管理財団　武蔵管理センターが発行する車輌入園許可証を車のフロントガラスに置き、入口スタッフに提示する。

なお、入退園は原則として北口通用門及び入園口とする。

5. 事故・けが等

むさしの青年寮担当職員は、活動による寮生の園内での事故、けが等について、全面的に責任を持って対処するとともに、速やかに経緯を植物園担当職員に報告する。

■中学生社会体験チャレンジ　日程表

東松山市立北中学校：2年男子7人

時　間	7/4(月)	7/5(火)	7/6(水)
送り	園内送迎車両	移動なし	キャラバン使用
9:00～12:00	8:30集合　朝礼時　生徒挨拶 自転車貸出業務 【特定事業係】 3名 改札業務 【利用サービス係】 4名 ※雨天時も実施	8:30集合　朝礼参加 緑道管理作業(清掃) 【緑道担当】 7名 ※雨天時は、3サイクリングセンター 自転車点検清掃【特定事業係】	8:30集合　朝礼参加 植物管理作業 (花壇及びアジサイの手入れ) 【管理係】 7名 ※雨天時は、3サイクリングセンター 自転車点検清掃【特定事業係】
昼食/移動	ゲート⇔サイク(徒歩)		
13:00～16:00 (16:00管理 センター解散)	改札業務 【利用サービス係】 3名 自転車貸出業務 【特定事業係】 4名 ※雨天時も実施	植物管理作業 (花壇手入れ:植物園) 【都市緑化植物園係】 7名 ※雨天時は、3サイクリングセンター 自転車点検清掃【特定事業係】	施設管理作業(清掃) 【施設係】 7名 ※雨天時は、3サイクリングセンター 自転車点検清掃【特定事業係】
迎え	キャラバン使用	キャラバン使用	キャラバン使用
全体対応	旗本	旗本	旗本

持参物:昼食、飲料、運動着(含長袖シャツ、長ズボン)、帽子、軍手、タオル
※雨天の場合　合羽、長靴、ゴム手袋

■中学生社会体験チャレンジ　日程表(案)

富士見市立水谷中学校：2年男子1人

時　間	7/13(水)	7/14(木)	7/15(金)
送り			
9:00～12:00	8:40集合　朝礼時　生徒挨拶 サポータークラブ活動 「ヤマユリの小道の整備」 ※雨天時は、サイクリングセンター 自転車点検清掃【特定事業係】	8:40集合　朝礼参加 改札業務 南口 ※雨天時も実施	8:40集合　朝礼参加 植物管理作業 (花壇手入れ:植物園) 【都市緑化植物園係】 ※雨天時は、サイクリングセンター 自転車点検清掃【特定事業係】
昼食/移動		徒歩	
13:00～16:00 (16:00管理 センター解散)	植物管理作業 花壇除草 ※雨天時は、サイクリングセンター 自転車点検清掃【特定事業係】	自転車貸出業務 南サイクリングセンター 【特定事業係】 ※雨天時も実施	施設管理作業(清掃) 【施設係】 ※雨天時は、サイクリングセンター 自転車点検清掃【特定事業係】
迎え	環境学習係	環境学習係	環境学習係
全体対応	川田	川田	旗本

持参物:昼食、飲料、運動着(含長袖シャツ、長ズボン)、帽子、軍手、タオル
※雨天の場合　合羽、長靴、ゴム手袋

■インターンシップ　日程表（案）

埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校：1年生
3人

時　間	11/7（月）	11/8（火）	11/9（水）
9：00～12：00	8：40集合　朝礼時　挨拶 改札業務 南口、中央口、西口 【利用サービス係】 ※雨天時も同様	8：40集合　朝礼参加 環境学習 運営補助 陽明保育園（40名） 【環境学習係】 ※雨天時：改札業務	8：40集合　朝礼参加 園内作業 ゴミの分別、チップ敷き作業 【施設係】 ※雨天時：トイレ・休憩所等清掃
昼食/移動			
13：00～16：00 （16：00 管理 センター解散）	自転車貸出業務 南口、中央口、西口 【特定事業係】 ※雨天時：自転車点検・清掃	環境学習 運営補助 伊勢崎市立広瀬小学校（145名） 【環境学習係】 ※雨天時：改札業務	植物管理作業 球根植栽：公園・庭園樹園 又は花壇等除草作業 【管理係】 ※雨天時も同様
全体対応	川田係長	旗本	川田係長

持参物：昼食、飲料、運動着、帽子、軍手、タオル
※雨天の場合　合羽、長靴、ゴム手袋
11/9 は滑川中学校（8人）と合同実施：計11人
11/8 はマラソン大会（城北中）あり

■比企地区5年経験者研修　社会貢献活動体験　日程表

時　間	8/3（水）	8/4（木）
集　合	植物園研修室	植物園研修室
10:00～12：00	開講式、公園説明 植物園研修室 【環境学習係】	環境学習体験 植物園研修室 【環境学習係】
休　憩		
13：00～16：30	植物管理作業 園内花壇等除草 【管理係】	環境学習意見交換会、閉講式 植物園研修室 【環境学習係】
全体対応	旗本	川田

持参物：昼食、飲料、運動着（含長袖シャツ、長ズボン）、帽子、軍手、タオル
※雨天の場合：合羽、長靴
参加者：比企地域5年経験者研修　16名
引率者　4名
合　計　20名

平成23年度　インターンシップ　カリキュラム　（テクノ・ホルティ）

月	12月							
日	1	2	3	4	5	6	7	8
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
参加人数	2	2	2	2	2	2	2	2
午前	ガイダンス	花壇管理実習	温室管理　桜草の株分け実習	休日	里山管理実習	ハーブガーデン管理実習	ボーダー花壇管理実習	企画展示実習
午後	見本園管理実習							

日付			実習名	コマ数	実習内容		担当
1	木	午前	ガイダンス	0.5	植物園業務について	屋外	坂部
1	木	午後	見本園管理実習	1.5	見本園・苗圃の管理作業	屋外	坂部
2	金	終日	花壇管理実習	2	展示棟周辺の鉢・花壇の管理作業	屋外	坂部
3	土	終日	温室管理実習	2	サクラソウの株分　他温室の管理作業	屋内	岡田、直営班
4	日	終日	休み		休み		
5	月	終日	里山管理実習	2	巨木調査	屋外	山下さん
6	火	終日	ハーブガーデン管理実習	2	ハーブガーデンの管理作業	屋内	ハーブ班
7	水	終日	ボーダー花壇管理実習	2	ボーダー花壇管理およびボランティア活動体験	屋外	ボーダー班
8	木	終日	企画展示実習	2	企画展示「冬の魅力」の準備作業	屋外・屋内	坂部
			合計	14			

※　カリキュラムは予定であり、変更することがあります。
※　雨天の場合は、資料整理などに変更があります

【H24】

平成 24 年度　知的障害者施設「むさし青年寮」地域活動受け入れ実施活動計画（案）

１．目的

社会福祉法人むさしの郷・知的障害者厚生施設「むさしの青年寮」より、当公園（都市緑化植物園）においての活動要望がり、「施設という狭く小さい中ではなく地域社会に積極的に参加していこう」「地域に出て多くの人と共に活動し地域に溶け込んでいこう」「一人の人間として社会に貢献していきたい」という趣旨を踏まえ、都市緑化植物園において職員やスタッフ、ボランティアとの相互交流を図ることにより、社会復帰への取り組みをサポートし、ハーブガーデンを中心とした様々な作業を通じて同施設へ国営公園における活動の場の提供を行う。

また現在、知的障害者の社会的活動を継続的に受け入れている国営公園は他に例がないことから、当公園で実績を積むことにより、他の国営公園等における知的障害者の活動のあり方の先駆的事例として積極的に情報の蓄積・発信を図るものである。

２．実施内容

１）ハーブガーデンなどの維持管理補助業務
２）花壇の除草作業
３）落ち葉の清掃作業
４）植物性廃材のリサイクルへの取り組み
５）緑化普及に関わる公園行事、作業の補助
６）植物園ボランティアとの共同作業

３．実施期間

平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

４．実施場所

都市緑化植物園ハーブガーデンを中心とした園内

５．受け入れ対象者

別紙「むさしの青年寮　活動寮生名簿」参照

６．その他

・活動は別紙「むさしの青年寮　活動要領」に基づき実施する。
・活動に必要な道具類は公園側で準備する。
・本活動は都市緑化植物園の維持管理運営に資するものであるため業務扱いとし、業務入園証及び車両入園許可証を発行する。
・入退園口は原則として北口とする。

むさしの青年寮　活動要領

１．本活動要領は、国営武蔵丘陵森林公園　都市緑化植物園において、社会福祉法人むさしの郷知的障害者厚生施設「むさしの青年寮」の活動を行う際に適用する。

２．都市緑化植物園及びむさしの青年寮の活動担当者は、相互の連携を緊密に行って円滑な運営を図る。

３．活動細目

活動範囲・・・都市緑化植物園ハーブガーデンを中心とした園内

活動人員・・・むさしの青年寮より活動名簿を提出（変更の場合も同様）

活動曜日・・・原則として毎週水曜日、金曜日

活動時間・・・10:00～12:00　13:00～15:00

４．入退園

入園する際は、国営武蔵丘陵森林公園管理センターが発行する車両入園許可証を車のフロントガラスに置き、入り口スタッフに提示する。

なお、入退園は原則として北口通用門を入園口とする。

５．事故・けが等

むさしの青年寮担当職員は、活動による寮生の園内での事故、けが等について、全面的に責任を持って対処するとともに、速やかに経緯を植物園担当職員に報告する。

平成 24 年度　博物館実習・インターンシップ　実施計画書

１．目的

大学における学芸員資格取得のための教育プログラムとして博物館実習が組み込まれており、植物園は博物館相当施設に位置づけられている。当都市緑化植物園においても、今後の博物館の将来を担う学芸員の育成という観点から、博物館実習に協力し、実習生の受け入れを行う。また当園で実施するインターンシップにおいても同様の目的、内容であることから併せて募集を行う。

２．実施内容

主に都市緑化植物園における以下の日常業務補助および演習を行う。

○日常業務補助

・見本園の巡回作業
・展示棟前花壇・ハーブガーデン・ボーダー花壇の管理作業（灌水・除草）
・資料管理
・都市緑化植物園などイベントの運営および展示補助
・知的障害者（福祉施設）・ボランティアとの共同作業

○演習

・見本園改善案作成・発表
・企画展示案作成・発表

３．実施期間

平成 24 年 8 月 15 日（水）～8 月 25 日（土）　（8／20（月）を除く 10 日間）

※植物園におけるインターンシップは、他期間は原則として受け付けない

４．実施場所

国営武蔵丘陵森林公園　都市緑化植物園

５．実習プログラム

別紙参照

６．実施の流れ

平成 24 年 6 月下旬　　公園ＨＰで告知および
過去実績のあった計 8 校に案内を送付
① 立正大学
② 駿河台大学
③ 東京農業大学　（受入打診あり）
④ 千葉大学
⑤ 日本大学
⑥ 明治大学
⑦ 法政大学　（受入打診あり）
⑧ テクノホルティ園芸専門学校

7 月上旬～下旬　申込受付・書類取り交わし　（先着１０名）

8 月中旬～下旬　実施

７．受入条件

① 就業規則を遵守し、名誉毀損・事業妨害を行わないこと
② 実習中知りえた情報の守秘義務をおうこと
③ 事故災害時に対応する保険に加入すること
④ 交通費および報酬の支払は行わない

８．提出書類

① 博物館実習・インターンシップ申込書（様式１）
② 受入依頼書（様式自由、又は様式２を使用）
宛名：国営武蔵丘陵森林公園　管理センター
西武造園㈱・㈱プリンスホテル共同体
管理センター長　金児　維知郎
③ 誓約書（様式３）

平成24年度 博物館実習･インターンシップ カリキュラム

月	8月										
日	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
午前	ガイダンス 都市緑化植物園ガイド・	植物園学 講義	福祉施設共同作業	資料管理実習	企画イベント実習	休日	生物保全実習	見本園管理実習	見本園管理実習	企画展示演習	企画展示演習
午後	園内見学 都市緑化植物園ガイド・	花壇管理実習	花壇管理実習	資料管理実習	企画イベント実習		生物保全実習	見本園管理実習	見本園管理実習	企画展示演習	まとめ・発表

日付	実習名	コマ数	実習内容	
15	ガイダンス	1	実習全般に関わる内容の説明 自己紹介など	屋内
15	都市緑化植物園ガイド	1	都市緑化植物園の説明	屋外
16	植物園学 講義	1	都市緑化植物園についての講義	屋内
16･17	花壇管理実習	2	ハーブガーデン･ボーダー花壇の管理作業	屋外
17	福祉施設共同作業	1	知的障害施設との園芸作業	屋外
18	資料管理実習	2	図書等資料の管理を行う	屋内
19	企画イベント実習	2	クラフトイベントの運営を体験する	屋内
21	生物保全実習	2	生き物の調査を行う	屋外
22･23	見本園管理実習	4	見本園の樹木調査と魅力向上策を計画	屋外
24･25	企画展示演習	3	企画展示を計画する	屋内･屋外
25	まとめ･発表	1	演習のまとめ･発表と全体のまとめ	屋内
	合計	20		

※ カリキュラムは予定であり、変更することがあります。

■　初任者研修　社会体験・ボランティア体験研修

鳩山高等学校　中野氏１名

	8月6日（月）
集合	8：30　管理センター
8：50～12：00	8：40　朝礼時　挨拶 公園概要説明
移動	あり　管理センター～植物園
13：00～17：00	植物管理（草花管理作業等）
迎え	あり

持参物：昼食、飲料、作業の出来る服装（含長袖シャツ、長ズボン）、帽子、軍手、タオル
※8月6日（月）のみ、20年経験者研修（1名）と一緒に活動します。

駐車方法
・駐車：南口駐車場
　※8：20～入場可能
　※駐車場出入口の道幅は狭いため、徐行にてお願いします。

■　２０年経験者研修　社会体験・ボランティア体験研修

羽生北小学校　熊木氏１名

	8月6日（月）	8月7日（火）	8月8日（水）
集合	8：30　管理センター	8：30　管理センター	8：30　管理センター
8：50～12：00	8：40　朝礼時　挨拶 公園概要説明	8：40　朝礼時　参加 自転車貸出業務 （南サイクリングセンター） ※雨天時も実施	8：40　朝礼時　参加 環境学習体験 ※雨天時は、中央口にて改札・サイクを体験
移動	あり　管理センター～植物園	あり　南サイク～南ゲート	あり
13：00～17：00	植物管理（草花管理作業等）	改札業務（南口ゲート） ※雨天時も実施	環境学習意見交換会 終了後　水遊び場現地確認 ※雨天時は、中央口にて改札・サイクを体験
迎え	あり	なし	あり

持参物：昼食、飲料、作業の出来る服装（含長袖シャツ、長ズボン）、帽子、軍手、タオル
※8月6日（月）のみ、初任者研修（鳩山高校1名）と一緒に活動します。

駐車方法
・駐車：南口駐車場
　※8：20～入場可能
　※駐車場出入口の道幅は狭いため、徐行にてお願いします。

■比企地区5年経験者研修　社会貢献活動体験　日程表(案)

時　間	8/2(木)	8/3(金)
集　合	都市緑化植物園研修室	都市緑化植物園研修室
10:00～12:00	開講式、公園説明 植物園研修室	環境学習体験 植物園研修室
休　憩		
13:00～16:30	植物管理作業 園内花壇等除草	環境学習意見交換会、閉講式 植物園研修室
全体対応	旗本	旗本

持参物:昼食、飲料、運動着(含長袖シャツ、長ズボン)、帽子、軍手、タオル
※雨天の場合:合羽、長靴

駐車・入園方法
・駐車:中央口第2駐車場(県道307号福田鴻巣線沿)
※9:15～入場可能
※駐車場入口の柵の開閉は各自で実施
・入園:中央口改札
※9:30～入園可能
※入園時に中央口スタッフへ名札を提示
名札は中央口前で8/3に配布

参加者:比企地域5年経験者研修　19名
引率者　4名
合　計　23名

■中学生社会体験チャレンジ　日程表(案)

坂戸ろう学園:2学年　女子1人

時　間	7/25(水)	7/26(木)
9:00～12:00	8:30集合　8:40朝礼参加 植物管理作業 花壇手入れ:ボーダー花壇 ハーブガーデン等	8:30集合　8:40朝礼参加 植物管理作業 アジサイの剪定補助等 【都市緑化植物園】
昼食/移動		
13:00～16:00 (16:00管理 センター解散)	植物管理作業 花壇手入れ:ボーダー花壇 ハーブガーデン等 【都市緑化植物園】 ※高温時は室内作業に変更	展示作業 植物ラベルの制作・設置補助等 【都市緑化植物園】
全体対応	旗本	旗本

持参物:昼食、飲料、運動着、帽子、軍手、タオル、着替え
※雨天の場合:合羽、長靴
※虫よけのため、屋外作業は薄手の長そで、長ズボン着用が望ましい

■インターンシップ　日程表

埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校：1年生3人

時　間	11/7（水）	11/8（木）	11/9（金）
9:00～12:00	8:40集合　朝礼時　挨拶 改札業務 南口、中央口、西口 ※雨天時も同様	8:40集合　朝礼参加 園内清掃作業 ゴミの分別作業 【施設】 ※雨天時：トイレ・休憩所等清掃	8:40集合　朝礼参加 環境学習 運営補助 朝霞第4小学校（90名） 【企画】 ※雨天時：改札業務
昼食/移動			
13:00～16:00 （16:00管理 センター解散）	自転車貸出業務 南口、中央口、西口 【総務】 ※雨天時：自転車点検・清掃	植物管理作業 花壇等除草作業 【植物園】 ※雨天時：未定	環境学習 運営補助 朝霞第4小学校（90名）終了後 山野草ボランティア活動 【企画】 ※雨天時：改札業務
全体対応			

持参物：昼食、飲料、運動着、帽子、軍手、タオル
※雨天の場合　合羽、長靴、ゴム手袋

【H25】

平成 25 年度　知的障害者施設「むさし青年寮」地域活動受け入れ実施活動計画（案）

１．目的

社会福祉法人むさしの郷・知的障害者厚生施設「むさしの青年寮」より、当公園（都市緑化植物園）においての活動要望があり、「施設という狭く小さい中ではなく地域社会に積極的に参加していこう」「地域に出て多くの人と共に活動し地域に溶け込んでいこう」「一人の人間として社会に貢献していきたい」という趣旨を踏まえ、都市緑化植物園において職員やスタッフ、ボランティアとの相互交流を図ることにより、社会復帰への取り組みをサポートし、ハーブガーデンを中心とした様々な作業を通じて同施設へ国営公園における活動の場の提供を行う。

また現在、知的障害者の社会的活動を継続的に受け入れている国営公園は他に例がないことから、当公園で実績を積むことにより、他の国営公園等における知的障害者の活動のあり方の先駆的事例として積極的に情報の蓄積・発信を図るものである。

２．実施内容

１）ハーブガーデンなどの維持管理補助業務
２）花壇の除草作業
３）落ち葉の清掃作業
４）植物性廃材のリサイクルへの取り組み
５）緑化普及に関わる公園行事、作業の補助
６）植物園ボランティアとの共同作業

３．実施期間

平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

４．実施場所

都市緑化植物園ハーブガーデンを中心とした園内

５．受け入れ対象者

別紙「むさしの青年寮　活動寮生名簿」参照

６．その他

・活動は別紙「むさしの青年寮　活動要領」に基づき実施する。
・活動に必要な道具類は公園側で準備する。
・本活動は都市緑化植物園の維持管理運営に資するものであるため業務扱いとし、業務入園証及び車両入園許可証を発行する。運転者は安全運転講習を受講する。
・入退園口は原則として北口とする。

むさしの青年寮　活動要領

１．本活動要領は、国営武蔵丘陵森林公園　都市緑化植物園において、社会福祉法人むさしの郷知的障害者厚生施設「むさしの青年寮」の活動を行う際に適用する。

２．都市緑化植物園及びむさしの青年寮の活動担当者は、相互の連携を緊密に行って円滑な運営を図る。

３．活動細目

活動範囲・・・都市緑化植物園ハーブガーデンを中心とした園内

活動人員・・・むさしの青年寮より活動名簿を提出（変更の場合も同様）

活動曜日・・・原則として毎週水曜日、金曜日

活動時間・・・10:00～12:00　13:00～15:00

４．入退園

入園する際は、国営武蔵丘陵森林公園管理センターが発行する車両入園許可証を車のフロントガラスに置き、入り口スタッフに提示する。

なお、入退園は原則として北口通用門を入園口とする。

５．事故・けが等

むさしの青年寮担当職員は、活動による寮生の園内での事故、けが等について、全面的に責任を持って対処するとともに、速やかに経緯を植物園担当職員に報告する。

平成 25 年度　博物館実習・インターンシップ　実施計画書

１．目的

大学における学芸員資格取得のための教育プログラムとして博物館実習が組み込まれており、植物園は博物館相当施設に位置づけられている。当都市緑化植物園においても、今後の博物館の将来を担う学芸員の育成という観点から、博物館実習に協力し実習生の受け入れを行う。また当園で実施するインターンシップにおいても同様の目的、内容であることから併せて募集を行う。

２．実施内容

主に都市緑化植物園における以下の日常業務補助および演習を行う。

○日常業務補助

・見本園の巡回作業
・展示棟前花壇・ハーブガーデン・ボーダー花壇の管理作業（灌水・除草）
・資料管理
・都市緑化植物園などイベントの運営および展示補助
・知的障害者（福祉施設）・ボランティアとの共同作業

○演習

・見本園改善案作成・発表
・企画展示案作成・発表

３．実施期間

平成 25 年 8 月 17 日（土）～8 月 27 日（火）　（8／22（木）を除く 10 日間）

※植物園におけるインターンシップは、他期間は原則として受け付けない

４．実施場所

国営武蔵丘陵森林公園　都市緑化植物園

５．実習プログラム

別紙参照

９．実施の流れ

平成 25 年 6 月上旬　　公園ＨＰで告知および
過去実績のあった計 9 校に案内を送付
① 駿河台大学
② 千葉大学
③ 帝京大学
④ 東京農業大学　（受入打診あり）
⑤ 日本大学
⑥ 法政大学　（受入打診あり）
⑦ 明治大学
⑧ 立正大学
⑨ テクノホルティ園芸専門学校

6 月中旬～7 月下旬　申込受付・書類取り交わし　（先着１０名）

8 月下旬　　実施

１０．受入条件

① 就業規則を遵守し、名誉毀損・事業妨害を行わないこと
② 実習中知りえた情報の守秘義務をおうこと
③ 事故災害時に対応する保険に加入すること
④ 交通費および報酬の支払は行わない

１１．提出書類

① 博物館実習・インターンシップ申込書（様式１）
② 受入依頼書（様式自由、又は様式２を使用）
宛名：国営武蔵丘陵森林公園　管理センター
西武造園㈱・㈱プリンスホテル共同体
管理センター長　金児　維知郎
③ 誓約書（様式３）

平成25年度 博物館実習･インターンシップ カリキュラム(案)

月	8月										
日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
噎日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
午前	イダンス・都市緑化植物園ガイド	企画イベント実習	生物保全実習	花壇管理実習	資料管理実習	休日	見本園管理実習	見本園管理実習	企画イベント実習	企画展示演習	ボランティア共同作業
午後	植物園内見学講義	企画イベント実習	生物保全実習	資料管理実習	福祉施設共同作業		見本園管理実習	見本園管理実習	企画イベント実習	企画展示演習	まとめ・発表

	実習名	コマ数	実習内容	
17	ガイダンス	0.5	実習全般に関わる内容の説明 自己紹介など	屋内
17	都市緑化植物園ガイド	0.5	都市緑化植物園の説明	屋外
17	植物園学 講義	1	都市緑化植物園についての講義	屋内･屋外
18･25	企画イベント実習	4	クラフトイベントの運営を体験する	屋内
19	生物保全実習	2	生き物の調査等を行う(ボランティア合同作業)	屋外
20	花壇管理実習	1	ハーブガーデン･ボーダー花壇の管理作業	屋外
20･21	資料管理実習	2	図書等資料の管理を行う	屋内
21	福祉施設共同作業	1	知的障害施設との園芸作業	屋外
23･24	見本園管理実習	4	見本園の樹木調査と魅力向上策を計画	屋外
26	企画展示演習	2	企画展示を計画する	屋内･屋外
27	ボランティア共同作業	1	ボランティアミーティングへの出席、花壇管理合同作業など	屋内･屋外
27	まとめ･発表	1	演習のまとめ･発表と全体のまとめ	屋内
	合計	20		

＊カリキュラムは予定であり、変更することがあります。

別紙３６

建物・工作物に係る修繕履歴（修繕箇所、費用等）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
修繕に要した総費用(円)（税抜）	68,079,747	15,406,300	17,153,919

修繕履歴（平成23年度）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)
建物管理							13,694,583
	建物維持修繕						9,276,583
		管理棟修繕					390,000
			H23.7.15	西口管理棟	建具	西口管理棟建具修繕	220,000
			H23.9.15	管理棟	網戸	管理棟網戸修繕	70,000
			H24.3.25	南口券売所	流台	流台及び付随する給排水設備の修繕	100,000
		休憩所等修繕					1,299,883
			H23.8.20	花木園レストハウス	屋根	屋根損傷のため、修繕	549,000
			H23.9.10	水遊び場休憩所	屋根	水遊び場休憩所屋根修繕	106,000
			H23.11.10	園内各所休憩所	塗装	園内各所休憩所塗装修繕	644,883
		車庫・倉庫修繕					329,100
			H23.4.30	西口倉庫	シャッター	西口倉庫シャッター修繕	59,000
			H23.5.25	疎林広場	扉	倉庫扉修繕	175,000
			H23.11.25	南口倉庫	屋根	南口倉庫屋根修繕	95,100
		便所修繕					7,257,600
			H23.4.15	園内各便所	給水設備	園内各便所の給水設備修繕	146,000
			H23.4.20	旧中央サイクリング便所	屋根	屋根吹き替え修繕	937,000
			H23.4.20	南2号便所	パーテーション	トイレパーテーション修繕	251,000
			H23.4.20	資料館	便器	資料館便所改修修繕	440,000
			H23.4.25	三叉路便所	便器	三叉路便所小便器交換修繕	826,000
			H23.4.30	園内各便所	ベビーシート ベビーキープ	園内各便所のベビーシート、ベビーキープの点検	100,000
			H23.5.25	園内各便所	ベビーシート ベビーキープ	園内各便所のベビーシート、ベビーキープの修繕	250,000
			H23.6.10	三叉路便所	設備	三叉路便所設備修繕	94,600
			H23.6.30	園内各便所	人感センサー	園内各便所の人感センターの取付作業	659,000
			H23.7.5	園内各多目的便所	便器	園内各多目的便所自動洗浄レバー交換修繕	260,000
			H23.8.20	園内各便所	ベビーシート ベビーキープ	園内各便所のベビーシート、ベビーキープの交換作業	950,000
			H23.9.15	園内各多目的便所	設備	園内各便所の設備について修繕	790,000
			H23.12.20	園内各便所	建具	園内各所建具について修繕	134,000
			H24.1.25	園内各便所	パーテーション	トイレパーテーション修繕	951,000
			H24.1.30	園内各所	水道設備	園内各所給排水設備修繕	469,000
		その他維持修繕					0
	建物設備維持修繕						4,418,000
		空調設備維持修繕					3,742,000
			H23.5.25	管理事務所、南口休憩所、資料館、植物園管理棟、中央口管理棟、西口休憩所	空調設備	園内の空調について点検整備の実施	557,000
			H23.8.5	西口券売所、1階事務所、中央口管理棟	エアコン	室外機洗浄、フィルター交換、エアコン修理、室内機洗浄	570,000
			H23.10.25	管理事務所、南口休憩所、資料館、植物園管理棟、中央口管理棟、西口	空調設備	園内の空調について点検整備の実施	525,000
			H23.12.15	植物園事務所	エアコン	経年劣化によるエアコンの改修	920,000
			H23.12.20	南口休憩所	エアコン	経年劣化によるエアコンの改修	770,000
			H24.2.25	事務所	エアコン	室内機異音発生により、カセットエアコン修繕	400,000
		消防設備維持修繕					0
		その他設備維持修繕					676,000
			H23.4.15	管理事務所	自動ドア	自動ドア保守点検	130,000
			H23.4.20	西口休憩所	自動ドア	自動ドア保守点検	280,000
			H23.6.10	西口管理棟	エレベーター	エレベータの扉が開かなくなったため、定電圧装置修繕	18,000
			H23.11.15	園内各所便所	水道設備	園内各所便所水道設備器具修繕	148,000
			H23.11.20	植物園管理棟	給湯器	経年劣化による給湯器故障により交換作業	50,000
			H24.1.25	西口管理棟	エレベーター	電動用ロータリーエンコーダー故障のため交換	50,000
工作物管理							54,385,164
	工作物維持修繕						34,422,674
		園路広場修繕					14,770,400
			H23.4.15	ふれあい広場	橋	老朽化した丸太材の取替え修繕	314,000
			H23.4.20	中央レストラン前	階段	鉄平石階段のガタツキ及び目地補修修繕	104,000
			H23.4.20	全園	看板	園内設置の安全、注意、規制等看板の製作	666,000
			H23.4.30	園内各所	看板	サイク標識、方向指示標識等の製作	570,000
			H23.5.20	ドックラン北側	擬木柵	老朽化した四つ目垣を擬木柵に交換修繕	563,000
			H23.5.30	全園	AS舗装、クラック、区画線	一斉点検結果を受け舗装の剥離、亀裂、区画線の消え等の補修修繕	884,000
			H23.6.5	塵芥処理場	門扉	壊された門扉の交換修繕	180,000
			H23.6.20	第5苗圃前	擬木柵	老朽化した四つ目垣を擬木柵に交換修繕	482,000
			H23.7.5	花木見本園駐輪場	擬木柵	老朽化した四つ目垣を擬木柵に交換修繕	790,000
			H23.7.10	中央バックヤード、西口、記念広場	門扉、CO平板	中央バックヤード門扉戸車修繕、西口門扉修理、記念広場段差解消CO平板補修修繕	567,000
			H23.7.20	第5苗圃西側	擬木柵	老朽化した四つ目垣を擬木柵に交換修繕	770,000
			H23.8.5	第5苗圃駐輪場,ドックラン	擬木柵	老朽化した四つ目垣を擬木柵に交換修繕	652,000
			H23.8.20	西駐車場前	車止め	車止めパーツ破損のため交換修繕	55,700
			H23.8.20	疎林広場	看板	ディスクゴルフコースのコース案内表示板等の修繕	285,000
			H23.9.10	ロックガーデン	木道	腐食老朽化が進んだ木道の木材交換修繕	516,000
			H23.9.15	疎林広場	看板	ディスクゴルフコース各ホール用サイン修繕	950,000
			H23.9.15	管理事務所南東側	雨水配管	雨水配管内に混入した木の根の除去修繕	265,000
			H23.9.30	サイクリングコース	塗装	サイクリングコースの腐食が著しいサイン・コース標識ポールの塗装塗り替え修繕	872,000
			H23.9.30	サイクリングコース	区画線	経年劣化した区画線の引替え修繕	811,000
			H23.10.5	山田城跡、泥沼	階段	腐食老朽化した階段丸太の取替え修繕	792,000
			H23.10.15	南サイクリングセンター前	舗装	自転車練習場内舗装のクラックや凹凸解消修繕	183,000
			H23.10.20	南駐車場前	車止め	老朽化した車止めの交換修繕	130,000
			H23.10.25	あざみくぼ沼吊橋	塗装	つり橋の鉄部に腐食、錆発生箇所が著しい為、塗装塗替え修繕	952,000
			H23.10.25	栗谷沼、冒険コース	階段	腐食老朽化した階段丸太の取替え修繕	794,000
			H23.11.15	管理事務所北東側	囲障	囲障間にあった樹木伐採に伴う修繕	56,600
			H23.11.15	自然探勝路	階段	自然探勝路南側入口付近階段老朽化に伴う修繕	53,000
			H23.11.30	サイクリングコース	ネットフェンス	経年劣化で破損したネットフェンスの交換修繕	938,000
			H23.12.15	園内各所	平板舗装	園内各所の平板舗装の凸凹解消修繕	93,100
			H23.12.20	サイクリングコース	看板	サイクリングコースの各種看板について塗装及び修繕	482,000

		遊具維持修繕					10,048,000
			H23.4.15	冒険コース	床材、丸太	三角橋・くさり橋・ブランコ滑車の老朽化した床材、手摺丸太、副柱の交換修繕	723,000
			H23.4.15	キッズドーム	ネット	磨耗した螺旋ネット及びボックスクライムネット交換修繕	871,000
			H23.4.15	冒険コース	点検	冒険コース定期点検	268,000
			H23.4.25	キッズドーム	点検	キッズドーム定期点検	323,000
			H23.5.25	冒険コース	ネット	磨耗による破断ネットマウンテンネットの交換修繕	285,000
			H23.6.20	冒険コース	丸太、滑車	老朽化した丸太材の取替え及び磨耗した滑車・ワイヤーの交換修繕	912,000
			H23.7.5	冒険コース	丸太	腐食した支柱丸太の交換及びステップ階段の取替え修繕	911,000
			H23.7.30	冒険コース	丸太、板材、ロープ	ステップ階段腐食した丸太交換、吊橋劣化したロープの交換、空中散歩劣化した丸太及びコンパウンドロープの交換、グラグラ円盤の腐食した板材の交換修繕	921,000
			H23.7.30	冒険コース	丸太	すべり台、平均台の腐食した丸太材の交換修繕	794,000
			H23.8.10	冒険コース	タイヤ、ロープ、丸太	げんきもりもり号のタイヤのぼり修繕、丸太吊橋のロープ交換、ピラミッドロープの磨耗箇所の補強、丸太のぼりの支柱丸太交換、ローラー滑り台の床板の交換修繕	883,000
			H23.9.5	冒険コース	丸太	三角橋・くさり橋の老朽化した床・手摺丸太の交換及びげんきもりもり号の老朽化した手摺丸太の交換修繕	928,000
			H23.10.20	キッズドーム	チューブ、テント、キャッ	チューブスライダーチューブ修理、テント張替え、ボールプール樹脂キャップ取付修繕	722,000
			H24.1.25	冒険コース	丸太	ローラースライダー修繕及び丸太階段修繕	560,000
			H24.1.10	冒険コース	安全領域	ブランコ滑車裏の土留め修繕	947,000
		その他維持修繕					9,604,274
			H23.4.15	渓流広場	ベンチ	老朽化した木製ベンチ座板の交換修繕	353,000
			H23.4.20	渓流広場	テーブル	パラソル穴あきテーブルセットの製作作業	951,000
			H23.4.20	車両	点検	2.6t吊クレーン装置付トラック点検　月点検11回、年点検1回	132,000
			H23.4.30	サイクリングコース	ネットフェンス	経年劣化で破損したネットフェンスの交換修繕	920,000
			H23.4.30	サイクリングコース	クッションシート	経年劣化したクッションシート改修修繕	727,000
			H23.5.10	南口広場、雅の広場、渓流広場、ドックラン	縁台、、人止め、スロープ、野外卓	腐食した縁台の板材交換、雅の広場人止め柵取付、カワウハウス入口スロープ腐食板材の交換、ドックラン野外卓座板の交換修繕	285,674
			H23.5.10	北口、ドックラン	リードフック	リードフックの設置　北口3基、ドックラン3基	277,000
			H23.5.10	西口エリア	野外卓	野外卓(据え置きタイプ)の製作作業	936,000
			H23.5.25	各入口	日除け	各入口にヨシズ日除け棚を設置撤去作業	570,000
			H23.6.30	南休憩所前	ベンチ	腐食破損したツリーサークルベンチの交換修繕	888,000
			H23.6.30	冒険コース	排水	閉塞している水飲みの排水管布施替え修繕	367,000
			H23.7.15	花木園	止水	雨水流出防止の止水プレート設置修繕	472,000
			H23.8.10	冒険コース	野外卓、ベンチ	老朽化したベンチ座板及びベンチ改良修繕	934,000
			H23.8.20	花木園	側溝	雨水表面排水対策のため既設U字側溝延長、溜桝設置修繕	791,000
			H23.9.10	冒険コース	ベンチ	老朽化したベンチ座板及びベンチ改良修繕	934,000
			H24.1.25	サイクリングコース	石積	経年劣化した石積について補修	66,600
	設備維持修繕						19,962,490
		電気設備維持修繕					9,630,490
			H23.5.30	北自転車休憩所	漏電ブレーカ	経年劣化のため作動不良になったメイン漏電ブレーカーの交換修繕	28,300
			H23.8.30	管理事務所	分電盤ブレーカ	老朽化したブレーカの交換修繕	72,000
			H23.9.15	南駐車場歩道部	センサー	湿気でショートした街路灯熱線センサーの交換修繕	70,000
			H23.10.5	中央口周辺	照明	照明設備の設置撤去収納作業	940,000
			H23.10.5	妖精広場	電気設備	電気設備設置撤去作業	760,820
			H23.10.10	針葉樹園	電気設備	電気設備設置撤去作業	942,250
			H23.10.15	かえで園	電気設備	電気設備(ウォールボックス、ケーブル他)設置撤去作業	854,200
			H23.10.20	中央口	電気設備	電気設備(ウォールボックス、ケーブル他)設置撤去作業	947,400
			H23.10.25	彫刻広場	電気設備	電気設備設置撤去作業	809,600
			H23.10.25	かえで園	電気設備	電気設備設置撤去作業	917,700
			H23.10.25	植物園 北口管理棟便所	コントロール盤 マグネットリレー	植物園前配電塔スイッチボックス設置及び北口管理棟便所マグネットリレー交換修繕	95,000
			H23.10.30	植物園	電気設備	電気設備設置撤去作業	943,200
			H23.10.30	中央口噴水	電気設備	電気設備設置撤去作業	886,600
			H23.10.30	展示棟周辺	電気設備	電気設備設置撤去作業	846,700
			H23.12.15	園内各所	分電盤	老朽化したブレーカ等の交換修繕	173,000
			H23.12.20	園内各所	設備	電気設備撤去作業	343,720
		水道設備維持修繕					5,473,300
			H23.4.15	花木園、水遊び場	給排水管	野外炊飯広場の破損したシンク用給排水管の修繕、水遊び場休憩所前洗い場修繕	98,200
			H23.4.15	南サイク前	水飲み	老朽化した水飲みの改修修繕	893,000
			H23.4.15	資料館	受水槽清掃、水質検査	受水槽清掃及び浴槽水水質検査	65,000
			H23.4.25	受水槽、中央ポンプ室	保守点検　12回／年	加圧ポンプ槽の滅菌機の保守点検	263,000
			H23.4.25	水遊び場	水質分析	水質管理のための検査	127,000
			H23.5.30	三叉路便所	ポンプ	三叉路便所給水加圧ポンプ交換修繕	840,000
			H23.6.10	花木園レストハウス	止水栓	老朽化した便所水抜き水栓の交換修繕	67,400
			H23.6.20	西口ひろば	散水栓	花畑灌水の為の差込式散水栓設置	798,000
			H23.7.15	西口ひろば	散水設備	花畑灌水の為の散水栓設備の設置	430,000
			H23.8.25	南口休憩所、西口休憩所、植物園展示棟、中央口(旧)	フィルター	授乳器付属浄水器フィルター交換修繕 メーカー推奨1回／年	160,000
			H23.11.10	南自転車持込道	メーター	使用期限満了につき水道メータの交換修繕	952,000
			H23.11.30	わんぱく広場	水飲み	老朽化した水飲みの改修修繕	451,000
			H24.1.25	南自転車持込道	メーター	老朽化した量水器リモコン用ボールの修繕	97,700
			H24.1.25	資料館	受水槽清掃、水質検査	受水槽清掃及び浴槽水水質検査	65,000
			H24.1.25	わんぱく広場	漏水修繕	既設給水管の栓止め、漏水修繕	166,000

		水循環設備維持修繕					1,825,400
			H23.5.10	渓流広場	保守点検	渓流浄化設備保守点検　4回／年	20,000
			H23.5.10	水遊び広場	水質	水遊び場水質管理のための水質分析	53,300
			H23.5.25	水遊び広場	ポンプ	第2機場の濾過ポンプの取替え修繕	555,000
			H23.6.15	水遊び広場	水質	水遊び場水質管理のための水質分析	26,600
			H23.8.10	水遊び広場	水質	水遊び場水質管理のための総トリハリメタン及び水質分析	51,300
			H23.9.10	水遊び広場	水質	水遊び場水質管理のための水質分析	26,600
			H23.9.20	水遊び広場	水質	水遊び場水質管理のための水質分析	26,600
			H23.10.5	南・中央噴水、日本庭園、雅の広場、受水槽、中央ポンプ室、ハーブガーデン、渓流、水遊び場、北駐車場東側	保守点検	噴水、流れ等の電動ポンプの作動点検	494,000
			H23.10.30	中央口噴水、水遊び場	マグネットリレー・水位検知器、チャッキ弁	中央噴水の経年劣化したマグネットリレー・水位検知器及び水遊び場第1機場のチャッキ弁が固着した為交換	293,000
			H23.11.25	中央口噴水	制御盤	中央噴水の経年劣化したコントローラー故障の為交換修繕	279,000
		放送設備維持修繕					394,000
			H23.5.10	柳谷沼脇（放送塔X-5）	水抜き	放送塔内に溜まった水抜き作業	97,000
			H23.8.15	全園(放送塔)	端子台	腐食した放送塔内部端子台9箇所交換修繕	226,000
			H23.11.5	管理センター	放送設備	経年劣化した放送設備端子の交換修繕	71,000
		電話設備維持修繕					0
		汚水処理設備維持修繕					1,544,700
			H23.4.30	展望休憩所	ポンプ	浄化槽ポンプ故障に伴う交換修繕	93,000
			H23.5.30	西口管理棟脇	桝蓋枠	旧浄化槽の桝蓋受け枠が破損したため交換修繕	229,000
			H23.8.15	管理事務所前浄化槽	フロートスイッチ	故障したフロートスイッチの交換修繕	51,800
			H23.11.19	西口	ポンプ	故障した加圧給水ポンプの修繕	177,000
			H23.12.25	植物園	ポンプ	故障した中水給水ポンプの修繕	395,000
			H24.2.20	西口	ポンプ	故障した中水加圧ポンプの修繕	37,300
			H24.2.20	中央口	配管	故障した浄化槽中水配管の修繕	77,600
			H24.2.25	むさしキッズドーム	設備	故障した浄化槽設備の修繕	484,000
		その他設備維持修繕					1,094,600
			H23.4.25	資料館	アンテナ	地上デジタル放送受信のためのアンテナ交換	110,000
			H23.6.20	渓流広場	時計	経年劣化のため作動不良になった時計の交換修繕	889,000
			H23.10.25	南口倉庫	発電機	経年劣化のため作動不良になった発電機の点検修繕	95,600

修繕履歴（平成24年度）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額（円）
建物管理							3,755,500
	建物維持修繕						2,086,500
		管理棟修繕					610,000
			H24.6	管理事務所	自動ドア	月次点検	128,000
			H24.6	西口管理棟	自動ドア	月次点検	192,000
			H26.8	中央口管理棟	券売機シャッター	開閉不具合シャッター修繕	10,000
			H24.9	西口管理棟	天井	雨漏り修繕	160,000
			H24.11	展望休憩所	天井	雨漏り修繕	120,000
		休憩所等修繕					490,000
			H24.7	西口管理棟・中央口管理棟・南口改札口	窓、券売機前	日除け葦簀の設置	490,000
		車庫・倉庫修繕					
		便所修繕					986,500
			H24.4	キッズドーム便所	多目的便所ドア	開閉不良による修繕	10,000
			H24.5	運動売店便所	大便器	FV修繕	22,000
			H24.5	キッズドーム便所	大便器	FV修繕	28,000
			H24.5	南口駐車場便所他	小便器	FV修繕	38,000
			H24.6	渓流広場便所	人感センサー	移設	10,000
			H24.6	中央口管理棟	大便器用	FV修繕	18,000
			H24.6	キッズドーム便所	扉	開閉修繕	10,000
			H24.6	日本庭園便所	便器	修繕	9,500
			H24.7	花木見本園便所	多目的便所	水洗機器修繕	14,000
			H24.7	記念広場便所	大便器	FV修繕	12,000
			H24.7	植物園展示棟脇便所	小便器	FV修繕	8,000
			H24.7	展望休憩所便所	小便器	FV修繕	9,600
			H24.7	南口駐車場便所	大便器	汚水管詰まり修理・自動洗浄FV修繕	116,800
			H24.8	日本庭園便所・展望休憩所便所	小便器・大便器	FV修繕	71,000
			H24.8	キッズドーム便所	小便器・手洗い	FV修繕・自動水栓	16,000
			H24.9	南サイクルセンター便所	手洗い	水栓修理	37,000
			H24.9	渓流便所他	小便器	FV修繕	45,000
			H24.9	旧中央サイクルセンター便所	小便器	自動洗浄FV修繕	40,000
			H24.10	南サイクルセンター便所	洗面所	自動水洗修理	34,000
			H24.10	旧遊戯広場便所	手洗い	自動水洗修理	56,000
			H24.11	水遊び場便所	洗面所	排水トラップ修繕	11,000
			H24.11	梅林便所・キッズドーム便所	大便器	FV修繕	14,000
			H24.12	旧遊戯広場便所	大便器	FV修繕	9,600
			H24.12	西口管理棟	便所	女子トイレパーティション不具合による取替	180,000
		便所修繕（続き）	H25.1	彫刻広場便所・日本庭園便所・展望下便所他	小便器・大便器・洗面所	FV修繕・排水トラップ金具取替・衛生機器修理	97,000
			H25.2	西口管理棟	便所	便座の破損による交換修繕	21,000
			H25.3	南口駐車場便所他	大便器	FV修繕他	12,000
			H25.3	疎林広場便所・展望休憩所	手洗い	自動水栓修繕・給水管不具合による修繕	20,000
			H25.3	城口沼便所	手洗い	自動水栓修繕	17,000
		その他維持修繕					
	建物設備維持修繕						1,669,000
		空調設備維持修繕					784,000
			H24.6	管理事務所他	空調機	保守点検（夏季稼働）	404,000
			H24.12	管理事務所他	空調機	保守点検（冬季稼働）	380,000
		消防設備維持修繕					50,000
			H24.12	資料館	火災警報機	自火報ベル交換	50,000
		その他設備維持修繕					835,000
			H24.4	展望休憩所・西口管理棟	エレベーター	月次保守点検	825,000
			H24.5	西口管理棟	エレベーター	リミットスイッチ交換	10,000
工作物管理							11,650,800
	工作物維持修繕						8,174,000
		園路広場修繕					5,306,000
			H24.5	北地区囲障他	フェンス他	倒壊応急処置他小規模修理	278,000
			H24.7	南口広場・雅の広場他	ILB舗装	草刈	72,000
			H24.7	三叉路南広場他	側溝他	小規模修繕	478,000
			H24.8	中央広場他	ロープ柵・U型側溝他	小規模修繕	270,000
			H24.9	南入口広場・西田沼デッキ・北あずまや	ILB舗装・レンガ舗装	草刈	120,000
			H24.9	展望広場下他	路面他	小規模修繕	610,800
			H24.10	北地区マラソンコース他	路面他	小規模修繕	900,000
			H24.11	大園路他	ベンチ他	小規模修繕	613,200
			H24.12	西口広場他	ベンチ他	小規模修繕	820,000
			H25.1	西口駐車場他	囲障修理他	小規模修繕	642,000
			H25.3	雅の広場他	自然石舗装他	小規模修繕	502,000

		遊具維持修繕					2,387,000
			H24.5	キッズドーム・冒険コース	遊具	年次点検	200,000
			H24.5	ぼんぼこマウンテン	遊具	年次点検	160,000
			H24.7	キッズドーム	遊具	プロパラパネル修繕	63,000
			H24.7	キッズドーム・冒険コース	遊具	小規模修繕（塗装・丸太加工・金具結束・ネット解れ・ロープ解れ他）	337,000
			H24.9	キッズドーム・冒険コース	遊具	小規模修繕（塗装・丸太加工・金具結束・ネット解れ・ロープ解れ他）	293,000
			H24.10	キッズドーム・冒険コース	遊具	小規模修繕（塗装・丸太加工・金具結束・ネット解れ・ロープ解れ他）	576,000
			H24.12	キッズドーム・冒険コース	遊具	小規模修繕（塗装・丸太加工・金具結束・ネット解れ・ロープ解れ他）	226,000
		遊具維持修繕（続き）	H25.1	キッズドーム・冒険コース	遊具	小規模修繕（塗装・丸太加工・金具結束・ネット解れ・ロープ解れ他）	187,000
			H25.2	キッズドーム	遊具	タラップの破損による交換修繕	175,000
			H25.2	キッズドーム・冒険コース	遊具	小規模修繕（塗装・丸太加工・金具他）	170,000
		その他維持修繕					481,000
			H24.4	水遊び場	流れ部	タイル、クラック等の修理	144,000
			H24.7	園内各所	工作物（ベンチ、サイン、柵、舗装他）	小規模修繕	337,000
	設備維持修繕						3,476,800
		電気設備維持修繕					160,200
			H24.5	管理事務所	南受電盤	落雷による復旧	30,000
			H25.1	西口管理棟	便所	蛍光灯不具合による取替	30,000
			H25.1	園内各所	低圧分電盤	年次点検　絶縁測定	84,000
			H25.1	渓流休憩所	コンセット	不具合による200Vコンセント取替	16,200
		水道設備維持修繕					1,217,600
			H24.4	水遊び場	水質	水質検査	143,000
			H24.4	疎林受水槽・中央受水槽	滅菌装置	保守点検	168,000
			H24.5	南口駐車場	給水管	漏水修繕	38,000
			H24.6	城口沼便所脇	水飲み	水漏れ修理	12,000
			H24.7	リサイクルセンター	堆肥ヤード散水配管	止水栓交換	20,000
			H24.7	南口券売機横	水飲み	水栓修繕	17,000
			H24.8	リサイクルセンター	散水栓設備	止水栓交換修理	76,000
			H24.8	ボーダー花壇	灌水装置	漏水による配管修繕	13,000
			H26.8	西口管理棟	水飲み	機器交換	6,000
			H24.9	ハーブガーデン	散水装置	散水栓修理	11,000
			H24.10	展望休憩所	給水ポンプ	給水ポンプ止水栓修繕	45,000
			H24.10	南休憩所・西口休憩所・植物園休憩所・中央口休憩所	給湯器	保温器点検・浄化器フィルター交換	156,000
			H25.1	疎林広場	給水管	漏水調査	230,000
			H25.1	キッズドーム・笹沼便所前・中央橋	水飲み	漏水修理・止水栓交換	41,600
			H25.2	西口広場・北あずまや・ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	水飲み・配管	止水栓不具合による交換修繕	118,000
			H25.2	南口駐車場	受水槽	定水位弁不具合による交換修繕	86,000
			H25.2	花木園	給水管	漏水による配管修繕	20,000
			H25.3	梅林広場他	水飲み	漏水調査・修理	17,000
		水循環設備維持修繕					1,775,000
			H24.10	南口噴水・中央口噴水・水遊び場	ポンプ	年次点検	375,000
			H24.12	北口駐車所排水施設	ポンプ	NO.2メーターリレー交換	180,000
			H24.12	中央口噴水	ポンプ	ポンプ分解メンテナンス	40,000
			H24.12	キッズドーム	浄化槽	トイレ用給水ポンプユニット交換	730,000
			H25.1	南口噴水・水遊び場・受水槽ポンプ（疎林・中央口）	ポンプ	H24.10に実施した保守点検に伴う不具合箇所の修繕	450,000
		放送設備維持修繕					10,000
			H24.12	植物園管理棟	TVアンテナ	修理	10,000
		電話設備維持修繕					
		汚水処理設備維持修繕					314,000
			H24.11	南口広場付近便所	汚水管	詰まり除去作業	29,000
			H24.11	中央口	浄化槽	中水加圧ポンプ等修繕	142,000
			H24.11	キッズドーム	浄化槽	自吸力スクードポンプ・大型散気管取替修繕	127,000
			H25.3	南口休憩所便所	汚水管	詰まり除去作業	16,000
		その他設備維持修繕					0

修繕履歴（平成25年度）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額（円）
建物管理							4,944,240
	建物維持修繕						2,791,240
		管理棟修繕					503,550
			H25.5	管理事務所	食堂ブレーカー	取替	18,000
			H25.5	西口管理棟	ガラス	修繕	8,850
			H25.6	管理事務所	自動ドア	3ヶ月次点検	128,000
			H25.6	西口管理棟	自動ドア	3ヶ月次点検	189,600
			H25.7	管理事務所	業務通用門	ドアノブ交換修繕	29,100
			H25.9	旧中央口管理棟	屋根	防水シート設置	29,100
			H25.10	管理事務所	屋根	雨漏り簡易修繕	19,400
			H25.11	西口改札	柱	巾木はく離修繕	19,400
			H25.11	管理事務所	屋根窓	漏水調査	33,000
			H25.12	管理事務所	業務通用門	ドアストッパー取り付け	9,700
			H26.3	西口管理棟	ゲート	屋根修繕	19,400
		休憩所等修繕					1,001,730
			H25.7	西口管理棟・中央口管理棟・南口改札口他	窓、券売機前	日除け葦簀の設置	490,000
			H25.7	南口休憩所	内壁	ボードはく離の修繕	29,100
			H25.8	西口管理棟	窓、券売機前	日除け葦簀の修繕	34,500
			H25.8	渓流広場休憩所	破風	経年劣化による塗装	67,900
			H25.10	ドックラン休憩所	屋根	防水シート設置	9,700
			H25.12	ドックラン休憩所	屋根	防水シート設置	9,700
			H26.1	南サイクル練習所	四阿	鉄部の経年劣化によるケレン、塗装	331,730
			H26.3	ドックラン休憩所	屋根	防水シート設置	29,100
		車庫・倉庫修繕					128,830
			H26.2	第2苗圃	ビニールハウス	雪害に伴う撤去	51,230
			H26.3	第2苗圃	ビニールハウス	雪害に伴う撤去	77,600
		便所修繕					1,157,130
			H25.4	南口駐車場便所	給水管保護	水栓凍結防止ヒーターの修繕	59,000
			H25.4	疎林広場便所	給水管	漏水に伴う修繕	210,000
			H25.4	展望レストラン便所	女子個室	ドア修繕	4,000
			H25.5	梅林広場便所、運動休憩所便所他	手洗い	石鹸水入れ交換修繕、排水金具修繕	29,000
			H25.5	南口広場便所	大便器	FV取替修繕	10,000
			H25.5	笹沼便所	女子個室	ドア修繕	53,350
			H25.6	中央レストラン便所	小便器	FV修繕	3,000
			H25.7	梅林広場便所、植物園展示棟脇便所他	洗面台	石鹸水入れ交換修繕、埋込水栓修繕	20,000
			H25.7	花木園便所	洗面台	自動水栓修繕	8,000
			H25.7	南サイクルセンター便所	洗面台（女子）	自動水栓修繕（コントロールユニット交換）	18,000
			H25.7	南口休憩所便所	室内	塗装	126,100
			H25.8	南口駐車場便所	便座	交換修繕	54,000
			H25.8	南サイクルセンター便所	洗面台（男子）	自動水栓修繕（コントロールユニット交換）	17,780
			H25.8	水遊び場便所	木部	経年劣化による塗装	9,700
			H25.9	西口管理棟便所	小便器	FV取替修繕	11,000
			H25.9	笹沼便所、北口管理棟便所	小便器	FV修繕	13,000
			H25.10	展望レストラン便所	小便器	FV取替修繕	53,000
			H25.10	運動広場休憩所、水遊ぶ場便所他	衛生機器	FV修繕、ペーパーホルダー、排水金具修繕	30,000
			H25.10	キッズドーム便所	内壁	タイル張り替え修繕	48,500
			H25.11	植物園展示棟脇便所	洗面台	混合水栓交換修繕	39,000
			H25.11	西口管理棟便所	トイレ扉	扉の交換修繕	70,000
			H25.11	中央口管理棟便所	小便器	詰まり修繕	11,000
			H25.11	展望広場下便所	大便器	管内カメラ調査	10,000
			H25.11	わんぱく広場便所	内壁	タイル張り替え修繕	19,400
			H25.12	三叉路便所・わんぱく便所	建具	ドア修繕、破風板修繕	77,600
			H26.1	植物園展示棟脇便所	手洗い	混合水栓不具合による交換修繕	24,000
			H26.1	管理事務所	男子便所	ドア修理	9,700
			H26.2	西口管理棟多目的便所	入口引き戸	不具合による修繕	26,000
			H26.3	城口沼便所	手洗い	自動水栓不具合による修繕	16,000
			H26.3	資料館	女子便所	衛生機器の点検修繕	53,000
		便所修繕（続き）	H26.3	展望下・花木見本園多目的便所	便器他	自動水栓不具合および漏水修繕	24,000
		その他維持修繕					0
	建物設備維持修繕						2,153,000
		空調設備維持修繕					740,000
			H25.5	管理事務所、西口、中央口、北口管理棟、植物園管理棟、展示棟他	空調機器	年2回の点検清掃	650,000
			H25.11	資料館	空調機器	点検清掃	90,000
		消防設備維持修繕					50,000
			H25.10	資料館	火災警報機	光電式煙感知器ヘッド他交換修繕	50,000
		その他設備維持修繕					1,363,000
			H25.4	展望休憩所・西口管理棟	エレベーター	月次保守点検	814,000
			H25.5	南口改札口、西口改札口	券売機	修理	42,000
			H25.5	北口改札口	券売機	修理（ベルト交換含む）	68,000
			H25.6	中央口改札口	券売機	紙幣鑑別装置交換修理	97,000
			H25.6	北口改札口	券売機	修理	42,000
			H26.3	各改札口	券売機	消費税改正に伴う料金変更	300,000

工作物管理							12,209,679
	工作物維持修繕						8,740,940
							5,315,700
		園路広場修繕	H25.5	冒険コース	丸太階段	腐食による取替修繕	19,400
		園路広場修繕	H25.6	雅の広場、南口改札前広場	ILB舗装部	目地からの雑草処分	57,000
		園路広場修繕	H25.6	植物園管理棟前他	レンガ階段他	レンガはく離による修繕他	364,100
		園路広場修繕	H25.7	水遊び場	タイル目地	モルタル充填作業	337,400
		園路広場修繕	H25.8	水遊び場他	タイル階段他	はく離等による修繕他	281,300
		園路広場修繕	H25.9	中央レストラン下他	木橋他	経年劣化によるケレン、塗装他	223,100
		園路広場修繕	H25.10	中央口広場	平板舗装	ガタツキ、欠落の修繕	340,900
		園路広場修繕	H25.11	冒険コース他			360,300
			H25.12	冒険コース	丸太土留め	カスガイの取替	9,700
			H26.1	花木園梅林他	丸太階段他	丸太取替修繕他	58,200
			H26.2	南サイクル	U型側溝	コンクリート充填	19,400
			H26.3	梅林他	丸太階段（6箇所）	丸太取替修繕他	73,100
		舗装維持修繕	H25.5	大園路	野草コース・かえで園前	舗装陥没による修繕	32,900
		舗装維持修繕	H25.6	西口広場他	ILB舗装部他	ぐらつきによる修繕他	252,650
		舗装維持修繕	H25.11	北マラソンコース	砕石舗装	雨裂箇所修繕	38,800
			H26.1	大園路	ドックラン入口	As陥没修繕	19,400
		サイン・ファニチャー維持修繕	H25.4	植物園展示棟	ベンチ	腐食による撤去	25,000
		サイン・ファニチャー維持修繕	H25.5	南口広場他	ベンチ他	塗装他	473,200
		サイン・ファニチャー維持修繕	H25.6	西田沼南側	ベンチ	塗装	77,600
		サイン・ファニチャー維持修繕	H25.7	ハーブ園他	ベンチ他	耐久劣化による更新修繕他	106,700
		サイン・ファニチャー維持修繕	H25.8	北休憩所他	ベンチ他	耐久劣化による更新修繕他	295,900
		サイン・ファニチャー維持修繕	H25.9	渓流広場他	野外卓他	修繕、ケレン、塗装他	183,700
		サイン・ファニチャー維持修繕	H25.10	中央橋、南サイクルセンター前	案内看板	支柱取替修繕	153,000
		サイン・ファニチャー維持修繕	H25.10	水遊び場	ベンチ	耐久劣化による更新修繕	14,220
		サイン・ファニチャー維持修繕	H25.11	キッズドーム広場他	ベンチ他	耐久劣化による更新修繕他	141,020
			H25.12	花木園梅林	ベンチ	耐久劣化による更新修繕	57,870
			H26.1	西口広場・梅林他	ベンチ他	耐久劣化による更新修繕他	202,970
			H26.2	西口広場他	ベンチ	取替	19,070
		手摺・柵等維持修繕	H25.5	野草コース他	ロープ柵他	丸太修繕他	221,000
		手摺・柵等維持修繕	H25.6	疎林広場	ロープ柵	丸太腐食による取替修繕	65,800
		手摺・柵等維持修繕	H25.7	渓流広場	人留め柵	チェーン修繕	9,700
			H25.8	中央橋付近	ロープ柵	丸太腐食による取替修繕	58,200
		手摺・柵等維持修繕	H25.9	管理事務所	プロパン庫	経年劣化による外柵のケレン、塗装	97,000
		手摺・柵等維持修繕	H25.10	北地区	囲障	フェンス交換修繕	106,000
		手摺・柵等維持修繕	H25.11	分山沼他	ロープ柵他	ロープ修繕	38,800
			H25.12	資料館	門扉	経年劣化による外柵のケレン、塗装	38,800
		手摺・柵等維持修繕	H26.1	西地区	囲障	フェンス交換修繕	156,000
			H26.1	展望広場	ロープ柵	丸太腐食による取替修繕	48,500
			H26.2	花木園倉庫	簡易柵鉄ピン	ケレン、塗装	38,800
			H26.3	旧中央入口	門扉	ケレン、塗装	199,200
		遊具維持修繕					2,404,440
			H25.4	キッズドーム・冒険コース	遊具	年次点検	160,000
			H25.4	ぼんぼこマウンテン	遊具	年次点検	190,000
			H25.5	キッズドーム他	基礎部	安全域確保修繕	350,200
			H25.6	キッズドーム他	螺旋階段他	ノンスリップ取り付け修繕他	310,400
			H25.7	キッズドーム・冒険コース	遊具	3ヶ月点検	195,000
			H25.7	冒険コース他	木製遊具他	クッションゴム取替修繕他	223,100
			H25.9	冒険コース他	木製遊具他	丸太割れの充填、取替他	223,100
			H25.10	ぼんぼこマウンテン	外周枠廻り	砂補充	34,840
			H25.10	冒険コース他	木製遊具他	丸太割れの充填、取替、ゴムキャップ取り付け、塗装他	339,500
			H25.11	ドックラン他	遊具他	木製腐食部修理、塗装他	281,300
			H25.12	キッズドーム	遊具	ネジ等の増し締め	38,800
			H26.1	冒険コース	ネットくぐり、ネットマウンテン	ロープ解れ修繕	58,200
		遊具維持修繕（続き）					0
		その他維持修繕					1,020,800
			H25.4	水遊び場	流れ部	タイル、クラック等の修理	540,000
			H25.5	水遊び場	バルブ	修繕	10,000
			H25.6	水遊び場他	U型側溝他	蓋の修繕他	48,500
			H25.7	水遊び場	集水ピット	昇降用ステップ取り付け設置作業	121,600
			H25.8	中央レストラン付近	集水桝	修繕	106,700
			H25.9	ドックラン周辺	ドックトイレ	木部腐食による修繕	38,800
			H25.10	水遊び場他	側溝	経年破損箇所の修繕	97,000
			H25.11	北マラソンコース	側溝	経年破損箇所の修繕	19,400
			H26.1	野外炊飯広場	園地	陥没の修繕	38,800

	設備維持修繕						3,468,739
		電気設備維持修繕					188,000
			H25.8	水遊ぶ場	浄化装置分電盤	タイムスイッチ交換修繕	58,000
			H26.1	各施設	低圧分電盤	絶縁測定	100,000
			H26.3	資料館	分電盤	ブレーカー交換	30,000
		水道設備維持修繕					1,446,000
			H25.4	水遊び場	水質	水質検査	102,000
			H25.4	疎林受水槽・中央受水槽	滅菌装置	保守点検	165,000
			H25.5	渓流広場・生垣見本園	水飲み	修繕	13,000
			H25.6	資料館	給水管	漏水調査	310,000
			H25.6	中央噴水	給水管	漏水調査	240,000
			H25.6	中央口噴水、ボーダー花壇	給水設備	定水位弁修繕、給水管修繕	19,000
			H25.6	中央口噴水	給水設備	給水装置修繕	28,000
			H25.6	西口園路	止水栓	バルブボックス取替修繕	35,000
			H25.7	花木園	流し台	漏水修繕	4,000
			H25.8	中央口付近	散水栓	ボックス交換修繕	32,000
			H26.1	南口、西口、中央口、植物園休憩所	温水浄水器	フィルター交換	88,000
			H26.2	資料館	給水管	漏水に伴う給水管布設替え修繕	340,000
			H26.3	ドックラン付近	給水管	漏水に伴う給水管修繕	70,000
		水循環設備維持修繕					876,000
			H25.6	循環ポンプ設置箇所	ポンプ	年次点検	280,000
			H25.7	中央口噴水	水中ポンプ	交換修繕	349,000
			H25.7	水遊び場	循環ポンプ	機器調整修繕	52,000
			H25.9	北口駐車場	排水ポンプ	電気配線取替修繕	160,000
			H26.2	水遊び場	濾過ポンプ	小型自動弁交換	35,000
		放送設備維持修繕					0
		電話設備維持修繕					0
		汚水処理設備維持修繕					928,739
			H25.4	西口	浄化槽	最繁忙日による浄化槽への補給水	7,319
			H25.5	城口沼便所	女子側浄化槽	モーター取替	215,000
			H25.5	運動広場、南サイクルセンター	便所	排水管詰まり除去作業	34,000
			H25.5	疎林広場浄化槽	浄化槽　桝蓋	交換修繕	82,000
			H25.6	中央口管理棟浄化槽	フロートスイッチ	交換修繕	32,000
			H25.6	西口管理棟浄化槽	フロートスイッチ	交換修繕	32,000
			H25.6	城口沼便所	バイオ浄化槽	おが屑解し	11,000
			H25.7	城口沼便所	男子側浄化槽	モーター取替	215,000
			H25.8	管理事務所	汚水管	管清掃	20,000
			H25.10	中央レストラン付近浄化槽	浄化槽設備	マグネットコネクター交換修繕	28,000
			H25.11	北サイクルセンター脇便所、植物園展示棟脇便所	汚水管	詰まりの除去	17,420
			H25.12	植物園管理棟	汚水管	汚水管劣化に伴う布設替え	211,000
			H26.3	植物園管理棟他	汚水管	詰まりによる管清掃	24,000
		その他設備維持修繕					30,000
			H25.10	あざみくぼ沼	吐水口	堰板交換	30,000

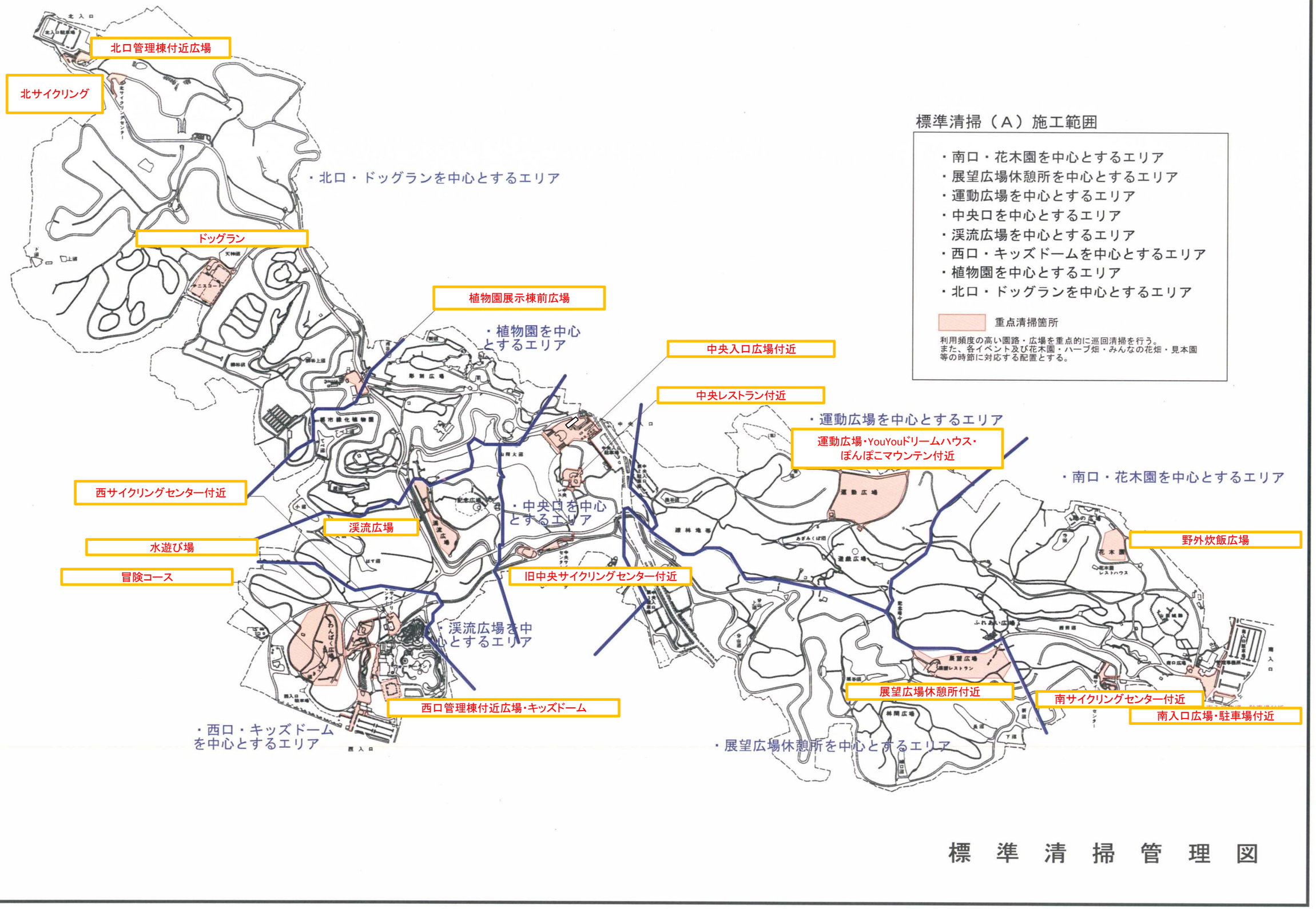
別紙３７

清掃場所、箇所、内容、方法及び頻度等

■清掃内容、方法、頻度等

【H25】

清掃箇所	頻度	備考
園内清掃	毎日１回	＜最繁忙期(4 月～5 月)＞ 平日 7 人／日、休日 10 人／日 ＜繁忙期(10 月～11 月)＞ 平日 6 人／日、休日 8 人／日 ＜通常期(6 月～9 月、3 月)＞ 平日 4 人／日、休日 5 人／日 ＜閑散期(12 月～2 月)＞ 水・土・日 4 人／日
便所清掃① (4 月～5 月:平日・休日、6 月～3 月:休日)	毎日１回	6 人／日
便所清掃② (6 月～11 月、3 月:平日)	2 回／週	6 人／日
便所清掃③ (12 月～2 月:平日)	1 回／週	6 人／日
休憩所清掃 (休日)	毎日１回	1 人／日
休憩所清掃 (平日)	1 回／週	1 人／日
南入口噴水	6 回／年	
中央入口噴水	8 回／年	
雅の広場噴水	1 回／年	
疎林滝流れ	1 回／年	
渓流流れ	2 回／年	
日本庭園流れ	6 回／年	
水遊び場	15 回／年	
園路	120 回／年	路面清掃車



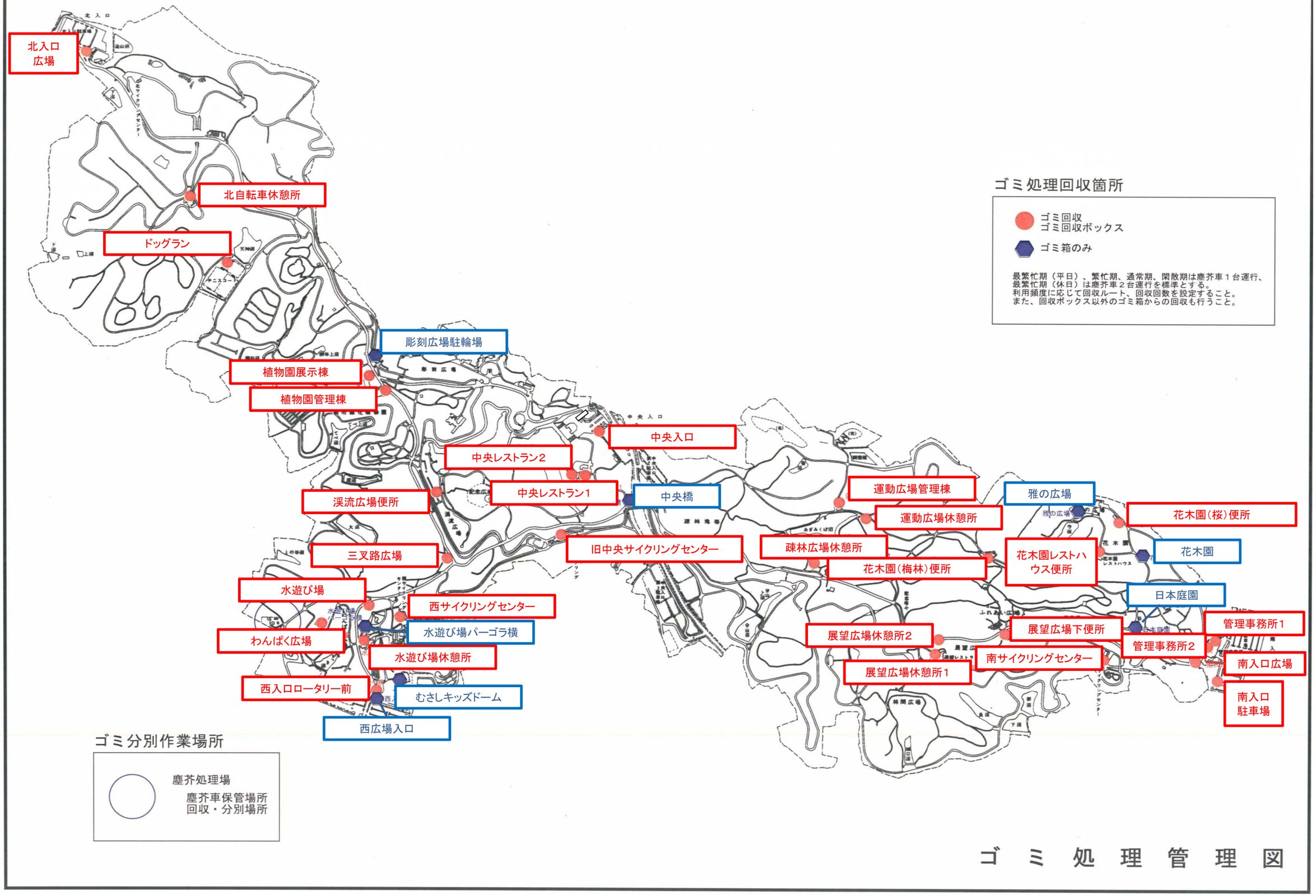
標準清掃（A）施工範囲

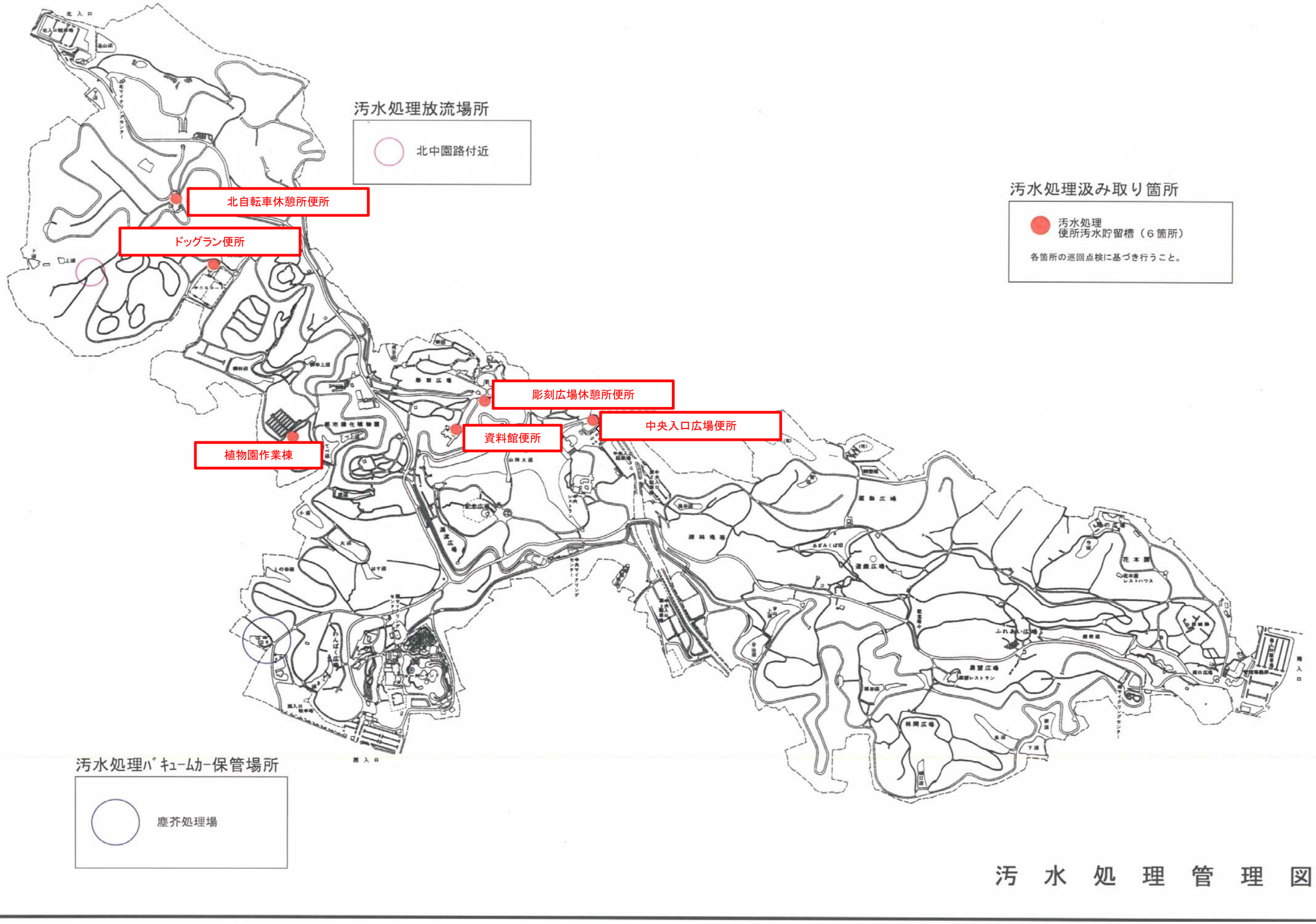
- ・南口・花木園を中心とするエリア
- ・展望広場休憩所を中心とするエリア
- ・運動広場を中心とするエリア
- ・中央口を中心とするエリア
- ・渓流広場を中心とするエリア
- ・西口・キッズドームを中心とするエリア
- ・植物園を中心とするエリア
- ・北口・ドッグランを中心とするエリア

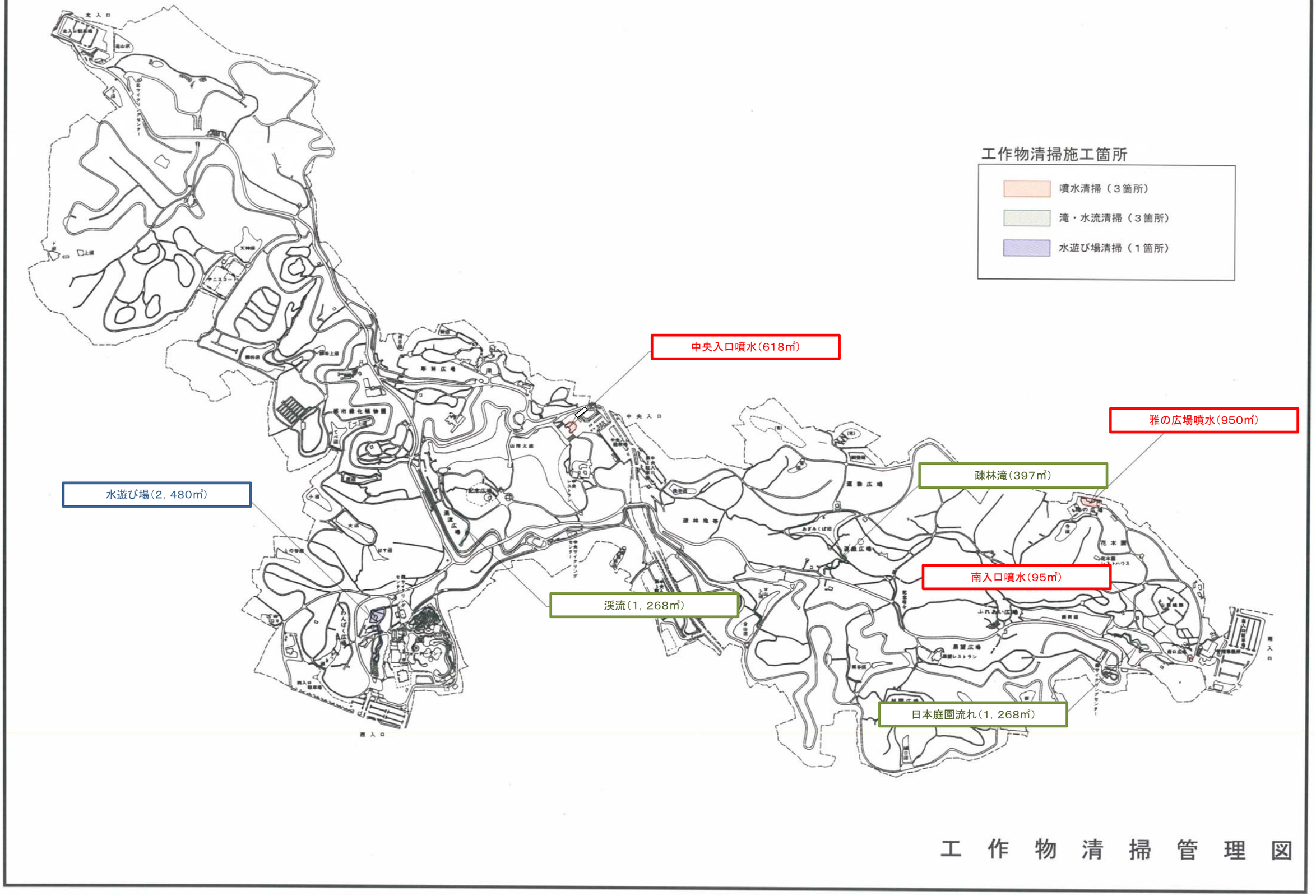
重点清掃箇所

利用頻度の高い園路・広場を重点的に巡回清掃を行う。
また、各イベント及び花木園・ハーブ畑・みんなの花畑・見本園等の時節に対応する配置とする。

標　準　清　掃　管　理　図


北入口
広場
北自転車休憩所
ドッグラン
彫刻広場駐輪場
植物園展示棟
植物園管理棟
中央入口
中央レストラン2
中央レストラン1
中央橋
渓流広場便所
三叉路広場
旧中央サイクリングセンター
水遊び場
西サイクリングセンター
水遊び場パーゴラ横
わんぱく広場
水遊び場休憩所
西入口ロータリー前
むさしキッズドーム
西広場入口
運動広場管理棟
運動広場休憩所
疎林広場休憩所
花木園(梅林)便所
雅の広場
花木園(桜)便所
花木園レストハウス便所
花木園
日本庭園
展望広場休憩所2
展望広場下便所
管理事務所1
管理事務所2
南サイクリングセンター
展望広場休憩所1
南入口広場
南入口
駐車場
ゴミ処理回収箇所
ゴミ回収
ゴミ回収ボックス
ゴミ箱のみ
最繁忙期（平日）、繁忙期、通常期、閑散期は塵芥車１台運行、
最繁忙期（休日）は塵芥車２台運行を標準とする。
利用頻度に応じて回収ルート、回収回数を設定すること。
また、回収ボックス以外のゴミ箱からの回収も行うこと。
ゴミ分別作業場所
塵芥処理場
塵芥車保管場所
回収・分別場所
ゴ　ミ　処　理　管　理　図


汚水処理放流場所
北中園路付近
北自転車休憩所便所
ドッグラン便所
彫刻広場休憩所便所
中央入口広場便所
資料館便所
植物園作業棟
汚水処理汲み取り箇所
汚水処理
便所汚水貯留槽（６箇所）
各箇所の巡回点検に基づき行うこと。
汚水処理ﾊﾞｷｭｰﾑｶｰ保管場所
塵芥処理場
汚　水　処　理　管　理　図


工作物清掃施工箇所
噴水清掃（３箇所）
滝・水流清掃（３箇所）
水遊び場清掃（１箇所）
中央入口噴水（618㎡）
雅の広場噴水（950㎡）
疎林滝（397㎡）
水遊び場（2，480㎡）
南入口噴水（95㎡）
渓流（1，268㎡）
日本庭園流れ（1，268㎡）
工　作　物　清　掃　管　理　図

別紙３８

緑のリサイクル

【H23】

H23　緑のリサイクル促進計画

１．目的

園内の管理作業に伴う植物性廃棄物（枯損木、間伐材、剪定枝葉、竹材など）については、堆肥化、チップ化、オブジェ制作などリサイクル利用を行っているが、発生量が多大であるため、園内のみでの消費には限界がある。そこで発生材を地域全体としての資源として捉え、園外も含めた活用を実施している。

平成１９年度以降、夏休みの親子連れ来園者を主な対象として、竹材、枝などをクラフト材料として提供し、好評を得た。　平成２３年度においても、昨年度同様、緑のリサイクル促進を図るため、下記の取り組みを実施した。

２．実施状況

① 里山プレゼンツ　「七夕の竹プレゼント」

対　象：一般来園者

配布物：竹の枝　Ｌ＝1.5m前後

数　量：１本（１組当り）

期　間：７月２日（土）・３日（日）　９：30～

場　所：西口ゲート前

配布方法：各日・先着５０本　合計１００本

改札付近に配布コーナーを設け、各自お持ち帰りいただく。



写真１　　七夕用竹枝の配布状況　イメージ

② 里山プレゼンツ「夏休みクラフトに！竹&雑木の枝プレゼント」

対　象：一般来園者

配布物：竹（Ｌ＝1m程度）、間伐材丸太、枝、チップ

数　量：制限なし

期　間：７月１６日（土）～８月３１日（水）

会　場：西口ゲート改札付近

配布方法：スタッフ配置はせず、配布コーナーから各自自由にお持ち帰りいただく。
（西口スタッフが随時確認）



写真２　　竹、丸太等配布状況　イメージ

③ NPO 法人とよあしはら（埼玉県などの水質浄化事業）への竹材提供

提供物：竹「モウソウチク」（Ｌ＝5m前後）

数　量：260 本

④ つるがしま東日本大震災復興支援プロジェクトへの竹材提供

提供物：竹「モウソウチク」（Ｌ＝8m前後）

数　量：100 本

⑤ 小川町「吉田家住宅」への丸太材提供

配布物：雑木丸太

数　量：4.5 ㎥

⑥ 深谷市役所への丸太材提供

配布物：雑木丸太

数　量：3.0 ㎥

【H24】

H24 緑のリサイクル実績（剪定後の梅の枝　活用例）

早春フェスタ「梅の枝プレゼント」

■行事名：早春フェスタ「梅の枝プレゼント」

■目的：梅林内に咲く梅の枝を剪定する際、剪定後の枝をお客様にプレゼントすることで、
この時期の公園の魅力を更に印象付ける。

■内容：つぼみがついている梅の枝をプレゼント。枝は 3～4 本程度を 1 まとめにしておく。

■場所：南口噴水前にて配布

■日時：平成２５年２月９日～１０日　14 時～　なくなり次第終了

■定員：先着１００人

■参加費：無料







H24 緑のリサイクル実績（ポピー　活用例）

もえぎフェスタ「ポピー摘み取り体験」

■行事名：もえぎフェスタ「ポピー摘み取り体験」

■目的：運動広場花畑一面に咲くポピーの花期が終わりそうな時期に、摘み取りを体験していただくことで、この時期の公園の魅力を更に印象付ける。

■内容：アイスランドポピーをお客さまご自身で切り採っていただく。

■場所：運動広場花畑

■日時：平成２４年５月６日　10：00～12：00、13：00～15：00

■定員：先着 200 人

■参加費：無料





H24 緑のリサイクル実績（竹の子　活用例）

もえぎフェスタ「里山体験塾　たけのこ掘り」

■行事名：もえぎフェスタ「里山体験塾　たけのこ掘り」

■目的：たけのこ掘りの体験を通じて、この時期の公園の魅力を更に印象付ける。

■内容：たけのこをお客さまご自身で掘り採っていただく。１組１本とする。

■場所：中央口～北リサイクルセンター東屋付近

■日時：4／21（土）①10:30～11:30　②13:00～14:00

■定員：先着５０組／回（事前予約制）

■参加費：100 円（保険代）







H24 緑のリサイクル実績（梅の実　活用例）

里山体験塾～Satoyama Academy～「梅ジャムを作ろう！」

１．目的　梅の実の収穫をし、ジャム作りを体験することにより、里山の産物である梅の実の有効利用、里山の活用や生活との結びつきを体験する。

２．日時　平成 24 年６月 23 日（土）　10：00～12：30

３．場所　梅林～野外炊飯広場

４．定員　先着２０人／日　※小学生未満の子どもは、保護者と共同で参加してもらう

５．参加費　200 円／人

６．申込　事前予約制　※電話による受付

7．持ち物　ジャムを入れる 300ml 入程度の空きビンの準備をお願いします。
（煮沸消毒をするため、耐熱性のものをお願いします。）

8．概要　梅林で収穫した梅の実を使用し、ジャムを作る。
①里山の活用を目的としたイベントとして梅の実を使用し、通常は公園内では梅の実の収穫はできないことを説明する。
②ボランティアスタッフの指導により、梅の実の収穫、ジャム作りを実施する。









H24・25　緑のリサイクル実績（植物発生材の活用例）

園内で発生する各種植物性廃棄物の有効活用を目的に、下記取り組みを実施した。

■　チューリップの球根掘り取りプレゼント

- 花壇で使用済みの球根を来園者に掘り取ってお持ち帰りいただいた。
- H24 実施計画書別紙添付





■　木材の活用

- 園内で伐採した木材を加工し、人形づくりや展示装飾などに使用した。





■　チップの活用

- 園内伐採材由来のチップを、乾燥・雑草防止および修景用などとしてボーダー花壇等のマルチングに使用した。





国営武蔵丘陵森林公園　都市緑化植物園
みどりの月間イベント
「チューリップの掘り取りプレゼント」
実施計画書（案）

■行事名：みどりの月間イベント「チューリップ掘り取りプレゼント」

■目的：みどりの月間（４月１５日から５月１４日）の趣旨にあわせ、公園内の廃棄予定の植物資源を有効活用し、家庭でのみどりの普及を図る催しを行う。

■内容：植え替えに伴い撤去を予定している花壇の花苗（チューリップ・ビオラ等）について、参加者に抜き取ってお持ち帰りいただく。育て方の説明書も配布する。持ち帰り数量は、一人当たり１０株（１０球）程度とする。

■場所：国営武蔵丘陵森林公園　都市緑化植物園　展示棟前花壇

■日時：平成２４年４月２２日　１３時～１５時（受付　１３時～）

■定員：１００人　（別途、当日実施している里山サポータークラブボランティア交流会参加者にも案内）
希望者多数の場合は１５分入れ替え制とし、整理券で時間案内を行う。

■参加費：無料



■ プレゼントする植物：
- チューリップ
  ‘クリスマスドリーム’（ピンク）
- チューリップ
  ‘ゴールデンパレード’（黄色）
- チューリップ
  ‘レッドインプレッション’（赤）

合計約２０００球植栽、そのほかパンジー、ビオラも掘り取り可とする。

■広報：公園入園口および都市緑化植物園にチラシ掲示および園内放送　（当日のみ）

■備考：雨天中止

【H25】

H25 緑のリサイクル実績（竹の子　活用例）

わかばフェスタ「里山体験塾　たけのこ掘り」

■行事名：もえぎフェスタ「里山体験塾　たけのこ掘り」

■目的：たけのこ掘りの体験を通じて、この時期の公園の魅力を更に印象付ける。

■内容：たけのこをお客さまご自身で掘り採っていただく。１組１本とする。

■場所：中央口～北リサイクルセンター東屋付近

■日時：4／20（土）①10:30～11:30　②13:00～14:00

■定員：先着 40 組／回（事前予約制）　※実績　80 名

■参加費：100 円（保険代）






H25 緑のリサイクル実績（ポピー　活用例）

わかばフェスタ「ポピー摘み取り体験」

■行事名：わかばフェスタ「ポピー摘み取り体験」

■目的：運動広場花畑一面に咲くポピーの花期が終わりそうな時期に、摘み取りを体験していただくことで、この時期の公園の魅力を更に印象付ける。

■内容：アイスランドポピーをお客さまご自身で切り採っていただく。

■場所：運動広場花畑

■日時：平成 25 年 5 月 6 日（祝・月）　10：00～12：00、13：00～15：00

■定員：先着 200 人　※実績 422 人

■参加費：無料









H25 緑のリサイクル実績（梅の実　活用例）

里山体験塾～Satoyama Academy～「梅ジャムを作ろう！」

1．目的　梅の実の収穫をし、ジャム作りを体験することにより、里山の産物である梅の実の有効利用、里山の活用や生活との結びつきを体験する。

2．日時　平成 25 年 6 月 22 日（土）　10：00～12：30

3．場所　梅林～野外炊飯広場

4．定員　先着 20 人／日　※小学生未満の子どもは、保護者と共同で参加してもらう
※実績　7 名

5．参加費　200 円／人

6．申込　事前予約制　※電話による受付

7. 持ち物　ジャムを入れる 300ml 入程度の空きビンの準備をお願いします。
（煮沸消毒をするため、耐熱性のものをお願いします。）

8. 概要　梅林で収穫した梅の実を使用し、ジャムを作る。
①里山の活用を目的としたイベントとして梅の実を使用し、通常は公園内では梅の実の収穫はできないことを説明する。
②ボランティアスタッフの指導により、梅の実の収穫、ジャム作りを実施する。





H25 緑のリサイクル実績（剪定後の梅の枝　活用例）

早春フェスタ「梅の枝プレゼント」

■行事名：早春フェスタ「梅の枝プレゼント」

■目的：梅林内に咲く梅の枝を剪定する際、剪定後の枝をお客様にプレゼントすることで、
この時期の公園の魅力を更に印象付ける。

■内容：つぼみがついている梅の枝をプレゼント。枝は 3～4 本程度を 1 まとめにしておく。

■場所：南口噴水前にて配布

■日時：平成 25 年 2 月 22 日　9 時 30 分～　なくなり次第終了

■定員：先着 100 人　※実績 100 人

■参加費：無料



別紙39

産 業 廃 棄 物 （ 排 出 量、経 費 ）

【H23】

月　　日	内　　容	数　　量	金額(税抜き／円)
平成23年4月6日	木材処理	22,910 Kg	687,300
平成23年5月25日	木材処理	24,016 Kg	720,480
平成23年8月3日	混合処理	2,050 Kg	61,500
平成23年10月5日	混合処理	15,100 Kg	453,000
平成23年12月7日	混合処理	22,163 Kg	664,890
平成24年1月11日	混合処理	9,333 Kg	279,990
平成24年1月19日	混合処理	13,026 Kg	390,780
平成24年2月15日	混合処理	17,616 Kg	528,480
計			3,786,420

【H24】

月　　日	内　　容	数　　量	金額(税抜き／円)
平成25年3月21日	木くず	1,420.0 Kg	102,600
平成25年3月21日	廃プラスチック	20.0 ㎥	270,000
平成25年3月21日	ガラス・陶磁器くず	1.5 ㎥	23,000
平成25年3月21日	炭化木くず	140.0 Kg	14,000
平成25年3月22日	廃油	10.0 Kg	8,400
平成25年3月22日	鉄くず	1,130.0 Kg	36,300
平成25年3月19日	廃プラスチック	10.0 ㎥	135,000
計			589,300

【H25】

月　　日	内　　容	数　　量	金額(税抜き／円)
平成26年3月18日	廃棄プラスチック	16.0 ㎥	230,000
平成26年3月19日	木くず	2,280.0 Kg	136,200
平成26年3月20日	金属・コンクリート混合物	1,490.0 Kg	104,600
計			470,800

別紙４０

農薬、肥料、土壌改良材リスト

【H23】

	種　別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要(肥料名等)
芝生	人力	1 回	3,920m2	日本庭園、ボーダー花壇	バーディーグリーン 16-10-14
中低木	寄植	1 回	22,966m2	園内全域	ちから粒状固形 3 号 3-6-4
高木	人力	1 回	960 本	花木園、日本庭園、椿園 植物園、西口周辺　他	まるやま 3 号 3-6-4
花壇	人力	1 回	247m2	南口、雅の広場、中央口、 渓流広場、西口　他	普通化成肥料 8-8-8
草花	人力	1 回	6,095m2	梅林、運動広場、西口、 渓流広場、北休憩　他	普通化成肥料 8-8-8
花畑	人力	1 回	1,065m2	運動広場	普通化成肥料 8-8-8
草花	人力	2 回	5,153m2	公園庭園樹園	苦土石灰、化成肥料 腐葉土、オルトラン
花畑	人力	1～2 回	20,804m2	花木園、運動広場、西口	苦土石灰、化成肥料 腐葉土、オルトラン

【H24】

	種別	作業回数	施工数量	施　工　箇　所　等	適用(肥料名等)
芝生	施肥・人力	1回	15,910 ㎡	西口広場	普通化成 8-8-8
中低木	施肥・寄植	1回	22.960 ㎡	園内全域	大粒園芸34号 10-12-10-2
高木	施肥・人力	1回	934本	花木園・日本庭園・椿園・植物園・西口周辺　他	まるやま1号 6－4－3
花壇	施肥・人力	1回	302㎡	南口・中央口・西口・渓流広場他	普通化成 8-8-8
草花	施肥・土壌改良材・人力	2回	26,529 ㎡	花木園・公園庭園樹・西口広場・運動広場	苦土石灰・化成肥料・里源・ﾀﾃﾔﾏﾕｰｷ・おが屑堆肥・ｵﾙﾄﾗﾝ

【H25】

	種別	作業回数	施工数量	施　工　箇　所　等	適用(肥料名等)
芝生	施肥・人力	0回	―	―	―
中低木	施肥・寄植	1回	22,966 ㎡	園内全域	大粒園芸34号 10-12-10-2
高木	施肥・人力	1回	929 本	花木園・日本庭園・椿園・植物園・西口周辺　他	まるやま1号 6－4－3
花壇	施肥・人力	1回	302 ㎡	南口・中央口・西口・渓流広場他	普通化成 8-8-8
草花	施肥・土壌改良材・人力	2回	19,220 ㎡	花木園・公園庭園樹・西口広場・運動広場	苦土石灰・化成肥料・オルトラン

別紙４１

農薬散布（位置、数量、時期、頻度等）

【H23】

	種　別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要(薬剤名等)
花畑	薬剤散布・機械	1 回	1,000L	運動広場　花畑	カリグリーン水和剤

【H24】

	種別	作業回数	施工数量	施工箇所等	適用(肥料名等)
草花	薬剤散布・機械	1回	4,910 ㎡	運動広場	オルトラン粒剤
	薬剤散布・機械	1回	4,910 ㎡	運動広場	スミチオン乳剤

【H25】

	種　別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要 (薬剤名等)
草花	薬剤散布・機械	2 回	4,919 ㎡	運動広場	オルトラン粒剤
	薬剤散布・機械	2回	9,400 ㎡	運動広場	スミチオン乳剤

別紙４２

樹幹注入（実施回数等）

【H23】	種　別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要(薬剤名等)
高木	樹幹注入	1 回	2,010 本	南地区、北地区	グリーンガード NEO

【H24】	種別	作業回数	施工数量	施工箇所等	適用(薬剤名等)
高木	樹幹注入	1回	1,332本	梅林、疎林芝生広場、展望広場、記念広場、	グリーンガード NEO

【H25】	種別	作業回数	施工数量	施工箇所等	適用(薬剤名等)
高木	樹幹注入	1回	2,470本	疎林地帯	グリーンガード NEO

別紙４３

植物性廃棄物の取扱（発生・処理・活用量等）

【H23】

発生物の内容	発生量	処分量	処理方法	処理量	活用方法	再利用量
芝、草、除草等、植替(刈取)草花等	1,409 ㎥	732 ㎥	管理ヤードストック	732 ㎥	中央バックヤードに集積	0 ㎥
		0 ㎥	堆肥化	0 ㎥		0 ㎥
		677 ㎥	園外処分	677 ㎥	園外リサイクル施設へ搬出し、施設でリサイクル処理される	677 ㎥
剪定枝、伐採木等	1,027 ㎥	984 ㎥	チップ化処理	984 ㎥	堆肥化後花畑等の土壌改良材、園路・広場への敷き込み材	984 ㎥
		43 ㎥	園外処分	43 ㎥	園外リサイクル施設へ搬出し、施設でリサイクル処理される	43 ㎥

【H24】

発生物の内容	発生量	処分量	処理方法	処理量	活用方法	再利用量
芝、草、除草等、植替(刈取)草花等	1,194 ㎥	594 ㎥	管理ヤードストック	1,286 ㎥	中央バックヤードに集積	0 ㎥
		0 ㎥	堆肥化	0 ㎥		0 ㎥
		600 ㎥	園外処分	608 ㎥	園外リサイクル施設へ搬出し、施設でリサイクル処理される	600 ㎥
剪定枝、伐採木等	2,375 ㎥	1,953 ㎥	チップ化処理	1,953 ㎥	堆肥化後花畑等の土壌改良材、園路・広場への敷き込み材	1,953 ㎥
		422 ㎥	園外処分	422 ㎥	園外リサイクル施設へ搬出し、施設でリサイクル処理される	422 ㎥

【H25】

発生物の内容	発生量	処分量	処理方法	処理量	活用方法	再利用量
芝、草、除草等、植替(刈取)草花等	1,474 ㎥	1,474 ㎥	管理ヤードストック	0 ㎥	中央バックヤードに集積	0 ㎥
		0 ㎥	堆肥化	0 ㎥		0 ㎥
		0 ㎥	園外処分	0 ㎥		0 ㎥
剪定枝、伐採木等	2,424 ㎥	1,902 ㎥	チップ化処理	935 ㎥	園路・広場への敷き込み材	935 ㎥
		522 ㎥	園外処分	60 ㎥	園外リサイクル施設へ搬出し、施設でリサイクル処理される	60 ㎥

別紙４４

収益施設利用者数、売り上げ等

■収益施設利用者数

＜レストラン利用客数＞

【H24】 （単位：人）

	中央レストラン	展望レストラン	月計
4月	4,519	3,084	7,603
5月	4,785	3,195	7,980
6月	2,556	1,831	4,387
7月	2,536	1,940	4,476
8月	2,874	3,684	6,558
9月	2,575	1,861	4,436
10月	3,791	2,494	6,285
11月	4,349	3,214	8,432
12月	1,493	973	2,466
1月	1,516	1,040	2,556
2月	1,978	1,322	3,300
3月	2,949	3,318	6,267
合計	35,921	27,956	63,877

【H25】 （単位：人）

	中央レストラン	展望レストラン	月計
4月	4,513	3,272	7,603
5月	5,971	4,136	7,980
6月	2,979	2,090	4,387
7月	2,234	1,819	4,476
8月	2,681	1,816	6,558
9月	3,336	2,003	4,436
10月	3,030	2,489	6,285
11月	5,574	4,058	9,632
12月	2,036	1,398	3,434
1月	1,853	1,206	3,059
2月	619	600	1,219
3月	2,970	3,104	6,074
合計	37,796	48,295	86,091

＜サイクリング施設＞

【H24】　（単位：台）

	貸出数	最大貸出日	貸出数
4 月	14,621	4/29	2,495
5 月	15,540	5/5	2,578
6 月	6,991	6/24	1,487
7 月	5,415	7/15	1,140
8 月	8,307	8/15	987
9 月	7,241	9/16	1,855
10 月	12,838	10/14	2,043
11 月	12,489	11/25	1,946
12 月	2,137	12/2	408
1 月	2,566	1/13	659
2 月	3,112	2/10	801
3 月	9,003	3/20	1,481
年度計	100,260		

【H25】　（単位：台）

	貸出数	最大貸出日	貸出数
4 月	15,030	4/28	2,847
5 月	20,607	5/5	3,243
6 月	9,389	6/9	1,707
7 月	4,705	7/21	710
8 月	6,614	8/4	480
9 月	10,297	9/22	2,520
10 月	9,935	10/13	2,568
11 月	11,875	11/23	1,912
12 月	3,227	12/1	421
1 月	3,081	1/12	712
2 月	547	2/10	705
3 月	5,186	3/23	1,325
年度計	94,760		

＜パークトレイン利用者数＞

【H24】　（単位：人）

H24 年度	大人	小人	計	平均乗車数	
				平日	土休日
4 月	5,487	1,638	7,125	145	639
5 月	4,775	2,713	7,488	162	764
6 月	2,705	1,356	4,061	56	323
7 月	2,296	3,632	5,928	74	423
8 月	2,805	2,670	5,507	228	389
9 月	2,288	1,651	3,939	102	665
10 月	4,494	2,516	7,010	74	487
11 月	4,465	2,121	6,586	89	122
12 月	634	357	991	42	108
1 月	736	627	1,363	27	125
2 月	571	123	694	25	66
3 月	4,120	2,394	6,514	99	338
年度計	36,886	22,209	59,094	94	398

【H25】　（単位：人）

H25 年度	大人	小人	計	平均乗車数	
				平日	土休日
4 月	5,864	3,706	9,570	146	588
5 月	8,654	5,355	14,009	170	772
6 月	3,441	2,228	5,669	98	228
7 月	2,295	1,329	3,624	75	433
8 月	2,779	2,728	5,507	221	375
9 月	3,260	2,078	5,338	98	574
10 月	4,494	2,516	7,010	82	485
11 月	5,480	2,483	7,963	91	125
12 月	1,066	648	1,714	44	99
1 月	821	597	1,418	28	130
2 月	137	96	233	13	38
3 月	3,927	2,504	6,431	102	351
年度計	42,218	26,268	68,486	97	377

■武蔵丘陵公園収益施設修繕履歴（H24 実績）

施設区分		年間修繕金額	主な修繕	備考
レストラン				
	国修繕		設備修繕 外構修繕等	
	テナント修繕	¥435,030	厨房機器修繕 消防設備点検等	
売店				
	国修繕		設備修繕 躯体修繕等	
	テナント修繕	¥390,550	什器修繕 看板修繕等	
駐車場				
	国修繕		路面修繕 看板修繕等	
	テナント修繕	¥46,900	自動ゲート機械修繕等	
サイクリング				
	国修繕		設備修繕等	
	テナント修繕	¥1,926,800	自転車修繕等	
園内交通				
	国修繕		車輌点検、修繕等	
	テナント修繕	¥346,033	車輌点検、修繕等	

■武蔵丘陵公園収益施設修繕履歴（H25 実績）

施設区分		年間修繕金額	主な修繕	備考
レストラン				
	国修繕		設備修繕 外構修繕等	
	テナント修繕	¥630,910	厨房機器修繕 消防設備点検等	
売店				
	国修繕		設備修繕 躯体修繕等	
	テナント修繕	¥233,000	什器修繕 看板修繕等	
駐車場				
	国修繕		路面修繕 看板修繕等	
	テナント修繕	¥32,000	自動ゲート機械修繕等	
サイクリング				
	国修繕		設備修繕等	
	テナント修繕	¥2,534,133	自転車修繕等	
園内交通				
	国修繕		車輌点検、修繕等	
	テナント修繕	¥716,829	車輌点検、修繕等	

＜駐車場＞

【H24】

	大型車	小型車	二輪車	計	最大日	最大日の駐車台数	最大日における満車になった時間	満車になった回数	南	中央	西	北
4 月	96	10,241	37	10,402	4/29	2,825		1 回（全駐車場）	1	1	1	1
5 月	278	13,925	57	14,260	5/5	3,180		2 回（全駐車場）	2	2	2	2
6 月	110	6,680	34	6,824	6/24	1,214					1	
7 月	60	6,684	26	6,770	7/15	1,098					1	
8 月	59	10,366	26	10,451	8/15	915					1	
9 月	123	6,508	30	6,661	9/16	1,219	昼前に満車 14 時頃解消			1	1	
10 月	198	10,697	56	10,951	10/8	1,852				1	1	
11 月	114	16,791	40	16,945	11/25	2,090				1	1	
12 月	12	6,256	14	6,282	12/2	866						
1 月	7	3,375	8	3,390	1/13	729						
2 月	48	4,862	23	4,933	2/11	1,369					1	
3 月	83	8,774	55	8,912	3/17	1,082					1	
年度計	1,188	105,159	406	106,781					3	6	11	3

【H25】

	大型車	小型車	二輪車	計	最大日	最大日の駐車台数	最大日における満車になった時間	満車になった回数	南	中央	西	北
4 月	85	12,468	61	12,614	4/29	2,500			1	1	1	
5 月	246	16,953	93	17,292	5/4	3,018		2 回（全駐車場）	2	2	2	2
6 月	90	8,074	48	8,212	6/9	1,249					1	
7 月	64	6,494	22	6,580	7/14	794					1	
8 月	40	9,058	29	9,417	8/4	590					1	
9 月	94	8,015	43	8,152	9/22	1,470	昼前に満車 14 時頃解消			1	1	
10 月	144	7,131	54	7,329	10/14	1,901				1	1	
11 月	127	17,932	196	18,255	11/23	1,936				1	1	
12 月	15	5,951	201	6,167	12/1	1,032						
1 月	29	3,850	11	3,890	1/12	490						
2 月	5	2,030	7	2,042	2/11	1,272			1			
3 月	45	8,384	43	8,472	3/21	1,150					1	
年度計	984	106,340	808	108,132								

■武蔵丘陵森林公園収益施設事故等報告件数（H24H25 実績）

【H24】

項　目	事故等原因	内　容	件　数
自動販売機、売店	賞味期限切れ	売店、自販機商品	2
自動販売機	盗難	西地区 6 台現金盗難	1
合　計			3件

【H25】

項　目	事故等原因	内　容	件　数
売店	期限表示未記入	日付シール記入忘れ	1件
自転車	転倒、接触	骨折、擦過傷等	2件
園内交通	物損	ベンチ破損	1 件
合　計			3件

■武蔵丘陵森林公園収益施設資産一覧（1/8）

施設名	区分	詳細	数量等	所有者
レストラン				
中央レストラン				
	躯体	建物躯体	一式	国
	設備	空調設備		
		エアコン	一式	国
		換気設備	一式	国
		給排水設備	一式	国
		電気設備		
		躯体付属設備	一式	国
		厨房機器		
		冷蔵庫、フライヤー等	一式	事業者
		シンク、調理台等	一式	事業者
	内装	テーブルセット		
		テーブルセット（室内用・室外用）	一式	国
		各種什器類		
		ケータリングワゴン等	一式	事業者
		ショーケース	一式	事業者
		食器類	一式	事業者
		営業機材		
		店舗看板等	一式	事業者
		レジスター、メニュー板等	一式	事業者
		その他内装設備等	一式	事業者
	外構	オープンデッキ	一式	国
		バーベキュー用セット一式	一式	事業者
		倉庫	2 棟	国

■武蔵丘陵森林公園収益施設資産一覧（2/8）

	展望広場レストラン				
		躯体	建物躯体	一式	国
		設備	空調設備		
			エアコン	一式	国
			換気設備	一式	国
			給排水設備	一式	国
			電気設備		
			躯体付属設備	一式	国
			EV 設備		
			乗用エレベーター	一式	国
			荷物用エレベーター（ダムウェーター）	一式	国
			厨房機器		
			冷蔵庫、フライヤー等	一式	事業者
			シンク、調理台等	一式	事業者
		内装	テーブルセット		
			テーブルセット（室内用・室外用）	一式	国
			各種什器		
			ケータリングワゴン等	一式	事業者
			ショーケース	一式	事業者
			食器類	一式	事業者
			営業機材		
			店舗看板等	一式	国
			レジスター、メニュー板等	一式	事業者
			その他内装設備等	一式	事業者
		外構	1 階保冷庫置場	一式	国
			1 階保冷庫本体	一式	事業者

■武蔵丘陵森林公園収益施設資産一覧（3/8）

売店					
	南入口休憩所内売店				
		躯体	建物躯体	一式	国
		設備	空調設備		
			エアコン	一式	国
			換気設備	一式	国
			給排水設備	一式	国
			電気設備		
			躯体付属設備	一式	国
		内装	各種什器	一式	事業者
			営業機材	一式	事業者
			その他内装設備等	一式	事業者
	運動広場管理棟売店				
		躯体	建物躯体	一式	国
		設備	空調設備		
			エアコン	一式	国
			換気設備	一式	国
			給排水設備	一式	国
			電気設備		
			躯体付属設備	一式	国
		内装	各種什器	一式	事業者
			営業機材	一式	事業者
			その他内装設備等	一式	事業者

■武蔵丘陵森林公園収益施設資産一覧（4/8）

	水遊び場売店				
		躯体	建物躯体	一式	国
		設備	空調設備		
			エアコン	一式	国
			換気設備	一式	国
			給排水設備	一式	国
			電気設備		
			躯体付属設備	一式	国
		内装	各種什器	一式	事業者
			営業機材	一式	事業者
			その他内装設備等	一式	事業者
	西入口管理棟売店				
		躯体	建物躯体	一式	国
		設備	空調設備		
			エアコン	一式	国
			換気設備	一式	国
			給排水設備	一式	国
			電気設備		
			躯体付属設備	一式	国
		内装	各種什器	一式	事業者
			営業機材	一式	事業者
			その他内装設備等	一式	事業者
	南入口自転車管理棟売店				
		躯体	建物躯体	一式	国
		設備	空調設備		
			エアコン	一式	国
			換気設備	一式	国
			給排水設備	一式	国
			電気設備		
			躯体付属設備	一式	国
		内装	各種什器	一式	事業者
			営業機材	一式	事業者
			その他内装設備等	一式	事業者

■武蔵丘陵森林公園収益施設資産一覧（5/8）

	西入口自転車管理棟売店				
		躯体	建物躯体	一式	国
		設備	空調設備		
			エアコン	一式	国
			換気設備	一式	国
			給排水設備	一式	国
			電気設備		
			躯体付属設備	一式	国
		内装	各種什器	一式	事業者
			営業機材	一式	事業者
			その他内装設備等	一式	事業者
	花木園レストハウス売店				
		躯体	建物躯体	一式	国
		設備	空調設備		
			エアコン	一式	国
			換気設備	一式	国
			給排水設備	一式	国
			電気設備		
			躯体付属設備	一式	国
		内装	各種什器	一式	事業者
			営業機材	一式	事業者
			その他内装設備等	一式	事業者
	渓流広場売店				
		躯体	建物躯体	一式	国
		設備	空調設備		
			エアコン	一式	国
			換気設備	一式	国
			給排水設備	一式	国
			電気設備		
			躯体付属設備	一式	国
		内装	各種什器	一式	事業者
			営業機材	一式	事業者
			その他内装設備等	一式	事業者

■武蔵丘陵森林公園収益施設資産一覧（6/8）

	中央入口売店				
		躯体	建物躯体	一式	国
		設備	空調設備		
			エアコン	一式	国
			換気設備	一式	国
			給排水設備	一式	国
			電気設備		
			躯体付属設備	一式	国
		内装	各種什器	一式	事業者
			営業機材	一式	事業者
			その他内装設備等	一式	事業者
遊戯施設					
	パークトレイン				
		車体	トレイン 1 号車(2 両編成)駆動車、客車(後)	1 編成	国
			トレイン 2 号車(1 両編成)駆動車、客車	1 編成	国
			トレイン 1 号車客車(前)	一式	事業者
			トレイン 1 号車客車(後)後方部昇降リフト	一式	国
			電気自動車	2 台	国
		設備	停留所	8 箇所	国
		躯体	乗務員控室、車庫	1 棟	国

■武蔵丘陵森林公園収益施設資産一覧（7/8）

駐車場					
	駐車場				
		躯体	料金ブース（南口）	一式	国
			料金ブース（西口）	一式	国
			料金ブース（中央口第二）	一式	国
		設備	自動ゲート（中央口第一）	一式	国
		舗装	舗装（南口）	一式	国
			舗装（西口）	一式	国
			舗装（中央第一）	一式	国
			舗装（中央第二）	一式	国
			舗装（中央第三）	一式	国
			舗装（北口）	一式	国
		看板	注意看板		国
			移動式	一式	事業者
			固定式		
			案内看板		国
			移動式	一式	事業者
			固定式		
			標識		国
			移動式	一式	事業者
			固定式		国
			営業機材	一式	事業者
			その他内装設備等	一式	事業者

■武蔵丘陵森林公園収益施設資産一覧（8/8）

サイクリング施設					
	サイクリング施設				
		躯体	建物躯体（南）	一式	国
			建物躯体（西）	一式	国
			建物躯体（中央）	一式	国
			建物躯体（北）	一式	国
		設備	空調設備（南・西・中央）	一式	国
			空調設備（北）	一式	国
			給排水設備（南・西・中央）	一式	国
			給排水設備（北）	一式	国
			電気設備（南・西・中央）	一式	国
			電気設備（北）	一式	国
		備品類	自転車	1,298 台	事業者
			券売機	4 基	事業者
			コンプレッサー	4 台	事業者
			コインロッカー	6 台	事業者
			営業機材	一式	事業者
			その他内装設備等	一式	事業者

■収益施設売上額

1．固定的収益施設　H24 H25 実績

施設区分		売上額（千円）	備考
施設区分	施設名／内訳	（H24･25 平均）	
レストラン	①中央レストラン ②展望休憩所レストラン	35,683	
売店	①南入口休憩所売店 ②花木園レストハウス売店 ③運動広場管理棟売店 ④渓流広場売店 ⑤水遊び場売店 ⑥南入口自転車管理棟売店 ⑦西入口管理棟内売店 ⑧西入口自転車管理棟売店 ⑨中央口管理棟売店 ⑩植物園売店	67,057	
駐車場	①南入口駐車場 ②中央入口駐車場 ③西入口駐車場 ④北口駐車場	65,174	
サイクリング施設	①南入口自転車管理棟 ②中央入口自転車管理棟 ③西入口自転車管理棟 ④北口サイクリングセンター	48,359	
園内交通施設		12,,089	

2．臨時収益施設

施設区分		売上額（千円）	備考
施設区分	施設名／内訳	（H24･25）	
	①自動販売機	11,686	
	②臨時売店等	20,816	

臨時物販施設等一覧

【H23】

施設名称	営業場所	開設期間
南口広場売店	南口	平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日（通年）
ドッグラン休憩所売店	ドッグラン休憩所	平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日（通年）
植物園売店	植物園展示棟	平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日（通年）
渓流広場臨時売店①	渓流広場	平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日（通年）
OL マップ等販売所	各入園口 4 箇所	平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日（通年）
西口臨時売店①	西口	平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 11 月 27 日(春秋)
GW 臨時売店①	南口広場	平成 23 年 4 月 22 日～平成 23 年 5 月 9 日（GW）
GW 臨時売店②	渓流広場	平成 23 年 4 月 22 日～平成 23 年 5 月 9 日（GW）
GW 臨時売店③	西口自転車管理棟	平成 23 年 4 月 22 日～平成 23 年 5 月 9 日（GW）
水遊び場臨時売店	水遊び場	平成 23 年 7 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日(夏休み)
紅葉見ナイト臨時売店①	旧彫刻広場売店	平成 23 年 11 月 2 日～平成 23 年 12 月 7 日(紅葉)
紅葉見ナイト臨時売店②	中央口	平成 23 年 11 月 2 日～平成 23 年 12 月 7 日(紅葉)
紅葉見ナイト臨時売店③	植物園展示棟前	平成 23 年 11 月 2 日～平成 23 年 12 月 7 日(紅葉)
紅葉見ナイト臨時売店④	針葉樹園	平成 23 年 11 月 2 日～平成 23 年 12 月 7 日(紅葉)
渓流広場臨時売店②	渓流広場	平成 24 年 1 月 22 日（デュアスロン大会）
早春フェスタ臨時売店	雅の広場	平成 24 年 2 月 10 日～平成 24 年 3 月 26 日（梅）
西口臨時売店②	西口	平成 24 年 3 月 3 日～平成 24 年 3 月 31 日(春休み)

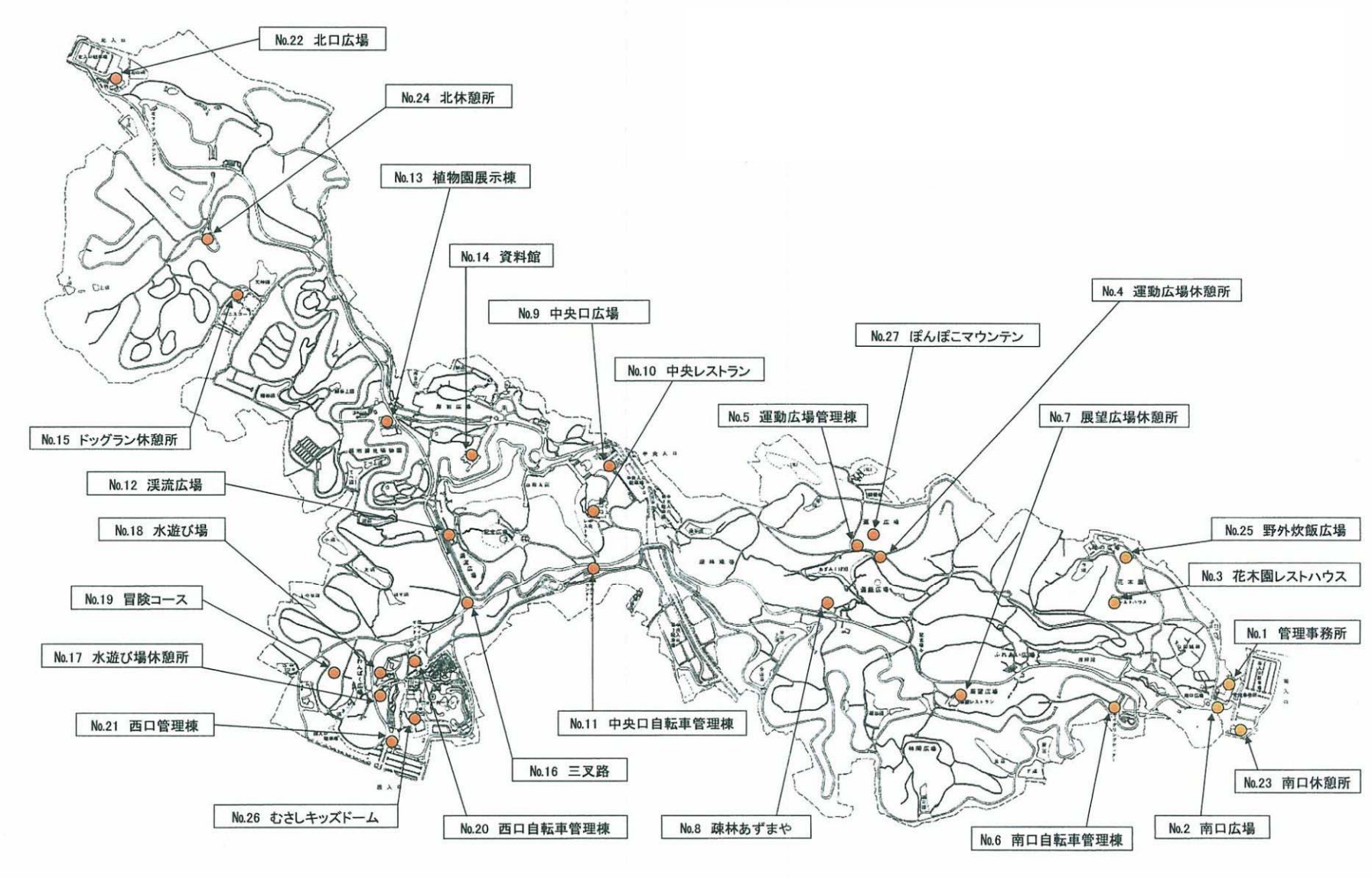
【H24】

施設名称	営業場所	開設期間
南口広場売店	南口	平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日（通年）
渓流広場売店	渓流広場	平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日（通年）
ドッグラン休憩所売店	ドッグラン休憩所	平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日（通年）
夏休み臨時売店	水遊び場	平成 24 年 7 月 14 日～平成 24 年 9 月 23 日
紅葉見ナイト臨時売店①	旧彫刻広場売店	平成 24 年 11 月 3 日～平成 24 年 12 月 9 日（紅葉）

【H25】

施設名称	営業場所	開設期間
南口広場売店	南口	平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（通年）
渓流広場売店	渓流広場	平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（通年）
ドッグラン休憩所売店	ドッグラン休憩所	平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（通年）
GW 臨時売店(南口)	南口	平成 25 年 4 月 27 日～平成 25 年 5 月 6 日（ゴールデンウィーク）
GW 臨時売店(冒険コース前)	水遊び場売店	平成 25 年 4 月 27 日～平成 25 年 5 月 6 日（ゴールデンウィーク）
夏休み臨時売店	水遊び場	平成 25 年 7 月 13 日～平成 21 年 9 月 23 日
紅葉見ナイト臨時売店①	旧彫刻広場売店	平成 25 年 11 月 1 日～平成 25 年 12 月 1 日（紅葉）
ベジタブルマラソン臨時売店	水遊び場売店	平成 26 年 3 月 21 日

自動販売機設置箇所


No.22 北口広場
No.24 北休憩所
No.13 植物園展示棟
No.14 資料館
No.9 中央口広場
No.10 中央レストラン
No.4 運動広場休憩所
No.27 ぽんぽこマウンテン
No.5 運動広場管理棟
No.7 展望広場休憩所
No.15 ドッグラン休憩所
No.12 渓流広場
No.18 水遊び場
No.19 冒険コース
No.17 水遊び場休憩所
No.21 西口管理棟
No.26 むさしキッズドーム
No.20 西口自転車管理棟
No.16 三叉路
No.11 中央口自転車管理棟
No.8 疎林あずまや
No.6 南口自転車管理棟
No.2 南口広場
No.23 南口休憩所
No.1 管理事務所
No.3 花木園レストハウス
No.25 野外炊飯広場

別紙４６

公衆電話

【H23、24、25】



設置場所	国設置
南口	1
西口	1
北口	1
計	3

○○公園運営維持管理業務　平成○○年度業務評定

【概要】

公園名	○○公園
所在地	
事業者	
履行期間	自;平成○○年○月○日　　至;平成○○年○月○○日
評価対象年度	平成○○年度

【目標達成状況】

目標指数	事業者が設定した目標値	達成状況	備考
① 公園利用者数	年間○○万人		
② 満足度	年間○○%		
③ ○○	○○		

【運営状況】

評価内容	
評価ランク	優　・　良　・　可　・　不可
特記事項 （特に評価すべき事項、改善が望まれる事項、今後の課題等を記載）	
備　考	

（提出様式1－1）

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
関 東 地 方 整 備 局 長 殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印
（担　当　者）
所属部署
氏　　名
電話番号
FAX番号
E-mail

（共同企業体の場合は、以下のように記入すること。）
住　　所　共同体事務所の所在地
商号又は名称 H27-30国営武蔵丘陵森林公園
運営維持管理業務◇◇・○○共同体
代表者氏名　　印

平成26年●月●日付けで入札公告のありました「H27-30国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務」に係わる競争に参加する資格について、関係書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(提出様式1－2)
○企業の業務実績

担当する分担業務:○○業務				
会社名:○○○○(株)				
業務名	発注者	受注形態	業務概要	履行期間
○○○○○○○○○業務 内容種別　1)　2)	○○県	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設（園地管理面積約○㎡）、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別　1)　2)				
企業の延べ業務年数				○ヶ月
1級造園施工管理技士保有者数（植物管理業務のみ記入） 平成　　年　　月　　日時点　○名				

注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
注2:面積、植栽地の存在が分かる資料（施工図面、空中写真、地形図等）を添付する。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等の写しを提出する。
注4:複数の業務を記載する場合は行を追加して記入する。
注5:記載する業務件数による評価は行わない。
注6:内容種別欄は実施要項3．2．の「表1　企業の業務実績等に関する要件」の1)～2)のいずれか該当するものを選び○を記入する。
注7:実施要項3．2．の「表1　企業の業務実績等に関する要件」の注意事項に沿って記載する。
注8:参加する法人の会社概要がわかる公表資料(会社紹介パンフレット、HP等)を別途提出する。

（提出様式1－3）

○総括（業務）責任者の業務実績

担当する分担業務：○○業務

ふりがな
氏名

生年月日　　年　　月　　日

会社名・所属・役職

○○会社・○○部・○○部長

保有資格（植物管理業務責任者は、1級造園施工管理技士を必ず記入すること）

・1級造園施工管理技士（登録番号：　　）　（取得年月日：　年　月　日）

業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○業務 内容種別 1） 2） 3） 4）	○○	・単独 ・共同企業体（・代表者・代表者以外）	公園種別、○○施設（園地管理面積約○㎡）、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月
○○○○○○○○○業務 内容種別 1） 2） 3） 4）	○○	・単独 ・共同企業体（・代表者・代表者以外）	公園種別、○○施設（園地管理面積約○㎡）、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	○月 ～ 平成○年○月
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験　の延べ経験年数							○年○ヶ月

注1：業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2：面積、植栽地の存在が分かる資料（施工図面、空中写真、地形図等）を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注3：実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注4：経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5：企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書（任意様式）及び業務経験証明書（様式1－8）を添付する。

注6：内容種別欄は実施要項3．3．「表2　配置予定者の業務実績等に関する要件」の1）～4）のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注7：実施要項3．3．配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

柱8：実施要項3．3．に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

(提出様式１－4)守秘性に関する要件

○守秘義務に関し、下記の処置が講じられているか記載する。

イ. 社内規則等(守秘義務に関する規程及びその罰則規が明示されているものに限る)制定について

ロ. 守秘義務に関する研修、講習等の定期的な実施について

注1: 守秘義務に関する規程及びその罰則規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

共同体の場合は、各構成員それぞれの提出様式１－4を作成し、かつ各構成員それぞれの守秘義務に関する規程及びその罰則を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

（提出様式１－５）業務実施体制

［実施要項で定める業務責任者］

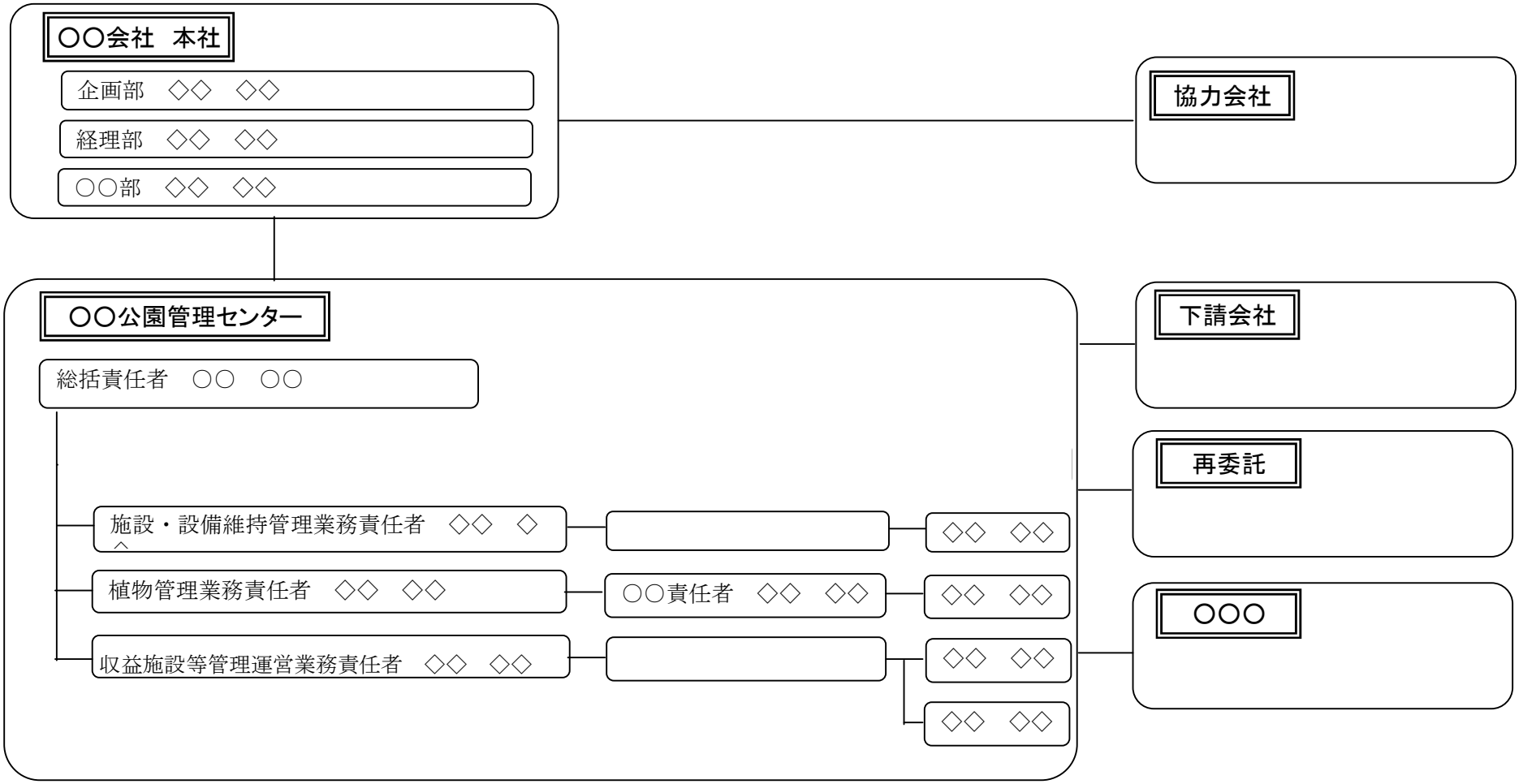
<table>
<tr><th rowspan="2">実施要項3.3.に定める業務責任者</th><th rowspan="2">具体的な業務内容</th><th colspan="4">雇用形態</th><th rowspan="2">資格、能力、実務経験年数等（業務内容に対する適切性について記載）</th><th colspan="8">１週間の予定勤務時間</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>常勤</th><th>非常勤</th><th>委託</th><th>その他（具体的に）</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th><th>計</th></tr>
<tr><td rowspan="2">総括責任者</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>計</td><td rowspan="2">代表企業
○○会社
関東　太郎</td></tr>
<tr><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>0</td><td>0</td><td>40</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設・設備維持
管理業務責任者</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>計</td><td rowspan="2">○○会社
○○　○○</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">植物管理
業務責任者</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>計</td><td rowspan="2">○○会社
○○　○○</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">収益施設等管理
運営業務責任者</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>計</td><td rowspan="2">○○会社
○○　○○</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

※ 組織図（業務実施のための管理機構）を添付する（任意様式）。
※ 総括責任者および業務責任者が資格要件の条件を満たさない場合は特定しない。
※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。
※ 実施要項　３．３．に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。
※［実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者］を配置する場合には、別紙に記入すること。
※ 総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任（注）とする。なお、病気・死亡等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め関東地方整備局の承諾を得るものとする。
（注：専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務開始するまでの期間（準備期間）は専任を要しない。）

業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者	具体的な業務内容	雇用形態				資格、能力、実務経験年数等（業務内容に対する適切性について記載）	1週間の予定勤務時間								備考
		常勤	非常勤	委託	その他（具体的に）										
△△業務責任者の下 ○○係長		○	－	－			月 8	火 8	水 8	木 8	金 8	土 0	日 0	計 40	○○会社 ○○　○○
□□業務責任者の下 ○○リーダー							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○　○○
							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○　○○
							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○　○○

※ [実施要項で定める業務責任者]の下に配置するのか責任区分を明確にすること。
※ [実施要項で定める業務責任者]と併せた組織図（業務実施のための管理機構）を添付する（任意様式）。
※ 災害、繁忙期等の緊急時を含み、現地を支援する本社等の体制（責任体制、現地体制）を記載する。
※ 配置予定人員の枠が足りなければ、追加して記入する。
※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。（氏名が未確定の場合は、氏名について、記載しなくてもよい）
※ 業務責任者の下に配置し、業務責任者を補佐する者を変更する場合は、当該業務に精通した者を配置するものとし、予め関東地方整備局の承諾を得るものとする。

業務実施体制　組織図（業務実施のための管理機構）　（作成例）



注１：共同体の場合は、責任者の氏名の後に構成企業名を記載すること。
注２：災害、繁忙期等の緊急時における体制（責任体制、現地体制）についても分かるように記載すること。

提出様式1－5－2） 業務実施体制における提案

・迅速かつ円滑な意志決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案を記述。

※上記について、組織面、費用面の対応等を付帯的に記載すること。

※A4版１枚以内にまとめる(図表含む。)。
※文字寸法は10.5ﾎﾟｲﾝﾄ以上。
※白黒片面印刷で提出すること。

（提出様式1－5－3）

○申請した総括責任者以外で同一企業に在籍する総括責任者（代替総括責任者）の業務実績

ふりがな 氏名 生年月日　　年　　月　　日							
会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格 ・技術士（建設部門：都市及び地方計画） （登録番号：　　）（取得年月日：年　月　日）							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○○業務 内容種別 1）2）3）4）	○○	・単独 ・共同企業体（・代表者・代表者以外）	公園種別、○○施設（園地管理面積約○㎡）、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月
○○○○○○○○○○業務 内容種別 1）2）3）4）	○○	・単独 ・共同企業体（・代表者・代表者以外）	公園種別、○○施設（園地管理面積約○㎡）、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	○月 ～ 平成○年○月
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験　の延べ経験年数							○年○ヶ月

注1：業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2：面積、植栽地の存在が分かる資料（施工図面、空中写真、地形図等）を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注3：実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注4：経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5：内容種別欄は実施要項3．3．「表8　配置予定者の業務実績等に関する要件」の1）～4）のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注6：実施要項3．3．配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

(提出様式1－6)実施方針

※A4版２枚以内にまとめる(図表含む。)。
※文字寸法は10.5ﾎﾟｲﾝﾄ以上。
※別紙年間業務計画を添付する。それ以外の添付資料は認めない。
※白黒片面印刷で提出すること。

（別紙）

年間業務計画（作成例）

工　種	種別	実施頻度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
植物管理	芝生管理	●回／年												
	低木管理	●回／年												
	高木管理	●回／年												
	草花管理	●回／年												
●●●●														
●●●●														
●●●●														
●●●●														

(提出様式1－7)再委託又は、下請負の予定(協力企業の名称等)

企　業　名		代表者名	
所　在　地			
再委託する理由及び具体的内容 分担業務内容			

企　業　名		代表者名	
所　在　地			
再委託する理由及び具体的内容 分担業務内容			

企　業　名		代表者名	
所　在　地			
再委託する理由及び具体的内容 分担業務内容			

注１：再委託又は、下請負（予定含む）がある場合に記入する。

注２：原則として、小規模な業務※を除き、記載された以外の業務を再委託又は下請負する場合には、金額および必要性等について協議が必要となる。
※　小規模な業務とは、基本的に契約金額が100万円未満の業務等

注３：再委託又は、下請負の枠が足りなければ、追加して記入すること。

注４：組織図（業務実施のための管理機構）に記入すること。

念書(例)（申請書類提出時に当該法人と雇用関係が無い場合）

支出負担行為担当官
関東地方整備局長　様

念書（例）

株式会社○○○○と関東太郎は、現在雇用関係に無いが、下記の場合において雇用契約を締結するものとする。

記

国土交通省関東地方整備局で、平成　　年　　月　　日付けで入札公告のあった「H27-30国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務」と契約締結した場合。

平成　　年　　月　　日

住所
電話番号
会社名　株式会社○○○○
代表者　代表取締役社長△△　△△　印

住所

氏名　　関東　太郎　印

(提出様式1－8)業務経験証明書

氏名(ふりがな)	関東　太郎 (　　年　　月　　日生)
会社名	□□□□株式会社
業務実績	○○業務の○○責任者として従事。
従事期間	年　　月　　日 ～ 年　　月　　日
備考	

上記の通りであることを証明します。

平成　　年　　月　　日

住　所

電話番号
会社名　　□□□□株式会社

代表者　　役職名　　氏名　　印

（提出様式１－９－１）

平成　　年　　月　　日

収益施設運営実績書

国土交通省　関東地方整備局　　殿

（申請者）社　名
代表者　　印
所在地
TEL(FAX)

下記収益施設等について、運営実績書を提出します。

記

（記入例）

	国営武蔵丘陵森林公園 収益施設名	収益施設運営実績（※１）		収益施設運営予定（※２）	
		企業としての実績	配置予定者としての実績	申請者（共同体構成員を含む）	申請者以外の者（再委託・下請け等）
1	駐車場				○ ((株)○○)
2	サイクリング施設				○ (未定)
3	飲食施設	◎ ((株)○○)	◎ (○○太郎)	○ ((株)○○)	
4	物販施設	○ ((株)○○)		○ ((株)○○)	
5	園内交通施設				○ ((株)○○)
6	野外炊飯広場	◎ ((株)○○)	◎ (○○太郎)	○ ((株)○○)	
7	自動販売機	○ ((株)○○)		○ ((株)○○)	
8	コインロッカー			○ ((株)○○)	
9	公衆電話	○ ((株)○○)		○ ((株)○○)	

（提出様式１－９－１）の注意事項

※１　収益施設運営実績について、実施要項３．２．企業の業務実績に関する要件、及び３．３．配置予定者の業務実績に関する要件の「⑤収益施設等管理運営業務」で申請している収益施設に「◎」を記入し、その他実績を有する収益実績は「○」を記入する（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「◎」、「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（(株)○○）」、「◎（○○太郎）」）

又、「◎」、「○」を記入した施設の全ての施設について（提出様式１－９－３）に記入すること。

※２　収益施設運営予定について、国営武蔵丘陵森林公園において、申請者または申請者以外の者で行うのかいずれかに「○」を記入する。なお、収益施設運営実績の申請者と収益施設運営予定の申請者が必ずしも同一箇所でなくてもよい。（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（(株)○○）」、「○（○○太郎）」）。申請者以外の者が未定の場合は、「○」のあとに「未定」と記載すること。（例「○（未定）」）

又、申請者以外の者によって実施し、予定している企業等がある場合は、（提出様式１－７）に記載すること。

※３　「H27-30国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務」に入札参加しようとする者は、公園施設と連携して収益施設を運営することから、H27-30国営武蔵丘陵森林公園収益施設等管理運営規定書の事項を確認の上、収益施設運営実績書を提出しなければならない。

また、「H27-30国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務」の受託者は、収益施設について都市公園法第５条の申請を行い、許可を受け所定の使用料を国へ支払なければならない。

※４　共同体として参加する者が提出する場合は、H27-30国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務について、代表企業を申請者とする。

（提出様式１－９－２）

収益施設名：〇〇

会社の概要

（１）以下について記入するものとする。

①社名	（　　）
②業種（主・副）	（　　・　　）
③設立	（　　年　　月）
④資本金	（　　円）
⑤従業員数	（　　人）
⑥株式	（　上場　・　非上場　）
⑦株主数	（　　人）
⑧営業範囲	（東京都・関東甲信地方・全国　）
⑨年商	（　　円）

（２）下記の最新資料を添付するものとする。

①会社概要書等
②登記簿謄本
③財務諸表（過去3ケ年分）

※　提出様式１－９－１で記載している全ての収益施設の施設等運営者について記載すること。（収益施設運営実績、収益施設運営予定を含む）
※　財務諸表については、決算報告に使用された「貸借対照表」「損益計算書」「営業報告書」「利益の処分又は損失の処理に関する議案」等（過去３ケ年分）を提出するものとする。
※　申請者以外の者については、上記（２）②、③は提出しなくてもよい。ただし、落札者決定された場合は、業務計画書提出時までに提出するものとする。
※　申請者以外の者が未定の場合は、上記（１）①社名に「未定」と記載すること。ただし、落札者決定された場合は、本様式と上記（２）①～③を業務計画書提出時までに提出するものとする。

（提出様式１－９－３）

○○施設運営実績

項　　目	内　　容
・施設名 ・所在地 ・開設年	（記入例） ・○○○○　　○○店 ・東京都○○市○○１－２－３ ・平成○年○月
・業態 ・取扱品目 ・主な客層	（記入例） ・フルサービス和食レストラン ・郷土料理 ・家族連れ、観光客
・構造 ・規模	（記入例） ・構　　造　　RC構造 ・延床面積　　401.88㎡ ・客席面積　　300㎡ ・席　　数　　100席 ・厨房面積　　50㎡ ・駐 車 場　　平面駐車場　普通車20台
・売上高	（記入例） ・120,000千円／年（過去３ヶ年の平均）
・従業員数	（記入例） ・社員３人、補員５人

※　提出様式１－９－１の収益施設運営実績の◎及び○と記載した箇所についてそれぞれ１件以上記載すること。企業及び配置予定者の業務実績が同じ収益施設で異なる施設（別の施設）の場合は、それぞれ記載すること。　又、施設等により物理的条件より記載が難しい場合であっても実施している概要がわかる内容を記載すること。

※　売上高は、過去３ヶ年の平均とし、実績がないものは、過去２年又は１年でもよい。又１年に満たない場合は、予定金額でもよい。

※　実績を証明する登記簿又は契約書等の写しと、自由様式で施設概要がわかる資料又は写真等を２～３枚添付すること。

なお、自由様式は、Ａ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。

（提出様式１－１０）

（第１面）

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
関東地方整備局長
深澤　淳志　殿

（郵便番号　　）
入札参加事業者　住　　所

電話番号（　　）　　－

商　　号
又は名称

氏　　名　　㊞

（法人にあっては、代表者氏名）

法定代理人　　㊞
氏　　名

入 札 参 加 事 業 者 等 確 認 書

この書面の記載事項は、事実に相違ありません。

（留意事項）

１　この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第１０条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。

２　この書面とともに、**第**８面の一覧表に示す書類の提出をお願いします。

３．提出した様式のデータおよび電磁的記録媒体（第８面※８参照）をCD－Rで提出願います。

1　入札参加事業者

個人・法人の別	□　個　　人	□　法　　人

ア　入札参加事業者が個人の場合

フリガナ	生年月日 （性別）	本　　籍
氏　　名		住　　所
フ　リ　ガ　ナ		事業活動の内容
商号又は屋号		
	（　）	

イ　入札参加事業者が法人の場合

フ　リ　ガ　ナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者の氏名
事　業　活　動　の　内　容	

（記載上の注意）

1　「個人・法人の別」は、該当するものに○印を付けて下さい。

2　「商号又は屋号」は、商号登記をしているときはその商号を、商号登記していないときは屋号等の名称のうち１個を記載して下さい。

2　法定代理人

フリガナ	生年月日 （性別）	本　　籍
氏　　名		住　　所
	（　）	
	（　）	

（記載上の注意）

1　「法定代理人」は、

①　入札参加事業者（法人の場合は、当該法人の役員）

②　入札参加事業者の親会社等（法人の場合は、当該法人の役員）

が、法第１０条第６号に規定する「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」である場合に、当該未成年者の法定代理人を記載して下さい。

2　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第２面の次に添付して下さい。

３　役　員　等

フ　リ　ガ　ナ	生年月日（性別）	本　　籍
氏　　名	役職名又は名称	住　　所
	（　）	
	（　）	
	（　）	
	（　）	
	（　）	
	（　）	
	（　）	
	（　）	

（記載上の注意）

１　入札参加事業者が法人の場合に記載して下さい。

２　「役員等」とは、役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者）及び相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいい、その全てを記載して下さい。

３　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第３面の次に添付して下さい。

４　主要株主・主要出資者

発行済株式の総数		出資総額	

ア　主要株主・主要出資者が個人の場合

フ リ ガ ナ 氏　　名	生年月日（性別）	本　　籍 住　　所 所有株式数又は出資金額	 割　　合
	（　）		
	（　）		
	（　）		
	（　）		
	（　）		
	（　）		
	（　）		
	（　）		

イ　主要株主・主要出資者が法人の場合

フ リ ガ ナ	フ リ ガ ナ	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	
商号又は名称	代表者氏名	所有株式数又は出資金額	割　　合

（記載上の注意）

１　主要株主とは、発行済株式の総数の１００分の５以上の株式を所有する株主をいいます。

２　主要出資者とは、出資総額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者をいいます。

３　割合は、「所有株式数（出資金額）／発行済株式の総数（出資総額）×１００」とします。

４　法第１０条第９号の親会社等に該当する場合は、第６面の「５親会社等」欄に記載して下さい。

５　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、個人の場合は第４面の次に、法人の場合は第５面の次にそれぞれ添付して下さい。

５　親会社等

ア　施行令第３条第１項第１号に該当する場合

○　個人の場合

フ リ ガ ナ	生年月日（性別）	本　　籍		
氏　　名		住　　所		
		議決権の総数	所有する議決権の数	割　　合
	（　　）			

○　法人の場合

フ リ ガ ナ	フ リ ガ ナ	主 た る 事 務 所 の 所 在 地		
商号又は名称	代表者氏名	議決権の総数	所有する議決権の数	割　　合

イ　施行令第３条第１項第２号に該当する場合

フ リ ガ ナ	フ リ ガ ナ	主 た る 事 務 所 の 所 在 地
商号又は名称	代表者氏名	その役員に占める自己の役員等の割合

ウ　施行令第３条第１項第３号に該当する場合

フ リ ガ ナ	フ リ ガ ナ	主 た る 事 務 所 の 所 在 地
商号又は名称	代表者氏名	その代表権を有する役員の地位を占める自己の役員等の氏名

（記載上の注意）

１　「親会社等」には、入札参加事業者と次の関係（特定支配関係）にある者（施行令第３条第１項第１号から第３号まで）を記載して下さい。

①　その株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。（第１号）

②　その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。）に占める自己の役員又は職員（過去２年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。）の割合が２分の１を超えていること。（第２号）

③　その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。（第３号）

２　親会社等に該当するものがある場合は、その該当する欄に記載して下さい。

３　その役員に占める自己の役員等の割合は、「入札参加事業者における自己の役員等の数／入札参加事業者の役員の数×１００」とします。

6　親会社等の役員等

法人の商号又は名称		
フリガナ	生年月日（性別）	本　　籍
氏　　名	役職名又は名称	住　　所
	（　）	
	（　）	
	（　）	
	（　）	
	（　）	

法人の商号又は名称		
フリガナ	生年月日（性別）	本　　籍
氏　　名	役職名又は名称	住　　所
	（　）	
	（　）	
	（　）	
	（　）	
	（　）	

（記載上の注意）

1　親会社等が法人の場合は、当該法人の役員等（第３面でいう「役員等」に同じ。）を全て記載して下さい。

2　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第７面の次に添付して下さい。

7　提出書類

この書面のほか、下表に示す提出書類のうち、該当するものを提出して下さい。なお、提出する
書類については、チェック欄に〇印を付けて下さい。

提　出　書　類　一　覧　表	ﾁｪｯｸ
1　住民票の写し（外国人の場合は外国人登録原票の写し）※1【落札者決定後】	
①　入札参加事業者（個人）	
②　入札参加事業者（個人）の法定代理人※2	
③　入札参加事業者（法人）の役員	
④　入札参加事業者（法人）の役員の法定代理人	
⑤　入札参加事業者（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者※3	
⑥　入札参加事業者（法人）の親会社等※4（個人）	
⑦　入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）の法定代理人	
⑧　入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員	
⑨　入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員の法定代理人	
⑩　入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者	
2　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※5	
⑪　入札参加事業者（法人）	
⑫　入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）	
3　戸籍抄本※6	
⑬　入札参加事業者（個人）	
⑭　入札参加事業者（法人）の役員	
⑮　入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）	
⑯　入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員	
4　未成年者登記簿の謄本※7	
⑰　入札参加事業者（個人）	
⑱　入札参加事業者（法人）の役員	
⑲　入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）	
⑳　入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員	
5　誓約書　［別添］	
㉑　入札参加事業者（個人）	
㉒　入札参加事業者（法人）	
6　電磁的記録媒体※8	

※1　住民票の写しは、本籍地の記載のあるものとし、外国人登録原票の写しは、その者が外国人で外国人登録をしている場合に提出して下さい。また、いずれも発行後６ヶ月以内のものを提出して下さい。

※2　法定代理人とは、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいいます。

※３　役員と同等以上の支配力を有する者とは、正規の役員ではないが、相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいいます。

※４　親会社等とは、入札参加事業者と施行令第３条第１項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者とします。

※５　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、発行後６ヶ月以内のものを提出して下さい。

※６　戸籍抄本は、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合及びその者が未成年者で婚姻により成年に達したものとみなされている場合（民法第７５３条）に提出して下さい。

※７　未成年者登記簿の謄本は、その者が未成年者であって、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する場合（婚姻により成年に達したものとみなされている場合を除く。）に提出して下さい。

※８　電磁的記録媒体の作成要領

意見聴取に必要な電磁的記録は、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別とし、これらをＣ　Ｓ　Ｖ 形式（ 例えば、エクセル、アクセス等）により、電磁的記録媒体（ ＣＤ－Ｒ）に以下の要領で記録する。

①　氏名カナは、半角で記録し、姓と名の間を半角で１マス空ける。

②　氏名漢字は、全角で記録し、姓と名の間を全角で１ マス空ける。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能な場合は、当該漢字に代えて平仮名を記録する。

③　生年月日のうち、年、月及び日については、半角の２ 桁で記録する。元号については、明治の場合は「M」、大正の場合は「T」、昭和の場合は「S」、平成の場合は「H」と半角で記録する。

④　性別については、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」と半角で記録する。

⑤　氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別は、それぞれセル毎で区切る。

⑥　記載例（データ上の記載）

昭和３　８　年７　月１　４　日生まれの公共太郎（ 男性）の場合は、

氏名カナ(半角)	氏名漢字(漢字)	元号(半角)	年	月	日	性別
ｺｳｷｮｳ ﾀﾛｳ	公共　太郎	S	38	7	14	M

[別添]

支出負担行為担当官
関東地方整備局長
深 澤 淳 志　殿

平成　　年　　月　　日
住　　所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名　　㊞

誓 約 書

平成26年●月●日付けで公告のありました「H27-30国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務」の入札に参加するにあたり、下記のとおり誓約します。

記

1 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第15条において準用する第10条各号に該当する者でないこと。

2 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

3 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

①親会社と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

4 国営昭和記念公園事務所で平成２５年度に実施の「H25昭和・武蔵運営維持管理手法改善検討他業務」の受託者でないこと。また、平成２６年度に実施の「H26国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理履行確認業務」、「H26昭和・武蔵収益施設監督支援業務」、又は「H26国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理に関するモニタリング調査他業務」に参加している者及び当該業務の管理技術者。担当技術者の出向・派遣元並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。

5 業務の一部について再委託等を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。又、再委託先等が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させないこと。

6 申請書類の内容については事実と相違ないこと。

上記誓約に相違があった場合は、入札参加の取消し、契約解除等の措置又は処分も甘受し、一切の意義を申し立てないことを併せて誓約します。

以上

申請書類における留意事項について

１．提出部数は１部とし、通しの頁数を次の例ように頁右下に記載するものとする。（例　1／10，2／10･･･9／10，10／10）。

２．提出様式１－２「企業の業務実績」
①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
②単体および共同体の担当する分担業務については、「本業務全体のマネジメント及び企画立案」、「施設・設備維持管理」、「植物管理」とし、さらに細かく業務を分担する場合には、「施設・設備維持管理業務のうち、施設管理」などの記載とし、独自に「総合運営管理業務（例）」など独自の名称は作らないこと。
③本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の実績については、説明書１．（２）１）で記載しているとおり、必ず「本公園の運営維持管理全般について目標及び業務計画を策定し、多岐にわたる業務について総合的な調整を行い、適切な進捗管理を実施」した会社とし、その内容について契約書で記載されていない場合は、その内容が確認できる業務の仕様書等も添付すること。
④共同体の場合は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する企業を代表企業とすること。

３．提出様式１－３「総括（業務）責任者等の業務実績」
①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
②「本業務全体のマネジメント及び企画立案」、「施設・設備維持管理」、「植物管理」の業務責任者においては、業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数　配置した場合には、特定しない。
ただし、実施要領に定めた範囲において兼務は可能とする。
③共同体の場合は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する総括責任者を代表企業の社員（予定を含む）とすること。また、「所属・役職」の欄に会社名を記載すること。

４．提出様式１－４「守秘性に関する要件」
①守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。また、共同体の場合は、構成員毎に様式１－４の提出及び守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。該当部分に下線を引くこと。

５．提出様式１－５「業務実施体制」
①共同体の場合は、備考欄に所属企業名および職務、配置予定者の氏名を記載すること。
②組織図（業務実施のための体制図）を添付すること。その際に担当する分担業務を記載すること。
③実施要項３．３．表２に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。

６．提出様式１－５－２「業務実施体制における提案」
Ａ４版片面１枚以内で、文字寸法は１０．５ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ９ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。
白黒片面印刷で提出すること。

７．提出様式１－６「実施方針」
Ａ４版片面２枚以内で、文字寸法は１０．５ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ９ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。
白黒片面印刷で提出すること。

８．提出様式１－１０「入札参加事業者等確認書」
　落札者は、住民票の写し（外国人の場合は外国人登録原票の写し）について、落札決定日から２週間以内に提出すること。
　様式のデータおよび電磁的記録媒体（第８面参照）をCD－Rで提出すること。

（提出様式２－１）

企画書

業務の名称　　H27-30国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務

履行期限　　平成　　年　　月　　日

標記業務について、企画書を提出します。

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
関東地方整備局長
　　深澤　淳志　殿

提出者）住　　所
　　電話番号
　　会 社 名
　　代 表 者 役職名　　氏　　名　　印

作成者）担当部署
　　氏　　名
　　電 話 番 号
　　Ｆ Ａ Ｘ
　　Ｅ－mail

（共同企業体の場合は、以下のように記入すること。）
　　住　所　：共同体事務所の所在地
　　電話番号：共同体事務所の電話番号
　　ＦＡＸ　：共同体事務所のＦＡＸ番号
　　会社名　：○○○○業務
　　　△△・○○共同体
　　代表者　：△△㈱　役職名　　氏名　印

注）紙入札方式による場合は代表者印を押印してください。

（提出様式２－２―１）

１）目標とする公園利用者数の確保に関する提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

公園利用者数【数値目標】　（単位：万人）

年目	１年目					２年目	３年目	４年目
年間 公園利用者数								
四半期毎 公園利用者数	1	2	3	4	計			

１．企画提案項目：○○○の活用
・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※目標とする数値を各年度設定の上、その公園利用者数確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。
※公園利用者数【数値目標】は、２年目～４年目についても、１年目と同様、四半期毎（４年目は第１四半期～第３四半期）の目標値を記入すること。

（提出様式２－２―２）

２）利用者満足度の確保に関する提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

公園利用者の満足度（満足）【数値目標】　（単位：％）

年目	１年目				２年目	３年目	４年目
年間公園利用者の満足度							
四半期毎公園利用者の満足度	1	2	3	4			

１．企画提案項目：○○○の活用
・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※目標とする数値を設定の上、その満足度数の向上に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。
※公園利用者の満足度（満足）【数値目標】は、２年目～４年目についても、１年目と同様、四半期毎（４年目は第１四半期～第３四半期）の目標値を記入すること。

（提出様式２－２―３）

３）公園特性を活かした植物管理に関する提案

基本的な考え方・方針
　○○○を基本的な方針として、○○○

１．企画提案項目：○○○の活用
・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※目標とする数値を設定の上、その満足度数の向上に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―４）

４）公園特性及び資源、施設を活かした運営管理に関する提案

基本的な考え方・方針

○○○を基本的な方針として、○○○

都市緑化植物園に関する満足度（満足）【数値目標】　（単位：％）

年目	１年目				２年目	３年目	４年目
年間 都市緑化植物園の満足度							
四半期毎	1	2	3	4			
都市緑化植物園の満足度							

１．企画提案項目：○○○の活用

・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。

・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：

・具体的な企画提案：

・期待される効果：

３．企画提案項目：

・具体的な企画提案：

・期待される効果：

４．企画提案項目：

・具体的な企画提案：

・期待される効果：

５．企画提案項目：

・具体的な企画提案：

・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の１．～５．に、本公園の「都市緑化植物園」の機能を発揮させるための維持管理方法に関して、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

※都市緑化植物園の利用者数【数値目標】は、２年目～４年目についても、１年目と同様、四半期毎（４年目は第１四半期～第３四半期）の目標値を記入すること。

（提出様式２－２―５）

５）多様な利用プログラムの提供に関する提案

基本的な考え方・方針　　○○○を基本的な方針として、○○○
イベント・行事等利用プログラムの種類・開催数、参加人数【数値目標】

イベント・行事名	１年目		２年目	３年目	４年目
	開催数（回）	参加人数（人）			
展示（都市緑化植物園展示棟）		－			
展示（その他）		－			
体験イベント		○～○○			

その他	１年目		２年目	３年目	４年目
	開催数（回）	参加人数（人）			
環境学習プログラム		○～○○			
都市緑化植物園 ガイドツアー		○～○○			

１．企画提案項目：○○○の実施
・具体的な企画提案：○○○において、・・・・○○○を実施します。
・期待される効果：○○○を実施することにより、・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※企画提案項目１に、展示（都市緑化植物園展示棟）の開催数の目標の実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目２に、展示（その他）の開催数の目標の実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目３に、体験イベントの開催数と参加人数の目標の実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目４に、環境学習プログラムの開催数と参加人数の目標の実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目５に、都市緑化植物園ガイドツアーの開催数と参加人数の目標の実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※自主事業の自主イベントの企画提案については「（提出様式２－２－１０）自主事業に関する提案」に記述するものとし、本様式では委託費で行う行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む）のみを記載すること。
※「体験イベント」と「環境学習プログラム」、「ガイドツアー」の内容及び実施回数は重複してはならない。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。
※行催事の開催数、参加人数【数値目標】は、２年目～４年目についても、１年目と同様、開催数及び参加人数の目標値を記入すること。

（提出様式２－２―６）

６）情報受発信に関する提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

マスコミ報道件数・ホームページアクセス件数【数値目標】　（単位：件）

年目	１年目	２年目	３年目	４年目
年間 マスコミ報道 件数	○○	○○	○○	○○
年間 ホームページ アクセス件数	○○	○○	○○	○○

１．企画提案項目：○○○の活用
・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※マスコミ報道件数やホームページアクセス件数の目標を設定の上、それら実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―７）

７）地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案

基本的な考え方・方針
　○○○を基本的な方針として、○○○

１．企画提案項目：○○○と連携
・具体的な企画提案：○○○と連携し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○と連携することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※企画提案項目１．～２．に、周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目３．～５．に、ボランティアやＮＰＯ団体との連携方策及びボランティア活動の充実・継続に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―８）

８）公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案

基本的な考え方・方針
　○○○を基本的な方針として、○○○

１．企画提案項目：○○○の活用
・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※企画提案項目１．～２．に、公園利用者の安全・安心を確保する施設管理および運営管理について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目３．～４．に、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目５．に、公園スタッフに関する事故を未然に防ぐ取組について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―９）

９）緊急時及び非常時の対応に関する提案

基本的な考え方・方針
　○○○を基本的な方針として、○○○

１．企画提案項目：○○○の実施
・具体的な企画提案：○○○について、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○をすることにより、・・・・の防止が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※企画提案項目１．～２．に、緊急事態を想定し、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目３．～４．に、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目５．に、繁忙期において、混乱回避のための体制構築を含めた対応策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―１０）

１０）自主事業に関する提案

基本的な考え方・方針
　○○○を基本的な方針として、○○○

１．企画提案項目：○○○の実施
・具体的な企画提案：○○○において、・・・・○○○を実施します。
・期待される効果：○○○を実施することにより、・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※公園の目的・魅力の向上の観点について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※自主事業：事業者の独立採算により行う事業をいう。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―１１）

１１）収益施設の運営に関する提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

年目	１年目				２年目	３年目	４年目
年間 収益施設の満足度							
四半期毎 収益施設の満足度	1	2	3	4			

１．企画提案項目：○○○の活用
・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が見込まれます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※企画提案項目１．**駐車場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目２．**レンタサイクル施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目３．**飲食施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目４．**物販施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目５．**園内交通施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。
※関東地方整備局が指定する収益施設の満足度（非常に満足）【数値目標】は、２年目以降についても、１年目と同様、四半期毎（４年目は第１四半期～第３四半期）の目標値を記入すること。

（提出様式２－２―１２）

１２）各業務の最低水準（現行基準）として示された仕様書に対する、改善提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

１．改善提案項目：○○○工
・設計数量：○○ｍ２
・変更数量：○○ｍ２
・変更可能な理由：○○○を導入し、・・○○の質が向上（○○を削減）します。
・期待される効果：○○○を導入することにより、・・・の削減が見込まれます。

２．改善提案項目：
・設計数量：
・変更数量：
・変更可能な理由：
・期待される効果：

３．改善提案項目：
・設計数量：
・変更数量：
・変更可能な理由：
・期待される効果：

４．改善提案項目：
・設計数量：
・変更数量：
・変更可能な理由：
・期待される効果：

５．改善提案項目：
・設計数量：
・変更数量：
・変更可能な理由：
・期待される効果

※各改善提案項目には通し番号を付けること。
※改善提案による質の維持向上又は経費の削減（あるいはその両方）に関する提案について、実現性のある改善提案および期待される効果を具体的に記述する。
※設計数量が変更となる場合には、数量総括表に変更数量を記述して提出すること。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

【別添】

企画書の提案に関する注意事項等

１．各企画提案および改善提案について、着眼点が他と比較して優れており、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等の妥当性について総合的な観点から評価する。

２．各企画提案および改善提案の頁数は、説明図表を含めＡ４版２頁以内とする。
上記頁数を超えた場合、加点評価対象は２頁目までに記載されている内容とし、３頁目以降に記載した内容は加点評価対象としない。ただし、３頁目以降に記載した内容（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

３．各企画提案の項目数は最大５項目までとし、記載の順に１から５までの通し番号を付けること。
加点評価対象は番号１から５の企画提案項目までとし、これを超えた企画提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない企画提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した企画提案項目又は通し番号の記載がない企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

４．改善提案は、記載の順に１から通し番号を付けること。
通し番号の記載がない改善提案項目については加点評価対象としない。ただし、通し番号の記載がない改善提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
頁数は、上記２．によるものとする。

５．１つの企画提案項目は１つの着目対象（○○対策、等）に限って設定すること。
複数の着目対象に対する企画提案項目を記載した場合には、当該企画提案項目を加点評価対象としない場合がある。ただし、当該企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

６．１つの企画提案項目に対する具体的な企画提案は、業務の特性及び現場条件等を考慮のうえ､企画提案項目とした着目対象に関して効果を発現させるための実施方法(効果を高めるために付帯して行うものを含む。）を具体的に記載する。
曖昧な表現及び「仕様書に基づき履行」等の簡易な表現はしないこと。

７．以下に示すような企画提案項目は、標準案と同程度であり効果が期待できないものとし、加点評価しない。

①仕様書及び関係法令を遵守した標準的な内容

８．以下に示すような企画提案項目は、実施を認めないもの（履行不可）とする。

①関係法令に違反するもの
②入園料、使用料等の増減を変更させるもの
③開園日時を変更させるもの(主催イベントなど仕様書で明示してあるものは除く)

９．文字寸法は１０．５ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ９ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。

10．白黒片面印刷で提出するものとする。

11．企画書の提出部数は１部とし、通しの頁数を以下の例のように頁右下に記載するものとする。（例　1／10，2／10･･･9／10，10／10）。

12．企画書に個別法人および個別グループ等が特定できる記載内容（法人名、個人名など）がある場合は、その記載された頁に該当する実施要項表９に示す｢区分｣は加点評価対象としない。ただし、当該区分（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

（例）　▲▲会社　　→　　当法人
■■財団　　→　　当法人
◇◇共同体　　→　　当法人
□□グループ　　→　　関連グループ　等
※固有の名称は用いないこと。

13．各企画提案および改善提案を作成する上で、同様な内容を記述する場合は、該当箇所に｢（再掲）｣と記載すること。ただし、加点対象とするが、実施要項表９に示す｢区分｣によって評価が異なる場合がある。

14．（提出様式２－２－１、２、３、５、１２）の数値目標の２年目～４年目の記入にあたっては、１年目の例示と同様な欄を設けて記入すること。

国営武蔵丘陵森林公園

収益施設運営計画書

提　　出　　様　　式

国土交通省　関東地方整備局

【企画書提出時に提出すること】
（様式３－１）

平成　　年　　月　　日

収益施設運営計画書

国土交通省　関東地方整備局　　殿

（申込者）社　名

代表者　　印

所在地

TEL(FAX)

下記施設について、国営武蔵丘陵森林公園収益施設運営計画書を提出します。

記

（１）所 在 地　埼玉県比企郡滑川町、熊谷市
（２）対象施設　駐車場（６箇所)、レンタサイクル施設（４箇所)、飲食施設（２箇所)、
物販施設（１０箇所)、園内交通施設（停留所１６箇所、車庫)、
野外炊飯広場、自動販売機、コインロッカー、公衆電話

＊ただし、野外炊飯広場、中央レストラン及び展望レストラン付帯のバーベキューコーナーの運営については、義務付けを行わない。

＊共同体として参加する者が提出する場合は、H27-30 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務について、業務全体のマネジメント及び企画立案業務をする者とする。

（様式３－２）

収益施設運営計画

（1）運営施設全体の運営計画
・基本的な考え方
・取組方策
・混雑期、閑散期に対応した運営方針

※運営施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取り組み方策を具体的に記述すること。
また、混雑期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述すること。

※図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。

（２）収益施設の運営に関する提案

１．企画提案項目：〇〇〇の設定
・具体的な企画提案：〇〇〇を設定し、・・・・実施します。
・期待される効果：〇〇〇を設定する事により、・・・・が見込まれます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：。
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※企画提案項目１．**駐車場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目２．**レンタサイクル施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目３．**飲食施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目４．**物販施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目５．**園内交通施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※文字寸法は１０．５ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ９ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。
※本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式２－２－１１と同様な内容とする。

（様式３－４－１）

（３－１）駐車場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。
※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－２）

（３－２）レンタサイクル施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。
※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－３）

（３－３）飲食施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間・料金を超える提案は不可とする。

※ただし、中央レストラン及び展望レストラン付帯バーベキューコーナーの運営については、義務付けを行わない。

（様式３－４－４）

（３－４）物販施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。
※仕様書に示す期間・時間・料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－５）

（３－５）園内交通施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。
※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－６）

（３－６）野外炊飯広場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

※野外炊飯広場バーベキューコーナーの運営については、義務付けを行わない。

（様式３－４－７）

（３－７）自動販売機の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。
※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－８）

（３－８）コインロッカーの運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。
※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－９）

（３－９）公衆電話の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス（新たに設置する場合）
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

※ただし、公衆電話３台は既設（関東地方整備局設置）である。